

社会保障研究資料第5号
2006年3月17日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No. 5
March 17, 2006

社会保障統計年報

平成17年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS
(2005)



National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成17年版

社会保障統計年報

まえがき

社会保障統計年報は、昭和 33 年以来、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として刊行されてきました。本書編集を旧総理府社会保障制度審議会事務局から国立社会保障・人口問題研究所が引き継いでから、本号で 5 冊目となります。本編でまとめた統計は平成 17 年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の決算値は平成 15 年度が直近となっています。

わが国の国内総生産は平成 16 年度、名目 496 兆 1,970 億円、実質 526 兆 3,780 億円となり、経済成長率は、名目 0.5%、実質 1.7%となりました。賃金の動向を見ると、平成 16 年の平均現金給与総額（月額）は 33 万 2,784 円で、前年比 0.7% 減と 4 年連続で減少しました。これは賃金の低いパートタイム労働者等の割合が増加した影響です。年金などの給付額に影響を与える 16 年度の消費者物価の総合指数は平成 12 年を 100 として 97.8 となり、前年比 0.3% の下落となりました。一方、勤労者世帯（平均世帯員数 3.48 人、世帯主平均年齢 46.4 歳）の家計を見ると、平成 16 年度の実収入は、1 世帯当たり 1 ヶ月平均 53 万 28 円で、前年に比べて名目及び実質とも 7 年ぶりに 1.0% の増加となりました。

平成 16 年度には、様々な社会保障関連法の改正が行われました。例えば、児童手当の支給対象年齢を就学前から小学校 3 年修了までに延長するなど、次世代育成支援対策の推進のためのいくつかの施策が実施されました。いわゆる「三位一体の改革」の一つとして国から地方への補助負担金の廃止に伴い、認可保育所における国庫負担及び都道府県負担の廃止等が 16 年 4 月より実施されました。さらに、保険料や給付水準について大きな改正を行った年金制度の改革などが行われました。平成 17 年度には、「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、身体・知的・精神の 3 障害に共通なサービス提供を、障害程度区分に基づき公平公正に行うもので、障害者の自立した生活を支援することを目的に、制度の持続性を考え、利用者負担の見直し等を新たに加えています。

平成 18 年 2 月、厚生労働省が公表した人口動態統計（速報値）において、平成 17 年の 1 年間の出生数から死亡数を引いた人口は 4,361 人の減少となり、統計をとり始めてから初めて人口が減少に転じました。これは人口減少社会の到来を示唆するもので、人口減少時代に突入した今、社会保障の持続可能な制度への改革は、あらゆる社会保障制度に及ぶ懸案となりました。本書が社会保障行政に携わる方、社会保険の実務関係者、社会保障を学ぶ方など多くの方々に幅広く活用されることを希望してやみません。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第です。

平成 18 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 京極 高宣

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について
- 第4節 日本の将来推計人口(平成14年1月推計)について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
25-30	7	1
31-88	7	2
89-120	7	3
121-141	8	4

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
145-183	8	1
184-198	9	2

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 國際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
201-215	9	1
216-228	9	2
229-243	10	3
244-392	10	4
393-418	15	5
419-428	16	6
429-450	16	7
451-469	17	8
470-475	18	9
476-481	18	10
482-510	19	11
511-517	19	12
518-528	20	13
529-558	20	14

目 次

第Ⅰ部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1	景気の動向.....	25
2	財政・金融.....	26
3	雇用.....	28
4	家計収支.....	29
5	人口・世帯.....	29

第2節 社会保障の動向

1	概況.....	31
2	高齢者保健医療福祉.....	35
3	児童福祉等.....	39
4	障害者福祉等.....	42
5	医療保険.....	47
6	年金保険.....	51
7	労働保険等.....	54
8	生活保護.....	56
9	保健医療と環境衛生.....	57
10	人材の確保と資質の向上.....	60
11	社会福祉基礎構造改革について.....	62
(表1) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)の概要.....		63
(表2) 少子化対策プラスワン(要点)		77
(表3) 障害者基本計画(概要)		79
(表4) 重点施策実施5か年計画		82

第3節 社会保障給付費について

I	社会保障給付費の範囲.....	89
II	平成15年度社会保障給付費の概要	90
III	平成15年度社会保障財源の概要	95

目 次

統計表	97
【付録】O E C D基準による我が国の社会支出の推計結果	116
第4節 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について	
I 日本の全国将来推計人口の概要	121
II 推計方法の概要	125

第II部 社会保障の体系と現状**第1節 社会保障の体系と現状**

1 はじめに	145
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	146
① 医療保険制度	146
② 年金制度	148
③ 業務災害補償制度	156
④ 雇用保険制度	160
⑤ 児童手当	164
⑥ 老人保健	165
⑦ 介護保険	166
3 老人福祉	167
① 施設福祉対策	167
② 在宅福祉対策	168
③ 介護予防・地域支え合い対策	169
4 身体障害者福祉施策	170
① 身体障害者在宅福祉施策の概要	170
② 身体障害者施設福祉施策の概要	172
5 障害児（者）施策	173
① 在宅福祉施策	173
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要	174
6 精神障害者施策の概要（平成17年度）	176
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	177
8 社会（家族）手当	178
9 生活保護制度	179
【参考】1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	180
2 審議会の整理合理化について	182

目 次

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	184
② 年金保険制度	186
③ 業務災害補償制度	188
④ 雇用保険制度	189
【参考】1 社会保障制度審議会勧告等一覧	190
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	192
3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	195

第III部 社会保障関係統計資料編**第1節 人口統計**

第1表 総人口等年次推移	201
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	202
第3表 年齢3区分別人口の推移	203
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	204
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	205
第6表 人口動態	208
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	210
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	211
第9表 年次別死因順位及び死亡率	212
第10表 世帯数（世帯業態別）	213
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	213
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	214
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	214
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	215
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	215

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	216
第17表 制度別社会保障給付費の推移	217
第18表 社会保障移転の推移	218
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	219
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	219
第21表 一般会計予算の内訳	220
第22表 社会保障給付費等の年次推移	221

目 次

第 23 表	社会保障関係費の推移	221
第 24 表	社会保障の給付と負担の見通し（平成 16 年 5 月推計）	222
第 25 表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	224
第 26 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	224
第 27 表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	225
第 28 表	世帯類型別所得再分配状況	226
第 29 表	世帯構造別所得再分配状況	227
第 30 表	当初所得階級別所得再分配状況	228

第 3 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 31 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	229
第 32 表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	230
第 33 表	国内総支出（名目）	232
第 34 表	家計（個人企業を含む）	234
第 35 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額	235
第 36 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	237
第 37 表	賞与支給状況	238
第 38 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	238
第 39 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	239
第 40 表	年間収入階級別勤労者 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	240
第 41 表	消費者物価指数（中分類）	242
第 42 表	販売農家 1 戸当たりの経営収支	243

第 4 節 社会保険関係**1 総 括**

第 43 表	医療保険適用者数（制度別）	244
第 44 表	公的年金適用者数（制度別）	245
第 45 表	雇用保険適用者数（制度別）	245
第 46 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	245
第 47 表	社会保険被保険者（組合員）1 人当たり平均標準報酬月額（制度別）	246
第 48 表	制度別被保険者 1 人当たり診療費	247
第 49 表	公的年金受給権者数	248
第 50 表	公的年金における年金総額（制度別）	250
第 51 表	公的年金受給権者 1 人当たり年金額	252
第 52 表	公的年金積立金状況	254
第 53 表	年金財政指標	255
第 54 表	業務災害補償保険年金受給者数	258
第 55 表	業務災害補償保険年金支払総額	258

目 次

第 56 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当たり金額	259
第 57 表	介護保険適用者数	260
第 58 表	介護保険認定者数	260
第 59 表	介護保険給付における介護給付・予防給付	261
第 60 表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費	261
第 61 表	介護保険保険料収納額	262
第 62 表	介護保険保険料基準額の分布状況	262
第 63 表	介護保険要介護認定者数の見込み	263
第 64 表	介護保険介護サービス量の見込み	263

2 健康保険**① 政府管掌健康保険**

第 65 表	政府管掌健康保険適用状況	264
第 66 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	265
第 67 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	266
第 68 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	267
第 69 表	政府管掌健康保険給付決定状況	268
第 70 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	272
第 71 表	政府管掌健康保険給付諸率	274
第 72 表	政府管掌健康保険収支状況	278

② 組合管掌健康保険

第 73 表	組合管掌健康保険適用状況	279
第 74 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	280
第 75 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	281
第 76 表	組合管掌健康保険平均保険料率	281
第 77 表	組合管掌健康保険給付決定状況	282
第 78 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	285
第 79 表	組合管掌健康保険給付諸率	286
第 80 表	組合管掌健康保険収支状況	288

3 国民健康保険

第 81 表	国民健康保険適用状況	289
第 82 表	国民健康保険給付決定状況	289
第 83 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	290
第 84 表	国民健康保険療養費等決定状況	290
第 85 表	国民健康保険療養の給付諸率	291
第 86 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	291
第 87 表	国民健康保険諸率	292
第 88 表	国民健康保険診療施設経理状況	293
第 89 表	国民健康保険料（税）収納状況	293

目 次

第 90 表 国民健康保険収支状況	294
4 厚生年金保険	
① 厚生年金保険	
第 91 表 厚生年金保険適用状況	295
第 92 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	296
第 93 表 厚生年金保険適用状況（業態別）	297
第 94 表 厚生年金保険年金受給権者状況	298
第 95 表 厚生年金保険一時金裁定状況	299
第 96 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当たり金額	299
第 97 表 厚生年金保険保険料徴収状況	300
第 98 表 厚生年金保険収支状況	300
② 厚生年金基金	
第 99 表 厚生年金基金適用状況	302
第 100 表 厚生年金基金年金受給権者状況	302
第 101 表 厚生年金基金一時金裁定状況	303
第 102 表 厚生年金基金給付 1 人当たり金額	303
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第 103 表 加入件数	304
第 104 表 加入者数	304
5 国民年金	
第 105 表 国民年金被保険者数	305
第 106 表 国民年金保険料収納済歳入額状況	305
第 107 表 勘定年金受給権者状況	306
第 108 表 福祉年金受給権者状況	307
第 109 表 国民年金特別会計収支状況	308
6 農業者年金基金	
第 110 表 農業者年金被保険者数	310
第 111 表 農業者年金受給権者状況	310
第 112 表 農業者年金年金勘定経理状況	311
7 国家公務員共済組合	
第 113 表 国家公務員共済組合適用状況	314
第 114 表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	316
第 115 表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	318
第 116 表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率	319
第 117 表 国家公務員共済組合長期部門支払状況	321
第 118 表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	322
第 119 表 国家公務員共済組合長期部門 1 人当たり金額	323
第 120 表 国家公務員共済組合短期経理状況	324

目 次

第 121 表 国家公務員共済組合長期経理状況	325
第 122 表 国家公務員共済組合業務経理状況	326
第 123 表 国家公務員共済組合保健経理状況	327
第 124 表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	328
第 125 表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	329
8 地方公務員等共済組合	
第 126 表 地方公務員等共済組合適用状況	330
第 127 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	332
第 128 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	335
第 129 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	336
第 130 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	338
第 131 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	339
第 132 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当たり金額	340
第 133 表 地方公務員等共済組合短期経理状況	341
第 134 表 地方公務員等共済組合長期経理状況	342
第 135 表 地方公務員等共済組合業務経理状況	343
第 136 表 地方公務員等共済組合保健経理状況	343
9 私立学校教職員共済	
第 137 表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	344
第 138 表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	345
第 139 表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	346
第 140 表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	347
第 141 表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	349
第 142 表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率	350
第 143 表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	352
第 144 表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	353
第 145 表 私立学校教職員共済長期部門 1 人当たり金額	354
第 146 表 私立学校教職員共済短期経理状況	355
第 147 表 私立学校教職員共済長期経理状況	356
第 148 表 私立学校教職員共済業務経理状況	357
第 149 表 私立学校教職員共済保健経理状況	357
10 農林漁業団体職員共済組合	
第 150 表 農林漁業団体職員共済組合適用状況	358
第 151 表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	358
第 152 表 農林漁業団体職員共済組合支給状況	359
第 153 表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	360
第 154 表 農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当たり金額	361
第 155 表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	362

目 次

第 156 表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	363
11 船員保険	
第 157 表 船員保険適用状況	364
第 158 表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	365
第 159 表 船員保険疾病部門給付決定状況	366
第 160 表 船員保険疾病部門診療費決定状況	368
第 161 表 船員保険疾病部門給付諸率	369
第 162 表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	371
第 163 表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	371
第 164 表 船員保険年金部門（職務上）1人当たり金額	371
第 165 表 船員保険失業部門給付決定状況	372
第 166 表 船員保険収支状況	373
第 167 表 船員保険保険料徴収状況	374
12 雇用保険	
第 168 表 雇用保険適用状況	375
第 169 表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	376
第 170 表 雇用保険給付状況	377
第 171 表 一般求職者給付の状況	378
第 172 表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	379
第 173 表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況	379
13 労働者災害補償保険	
第 174 表 労働者災害補償保険適用状況	380
第 175 表 労働者災害補償保険給付支払状況	381
第 176 表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	382
第 177 表 労働者災害補償保険給付平均支払額	382
第 178 表 労働保険特別会計労災勘定収支状況	382
14 公務災害補償	
第 179 表 国家公務員災害補償費支払状況	383
第 180 表 国家公務員災害補償1件当たり金額	383
第 181 表 地方公務員災害補償費支払状況	384
第 182 表 地方公務員災害補償1件当たり補償費	384
15 介護保険	
第 183 表 介護保険適用状況	385
第 184 表 介護保険要介護（要支援）認定者数	385
第 185 表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	386
第 186 表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数	388
第 187 表 介護保険施設介護サービス受給者数	388
第 188 表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	389

目 次

第 189 表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	390
第 190 表 介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費（世帯類型別）	390
第 191 表 介護保険における保険料収納額	390
第 192 表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	392
第 5 節 高齢者保健（医療）福祉	
1 総 括	
第 193 表 ゴールドプラン 21 の推進	393
第 194 表 介護保険施設等の比較	394
2 老人福祉	
第 195 表 老人福祉施設の施設数及び在所者数	396
第 196 表 職種別にみた従事者数	397
第 197 表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	400
第 198 表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	401
3 老人医療	
第 199 表 老人医療受給対象者数	402
第 200 表 老人医療費の状況	402
第 201 表 制度別老人医療費の状況	403
第 202 表 老人医療費（診療費）の状況	403
第 203 表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	404
第 204 表 老人医療費と国民医療費の推移	405
第 205 表 老人医療費の負担	406
第 206 表 老人医療費の負担の状況	406
第 207 表 老人医療費拠出金積算内訳	407
第 208 表 開設者別老人病院数、病床数	408
第 209 表 老人病院等の区分別状況	408
4 老人保健施設	
第 210 表 開設者別にみた施設数及び入所定員数	409
5 老人保健（ヘルス事業）	
第 211 表 老人保健事業の概要	410
第 212 表 老人保健事業実施状況	413
第 213 表 老人保健健康手帳の交付状況	415
第 214 表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	415
第 215 表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	416
第 216 表 がん検診の受診人員・結果別人員状況	417

第6節 医療供給と医療費**1 総 括**

第 217 表 国民医療費推計額	419
第 218 表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	420
第 219 表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	420

2 医療機関

第 220 表 病院・診療所数（開設者別）	422
第 221 表 病床数（開設者・種類別）	423
第 222 表 医療法人数の推移	423
第 223 表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	424
第 224 表 病院 1 施設当たり収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	424
第 225 表 一般診療所 1 施設当たり収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	425
第 226 表 歯科診療所 1 施設当たり収支状況（構成比率、開設者別）	425

3 地域医療計画

第 227 表 地域医療計画の内容	426
第 228 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進	427
第 229 表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	428

第7節 公衆衛生**1 結 核 等**

第 230 表 結核医療費推計額	429
第 231 表 結核医療費予算額	429
第 232 表 結核登録者	429
第 233 表 結核病床数・患者数・病床利用率	430
第 234 表 ハンセン病療養所入所者数	431
第 235 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	431
第 236 表 エイズ対策の概要	432
第 237 表 H I V感染者及びエイズ患者の現状	433

2 感染症（伝染病）

第 238 表 感染症患者数	434
第 239 表 予防接種被接種者数	435

3 精神保健

第 240 表 精神病床数・患者数・病床利用率	436
第 241 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額	436
第 242 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	436
第 243 表 医療保護入院届出件数	436

4 難 病

第 244 表 難病対策の概要	437
第 245 表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	438

5 環境衛生

第 246 表 全国水道普及状況	439
第 247 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	439
第 248 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	439
第 249 表 廃棄物の分類と処理体制	440
第 250 表 ゴミ処理等の流れ	441
第 251 表 市町村のごみ処理費用の推移	443

6 公 害

第 252 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	444
第 253 表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	445
第 254 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	446
第 255 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数	446
第 256 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	447
第 257 表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況	448

7 保健所及び保健センター

第 258 表 保健所の活動	449
第 259 表 保健所数及び保健所職員総数	449
第 260 表 保健所活動状況	450
第 261 表 市町村保健センター数	450

第8節 福祉サービス**1 身体障害者及び知的障害者福祉**

第 262 表 身体障害者手帳交付台帳登載数	451
第 263 表 福祉事務所における知的障害者相談状況	451
第 264 表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	452
第 265 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況	453
第 266 表 身体障害者更生援護状況	454
第 267 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況	454
第 268 表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	455
第 269 表 障害者職業能力開発校修了者数	455
第 270 表 居宅介護の市町村数、ホームヘルプサービス支給量及び ホームヘルパー派遣対象者数	456

2 児童福祉

第 271 表 在宅サービスに係る予算の状況	457
第 272 表 児童相談所処理件数	458

目 次

第 273 表 児童福祉施設数及び在所者数	459
第 274 表 里親・保護受託者及び委託児童数	460
第 275 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	460
第 276 表 1歳6か月児健診実施件数	461
第 277 表 3歳児健康診査成績	461
第 278 表 児童扶養手当受給世帯数	461
第 279 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	461
第 280 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	462
第 281 表 児童手当拠出金徴収状況	462
第 282 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	463
第 283 表 児童手当制度の費用負担	464
3 社会福祉関係機関・施設等	
第 284 表 社会福祉行政機関等設置状況	465
第 285 表 社会福祉施設数（施設の種類別）	466
第 286 表 生活福祉資金貸付状況	468
第 287 表 母子福祉資金貸付状況	468
第 288 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	469
第 9 節 生活保護	
第 289 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率	470
第 290 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	470
第 291 表 扶助別人員	471
第 292 表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	471
第 293 表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	472
第 294 表 保護費（扶助別）	472
第 295 表 医療扶助決定状況（診療費分）	473
第 296 表 生活保護基準額改定の推移	474
第 297 表 保護施設の施設数及び在所者数	475
第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護	
1 恩 給	
第 298 表 文官恩給年金受給権者状況	476
第 299 表 軍人恩給年金受給権者状況	476
第 300 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	478
2 戦争犠牲者援護	
第 301 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況	480
第 302 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	480
第 303 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	480

目 次

第 304 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	481
第 305 表 原爆被爆者対策状況	481
第 11 節 関連制度・関係機関	
1 関連制度	
① 住宅関係	
第 306 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当たり居住室数・畳数・延べ面積・1人当たり居住室の畳数（住宅の所有関係別）	482
第 307 表 住宅の所有関係別普通世帯数	483
第 308 表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）	483
第 309 表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	484
第 310 表 公営住宅等建設戸数	484
第 311 表 住宅建設戸数	485
② 雇用関係一般	
第 312 表 労働力人口・非労働力人口（年平均）	486
第 313 表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	487
第 314 表 就業者数（産業別、年平均）	488
第 315 表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	494
第 316 表 年齢別有効求人倍率	496
第 317 表 職業転換給付金関係予算の推移	497
第 318 表 地域別最低賃金額の改定状況	498
第 319 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	499
第 320 表 障害者雇用の現状	500
第 321 表 定年制等の状況	501
2 関係機関	
第 322 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	502
第 323 表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高	504
第 324 表 年金資金運用基金の運用資産状況	506
第 325 表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況	507
第 326 表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	508
第 327 表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	509
第 328 表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	509
第 329 表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	510
第 330 表 中小企業退職金共済加入状況	510
第 331 表 中小企業退職金共済支給状況	510
第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況	
第 332 表 医師数（業務別）	511

目 次

第 333 表 歯科医師数（業務別）	511
第 334 表 歯科衛生士数（就業場所別）	512
第 335 表 歯科技工士数（就業場所別）	512
第 336 表 薬剤師数（業務別）	512
第 337 表 看護職員需給見通し	513
第 338 表 保健師数（就業場所別）	514
第 339 表 助産師数（就業場所別）	514
第 340 表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	515
第 341 表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	515
第 342 表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	515
第 343 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数	516
第 344 表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）	517

第 13 節 財 政

第 345 表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	518
第 346 表 一般会計歳入・歳出（目的別）	519
第 347 表 地方財政（普通会計）歳入歳出	520
第 348 表 地方の民生費と衛生費の状況	522
第 349 表 国内総支出に対する財政規模	526
第 350 表 国税及び地方税	527
第 351 表 高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	527
第 352 表 市町村税納稅義務者数	528

第 14 節 国際統計及び比較**1 人 口**

第 353 表 世界の主要地域別人口及び人口増加率	529
第 354 表 平均寿命の国際比較	530
第 355 表 主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	531
第 356 表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～2004 年）	534
第 357 表 諸外国の出生率	536

2 社会保障

第 358 表 I L O 条約及び勧告（社会保障関係）	537
第 359 表 国民負担率の国際比較等	539
第 360 表 O E C D 社会支出（公的+義務化されている私的社会支出）の推移	540
第 361 表 O E C D 社会支出（公的+義務化されている私的社会支出）の対 G D P 比率の推移	542
第 362 表 日本の公的社会支出	544
第 363 表 日本の義務化されている私的社会支出	545

目 次

3 医 療	
第 364 表 医療費費用負担制度の国際比較（2004 年度）	546
第 365 表 医療費の対国内総生産比の国際比較	548
第 366 表 診療報酬支払方式の国際比較	549
第 367 表 医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	549
4 年 金	
第 368 表 諸外国の公的年金制度の概要	550
5 児童手当	
第 369 表 主要国の児童手当制度	552
6 労 働	
第 370 表 主要国の失業者数及び失業率	554
第 371 表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2002 年）	554
第 372 表 国際労働事務所労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	555
第 373 表 労働費用構成の国際比較	555

7 国際協力

第 374 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	556
第 375 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	556
8 国民所得	
第 376 表 国民所得（総額）	557
第 377 表 1 人当たり国民所得	558

第Ⅰ部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

——最近の経済・社会の動向——

1

1 景気の動向

日本経済は回復を続け、平成14年初からの景気拡張局面は戦後平均（33か月）を上回り4年目を迎えている。景気回復により企業部門は改善が続いているが、その好調さの家計部門への波及は遅れていた。しかし、平成17年には雇用や所得環境の改善を通じてようやく波及がみられるようになり、成長は着実さを強めることが期待されている。

これまでの拡張局面は一本調子ではなく、その過程に2度の一時的な調整局面が含まれている。1度目は平成15年前半におけるイラク戦争の時期である。2度目は平成16年後半からのIT関連分野における世界的な調整の時期である。前者の調整は、戦争終結とともに先行き不透明感が払拭され、内外経済ともに回復基調を取り戻した。後者は、IT部門の在庫調整の進展とともに、企業部門の好調さを背景とした民間需要の底堅さによって、徐々に乗り越えようとしている。

国際経済面では、平成16年後半からわが国の輸出は伸び悩んでおり、中国向けを含めたアジア向けが鈍化している。鈍化が目立つのは主に電気機器や一般機械で、この背景には世界的なIT関連の需給軟化がある。これを受けて、部品・材料である半導体等電子部品の輸出は平成16年後半からアジア向けを中心に鈍化し、デジタル家電（薄型テレビ、DVDレコーダー、デジカメ等）の輸

出も平成16年半ばからアメリカ向けを中心に鈍化している。

平成16年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目496兆1,970億円、実質526兆3,780億円となり、経済成長率は、名目0.5%、実質1.7%となつた。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直している。また、最近の特徴として、物価が持続的に下落し、緩やかなデフレ傾向にあることが挙げられる。

賃金の動向を見ると、平成16年の現金給与総額（月額）は33万2,784円で、前年比0.7%減と4年連続で減少した。一般労働者とパートタイム労働者別に見ると、いずれも現金給与総額の前年比は増加しており、全体での現金給与総額の減少は、相対的に見ると賃金の低いパートタイム労働者の割合が増加したことによるもので、その押し下げ効果は1.1%である。内訳は、所定内給与が前年比0.7%減、特別給与が1.8%減に対し、所定外給与は4.8%増と、所定外労働時間の増加を反映して2年連続の増加となつた。実質賃金は、前年比0.7%減と小幅ながら4年連続で減少している。

労働時間は、平成13年以降減少が続いているが、平成16年は景気の持ち直しを反映して所定外労働時間の増加幅が拡大したこと等から、平成16年における総実労働時間は、月平均151.3時間（年間1,816時間）で前年比0.2%増となつた。その内訳を見ると、所定内労働時間は月平均141.0時間で前年比0.2%減（15年0.4%減）と減少幅が縮小したのに対し、所定外労働時間は月平均10.3時間で前年比3.3%増となっており、景気の持ち直しを反映している。

平成16年の消費者物価は、総合指数は平成12

年を100として97.8となり、前年比0.3%の下落となった。なお、総合指数は平成12年以降6年連続して下落している。

資料：「平成17年度年次経済財政報告」（平成17年7月15日 内閣府HP）
 「平成16年度国民経済計算確報及び平成12年基準改定結果（国内総支出系列等）」（平成17年12月2日 内閣府経済社会総合研究所HP）
 「平成17年版労働経済の分析」（平成17年7月 厚生労働省HP）
 「平成12年基準 消費者物価指数（全国 平成17年平均）」（平成17年1月27日 総務省統計局HP）

2 財政・金融

平成17年度予算は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ構造改革を一層推進するため「改革断行予算」という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図ることを基本に編成された。一般会計歳出や一般歳出の水準を実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することとされた。歳入面でも足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、国債発行額も前年度を下回ることを視野に極力抑制することとされた。

平成17年度の一般会計予算の規模は82兆1,829億円（対前年度比0.1%増）、一般歳出の規模は47兆2,829億円（対前年度比0.7%減）となっている。また、平成17年度における公債発行額は34兆3,900億円、公債依存度は41.8%となり、前年度当初予算を下回っている。

社会保障予算については、急速な少子・高齢化の進展に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、個人の自助・自立の精神を基本として世代間・世代内の給付と負担の均衡を図り、制度の合理化・効率化を行うことにより経済・財政と調和し、将来にわ

たって持続可能な安定した制度を構築していく必要がある、という考え方のもとで編成された。17年度においては、介護保険制度改革に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行った結果、社会保障関係費は、20兆3,808億円（対前年度比5,838億円、2.9%増）計上された。まず、介護については、制度の持続可能性を高めるため、改革に取り組むこととし、特に年金給付との重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、施設における食費・ホテルコストに係る給付の見直しを実施することとした。年金については、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平16法104）に基づき、年金課税の見直しの平年度化による增收分を財源として、基礎年金の国庫負担割合を3分の1に1,000分の11を加えた率にまで引き上げるほか、17年度税制改正における定率減税の見直しによる初年度增收分から、1,101億円を基礎年金国庫負担に加算することとした。医療については、最近の医療費の動向、市町村国民健康保険への都道府県負担の導入の影響等を織り込んだ上で、国庫負担80,723億円（対前年度比0.6%減）を計上したほか、医療安全対策や医療

提供体制の整備等を推進することとした。生活保護については、多人数世帯の生活扶助基準等の見直しを行うほか、運用について適正化対策等を実施するとともに、生活保護受給者の実情に応じた自立・支援プログラムの導入を推進することとした。次世代育成支援については、「少子化社会対策大綱」（16年6月4日閣議決定）を踏まえ、待機児童ゼロ作戦をはじめとする仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援等を推進することとした。障害者施策については、障害保健福祉施策の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等の観点から、制度の見直しを行い、障害者の自立と社会参加を推進することとした。

雇用対策については、失業者の生活の安定と早期再就職の促進を図る観点から、雇用保険求職者給付の支給に必要な資金を確保するほか、若年者雇用対策の推進、民間活力を活用した職業能力開発の充実等、円滑な労働移動、求人・求職のミスマッチの解消及び早期再就職の実現等のための施策を推進することとした。なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く。）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨を予算総則に明記した。

平成17年度財政投融資計画は、全ての財投事業の財務の健全性や事業の見直しの進捗状況等についての総点検を踏まえ、「特殊法人等整理合理化計画」等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めることとされた。財政投融資の規模は17兆1,518億円（対前年度当初計画比16.3%減）となった。厚生福祉関係については、7,871億円（16年度計画額1兆415億円）の財政投融資を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院、厚生福祉施設等の整備

促進を図ることとされた。

一方、税制については、平成17年度税制改正において、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置を講ずるための見直しが行われた。

金融政策については、海外経済の拡大が続いていることに加え、企業の過剰設備・過剰債務等の構造的な問題への取り組みが実を結びつつあり、景気が回復基調で推移し、企業収益が改善を続けていることを踏まえ、以前から続けてきた量的緩和政策を堅持することとされた。日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買い入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成15年10月10日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融政策面から、最近の景気回復に向けた動きをより確実なものとすることに資する措置として次の措置が決定され、平成16年1月20日、平成17年5月20日には①の一部が見直された。

- ① 金融調節の柔軟性を高め、流動性供給面から機動的に対応する余地を広げる観点から、日本銀行当座預金残高の目標値の上限を30～35兆円程度とし、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合や、資

金供給に対する金融機関の応札状況などから資金需要がきわめて弱いと判断される場合には、上記目標上限の範囲外にぶれることもありうるものとする。

② 金融調節を機動的に行う観点から、国際買現先オペの最長期間を「6か月」から「1年」に延長する。

③ 金融政策運営の透明性を強化する観点から、量的緩和政策継続のコミットメントをより明確

3 雇用

新規求人は平成14年初めから増加が続いている。産業別に見ると、製造業、サービス業等を中心として増加している。弱い状態が続いている建設業も平成15年半ばに増加に転じ、引き続き高水準となっている。新規求職は平成14年下半期以降減少傾向で推移してきたが、平成16年半ば以降おむね横ばいで推移している。

有効求人倍率は上昇傾向で推移し、平成16年平均では0.83倍と前年の0.64倍を0.19ポイント上回った。新規求人倍率も徐々に高まっており、平成16年平均では1.29倍と前年の1.07倍を0.22ポイント上回った。雇用形態別に有効求人倍率（平成17年1～3月期（季節調整値））を見ると、一般は0.75倍、パートは1.32倍となった。

平成17年3月の新規学卒者の就職率は、大卒で93.5%（前年比0.4%増）と改善基調にある。

平成16年平均の就業者数は6,329万人（前年差13万人増）と7年ぶりの増加となった。雇用者数は平成16年平均で5,355万人（前年差20万人増）と2年連続で増加となった。

平成16年の雇用者数の動向をまとめると、（1）常雇は女性が平成15年半ば頃から増加に転じてきている一方で男性の減少が続いている。男女計では平成15年半ば以降増加傾向で推移している。臨

化するとともに、経済・物価情勢に関する日本銀行の判断について説明を充実する。

資料：「17年度予算」（財務省HP）
「平成17年度予算及び財政投融资計画の説明」（平成17年1月21日 財務省HP）
「平成16年度税制改正の要綱」（平成17年1月17日 財務省HP）
「金融政策」（日本銀行HP）

時、日雇も増加傾向で推移していたが平成17年に入ってから減少傾向となった。（2）男女別にみると、女性では増加が続いているが、男性は前半に緩やかな回復が見られたあと、増減を繰り返している。（3）産業別には、医療、福祉、サービス業は前年比で増加が続いている一方、建設業、製造業は前年比で減少傾向、非農林業雇用者を従業員規模別に見ると、大規模企業では平成16年後半以降減少に転じ、小規模企業も引き続き減少、といった特徴がみられる。また、自営業主・家族従業者は依然として減少している。

平成16年平均の完全失業者数は313万人（前年差37万人減）となり、2年連続で減少した。求職理由別に見ると、高水準で推移していた非自発的理由による離職者が平成15年以降2年連続で減少している。平成16年平均の完全失業率は男女計で4.7%と2年連続で低下し、平成17年に入ても低下傾向で推移しており、男性に比べると女性が相対的に良い傾向が平成11年頃から続いている。

失業頻度は男女とも低下し、新たな失業者の発生は減少し、失業継続期間も改善の基調が見られる。世帯主失業者は減少傾向で推移し、平成16年平均で80万人（前年差15万人減）と2年連続

で減少した。

労働力率は低下傾向となっており、高齢化による人口構成の変化が大きく影響している。また、それぞれの年齢層での労働力率の低下が、労働力人口の減少の原因となる傾向がある。また、非労働力人口のうち「適当な仕事がありそうにない」ことを理由に求職活動を行っていない者（求職意欲喪失者）は平成17年1～3月期で172万人（前年同期差33万人）と減少している。

地域ブロック別に雇用失業情勢を見ると、景気回復を牽引する自動車、デジタル家電等の製造業

や情報関連産業が集積している地域で改善が目立つものの、それ以外の地域では改善が遅れる等、地域格差が生じている。また、中小企業は依然として厳しい状況にある。今後、景気回復が続き、地域における雇用機会の創出や中小企業の活性化等により、その裾野が広がっていくことが重要なことになる。

資料：「平成17年版労働経済の分析」（平成17年7月 厚生労働省HP）

4 家計収支

平成16年の勤労者世帯（平均世帯人員3.48人、世帯主の平均年齢46.4歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均53万28円で、前年に比べ名目1.0%、実質1.0%と、名目、実質とも7年ぶりの増加となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均44万4,966円で、名目1.0%、実質1.0%の増加となり、名目、実質とも7年ぶりの増加となった。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成16年には1世帯当たり1か月平均33万836円で、名目1.5%、実質1.5%の増加となり、名目、実質とも7年ぶりの増加となった。消費支出の内訳を見ると、教育（+8.6%）、交通・通信（+6.0%）、教養娯楽（+5.9%）が大幅な実質増加となった

ほか、家事・家事用品（+3.8%）、光熱・水道（+0.9%）、保健医療（+0.3%）も実質増加となった。一方、住居（-6.0%）が大幅な実質減少となつたほか、被服及び履物（-3.4%）、食料（-0.3%）も実質減少となった。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は85,063円で、名目1.2%と7年ぶりの増加となった。非消費支出の内訳を見ると、実収入が7年ぶりの増加となったことから勤労所得税（名目+6.6%）などの直接税（名目+5.4%）が増加となった。一方、厚生年金や雇用保険等の社会保険料（名目-1.8%）は減少となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯） 平成16年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成16年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,768万7千人であり、この1年間に

6万7千人（0.05%）増加した。これを年齢3区分別に見れば、年少人口（0～14歳）は1,773

万4千人（17万1千人減、総人口の13.9%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,507万7千人（32万7千人減、総人口の66.6%）、老人人口（65歳以上）は2,487万6千人（56万6千人増、総人口の19.5%）となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老人人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計によると、総人口は平成18年にピークに達した後、長期の人口減少過程に入ると予測されている。老人人口の割合は平成12年現在の17.4%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成45年に30%台に達し、平成62年には35.7%（2.8人に1人が65歳以上）

となるものと予測されている。

世帯数は、平成16年6月10日現在で、4,632万3千世帯で平均世帯人員は2.72人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,806万世帯で、全世帯の60.6%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、787万4千世帯で全世帯に占める割合は17.0%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は785万5千世帯で、高齢者世帯の44.0%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
 「平成16年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
 「平成16年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成16年簡易生命表によると、男の平均寿命は78.64年、女の平均寿命は85.59年で、前年と比較して男は0.28年、女は0.26年上回っており、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成16年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.29で、過去最低記録を更新した前年と同率である。このように、少子化が一層進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行って

きた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果

第1部 社会保障の動向

的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るために重点施策実施計画として策定されたものである。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということを趣旨とし、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成16年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成16年12月1日等

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようするため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等所要の措置を講ずる。

〔国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成16年10月1日等

少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼の確保を図るため、保険料水準固定方式の下で給付水準を自動調整する仕組みの導入を図る等、国民年金制度及び厚生年金制度について所要の改正を行うほか、年金積立金の運用及び企業年金制度等についても所要の見直しを行う。

〔年金積立金管理運用独立行政法人法〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成18年4月1日等

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、年金積立金の管理及び運用を行う独立行政法人として、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定める。

〔児童手当法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年4月1日等

次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引上げ（義務教育就学前まで→小学校3年修了まで）を行う。

〔社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年6月18日等

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との

第2節 社会保障の動向

直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけ、国の補助等について規定する。

〔育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年12月8日

施行年月日：平成17年4月1日

次世代育成支援対策において大きな課題となっている、仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間の延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大等の措置を講ずる。

〔児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律〕

公布年月日：平成17年3月30日

施行年月日：平成17年4月1日

間の協定を実施するため、アメリカ合衆国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年6月18日等

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、大韓民国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法の適用を免除する等の措置を講ずる。

〔結核予防法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月23日

施行年月日：平成17年4月1日

結核対策の充実強化を図るため、乳幼児へのツベルクリン反応検査を廃止して、直接BCG接種を行うこと、定期の健康診断及び定期外の健康診断の対象者、方法等の見直しを行うことその他所要の措置を講ずる。

〔薬剤師法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月23日

施行年月日：平成18年4月1日

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の大きな変化に伴い医療の担い手としての役割が求められている薬剤師の資質を向上させる必要があることから、薬剤師国家試験の受験資格を6年間の薬学の学部教育を修了した者とする等の措置を講ずる。

〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年12月3日

施行年月日：平成17年1月1日等

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見

給する。

〔介護保険法施行法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年3月31日

施行年月日：平成17年4月1日

介護保険法の施行日前に市町村の措置により特

第1部 社会保障の動向

別養護老人ホームに入所した者については、施行後5年間（平成17年3月31日まで）に限り、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう負担軽減措置を講じているが、当該経過措置期間を5年間延長する。

〔国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年4月1日
施行年月日：平成17年4月1日

平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化並びに税制改革等に伴い、国民健康保険及び基礎年金に係る国庫負担割合の見直し等所要の改正を行う。

〔社会保険労務士法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年6月17日
施行年月日：平成18年3月1日

裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようとする等所要の措置を講ずる。

〔独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法〕

公布年月日：平成17年6月22日
施行年月日：平成17年6月22日（一部を除く）

平成17年度から5年を目処に年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行い、もって厚生年金保険等の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成17年6月22日
施行年月日：協定発効の日（一部を除く）
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国

政府との間の協定（仮称）を実施するため、フランス共和国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成17年6月22日
施行年月日：協定発効の日（一部を除く）

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（仮称）を実施するため、ベルギー王国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔介護保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年6月29日
施行年月日：平成17年10月1日等

介護保険法附則第2条の施行後5年を目途とする検討規定を踏まえ、給付の効率化・重点化、新たなサービス類型の創設、サービスの質の確保・向上、負担の在り方及び制度運営の見直し等制度全般についての所要の見直しを行う。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年7月6日
施行年月日：平成18年4月1日等

障害者の職業的自立を促進する施策の充実を図るために、障害者雇用率制度等における精神障害者の特例及び障害者雇用納付金制度における在宅就業障害者の特例を設ける等所要の改正を行う。

〔建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年7月15日
施行年月日：平成17年10月1日

建設労働者の雇用の安定等を図るため、事業主団体が作成した計画に基づいて、当該団体の構成事業主が他の構成事業主に対し、一時的に余剰となる常用労働者を送出することができるようする等の所要の措置を講ずる。

〔労働安全衛生法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年11月2日

施行年月日：平成18年4月1日

就業形態の多様化等を背景として、重大災害の頻発、過労死の増加など労働者の生命や生活にかかる問題が深刻化していることから、安全衛生、災害補償及び労働時間の分野について、労働者の安全と健康の確保に向けた企業における体制整備、通勤災害保護制度の見直し、労働時間の設定改善の促進等、所要の改正を行う。

〔障害者自立支援法〕

公布年月日：平成17年11月7日

施行年月日：平成18年4月1日等

身体障害者、知的障害者、精神障害者等の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、三

第2節 社会保障の動向

障害共通のサービス提供の枠組みを構築し、居宅及び施設サービスの見直し等を行うとともに、利用者負担の見直し等制度を維持管理する仕組みを強化する。

〔高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〕

公布年月日：平成17年11月9日

施行年月日：平成18年4月1日

高齢者の尊厳の保持のために高齢者虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を講ずる。

資料：「平成16年 簡易生命表」（厚生労働省HP）
「平成16年 人口動態統計」（厚生労働省HP）
「平成17年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「官報資料版」（平成17年3月10日 独立行政法人 国立印刷局）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成16（2004）年10月1日現在では約2,487.6万人（全人口の19.5%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成14年1月推計の中位推計によれば、平成25（2013）年に3,000万人を突破し、平成30（2018）年の3,417万人（全人口の27.3%）へと急速な増加を続けるものとみられている。その後も勢いは弱まるものの高齢化が進展し、平成62（2050）年には3,586万人（全人口の35.7%）になるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの

供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」(「ゴールドプラン21」)を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中心据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

〔介護保険制度の普及と見直し〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたり国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとともに、増加する費用を社会全体の連帶によって、安定的に賄うことができるようしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村(特別区を含む)
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政

運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。

- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。

- ⑤ 公費負担 給付費の2分の1

- ⑥ 利用者負担 費用の1割(施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額だけだったが、平成17年10月からは居住費・食費部分は保険給付の対象外となり、所得に応じて自己負担することになった。)

- ⑦ 保険料 65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収(天引き)が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者(第2号被保険者)は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

- ⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスとともに平成12年4月1日から同時実施。

介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間としており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わ

せ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関する検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、平成16年7月には社会保障審議会介護保険部会で「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能、活動、参加といった生活機能の低下を予防して、要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないようにすることを重視する「予防重視型システム」へと切り替えていくことが求められる等の指摘がなされた。第162回通常国会に提出され、平成17年6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成18年4月(②は平成17年10月)から、①総合的な介護予防システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立のための措置を講ずることとされた。この改正で「痴呆」という用語は「認知症」に見直された。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関する健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関する検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時に目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担(給付と負担の見直し)、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るために、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービス

を提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢の引上げ等が行われた。

老人保健事業の一環として行われている生活習慣病予防や健康づくりを通じた介護予防は、平成17年の介護保険法の改正により、市町村の特性に応じて介護保険事業と一体的に整備し、有機的に連携させ、高齢者に最適な形で総合的に提供することが求められるようになった。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3ヶ月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。平成17年度からは介護休業の取得回数制限が緩和された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受

け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要であることから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。この事業も、平成18年度からは市町村の「介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」と併せて総合的に提供することが求められている。

平成17年11月には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成18年4月から施行されることになった。

資料：「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成16年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成13年国民生活基礎調査 第1巻解説編」（厚生労働省大臣官房統計情報部）
「平成17年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2006」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成16年には史上最低の約111.7万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成16年は1.29人で史上最低を記録した平成15年と同率で、総人口の規模を維持する水準（2.07人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるよう環境づくりを進めていくことが求められている。

〔子ども・子育て応援プランの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生率の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成 15 年 3 月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成 15 年 2 月に 10 年間の时限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年 9 月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成 16 年 6 月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帶、の 4 つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしている。

平成 16 年 12 月 24 日の少子化社会対策会議では、平成 12 年度から平成 16 年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」を策定し、平成 17 年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる 4 つの重点課題に沿って、平成 21 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てるに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね

10 年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、内容や効果を評価しながら、この 5 年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

【児童福祉法の改正】

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成 8 年 3 月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21 世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年 12 月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の 3 つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第 140 回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成 9 年 6 月に成立し、公布された。

同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置（行政処分）から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響を考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策

の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成 13 年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るために、児童福祉法の改正が行われた。

平成 15 年 3 月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るために、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第 156 回通常国会に提出し、平成 15 年 7 月 9 日に成立し、平成 15 年 7 月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子どものための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に際し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

平成 16 年 10 月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第 159 回通常国会に提出し、平成 16 年 12 月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかる児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事

業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。

【その他の制度・施策の動向】

平成 6 年 3 月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成 12 年 6 月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を 3 歳未満から義務教育就学前（6 歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成 13 年 6 月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成 16 年 4 月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前（6 歳に達した日以後最初の年度末）から小学校第 3 学年修了前までに拡大された。

平成 6 年 10 月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。

また、平成 3 年 6 月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1 歳までの 1 年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成 7 年 4 月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成 7 年 6 月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年 10 月より実施されている。平成 13 年 11 月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための

環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力義務）、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設（小学校就学の始期までの子が負傷や病気のとき1年度につき5労働日まで休暇取得可）、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行された。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成

12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

資料：「平成16年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）
「平成17年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2006」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約351.6万人（在宅者：平成13年、施設入所者：平成12年）、知的障害（児）者約45.9万人（平成12年）、精神障害者約258.4万人（平成14年）の計約655.9万人と推計され、わが国の総人口の約5%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念

の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

〔障害者福祉サービスの支援費制度への移行〕

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新た

な利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

基本的仕組み：

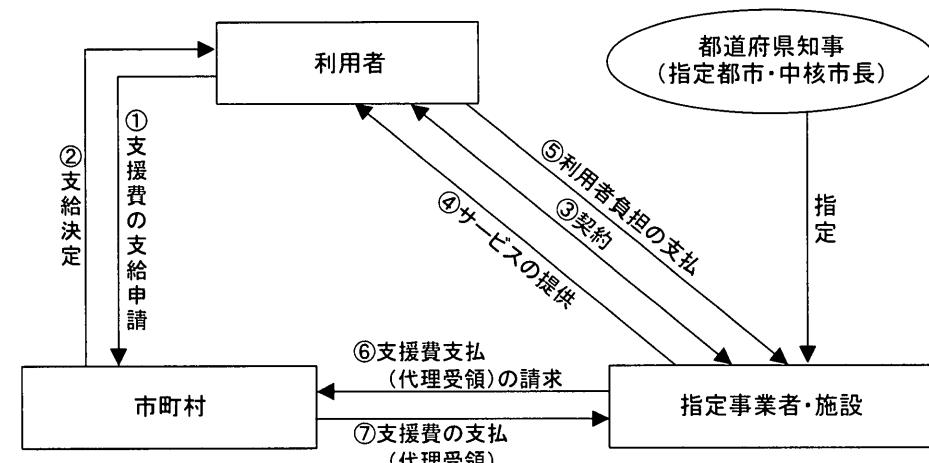
- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認

めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。

(3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。

(4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

図 支援費制度の基本的仕組み



〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン－ノーマライゼーション7か年戦略－」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るために重点施策実施計画として位置づけられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者

プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講すべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無に

かかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。

〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

〔障害者自立支援法の策定〕

支援費制度は、障害者の地域における自立・共生を進めるうえで重要な役割を果たしているが、サービス利用状況や提供体制に大きな地域差が生じていたり、対象外とされている精神障害者の扱い等、解決すべき課題も多く存在していた。社会保障審議会障害者部会等で検討を進め、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」により障害保健福祉施策の抜本的な見直し案が示された。これを踏

ました「障害者自立支援法」は、①障害者福祉サービスの一元化、②障害者がもっと働ける社会に、③地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、④公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、を主な内容とするものであり、第162回通常国会に提出され、平成17年11月に公布され、平成18年度から施行される。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置

づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布された。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精

神障害者等の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施するための改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行ふとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るために、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に

に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなつた。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行つた。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなつた。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るために助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされていた。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりをみせていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障

害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律案を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上的一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

さらに、障害者の就業ニーズの高まりを受け、第162回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会で成立し、平成17年6月に公布された。①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携等の支援、が主な内容である。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノーマライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込

まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成16年6月には1.46%、平成17年6月には1.49%となっている。特殊法人は、法定2.1%に対し、平成16年6月には1.71%、平成17年6月には1.53%となっている。平成16

年にくらべ平成17年度の実雇用率が減っており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導を行うこととしている。

資料：「平成17年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成17年版 障害者白書」（内閣府 ホームページ：政策統括官 総合企画調整担当）
「社会福祉の動向 2006」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）
「平成17年6月1日現在の障害者の雇用状況について」（平成17年12月14日 厚生労働省HP）

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した搖るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成15年度の国民医療費は31兆5,375億円、国民1人当たりの医療費は24万7,100円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成15年度には36.9%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

〔最近の医療保険改正の動向〕

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として

看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のために在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行つた。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行つた結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方にについて（第2次報告）」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立つて、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえ

で、医療提供体制の見直し、これから医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措

置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となつたため、与党三党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を代替わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続く経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月からと平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）、②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療

の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識が得られた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一一致には至らなかった。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。

厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを作って検討を進め、12月、「『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について」（厚生労働省試案）を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改正に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法

の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針（厚生労働大臣告示）」が策定された。

17年10月に厚生労働省は、15年3月閣議決定の「医療制度改革の基本方針」の具体化と17年6月閣議決定の「骨太の方針2005」への対応を目指し、国民的議論を進めるためのたたき台として「医療制度改革構造改革試案」を公表した。それを受け、17年12月に政府・与党医療改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の充実、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、である。

〔国民健康保険制度の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るために、薬価を医療費ベースで2.7%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げるのこととされた。

平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる△1.3%、薬価について△1.4%、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的人院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点か

ら、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

平成18年4月の改定は、診療報酬本体△1.36%、薬価等△1.8%のマイナス改定になる予定で、改定にあたっては、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価したものとする一方、慢性期入院医療等の効率化の余地があると思われる領域は適正化を図ることが前出の「医療制度改革大綱」（17年12月、政府・与党医療改革協議会）で方向づけられている。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成

12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆さや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいずれかを選択することとなっていたが、全国では、平成16年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が91万2千床（55.9%）、療養病床が34万9千床（21.4%）となった。

資料：「平成15年 国民医療費」（厚生労働省HP）
 「平成15年度 老人医療事業年報」（厚生労働省保険局）
 「平成17年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
 「医療施設（動態）調査」（厚生労働省HP）
 「保険と年金の動向 2005年版」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成15年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は7,029万人、受給権者数は2,284万人、被用者年金被保険者数は3,680万人、受給権者数は

1,290万人、年金支給総額は約40.5兆円にのぼる。平成16年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が209万3千円（総所得の71.9%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は64.2%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして

深く浸透している。平成 17 年 4 月時点では、老齢基礎年金（40 年加入の場合）は月額 66,208 円、サラリーマン夫婦（第 2 号被保険者）の厚生年金（平均的な賃金で 40 年加入）と 2 人分の老齢基礎年金の合計）は月額 233,300 円となっている。

〔最近の年金改正の動向〕

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成 6 年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生 80 年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るために、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65 歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成 11 年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとしないよう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。それに先立ち年金審議会では、平成 9 年 5 月 27 日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広

く検討した。平成 9 年 12 月 5 日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組合せについて 5 つの選択肢を提示した。平成 10 年 3 月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を 5 月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成 10 年 10 月に意見書をとりまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の 5 % 適正化、②65 歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60 歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成 11 年の国会に提出した。同法案は平成 12 年 3 月に成立し、平成 12 年 4 月から順次施行された。

〔平成 16 年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成 16 年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成 14 年 1 月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成 14 年 12 月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成 15 年 9 月には坂口厚労相試案「16 年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受け 11 月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成 16 年 2 月、年金改正法案を国会に提出し、平成 16 年 6 月に成立し、平成 16 年 10 月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した

持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に応じた制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成 4 年 9 月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第 3 次報告書」を、平成 5 年 12 月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第 4 次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成 10 年 3 月には「年金数理部会第 5 次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21 世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の主柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和 59 年の閣議決定により、平成 7 年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和 61 年 4 月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる 1 階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる 2 階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置とし

て「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成 2 年 4 月から実施された。

平成 6 年 2 月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成 7 年 7 月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成 8 年 3 月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成 9 年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成 8 年 6 月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR 共済、JT 共済、NTT 共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動

向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分(-0.3%)のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに年金額を引き上げないことで、かさ上げ分(物価スライド特例措置)を相殺解消することとされた。

〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企

業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

〔確定拠出年金法の制定〕

確定拠出年金は、拠出された掛け金が個人ごとに明確に区分され、掛け金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換(ポータビリティ)が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乗せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成17年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「保険と年金の動向 2005年版」(「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会)
「平成16年 国民生活基礎調査」(厚生労働省HP)

7 労働保険等

〔労災保険の動向〕

平成16年度における労災保険の適用労働者は4,855万人で、前年度比1.3%の増加となった。

労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成15年度に新た

に保険給付の支払を受けた被災労働者数(全国)は、業務災害による者が54万2,606人、通勤災害による者が5万1,386人、全体で59万3,992人となっており、前年度に比べ15,763人(2.7%)の増加となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成15年度には51.1%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るために、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、啓発周知・指導を行ってきた。また、メンタルヘルス対策として平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定し、平成16年10月には「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表し、周知をはかっている。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成15年度は前年度を下回り84万人、平成16年度は68万人とさらに

減少した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付(60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給)及び育児休業給付(1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給)の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成14年度実績は、高年齢雇用継続給付が1,437億円、育児休業給付が、基本給付金について563億円、職場復帰給付金(復帰後6か月雇用時点で給付)について145億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るために給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を1000分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的变化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化とともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする改正

が審議され、15年5月から施行された。

〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施している。これにより、平成17年3月までの間に117,515人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した92,343人の79.7%にあたる73,560人が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成15年6月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目指とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、平成16年12月には同プランの実効性・効率性を高めるため「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」も策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取り組みが進められている。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる(施行は平成10年4月)とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中

家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るために、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができるところされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成16年雇用管理調査結果の概況」によると、定年制を定めている企業割合は91.5%であり、そのうち一律定年制を定めている企業割合は96.8%となっている。そのうち、60歳以上の定年制の普及率は99.3%、定年を60歳とする企業が90.5%、61歳以上とする企業が8.9%、65歳以上とする企業が6.5%あった。なお、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度、再雇用制度のどちらかまたは両方の制度がある企業は73.8%となっている。今後は希望する者が65歳まで現役として働くような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

資料:「平成17年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「平成16年雇用管理調査結果の概況」(厚生労働省 H P労働統計調査部)

心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られて

め、平成16年12月には報告書がまとめられた。それを踏まえ、老齢加算(平成16年度から)母子加算(平成17年度から)を3年かけて段階的に廃止するとともに、実施機関が組織的に被保護世帯の自立・就労を応援する制度に転換することを目的として、平成17年度から自立支援プログラムを導入することとされた。

資料:「社会福祉の動向 2006」(社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版)
「平成16年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「国民の福祉の動向 2005年版」(「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会)

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るために、2次医療圏(日常生活圏)単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るために高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥廣告事項の追加、等を内容とするものである。同法

法案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るために、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加するようになること、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向けて当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成16年度には53.8%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために、地域保健法に基づく

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

〔健康づくり対策〕

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し、一層の健康増進を図るために、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」「運動」「休養」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」に設定し、平成22年を目指とした到達すべき具体的な数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中心とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

さらに、平成17年度から、国民の健康寿命を

伸ばすこと目標に、①生活習慣病対策の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るために「健康フロンティア戦略」を推進している。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

〔感染症対策〕

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成17年

度で87億円にのぼっている。

【環境衛生対策等その他の施策】

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成

9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症(BSE)の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価(リスク評価)を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品安全法や健康増進法も改正された。

資料：「平成17年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「保険と年金の動向 2005年版」(「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会)
「処方せん受取状況の推計(平成16年度速報値)」(日本薬剤師会HP)

10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16

年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員(ホームヘルパー)225百万時間(35万人)、訪問看護ステーション44百万時間(9,900か所)、短期入所生活介護(ショートステイ)4,785千週(9.6万人分)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員(ホームヘルパー)については、平成14年12月の「新障害者プラン」においては、平成14年12月の「新障害者プラン」においては、

て、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員(ホームヘルパー)等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」(いわゆる「人材確保法」)が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等による修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成16年末の看護職員就業者数は129.3万人だが、平成17年12月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成22年の需要見通し1,406,400人に対し、供給見通しは1,390,500人で供給率98.9%を見込んでいる。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査(ボランティアセンター事業年報2004)によれば、ボランティア活動者の数は、平成16年4月現在で約779万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の待遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野(内科、外科、救急部門(麻酔科を含む)、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療)の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、

薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了した者に与えられることとなった。

資料：「平成17年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、
ぎょうせい)
「ボランティアセンター事業年報2004」(全国社会
福祉協議会)

(表1)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の概要

I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てるに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が育まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

II 施策の内容・目標

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

具体的施策	平成18年度までの達成目標
初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進	
キャリア探索プログラムの推進	
インターンシップ（就業体験）の推進	
若年者のためのワントップサービスセンター（ジョブカフェ）における支援の推進	
若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%
日本版デュアルシステムの推進	
キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進	
約2万人（15年度）	約5万人
職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を毎年度対前年度比で減少

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応するべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的な内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社

会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成17年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、
ぎょうせい)
「国民の福祉の動向 2005年版」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる（早期に若年失業者等の増加傾向を転換（フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す））

(2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進	
地域ボランティア活動の推進	
学校における体験活動の充実	全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること
青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及（平成19年度までに達成）
こどもエコクラブ事業の推進 ・小中学生のこどもエコクラブ登録者数 82,299人（15年度）	11万人（平成18年度までの目標）
子どもパークレンジャー事業の推進	
農林漁業体験活動等の推進	
都市公園の整備	
河川空間を活用した体験活動の推進	
自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり	

目指すべき社会の姿

◇ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

○子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

具体的施策
義務教育改革の推進
「生きる力」の育成
地域に開かれ信頼される学校づくり
特色ある高等学校づくり

目指すべき社会の姿

◇子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

○職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性とともに、社会の中で個性と能力を發揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようとする。

① 企業等におけるもう一段の取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100% 中小企業 25% 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 計画策定企業の20%以上
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・表彰企業数 227企業（16年度までの累計）	700企業（21年度までの累計）

② 育児休業制度等についての取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
育児休業制度の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4%（14年） 	100%
育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進	
時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着	

③ 男性の子育て参加の促進

具体的施策	今後5年間の目標
男性の子育て参加促進に向けた取組の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

具体的施策	今後5年間の目標
個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進	
仕事と生活の調和キャンペーンの推進（「短時間集中」型の働き方等の普及）	官公庁と大企業のすべてが取組
長時間にわたる時間外労働の是正 〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合 12.2%（15年）〕	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少
年次有給休暇の取得促進 ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 47.4%（15年度）	少なくとも55%以上
パートタイム労働者の均衡待遇の推進	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡待遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する
柔軟な転換制度の導入の推進	
多様就業型ワークシェアリングの普及促進	
テレワークの普及促進 ・就業人口に占めるテレワーカー（※）の比率 6.1%（14年）	20%（平成22年までの目標）
公務員の勤務形態の弾力化・多様化	

(※) 情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

具体的施策	今後5年間の目標
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正	
母性健康管理対策の推進	
企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 ・取組企業の割合 29.5%（15年度）	40%

⑥ 再就職等の促進

具体的施策	今後5年間の目標
再就職準備支援の推進	
育児時間に配慮した職業訓練等の推進	
両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進	
求人年齢の上限の緩和促進 ・公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合 15.2%（15年度）	30%（平成17年度）
求職者の保育所利用の促進	

目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる（育児休業取得率　男性 10%、女性 80%／小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）
 - ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに）
 - ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される
 - ◇働き方の多様な選択肢が用意される
 - ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようになる。

具体的な施策	今後5年間の目標
乳幼児とふれあう機会の拡大	すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進
生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	
安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	全市町村で実施

目指すべき社会の姿

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる（子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える）
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4. 子育ての新たな支え合いと連帶

(1) きめ細かい地域子育て支援の展開

- 働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度
地域における子育て支援の拠点の整備（※）	2,954か所	6,000か所（全国の中学校区の約6割で実施）
・つどいの広場事業の推進（※）	171か所	1,600か所
・地域子育て支援センター事業の推進（※）	2,783か所	4,400か所
一時・特定保育の推進（※）	5,935か所	9,500か所（全国の中学校区の約9割で実施）
商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進		
子育て短期支援事業の推進		
・ショートステイ事業の推進（※）	569か所	870か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施）
・トワイライトステイ事業の推進（※）	310か所	560か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施）

② 就学前の教育・保育の充実

具体的施策
幼稚園における地域の児童教育センターとしての機能の充実
幼稚園就園奨励事業の推進
幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携
総合施設の制度化
幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進

具体的施策	平成16年度	平成21年度
ファミリー・サポート・センターの推進（※）	368か所	710か所 (全国の市区町村の約4分の1で実施)
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進		
地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進		
子育てNPOや子育てサークルの育成		
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		全市町村で実施 (今後5年間の目標)

目指すべき社会の姿

- ◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）
- ◇孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

- 「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

具体的施策	平成16年度	平成21年度
保育所の受入れ児童数の拡大（※）	203万人	215万人

② 放課後児童対策の充実

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
放課後児童クラブの推進（※）	15,133 か所	17,500 か所 (全国の小学校区の約 4 分の 3 で実施)

③ 多様な保育ニーズへの対応

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
延長保育の推進（※）	12,783 か所	16,200 か所 (全国の保育所の約 7 割で実施)
休日保育の推進（※）	666 か所	2,200 か所 (全国の保育所の約 1 割で実施)
夜間保育の推進（※）	66 か所	140 か所 (人口 30 万人以上の市の約 5 割で実施)
乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進（※）	507 か所	1,500 か所 (全国の市町村の約 4 割で実施)

目指すべき社会の姿

- ◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる（保育所待機児童が 50 人以上いる市町村をなくす）
- ◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる（保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える）

(3) 家庭教育支援の充実

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

具体的施策	今後 5 年間の目標
家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されること
IT を活用した家庭教育支援手法の普及	全国に普及

目指すべき社会の姿

- ◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）

(4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

- 児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべての子どもと子育てを大切にしていく。

① 児童虐待防止対策の推進

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度（今後 5 年間）
虐待防止ネットワークの設置	1,243 市町村	全市町村
乳児健診未受診児など生後 4 か月までに全乳児の状況の把握		全市町村で実施
育児支援家庭訪問事業の推進		
児童相談所の夜間対応等の体制整備		全都道府県・指定都市で実施
虐待対応のための協力医療機関の充実		全都道府県・指定都市で実施
個別対応できる一時保護所の環境改善		全都道府県・指定都市で実施
児童家庭支援センターの整備	51 か所	100 か所 (都道府県に 2 か所、指定都市に 1 か所程度設置)
情緒障害児短期治療施設の整備		
施設の小規模化の推進	299 か所	845 か所（児童養護施設等において 1 施設あたり 1 か所程度で小規模ケアを実施）
里親の拡充		
・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 8.1%（15 年度）		15%
・専門里親登録者総数 146 人（15 年度）		500 人
自立援助ホームの整備	26 か所	60 か所 (都道府県・指定都市に 1 か所程度で実施)
虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究		
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究		

② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	今後 5 年間の目標
総合的な自立に向けた支援の推進	
・子育て・生活支援策の推進	
・就業支援策の推進	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置 自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施 高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す
資格取得者総数 118 人（15 年）	1,300 人

③ 障害児等への支援の推進

具体的な施策	平成19年度までに達成する目標(※)
地域における障害のある児童とその家族への支援	
・訪問介護(ホームヘルプサービス)事業の推進	ホームヘルパーを約6万人確保(障害者・難病分を含む)
・障害児通園(児童デイサービス)事業の推進	約11,000人分整備
・重症心身障害児(者)通園事業の推進	約280か所整備
・障害児(者)短期入所(ショートステイ)事業の推進	約5,600人分整備(障害者・難病分を含む)
障害児の活動する場の確保等の推進	
発達障害に対する一貫した支援	
・自閉症・発達障害支援センターの整備	
21都道府県・指定都市(平成16年度)	60都道府県・指定都市(平成19年度までに達成)
小児慢性特定疾患対策の推進	

※本目標は、重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)に基づくもの

目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- ◇母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- ◇障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される
- (5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備
 - どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的な施策	平成16年度	平成21年度(今後5年間)
小児救急医療体制の推進	221地区	404地区
小児科医師等の確保・育成		小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加
・かかりつけ医を持っている子どもの割合 81.7% (12年)		100%
小児医療の診療報酬上の適切な評価		

② 子どもの健やかな成長の促進

具体的な施策	今後5年間の目標
予防接種の推進	予防接種の接種率向上
「食育」の推進	取組を推進している市町村・保育所の割合 100%
子どもの生活習慣の改善	肥満児の割合を減少傾向に [14年度 10.6%]
喫煙防止対策の推進	妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下 [13年度 父親 35.9% 母親 12.2%]
母乳育児の推進	母乳育児の割合を増加傾向に [12年度 44.8%]
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	対策に取り組んでいる市町村の割合 100%

③ 子どもの心と身体の問題への対応

具体的な施策	今後5年間の目標
子どものこころの健康支援の推進	子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医(子どもの診療に関わる医師)の割合 100%
学校における心身の健康相談等の充実	
思春期保健対策等の推進	思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割合 100% <ul style="list-style-type: none"> 10代の人工妊娠中絶率の低下 [12年度 12.1(人口千対)] 10代の性感染症罹患率の低下 [12年度 性器クラミジア感染症 男子 196.0、女子 968.0(人口10万対)]

④ 妊娠・出産の安全・安心の確保

具体的施策	今後5年間の目標
「いいお産」の普及 ・妊娠・出産について満足している者の割合 84.4% (12年度)	100%
周産期医療ネットワークの整備 28都道府県 (平成16年度)	全都道府県 (平成19年度までに達成)
周産期医療の診療報酬上の適切な評価	

⑤ 不妊に悩む者への支援

具体的施策	平成16年度	平成21年度(今後5年間)
不妊専門相談センターの整備	51都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定都市・中核市で設置)
特定不妊治療費助成事業の推進	87都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定都市・中核市で実施)

⑥ 成育医療の推進

具体的施策
成育医療に関する全国的なネットワークの構築

目指すべき社会の姿

- ◇周産期、乳幼児期の安全が確保される（周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する）
- ◇全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる（すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している）

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

- 妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して住み、街に出ることができるようにする。

① 子育てに適した住宅の確保等の支援

具体的施策
子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援
シックハウス対策の推進

② 子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策	今後5年間の目標
建築物のバリアフリー化の促進 ・2,000 m ² 以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約3割 (15年度)	約4割 (平成19年度までに達成)
公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設(鉄道駅・航空旅客ターミナル等)のバリアフリー化(段差の解消)の割合 44.1% (15年度) ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合 鉄道車両・軌道車両 23.7% (15年度) ノンステップバス 9.3% (15年度) 船舶 4.4% (15年度) 航空機 32.1% (15年度)	原則100% (平成22年までに達成) 約30% (平成22年までに達成) 20~25% (平成22年までに達成) 約50% (平成22年までに達成) 約40% (平成22年までに達成)
・歩行空間のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合 道路 25% (15年度) 信号機 約4割 (14年度)	約5割 (平成19年度までに達成) 約8割 (平成19年度までに達成)
あんしん歩行エリアの整備 ・エリア内の死傷事故の抑止割合	約2割 (歩行者・自転車事故については約3割) (平成19年度までに達成)
安全・快適な道路交通環境の整備	
都市公園のバリアフリー化等の推進	
河川空間のバリアフリー化の推進	
海岸保全施設のバリアフリー化の推進	
歩車分離式信号の運用の推進	
建築物における事故防止対策の推進	
劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進	
子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	子育てバリアフリーマップの取組を全市町村で浸透

第1部 社会保障の動向

輸送分野における子育て支援活動の推進	
育児にかかる製品の安全性の確保	

③ 子どもの安全の確保

具体的施策
子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進
「安全・安心まちづくり」の推進

目指すべき社会の姿

◇妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる（妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える）

(7) 経済的負担の軽減

具体的施策
税制の在り方について検討

III 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間が重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関する施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

第2節 社会保障の動向

(表2)

少子化対策プラスワン（要点）

基本的考え方

- 「夫婦出生率の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」を中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」（※）の創設
※週2～3日、午前又は午後の利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小学校区単位での設置

2 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのふれあいの場の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）

- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

(※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入る。

少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

(1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

(2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

(3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚しない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

障害者基本計画（概要）

(表3)

1 計画期間

平成15年度から24年度

2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(4つの視点)

○ 社会のバリアフリー化

- ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

○ 利用者本位の支援

- ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

○ 障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
- ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方策を検討

○ 総合的かつ効果的な施策の推進

広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

(4つの重点課題)

○ 活動し、参加する力の向上

- ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
- ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
- ・ IT革命への対応

○ 活動し、参加する基盤の整備

- ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
- ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

- 精神障害者施策の総合的な取組
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

5 新規・重点施策

- 啓発・広報
 - ・ 共生社会の理念の普及
 - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
 - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
 - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
 - ・ 各種障害への対応
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
 - ・ 施設サービスの再構築
入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
 - ・ サービスの質の向上
第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
 - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
 - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
 - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
 - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
 - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
 - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
 - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
 - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
 - ・ 雇用率制度について、
精神障害者を対象とすることを検討
除外率制度の段階的縮小・廃止
 - ・ 特例子会社制度の積極活用
 - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ I Tを活用した雇用の促進
- ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
- ・ 障害者の創業・起業を支援
- ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
- ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
- ・ 雇用の場における人権の擁護
- 保健・医療
 - ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
 - ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
 - ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
 - ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
 - ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
 - ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
- 情報・コミュニケーション
 - ・ 情報バリアフリー化の推進
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
 - ・ 電子投票の導入
 - ・ I T活用による就業の推進
- 国際協力
 - 「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

(表4)

重点施策実施5か年計画

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標**1 活動し参加する力の向上のための施策****(1) 障害の原因となる疾病的予防及び治療・医学的リハビリテーション**

- ・難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
- ・周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
- ・生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
- ・糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
- ・医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。8施設

(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

- ・基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO／IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
- ・障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
- ・個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。

(3) 情報バリアフリー化の推進**① デジタル・ディバイドの解消**

- ・高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
- ・障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
- ・障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
- ・ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

② 情報提供の充実

- ・字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
- ・効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
- ・障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

(表4)

③ 研究開発

- ・障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。
- ・障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。

(4) 欠格条項見直しに伴う環境整備

- 障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。

2 地域基盤の整備**(1) 生活支援****① 利用者本位の相談支援体制の充実**

- 市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

② 在宅サービス

- ・ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・グループホームを約30,400人分整備する。
- ・福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

③ 施設サービス

- ・通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限りし、地域資源として有効に活用する。

(2) 生活環境**① ユニバーサルデザインによるまちづくり**

- 地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。

② 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- ・新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
- ・手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。平成27年度までに全住宅ストックの2割
- ・ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000m²以上のもの）の建築を推進する。100%
- ・ハートビル法に基づいて、新設する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合し

- た施設として整備する。100%
- ・窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積 1,000 m²以上のもの）等の改修を実施する。平成 22 年度までに 100%
- ・地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。
- ③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
 - ・一日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上である鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。
 - 平成 22 年までに 100%、
 - そのうち、段差の解消につき、平成 17 年までに、
 - 鉄道駅については約 60%、
 - バスターミナルについては約 80%、
 - 旅客船ターミナルについては約 70%、
 - 航空旅客ターミナルについては約 70%
 - ・バリアフリー化された鉄道車両の導入を推進する。
 - 平成 17 年までに約 20%、
 - 平成 22 年までに約 30%
 - ・低床化されたバス車両の導入を推進する。
 - 平成 17 年までに約 30%、
 - 平成 27 年までに 100%
 - ・ノンステップバスの導入を推進する。
 - 平成 17 年までに約 10%、
 - 平成 22 年までに 20 ~ 25%
 - ・バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。
 - 平成 17 年までに約 25%、
 - 平成 22 年までに約 50%
 - ・バリアフリー化された航空機の導入を推進する。
 - 平成 17 年までに約 35%、
 - 平成 22 年までに約 40%
 - ・福祉タクシーの導入を推進する。
 - 平成 17 年度までに 2,600 台
 - ・主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。
 - 平成 19 年度までに 53%
 - ・今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。
 - ・直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

- ・人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。
 - ・バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。
 - ・移動支援バリアフリーマップを提供する。
 - ④ 交通安全の確保
 - ・バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約 8 割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
 - ・「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約 2 割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約 3 割を抑止することを目指す。
 - ⑤ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上
 - ・指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
 - ・持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。
 - ・免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。
 - ⑥ 生活の安全の確保
 - ・E メール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
 - ・「手話交番」を推進する。
 - ・地域における防犯ネットワークを確立する。
 - ・自主防災組織による支援体制を整備する。
 - ・行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
 - ・緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
 - ・砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が 24 時間入院・入居している施設を保全する。
 - 平成 19 年度までに 240 施設
 - ・障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。
 - ・防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成 15 年度に開発する。
- ### 3 精神障害者施策の充実
- 条件が整えば退院可能とされる約 72,000 人の入院患者について、10 年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。
- (1) 保健・医療
 - ・精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
 - ・うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成 15 年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
 - ・「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成 15 年度までに作成し、普及させる。
 - ・若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成 15 年度までに作成し、普及させる。

- ・心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。

(2) 福祉

① 在宅サービス

- ・精神障害者地域生活支援センターを約 470 か所整備する。
- ・精神障害者ホームヘルパーを約 3,300 人確保する。
- ・精神障害者グループホームを約 12,000 人分整備する。
- ・精神障害者福祉ホームを約 4,000 人分整備する。

② 施設サービス

- ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約 6,700 人分整備する。
- ・精神障害者通所授産施設を約 7,200 人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2 (1) に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

(1) 政府開発援助における障害者に対する配慮

- ・JICA等を通じた研修員の受け入れ等を実施する。
- ・草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
- ・日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

(2) 國際機関を通じた協力の推進

- ・平成 16 年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
- ・日本・エスキップ協力基金への拠出を実施する。
- ・国連障害者基金への拠出を実施する。

5 啓発・広報

(1) 共生社会に関する国民理解の向上

「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の 50%以上とする。

(2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

6 教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- ・地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成 16 年度までに策定する。
- ・小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成 16 年度までに策定する。
- ・盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成 17 年度までに策定する。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成 15 年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度

についても改善を図る。

- ・大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成 16 年度までに設置する。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成 15 年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成 16 年度までに整備する。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

- ・小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成 15 年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成 16 年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成 19 年度までにハローワークの年間障害者就職件数を 30,000 人に、平成 20 年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を 600,000 人に対することを目指す。

II 計画の推進方策

- ・本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体等との意見交換を毎年実施するとともに計画の進ちょく状況を毎年度調査し公表する。
- ・障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。
- ・障害者に関する総合的データベースを平成 16 年度までに構築する。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分	約 6,700人分

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

3

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること。
 - (1) 高齢
 - (2) 遺族
 - (3) 障害
 - (4) 労働災害
 - (5) 保健医療
 - (6) 家族
 - (7) 失業
 - (8) 住宅
 - (9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。
上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、「The Cost of Social Security」としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

II 平成15年度社会保障給付費の概要

1. 平成15年度の社会保障給付費の総額は84兆2,688億円である。

- (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が26兆6,154億円(31.6%)、「年金」が44兆7,845億円(53.1%)、「福祉その他」が12兆8,669億円(15.3%)である。
- (2) 平成15年度社会保障給付費の対前年度伸び率は0.8%であり、対国民所得比は22.86%である。
- (3) 国民1人当たり社会保障給付費は66万300円であり、1世帯当たりでは181万9,300円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 835,666 (100.0)	億円 842,668 (100.0)	億円 7,002	% 0.8
医療	262,744 (31.4)	266,154 (31.6)	3,409	1.3
年金	443,781 (53.1)	447,845 (53.1)	4,064	0.9
福祉その他	129,140 (15.5)	128,669 (15.3)	△ 471	△ 0.4
介護対策(再掲)	46,995 (5.6)	51,521 (6.1)	4,525	9.6

(注) ()内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

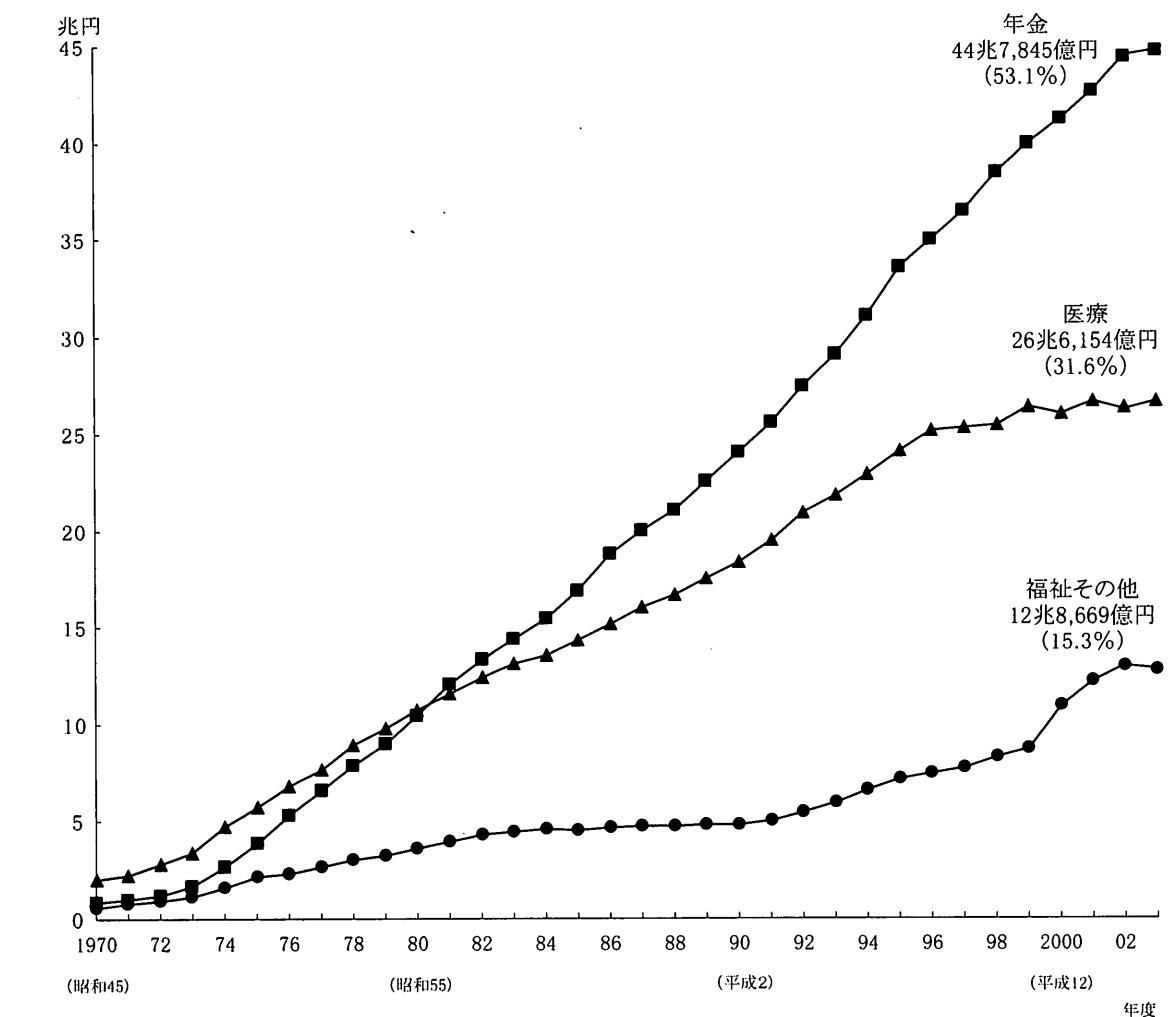
社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.08	22.86	△ 0.22
医療	7.26	7.22	△ 0.04
年金	12.26	12.15	△ 0.11
福祉その他	3.57	3.49	△ 0.08
介護対策(再掲)	1.30	1.40	0.10

表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 655.8	千円 660.3	千円 4.5	% 0.7
1世帯当たり	千円 1,795.5	千円 1,819.3	千円 23.9	% 1.3

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数/世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の49.9%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.0%であり、この二つの機能で80.9%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.3%)、「家族」(3.2%)、「生活保護その他」(2.5%)、「障害」(2.3%)、「失業」(2.3%)、「労働災害」(1.2%)、「住宅」(0.3%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 835,666 (100.0)	億円 842,668 (100.0)	億円 7,002	% 0.8
高齢	412,382 (49.3)	420,079 (49.9)	7,697	1.9
遺族	60,875 (7.3)	61,687 (7.3)	812	1.3
障害	19,393 (2.3)	19,495 (2.3)	102	0.5
労働災害	10,012 (1.2)	9,912 (1.2)	△ 100	△ 1.0
保健医療	258,374 (30.9)	260,851 (31.0)	2,476	1.0
家族	27,001 (3.2)	27,217 (3.2)	216	0.8
失業	25,472 (3.0)	19,471 (2.3)	△ 6,001	△ 23.6
住宅	2,503 (0.3)	2,796 (0.3)	293	11.7
生活保護その他	19,654 (2.4)	21,159 (2.5)	1,505	7.7

(注)

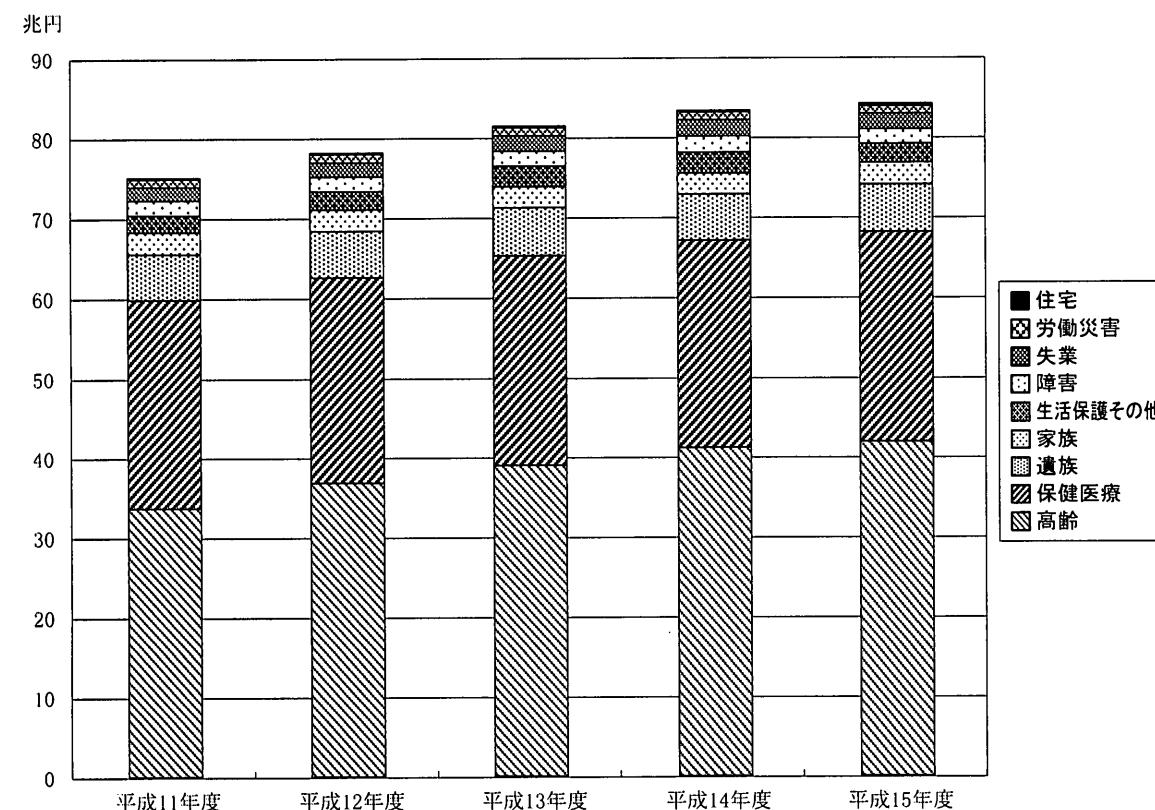
1. () 内は構成割合である。

2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度		対前年度増加分 △ 0.22
		% 23.08	% 22.86	
計				
高齢		11.39	11.39	0.01
遺族		1.68	1.67	△ 0.01
障害		0.54	0.53	△ 0.01
労働災害		0.28	0.27	△ 0.01
保健医療		7.14	7.08	△ 0.06
家族		0.75	0.74	△ 0.01
失業		0.70	0.53	△ 0.18
住宅		0.07	0.08	0.01
生活保護その他		0.54	0.57	0.03

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成15年度には59兆3,178億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.4%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成14年度	平成15年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	835,666 (100.0)	842,668 (100.0)	0.8
年金保険給付費	425,025	429,959	1.2
老人保健（医療分）給付費	107,125	106,343	△ 0.7
老人福祉サービス給付費	50,792	55,387	9.0
高年齢雇用継続給付費	1,437	1,489	3.6
計	584,379. (69.9)	593,178 (70.4)	1.5
60歳以上人口	万人 3,173	万人 3,261	% 2.8
65歳以上人口	2,363	2,431	2.9
70歳以上人口	1,625	1,691	4.1
75歳以上人口	1,004	1,055	5.1

(注) () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、上記「老人保健（医療分）給付費」の平成14年度と平成15年度の額も対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。対前年度伸び率がマイナスとなっているのも、このことの影響による。なお、「平成15年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成15年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は3.8%の増加である。

III 平成15年度社会保障財源の概要

平成15年度の社会保障財源の総額は101兆2,526億円である。

(1) 項目別割合をみると、社会保険料が54.0%、税が27.4%、他の収入が18.6%となっている。

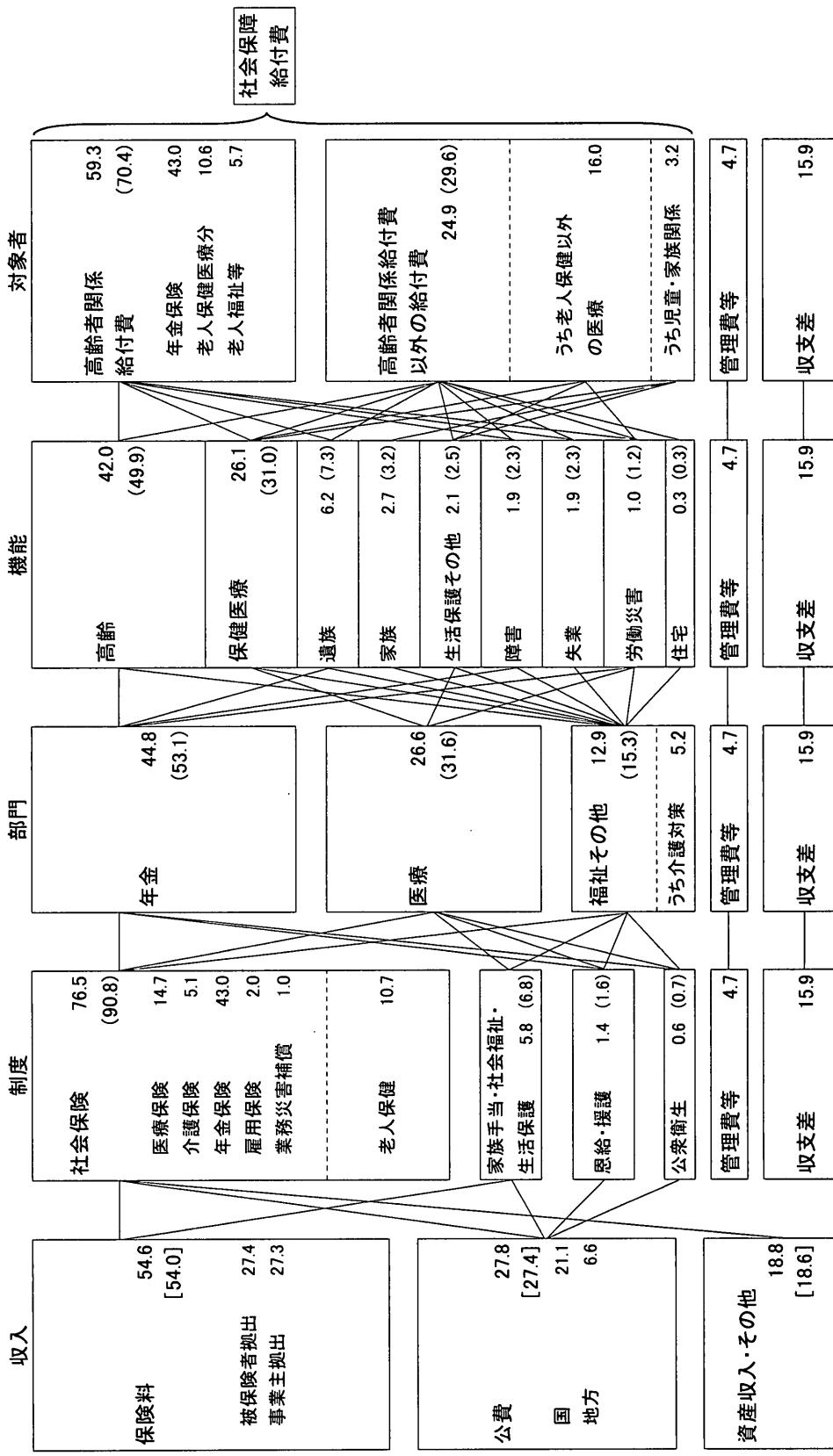
(2) 対前年度比は14.77%の増加となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 882,218 (100.0)	億円 1,012,526 (100.0)	億円 130,308	% 14.77
I 社会保険料	558,784 (63.3)	546,302 (54.0)	△ 12,483	△ 2.23
事業主拠出	284,054 (32.2)	272,505 (26.9)	△ 11,549	△ 4.07
被保険者拠出	274,731 (31.1)	273,797 (27.0)	△ 934	△ 0.34
II 税	267,140 (30.3)	277,853 (27.4)	10,713	4.01
国	205,520 (23.3)	211,415 (20.9)	5,895	2.87
地方	61,620 (7.0)	66,438 (6.6)	4,818	7.82
III 他の収入	56,294 (6.4)	188,371 (18.6)	132,077	234.62
資産収入	16,124 (1.8)	152,229 (15.0)	136,105	844.14
その他	40,170 (4.6)	36,142 (3.6)	△ 4,028	△ 10.03

(注) () 内は構成割合である。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2003（平成15）年度）



統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社会 保 障 給 付 費				
	計 (億円)	医 療 (億円)	構 成 割 合 (%)	年 金 ・ 福 祉 そ の 他 (億円)	構 成 割 合 (%)
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9
1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1
1994(6)	604,727	228,726	37.8	310,084	51.3
1995(7)	647,314	240,593	37.2	334,986	51.8
1996(8)	675,475	251,789	37.3	349,548	51.7
1997(9)	694,163	253,070	36.5	363,996	52.4
1998(10)	721,411	254,077	35.2	384,105	53.2
1999(11)	750,417	263,953	35.2	399,112	53.2
2000(12)	781,272	260,062	33.3	412,012	52.7
2001(13)	814,007	266,415	32.7	425,714	52.3
2002(14)	835,666	262,744	31.4	443,781	53.1
2003(15)	842,668	266,154	31.6	447,845	53.1

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.06	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.19	5.28	5.14	1.77	2,032,410
1981(56)	13.01	5.44	5.68	1.89	2,118,783
1982(57)	13.68	5.64	6.06	1.97	2,200,091
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,854
1984(59)	13.83	5.58	6.36	1.90	2,431,547
1985(60)	13.67	5.47	6.47	1.73	2,610,890
1986(61)	14.39	5.65	7.00	1.75	2,680,934
1987(62)	14.45	5.68	7.09	1.68	2,818,190
1988(63)	13.97	5.48	6.92	1.56	3,039,679
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,222,073
1990(2)	13.56	5.28	6.90	1.38	3,483,454
1991(3)	13.51	5.26	6.90	1.35	3,710,807
1992(4)	14.57	5.67	7.42	1.49	3,693,238
1993(5)	15.39	5.91	7.87	1.62	3,690,327
1994(6)	16.17	6.11	8.29	1.76	3,740,796
1995(7)	17.30	6.43	8.95	1.92	3,742,774
1996(8)	17.46	6.51	9.04	1.92	3,867,937
1997(9)	17.74	6.47	9.30	1.97	3,913,411
1998(10)	19.02	6.70	10.13	2.19	3,792,644
1999(11)	20.10	7.07	10.69	2.34	3,733,403
2000(12)	20.61	6.86	10.87	2.88	3,790,659
2001(13)	22.10	7.23	11.56	3.31	3,683,742
2002(14)	23.08	7.26	12.26	3.57	3,621,183
2003(15)	22.86	7.22	12.15	3.49	3,686,591

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期通期及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55-平成15年度は内閣府経済社会総合研究所「平成17年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.5	22.3	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.5
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	4.2
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	3.8
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.4
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.7
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	5.1
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.9
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.5
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.1
1994(6)	6.5	4.9	6.8	10.6	1.4
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.1
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.3
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	1.2
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.1
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.6
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	1.5
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002(14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.7
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	1.8

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,737.3	197.6
1981(56)	233.8	407.5	1,798.1	204.5
1982(57)	253.5	441.9	1,854.1	210.9
1983(58)	267.5	466.3	1,935.9	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,022.2	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,158.3	245.5
1986(61)	317.2	553.0	2,204.8	250.8
1987(62)	333.2	580.9	2,306.9	262.4
1988(63)	345.9	603.0	2,477.9	281.9
1989(平成元)	364.3	635.0	2,616.7	297.6
1990(2)	382.0	665.9	2,819.3	320.7
1991(3)	404.2	704.6	2,991.8	340.3
1992(4)	432.5	754.0	2,966.9	337.5
1993(5)	455.3	793.7	2,955.7	336.2
1994(6)	483.7	843.1	2,987.6	339.8
1995(7)	515.5	898.6	2,982.3	339.2
1996(8)	536.7	935.5	3,075.2	349.8
1997(9)	550.2	959.1	3,103.4	353.0
1998(10)	570.3	994.3	3,000.0	341.2
1999(11)	592.3	1,032.6	2,947.8	335.3
2000(12)	615.5	1,073.0	2,987.4	339.8
2001(13)	639.5	1,114.8	2,896.3	329.5
2002(14)	655.8	1,143.1	2,842.4	323.3
2003(15)	660.3	1,151.1	2,889.0	328.6

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高年齢 雇用継続 給付費	計		社会保障給付費	
					億円	億円	%	%
1973(昭和48)	10,756	4,289	596	—	15,641	—	25.0	62,587
1974(49)	19,204	6,652	—	—	26,733	70.9	29.6	90,270
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,966	36.7	36.5	145,165
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,337	20.9	40.1	197,763
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,705	15.6	41.7	219,832
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,005	16.3	45.4	275,638
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396
1985(60)	144,549	40,770	3,668	—	188,287	11.1	52.8	356,798
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,040	12.1	54.7	385,918
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,118	7.9	61.7	604,727
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,314
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,475
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,163
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,411
1999(11)	378,061	109,443	15,106	954	503,564	5.3	67.1	750,417
2000(12)	391,729	103,469	15,698	1,086	531,982	5.6	68.1	781,272
2001(13)	406,178	107,216	14,873	1,250	559,517	5.2	68.7	814,007
2002(14)	425,025	107,125	15,792	1,437	584,379	4.4	69.9	835,666
2003(15)	429,959	106,343	15,387	1,489	593,178	1.5	70.4	842,668

(注) 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、上記「老人保健(医療分)給付費」の平成13年度以前、平成14年度、平成15年度の額はそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成15年度国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	合計				総計			
児童手当計	児童扶養 手当等	児童福祉 サービス	育児休業 給付	出産 関係費	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	%	

<tbl_r cells="8" ix="2" maxcspan="1" maxrspan="1" used

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度	1994(平成6)	1995(平成7)	1996(平成8)	1997(平成9)	1998(平成10)
給 付 費	総計	60,472,707	64,731,417	67,547,515	69,416,332
	医療保険	14,115,415	14,623,415	15,019,579	14,665,248
	老人保健	7,909,604	8,582,796	9,300,376	9,777,650
	介護保険	—	—	—	—
	年金保険	28,624,789	31,156,538	32,671,304	34,169,859
	雇用保険等	1,904,201	2,207,155	2,209,495	2,313,828
	業務災害補償	1,007,279	1,028,878	1,045,874	1,054,426
	家族手当	492,821	511,187	520,129	530,420
	生活保護	1,383,898	1,484,894	1,502,467	1,606,257
	社会福祉	2,431,341	2,603,244	2,832,488	2,915,792
	公衆衛生	620,350	606,661	594,807	560,325
	恩給	1,771,104	1,720,624	1,659,031	1,599,757
	戦争犠牲者援護	211,908	206,023	191,963	222,770
	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
構成割合 (%)	医療保険	23.3	22.6	22.2	21.1
	老人保健	13.1	13.3	13.8	14.1
	介護保険	—	—	—	—
	年金保険	47.3	48.1	48.4	49.2
	雇用保険等	3.1	3.4	3.3	3.3
	業務災害補償	1.7	1.6	1.5	1.5
	家族手当	0.8	0.8	0.8	0.8
	生活保護	2.3	2.3	2.2	2.3
	社会福祉	4.0	4.0	4.2	4.2
	公衆衛生	1.0	0.9	0.9	0.8
	恩給	2.9	2.7	2.5	2.3
	戦争犠牲者援護	0.4	0.3	0.3	0.3

(注)

- 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
- 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
- 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
- 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなつておらず、上記「老人保健」の平成13年度以前、平成14年度、平成15年度の額はそれぞれ対象となる年齢が異なることに留意する必要がある。なお、「平成15年度国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増である。

(単位 百万円)

1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)	2002(平成14)	2003(平成15)
75,041,726	78,127,238	81,400,724	83,566,605	84,266,791
14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575	14,711,798
11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187	10,722,379
—	3,252,114	4,122,775	4,666,117	5,110,400
37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502	42,995,871
2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154	2,024,562
1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922	973,367
552,367	711,649	857,359	896,364	915,765
1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944	2,365,553
3,312,714	2,186,116	2,315,279	2,460,662	2,469,655
547,837	563,047	568,112	551,989	601,165
1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425	1,204,272
197,651	188,161	183,654	178,763	172,005
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19.2	18.7	18.2	17.3	17.5
14.7	13.4	13.3	12.9	12.7
—	4.2	5.1	5.6	6.1
50.4	50.1	49.9	50.9	51.0
3.8	3.4	3.3	3.1	2.4
1.4	1.3	1.2	1.2	1.2
0.7	0.9	1.1	1.1	1.1
2.4	2.5	2.5	2.6	2.8
4.4	2.8	2.8	2.9	2.9
0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
2.0	1.8	1.7	1.5	1.4
0.3	0.2	0.2	0.2	0.2

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成11～15年度）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
社会保障給付費	75,041,726	78,127,238	81,400,724
I 高齢	33,648,527	36,827,004	38,950,874
現金給付	32,138,468	33,292,829	34,530,579
退職年金	31,541,584	32,676,547	33,928,365
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	594,049	586,709	552,735
その他の現金給付	2,835	29,573	49,479
現物給付	1,510,059	3,534,175	4,420,295
II 遺族	5,732,752	5,874,743	6,005,681
現金給付	5,731,778	5,873,870	6,004,892
遺族年金	5,610,573	5,754,698	5,884,224
一括給付金	11,174	11,301	11,163
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	110,032	107,871	109,506
現物給付	974	873	789
埋葬費	—	—	—
その他	974	873	789
III 障害	1,846,131	1,874,664	1,905,079
現金給付	1,648,786	1,670,284	1,692,407
障害年金	1,601,586	1,623,413	1,645,877
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	431	348	343
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,769	46,523	46,179
現物給付	197,346	204,380	212,672
IV 労働災害	1,044,946	1,037,704	1,034,645
被保険者に対する現金給付	504,920	496,743	494,757
短期現金給付	193,664	188,542	186,819
長期現金給付（年金）	240,185	238,348	238,050
その他の現金給付	71,072	69,853	69,888
遺族に対する現金給付	264,080	266,317	267,952
定期的給付	241,835	243,617	245,343
その他の現金給付	22,245	22,700	22,609
現物給付	275,946	274,645	271,936
医療の現物給付	274,227	272,805	269,986
その他の現物給付	1,718	1,839	1,950
V 保健医療	26,077,023	25,640,763	26,208,481
現金給付	962,596	946,355	928,655
疾病給付	280,324	269,362	251,035
出産給付	461,523	461,623	460,350
その他の現金給付	220,749	215,370	217,270
現物給付（保健）	25,114,426	24,694,408	25,279,826
VI 家族	2,036,964	2,282,577	2,655,851
現金給付	618,134	786,251	968,323
定期的現金給付	618,134	786,251	968,323
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,418,830	1,496,326	1,587,528
VII 失業	2,803,719	2,627,083	2,652,439
現金給付	2,803,719	2,627,083	2,652,439
正規失業手当	2,334,626	2,183,121	2,255,704
特別失業手当	283,596	272,407	250,397
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	185,497	171,555	146,339
VIII 住宅	177,562	198,619	220,058
現金給付	177,562	198,619	220,058
家賃補助金	177,562	198,619	220,058
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,674,102	1,764,080	1,867,616
現金給付	607,884	656,587	696,762
定期的現金給付	603,130	651,379	692,053
その他の現金給付	4,755	5,208	4,709
現物給付	1,066,218	1,107,493	1,170,855

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

(単位 百万円)	
平成14年度	平成15年度
83,566,605	84,266,791
41,238,195	42,007,917
36,246,586	36,569,425
35,190,854	35,987,688
—	—
—	—
995,544	518,800
60,187	62,937
4,991,610	5,438,491
6,087,524	6,168,727
6,086,813	6,168,104
5,966,577	6,048,610
10,299	10,378
—	—
109,937	109,116
711	623
—	—
711	623
1,939,278	1,949,525
1,715,825	1,727,152
1,669,335	1,680,606
—	—
—	—
350	386
—	—
46,140	46,161
223,452	222,373
1,001,203	991,249
481,670	473,042
178,465	172,921
235,370	233,322
67,834	66,798
271,298	271,656
248,466	248,539
22,832	23,117
248,235	246,551
246,046	244,280
2,189	2,271
25,837,414	26,085,055
913,037	897,011
240,733	235,582
454,080	443,724
218,225	217,705
24,924,378	25,188,045
2,700,094	2,721,735
1,023,623	1,049,291
1,023,623	1,049,291
—	—
1,676,471	1,672,444
2,547,179	1,947,088
2,547,179	1,631,601
242,050	166,847
—	—
152,388	148,640
—	—
250,321	279,623
250,321	279,623
250,321	279,623
—	—
—	—
—	—
—	—
1,965,398	2,115,873
765,015	823,449
759,912	817,534
5,103	5,916
1,200,383	1,292,424

第9表 平成15年度社会保障費用 ①

(単位 百万円)

	収			
	拠出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,188,422	3,190,347	—	912,948
(B) 組合管掌健康保険	2,837,650	3,499,202	—	14,626
2. 国民健康保険	3,924,154	—	—	4,186,249
退職者医療制度(再掲)	587,909	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	2,379,447
4. 介護保険	939,266	—	—	1,345,761
5. 厚生年金保険	9,621,267	9,621,267	—	4,148,799
6. 厚生年金基金等	562,842	2,605,835	—	493
7. 国民年金	1,962,656	—	—	1,593,401
8. 農業者年金基金等	164,243	—	—	154,206
9. 船員保険	22,169	46,057	—	5,407
10. 農林漁業団体職員共済組合	17	6,331	—	5,359
11. 日本私立学校振興・共済事業団	234,565	229,217	—	45,739
12. 雇用保険	1,012,095	1,515,838	—	477,942
13. 労働者災害補償保険	—	1,041,163	—	1,307
家族手当				
14. 児童手当	—	176,230	—	191,168
公務員				
15. 国家公務員共済組合	739,387	1,255,770	—	144,303
16. 存続組合等	—	375,642	—	662
17. 地方公務員等共済組合	2,170,039	3,525,561	—	1,036
18. 旧令共済組合等	—	637	—	14,872
19. 国家公務員災害補償	—	14,206	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	27,334	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,486	—	—
22. 国家公務員恩給	917	45,821	—	153
23. 地方公務員恩給	—	67,544	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	585,892
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,810,223
26. 社会福祉	—	—	—	1,853,005
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,268,507
総計	27,379,688	27,250,489	—	21,141,503

(注)

- 第9表については、各制度の年報等による平成15年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
- 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
- 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
- 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成15年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。
- 厚生年金基金等は、右記農業年金基金を含む。
- 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
- 農業者年金基金等は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分(3階部分)の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
- 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
- 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

他の公費負担	資産収入	その他	小計	入		
				他制度からの移転	収入合計	
—	2	27,019	7,318,738	743	7,319,482	1.(A)
—	64,848	401,941	6,818,266	—	6,818,266	1.(B)
1,170,507	—	493,441	9,774,351	1,609,636	11,383,987	2.
—	—	—	587,909	1,609,636	2,197,545	
1,188,178	—	—	3,567,626	7,533,237	11,100,863	3.
1,476,966	109	77,810	3,839,912	1,646,363	5,486,275	4.
—	6,423,198	21,633	29,836,164	5,454,381	35,290,545	5.
—	6,827,238	22,886	10,019,293	104,738	10,124,031	6.
—	456,067	1,386,573	5,398,696	11,879,886	17,278,582	7.
—	286,331	234,024	838,805	—	838,805	8.
—	1,954	640	76,226	—	76,226	9.
—	5,212	587,003	603,922	74	603,996	10.
7,783	67,063	1,247	585,614	20,314	605,928	11.
—	1,786	36,772	3,044,433	—	3,044,433	12.
—	122,918	244,117	1,409,505	—	1,409,505	13.
139,724	—	14,106	521,228	—	521,228	14.
—	236,755	45,355	2,421,570	183,388	2,604,958	15.
—	26,139	322	402,766	—	402,766	16.
336,510	700,925	15,167	6,749,238	394,973	7,144,211	17.
—	53	—	15,562	—	15,562	18.
—	—	—	14,206	—	14,206	19.
—	2,277	4,171	33,782	—	33,782	20.
—	—	—	6,486	—	6,486	21.
—	—	—	46,890	—	46,890	22.
—	—	—	67,544	—	67,544	23.
283,907	—	—	869,799	—	869,799	24.
600,763	—	—	2,410,986	—	2,410,986	25.
1,439,476	—	—	3,292,481	—	3,292,481	26.
—	—	—	1,268,507	—	1,268,507	27.
6,643,815	15,222,875	3,614,227	101,252,598	28,827,733	130,080,331	

- 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16.存続組合等」に引き継がれている。
- 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
- 「災業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。
- 介護保険の国庫負担には臨時特例交付金(円滑導入基金)を含む。
- 参考 社会保障費用の項目説明
 - 収入項目
 - 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
 - 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受け取る基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。
 - その他の収入：受取延滞金、扣留賃金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成15年度社会保障費用 ②

(単位 百万円)

	支 給				
	疾病・出産		業 務		
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物	
社会保険					
1. 健康保険					
(A) 政府管掌健康保険	3,535,321	298,439	—	—	
(B) 組合管掌健康保険	2,744,048	240,580	—	—	
2. 国民健康保険	6,633,675	98,442	—	—	
退職者医療制度（再掲）	1,768,122	—	—	—	
3. 老人保健	10,634,315	—	—	—	
4. 介護保険	—	—	—	—	
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	
7. 国民年金	—	—	—	—	
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	
9. 船員保険	17,487	2,190	4,620	—	
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	
11. 日本私立学校振興・共済事業団	88,198	7,716	—	—	
12. 雇用保険	—	76,282	—	—	
13. 労働者災害補償保険	—	—	228,037	2,239	
家族手当					
14. 児童手当	—	—	—	—	
公務員					
15. 国家公務員共済組合	218,633	20,556	—	—	
16. 存続組合等	—	—	—	—	
17. 地方公務員等共済組合	627,280	84,279	—	—	
18. 旧令共済組合等	56	1,733	—	—	
19. 国家公務員災害補償	—	—	4,295	10	
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,292	22	
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	36	—	
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	
公衆保健サービス					
24. 公衆衛生	529,621	109,985	—	—	
公的扶助及び社会福祉					
25. 生活保護	1,227,679	234	—	—	
26. 社会福祉	113,376	—	—	—	
戦争犠牲者					
27. 戦争犠牲者	1,401	—	—	—	
総 計	26,371,092	940,436	244,280	2,271	

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点での積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、營繕費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

災 害	出 付				
	現 金		年 金		
	年 金	年金以外の現金			
—	—	—	—	1. (A)	
—	—	—	—	1. (B)	
—	—	—	—	2.	
—	—	—	—	3.	
—	—	—	—	4.	
—	—	20,814,005	—	5.	
—	—	2,300,608	—	6.	
—	—	13,332,475	—	7.	
—	—	201,552	—	8.	
5,663	2,006	—	4,735	9.	
—	—	53,856	—	10.	
—	—	218,482	—	11.	
—	—	—	1,942,352	12.	
486,311	198,258	—	—	13.	
—	—	—	—	436,517	
4,108	—	1,680,807	—	15.	
5,139	—	35,005	—	16.	
6,629	—	4,337,739	—	17.	
—	—	5,467	—	18.	
6,963	2,938	—	—	19.	
16,360	3,872	—	—	20.	
6,425	25	—	—	21.	
—	—	46,738	—	22.	
—	—	67,544	—	23.	
—	—	1,783	—	24.	
—	—	—	—	25.	
—	—	—	—	479,248	
—	—	1,150,854	—	27.	
537,598	207,099	44,246,914	1,947,088	915,765	

第9表 平成15年度社会保障費用 ③

(単位 百万円)

	支					
	給付				管理費	
	介護対策		その他の現物			
	現物	現金	医療以外の現物	現金	計	
社会保険						
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	21,706	3,855,466	55,650
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	14,935	2,999,563	125,389
2. 国民健康保険	—	—	—	35,204	6,767,321	223,427
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	1,768,122	—
3. 老人保健	—	—	—	—	10,634,315	—
4. 介護保険	5,048,662	61,738	—	—	5,110,400	194,877
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	20,814,005	84,074
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	2,300,608	202,164
7. 国民年金	—	—	—	—	13,332,475	131,008
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	201,552	11,515
9. 船員保険	—	3	—	592	37,296	1,951
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	53,856	2,857
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,929	316,325	4,288
12. 雇用保険	—	1,192	—	—	2,019,827	112,680
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	914,845	49,808
家族手当						
14. 児童手当	—	—	61,968	—	498,485	10,300
公務員						
15. 国家公務員共済組合	—	62	—	4,714	1,928,879	6,222
16. 存続組合等	—	—	—	—	40,144	1,929
17. 地方公務員等共済組合	—	1,047	—	10,966	5,067,941	34,771
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	7,256	330
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	14,206	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	27,546	1,922
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,486	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	46,738	153
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	67,544	—
公衆保健サービス						
24. 公衆衛生	3,207	—	44,632	0	689,229	2,053
公的扶助及び社会福祉						
25. 生活保護	36,148	—	—	1,101,492	2,365,553	45,433
26. 社会福祉	—	—	2,248,068	46,243	2,886,935	20,502
戦争犠牲者						
27. 戦争犠牲者	—	—	623	109,116	1,261,994	6,513
総計	5,088,017	64,042	2,355,290	1,346,897	84,266,791	1,329,816

運用損失	その他	出			収支差
		小計	他制度への移転	支出合計	
—	151,636	4,062,753	3,267,021	7,329,774	△ 10,292 1. (A)
—	507,229	3,632,182	2,723,416	6,355,598	462,668 1. (B)
—	473,371	7,464,119	3,701,072	11,165,191	218,796 2.
—	—	1,768,122	—	1,768,122	429,423
—	48,980	10,683,295	—	10,683,295	417,568 3.
—	102,144	5,407,420	—	5,407,420	78,855 4.
—	171,589	21,069,668	10,415,000	31,484,668	3,805,877 5.
4,090	36,563	2,543,426	—	2,543,426	7,580,605 6.
—	40,816	13,504,299	1,990,363	15,494,662	1,783,920 7.
—	210,979	424,046	—	424,046	414,759 8.
—	2,328	41,574	31,543	73,118	3,109 9.
—	507,823	564,536	39,460	603,996	0 10.
—	5,327	325,941	225,113	551,054	54,874 11.
—	360,995	2,493,502	—	2,493,502	550,931 12.
—	188,362	1,153,015	—	1,153,015	256,490 13.
—	8,424	517,209	—	517,209	4,020 14.
—	4,977	1,940,078	634,785	2,574,863	30,096 15.
—	5	42,078	485,240	527,318	△ 124,552 16.
—	897	5,103,609	1,707,563	6,811,173	333,038 17.
—	7,948	15,533	—	15,533	29 18.
—	—	14,206	—	14,206	0 19.
—	3,589	33,057	—	33,057	725 20.
—	—	6,486	—	6,486	0 21.
—	—	46,890	—	46,890	0 22.
—	—	67,544	—	67,544	0 23.
—	178,517	869,799	—	869,799	0 24.
—	—	2,410,986	—	2,410,986	0 25.
—	385,044	3,292,481	—	3,292,481	0 26.
—	—	1,268,507	—	1,268,507	0 27.
4,090	3,397,543	88,998,240	25,220,577	114,218,817	15,861,514

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出	割合	事業主拠出	割合	公費負担	割合	国庫負担	割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,096	29.7	20,041	25.7
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,644	29.9	111,057	26.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	131,142	29.4	115,417	25.9
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	138,059	28.4	117,880	24.3
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,984	27.9	119,920	23.4
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,322	27.2	121,474	22.8
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,899	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	153,186	25.4	127,420	21.1
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,974	24.4	134,559	20.3
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	170,286	24.1	141,106	19.9
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,766	24.5	147,363	19.9
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	188,316	24.5	153,403	20.0
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.4	194,766	24.5	156,934	19.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,901	24.4	165,683	19.5
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	213,323	24.5	168,348	19.3
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	217,552	24.1	171,127	19.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	219,898	24.6	171,697	19.2
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	246,626	25.4	195,064	20.1
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	252,184	28.0	197,066	21.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	266,922	29.5	207,075	22.9
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	267,140	30.3	205,520	23.3
2003(15)	273,797	27.0	272,505	26.9	277,853	27.4	211,415	20.9

(注)

1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。
但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。

(単位 億円、%)					
他の公費	割合	資産収入	割合	その他	割合
260	12.9	22	1.1	117	5.8
470	10.6	96	2.2	124	2.8
346	5.9	148	2.5	245	4.2
391	4.2	458	4.9	224	2.4
423	3.7	621	5.4	319	2.8
502	3.7	787	5.8	448	3.3
624	3.8	965	5.9	549	3.4
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5
14,587	3.5	49,943	11.9	6,654	1.6
15,725	3.5	55,581	12.5	7,535	1.7
20,179	4.2	62,020	12.8	9,748	2.0
23,064	4.5	68,872	13.4	8,793	1.7
23,848	4.5	71,981	13.5	11,713	2.2
25,495	4.4	74,309	13.0	13,025	2.3
25,766	4.3	77,015	12.8	21,796	3.6
27,416	4.1	83,580	12.6	22,915	3.5
29,180	4.1	89,374	12.6	23,370	3.3

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成11～15年度）

	(単位 百万円)				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
合計	97,102,826	90,156,212	90,390,211	88,221,802	101,252,598
I 社会保険料	54,535,810	54,969,440	56,125,696	55,878,434	54,630,178
事業主拠出	28,427,077	28,310,569	28,653,657	28,405,372	27,250,489
民間事業主拠出	23,243,086	23,154,013	23,511,410	23,334,507	22,275,300
公的事業主拠出	5,183,991	5,156,556	5,142,247	5,070,865	4,975,189
被保険者拠出	26,108,733	26,658,872	27,472,038	27,473,062	27,379,688
被用者拠出	20,398,403	20,570,291	20,933,815	20,707,898	20,389,369
自営業者及び年金受給者拠出	5,710,330	6,088,581	6,538,224	6,765,163	6,990,319
II 税	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318
普通税	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318
国	19,506,390	19,706,578	20,707,501	20,552,001	21,141,503
地方	5,156,171	5,511,781	5,984,660	6,162,014	6,643,815
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	17,904,455	9,968,412	7,572,355	5,629,353	18,837,102
資産収入	14,438,148	6,497,578	4,346,421	1,612,356	15,222,875
その他	3,466,307	3,470,834	3,225,934	4,016,997	3,614,227
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比

	(単位 %)				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
合計	8.79	△ 7.15	0.26	△ 2.40	14.77
I 社会保険料	△ 0.81	0.80	2.10	△ 0.44	△ 2.23
事業主拠出	△ 0.76	△ 0.41	1.21	△ 0.87	△ 4.07
民間事業主拠出	△ 0.68	△ 0.38	1.54	△ 0.75	△ 4.54
公的事業主拠出	△ 1.13	△ 0.53	△ 0.28	△ 1.39	△ 1.89
被保険者拠出	△ 0.86	2.11	3.05	0.00	△ 0.34
被用者拠出	△ 1.64	0.84	1.77	△ 1.08	△ 1.54
自営業者及び年金受給者拠出	2.02	6.62	7.39	3.47	3.33
II 税	12.15	2.25	5.84	0.08	4.01
普通税	12.15	2.25	5.84	0.08	4.01
国	13.61	1.03	5.08	△ 0.75	2.87
地方	6.97	6.90	8.58	2.96	7.82
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	45.68	△ 44.32	△ 24.04	△ 25.66	234.62
資産収入	60.44	△ 55.00	△ 33.11	△ 62.90	844.14
その他	5.31	0.13	△ 7.06	24.52	△ 10.03
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

(注) 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、障害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 錄】

OECD基準による我が国 社会支出の推計結果

我が国の社会保障給付費は、従来から ILO 基準でとりまとめられており、過去からの推移をみると上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが 1996 年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。

一方、やや範囲が異なるが OECD 基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、昨年度から本報告書においても、OECD の推計結果を掲載しているところである。

OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

本年度においては、OECD 基準の社会支出の推計方法の詳細を調査した上で、我が国のデータを精査し、過去に遡って本研究所が推計を行った。推計方法の詳細については、「参考表 4 政策分野別社会支出の項目説明」を参照。なお、国際比較における日本以外の諸外国のデータは、OECD による推計結果である。

OECD 基準による我が国社会支出

OECD 基準による我が国社会支出は、2002 年度で 89.3 兆円である。政策分野別にみると、高齢が最も多く 42.0 兆円 (47.0%)、次いで保健 29.9 兆円 (33.5%)、遺族 6.2 兆円 (6.9%) の順になっている。

社会支出の対前年度伸び率は 2.2%、対国内総生産比は 18.0% となっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	(単位 億円)
	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	対前年度伸び率(%)
高齢	275,584 (39.2)	289,109 (39.5)	305,240 (40.7)	324,115 (41.7)	334,781 (41.9)	373,474 (44.7)	396,779 (45.4)	419,951 (47.0)	5.8
遺族	53,589 (7.6)	55,004 (7.5)	54,971 (7.3)	56,708 (7.3)	58,423 (7.3)	59,814 (7.2)	61,129 (7.0)	61,947 (6.9)	1.3
障害、業務 災害、傷病	31,864 (4.5)	32,290 (4.4)	33,116 (4.4)	33,253 (4.3)	31,689 (4.0)	33,050 (4.0)	33,470 (3.8)	33,869 (3.8)	1.2
保健	281,679 (40.1)	293,891 (40.2)	293,264 (39.1)	296,885 (38.2)	304,066 (38.0)	297,657 (35.6)	305,259 (34.9)	299,071 (33.5)	△ 2.0
家族	21,548 (3.1)	23,742 (3.2)	23,403 (3.1)	24,137 (3.1)	25,107 (3.1)	27,548 (3.3)	30,269 (3.5)	31,657 (3.5)	4.6
積極的 労働政策	10,517 (1.5)	10,072 (1.4)	9,371 (1.3)	9,033 (1.2)	9,911 (1.2)	10,459 (1.3)	11,384 (1.3)	11,206 (1.3)	△ 1.6
失業	19,005 (2.7)	20,017 (2.7)	21,769 (2.9)	25,580 (3.3)	26,193 (3.3)	24,563 (2.9)	25,070 (2.9)	23,957 (2.7)	△ 4.4
住宅	— (—)	—							
生活保護 その他	9,158 (1.3)	7,490 (1.0)	8,082 (1.1)	8,495 (1.1)	9,173 (1.1)	9,792 (1.2)	10,375 (1.2)	11,360 (1.3)	9.5
合計	702,954 (100.0)	731,614 (100.0)	749,216 (100.0)	778,206 (100.0)	799,342 (100.0)	836,356 (100.0)	873,733 (100.0)	893,019 (100.0)	2.2
国民所得比	18.8%	18.9%	19.1%	20.5%	21.4%	22.1%	23.7%	24.7%	0.94
国内総生産比	14.1%	14.2%	14.4%	15.2%	15.7%	16.3%	17.4%	18.0%	0.52

(注)

1. () 内は構成割合である。

2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分 (単位 % ポイント) である。

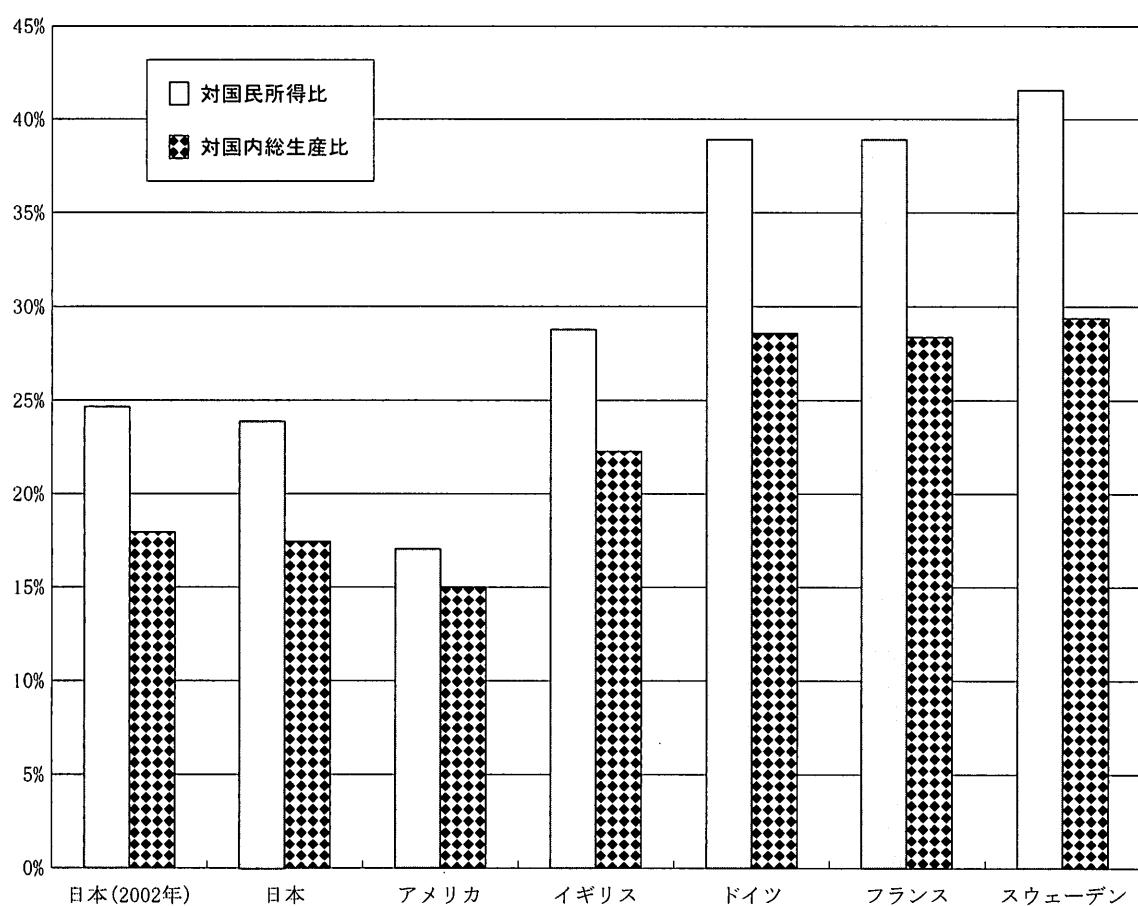
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計。

OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比でみると、我が国は、アメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。(参考図 1)

また、社会支出の構成割合をみると、ヨーロッパ諸国に比べると、我が国は家族、積極的労働政策、失業などの分野の割合が小さくなっている。(参考図 2)

参考図 1 社会支出の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較 (2001 年)



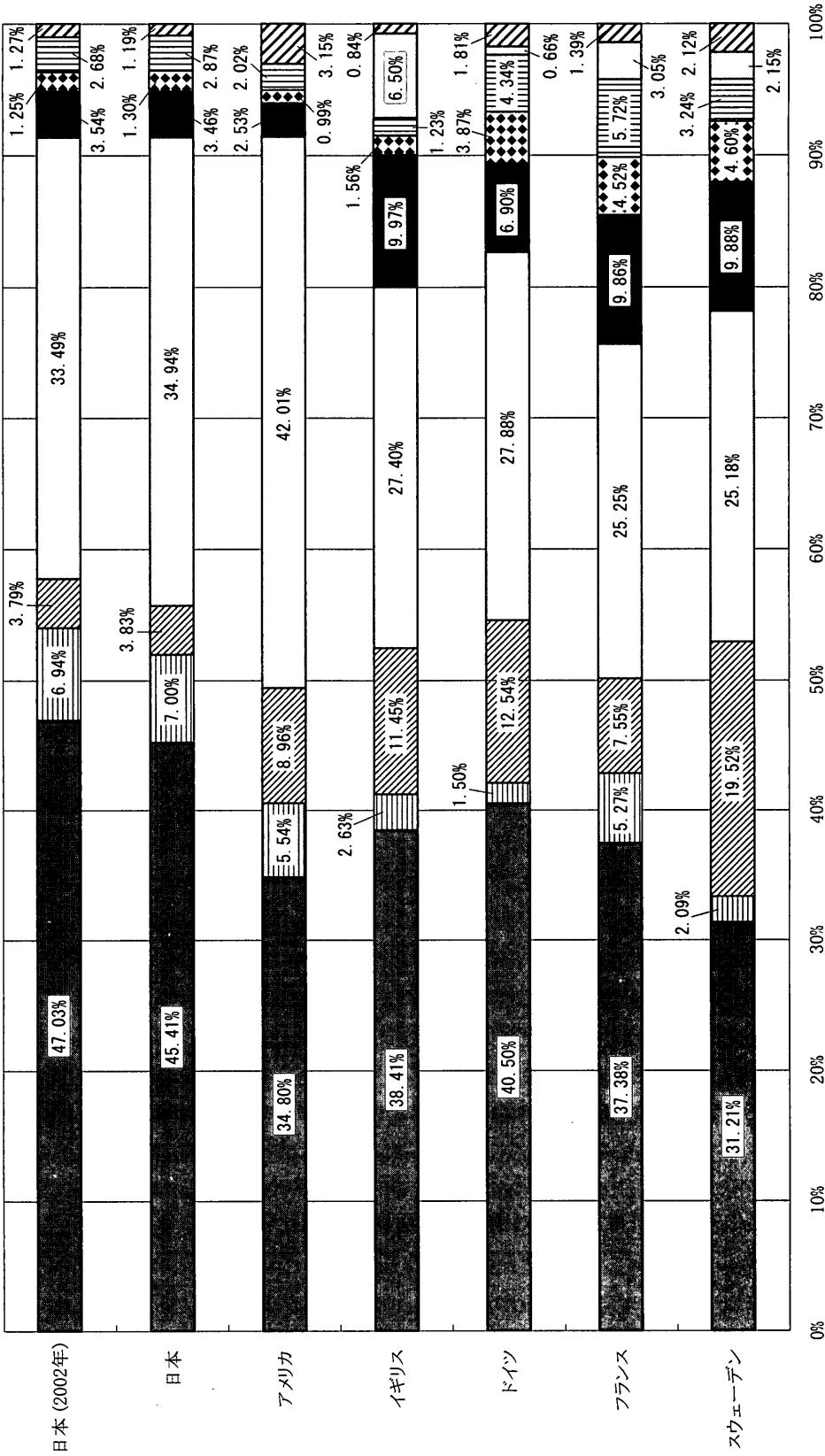
参考表 2 社会支出の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較 (2001 年)

	日本(2002年)	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
対国民所得比	24.66%	23.72%	17.05%	28.90%	38.83%	38.88%	41.48%
対国内総生産比	17.96%	17.44%	15.17%	22.35%	28.77%	28.45%	29.50%

(資料) 諸外国の 2001 年については、OECD Social Expenditure Database2004 による。

日本については、国立社会保障・人口問題研究所が OECD Social Expenditure の定義に沿って推計(参考表 1 参照)。日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成17年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2001年）



■ 高齢 ■ 遺族 ■ 障害、業務災害、傷病 □ 保健 ■ 家族 ■ 積極的労働政策 ■ 失業 □ 住宅 ■ 生活保護その他

参考表3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較（2001年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本(2002年)	11.60%	1.71%	0.94%	8.26%	0.87%	0.31%	0.66%	—	0.31%	24.66%
日本	10.77%	1.66%	0.91%	8.29%	0.82%	0.31%	0.68%	—	0.28%	23.72%
アメリカ	5.93%	0.94%	1.53%	7.16%	0.43%	0.17%	0.34%	—	0.54%	17.05%
イギリス	11.10%	0.76%	3.31%	7.92%	2.88%	0.45%	0.36%	1.88%	0.24%	28.90%
ドイツ	15.72%	0.58%	4.87%	10.82%	2.68%	1.50%	1.69%	0.26%	0.70%	38.83%
フランス	14.54%	2.05%	2.93%	9.82%	3.83%	1.76%	2.22%	1.19%	0.54%	38.88%
スウェーデン	12.95%	0.87%	8.10%	10.44%	4.10%	1.91%	1.34%	0.89%	0.88%	41.48%

参考表3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較（2001年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本(2002年)	8.45%	1.25%	0.68%	6.02%	0.64%	0.23%	0.48%	—	0.23%	17.96%
日本	7.92%	1.22%	0.67%	6.09%	0.60%	0.23%	0.50%	—	0.21%	17.44%
アメリカ	5.28%	0.84%	1.36%	6.37%	0.38%	0.15%	0.31%	—	0.48%	15.17%
イギリス	8.59%	0.59%	2.56%	6.12%	2.23%	0.35%	0.27%	1.45%	0.19%	22.35%
ドイツ	11.65%	0.43%	3.61%	8.02%	1.99%	1.11%	1.25%	0.19%	0.52%	28.77%
フランス	10.64%	1.50%	2.15%	7.19%	2.81%	1.29%	1.63%	0.87%	0.39%	28.45%
スウェーデン	9.21%	0.62%	5.76%	7.43%	2.92%	1.36%	0.96%	0.64%	0.62%	29.50%

(注) OECD Social Expenditure Databaseでは、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD 定義（注1）	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費、在宅福祉事業費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health Data 2005 の公的支出総額より、（財）医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。なお、当該資料における直近数値は2002年度である	OECD, Health Data 2005 の公的支出総額より、（財）医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。なお、当該資料における直近数値は2002年度である
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び家族を支援するために給付される現物給付（サービス）に当てる支出を計上	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ労働者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上
生活保護その他（注2）	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被害者の給付

(注)

1. OECD 定義とは OECD Social Expenditure database2004ed の基準である。

2. OECD の英語表示で最後の政策分野は「他の政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

3. 「保健」、「積極的労働政策」、「失業」以外の数値は、従来から本研究所が収集したデータをもとに OECD が推計を行っており、基準は合致している。

第4節 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について

—平成13(2001)年～平成62(2050)年—

附:参考推計 平成63(2051)年～平成112(2100)年

国立社会保障・人口問題研究所は、旧人口問題研究所時代から定期的に将来人口推計を行い、公表してきた。前回推計は平成7年国勢調査人口を基準人口とする「平成9（1997）年1月推計」であるが、今回の全国将来推計人口は、第12回目の推計にあたり、平成12年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことをふまえ、新たに全国将来人口推計を実施し、その結果をとりまとめたものである。

I 日本の全国将来推計人口の概要

1. 総人口の推移

人口推計のスタート時点である平成12（2000）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,693万人であった。中位推計の結果に基づけば、この総人口は今後も緩やかに増加し、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入る。平成25（2013）年にはほぼ現在の人口規模に戻り、平成62（2050）年にはおよそ1億60万人になるものと予測される（表1、図1）。

高位推計によれば、総人口は、中位推計よりやや遅れて、平成21（2009）年に1億2,815万人でピークに達する。そして、それ以降は減少に転じ平成62（2050）年には1億825万人に達するものと見込まれる（表2、図1）。

一方、低位推計では平成16（2004）年に1億2,748万人でピークに達し、以後減少して平成62（2050）年には9,203万人に達する（表3、図1）。

このように日本の人口はまもなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の趨勢は終焉する。日本の出生率が1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で2.08前後の水準）を大きく割り込んでいるため、このような過去四半世紀続いた低出生率水準と今後の見通しは今世紀初頭から始まる人口減少をほぼ避けることの出来ない現象としている。

2. 年齢3区分人口の推移

（1）年少（0～14歳）人口の推移

出生数は昭和48年（1973）年の209万人から平成12（2000）年の119万人まで減少してきた。その結果、年少（0～14歳）人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成12（2000）年国勢調査

の1,851万人まで減少してきた。

中位推計の結果によると年少人口は、2003年に1,700万人台に減少する（表1、図3）。その後も低い出生率のもとで減少が続き、平成28（2016）年には1,600万人を割り込み、緩やかな長期減少過程に入る。そして推計の最終年次の2050年には1,084万人の規模となるものと予測される。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、高位推計においても、長期的な低出生率のもとで減少傾向に向かい、平成62（2050）年にはおよそ1,400万人に達する（表2）。低位推計では、超低出生率のもとで、急速な年少人口減少が予測される。現在の年少人口およそ1,800万人規模から、平成26（2014）年には1,500万人を割り込み、今世紀半ばにはおよそ750万人に達すると予測される（表3）。

4

（2）生産年齢（15～64歳）人口の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,717万人に達したが、その後減少局面に入り、平成12（2000）年国勢調査によると8,638万人を記録した。

中位推計の結果によれば、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに以後一転して減少過程に入り、平成42（2030）年には7,000万人を割り込み、平成62（2050）年には5,389万人に達する（表1、図3）。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる傾向をみると、高位推計では、出生率が高く推移するぶん生産年齢人口の減少の勢いはやや遅く、平成45（2033）年に7,000万人を割り込むと予測される。そしてその後も生産年齢人口の減少が続き、平成62（2050）年に5,838万人に達する（表2）。低位推計の生産年齢人口は平成40（2028）年に7,000万人を割り込むものと予測される。さらに平成61（2049）年に5,000万人を割り込み、平成62（2050）年には4,868万人へと縮小するものとみられる（表3）。

（3）老年（65歳以上）人口の推移

中位推計結果によれば年少人口の減少に続いて、今後生産年齢人口の減少が始まる一方で、老年（65歳以上）人口はおよそ現在の2,200万人から平成25（2013）年に3,000万人を突破し、平成30（2018）年の3,417万人へと急速な増加を続ける（表1、図3）。すなわち、団塊の世代（昭和22～24年出生世代）が65歳以上の年齢層に入りきるまで急速な老人人口の増加を生じることになる。その後、戦後の出生規模の縮小世代が老人人口に参入するため、増加の勢いは弱まり、緩やかな増加期となるが、第二次ベビーブーム世代が老人人口となる平成55（2043）年に老人人口はピークに達し、その後緩やかな減少に転じ、平成62（2050）年に3,586万人となる。なお、高位と低位推計では、将来的生残率や国際移動の仮定が同じであるため、中位推計と同じ結果である（表2、表3）。

3. 年齢3区分別人口割合の推移

（1）年少（0～14歳）人口割合の推移

今回の中位推計によると、年少人口割合は、平成12（2000）年の14.6%から減少を続け、平成17（2005）年には14%台を割り込み、平成33（2021）年に12.0%に達する（表1、図4）。その後も年少人口割合は減少を続け、平成48（2036）年に11.0%を経て、平成62（2050）年に10.8%になるも

のと見込まれる。

高位推計では、年少人口割合の減少テンポがやや緩やかで、平成19（2007）年に14%台を割り込み、平成62（2050）年に12.9%に達する。

低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成16（2004）年に14%台を切り、平成36（2024）年に10%を割り込んだ後、平成62（2050）年に8.1%に達するものと見込まれる。

（2）生産年齢（15～64歳）人口割合の推移

中位推計結果による生産年齢人口は、平成12（2000）年の68.1%から減少を続け、平成32（2020）年には60.0%に縮小する（表1、図4）。そして、その後も緩やかな縮小を続け、平成47（2035）年に現在の水準より10ポイント低い58.0%に達する。その後も減少傾向が続き、平成55（2043）年の54.9%を経て、平成62（2050）年に53.6%になるものと見込まれる。

高位推計でも、その年次推移は中位推計結果とほぼ似通っており、わずかに縮小傾向が弱まるに過ぎない。平成62（2050）年の生産年齢人口割合は、中位推計結果より0.3ポイント高い53.9%に過ぎない。

低位推計では、生産年齢人口割合は、中位推計結果より、その縮小は緩やかで、60.0%に縮小するのが平成42（2030）年である。しかし、その後の縮小は急速で、平成62（2050）年52.9%に達する。このような一見矛盾した動きは、生産年齢人口割合が、相対的な指標であることから現れている。

（3）老年（65歳以上）人口割合の推移

老人人口の割合は平成12（2000）年現在の17.4%から平成26（2014）年には25%台に達し、日本人口の4人に1人が65歳以上人口となる。その後、平成29（2017）年に27.0%になる（表1、図4）。老人人口は、平成30（2018）年以降平成46（2034）年頃まで、おおよそ3,400万人台で推移するが、老人人口割合は低出生率の影響を受けて平成30（2018）年以降も上昇を続け、平成45（2033）年には30%台に達する。そして、その後も持続的に上昇が続き、平成62（2050）年には、35.7%の水準に達する。すなわち2.8人に1人が65歳以上人口となるものとみられる。

将来の出生率仮定の違いによる高齢化の傾向の差異を、高位と低位推計の結果の比較によってみると、平成30（2018）年ころまでの趨勢に仮定値の違いによる差異は小さい。平成37（2025）年に低位推計では29.5%と高位推計の28.0%に比べ、1.5ポイントの違いが生じている（表2、表3）。この差が、今後の出生率水準が高齢化におよぼす影響である。この高齢化水準の違いは年次が経過すればさらに拡大し、平成62（2050）年では、高位が33.1%、低位が39.0%と5.9ポイントもの差が生じる。このように低出生率社会が長期に続くとすれば、それだけ相対的に高齢化水準が高くなることを示している（図2）。

4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは全体として高齢化していくことになるが、過去における出生数の急増、すなわち昭和22～24年の出生数の急増（第1次ベビーブーム）と昭和25～32年の出生数の急減（ベビーバスト）により、過去の出生数の変動が、年齢層の高い部分で凹凸を持つ人口ピラミッドとなる（図5）。

平成 12（2000）年の人口ピラミッドでは第1次ベビーブーム世代が50歳代の前半、第2次ベビーブーム世代が20歳代後半にあるが、平成 37（2025）年に第1次ベビーブーム世代は70歳代の後半、第2次ベビーブーム世代は50歳代前半となる。平成 37（2025）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代を中心とするものであることがわかる。一方、平成 62（2050）年頃の高齢化水準の高まりは第2次ベビーブーム世代が高齢者となることによって起きるとともに、出生率低迷の影響を受け、世代毎に人口規模が縮小することを反映する姿となっている。

このようにわが国の人ロピラミッドは、戦前の富士山型から近年のような釣鐘型を経て、将来ツボ型へと姿を変えることになる。

5. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老人人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度をあらわすための指標として従属人口指数がある。中位推計に基づく老年従属人口指数（老人人口を生産年齢人口で除した値）は、現在の26%（働き手3.9人で老人1人を扶養）から2030年代には50%台（2人で1人を扶養）に上昇し、2050年には67%（1.5人で1人を扶養）となるものと予測される（表4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、現在の21%（働き手4.7人で年少者1人を扶養）の水準から今後19～21%の水準の範囲で推移するものと予測される。

低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、年少従属人口指数の水準が大きく低下しないのは親世代に当たる生産年齢人口そのものが減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を足した値を従属人口指数といい、生産年齢人口に対する全体の扶養の程度をみることができると、全体の従属人口指数は老年従属人口指数の動きに沿って上昇する。従属人口指数は生産年齢人口の縮小傾向のもとで、現在の47%水準から平成34（2022）年には67%水準にまで上昇し、その後平成62（2050）年に87%に達するものと予測される。

6. 人口動態率と人口動態数の推移

中位推計結果によると、普通死亡率（人口千人当たりの死亡数）は平成13（2001）年の7.7‰（パーセント）から一貫して上昇を続け、平成32（2020）年には12.1‰、平成62（2050）年には16.2‰に達する（表5）。平均寿命が伸び続けると仮定しているにもかかわらず普通死亡率が上昇を続けるのは、日本の人口が今後急速に高齢化し死亡率の高い老人人口の割合が増えていくためである。

普通出生率（人口千人当たりの出生数）は平成13（2001）年の9.4‰から低下を続け、平成25（2013）年には8.0‰に達する。その後も普通出生率は低下を続け、平成47（2035）年に7.0‰となり、平成62（2050）年に6.7‰となる。

普通出生率と普通死亡率の差である自然増加率は、平成12（2000）年の1.7‰からしばらくプラスを保つが、平成18（2006）年からはマイナスとなり平成62（2050）年には-9.5‰となる。

今回の中位推計によると、年間の出生数は平成12（2001）年の119万人から減少を続け、平成20（2008）年には110万人を切り、平成26（2014）年には100万人の大台を割り込む。そして出生数の規模は減少を続け、平成62（2050）年の67万人に達するものと見込まれる（表5）。

一方、死亡数は平成12（2001）年の98万人から一貫して増加を続け、平成33（2021）年の151万

人を経て、平成50（2038）年にはピークの170万人に達する。その後、やや減少して平成62（2050）年には162万人となる。

II 推計方法の概要

1. 推計期間

推計期間は平成13（2001）年～平成62（2050）年の50年間とした。

2. 推計の方法

推計の方法としては、前回同様コーホート要因法を採用した。この方法は、国際人口移動を考慮しつつ、すでに生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求める同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法である。コーホート要因法によって将来人口を推計するためには、（1）基準人口、（2）将来の生残率、（3）将来の出生率、（4）将来の出生性比、（5）将来の国際人口移動数（率）の5つのデータが必要である。

3. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成12年国勢調査』による平成12（2000）年10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた。

4. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要であり、将来の生残率を得るためにには将来生命表を作成する必要がある。

将来生命表の作成方法には、大きく分けて、経験的方法、数学的方法、そしてリレーショナルモデルの3種類の方法がある。本推計では、リレーショナルモデルを用いた方法であるリー・カーター・モデルを採用し修正して使用した。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的な水準（死亡指數）、「死亡の一般的な水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的な水準の変化に応じて年齢毎に異なる変化率を記述するモデルである。最近30年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い関数当てはめを行った。ただし、平成7（1995）年は阪神大震災の影響があるために除外し、また、平成13（2001）年の2月の死亡数が例年になく極めて少ないことから、平成13年については別途生命表を作成し、最終的な関数当てはめを行った。以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成62（2050）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

将来生命表に基づくと、平成12（2000）年に男子77.64年、女子84.62年であった平均寿命は、平成17（2005）年には男子78.11年、女子85.20年、平成37（2025）年には男子79.76年、女子87.52

年、平成62（2050）年には男子80.95年、女子89.22年に到達する（表6、図6）。

5. 出生率の仮定

将来の出生数を推計するには、将来における女子の年齢別出生率が必要である。将来の出生率を推計する方法としては期間出生率法とコーホート出生率法があるが、本推計では後者の方法を採用した。コーホート出生率法は、毎年の女子出生コーホート毎に出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについて完結出生力の水準と出生タイミングを予測しようとするものである。将来の各年の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、推計されたコーホート出生率データを年次別データに変換することによって得られる。出生率の将来については不確定要素が大きいため以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて出生率を推計した。

（1）中位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの16.8%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.72人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和25年 (1950年)	10.0	12.3	52.1	21.1	4.6	1.98
昭和60年 (1985年)	31.2	18.5	33.9	12.9	3.5	1.39

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から平成19（2007）年の1.31まで低下した後は上昇に転じ、平成61（2049）年には1.39の水準に達する（表7、図7）。

（2）高位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.3歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの13.3%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響で昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.93人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホー

ト以後は変わらない。

- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年 (1985年)	21.1	20.1	38.6	15.5	4.7	1.62

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から直ちに上昇に転じ、平成61（2049）年には1.63の水準に到達する（表7、図7）。

（3）低位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの28.7歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの22.6%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.49人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年 (1985年)	42.0	17.5	29.1	9.3	2.1	1.12

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から低下を続け、平成61（2049）年に1.10に達する（表7、図7）。

6. 出生性比の仮定

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比については、最近の5年間の実績に基づき女子100に対して男子105.5とし、平成13（2001）年以降一定とした（表8、図8）。

7. 国際人口移動率の仮定

国際人口移動は、わが国の国際化の進展や経済変動に伴い大きく変化する。さらに、国の政策や施策あるいは諸外国における経済・社会状況によっても変動する。

従来の将来人口推計における国際人口移動の仮定は、性、年齢別入国超過率を一定とした仮定設定

第1部 社会保障の動向

を行った。しかし、国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。さらに、人口移動、特に入国情況の発生は、人口規模ならびに構造に依存しない。

今回の推計では、将来の国際人口移動は、日本人と外国人とに分けて仮定した。すなわち、日本人の入国情況率、ならびに外国人の入国情況率の2種類について仮定した。

日本人の国際人口移動については、比較的安定し、かつ出国超過を示していることから次のように仮定した。まず、性別、年齢別純移動率（入国情況率）の1995～2000年平均値を求め、さらに、偶然変動によるブレを取り除くため補整した率を、2001年以降一定とした。なお、移動数の発生母数（人口）は、日本人であるため、別途日本人人口の推定が必要になる。そこで、算出された将来の性別、年齢別人口に日本人人口割合（2000年の国勢調査人口と人口動態統計出生数より算定）を乗じることにより、日本人人口を求めた。

つぎに、外国人の国際人口移動については、ほぼ入国情況であり、近年増加傾向にあることから、1970年以後について性別に回帰線の当てはめを行った。しかし、1990年前後の急激な変動は、全体の傾向との乖離が大きいため1988～95年を除いた年次を用いて、ロジスティック曲線により補外し、将来の外国人の性別入国情況数を求める。なお、入国情況の年齢別割合は、1995～2000年の平均値を一定とした（図9～図11）。

第4節 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について

図1 総人口の推移：中位・高位・低位

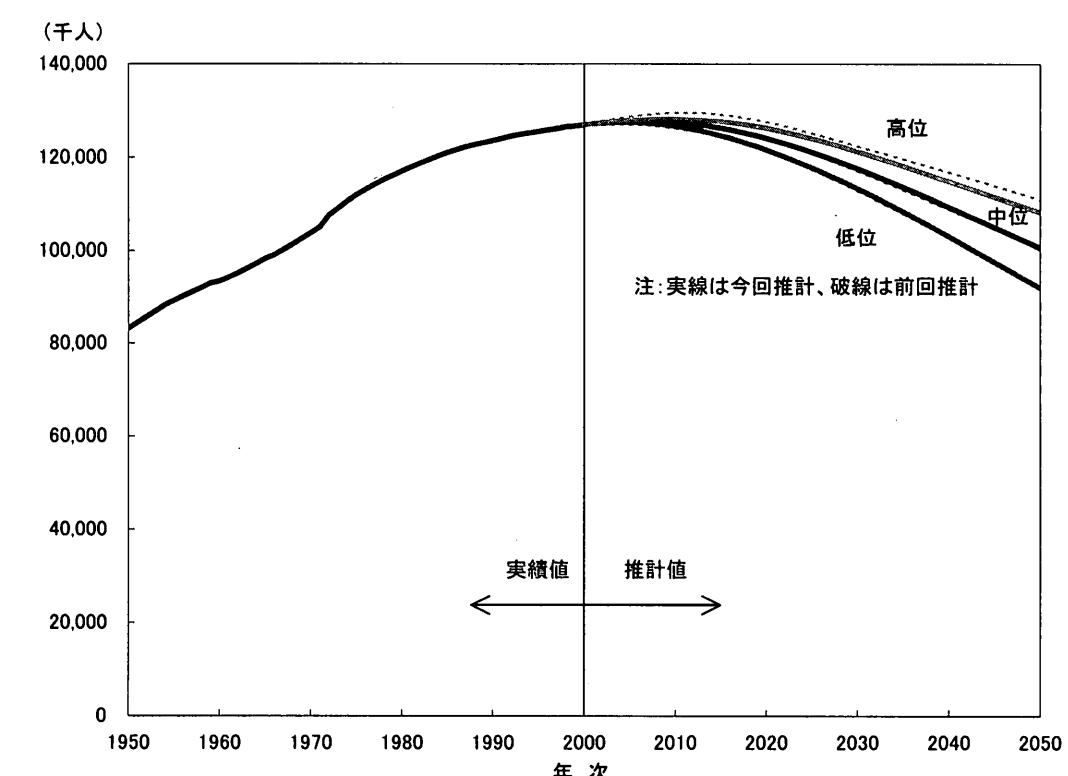


図2 65歳以上人口割合の推移：中位・高位・低位

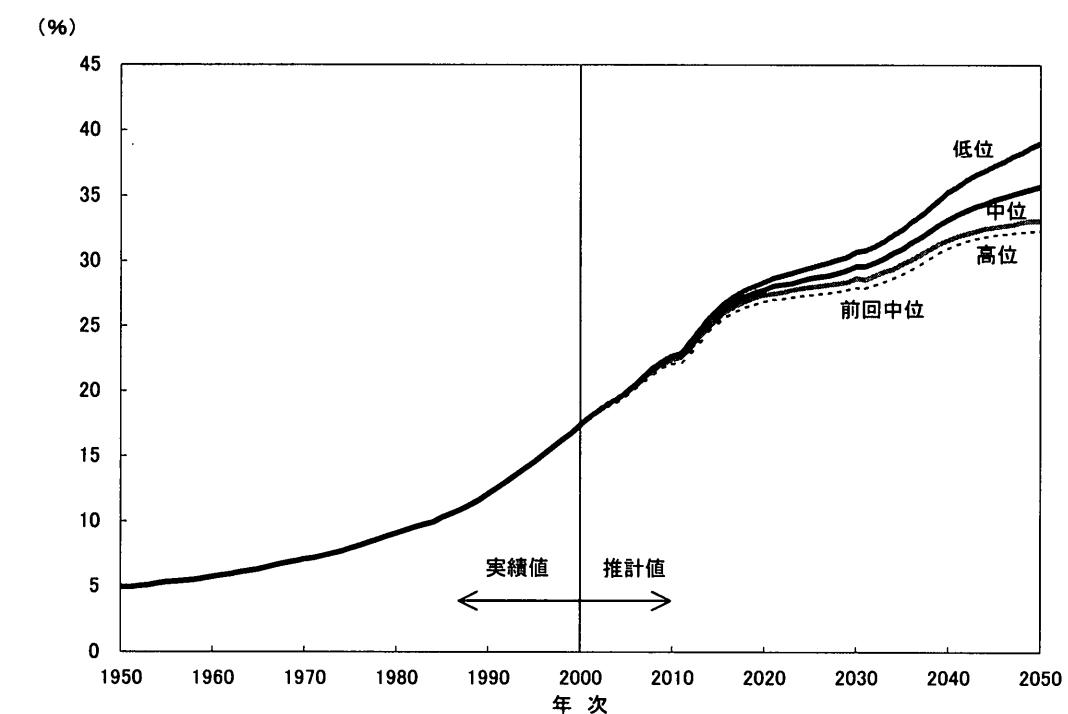


図3 年齢3区分別人口の推移：中位推計

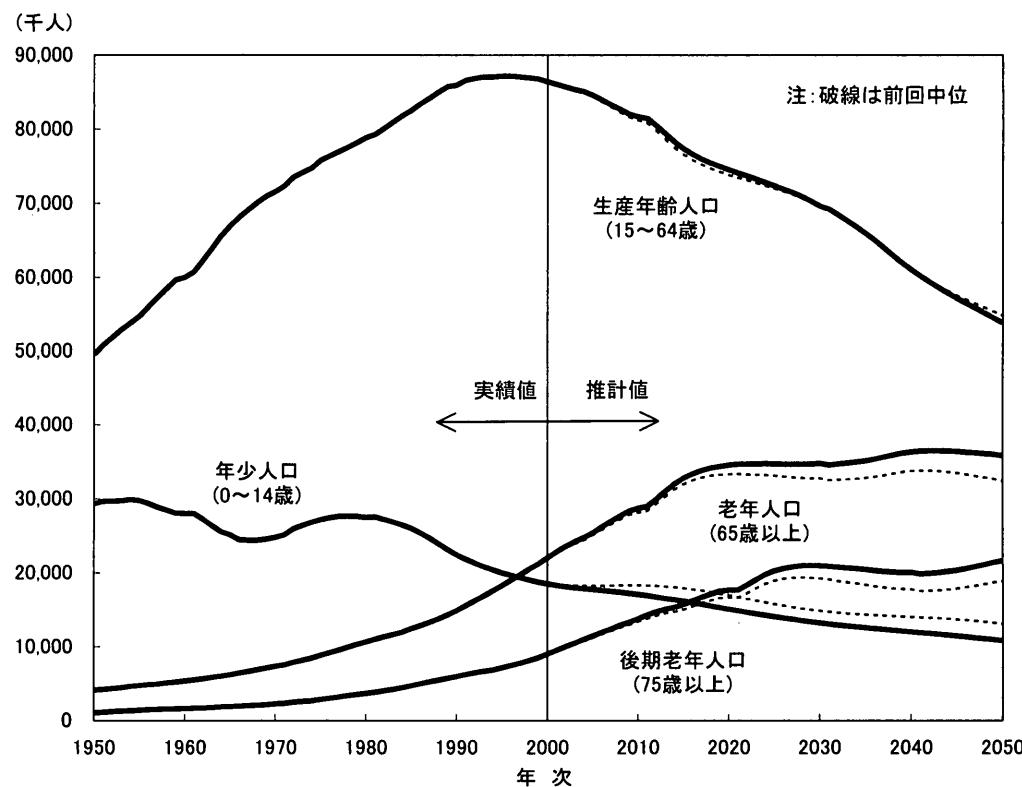


図4 年齢3区分別人口割合の推移：中位推計

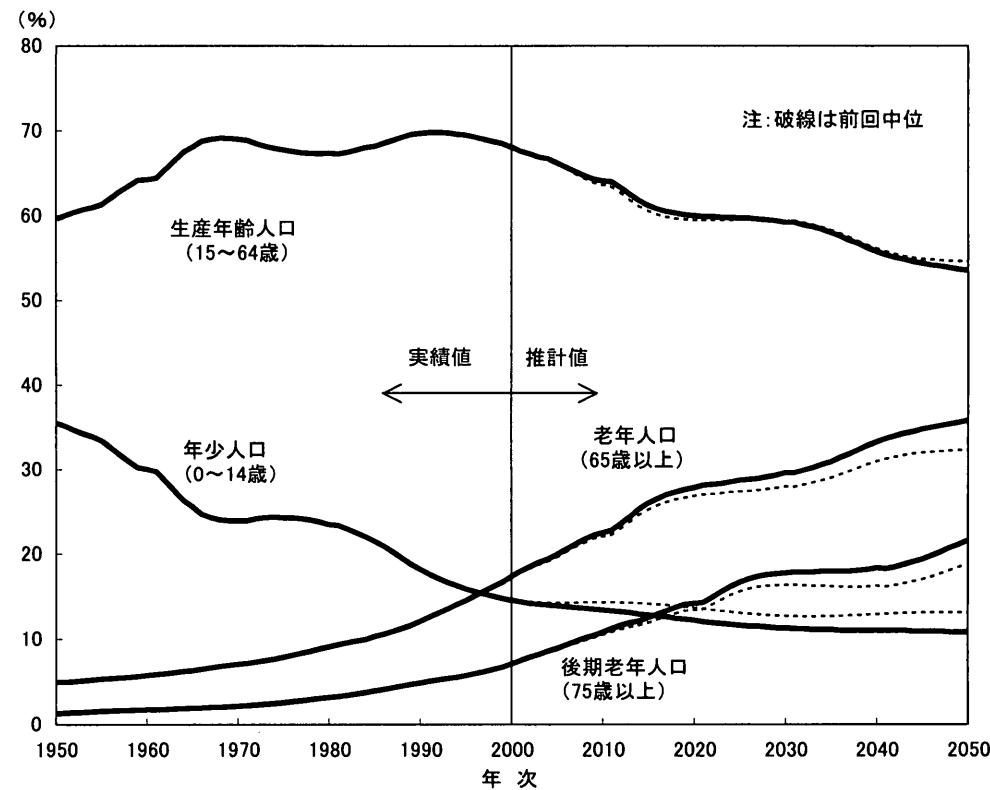


図5 人口ピラミッドの変化：中位推計

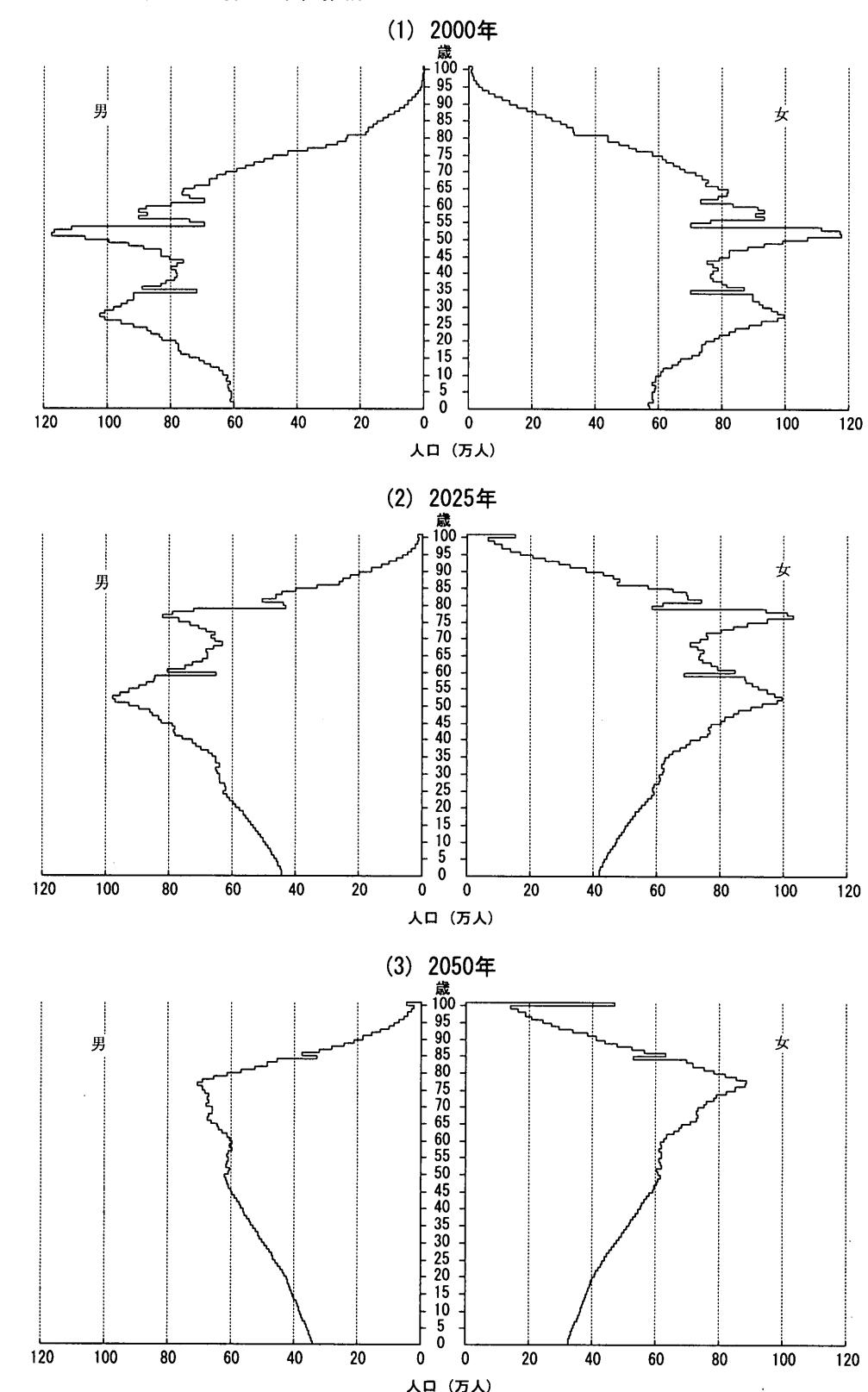


表1 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：中位推計

年 次	人 口（1,000人）			割 合（%）			
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 12 (2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13 (2001)	127,183	18,307	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14 (2002)	127,377	18,123	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15 (2003)	127,524	17,964	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16 (2004)	127,635	17,842	85,071	24,722	14.0	66.7	19.4
17 (2005)	127,708	17,727	84,590	25,392	13.9	66.2	19.9
18 (2006)	127,741	17,623	83,946	26,172	13.8	65.7	20.5
19 (2007)	127,733	17,501	83,272	26,959	13.7	65.2	21.1
20 (2008)	127,686	17,385	82,643	27,658	13.6	64.7	21.7
21 (2009)	127,599	17,235	81,994	28,370	13.5	64.3	22.2
22 (2010)	127,473	17,074	81,665	28,735	13.4	64.1	22.5
23 (2011)	127,309	16,919	81,422	28,968	13.3	64.0	22.8
24 (2012)	127,107	16,746	80,418	29,942	13.2	63.3	23.6
25 (2013)	126,865	16,558	79,326	30,981	13.1	62.5	24.4
26 (2014)	126,585	16,385	78,207	31,992	12.9	61.8	25.3
27 (2015)	126,266	16,197	77,296	32,772	12.8	61.2	26.0
28 (2016)	125,909	15,980	76,556	33,372	12.7	60.8	26.5
29 (2017)	125,513	15,759	75,921	33,832	12.6	60.5	27.0
30 (2018)	125,080	15,536	75,374	34,170	12.4	60.3	27.3
31 (2019)	124,611	15,314	74,918	34,379	12.3	60.1	27.6
32 (2020)	124,107	15,095	74,453	34,559	12.2	60.0	27.8
33 (2021)	123,570	14,881	74,026	34,663	12.0	59.9	28.1
34 (2022)	123,002	14,673	73,658	34,671	11.9	59.9	28.2
35 (2023)	122,406	14,471	73,242	34,694	11.8	59.8	28.3
36 (2024)	121,784	14,275	72,775	34,734	11.7	59.8	28.5
37 (2025)	121,136	14,085	72,325	34,726	11.6	59.7	28.7
38 (2026)	120,466	13,901	71,877	34,688	11.5	59.7	28.8
39 (2027)	119,773	13,724	71,397	34,652	11.5	59.6	28.9
40 (2028)	119,061	13,553	70,858	34,650	11.4	59.5	29.1
41 (2029)	118,329	13,389	70,275	34,665	11.3	59.4	29.3
42 (2030)	117,580	13,233	69,576	34,770	11.3	59.2	29.6
43 (2031)	116,813	13,085	69,174	34,554	11.2	59.2	29.6
44 (2032)	116,032	12,944	68,398	34,689	11.2	58.9	29.9
45 (2033)	115,235	12,812	67,608	34,815	11.1	58.7	30.2
46 (2034)	114,425	12,686	66,771	34,968	11.1	58.4	30.6
47 (2035)	113,602	12,567	65,891	35,145	11.1	58.0	30.9
48 (2036)	112,768	12,453	64,953	35,362	11.0	57.6	31.4
49 (2037)	111,923	12,341	63,962	35,619	11.0	57.1	31.8
50 (2038)	111,068	12,233	62,928	35,908	11.0	56.7	32.3
51 (2039)	110,207	12,125	61,919	36,163	11.0	56.2	32.8
52 (2040)	109,338	12,017	60,990	36,332	11.0	55.8	33.2
53 (2041)	108,465	11,908	60,126	36,432	11.0	55.4	33.6
54 (2042)	107,589	11,798	59,329	36,462	11.0	55.1	33.9
55 (2043)	106,712	11,686	58,555	36,471	11.0	54.9	34.2
56 (2044)	105,835	11,572	57,824	36,439	10.9	54.6	34.4
57 (2045)	104,960	11,455	57,108	36,396	10.9	54.4	34.7
58 (2046)	104,087	11,336	56,449	36,302	10.9	54.2	34.9
59 (2047)	103,213	11,215	55,800	36,198	10.9	54.1	35.1
60 (2048)	102,339	11,092	55,146	36,102	10.8	53.9	35.3
61 (2049)	101,466	10,967	54,498	36,001	10.8	53.7	35.5
62 (2050)	100,593	10,842	53,889	35,863	10.8	53.6	35.7

各年10月1日現在人口。平成12(2000)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：高位推計

年 次	人 口（1,000人）			割 合（%）			
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 12 (2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13 (2001)	127,198	18,322	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14 (2002)	127,419	18,165	85,673	23,581	14.3	67.2	18.5
15 (2003)	127,603	18,043	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16 (2004)	127,762	17,969	85,071	24,722	14.1	66.6	19.4
17 (2005)	127,894	17,913	84,590	25,392	14.0	66.1	19.9
18 (2006)	128,000	17,882	83,946	26,172	14.0	65.6	20.4
19 (2007)	128,078	17,846	83,272	26,959	13.9	65.0	21.0
20 (2008)	128,128	17,828	82,643	27,658	13.9	64.5	21.6
21 (2009)	128,151	17,787	81,994	28,370	13.9	64.0	22.1
22 (2010)	128,145	17,746	81,665	28,735	13.8	63.7	22.4
23 (2011)	128,110	17,720	81,422	28,968	13.8	63.6	22.6
24 (2012)	128,043	17,683	80,418	29,942	13.8	62.8	23.4
25 (2013)	127,943	17,636	79,326	30,981	13.8	62.0	24.2
26 (2014)	127,809	17,609	78,207	31,992	13.8	61.2	25.0
27 (2015)	127,640	17,571	77,296	32,772	13.8	60.6	25.7
28 (2016)	127,435	17,491	76,571	33,372	13.7	60.1	26.2
29 (2017)	127,193	17,398	75,963	33,832	13.7	59.7	26.6
30 (2018)	126,914	17,293	75,452	34,170	13.6	59.5	26.9
31 (2019)	126,600	17,178	75,043	34,379	13.6	59.3	27.2
32 (2020)	126,250	17,053	74,638	34,559	13.5	59.1	27.4
33 (2021)	125,867	16,921	74,284	34,663	13.4		

表3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数:低位推計

年 次	人 口(1,000人)			割 合(%)			
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 12(2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,165	18,290	86,033	22,843	14.4	67.7	18.0
14(2002)	127,328	18,074	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,431	17,871	85,341	24,219	14.0	67.0	19.0
16(2004)	127,483	17,690	85,071	24,722	13.9	66.7	19.4
17(2005)	127,482	17,501	84,590	25,392	13.7	66.4	19.9
18(2006)	127,426	17,308	83,946	26,172	13.6	65.9	20.5
19(2007)	127,315	17,084	83,272	26,959	13.4	65.4	21.2
20(2008)	127,152	16,851	82,643	27,658	13.3	65.0	21.8
21(2009)	126,937	16,573	81,994	28,370	13.1	64.6	22.3
22(2010)	126,673	16,274	81,665	28,735	12.8	64.5	22.7
23(2011)	126,362	15,972	81,422	28,968	12.6	64.4	22.9
24(2012)	126,004	15,644	80,418	29,942	12.4	63.8	23.8
25(2013)	125,601	15,294	79,326	30,981	12.2	63.2	24.7
26(2014)	125,152	14,953	78,207	31,992	11.9	62.5	25.6
27(2015)	124,661	14,593	77,296	32,772	11.7	62.0	26.3
28(2016)	124,129	14,217	76,539	33,372	11.5	61.7	26.9
29(2017)	123,556	13,850	75,873	33,832	11.2	61.4	27.4
30(2018)	122,944	13,493	75,281	34,170	11.0	61.2	27.8
31(2019)	122,296	13,150	74,767	34,379	10.8	61.1	28.1
32(2020)	121,613	12,826	74,228	34,559	10.5	61.0	28.4
33(2021)	120,898	12,522	73,713	34,663	10.4	61.0	28.7
34(2022)	120,152	12,238	73,243	34,671	10.2	61.0	28.9
35(2023)	119,379	11,975	72,711	34,694	10.0	60.9	29.1
36(2024)	118,580	11,729	72,117	34,734	9.9	60.8	29.3
37(2025)	117,755	11,500	71,529	34,726	9.8	60.7	29.5
38(2026)	116,907	11,285	70,935	34,688	9.7	60.7	29.7
39(2027)	116,037	11,083	70,301	34,652	9.6	60.6	29.9
40(2028)	115,144	10,894	69,601	34,650	9.5	60.4	30.1
41(2029)	114,231	10,715	68,851	34,665	9.4	60.3	30.3
42(2030)	113,297	10,546	67,981	34,770	9.3	60.0	30.7
43(2031)	112,344	10,384	67,406	34,554	9.2	60.0	30.8
44(2032)	111,372	10,229	66,454	34,689	9.2	59.7	31.1
45(2033)	110,381	10,079	65,487	34,815	9.1	59.3	31.5
46(2034)	109,373	9,933	64,473	34,968	9.1	58.9	32.0
47(2035)	108,349	9,789	63,416	35,145	9.0	58.5	32.4
48(2036)	107,309	9,645	62,302	35,362	9.0	58.1	33.0
49(2037)	106,255	9,501	61,135	35,619	8.9	57.5	33.5
50(2038)	105,188	9,355	59,925	35,908	8.9	57.0	34.1
51(2039)	104,112	9,207	58,741	36,163	8.8	56.4	34.7
52(2040)	103,025	9,056	57,637	36,332	8.8	55.9	35.3
53(2041)	101,932	8,903	56,597	36,432	8.7	55.5	35.7
54(2042)	100,833	8,747	55,624	36,462	8.7	55.2	36.2
55(2043)	99,732	8,589	54,672	36,471	8.6	54.8	36.6
56(2044)	98,630	8,430	53,761	36,439	8.5	54.5	36.9
57(2045)	97,529	8,269	52,863	36,396	8.5	54.2	37.3
58(2046)	96,429	8,109	52,018	36,302	8.4	53.9	37.6
59(2047)	95,328	7,949	51,181	36,198	8.3	53.7	38.0
60(2048)	94,228	7,792	50,335	36,102	8.3	53.4	38.3
61(2049)	93,129	7,637	49,491	36,001	8.2	53.1	38.7
62(2050)	92,031	7,486	48,683	35,863	8.1	52.9	39.0

各年10月1日現在人口。平成12(2000)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表4 人口の平均年齢、中位数年齢および年齢構造指數:中位推計

年 次	平均年齢 (歳)	中位数 年齢 (歳)	生産年齢人口を15~64歳とした場合			生産年齢人口を20~69歳とした場合		
			従属人口指數(%)		老年化 指數(%)	従属人口指數(%)		老年化 指數(%)
			総 数	年少人口		総 数	年少人口	
平成 12(2000)	41.4	41.5	46.9	21.4	25.5	119.1	47.6	30.2
13(2001)	41.8	41.8	47.8	21.3	26.6	124.8	48.0	29.9
14(2002)	42.1	42.1	48.7	21.2	27.5	130.1	48.4	29.5
15(2003)	42.5	42.4	49.4	21.0	28.4	134.8	48.8	29.1
16(2004)	42.8	42.6	50.0	21.0	29.1	138.6	49.1	28.8
17(2005)	43.1	42.9	51.0	21.0	30.0	143.2	49.6	28.5
18(2006)	43.4	43.2	52.2	21.0	31.2	148.5	50.2	28.3
19(2007)	43.7	43.5	53.4	21.0	32.4	154.0	50.8	28.1
20(2008)	44.0	43.8	54.5	21.0	33.5	159.1	51.3	27.9
21(2009)	44.3	44.2	55.6	21.0	34.6	164.6	51.6	27.7
22(2010)	44.6	44.4	56.1	20.9	35.2	168.3	52.3	27.6
23(2011)	44.9	44.7	56.4	20.8	35.6	171.2	53.2	27.6
24(2012)	45.2	45.0	58.1	20.8	37.2	178.8	54.2	27.6
25(2013)	45.5	45.4	59.9	20.9	39.1	187.1	55.1	27.6
26(2014)	45.7	45.7	61.9	21.0	40.9	195.3	55.9	27.5
27(2015)	46.0	46.1	63.4	21.0	42.4	202.3	56.1	27.4
28(2016)	46.2	46.5	64.5	20.9	43.6	208.8	56.2	27.2
29(2017)	46.5	46.8	65.3	20.8	44.6	214.7	57.6	27.2
30(2018)	46.7	47.2	65.9	20.6	45.3	219.9	59.1	27.2
31(

表5 出生、死亡および自然増加の実数ならびに率：中位推計

年次	実数(1,000人)			率(人口1,000対)		
	出生	死 亡	自然増加	出生	死 亡	自然増加
平成13(2001)	1,194	982	212	9.4	7.7	1.7
14(2002)	1,183	1,033	150	9.3	8.1	1.2
15(2003)	1,170	1,067	102	9.2	8.4	0.8
16(2004)	1,154	1,092	62	9.0	8.6	0.5
17(2005)	1,137	1,117	20	8.9	8.7	0.2
18(2006)	1,119	1,142	-23	8.8	8.9	-0.2
19(2007)	1,102	1,167	-66	8.6	9.1	-0.5
20(2008)	1,085	1,193	-108	8.5	9.4	-0.8
21(2009)	1,069	1,219	-150	8.4	9.6	-1.2
22(2010)	1,055	1,245	-191	8.3	9.8	-1.5
23(2011)	1,041	1,272	-231	8.2	10.0	-1.8
24(2012)	1,027	1,298	-271	8.1	10.2	-2.1
25(2013)	1,013	1,325	-312	8.0	10.5	-2.5
26(2014)	999	1,351	-352	7.9	10.7	-2.8
27(2015)	985	1,376	-392	7.8	10.9	-3.1
28(2016)	971	1,401	-431	7.7	11.2	-3.4
29(2017)	956	1,426	-470	7.6	11.4	-3.8
30(2018)	941	1,449	-508	7.6	11.6	-4.1
31(2019)	928	1,472	-544	7.5	11.9	-4.4
32(2020)	914	1,493	-579	7.4	12.1	-4.7
33(2021)	902	1,514	-612	7.3	12.3	-5.0
34(2022)	891	1,533	-643	7.3	12.5	-5.3
35(2023)	880	1,552	-671	7.2	12.7	-5.5
36(2024)	871	1,569	-698	7.2	13.0	-5.8
37(2025)	863	1,585	-723	7.2	13.2	-6.0
38(2026)	855	1,601	-746	7.1	13.4	-6.2
39(2027)	847	1,615	-768	7.1	13.6	-6.4
40(2028)	840	1,628	-788	7.1	13.8	-6.7
41(2029)	834	1,641	-807	7.1	14.0	-6.9
42(2030)	828	1,652	-825	7.1	14.1	-7.1
43(2031)	821	1,663	-842	7.1	14.3	-7.3
44(2032)	815	1,672	-857	7.1	14.5	-7.4
45(2033)	808	1,680	-872	7.1	14.7	-7.6
46(2034)	801	1,687	-886	7.1	14.8	-7.8
47(2035)	794	1,692	-899	7.0	15.0	-8.0
48(2036)	786	1,697	-910	7.0	15.2	-8.1
49(2037)	778	1,699	-921	7.0	15.3	-8.3
50(2038)	770	1,700	-930	7.0	15.4	-8.4
51(2039)	761	1,699	-938	7.0	15.5	-8.6
52(2040)	753	1,697	-944	6.9	15.6	-8.7
53(2041)	744	1,693	-949	6.9	15.7	-8.8
54(2042)	735	1,686	-951	6.9	15.8	-8.9
55(2043)	726	1,679	-952	6.9	15.9	-9.0
56(2044)	717	1,669	-952	6.8	15.9	-9.1
57(2045)	708	1,659	-951	6.8	15.9	-9.1
58(2046)	700	1,649	-950	6.8	16.0	-9.2
59(2047)	691	1,641	-950	6.8	16.0	-9.3
60(2048)	682	1,633	-950	6.7	16.1	-9.4
61(2049)	674	1,624	-950	6.7	16.1	-9.4
62(2050)	667	1,617	-950	6.7	16.2	-9.5

日本における外国人を含む。

図6 平均寿命の推移：実績値および仮定値

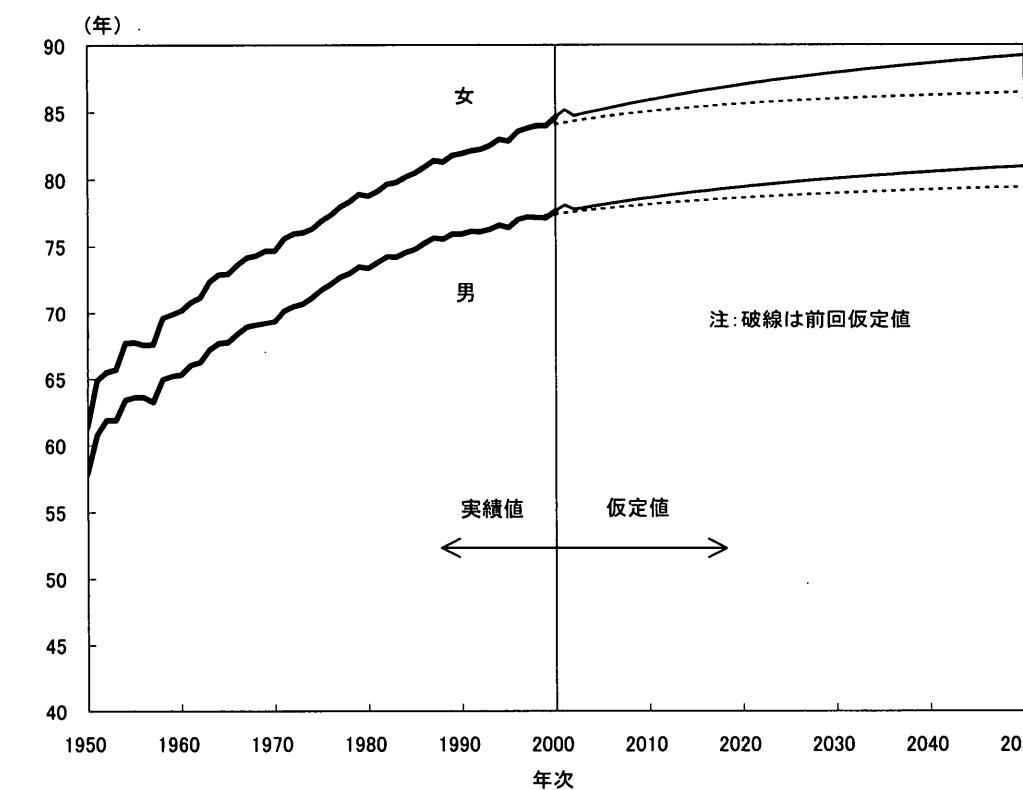


表6 仮定された平均寿命(出生時の平均余命)の推移

年次	(年)			年次	(年)		
	男	女	男女差		男	女	男女差
平成12(2000)	77.64	84.62	6.98				
13(2001)	78.08	85.18	7.10	平成38(2026)	79.82	87.60	7.78
14(2002)	77.76	84.73	6.97	39(2027)	79.88	87.69	7.81
15(2003)	77.88	84.89	7.01	40(2028)	79.94	87.77	7.83
16(2004)	77.99	85.05	7.06	41(2029)	80.00	87.85	7.85
17(2005)	78.11	85.20	7.10	42(2030)	80.06	87.93	7.88
18(2006)	78.21	85.35	7.14	43(2031)	80.11	88.01	7.90
19(2007)	78.32	85.50	7.18	44(2032)	80.16	88.09	7.93
20(2008)	78.42	85.64	7.21	45(2033)	80.21	88.16	7.95
21(2009)	78.52	85.77	7.25	46(2034)	80.27	88.24	7.97
22(2010)	78.62	85.90	7.29	47(2035)	80.32	88.31	7.99
23(2011)	78.71	86.03	7.32	48(2036)	80.36	88.38	8.01
24(2012)	78.80	86.16	7.36	49(2037)	80.41	88.44	8.03
25(2013)	78.89	86.28	7.39	50(2038)	80.46	88.51	8.05
26(2014)	78.97	86.40	7.43	51(2039)	80.50	88.58	8.07
27(2015)	79.05	86.51	7.46	52(2040)	80.55	88.64	8.09
28(2016)	79.13	86.63	7.49	53(2041)	80.59	88.70	8.11
29(2017)	79.21	86.73	7.52	54(2042)	80.63	88.77	8.13
30(2018)	79.29	86.84	7.56	55(2043)	80.68	88.83	8.15
31(2019)	79.36	86.95	7.59	56(2044)	80.72	88.88	8.17
32(2020)	79.43	87.05	7.61	57(2045)	80.76	88.94	8.19
33(2021)	79.50	87.15	7.64	58(2046)	80.80	89.00	8.20
34(2022)	79.57	87.24	7.67	59(2047)	80.83	89.05	8.22
35(2023)	79.64	87.34	7.70	60(2048)	80.87	89.11	8.24
36(2024)	79.70	87.43	7.73	61(2049)	80.91	89.16	8.25
37(2025)	79.76	87.52	7.75	62(2050)	80.95	89.22	8.27

平成12(2000)年は実績値である。

図7 合計特殊出生率の年次推移：実績値および仮定値

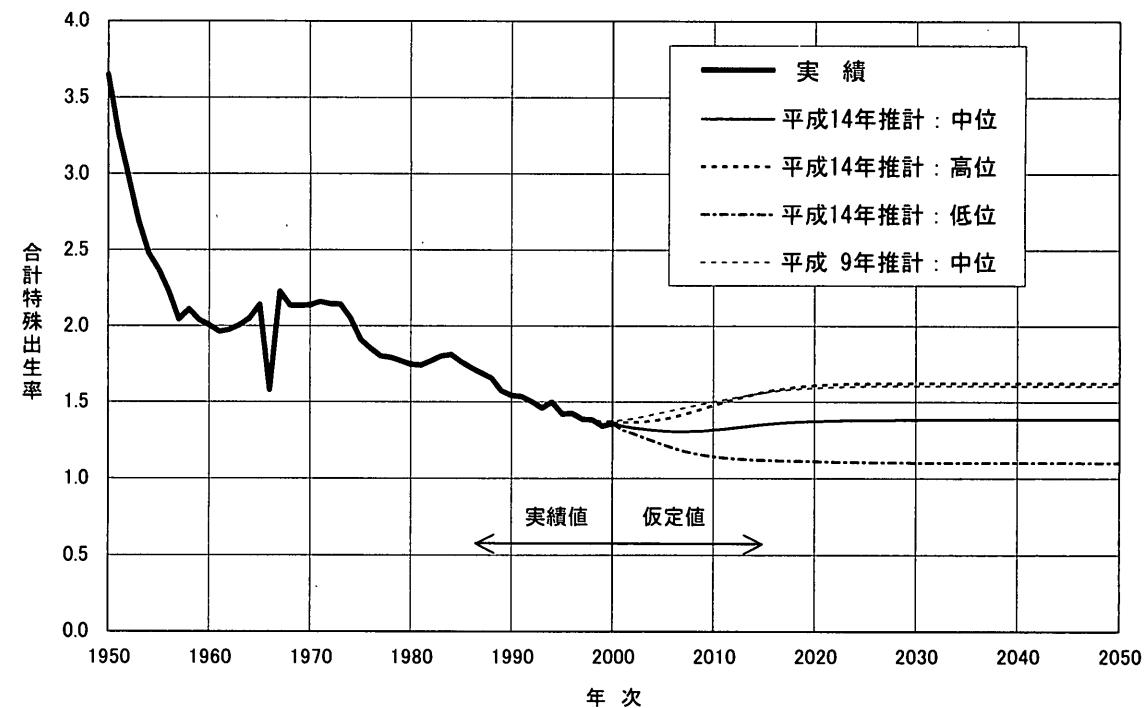


表7 仮定された合計特殊出生率の推移

年次	中位	高位	低位	年次	中位	高位	低位
平成12(2000)	1.36009	1.36009	1.36009	平成38(2026)	1.38214	1.62256	1.10603
13(2001)	1.34277	1.36761	1.31671	39(2027)	1.38253	1.62303	1.10527
14(2002)	1.33240	1.36752	1.29344	40(2028)	1.38304	1.62348	1.10475
15(2003)	1.32344	1.37084	1.26896	41(2029)	1.38361	1.62391	1.10441
16(2004)	1.31686	1.37857	1.24511	42(2030)	1.38420	1.62429	1.10419
17(2005)	1.31076	1.38831	1.22074	43(2031)	1.38477	1.62460	1.10404
18(2006)	1.30696	1.40118	1.19843	44(2032)	1.38528	1.62485	1.10392
19(2007)	1.30622	1.41744	1.17963	45(2033)	1.38565	1.62496	1.10375
20(2008)	1.30816	1.43632	1.16432	46(2034)	1.38599	1.62505	1.10363
21(2009)	1.31166	1.45585	1.15156	47(2035)	1.38629	1.62514	1.10356
22(2010)	1.31786	1.47677	1.14260	48(2036)	1.38654	1.62521	1.10351
23(2011)	1.32471	1.49694	1.13555	49(2037)	1.38673	1.62526	1.10347
24(2012)	1.33225	1.51606	1.13025	50(2038)	1.38688	1.62530	1.10344
25(2013)	1.33929	1.53359	1.12556	51(2039)	1.38699	1.62533	1.10342
26(2014)	1.34688	1.55023	1.12258	52(2040)	1.38708	1.62535	1.10340
27(2015)	1.35370	1.56484	1.12022	53(2041)	1.38714	1.62536	1.10339
28(2016)	1.36028	1.57793	1.11880	54(2042)	1.38718	1.62537	1.10339
29(2017)	1.36509	1.58814	1.11677	55(2043)	1.38721	1.62538	1.10338
30(2018)	1.36881	1.59634	1.11469	56(2044)	1.38723	1.62538	1.10338
31(2019)	1.37303	1.60418	1.11407	57(2045)	1.38725	1.62538	1.10338
32(2020)	1.37522	1.60924	1.11222	58(2046)	1.38725	1.62538	1.10338
33(2021)	1.37673	1.61295	1.11039	59(2047)	1.38726	1.62538	1.10338
34(2022)	1.37890	1.61674	1.10983	60(2048)	1.38726	1.62538	1.10338
35(2023)	1.37992	1.61885	1.10857	61(2049)	1.38726	1.62538	1.10338
36(2024)	1.38091	1.62060	1.10769	62(2050)	1.38726	1.62538	1.10338
37(2025)	1.38191	1.62208	1.10713				

注：平成12(2000)年は実績値である。ただし、7月1日(年央)人口にもとづく実績値。

人口動態統計公表値は10月1日人口にもとづく。

図8 出生性比の推移

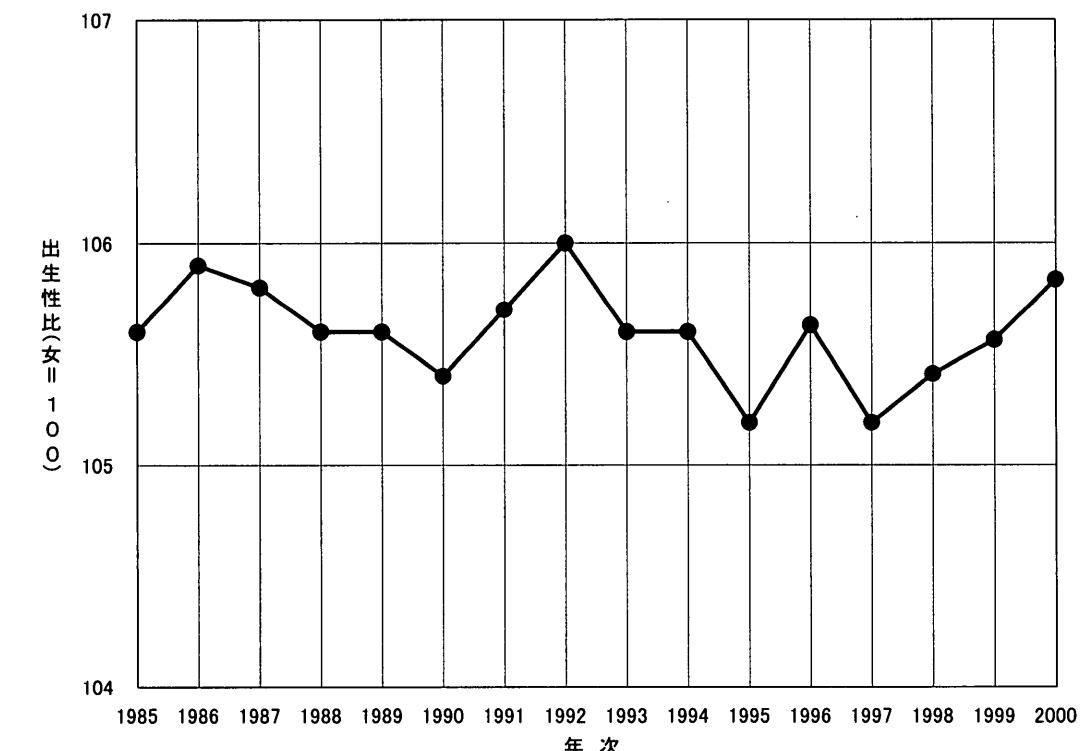


表8 性別出生数および出生性比：1970～2000年

年次	総数	男	女	出生性比 ¹⁾
1970	1,934,239	1,000,403	933,836	107.1
1975	1,901,440	979,091	922,349	106.2
1976	1,832,617	943,829	888,788	106.2
1977	1,755,100	903,380	851,720	106.1
1978	1,708,643	879,149	829,494	106.0
1979	1,642,580	845,884	796,696	106.2
1980	1,576,889	811,418	765,471	106.0
1981	1,529,455	786,596	742,859	105.9
1982	1,515,392	777,855	737,537	105.5
1983	1,508,687	775,206	733,481	105.7
1984	1,489,780	764,597	725,183	105.4
1985	1,431,577	735,284	696,293	105.6
1986	1,382,946	711,301	671,645	105.9
1987	1,346,658	692,304	654,354	105.8
1988	1,314,006	674,883	639,123	105.6
1989	1,246,802	640,506	606,296	105.6
1990	1,221,585	626,971	594,614	105.4
1991	1,223,245	628,615	594,630	105.7
1992	1,208,989	622,136	586,853	106.0
1993	1,188,317	610,268	578,049	105.6
1994	1,238,247	635,863	602,384	105.6
1995	1,187,064	608,547	578,517	105.2
1996	1,206,555	619,793	586,762	105.6
1997	1,191,665	610,905	580,760	105.2
1998	1,203,147	617,414	585,733	105.4
1999	1,177,669	604,769	572,900	105.6
2000	1,190,547	612,148	578,399	105.8

厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。

注：日本人のみ。1970年は沖縄県を含まない。

1) 出生性比は女100に対する男の数。

図9 日本人入国超過率の仮定

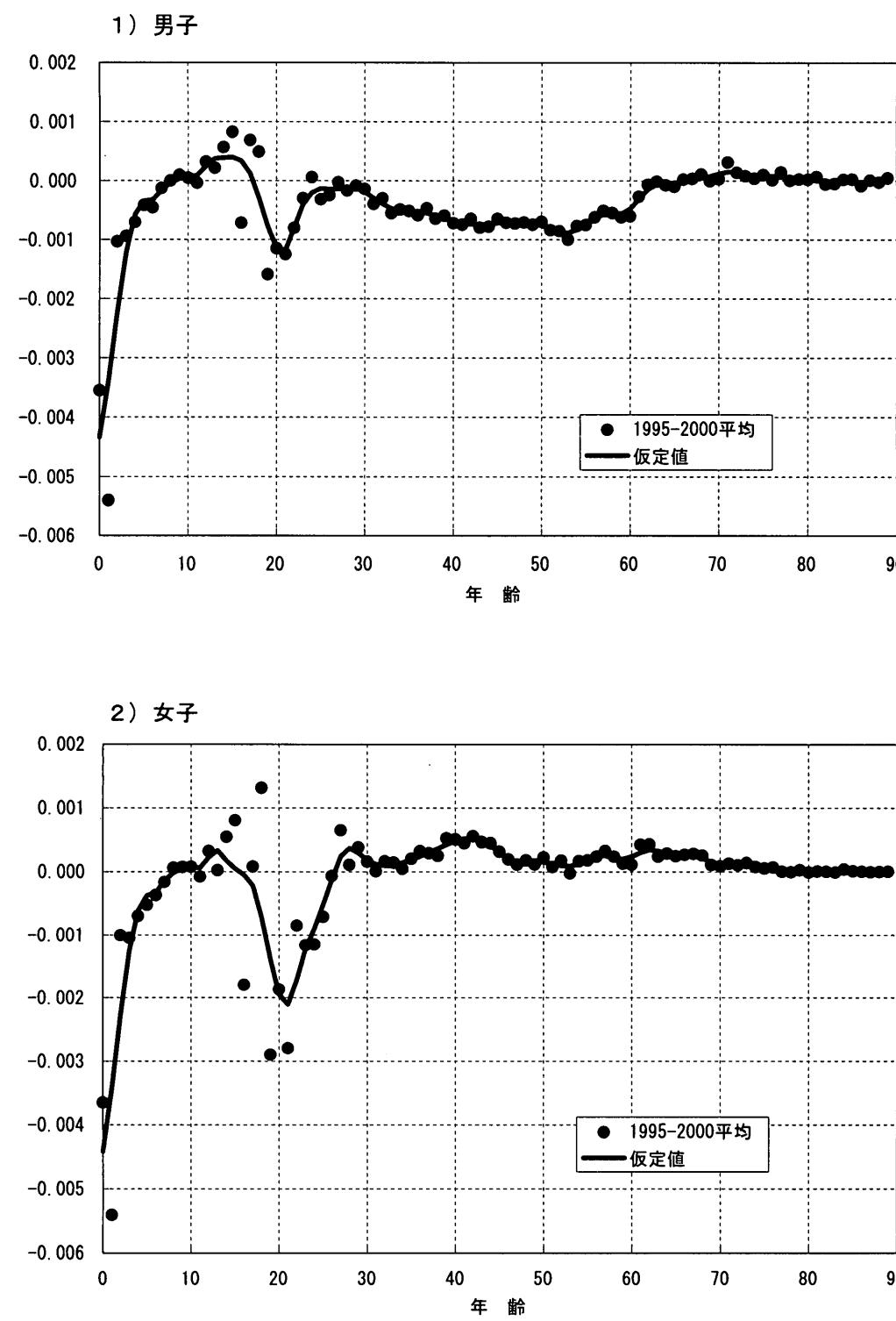


図10 外国人入国超過数の仮定値

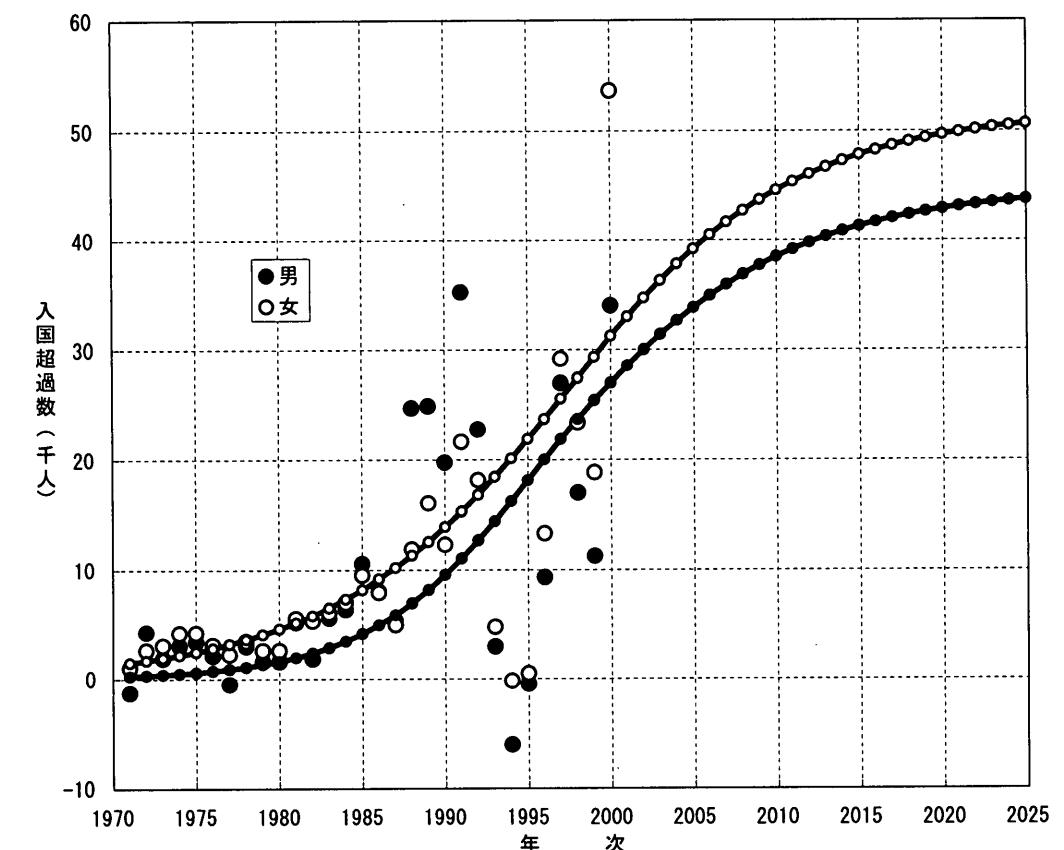
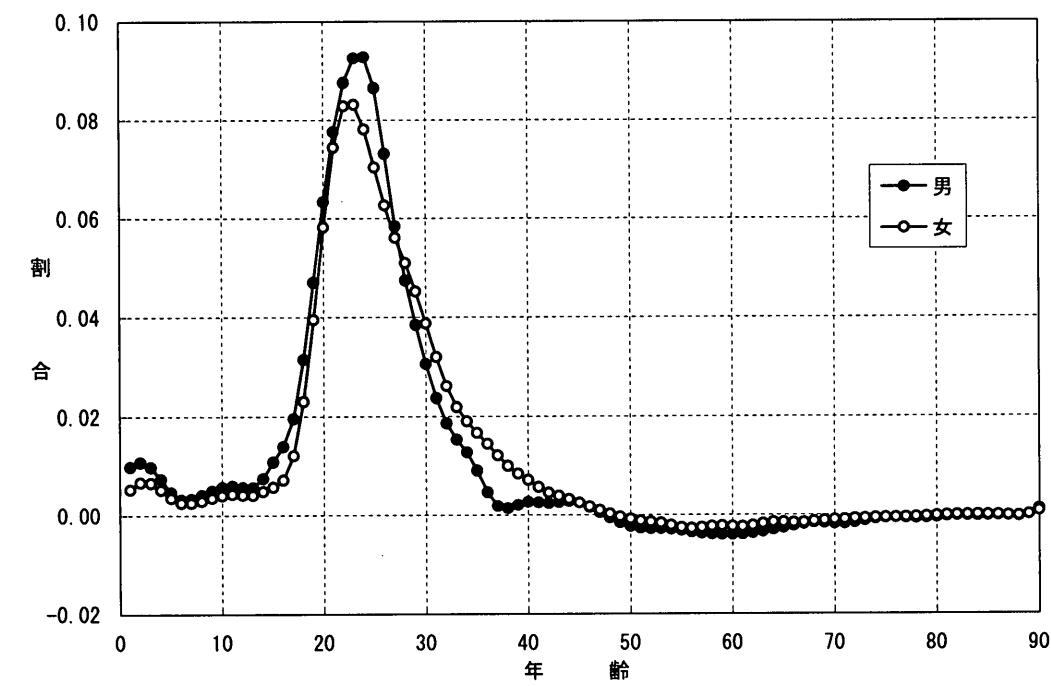


図11 外国人入国超過年齢別割合



第 II 部

社会保障の体系と現状

第1節　社会保障の体系と現状

1　はじめに

1

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1　制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること。
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他
 - 2　制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
 - 3　制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。
- 特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類			職域		
			健康保険		船員保険
根拠法 〔施行〕		健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕		船員保険法 (昭14.4.6法73) 〔昭和15.6.1〕	
対象		一般被用者		法第3条第2項の規定による労働者	
経営主体 〔平成16年3月末現在〕		政 府	各種健康保険組合 (1,622)	政 府	政 府
加入者数 〔平成16年3月末現在〕		18,815千人 (家族数16,707千人)	14,655千人 (15,488千人)	19千人 (11千人)	69千人 (116千人)
財源	一般掛金保険率 料	本人 使用者 } 計	4.1% } 8.2% 4.1% } 7.547% 4.190% } 60 } 150 1,165 } 3,050 (平成16年2月末現在の 平均)	3.358% } 7.547% 4.190% } 60 } 150 1,165 } 3,050 4.55% } 9.1% 4.55% } 9.1%	
	国庫負担・補助 (平成16年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) (拠出金分16.4%)	事務費 給付費の補助(定額)	の金額 給付費の13.0% (老人保健医療費) (拠出金分16.4%)	給付費の補助(定額)
保険給付	3歳未満	2割			
	3歳～69歳	3割			
	70歳以上	1割(一定以上所得者は2割)			
	入院時食事療養費	標準負担額	・一般 1日780円	・低所得者 1日650円 但し、91日目以降は1日500円	
	高額療養費	自己負担額が72,300円+(医療費-241,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位所得者は※①世帯合算(同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で高②多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4月以上になった場合は、③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、			
	出産育児一時金	300,000円			
	家族出産育児一時金	300,000円			
	埋葬料	標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額相当(最低額100,000円)	標準報酬月額の2月分 (最低額100,000円)	
	家族埋葬料	100,000円			
休業給付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50 相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで	
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日以前未就労期間、分娩日後56日分まで	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで	
	休業手当金	—			
災害給付	弔慰金	—			
	家族弔慰金	—			
	災害見舞金	—			

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の

2 健康保険組合及び各共済組合の保険料には、付加給付あり。

3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す

5 老人保健制度による医療の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上の者(平成14年9月末に70歳に達しているものを

6 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

保険			地域保険
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国民健康保険
国家公務員共済組合法 〔昭33.5.1法128〕 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 〔昭37.9.8法152〕 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 〔昭28.8.21法245〕 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 〔昭33.12.27法192〕 〔昭34.1.1〕
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)
各省庁等共済組合 (21)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区)(3,144)
1,120千人 (1,448千人)	2,850千人 (3,487千人)	461千人 (373千人)	47,200千人 4,036千人 6,547千人
2.36%～3.83% } 2.36%～3.83% } 4.34% } 8.68% (平成17年9月1日現在)	4.73～7.67% (平成17年10月1日現在)	3.69% } 7.37% 3.69% } 7.37% (平成15年4月～)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定期額)(市町村) 160,282円(15年度)
事務費の全額	各地方公共団体が事務費の全額負担	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の45% 給付費等の32～52%なし
・低所得者のうち特に所得の低い者 1日300円			
139,800円+(医療費-466,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する 額療養費を支給)			
4月以降の自己負担額は40,200円(低所得者24,600円、上位所得者77,700円) 自己負担限度額は10,000円)【長期高額疾病は厚生労働大臣が指定】			
条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)			条例・規定の定めるところによる *(基準額300,000円)
条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)			—
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	給料の1月分 (最低額100,000円)	標準給与月額の1月分 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1～5万円程度としているところが多い)
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	—
1日につき標準報酬日額 ×65/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額 ×65/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで	1日につき給料日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで	
1日につき標準報酬日額×50/100 1月分	1日につき給料日額×60/100 1月分	1日につき標準給与日額×6/10 1月分	—
標準報酬月額×70/100 1月分	給料月額×70/100 1月分	標準給与月額×70/100 1月分	—
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分～3月分	損害の程度に応じ給料の半月分～3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分～3月分	—

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。
含む)と65歳以上75歳未満の寝たきりの状態にある者である。

② 年金制度

平成17(2005)年9月現在

制度の種類	国 民 年 金	
根拠法【施行】	国民年金法(昭34.4.16法141)【(拠出制年金)昭36.4.1】	
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経営主体	政府	
被保険者数(平成15年度末現在)	第1号被保険者2,240万人 第2号被保険者3,625万人 第3号被保険者1,109万人	
財源	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,580円 ^(注1) (付加保険料)月額400円 第2号被保険者…被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者…基礎年金給付費の1/3 ^(注2) 、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^(注3) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある) $794,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料半額}) \times \frac{2}{3} + (\text{保険料全額}) \times \frac{1}{3}}{(\text{付加保険料納付済月数}) + (\text{免除月数})} = 480\text{円}^{\text{(注4)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給 200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る ^(注5)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給 1級 993,100円+加算額 2級 794,500円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者 子のある妻に支給する場合 794,500円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円) 子に支給する場合 794,500円+加算額(2人目の子には228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)
	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く) 第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
死亡一時金		第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給 保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合 8,500円を加算

- (注) 1) 平成17年4月から毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
 2) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
 3) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類	厚 生 年 金 保 険	
根拠法【施行】	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)【昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)】	
対象	70歳未満の一般被用者並びに船員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役職員、農林漁業団体等職員	
経営主体	政府	
加入者数(平成15年度末現在)	3,212万人	
財源	掛金率(本人使用者) ^(注6) 計	(坑内員及び船員)(日本鉄道) ^(注7) (たばこ) ^(注8) (農林漁業) ^(注9) 7.144% 14.288% 7.728% 15.456% 7.845% 15.690% 7.775% 15.550% 7.529% 7.144% 7.728% 7.845% 7.775% 7.775% 15.058%
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^(注10) 等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (平均標準報酬額× $\frac{5,481}{1000}$ ×加入期間月数)+加給年金額(配偶者228,600円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円) (注)総報酬額の導入などの改正に伴う経過措置がある
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上である者が、60歳に達した後65歳まで支給 {(1,676円 ^(注11) ×改定率×加入期間月数)+(平均標準報酬額× $\frac{5,481}{1000}$ ×加入期間月数)}+加給年金額(同上)
障害給付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に關し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障596,000円)
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 老齢厚生年金額×2(最低保障1,171,400円)
遺族給付	遺族厚生年金 順位 配偶者 1 子 2 父 母 3 孫 4 祖父母 4	次のいずれかに該当した場合に支給 (1) 被保険者が死亡したとき又は被保険者資格喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2) 障害厚生年金(1級、2級)の受給者が死亡したとき (3) 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき 老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで596,000円を加算

- (注) 1) 平成16年10月分(17年からは9月分)から毎年0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
 2) 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置くこととしている。
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
 4) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7,308}{1000}$ ~ $\frac{5,562}{1000}$ とする。
 6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成17(2005)年9月現在

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法【施行】		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)【昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)】	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成15年度末現在)		109万人	
財 掛 金 率	本人 使用 者 計	(連合会) $7.319\% \times 14.638\% \text{ [一般組合員]}$	
源	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^回 等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齢 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	$\{(平均標準報酬月額 \times \frac{7.125}{1000} \times 平成15年3月以前の組合員期間月数) + (平均標準報酬額 \times \frac{5.481}{1000} \times 平成15年4月以後の組合員期間月数) + (平均標準報酬月額 \times \frac{1.425}{1000} \times 平成15年3月以前の組合員期間月数) + (平均標準報酬額 \times \frac{1.096}{1000} \times 平成15年4月以後の組合員期間月数)\} \times 0.988 + 加給年金額(配偶者228,600円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)$ (注)総報酬額の導入などの改正に伴う経過措置がある
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たし組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳まで支給	$\{(1,676円^{回}) \times \text{組合員期間月数} + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{加入期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数})\} \times 0.988 + \text{加給年金額(同上)}$
障 害 給 付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障596,000円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,192,000円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで596,000円を加算
	順位		
	配偶者 1		
	子 2		
	父 母 3		
	祖 父 母 4		

(注)1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。

6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法【施行】		地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)【昭37.12.1】		私立学校教職員共済法(昭28.8.21法245)【昭29.1.1】	
対象		地方公務員		私立学校教職員	
経営主体		(平成15年度末現在)各地方公務員共済組合(69組合)		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数 (平成15年度末現在)		315万人		46万人	
財 掛 金 率	本人 使用 者 計	$6.869\% \times 13.738\%$		$5.407\% \times 10.814\%$	
源	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^回 等、事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/3 ^回 等、事務費の一部	
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額
老 齢 給 付	退職共済年金	(国)老齢給付	(國)老齡給付	(國)老齡給付	(國)老齡給付
障 害 給 付	障害共済年金	(家)障害給付	(家)障害給付	(家)障害給付	(家)障害給付
遺 族 給 付	障害一時金	(公)障害一時金	(公)障害一時金	(公)障害一時金	(公)障害一時金
遺 族 給 付	遺族共済年金	(員)遺族共済年金	(員)遺族共済年金	(員)遺族共済年金	(員)遺族共済年金
遺 族 給 付	順位	(会)順位	(会)順位	(会)順位	(会)順位
遺 族 給 付	配偶者 1	(組)配偶者 1	(組)配偶者 1	(組)配偶者 1	(組)配偶者 1
遺 族 給 付	子 2	(同)子 2	(同)子 2	(同)子 2	(同)子 2
遺 族 給 付	父 母 3	(同)父 母 3	(同)父 母 3	(同)父 母 3	(同)父 母 3
遺 族 給 付	孫 4	(同)孫 4	(同)孫 4	(同)孫 4	(同)孫 4

(注)1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成17(2005)年4月1日現在		
制度の種類	厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕	
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成16年度末現在)	各厚生年金基金(838基金)	
加入者数 (平成16年度末現在)	615万人	
財源	免除料 [本人 使用者] 計 1.2%~2.5% 1.2%~2.5%	2.4%~5.0%
国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均 ×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)

平成17(2005)年3月31日現在		
制度の種類	国民年金基金	
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象	国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成16年度末現在)	各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成16年度末現在)	75万1千人	
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円
国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付	支給要件	年金額
年金 老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金 遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：法研「厚生年金基金の手引」「国民年金基金の手引」

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認(平成14年4月以降新たなもののは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり)
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の1割以上の上乗せ給付※平成17年4月以降に設立の基金は5割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
積立基準	5年ごと(新設基金は3年後)に財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 積立を行う義務はなし
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定	同左	明文規定はない
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)
③給付	年金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税 (一定額控除)	年金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

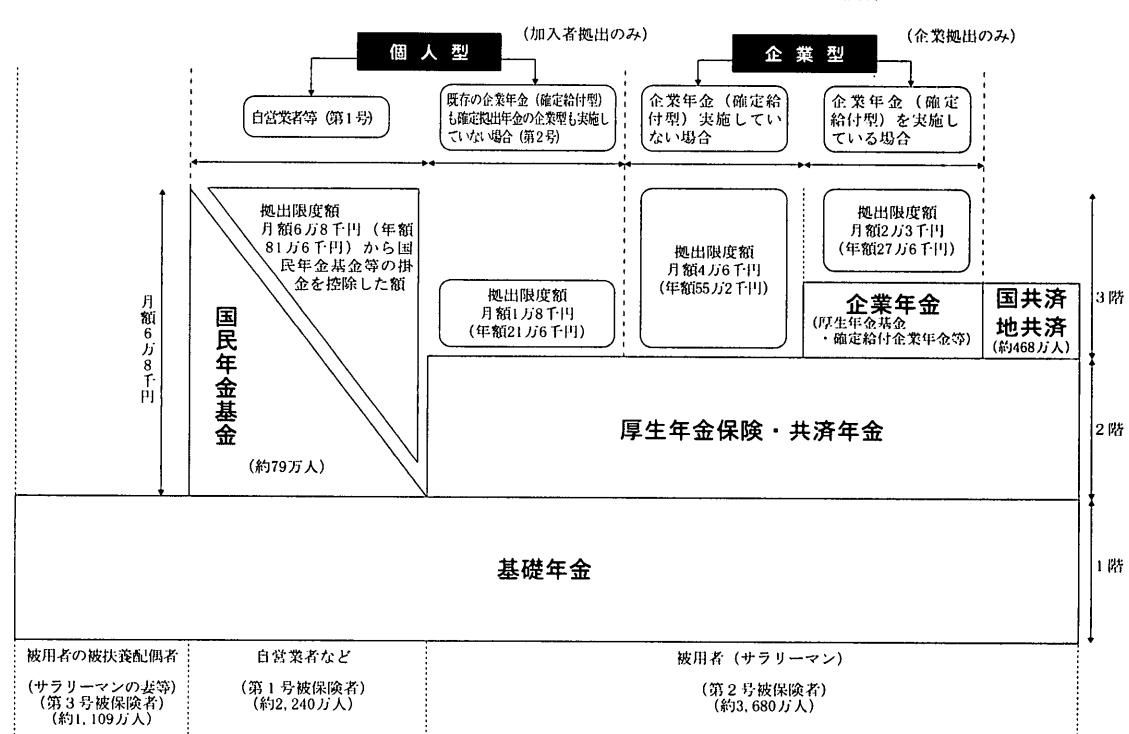
資料：法研「厚生年金基金の手引」

平成16(2004)年3月現在

確定拠出年金			
企業型年金加入者		個人型年金加入者	
厚生年金被保険者		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者
企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
加入資格	60歳未満の企業型年金規約に定めた者	20歳以上60歳未満の自営業者	60歳未満の企業従業員
拠出方法	企業拠出	自己拠出	自己拠出(原則給与天引き)
税制	損金算入(年額27万6,000円が拠出限度)	損金算入(年額55万2,000円が拠出限度)	所得控除(年額81万6,000円が拠出限度)
運用時	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)	所得控除(年額21万6,000円が拠出限度)
給付時	老齢給付金において、一時金:退職所得控除/年金:公的年金等控除	老齢給付金において、一時金:退職所得控除/年金:公的年金等控除	
運用商品	運営管理機関が示した商品のなかから加入者が選択	加入者が運営管理機関の用意する複数のプランのなかから1つのプランを選択	
給付方法	老齢給付金を60歳から受けには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること	老齢給付金を60歳から受けには10以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること	
ポータビリティ	あり(ただし規約の定めで掛金が事業主に返還される場合あり)	あり	
途中引き出し	不可(ただし例外的に脱退一時金制度あり)	不可(ただし脱退一時金が支給される)	

資料:ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(注) 加入員数 年金制度の体系 (平成16年3月末現在)

資料: 厚生労働省「厚生労働白書」

制度の種類		農業者年基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		6万8千人	
財源	保険料	通常保険料 政策支援を受けない者が納付する保険料 月額 2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
	特例保険料	認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料 月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
国庫負担		政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付		支給要件	年金額
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき (60歳まで繰上げ受給可)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可)	国庫助成額及びその運用収入の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したとき	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
加入者への経過措置	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある場合	納付済保険料総額の約3割
	特例脱退一時金(旧制度)	旧制度の加入者や待期者で、旧制度の保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算した期間が20年以上ある場合	将来年金を受給するか特例脱退一時金を受給するか選択 納付済保険料総額の8割に相当する額
受給者への経過措置	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料: 農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

平成17(2005)年9月現在

制 度 の 種 類		労 働 者 災 害 补 償 保 険	
根 拠 法 [施行]		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50) [昭22.9.1]	
対 象		一般被用者	
経 営 主 体		政府(厚生労働省)	
対 象 人 員 (平成15年度末現在)		4,792万人	
財 源	使 用 者 掛 金 率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.5~12.9%	
	国 庫 負 担 等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷・疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% [労働福祉事業] 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) [労働福祉事業] 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
		年 金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) [労働福祉事業] 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)
		一 時 金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) [労働福祉事業] 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)
		年 金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) [労働福祉事業] 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
		一 時 金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 [労働福祉事業] 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
介 護 に 対 す る も の		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)、あるいは一律定額	
葬 祭 に 対 す る も の		葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二 次 健 康 診 斷 に 対 す る も の		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため 医師等により行われる保健指導	
労 働 福 祉 事 業		労災病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

(注) 1 () 内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様に資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

船 員 保 険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103) [昭22.12.1]	船 員
政 府	6万3千人
支給費用のうち船員法を超える部分の一部 (受給に加入期間による制限はない)	6.4%
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月をこえる1日につき標準報酬日額の60% [福祉事業] 傷病手当特別支給金 4月をこえる1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額の10.4月分(1級)~4.4月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額の20月分(1級)~2月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
遺族年金 最終標準報酬月額の5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上) [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%	
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)、あるいは一律定額	
葬祭料 最終標準報酬月額の2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)	
なし	
船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

スライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭66.6.2法191) [昭26.7.1]		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) [昭42.12.1]
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	116万人(平成15年7月1日現在)		315万人(平成15年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付	傷病補償年金 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 ～245日分(3級)	
	休業援護金	傷病特別支給金 平均給与額の20% * 平均給与額とは最終3ヵ月間の平均 日額	114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率
	年金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕	
	一時金	障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)～450万円(7級) (通勤途上の場合は、910万円(1級)～285万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	
障害に対するもの	年金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕	
	一時金	障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 295万円(8級)～40万円(14級) (通勤途上の場合は、185万円(8級)～25万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
	介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕	
	一時金	遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,200万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がいない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕	
葬祭に対するもの		遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,200万円～480万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
		葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)	
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「社会保障便利事典」

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済	
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	
国庫負担			事務費の一部	
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	年金	障害共済年金〔公務上〕 厚生年金相当部分(①)+300月以下分の職域年金相当部分(②)+300月超分の職域年金相当部分(③) ☆①・②・③とも平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、 $\frac{7.125}{1000}$ は $\frac{5.481}{1000}$ と、 $\frac{19}{100}$ は $\frac{14.615}{100}$ と、 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.096}{1000}$ となる。 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 7.125}{1000} \times \frac{\text{組合員}^{(1)}}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{物価}}{\text{期間月数}} \right)^{(1)} + \left(\frac{\text{平均標準} \times 12 \times \frac{19}{100}}{100} \times \frac{\text{物価}}{\text{スライド率}} \right)^{(2)}$ $+ \left(\frac{\text{平均標準} \times 1.425}{1000} \times \frac{\text{組合員}(300\text{月を越えるとき}) - 300\text{月}}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{物価}}{\text{期間月数}} \right)^{(2)}$ ☆1級の場合は、①の額 $\times \frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{19}{100}$ は $\frac{28.5}{100}$ と、 $\frac{14.615}{100}$ は $\frac{21.923}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.781}{1000}$ と、 $\frac{1.096}{1000}$ は $\frac{1.37}{1000}$ となる。		
遺族に対するもの	年金	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 7.125}{1000} \times \frac{\text{組合員}^{(1)}}{\text{報酬月報}} \times \frac{\text{物価} \times \frac{3}{4}}{\text{期間月数}} \right) + \left(\frac{\text{平均標準} \times 3.20600}{1000} \times \frac{\text{組合員}^{(1)}}{\text{報酬月報}} \times \frac{\text{物価}}{\text{スライド率}} \right)$ ・長期要件 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 9.5 \sim 7.125}{1000} \times \frac{\text{組合員}^{(1)}}{\text{報酬月報}} \times \frac{\text{物価} \times \frac{3}{4}}{\text{期間月数}} \right) + \left(\frac{\text{平均標準} \times 2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \frac{\text{組合員}^{(1)}}{\text{報酬月報}} \times \frac{\text{物価}}{\text{スライド率}} \right)$		
☆すべて平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間について は、 $\frac{7.125}{1000}$ は $\frac{5.481}{1000}$ と、 $\frac{3.20600}{1000}$ は $\frac{2.46600}{1000}$ となる。また、 $\frac{9.5 \sim 7.125}{1000}$ は $\frac{7.308 \sim 5.481}{1000}$ と、 $\frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000}$ は $\frac{2.19200 \sim 2.46550}{1000}$ となる。				

(注) 1) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。

資料：法研「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

制度の種別		雇用保険																																																																																
根拠法【施行】		雇用保険法(昭49.12.28法116)【昭50.4.1】																																																																																
対象		一般雇用者	短期雇用者	高年齢雇用者																																																																														
保険者		政府																																																																																
被保険者数 (平成16年度末現在)		3,460万人																																																																																
財源	保険料率 保本人 計 使用者	0.80% 1.15% } 1.95% 農林水産業、清酒製造業については、0.90% 建設業については、0.90% } 2.25% 1.25% } 2.15% 1.35% } 2.25% (うち0.35% (建設業は0.45%) は三事業分)																																																																																
	国庫負担	求職者給付(高年齢求職者給付金を除く)は給付費の1/4、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の1/8																																																																																
失業等給付	求職者手当	<p>(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上</p> <p>(2)日額…前職賃金(賞与等を除く)の8割~5割(60歳以上65歳未満の者については、8割~4.5割)</p> <p>(3)給付日数</p> <p>①倒産・解雇等による離職者(②を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td></td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td></td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table> <p>②倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 年 齢</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③就職困難者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td>300日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45歳以上65歳未満</td> <td>150日</td> <td>360日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)給付日数の延長は次の3種類</p> <p>イ. 訓練延長給付 ロ. 広域延長給付 ハ. 全国延長給付</p>	被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満		210日	240日		35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	全 年 齢	90日	120日	150日		被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	45歳未満	300日				45歳以上65歳未満	150日	360日			<p>基本手当の日額の50日分に相当する特例一時金が支給される。</p> <p>公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、基本手当が支給される。</p> <p>ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。</p>	<p>高年齢求職者給付金</p> <p>(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上</p> <p>(2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付金額</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>30日分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分
被保険者であった期間																																																																																		
1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																														
30歳未満	90日	120日	180日	—																																																																														
30歳以上35歳未満		210日	240日																																																																															
35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日																																																																														
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日																																																																														
60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日																																																																														
被保険者であった期間																																																																																		
1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																														
全 年 齢	90日	120日	150日																																																																															
被保険者であった期間																																																																																		
1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																														
45歳未満	300日																																																																																	
45歳以上65歳未満	150日	360日																																																																																
被保険者であった期間	給付金額																																																																																	
1年未満	30日分																																																																																	
1年以上	50日分																																																																																	
技能習得手当	(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費		同左*																																																																															
	寄宿手当		月額10,700円																																																																															
	傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																																														

		船員保険																											
		船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235【昭22.11.1】																											
日雇労働者		船員																											
		政 府																											
3万2千人		5万2千人																											
次の印紙保険料		0.9% } 1.8%																											
1級 88円 } 176円		2級 73円 } 146円	0.9% } 0.9%																										
88円 } 96円																													
給付費の1/3		求職者給付は1/4(高年齢求職者給付はなし)、就職促進給付はなし、雇用継続給付は1/8																											
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日~17日分		・失業保険金																											
失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給		(1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上																											
①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上		(2)標準報酬日額(最終2ヶ月間の平均)の8割~5割																											
②第2級給付金		(3)給付日数																											
イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上		①一般的な離職者(②、③に該当する者を除く。)																											
ロ第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者で あった期間</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> <th>5年未満</th> <th>10年未満</th> <th>20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者で あった期間	1年未満	1年以上	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	1年未満	50日	90日	90日	90日	120日	150日											
被保険者で あった期間	1年未満	1年以上	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上																							
1年未満	50日	90日	90日	90日	120日	150日																							
③第3級給付金		②障害者等の就職困難者																											
前記①、②以外のとき		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> </tbody> </table>			1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日																				
1年未満	1年以上																												
45歳未満	110日	300日																											
継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付が支給される。		③倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> <th>5年未満</th> <th>10年未満</th> <th>20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </tbody> </table>			1年未満	1年以上	5年未満	10年未満	20年未満	30歳未満	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日
1年未満	1年以上	5年未満	10年未満	20年未満																									
30歳未満	90日	120日	180日	—																									
30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日																									
35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日																									
45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日																									
・高齢求職者給付金		・60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。																											
算定期間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢求職者給付金の額 1年未満</th> <th>失業保険金日額の 50日分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </tbody> </table>			高齢求職者給付金の額 1年未満	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分																					
高齢求職者給付金の額 1年未満	失業保険金日額の 50日分																												
1年未満	失業保険金日額の 30日分																												
*給付日数の延長は次の2種類		*給付日数の延長は次の2種類																											
イ. 職業補導延長給付		イ. 職業補導延長給付																											
ロ. 全国延長給付		ロ. 全国延長給付																											
		(1)受講手当…日額500円																											
		(2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																											
		月額10,700円																											
		傷病給付金 失業保険金日額と同額																											

平成17(2004)年8月1日現在

制度の種別		雇用保険		
根拠法【施行】		雇用保険法(昭49.12.28法116)【昭50.4.1】		
対象		一般雇用者	短期雇用者	高年齢雇用者
	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30%×基本手当日額 ③常用就職支度手当…基本手当の日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く。)	—
失業等給付	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることを要件とする。 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定する。 (2)支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の一一定額。具体的には被保険者期間が (1)3年以上5年未満の場合20%(上限10万円) (2)5年以上の場合40%(上限20万円)	—	—
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の15%(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の61%を超える場合) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
雇用継続給付	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40%(30%を休業期間中、残額は職場復帰後6ヶ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヶ月)の子を養育する期間	—	—
備考		基本手当日額は1,656円～7,780円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—
三事業		(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進するための事業。 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進		

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

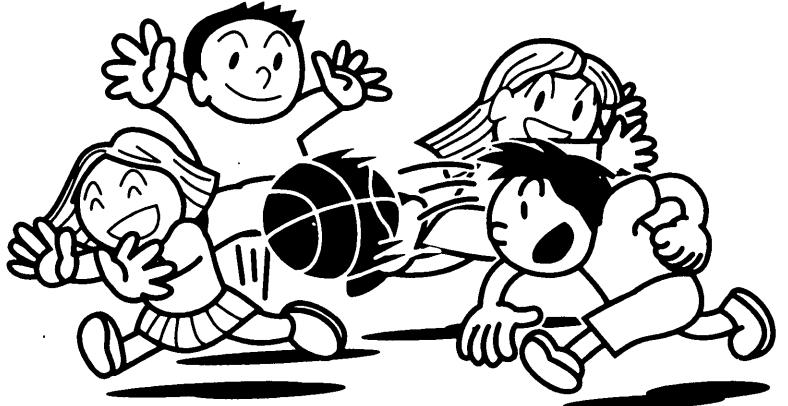
		船員保険
		船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235【昭22.11.1】
日雇労働者		船員
同左(①②を除く。)	(③の基本手当は日雇労働者 求職者給付金と読み替え)	(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金の13.5～108日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
—	—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%
—	—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額の15% (2)高齢再就職給付金 ・高齢雇用継続基本給付金と同じ
—	—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の10%
—	—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の40%
1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	失業保険金日額は2,620円～7,940円	用の安定を図る事業。 進するための事業。 を図る事業。
		福祉事業…健康保持増進、療養の資金、用具の貸し付け、 福祉増進の事業等

⑤ 児童手当

平成17(2005)年5月1日現在

制度の種類		児童手当					
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1.〕					
対象		一般国民					
経営主体		政府					
受給者数 (平成16年2月末現在)		595万8千人					
財源		3歳未満					
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等		
		児童手当に要する費用の 4/6	児童手当に要する費用の 2/10	—	—		
		都道府県	1/6	0.5/10	—		
		市町村	1/6	0.5/10	—		
		事業主	—	7/10	10/10 所属庁10/10		
		3歳以上小学校第3学年修了前					
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等		
		児童手当に要する費用の 4/6	児童手当に要する費用の 4/6		—		
		都道府県	1/6	1/6			
		市町村	1/6	1/6			
		事業主	—	— 所属庁10/10			
児童手当	支給対象者及び 支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校第3学年修了前の児童の養育者 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯415万円未満、ただし給与所得者には574万円未満) 					
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円					

資料:厚生労働省「厚生労働白書」



⑥ 老人保健

平成17(2005)年10月1日現在

制度の種類		老人保健	
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕	
経営主体		各市町村(特別区)	
対象人員 (平成16年2月末現在)		1,517万9千人	
保健事業		医療以外の保健事業	医療
対象		市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって75歳以上の者(平成14年9月30日までに70歳になった者を含む。65歳以上75歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち184/600(平成18年9月30日まで)の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
財源		医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		都道府県 同上 1/3	医療に要する費用のうち 46/600(平成18年9月30日まで)
		市町村 同上 1/3	同上 46/600(平成18年9月30日まで)
		保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに1割(一定以上所得者は2割)の一部負担金を支払う 世帯で以下の一部負担額を超えた場合、その超えた額が申請により払い戻される(入院は現物給付)
		外来(個人ごと)	負担限度額 入院
		一定以上所得者	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% (多数該当 40,200円)
		一般	12,000円 40,200円
		低所得者 低所得者のうち特に所得の低い者	24,600円 8,000円 15,000円
入院時食事療養費 標準負担額(1日につき)			
一般		780円	
低所得者(3カ月めまで)		650円	
低所得者(4カ月め以降)		500円	
低所得者のうち特に所得の低い者		300円	

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

⑦ 介護保険

平成17(2005)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 險	
根拠法〔施行〕		平成12.12.17法123〔平12.4.1〕	
経営主体		市町村(地方自治体)	
対象		一般国民	
財源	対象人員 (平成16年3月末現在)	2,449万4千人(第1号被保険者)	4,261万8千人(第2号被保険者)
	保険料	第1号被保険者(65歳以上) 18%	第2号被保険者(40~64歳) 32%
	国庫負担	25%	
	地方公共団体	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
	自己負担	1割	
	給付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期痴呆などの加齢とともに生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人
備考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、15種類の疾病	

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」、国立社会保障・人口問題研究所調べ

3 老人福祉

① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム 65歳以上の、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設(平成12年度からは介護保険法に規定する施設サービスのひとつ(指定介護老人福祉施設))
	養護老人ホーム 65歳以上の、身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設
	軽費老人ホーム 60歳以上の(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上の)、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅での生活が困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている(平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ(特定施設入所者生活介護事業者)の指定を受けることが可能)
	介護利用型 軽費老人ホーム (ケアハウス) 高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう工夫された施設で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な者が、食事、入浴、生活相談、緊急時の対応を行う
	老人短期入所施設 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する

利用型	老人福祉センター 地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する施設
	老人介護支援センター 老人福祉に関する情報の提供並びに相談及び指導、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う
通所型	老人デイサービスセンター 65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む)を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する

資料:厚生統計協会「国民の福祉の動向」

② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護高齢者等の自宅を訪問し、入浴の介助、身体の清拭、洗髪等の身体介護サービス、調理、衣類の洗濯、掃除等の家事援助サービス、及びこれに付随する相談、助言を行い、日常生活を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）
短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅において、要介護高齢者等を介護している者が病気、出産等の場合や、介護疲れ、旅行等の場合に、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護者の負担の軽減を図るなど、要介護高齢者等やその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）
日帰り介護（デイサービス）	在宅の要介護高齢者等を日帰り介護施設（デイサービスセンター）等に通所させ、入浴サービス、食事サービス、日常生活動作訓練、生活指導、家族介護者教室等の総合的なサービスを行う事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）
認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者を対象に、小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人一人の生活のあり方を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）
在宅介護支援センター運営事業	在宅の要援護高齢者を抱える家族等に対し、ソーシャルワーカーや看護師等の専門家により、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、要援護高齢者及びその家族等の需要に対応した保健、福祉サービス等が円滑に受けられるよう市町村との連絡、調整等を行う事業。夜間等の緊急の相談等に対応できるよう、24時間にわたり機能している特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等で事業を行う
老人日常生活用具給付等事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等またはその家族の生活の利便を図るとともに、介護する家族の負担を軽減するため、市町村が身体の機能低下の防止と介護補助のための日常生活用具を、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対し給付または貸与するものである
高齢者総合相談センター（シルバー110番）事業	高齢者やその家族が抱える保健・福祉・医療・介護等広範多岐にわたる心配ごと、悩みごとの相談に総合的かつ迅速に対応するため、各都道府県に1か所の高齢者総合相談センター（シルバー110番）を設置し、医師等の専門家等により高齢者等からの電話などによる相談に応じるとともに、市町村の相談体制の支援のため各種情報の提供を行う事業

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

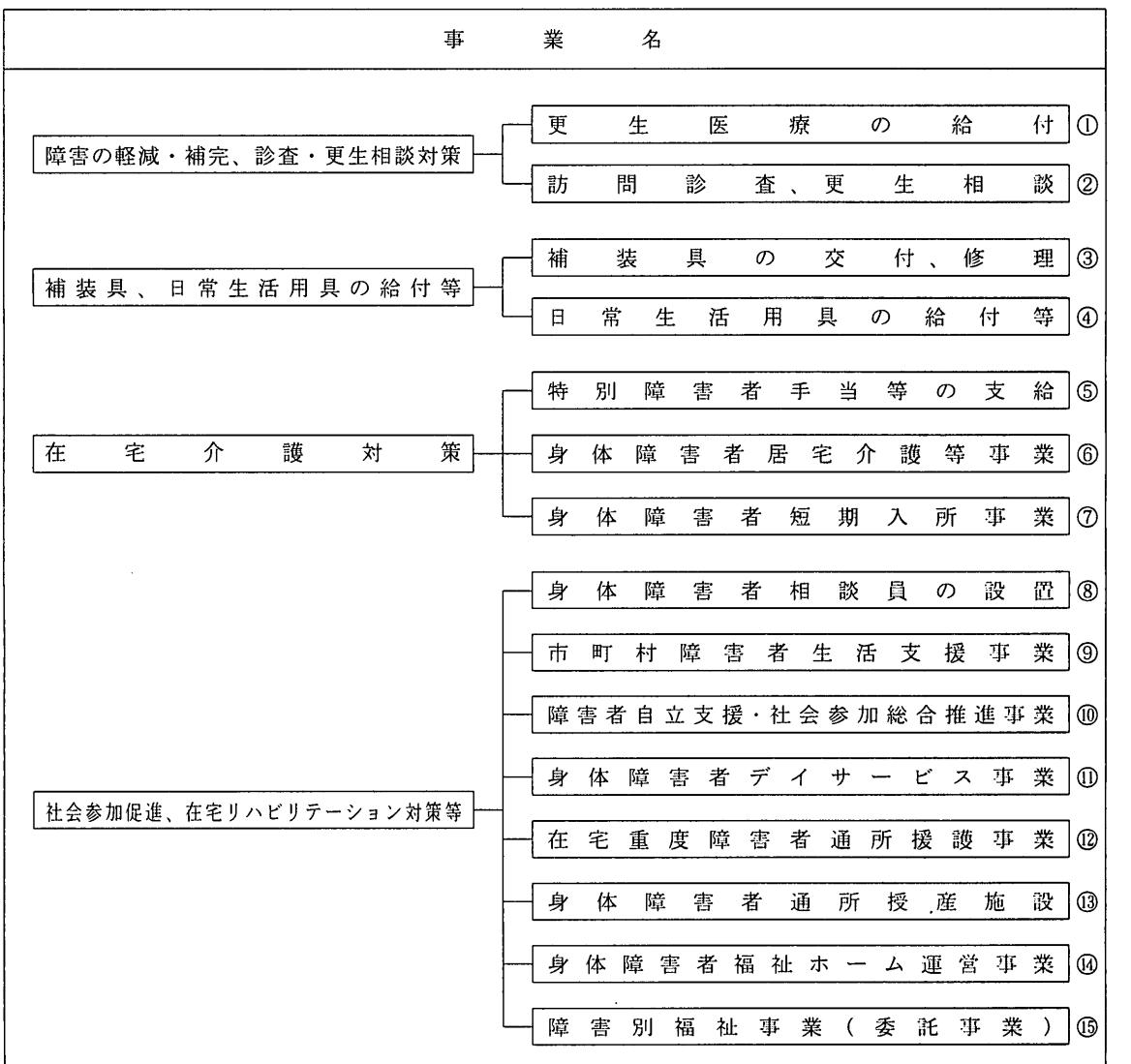
③ 介護予防・地域支え合い対策

事業の名称	事業の概要
介護予防・地域支え合い事業	<p>要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とした事業</p> <p>(1) 市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の生活支援事業 ● 介護予防・生きがい活動支援事業 ● 家族介護支援事業 ● 在宅介護支援事業 ● 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 緊急通報体制等整備事業 ● 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業） ● 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業 ● 高齢者地域支援体制整備・評価事業 ● 高齢者住宅等安心確保事業 <p>(2) 都道府県・指定都市事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者自身の取り組み支援事業 ● 寝たきり予防対策事業 ● 介護予防指導者養成事業 ● 高齢者訪問支援活動推進事業 ● 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業 ● 高齢者地域支援体制整備・評価事業 ● 老人性痴呆指導対策事業 ● 高齢者介護施設等支援事業 <p>(3) 老人クラブ活動等事業</p>

資料：法研「高齢者の尊厳を支える介護」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全え、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (内部障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、移動用リフト、歩行支援用具等 (上肢障害) 特殊便器、パーソナルコンピュータ (視覚障害) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、時計、点字図書、体重計、拡大読書器、視覚障害者用活字文書読み上げ装置等 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等 (視覚・聴覚障害) 点字ディスプレイ (じん臓機能障害) 透析液加温器 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当（月額）26,520円 ・障害児福祉手当（月額）14,430円 等
⑥	身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を提供する。
⑦	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により施設への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅の障害者やその家族が地域の中で普通に生活していくことを支援するために、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の有効活用の支援、社会生活訓練プログラムの実施、当事者相談等を総合的に実施する。
⑩	障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な自立支援等推進施策及び社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施する。
⑪	身体障害者又はその介護を行う者につき、身体障害者福祉センター等に通わせ、入浴・食事の提供、創造的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を提供する。
⑫	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑬	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑭	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑮	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉施策	更生施設	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設 あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設
	聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設
	内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設
	生活施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を人所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
	身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設 身体障害者授産施設の一種であり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
	身体障害者小規模通所授産施設	通所施設である授産施設であって常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
	身体障害者福祉工場	生産能力があつても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	身体障害者福祉センター(A型)	身体障害者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
	身体障害者福祉センター(B型)	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
地域利用施設	在宅障害者デイサービス事業	身体障害者デイサービス事業を行うための施設
	障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
	点字図書館	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設
	点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
	聴覚障害者情報提供施設	字幕(手話)入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設
	補装具製作施設	補装具の製作または修理を行う施設
	盲導犬訓練施設	盲導犬の訓練及び盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設
	盲人ホーム	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

5 障害児(者)施策

① 在宅福祉施策

障害児(者)に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児) 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児(者)通園事業	知的障害者援護施設(通所) 知的障害者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	日常生活用具の給付等 居宅介護等事業② 短期入所(ショートステイ)事業③ 障害児(者)地域療育等支援事業④ 補装具の交付・修理	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加	—	知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)⑤ 知的障害者生活支援事業 障害者自立支援・社会参加総合推進事業 知的障害者通所援護事業⑥
就労関連	—	職親制度⑦
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度⑧ 相談指導(福祉事務所等)

各種主要施策の概要

- ① 18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、創作的活動、社会適応訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する。
- ② 日常生活を営むのに支障のある障害児・者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な介護、援助を行う。
- ③ 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
- ④ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を総合的に実施する。
- ⑤ 知的障害者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。
- ⑥ 通所による援護事業(小規模作業所)に対し助成する。
- ⑦ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
- ⑧ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

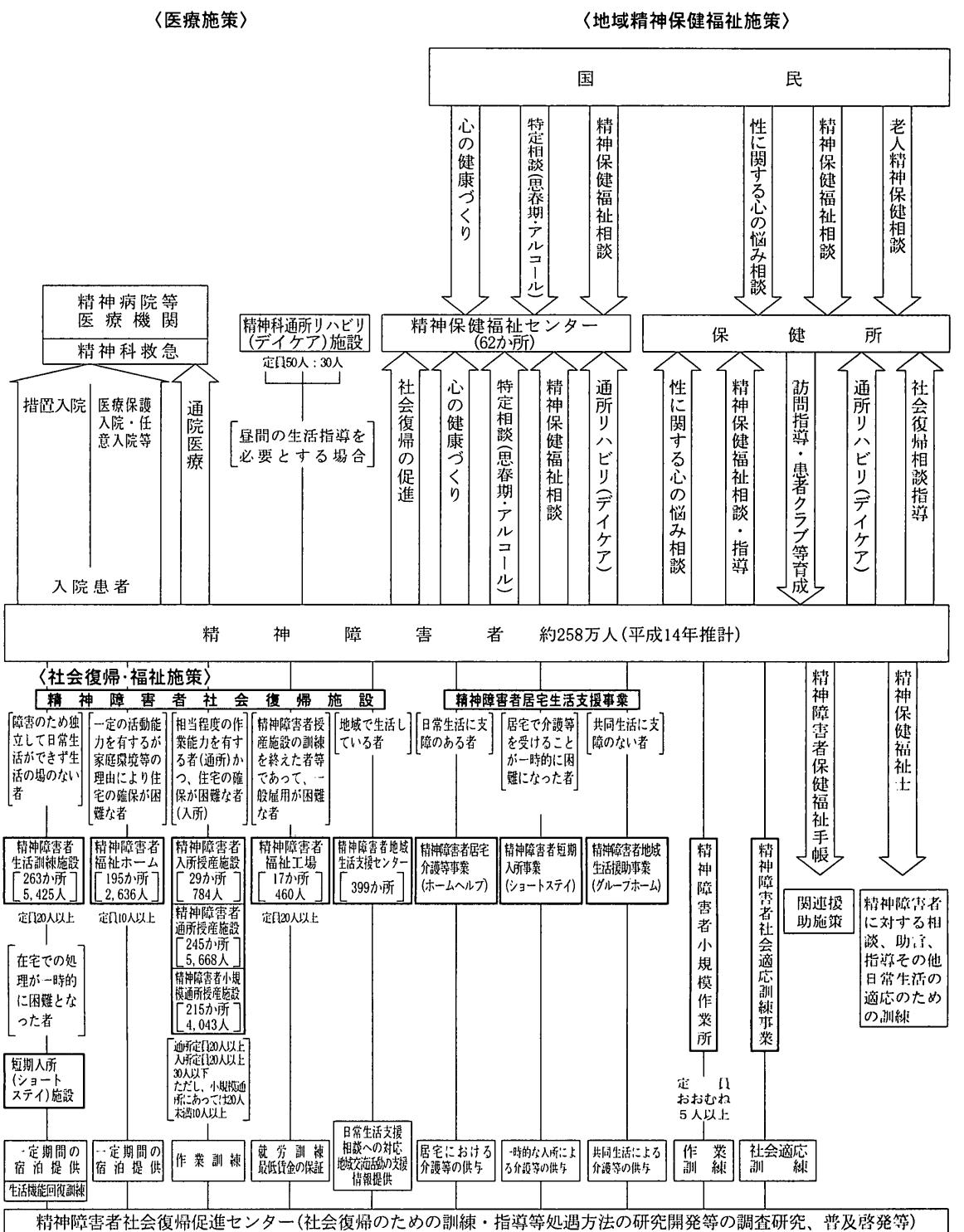
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要

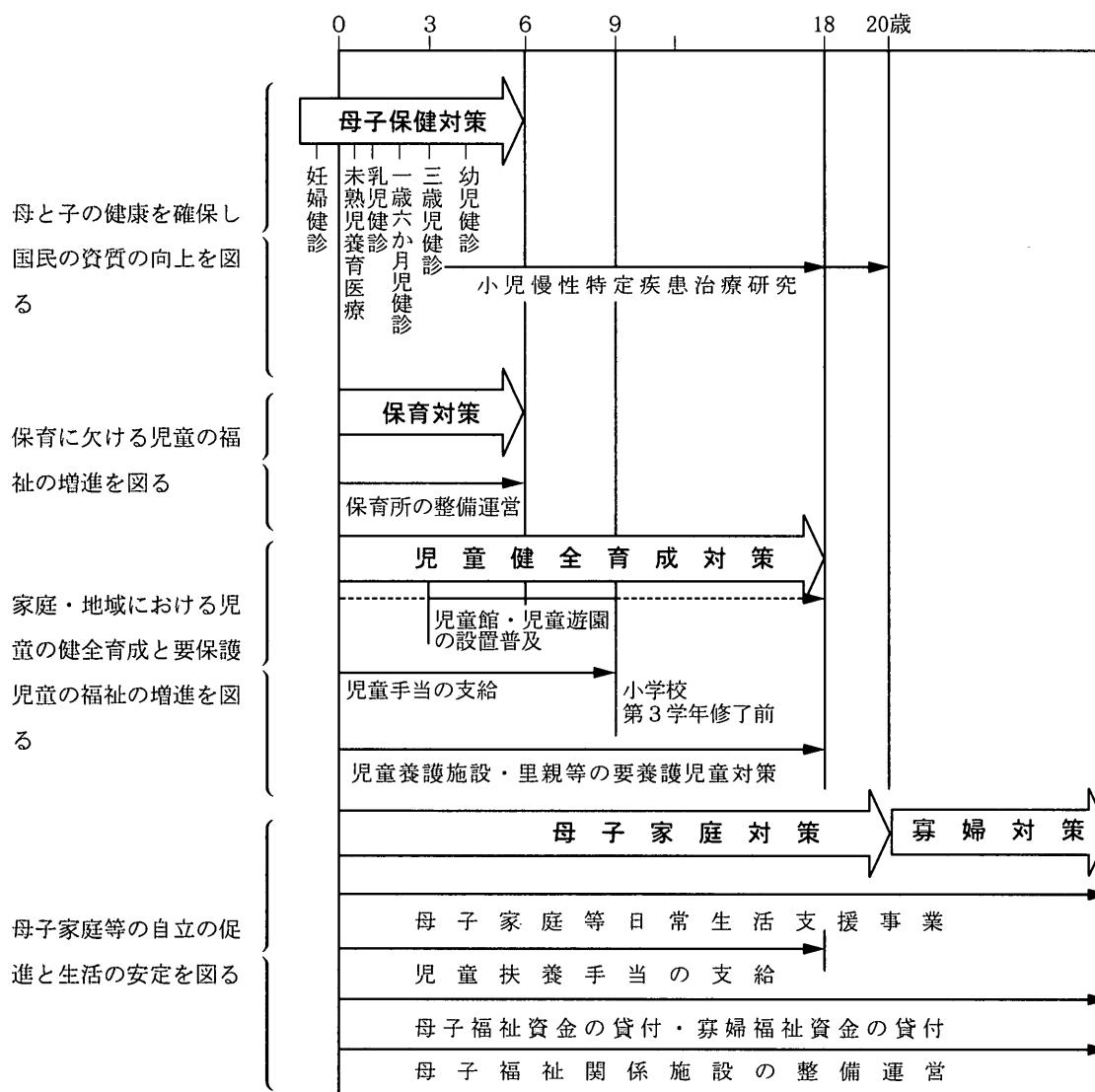
事 業 名	事 業 の 概 要
<p>施 設 福 祉 施 策</p> <p>児 童 の た め の 施 設</p> <p>児 童 福 祉 施 設</p> <ul style="list-style-type: none"> 知 的 障 害 児 施 設 自 閉 症 児 施 設 知 的 障 害 児 通 園 施 設 盲 児 施 設 ろうあ 児 施 設 難 听 幼 児 通 園 施 設 肢 体 不 自 由 児 施 設 肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設 肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設 重 症 心 身 障 害 児 施 設 心 身 障 害 児 総 合 通 園 センター 心 身 障 害 児 通 園 事 業 <p>指 定 医 療 機 關</p> <p>知 的 障 害 者 の た め の 施 設</p> <p>知 的 障 害 者 援 護 施 設</p> <ul style="list-style-type: none"> 進 行 性 筋 萎 缩 症 児 病 床 重 症 心 身 障 害 児 病 床 知 的 障 害 者 デイ サービス センター 知 的 障 害 者 入 所 更 生 施 設 知 的 障 害 者 通 所 更 生 施 設 知 的 障 害 者 入 所 授 産 施 設 知 的 障 害 者 通 所 授 産 施 設 知 的 障 害 者 小 規 模 通 所 授 産 施 設 知 的 障 害 者 福 祉 ホ ー ム 知 的 障 害 者 通 勤 寄 知 的 障 害 者 自 活 訓 練 事 業 知 的 障 害 者 福 祉 工 場 	<p>知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設</p> <p>盲児(強度の弱視児を含む。)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設</p> <p>ろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設</p> <p>強度の難聴の幼児に対し、早期に聽力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対し指導訓練の技術等について指導する施設</p> <p>上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設</p> <p>上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設</p> <p>上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設</p> <p>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設</p> <p>障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設</p> <p>複数の児童福祉施設の複合体</p> <p>市町村が通園の場を設けて、障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業</p> <p>進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う</p> <p>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う</p> <p>18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通所させて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する施設</p> <p>知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設</p> <p>知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設</p> <p>知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設</p> <p>知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設</p> <p>通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの</p> <p>就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設</p> <p>就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設</p> <p>知的障害者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業</p> <p>一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設</p>

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

6 精神障害者施策の概要（平成17年度）



7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料: 厚生統計協会「国民の福祉の動向」

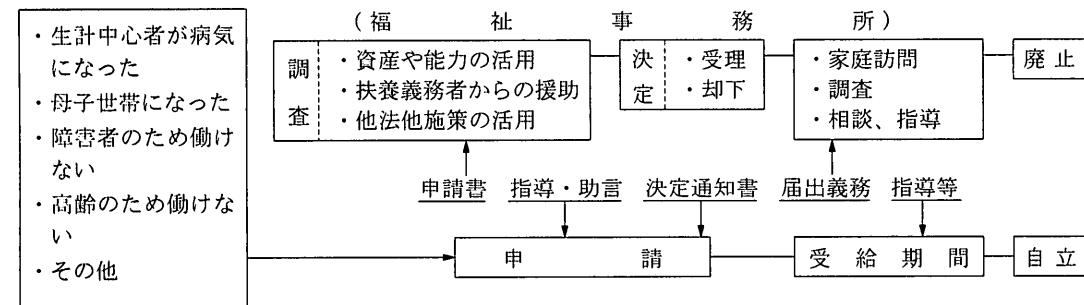
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 義務教育就学前の児童を監護し、かつ、認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者） ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	原爆の放射線に起因すると関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかる被爆者		
手当額月額 (平成17年度)	(8月～) ○児童1人 収入130万円未満 41,880円 収入130万円以上 365万円未満 41,870円 ～9,880円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 26,520円 50,900円 2級（中度） 14,430円 33,900円 ○第1子及び 第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円 ○第1子及び 第2子 14,430円	①特別障害者手当 26,520円 ②障害児福祉手当 14,430円 ③福祉手当 (経過措置) 14,430円	137,840円 33,900円		
所得制限額 (収入ベース) (平成16年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円 ○特例給付 (4人世帯) 574.0万円	○児童手当 (4人世帯) 415.0万円 ○特例給付 (4人世帯) 574.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向」、法研「社会保障便利事典」

9 生活保護制度

[生活保護の流れ]



[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

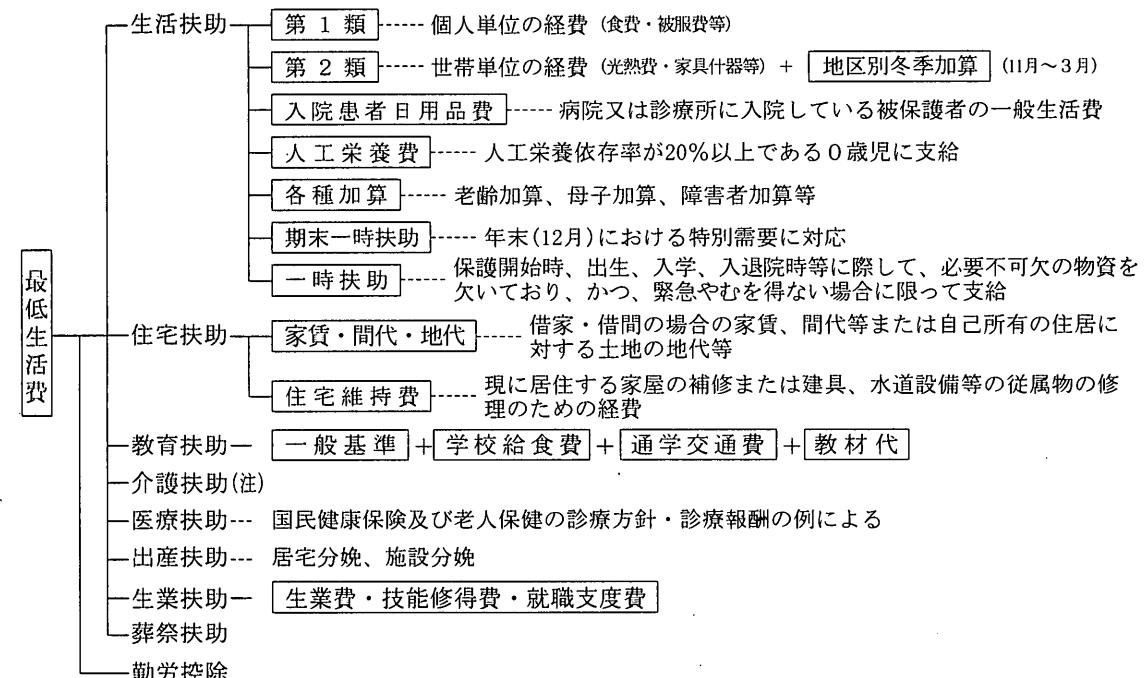
$$\begin{array}{l} \text{生活扶助} + \text{住宅扶助} + \text{教育扶助} + \text{介護扶助} + \text{医療扶助} \\ \text{生活費} + \text{家賃等} + \text{義務教育費} + \text{介護費} + \text{医療費} \end{array} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

(扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

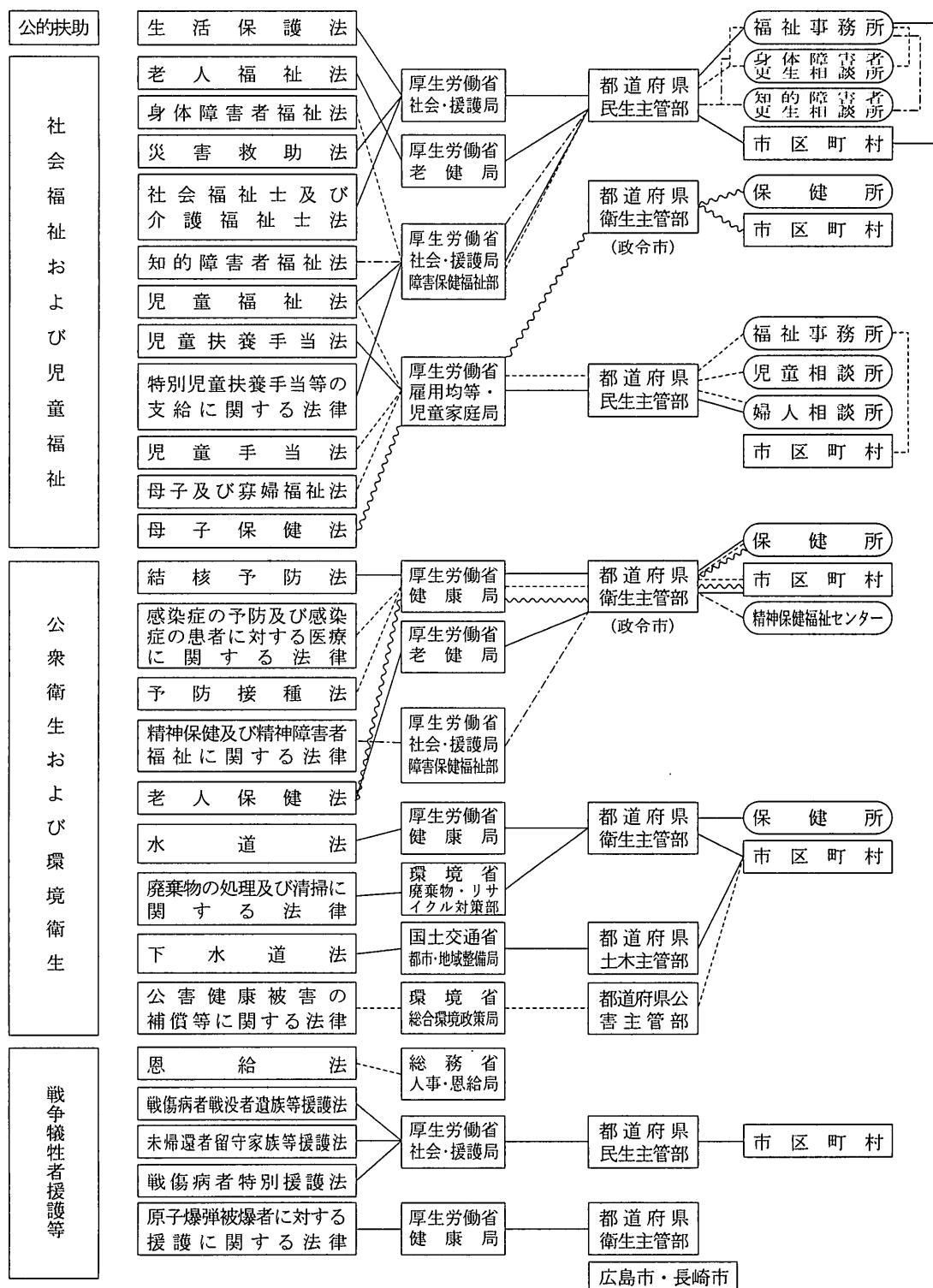
[最低生活費の体系]



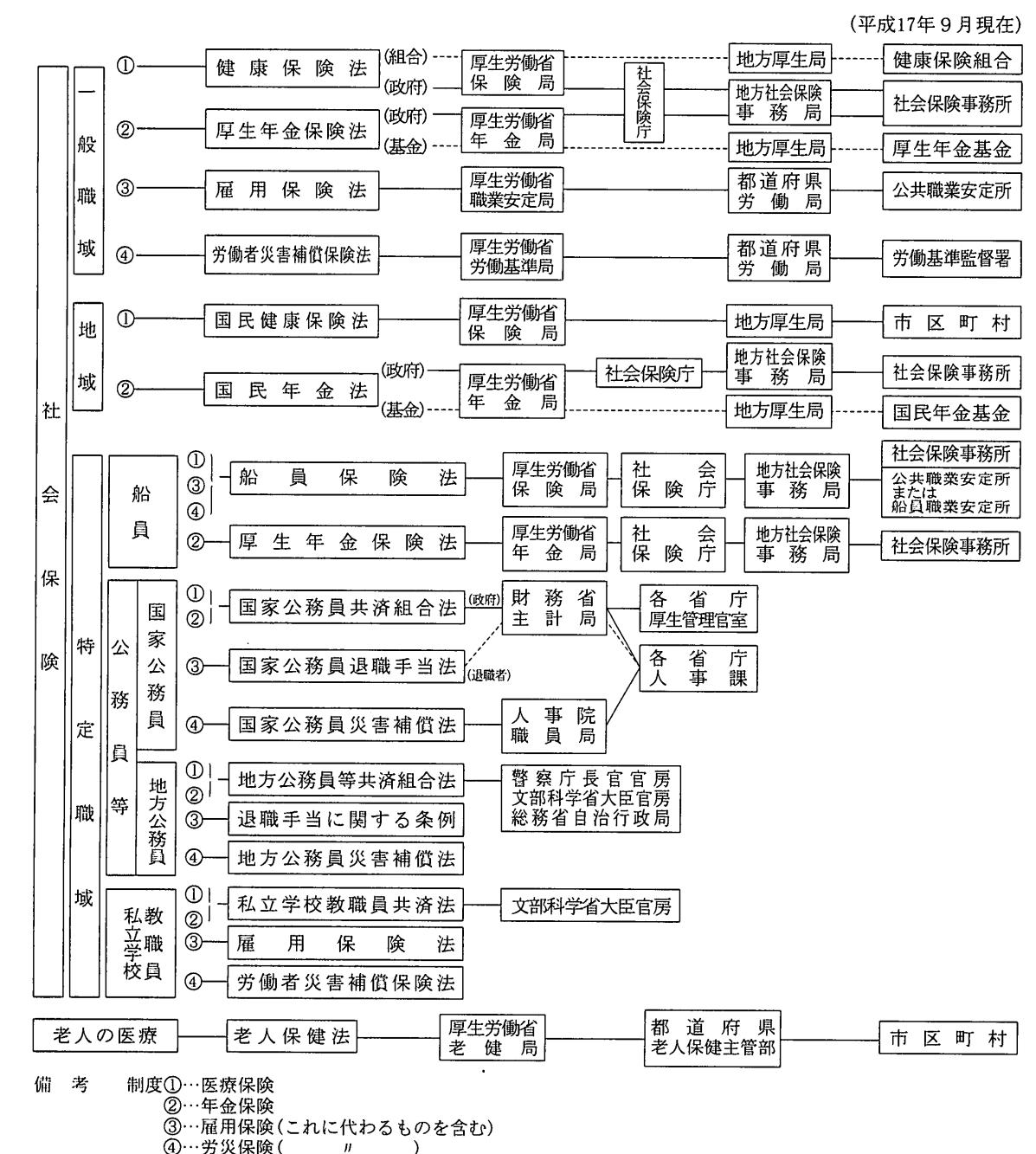
(注) 平成12年4月1日より施行

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



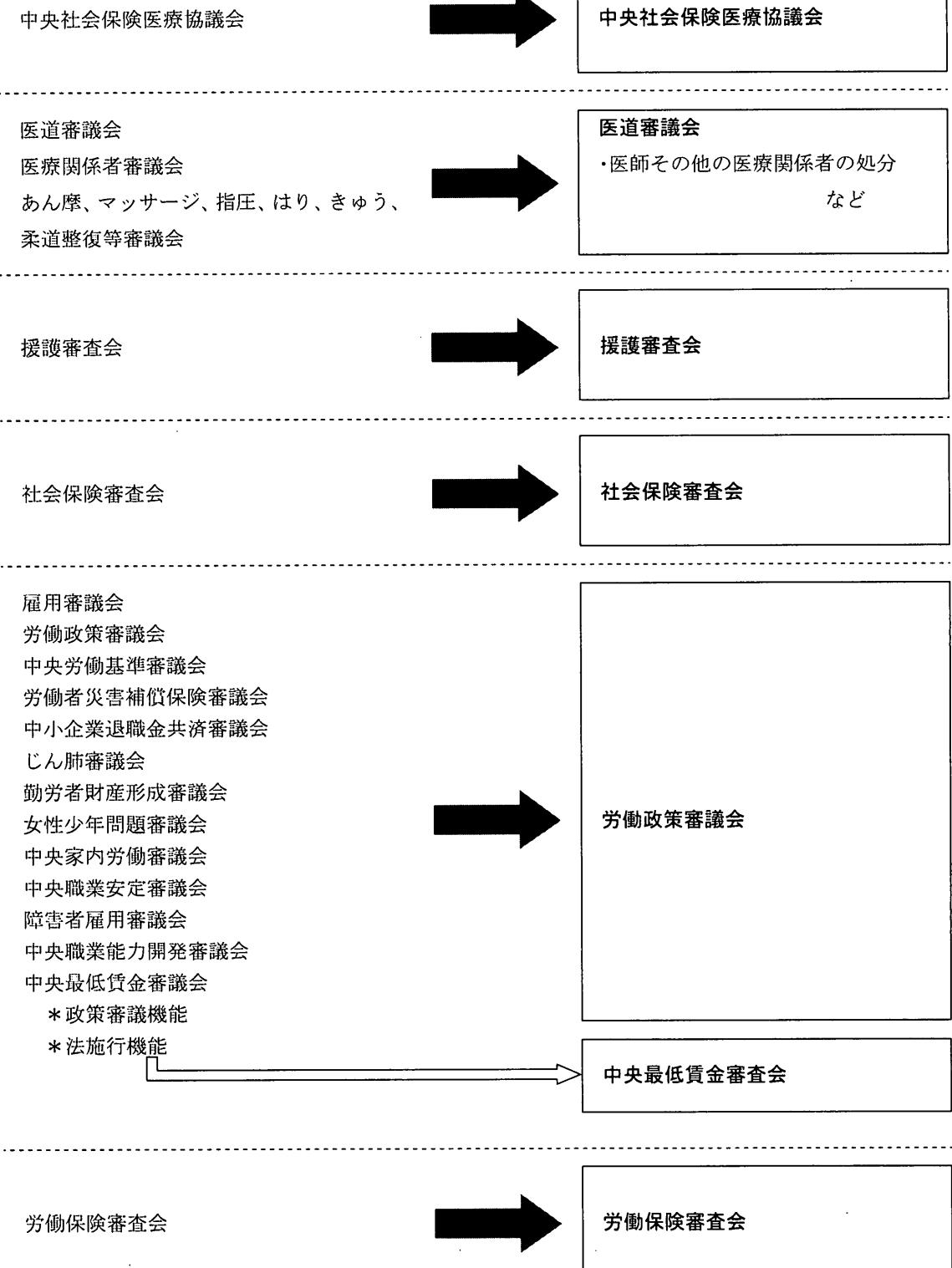
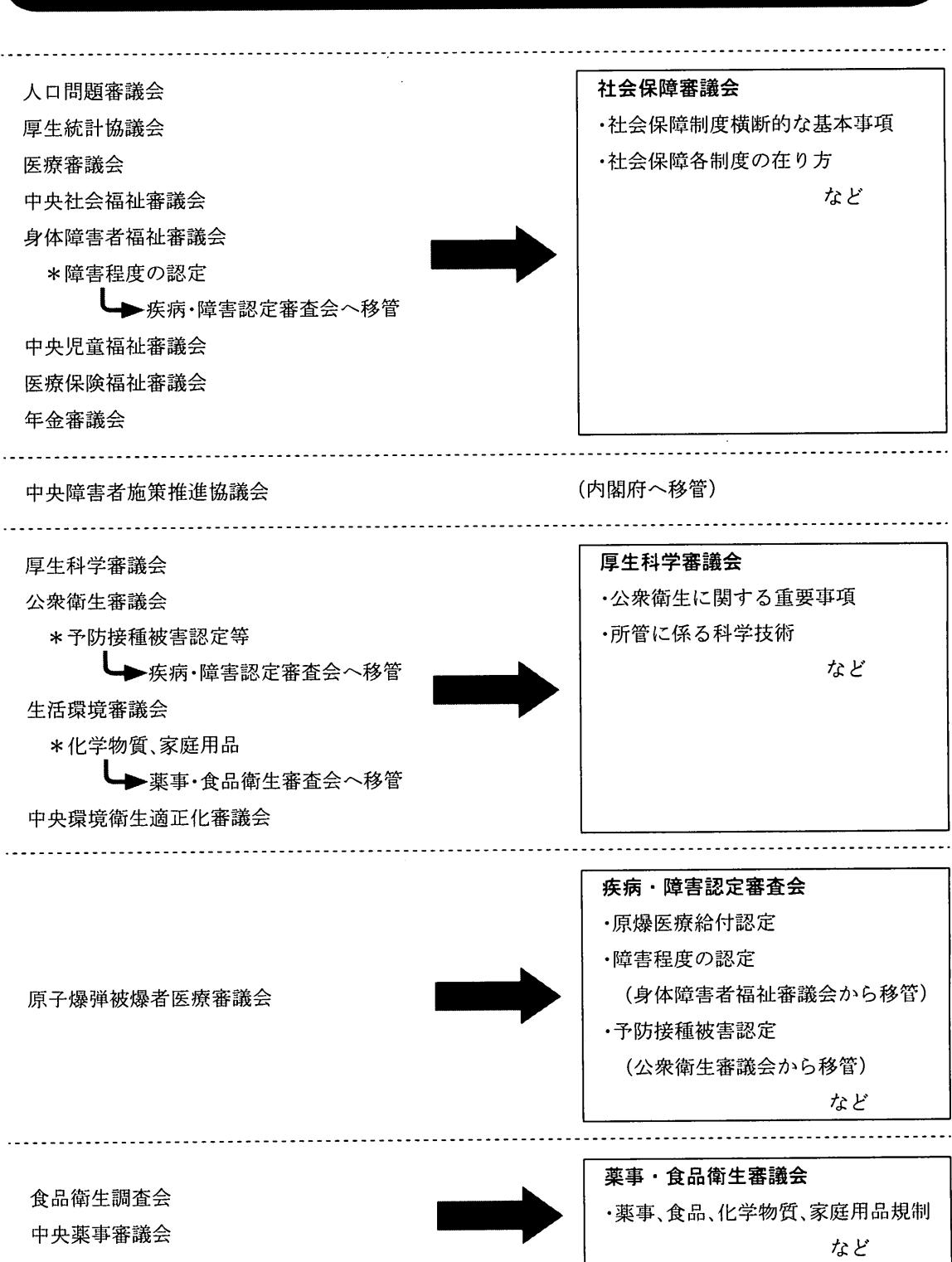
資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」



(注) 1 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうちには、健康保険法の適用を受けている者がある。
 2 「私立学校教職員」のうちには、厚生年金保険法の適用を受けている者がある。
 3 「地方公務員」のうち、市町村職員については雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

[参考] 2 審議会の整理合理化について



第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15 昭10 昭20 昭30 昭40
被用者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)
	日雇労働者	職員健康保険法 (昭14.法72)
	船員	日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)
	国家公務員	政府職員共済組合令(昭15.勅827)
	適用職人員等	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。
	地方公務員	政府職員共済組合令(昭15.勅827)
	私立学校教職員	① 健康保険法(大11.法70) 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)
	農林漁業団体職員	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)
非被用者		旧国民健康保険法(昭13.法60) ②
全 国 民		国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財團法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。
市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

昭50 昭60 平7 平9 平12	④	国家公務員等共済組合法	国家公務員共済組合法
	⑤	健康保険法 (大11.法70)	⑥
		私立学校教職員共済法	
			介護保険法 (平9.法123) (施行 平12.4.1)

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。

④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。

⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被用者	一般被用者			労働者年金保険法 (昭16.法60) (施行昭17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行 昭29.5.1)
	日雇労働者					国民年金法 (昭34.法141) (施行 昭34.11.1)
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		
	国家公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)			国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
	公務員等		大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。	旧国家公務員共済組合法 (昭23.法69)	公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)	
	適用役職法人員					
	地方公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)	退職年金条例③	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69) 市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
	私立学校教職員	財団法人私学恩給財團(大13.10.1発足)④			私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
	農林漁業団体職員			厚生年金保険法 (昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法 (昭33.法99) (施行 昭34.1.1)	
非被用者				国民年金法(昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	農業者年金基金法 (昭45.法78号) (施行 昭46.1.1)	

① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。

② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隸令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。

④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財團より、財団法人私学恩給財團に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

		昭50	昭60	平7	平9	平12
					厚生年金保険法 (昭29.法115) (昭61.4.1統合)	
				⑥	国家公務員等共済組合法	国家公務員共済組合法
				⑧	厚生年金保険法 (昭29.法115) (平9.4.1統合)	
					⑨	厚生年金保険法 (昭29.法115) (平14.4.1統合)

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。

⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなつた。

⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。

⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

	大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11. 法70) (施行 昭2. 1. 1)① 労働者災害扶助責任保険法② (昭6. 法55) 労働者年金保険法 旧厚生年金保険法		労働者災害補償保険法 (昭22. 法50) (施行 昭22. 9. 1)		
船員		船員保険法 (昭14. 法73) (施行 昭15. 6. 1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分		
公務員	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から 昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。	③	国家公務員災害補償法 (昭26. 法191) (施行 昭26. 7. 1) 旧国家公務員共済組合法(昭23. 法59)	国家公務員共済組合法 (昭33. 法128) (施行 昭33. 7. 1)	
公務員等	適用役職員			業務災害補償 に関する協約		労働者災害 補償保険法 (適用60. 4. 1) ④
	地方公務員			国家公務員 共済組合法 (施行 昭33. 7) 市町村職員共済組合法 (昭29. 法204)	地方公務員等共済組合法 (昭37. 法152) (施行 昭37. 12. 1)	
				災害補償に関する条例	地方公務員災害補償法(昭42. 法121) (施行 昭42. 12. 1)	

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

④ 雇用保険制度

	昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者	退職積立金及退職手当法(昭11. 法42)		失業保険法(昭22. 法146) (適用 昭22. 11. 1)①		雇用保険法(昭49. 法116) (適用 昭50. 4. 1)②	
日雇労働者			日雇労働者の制度創設 (昭24. 法87) (施行 昭22. 6. 1)			
船員			船員保険法失業部門創設 (昭22. 法235) (施行 昭22. 11. 1)			
公務員等	國家公務員 適用法人		国家公務員退職手当法 (昭28. 法182) (適用 昭28. 8. 1)		雇用保険法 (適用昭60. 4. 1) ③	
	地方公務員		退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



〔参考〕1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

勧 告 等		勧 告 等
昭和24年～昭和29年	<p>24. 8. 1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件 24. 9. 13 生活保護制度の改善強化に関する件 24. 11. 14 社会保障制度確立のための覚え書 ●25. 10. 16 社会保障制度に関する勧告 26. 7. 24 社会保障制度推進に関する申入書 26. 10. 20 社会保障制度推進に関する件 27. 4. 16 戦争遺族等の援護に関する立法の件 27. 5. 20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について 27. 12. 23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件 ●28. 12. 10 年金制度の整備改革に関する件 29. 1. 11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して) 29. 3. 1 建議書(年金制度の総合的調整に関して) 29. 12. 24 社会保障制度の推進に関する要望 " 結核対策の強化改善に関する申入書</p>	<p>40. 2. 10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について) 40. 6. 1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ) 40. 9. 15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申 41. 8. 25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨 42. 6. 21 公害対策について(申入れ) " 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ) 42. 12. 15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について) 43. 12. 23 申入書(社会保障の推進について) 45. 12. 19 医療保険制度について(意見) " 申入書(社会保障の推進について) 46. 6. 22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について) ●46. 9. 13 医療保険制度の改革について(答申) 48. 9. 18 申入れ(生活扶助基準改訂について) 48. 11. 19 当面する社会保障の危機回避のための建議－インフレーション下の社会保障－ 48. 12. 6 社会保障制度における家族の取り扱いについて 49. 10. 7 当面の社会保障施策について(意見)</p>
昭和30年～昭和39年	<p>30. 3. 30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 " 結核対策の強化改善に関する件 ●31. 11. 8 医療保険制度に関する勧告について 32. 12. 19 恩給等の増額に関する意見書について ●33. 6. 14 国民年金制度に関する基本方策について(答申) ●33. 10. 6 年金制度の通算等について(答申) " 中小企業労働者等福利共済制度について 35. 8. 1 社会保障制度の推進についての申入れ 35. 10. 12 公的年金積立金の運用についての要望 36. 10. 26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して) 36. 11. 10 社会保障制度の推進に関する申入れ ●37. 8. 22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告 38. 2. 25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ) 38. 12. 21 申入書(昭和39年度予算編成に関して) 39. 12. 17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)</p>	<p>●50. 12. 1 今後の老齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議) ●52. 12. 19 皆年金下の新年金体系 53. 2. 10 共済組合制度に関する意見 54. 2. 13 共済組合制度に関する意見 ●54. 10. 18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系－ ●55. 12. 12 老人保健医療対策について(意見) ●60. 1. 24 老人福祉の在り方について(建議) 60. 4. 10 公的年金制度に関する意見 61. 12. 14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見) 2. 12. 19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ) ●7. 7. 4 社会保障体制の再構築(勧告)－安心して暮らせる21世紀の社会を目指して－ 11. 6. 17 介護保険の確実な実施に向けて(会長談話)発表 ●12. 9. 14 新しい世紀に向けた社会保障(意見) ●13. 1. 6 中央省庁等再編に伴い社会保障制度審議会廃止(機能は経済財政諮問会議及び社会保障審議会に引き継ぐ)</p>

[参考] 2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守ら れているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	"
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	"
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための 投資	"
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	"
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	"
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	"
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	"
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	"
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 一人手不足経済への移行過程に おける諸問題ー
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課 題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 ー最近の労働経済にみられる新 しい動きー
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 ー複雑になった構造変化ー
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	老齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同 上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 ー長期的にみた問題点ー
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 ー長期展望と労使の課題ー
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課 題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これから社会保障	長期的にみた労働経済の構造変 化 ー控え目な経済成長の下におけ る労働経済の課題ー

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 ー労働経済の構造変化と安定成長の条件ー
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本 経済	高齢者社会の入口に立つ社会保 障	安定成長下における労働経済の 課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本經 済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年 齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たちーその現状と未 来	労働力需給の展望と均衡回復へ の課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざし て	わが国経済社会の条件変化と労 働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平 等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障を めざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的变化 と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本經 済	人生80年時代の生活と健康を考 える	労働者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本經濟	未知への挑戦ー 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新 たな課題ー雇用の多様化と労 働時間短縮ー
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々ー 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会へ の貢献	新たな高齢者像と活力ある長 寿・福祉社会をめざして(厚生省 創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と 労働者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本經濟の新 しい潮流	長寿社会における子供・家庭・ 地域	高齢者雇用と女子パートタイ ム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっての社会シ ステムの再構築 豊かさのコストー廃棄物問題 を考えるー	労働者をめぐる環境変化と労働 者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会にお ける役割	広がりゆく福祉の担い手たち ー皆が参加する「ぬくもりの ある福祉社会」の創造ー	女子労働者、若者労働者の現状 と課題
1992(H 4)	調整をこえて新たな展開をめざ す日本經濟	国連・障害者の十年 ー活発化する民間サービス と社会参加活動ー	労働力不足、労働移動の活発化 と企業の対応
1993(H 5)	バブルの教訓と新たな発展への 課題	未来をひらく子どもたちのために ー子育ての社会的支援を考えるー	職業をめぐる諸問題と今後の対 応
1994(H 6)	厳しい調整を越えて新たなフロ ンティアへ		雇用安定を基盤とした 豊かな労働者生活への課題
1995(H 7)	日本經濟のダイナミズムの復活 をめざして	医療ー「質」「情報」「選択」 そして「納得」	雇用創出を通じた 労働市場の構造変化への対応

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H 8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 －家族の社会的支援のために－	労働経済の分析
1997(H 9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 めざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H 10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える －子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を－	中長期的にみた働き方と生活の変化
1999(H 11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出
2000(H 12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－	高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス
年 次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H 13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(IT)の革新と雇用
2002(H 14)	改革なくして成長なしⅡ	現役世代の生活像－経済的側面を中心として－	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H 15)	改革なくして成長なしⅢ	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H 16)	改革なくして成長なしⅣ	現代生活を取り巻く健康リスク－情報と協働でつくる安全と安心－	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H 17)	改革なくして成長なしⅤ	地域とともに支えるこれから の社会保障	人口減少社会における労働政策の課題

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



[参考] 3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について(答申)	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみのる年金制度(報告書)	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について(意見書)	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について(建議)	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について(中間報告)	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ～」(中間とりまとめ)	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点(改革議論のたたき台)	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について(厚生労働省試案)	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について(報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム(報告)	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について(意見具申)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について(建議)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これから医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これから医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン～精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか～	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

第2節 社会保険各制度の成立経過

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告～平成13年度～	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改革検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい歩を踏み出すための指針～	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化について～就業機会の拡大による職業的自立を目指して～(意見書)	労働政策審議会

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会
平成17年3月24日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成17年5月17日	医療制度のあり方について～制度存続のための公的給付費の効率化・重点化～	日本経済団体連合会
平成17年6月6日	平成18年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成17年6月8日	医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	経済財政諮問会議
平成17年8月1日	医療提供体制に関する意見中間まとめ	社会保障審議会医療部会
平成17年9月15日	今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成17年11月30日	医療保険制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成17年12月1日	医療制度改革大綱	政府・与党医療改革協議会
平成17年12月8日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成17年12月21日	今後の職業能力開発施策の在り方について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	今後の男女雇用機会均等対策について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	生涯を通じた医療と保健と福祉－改革と推進のヴィジョン(2005～2009)－	日本医師会
平成18年1月18日	平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)	中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会

第三部

社会保障関係統計資料編

凡例		
1 本表の記号は次による。	0 または0.0 単位未満	△ 負数
… 不問	・ 統計項目のありえない場合	
— なし		
2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。		
3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。		

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区分	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)
総人口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,291	127,435	127,619	127,687
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	18,283	18,102	17,905	17,734
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	14.4	14.2	14.0	13.9
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	86,139	85,706	85,404	85,077
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	67.7	67.3	66.9	66.6
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	22,869	23,628	24,311	24,876
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	18.0	18.5	19.0	19.5
出生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,171	1,154	1,124	1,111
人口千対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8
死亡	707	713	723	820	962	970	982	1,015	1,029
人口千対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2
自然増加	899	1,221	854	401	229	200	171	109	82
人口千対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	1.6	1.4	0.9	0.7
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	78.07	78.32	78.36	78.64
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	17.78	17.96	18.02	18.21
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	84.93	85.23	85.33	85.59
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	22.68	22.96	23.04	23.28
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29

(注) 1 「出生」「死亡」「自然増加」「平均余命」「合計特殊出生率」の昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成7年、平成12年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

1

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成9年1月 将来推計人口	平成14年1月将来推計人口		
		[中位]	中位	高位
基準人口	平成7年10月1日 国勢調査人口	平成12年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	平成7年 平成62年 (1915) (2050)	平成12年(2000) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47	平成62年(2050) 男 77.64 → 80.95 女 84.62 → 89.22	
合計特殊出生率	平成7年 1.42 (1995)	平成12年 1.36 ↓	平成12年 1.36 ↓	平成12年 1.36 ↓
	(最低値)	平成12年 1.38 ↓	平成19年 1.31 ↓	平成61年 1.10 ↓
	平成62年 1.61 (2050)	平成62年 1.39 (2050)	平成62年 1.63 (2050)	平成62年 1.10 (2050)
総人口	千人 平成12(2000)年 22(2010)年 32(2020)年 42(2030)年 52(2040)年 62(2050)年	千人 126,892 127,623 124,133 117,149 108,964 100,496	千人 126,926 127,473 124,107 117,580 109,338 100,593	千人 126,926 128,145 126,250 121,262 114,824 108,246
65歳以上人口比率	% 平成12(2000)年 22(2010)年 32(2020)年 42(2030)年 52(2040)年 62(2050)年	% 17.2 22.0 26.9 28.0 31.0 32.3	% 17.4 22.5 27.8 29.6 33.2 35.7	% 17.4 22.4 27.4 28.7 31.6 33.1

(注) 平成12年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

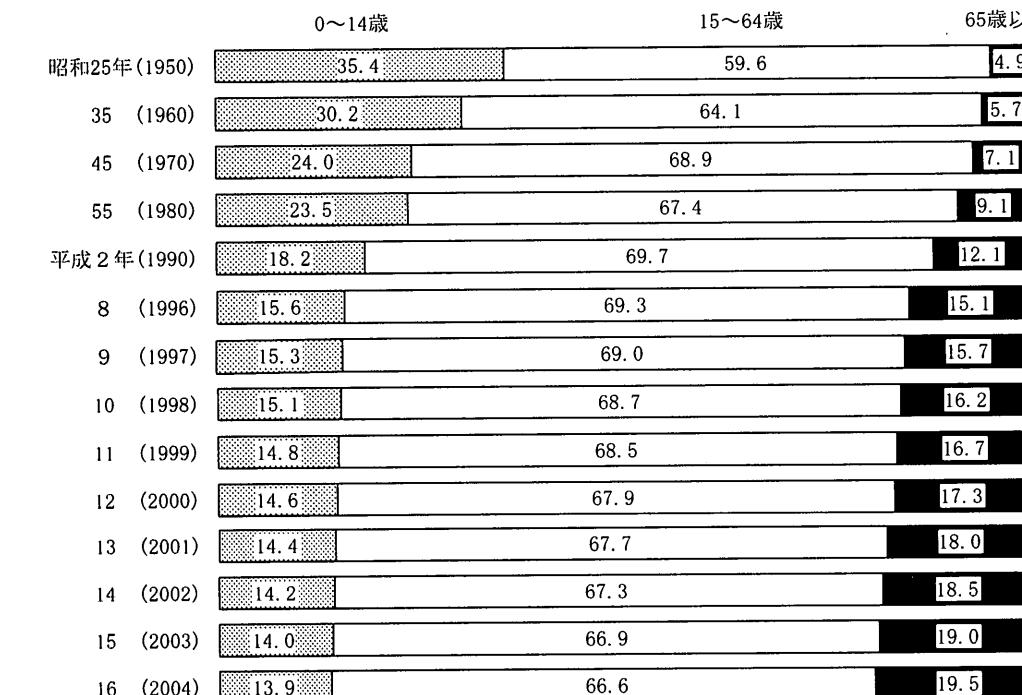
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」

第3表 年齢3区分別人口の推移

区分	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
8(1996)	12,586	15.6	69.3	15.1	22.6
9(1997)	12,617	15.3	69.0	15.7	22.2
10(1998)	12,649	15.1	68.7	16.2	21.9
11(1999)	12,669	14.8	68.5	16.7	21.6
12(2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13(2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14(2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
15(2003)	12,762	14.0	66.9	19.0	21.0
16(2004)	12,769	13.9	66.6	19.5	20.8
平成17年(2005)	12,771	13.9	66.2	19.9	21.0
22(2010)	12,747	13.4	64.1	22.5	20.9
27(2015)	12,627	12.8	61.2	26.0	21.0

資料：平成13年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」
平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」の中位推計値

(年齢別人口の割合の推移) (数字は%)



(小数第2位を四捨五入 (及び年齢不詳を含む) のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性別×年齢〔5歳階級〕別)

平成16年10月1日現在(単位 千人)

区分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,687	62,295	65,392	126,176	61,597	64,579
0~4歳	5,735	2,943	2,792	5,679	2,914	2,766
5~9	5,939	3,041	2,897	5,888	3,015	2,874
10~14	6,060	3,104	2,954	6,015	3,082	2,934
15~19	6,762	3,466	3,294	6,687	3,430	3,255
20~24	7,724	3,955	3,770	7,507	3,858	3,649
25~29	8,756	4,461	4,295	8,546	4,365	4,181
30~34	9,819	4,960	4,860	9,627	4,876	4,750
35~39	8,661	4,359	4,303	8,494	4,285	4,209
40~44	7,909	3,976	3,933	7,776	3,913	3,861
45~49	7,854	3,936	3,919	7,757	3,891	3,868
50~54	9,300	4,633	4,668	9,224	4,596	4,628
55~59	9,640	4,762	4,879	9,582	4,733	4,849
60~64	8,652	4,193	4,458	8,610	4,171	4,437
65~69	7,345	3,484	3,858	7,312	3,470	3,843
70~74	6,466	2,952	3,514	6,444	2,942	3,502
75~79	5,098	2,168	2,929	5,083	2,162	2,921
80~84	3,234	1,130	2,105	3,222	1,125	2,098
85~89	1,719	527	1,193	1,713	524	1,189
90歳以上	1,016	247	769	1,013	246	768
(再掲)						
0~14歳	17,734	9,088	8,643	17,582	9,011	8,574
15~64	85,077	42,701	42,379	83,810	42,118	41,687
65歳以上	24,878	10,508	14,368	24,787	10,469	14,321

資料：総務省統計局「平成16年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区別人口及び構造係数(中位推計)

区分	人口(千人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成12(2000)年	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,183	18,307	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14(2002)	127,377	18,123	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,524	17,964	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16(2004)	127,635	17,842	85,071	24,722	14.0	66.7	19.4
17(2005)	127,708	17,727	84,590	25,392	13.9	66.2	19.9
18(2006)	127,741	17,623	83,946	26,172	13.8	65.7	20.5
19(2007)	127,733	17,501	83,272	26,959	13.7	65.2	21.1
20(2008)	127,686	17,385	82,643	27,658	13.6	64.7	21.7
21(2009)	127,599	17,235	81,994	28,370	13.5	64.3	22.2
22(2010)	127,473	17,074	81,665	28,735	13.4	64.1	22.5
23(2011)	127,309	16,919	81,422	28,968	13.3	64.0	22.8
24(2012)	127,107	16,746	80,418	29,942	13.2	63.3	23.6
25(2013)	126,865	16,558	79,326	30,981	13.1	62.5	24.4
26(2014)	126,585	16,385	78,207	31,992	12.9	61.8	25.3
27(2015)	126,266	16,197	77,296	32,772	12.8	61.2	26.0
28(2016)	125,909	15,980	76,556	33,372	12.7	60.8	26.5
29(2017)	125,513	15,759	75,921	33,832	12.6	60.5	27.0
30(2018)	125,080	15,536	75,374	34,170	12.4	60.3	27.3
31(2019)	124,611	15,314	74,918	34,379	12.3	60.1	27.6
32(2020)	124,107	15,095	74,453	34,559	12.2	60.0	27.8
33(2021)	123,570	14,881	74,026	34,663	12.0	59.9	28.1
34(2022)	123,002	14,673	73,658	34,671	11.9	59.9	28.2
35(2023)	122,406	14,471	73,242	34,694	11.8	59.8	28.3
36(2024)	121,784	14,275	72,775	34,734	11.7	59.8	28.5
37(2025)	121,136	14,085	72,325	34,726	11.6	59.7	28.7
38(2026)	120,466	13,901	71,877	34,688	11.5	59.7	28.8
39(2027)	119,773	13,724	71,397	34,652	11.5	59.6	28.9
40(2028)	119,061	13,553	70,858	34,650	11.4	59.5	29.1
41(2029)	118,329	13,389	70,275	34,665	11.3	59.4	29.3
42(2030)	117,580	13,233	69,576	34,770	11.3	59.2	29.6
43(2031)	116,813	13,085	69,174	34,554	11.2	59.2	29.6
44(2032)	116,032	12,944	68,398	34,689	11.2	58.9	29.9
45(2033)	115,235	12,812	67,608	34,815	11.1	58.7	30.2
46(2034)	114,425	12,686	66,771	34,968	11.1	58.4	30.6
47(2035)	113,602	12,567	65,891	35,145	11.1	58.0	30.9
48(2036)	112,768	12,453	64,953	35,362	11.0	57.6	31.4
49(2037)	111,923	12,341	63,962	35,619	11.0	57.1	31.8
50(2038)	111,068	12,233	62,928	35,908	11.0	56.7	32.3
51(2039)	110,207	12,125	61,919	36,163	11.0	56.2	32.8

区分	人口(千人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成52(2040)年	109,338	12,017	60,990	36,332	11.0	55.8	33.2
53(2041)	108,465	11,908	60,126	36,432	11.0	55.4	33.6
54(2042)	107,589	11,798	59,329	36,462	11.0	55.1	33.9
55(2043)	106,712	11,686	58,555	36,471	11.0	54.9	34.2
56(2044)	105,835	11,572	57,824	36,439	10.9	54.6	34.4
57(2045)	104,960	11,455	57,108	36,396	10.9	54.4	34.7
58(2046)	104,087	11,336	56,449	36,302	10.9	54.2	34.9
59(2047)	103,213	11,215	55,800	36,198	10.9	54.1	35.1
60(2048)	102,339	11,092	55,146	36,102	10.8	53.9	35.3
61(2049)	101,466	10,967	54,498	36,001	10.8	53.7	35.5
62(2050)	100,593	10,842	53,889	35,863	10.8	53.6	35.7
63(2051)	99,719	10,718	53,331	35,669	10.7	53.5	35.8
64(2052)	98,840	10,599	52,787	35,454	10.7	53.4	35.9
65(2053)	97,956	10,483	52,268	35,205	10.7	53.4	35.9
66(2054)	97,067	10,372	51,787	34,907	10.7	53.4	36.0
67(2055)	96,171	10,266	51,318	34,586	10.7	53.4	36.0
68(2056)	95,268	10,166	50,865	34,237	10.7	53.4	35.9
69(2057)	94,358	10,071	50,404	33,883	10.7	53.4	35.9
70(2058)	93,442	9,982	49,952	33,508	10.7	53.5	35.9
71(2059)	92,520	9,899	49,475	33,146	10.7	53.5	35.8
72(2060)	91,593	9,822	48,993	32,778	10.7	53.5	35.8
73(2061)	90,663	9,752	48,520	32,392	10.8	53.5	35.7
74(2062)	89,732	9,687	48,035	32,010	10.8	53.5	35.7
75(2063)	88,802	9,629	47,541	31,633	10.8	53.5	35.6
76(2064)	87,875	9,576	47,064	31,235	10.9	53.6	35.5
77(2065)	86,953	9,528	46,580	30,845	11.0	53.6	35.5
78(2066)	86,039	9,483	46,077	30,479	11.0	53.6	35.4
79(2067)	85,136	9,440	45,580	30,116	11.1	53.5	35.4
80(2068)	84,244	9,398	45,091	29,755	11.2	53.5	35.3
81(2069)	83,367	9,356	44,613	29,398	11.2	53.5	35.3
82(2070)	82,506	9,316	44,147	29,043	11.3	53.5	35.2
83(2071)	81,662	9,275	43,695	28,692	11.4	53.5	35.1
84(2072)	80,837	9,234	43,256	28,347	11.4	53.5	35.1
85(2073)	80,031	9,194	42,829	28,008	11.5	53.5	35.0
86(2074)	79,244	9,152	42,416	27,676	11.5	53.5	34.9
87(2075)	78,478	9,111	42,013	27,354	11.6	53.5	34.9
88(2076)	77,732	9,069	41,622	27,041	11.7	53.5	34.8
89(2077)	77,004	9,026	41,241	26,737	11.7	53.6	34.7
90(2078)	76,296	8,983	40,872	26,441	11.8	53.6	34.7
91(2079)	75,605	8,940	40,512	26,153	11.8	53.6	34.6

区分	人口(千人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成92(2080)年	74,931	8,897	40,164	25,870	11.9	53.6	34.5
93(2081)	74,274	8,854	39,827	25,593	11.9	53.6	34.5
94(2082)	73,631	8,812	39,500	25,319	12.0	53.6	34.4
95(2083)	73,004	8,772	39,185	25,047	12.0	53.7	34.3
96(2084)	72,390	8,732	38,880	24,778	12.1	53.7	34.2
97(2085)	71,789	8,694	38,584	24,510	12.1	53.7	34.1
98(2086)	71,201	8,659	38,298	24,244	12.2	53.8	34.1
99(2087)	70,625	8,625	38,020	23,980	12.2	53.8	34.0
100(2088)	70,061	8,594	37,748	23,719	12.3	53.9	33.9
101(2089)	69,508	8,566	37,482	23,461	12.3	53.9	33.8
102(2090)	68,966	8,540	37,221	23,205	12.4	54.0	33.6
103(2091)	68,435	8,517	36,965	22,953	12.4	54.0	33.5
104(2092)	67,914	8,497	36,713	22,704	12.5	54.1	33.4
105(2093)	67,404	8,479	36,466	22,459	12.6	54.1	33.3
106(2094)	66,904	8,464	36,222	22,218	12.7	54.1	33.2
107(2095)	66,416	8,451	35,982	21,982	12.7	54.2	33.1
108(2096)	65,938	8,441	35,746	21,750	12.8	54.2	33.0
109(2097)	65,471	8,432	35,515	21,524	12.9	54.2	32.9
110(2098)	65,015	8,425	35,288	21,302	13.0	54.3	32.8
111(2099)	64,570	8,420	35,067	21,084	13.0	54.3	32.7
112(2100)	64,137	8,415	34,851	20,871	13.1	54.3	32.5

(注) 1 各年10月1日現在人口。

2 平成12年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加		
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	
昭和30年(1955)	*	89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35(1960)	*	93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40(1965)	*	98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45(1970)	*	103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50(1975)	*	111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55(1980)	*	116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)		117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)		118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)		118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)		119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*	120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)		120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)		121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)		122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)		122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*	122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)		123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)		123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)		123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)		124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7(1995)	*	124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8(1996)		124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9(1997)		124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10(1998)		125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11(1999)		125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12(2000)	*	126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13(2001)		127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14(2002)		127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15(2003)		127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9
16(2004)		127,687,000	1,110,721	8.8	1,028,602	8.2	82,119	0.7

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は昭和50年以降は、沖縄県を含む。

3 乳児（生後1年未満）死亡（実数）は、死亡（実数）の再掲である。

4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。

5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。（昭和50年以前は、妊娠満

6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

実数	率 (出生千対)	乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
		実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84		
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74		
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79		
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93		
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07		
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22		
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32		
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39		
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51		
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50		
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39		
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37		
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30		
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26		
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29		
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28		
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37		
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45		
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52		
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57		
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60		
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66		
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78		
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94		
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00		
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10		
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27		
3,497	3.0	36,978	31.1								

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区分	昭和 22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.10	77.72	78.07	78.32	78.36	78.64
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	72.49	73.10	73.42	73.66	73.68	73.96
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	67.55	68.15	68.47	68.71	68.72	69.00
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	57.74	58.33	58.64	58.87	58.89	59.15
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.11	48.69	48.99	49.21	49.23	49.49
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	38.56	39.13	39.43	39.64	39.67	39.93
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.37	29.91	30.21	30.42	30.47	30.70
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	20.91	21.44	21.72	21.93	21.98	22.17
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.48	13.97	14.17	14.32	14.35	14.51
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.53	7.96	8.13	8.25	8.26	8.39
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.36	5.76	5.87	5.97	5.95	6.07
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	3.76	4.10	4.19	4.29	4.26	4.36
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.64	2.97	3.02	3.10	3.10	3.21
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.20	2.26	2.28	2.28	2.41
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	83.99	84.60	84.93	85.23	85.33	85.59
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.35	79.95	80.26	80.55	80.65	80.88
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.39	74.98	75.30	75.60	75.69	75.92
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	64.50	65.08	65.39	65.69	65.79	66.01
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	54.69	55.26	55.56	55.86	55.97	56.18
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	44.94	45.52	45.82	46.12	46.22	46.44
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	35.43	36.01	36.29	36.58	36.68	36.90
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.29	26.85	27.13	27.40	27.49	27.74
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	17.67	18.19	18.43	18.69	18.75	18.98
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.18	10.60	10.80	11.02	11.04	11.23
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.26	7.61	7.76	7.94	7.95	8.10
90	—	—	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.05	5.29	5.41	5.56
95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.57	3.73	3.77	3.88
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.65	2.73	2.84	2.96

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいます。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

区分	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成7年 (1995)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
結 核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	2.6	2.0	1.8	1.9	1.8
悪 性 新 生 物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	211.6	238.8	241.7	245.4	253.9
心疾患(高血圧性を除く)	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	112.0	117.8	121.0	126.5	126.5
脳 血 管 疾 患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	117.9	104.7	103.4	104.7	102.3
肺 炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	64.1	67.8	69.4	75.3	75.7
肝 疾 患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	13.7	12.6	12.3	12.5	12.6
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	36.5	31.4	30.7	30.7	30.3
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	17.2	23.3	23.8	25.5	24.0

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年 (1935)	全結核	190.8	肺炎及び 気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15 (1940)	全結核	212.9	肺炎及び 気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22 (1947)	全結核	187.2	肺炎及び 気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25 (1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30 (1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40 (1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50 (1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60 (1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故 及び有害作用	24.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
7 (1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
13 (2001)	悪性新生物	238.8	心疾患	117.8	脳血管疾患	104.7	肺炎	67.8	不慮の事故	31.4
14 (2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7
15 (2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7
16 (2004)	悪性新生物	253.9	心疾患	126.5	脳血管疾患	102.3	肺炎	75.7	不慮の事故	30.3

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位に入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数（世帯業態別）

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《推計数》(千世帯)							
総	44,496	44,923	45,545	45,664	46,005	45,800	46,323
雇用者・自営業者等の世帯	44,496	44,923	45,545	44,813	45,654	45,610	45,949
常雇者世帯	25,427	26,188	26,317	25,439	25,488	25,430	24,577
臨時雇用者世帯	844	829	918	1,008	1,055	1,113	1,363
日雇労働者世帯	241	257	276	261	303	280	226
自営業者世帯	6,711	6,524	6,328	6,826	6,374	6,482	6,866
その他世帯	11,273	11,125	11,705	11,280	12,434	12,304	12,916
世帯業態不詳	・	・	・	851	351	190	374
農耕世帯	・	・	・	・	・	・	・
《構成割合》(%)							
総	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	100.0	100.0	100.0	98.1	99.2	99.6	99.2
常雇者世帯	57.1	58.3	57.8	55.7	55.4	55.5	53.1
臨時雇用者世帯	1.9	1.8	2.0	2.2	2.3	2.4	2.9
日雇労働者世帯	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5
自営業者世帯	15.1	14.5	13.9	14.9	13.9	14.2	14.8
その他世帯	25.3	24.8	25.7	24.7	27.0	26.9	27.9
世帯業態不詳	・	・	・	1.9	0.8	0.4	0.8
農耕世帯	・	・	・	・	・	・	・

(注) 1 臨時雇用者世帯：1ヶ月以上1年未満の契約の雇用者世帯

2 日雇労働者世帯：日々又は1ヶ月未満の契約の雇用者世帯

3 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

4 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に振り分けられている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

区分	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯		不詳
					被保護世帯	その他の世帯	
《推計数》(千世帯)							
昭和50年(1975)	32,877	9,867	18,218	3,870	414	509	・
55(1980)	35,338	11,488	18,642	4,410	440	358	・
60(1985)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414	・
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	・
7(1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	・
12(2000)	45,545	16,211	21,546	7,006	782	・	・
13(2001)	45,664	16,948	20,513	6,882	809	512	・
14(2002)	46,005	17,385	20,473	7,055	829	263	・
15(2003)	45,800	17,201	20,487	7,189	802	122	990
16(2004)	46,323	16,886	19,446	7,910	1,091	2.1	・
《構成割合》(%)							
昭和50年(1975)	100.0	30.0	55.4	11.8	1.3	1.6	・
55(1980)	100.0	32.5	52.8	12.5	1.2	1.0	・
60(1985)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1	・
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	・
7(1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	・
12(2000)	100.0	35.6	47.3	15.4	1.7	1.1	・
13(2001)	100.0	37.1	44.9	15.1	1.8	1.1	・
14(2002)	100.0	37.8	44.5	15.3	1.8	0.6	・
15(2003)	100.0	37.6	44.7	15.7	1.8	0.3	・
16(2004)	100.0	36.5	42				

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》(千世帯)					
昭和50年(1975)	32,877	1,089	374	65	31,349
55 (1980)	35,338	1,684	439	95	33,121
60 (1985)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年(1990)	40,273	3,113	543	102	36,515
7 (1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
12 (2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13 (2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
14 (2002)	46,005	7,182	670	86	38,067
15 (2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16 (2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
《構成割合》(%)					
昭和50年(1975)	100.0	3.3	1.1	0.2	95.4
55 (1980)	100.0	4.8	1.2	0.3	93.7
60 (1985)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年(1990)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
7 (1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
12 (2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13 (2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0
14 (2002)	100.0	15.6	1.5	0.2	82.7
15 (2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16 (2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

区分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》(千世帯)								
昭和50年(1975)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 (1980)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 (1985)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年(1990)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
7 (1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
12 (2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13 (2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
14 (2002)	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
15 (2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16 (2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
《構成割合》(%)								
昭和50年(1975)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.
55 (1980)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.
60 (1985)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.
平成2年(1990)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.
7 (1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.
12 (2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.
13 (2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.
14 (2002)	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	.
15 (2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	.
16 (2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	.

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

区分	総数	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿等	その他	総数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯		
《推計数》(千世帯)									
昭和50年(1975)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548
55 (1980)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714
60 (1985)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672
平成2年(1990)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428
7 (1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082
12 (2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823
13 (2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844
14 (2002)	46,005	10,800	1,044	9,756	27,682	9,887	14,954	2,841	4,603
15 (2003)	45,800	10,673	1,063	9,299	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769
16 (2004)	46,323	10,817	9,857	960	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512
《構成割合》(%)									
昭和50年(1975)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9
55 (1980)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2
60 (1985)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2
平成2年(1990)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5
7 (1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5
12 (2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6
13 (2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6
14 (2002)	100.0	23.5	2.3	21.2	60.2	21.5	32.5	6.2	10.0
15 (2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4
16 (2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和6

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

区分	国民所得(分配)		社会保障関係総費用		社会保障給付費		社会保障移転	
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
昭和45年度(1970)	億円	%	億円	%	%	億円	%	%
610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5
55 (1980)	2,032,410	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2
60 (1985)	2,610,890	7.4	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7
平成2年度(1990)	3,483,454	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6
3 (1991)	3,710,808	6.5	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.5
4 (1992)	3,693,236	△ 0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6
5 (1993)	3,690,327	△ 0.1	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.4
6 (1994)	3,740,795	1.4	702,644	4.5	18.8	604,727	6.5	16.2
7 (1995)	3,742,775	0.1	750,400	6.8	19.7	647,314	7.0	17.3
8 (1996)	3,867,937	3.3	778,773	3.8	19.9	675,475	4.4	17.5
9 (1997)	3,913,411	1.2	787,377	1.1	20.2	694,163	2.8	17.7
10 (1998)	3,792,644	△ 3.1	·	·	·	721,411	3.9	19.0
11 (1999)	3,733,403	△ 1.6	·	·	·	750,417	4.0	20.1
12 (2000)	3,790,659	1.5	·	·	·	781,272	4.1	20.6
13 (2001)	3,683,742	△ 2.8	·	·	·	814,007	4.2	22.1
14 (2002)	3,621,183	△ 1.7	·	·	·	835,666	2.7	23.1
15 (2003)	3,686,591	1.8	·	·	·	842,668	0.8	22.9

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなりたために算出されていない。

資料: 「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 計	72,141,071	75,041,726	78,127,238	81,400,724	83,566,605	84,266,791
医療保険	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575	14,711,798
老人保健	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187	10,722,379
介護保険	·	·	3,252,114	4,122,775	4,666,117	5,110,400
年金保険	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502	42,995,871
雇用保険等	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154	2,024,562
業務災害補償	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922	973,367
家族手当	537,013	552,367	711,649	857,359	896,364	915,765
生活保護	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944	2,365,553
社会福祉	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,279	2,460,662	2,469,655
公衆衛生	545,734	547,837	563,047	568,112	551,989	601,165
恩 給	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425	1,204,272
戦争犠牲者援護	211,723	197,651	188,161	183,654	178,763	172,005

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
1. 社会保障給付		62,847.3	65,115.0	69,282.3	72,041.3	73,653.2	74,614.3
(1) 特別会計	計	35,881.1	37,075.5	38,035.6	39,336.0	40,481.1	40,889.3
a. 厚生保険(除児童手当)		22,599.4	22,973.2	23,384.0	23,850.0	24,350.1	24,676.4
(a) 健康保険		4,326.3	4,246.1	4,239.3	4,235.4	4,012.0	3,871.1
(b) 厚生年金		18,273.0	18,727.1	19,144.7	19,614.6	20,338.1	20,805.3
b. 国民年金		9,697.5	10,466.4	11,180.2	11,922.2	12,666.0	13,328.4
c. 労働保険		3,527.9	3,582.7	3,422.8	3,518.9	3,423.1	2,846.9
(a) 労災保険		963.4	941.4	937.9	937.6	907.3	901.2
(b) 雇用保険		2,564.5	2,641.4	2,484.9	2,581.3	2,515.8	1,945.8
d. 船員保険		56.3	53.2	48.7	44.8	41.9	37.6
(a) 疾病給付		39.1	37.1	35.0	31.7	28.8	26.7
(b) 年金給付		6.1	6.0	6.2	6.3	6.3	6.2
(c) 失業給付		11.0	10.1	7.5	6.8	6.8	4.7
(2) 国民健康保険		5,770.1	5,925.1	6,088.3	6,238.4	6,382.3	6,894.7
(3) 老人保健医療		10,188.4	11,035.0	10,263.9	10,771.8	10,667.0	10,666.2
(4) 共済組合	計	7,421.8	7,512.5	7,586.2	7,689.8	7,420.0	7,378.6
a. 国家公務員共済組合		1,892.5	1,900.8	1,926.1	1,936.9	1,931.6	1,925.5
(a) 短期経理		241.9	241.0	247.2	251.5	247.8	242.2
(b) 長期経理		1,650.6	1,659.8	1,679.0	1,685.4	1,683.8	1,683.3
b. 地方公務員共済組合		4,796.4	4,850.8	4,883.7	4,957.4	4,965.0	4,968.8
(a) 短期経理		746.4	735.2	742.9	759.3	737.7	719.8
(b) 長期経理		4,050.0	4,115.6	4,140.8	4,198.2	4,227.3	4,249.0
c. その他		732.9	760.9	776.4	795.4	523.5	484.3
(a) 短期経理		102.2	100.6	101.8	102.8	100.7	97.3
(b) 長期経理		630.7	660.3	674.5	692.6	422.8	387.0
(5) 組合管掌健康保険		3,221.2	3,178.9	3,183.1	3,189.9	3,121.4	2,985.1
(6) 児童手当		147.6	153.6	294.3	401.3	428.3	427.6
(7) 基本金		217.1	234.4	247.3	236.9	453.7	228.4
(8) 介護保険	計	•	•	3,583.5	4,177.3	4,699.5	5,144.4
2. 無基金雇用者社会給付		2,182.8	2,375.9	2,700.5	2,761.6	2,768.7	2,967.4
うち公務災害補償		10.8	10.7	12.0	11.1	11.5	11.6
3. 社会扶助給付		6,958.2	7,259.1	6,906.9	6,968.4	7,098.5	7,263.6
うち恩給	計	1,557.5	1,495.8	1,428.8	1,359.8	1,288.5	1,211.7
合計		71,988.3	74,749.9	78,889.7	81,771.3	83,520.5	84,845.4

(注) 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

2

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

区分	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合計	億円 835,666 (100.0)	億円 842,668 (100.0)	億円 7,002	% 0.8
医療	262,744 (31.4)	266,154 (31.6)	3,409	1.3
年金	443,781 (53.1)	447,845 (53.1)	4,064	0.9
福祉その他	129,140 (15.5)	128,669 (15.3)	△ 471	△ 0.4
介護対策(再掲)	46,995 (5.6)	51,521 (6.1)	4,525	9.6

(注) () 内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

2

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

区分	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	対前年度伸び率	
			億円	億円
社会保障給付費	835,666 (100.0)	842,668 (100.0)		0.8
合計	億円 584,379 (69.9)	億円 593,178 (70.4)		1.2
年金保険給付費	425,025	429,959		△ 0.7
老人保健(医療分)給付費	107,125	106,343		9.0
老人福祉サービス給付費	50,792	55,387		3.6
高年齢雇用継続給付費	1,437	1,489		1.5
万人	万人	万人	%	
60歳以上人口	3,173	3,261		2.8
65歳以上人口	2,363	2,431		2.9
70歳以上人口	1,625	1,691		4.1
75歳以上人口	1,004	1,055		5.1

(注) 1 () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3 「高年齢雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

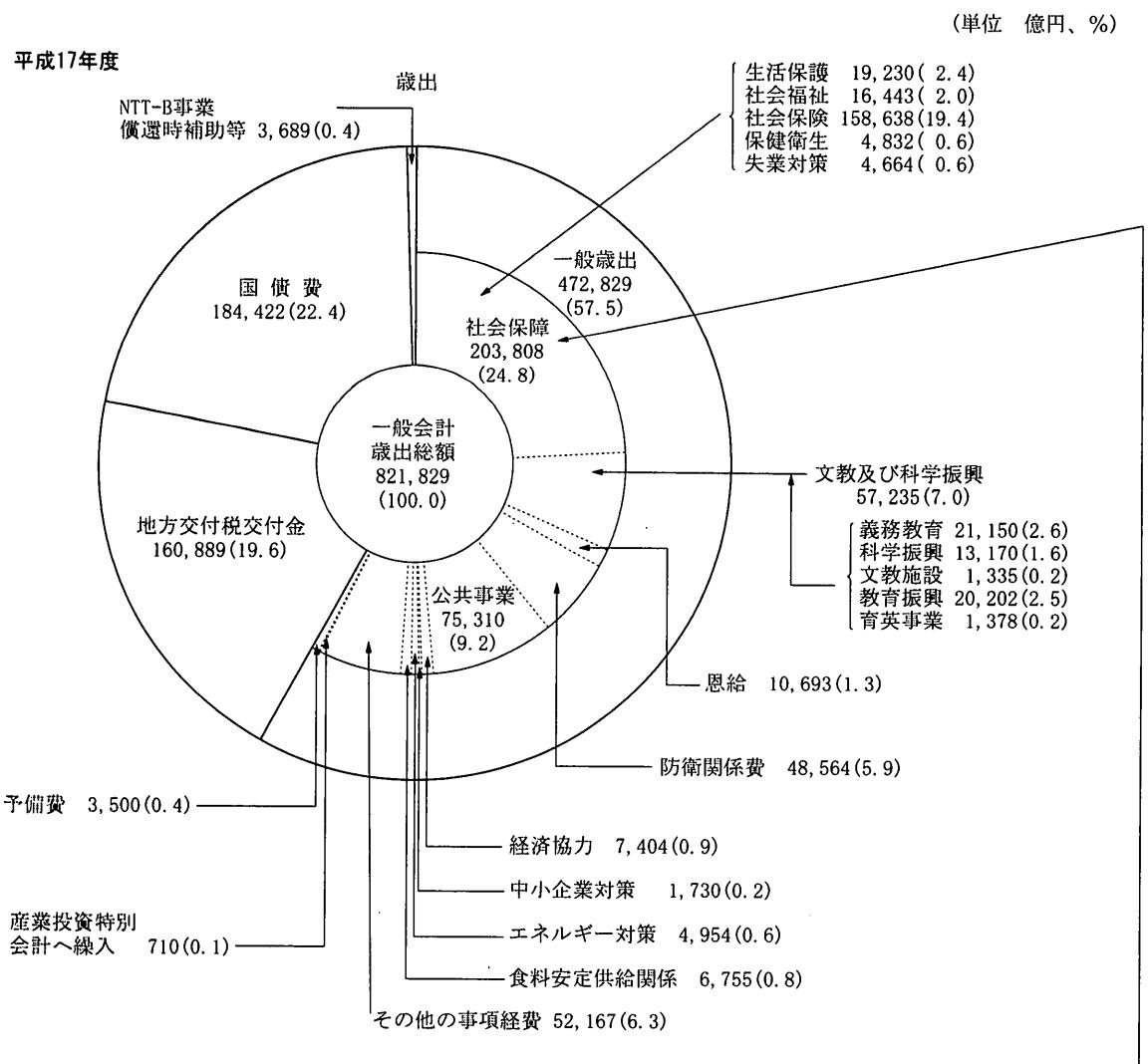
4 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、上記「老人保健(医療分)給付費」の平成14年度と平成15年度の額も対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。対前年度伸び率がマイナスとなっているのも、このことの影響による。なお、「平成15年度国民医療費(厚生労働省)」によると、平成15年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は3.8%の増加である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

218

219

第21表 一般会計予算の内訳



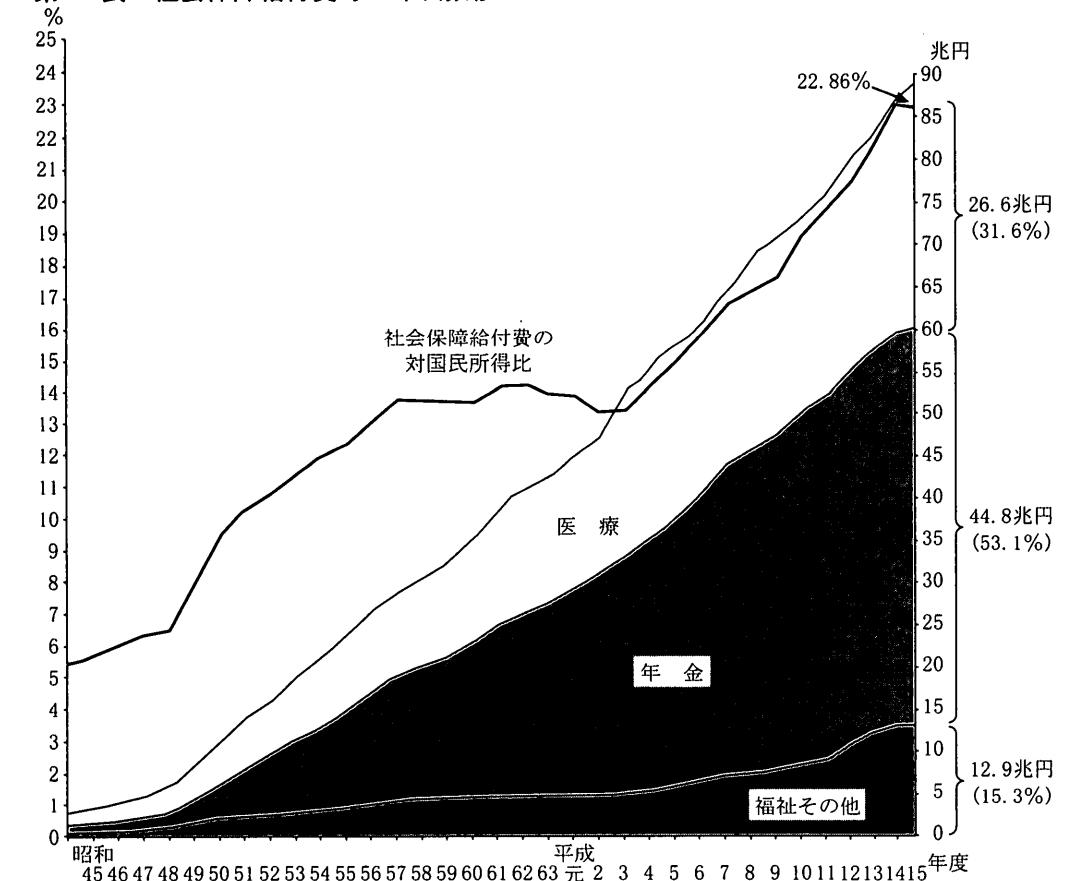
社会保障内訳

区分	17年度予算
1 医療	80,862
(1) 国民健康保険	33,715
(2) 政府管掌健康保険	7,967
(3) 老人医療給付費	27,791
(4) 生保・医療扶助	9,629
(5) その他の (老人医療費再掲)	1,760 (40,229)
2 年金	62,695
(1) 厚生年金	45,394
(2) 国民年金	17,020
(3) 福祉年金	280

資料：財務省広報「ファイナンス」

区分	17年度予算
3 介護	19,518
(1) 給付費負担金等	14,992
(2) 2号保険料国庫負担	4,476
(3) 財政安定化基金	50
4 福祉・その他	40,734
(1) 生活扶助	6,339
(2) 保育所運営費	2,796
(3) 雇用保険	4,261
(4) その他の (生活保護費再掲)	27,338 (18,933)
合計	203,808

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

区分	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
一般歳出	325,854	353,731	421,417	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829
厚生労働省予算	95,028	115,652	140,115	155,054	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178
社会保障関係費	95,740	116,154	139,244	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808
生活保護費	10,816	11,087	10,532	12,306	13,091	13,837	15,217	17,489	19,230
社会福祉費	20,042	24,056	34,728	36,580	16,944	17,218	17,271	16,339	16,443
社会保険費	56,587	71,953	84,700	109,551	135,896	141,584	146,514	153,802	158,638
保健衛生対策費	4,621	5,587	6,348	5,434	5,323	5,276	5,142	5,034	4,832
失業対策費	3,674	3,471	2,936	3,795	4,298	4,881	5,764	5,307	4,664
《対前年伸び率》(%)	0.0	3.8	3.1	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7
一般歳出 厚生労働省予算	2.7	6.7	2.9	△ 4.6	16.4	3.5	3.8	4.2	3.1
《構成比》(%)									
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	11.3	9.5	7.6	7.3	7.5	7.6	8.0	8.8	9.4
社会福祉費	20.9	20.7	24.9	21.8	9.7	9.4	9.1	8.3	8.1
社会保険費	59.1	61.9	60.8	65.3	77.4	77.5	77.2	77.7	77.8
保健衛生対策費	4.8	4.8	4.6	3.2	3.0	2.9	2.7	2.5	2.4
失業対策費	3.8	3.0	2.1	2.3	2.4	2.7	3.0	2.7	2.3

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。

2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI	兆円		兆円	対NI	兆円	
			%	対NI			%	対NI
社会保障給付費	兆円 86	23 1/2	兆円 105 (110)	25 1/2 (26 1/2)	兆円 121 (176)	27 (31 1/2)	兆円 152 (176)	29 (31 1/2)
年金	46	12 1/2	53 (58)	13 (14)	58	13	64 (84)	12 (15)
医療	26	7	34 (35)	8 (8 1/2)	41	9	59 (60)	11 (11)
福祉等	14	3 1/2	18 (17)	4 1/2 (4)	21	5	30 (32)	6 (5 1/2)
うち介護	5	1 1/2	9 (8)	2 (2)	12	2 1/2	19 (20)	3 1/2 (3 1/2)
社会保障に係る負担	78	21 1/2	100 (104)	24 (25)	119	26 1/2	155 (180)	29 1/2 (32 1/2)
保険料負担	52	14	64 (67)	15 1/2 (16)	75	17	96 (116)	18 (21)
公費負担	26	7	36 (37)	9 (9)	43	9 1/2	59 (64)	11 1/2 (11 1/2)
国民所得	366	—	414 (414)	—	448	—	525 (557)	—

(注) 1 括弧内は平成14年5月推計（基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合）による推計値である。

2 仮に、国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものとの対国民所得比の近年の水準（約26 1/2%（*））に、本推計の2025年度における社会保障に係る負担の対国民所得比（29 1/2%）を単純に合計すると、約56%程度となる。

（*）約26 1/2% = 租税負担（23.1%）+ 財政赤字（9.6%）- 社会保障に係る公費負担（6.4%）

（注）各比率（%）は、平成9～13年実績値（対国民所得比）の平均

《推計の前提》

	平成14年5月推計の前提	今回推計
(1) 経済前提（*）	平成11年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。ただし、2007年までは近年の経済情勢を反映させて設定。	平成16年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。
(2) 人口推計	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）の中位推計による。	同左
(3) 年金	平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月将来推計人口の影響を織り込んだ推計（現行制度）。	平成16年年金財政再計算に基づく。
(4) 医療	平成14年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）及び平成14年の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。	平成16年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
(5) 福祉等	a. 介護 平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。 b. 介護以外 人口や経済の伸び率を勘案して推計。	平成16年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。
		人口や経済の伸び率を勘案して推計。

(注) 地方公共団体が、自らの財源のみで行う事業に係る費用については、この推計には含んでいない。

（*）毎年の経済前提については、「経済前提」参照。

《社会保障に係る負担の内訳》

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI	兆円		兆円	対NI	兆円	
			%	対NI			%	対NI
社会保障に係る負担	兆円 78	21 1/2	兆円 100 (104)	24 (25)	兆円 119 (180)	26 1/2	兆円 155 (180)	29 1/2 (32 1/2)
年金	38	10 1/2	48 (51)	11 1/2 (12 1/2)	55	12 1/2	65 (88)	12 1/2 (16)
医療	26	7	34 (35)	8 (8 1/2)	41	9	59 (60)	11 (11)
福祉等	14	4	18 (17)	4 1/2 (4)	22	5	31 (32)	6 (5 1/2)
うち介護	5	1 1/2	9 (8)	2 (2)	12	2 1/2	19 (20)	3 1/2 (3 1/2)
保険料負担	52	14	64 (67)	15 1/2 (16)	75	17	96 (116)	18 (21)
年金	30	8	36 (39)	8 1/2 (9 1/2)	42	9 1/2	51 (70)	9 1/2 (12 1/2)
医療	16	4 1/2	20 (21)	4 1/2 (5)	23	5	31 (33)	6 (6)
福祉等	6	1 1/2	8 (7)	2 (2)	10	2	14 (14)	2 1/2 (2 1/2)
うち介護	2	1 1/2	4 (4)	1 (1)	5	1	8 (9)	1 1/2 (1 1/2)
公費負担	26	7	36 (37)	9 (9)	43	9 1/2	59 (64)	11 1/2 (11 1/2)
年金	8	2	12 (12)	3 (3)	13	3	14 (19)	2 1/2 (3 1/2)
医療	10	3	14 (14)	3 1/2 (3 1/2)	18	4	28 (27)	5 (5)
福祉等	8	2	10 (10)	2 1/2 (2 1/2)	12	3	17 (18)	3 1/2 (3 1/2)
うち介護	3	1	5 (5)	1 (1)	7	1 1/2	11 (11)	2 (2)

(注) 1 括弧内は平成14年5月推計（基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合）による推計値である。

《経済前提》

	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21～22 (2009～2010)	平成23以降 (2011～)
物価上昇率	△ 0.2%	0.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	(1.5%)
賃金上昇率	0.6%	1.3%	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	(2.5%)
運用利回り	0.9%	1.6%	2.3%	2.6%	3.0%	3.2%	(2.5%)
名目国民所得の伸び率	—	1.4%	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
		(1.0%)			(2.5%)		(2.0%)

(注) 括弧内の数値は、平成14年5月推計の前提。

<設定の考え方>

○2008年までは「改革と展望—2003年度改定」の参考試算に準拠。

○2009年度以降

・物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14（1983～2002年））平均が1.0%であること及び「改革と展望—2003年度改定」の参考試算において平成16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

・賃金上昇率、運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。（構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（年次経済財政報告（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。）

○名目国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えたものとして設定。（労働力人口の変化率：平成16～20（2004～2008）年は+0.1%、平成21～22（2009～2010）年は△0.2%、平成23（2011）年以降は△0.5%）

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区分	当初所得		再分配所得		税による再分配所得		社会保障による再分配所得	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数
昭和56年(1981)	0.3491	0.3143	% 10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0	
59 (1984)	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8	
62 (1987)	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0	
平成2 (1990)	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5	
5 (1993)	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2	
8 (1996)	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7	
11 (1999)	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1	
14 (2002)	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4	

(注) 1 「当初所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私の給付の合計額をいう。

2 再分配所得=当初所得-(税+社会保険料)+社会保障給付

3 税による再分配所得=当初所得-税金

4 社会保障による再分配所得=当初所得+現物給付+社会保険料
平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については医療、介護、保育を含む。

5 ジニ係数の改善度= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価室「平成14年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得		再分配所得			
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	7,623	100.0	—	7,623	100.0	—
50万円未満	1,424	18.7	18.7	66	0.9	0.9
50 ~ 100	341	4.5	23.2	264	3.5	4.3
100 ~ 150	340	4.5	27.6	421	5.5	9.9
150 ~ 200	307	4.0	31.6	440	5.8	15.6
200 ~ 250	317	4.2	35.8	460	6.0	21.7
250 ~ 300	292	3.8	39.6	499	6.5	28.2
300 ~ 350	334	4.4	44.0	484	6.3	34.6
350 ~ 400	318	4.2	48.2	533	7.0	41.5
400 ~ 450	390	5.1	53.3	495	6.5	48.0
450 ~ 500	326	4.3	57.6	446	5.9	53.9
500 ~ 550	307	4.0	61.6	386	5.1	59.0
550 ~ 600	271	3.6	65.2	355	4.7	63.6
600 ~ 650	300	3.9	69.1	352	4.6	68.2
650 ~ 700	232	3.0	72.1	300	3.9	72.2
700 ~ 750	262	3.4	75.6	267	3.5	75.7
750 ~ 800	190	2.5	78.1	248	3.3	78.9
800 ~ 850	206	2.7	80.8	194	2.5	81.5
850 ~ 900	163	2.1	82.9	184	2.4	83.9
900 ~ 950	155	2.0	84.9	139	1.8	85.7
950 ~ 1,000	140	1.8	86.8	130	1.7	87.4
1,000万円以上	1,008	13.2	100.0	960	12.6	100.0
平均当初(再分配)所得		510.8万円 (年額)			575.2万円 (年額)	

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価室「平成14年所得再分配調査報告書」

第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

区分	総数	29歳以下	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上	(単位 人、万円)
世帯数	7,623	571	480	511	497	658	931	773	795	798	737	871	
世帯人員数	2,82	1,81	2,85	3,26	3,72	3,53	3,28	2,87	2,70	2,49	2,56	2,26	
有業人員数	1,36	0,95	1,30	1,38	1,52	1,74	1,95	1,93	1,49	1,08	0,93	0,64	
当 初 所 得	510.8	336.6	511.3	609.3	654.3	737.2	765.2	745.5	511.0	304.2	281.3	217.2	
總 所 得	605.7	340.8	525.8	629.4	680.2	768.6	799.6	779.0	626.0	507.7	517.1	429.6	
可 处 分 所 得	509.5	295.0	446.9	527.1	567.8	636.7	663.9	637.3	519.7	440.5	446.8	373.9	
再 分 配 所 得	575.2	312.1	475.3	560.2	603.1	675.7	718.0	697.1	592.7	502.6	558.4	524.0	
再 分 配 係 数(%)	12.6	△ 7.3	△ 7.1	△ 8.0	△ 7.8	△ 8.4	△ 6.2	△ 6.5	16.0	65.3	98.5	141.2	
拠 出 合 計 額	96.2	45.7	78.8	102.3	112.4	131.9	135.7	141.7	106.4	67.2	70.2	55.8	
税 金	48.6	19.7	35.2	49.6	53.0	66.6	66.0	72.0	56.1	36.3	40.3	30.4	
社会保険料	47.6	26.1	43.6	52.7	59.4	65.3	69.7	69.7	50.3	30.8	29.9	25.4	
長 期	25.0	16.4	26.6	32.0	34.8	38.3	40.7	41.0	24.3	9.1	9.0	8.2	
短 期	19.0	8.8	15.5	18.7	21.0	22.4	24.4	24.3	22.6	18.1	16.6	13.2	
そ の 他	3.6	0.9	1.5	2.0	3.6	4.6	4.6	4.4	3.4	3.7	4.3	4.0	
受 給 合 計 額	160.6	21.3	42.8	53.3	61.2	70.3	88.5	93.3	188.1	265.6	347.4	362.5	
現 金 給 付	94.9	4.2	14.4	20.1	26.0	31.3	34.4	33.5	115.1	203.5	235.8	212.4	
(再掲) 年金・恩給	90.4	1.9	8.6	15.0	22.6	28.3	31.0	26.8	108.5	199.6	231.6	207.7	
現 物 給 付	65.7	17.1	28.3	33.1	35.3	39.0	54.0	59.8	73.1	62.1	111.6	150.1	
(再掲) 医 療	55.2	13.0	18.7	27.4	28.6	35.7	42.9	48.3	57.2	53.4	101.2	129.4	
(再掲) 介 護	8.7	0.0	1.3	0.3	2.9	2.8	10.9	11.0	14.6	8.2	10.0	20.3	
ジ ニ 係 数													
当 初 所 得	0.4983	0.3617	0.3056	0.3172	0.3152	0.3414	0.3446	0.3910	0.5061	0.6404	0.7176	0.7869	
再 分													

第28表 世帯類型別所得再分配状況

区分		総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯	人員数	7,623	6,133	1,360	115
世帯人員数		2.82	3.10	1.56	2.59
有業人員数		1.36	1.60	0.31	0.99
当 初 所 得		510.8	609.5	92.0	201.3
総 所 得		605.7	678.4	309.9	243.5
可 处 分 所 得		509.5	566.3	279.3	217.2
再 分 配 所 得		575.2	622.7	390.1	251.3
再 分 配 係 数(%)		12.6	2.2	323.8	24.8
拠 出 合 計 額		96.2	112.1	30.5	26.3
税 金		48.6	56.2	17.9	8.4
社 会 保 険 料 計		47.6	55.9	12.7	17.9
長 期		25.0	30.8	0.2	9.7
短 期		19.0	21.4	9.1	7.5
そ の 他		3.6	3.7	3.3	0.8
受 給 合 計 額		160.6	125.3	328.5	76.3
現 金 紙 付		94.9	68.9	217.8	42.3
(再掲) 年 金 ・ 恩 給		90.4	65.1	212.6	10.2
現 物 紙 付		65.7	56.4	110.7	34.1
(再掲) 医 療		55.2	46.3	98.7	20.9
(再掲) 介 護		8.7	8.1	12.0	0.0
ジ ニ 係 数					
当 初 所 得		0.4983	0.4123	0.8264	0.3537
再 分 配 所 得		0.3812	0.3605	0.4058	0.2595
改 善 度(%)		23.5	12.6	50.9	26.6

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

(単位 人、万円)

第29表 世帯構造別所得再分配状況

区分		総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
世帯	人員数	7,623	1,600	1,696	2,469	459	860	539
世帯人員数		2.82	1.00	2.00	3.68	2.40	5.34	3.18
有業人員数		1.36	0.52	0.91	1.82	1.25	2.43	1.60
当 初 所 得		510.8	215.6	356.1	732.9	337.4	799.2	543.3
総 所 得		605.7	282.5	519.4	773.8	413.7	943.7	690.8
可 处 分 所 得		509.5	244.8	441.4	641.1	354.5	797.4	579.4
再 分 配 所 得		575.2	276.0	520.6	678.9	400.3	942.9	722.0
再 分 配 係 数(%)		12.6	28.0	46.2	△ 7.4	18.6	18.0	32.9
拠 出 合 計 額		96.2	37.7	78.0	132.7	59.1	146.3	111.4
税 金		48.6	19.0	41.2	67.6	27.0	67.7	60.7
社 会 保 険 料 計		47.6	18.7	36.8	65.1	32.1	78.7	50.7
長 期		25.0	9.7	15.7	37.2	17.5	41.8	23.9
短 期		19.0	7.5	17.3	24.0	12.4	31.0	22.1
そ の 他		3.6	1.6	3.8	3.8	2.3	5.9	4.7
受 給 合 計 額		160.6	98.2	242.5	78.7	122.0	290.0	290.1
現 金 紙 付		94.9	66.9	163.3	40.9	76.2	144.5	147.5
(再掲) 年 金 ・ 恩 給		90.4	60.3	160.1	37.7	63.0	141.0	144.6
現 物 紙 付		65.7	31.2	79.2	37.8	45.7	145.5	142.6
(再掲) 医 療		55.2	27.6	74.0	33.5	35.4	110.7	105.8
(再掲) 介 護		8.7	3.6	5.2	0.9	6.9	30.9	36.1
ジ ニ 係 数								
当 初 所 得		0.4983	0.6165	0.6060	0.3423	0.4657	0.3312	0.5057
再 分 配 所 得		0.3812	0.3832	0.3311	0.2914	0.3501	0.2989	0.4104
改 善 度(%)		23.5	37.8	45.4	14.9	24.8	9.8	18.8

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

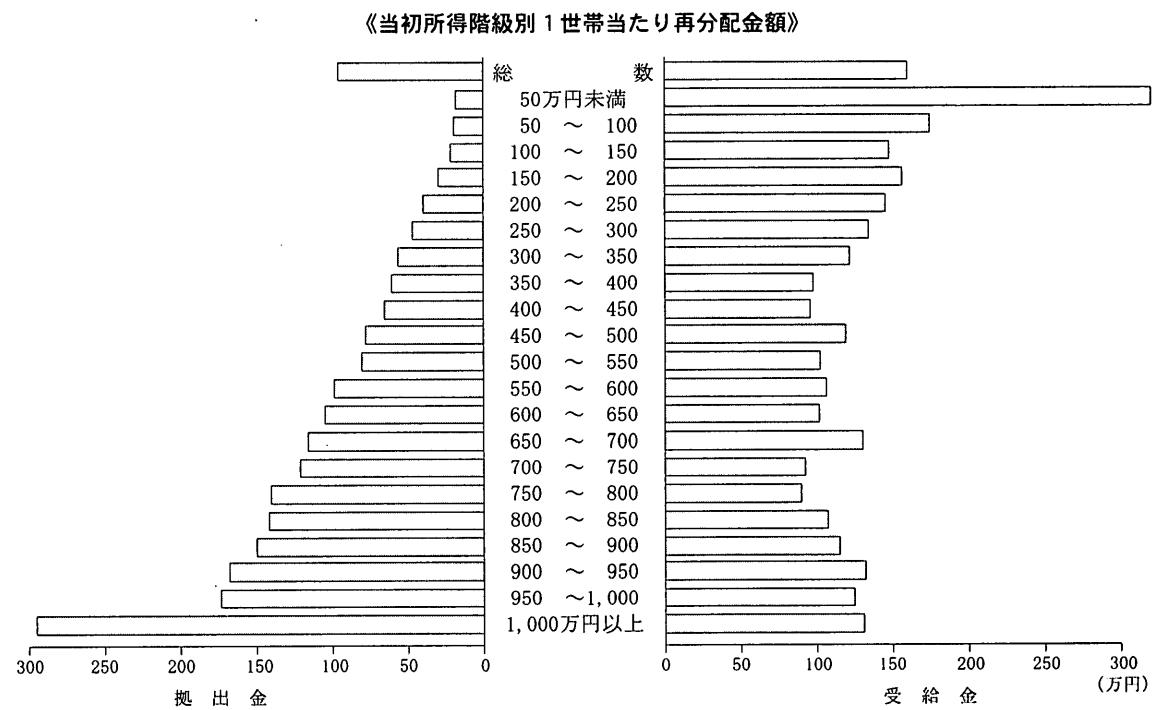
資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第30表 当初所得階級別所得再分配状況

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	510.8	605.7	575.2	12.6	48.6	47.6	160.6
50万円未満	4.3	219.0	306.2	7,092.7	7.4	10.5	319.8
50 ~ 100	73.0	189.4	230.0	215.0	7.9	11.5	176.5
100 ~ 150	123.0	218.2	249.9	103.2	8.2	13.5	148.7
150 ~ 200	171.3	276.6	292.7	70.9	13.7	21.8	157.0
200 ~ 250	222.2	310.5	327.2	47.3	15.7	25.3	146.1
250 ~ 300	272.4	358.8	361.3	32.7	17.3	29.3	135.6
300 ~ 350	320.5	389.6	386.9	20.7	21.3	35.0	122.8
350 ~ 400	372.8	428.0	410.5	10.1	21.9	38.6	98.2
400 ~ 450	419.2	473.3	450.5	7.5	25.0	39.6	95.8
450 ~ 500	471.7	532.6	514.2	9.0	29.5	47.5	119.5
500 ~ 550	519.5	569.2	543.2	4.6	30.4	49.2	103.3
550 ~ 600	573.1	628.9	582.0	1.5	39.4	59.5	107.7
600 ~ 650	619.3	673.4	617.3	△ 0.3	46.4	58.1	102.5
650 ~ 700	672.8	737.7	689.7	2.5	49.4	65.1	131.3
700 ~ 750	722.5	762.9	694.5	△ 3.9	54.5	67.2	93.7
750 ~ 800	771.6	820.1	722.8	△ 6.3	66.5	72.9	90.6
800 ~ 850	821.1	867.2	787.5	△ 4.1	64.3	77.4	108.1
850 ~ 900	874.2	925.0	841.2	△ 3.8	70.0	79.1	116.0
900 ~ 950	920.5	978.2	885.4	△ 3.8	82.3	84.8	132.1
950 ~ 1,000	973.1	1,024.3	923.6	△ 5.1	86.7	87.0	124.2
1,000万円以上	1,480.3	1,543.2	1,317.5	△ 11.1	183.5	110.9	131.6

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」



資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度 (1995)	22.2	18.9	3.3
35 (1996)	22.4	18.9	3.6
40 (1995)	23.0	18.0	5.0
45 (1997)	24.3	18.9	5.4
50 (1998)	25.7	18.3	7.5
55 (1999)	31.3	22.2	9.1
60 (2000)	34.4	24.0	10.4
61 (2001)	35.5	24.9	10.6
62 (2002)	37.0	26.4	10.6
63 (2003)	37.9	27.3	10.6
平成元年度 (1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	38.2	27.6	10.6
3 (1991)	37.1	26.5	10.6
4 (1992)	36.0	24.9	11.1
5 (1993)	35.9	24.6	11.3
6 (1994)	34.8	23.1	11.6
7 (1995)	36.2	23.7	12.5
8 (1996)	35.8	23.4	12.5
9 (1997)	36.3	23.5	12.8
10 (1998)	36.2	23.0	13.2
11 (1999)	35.9	22.6	13.3
12 (2000)	36.7	23.3	13.3
13 (2001)	37.3	23.3	14.1
14 (2002)	36.2	21.9	14.3
15 (2003)	35.3	21.2	14.1
16 (2004)	35.7	21.4	14.2
17 (2005)	35.9	21.5	14.4

(注) 1 平成15年度までは実績、平成16年度は実績見込み、平成17年度は見通しである。

2 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料: 財務省ホームページ「財政関係諸資料(平成17年9月)」

第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

区分		(単位 10億円)				
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
1.雇用者報酬		276,722.0	273,035.5	275,440.9	272,258.6	266,029.2
(1)賃金		237,770.2	234,161.4	235,947.5	231,691.8	224,192.1
(2)雇主の社会会員負担		38,951.8	38,874.1	39,493.4	40,566.8	41,837.0
a.雇主の現実社会会員負担		27,768.0	27,498.8	27,853.6	28,243.3	28,167.7
b.雇主の帰属社会会員負担		11,183.9	11,375.3	11,639.8	12,323.5	13,669.3
2.財産所得(非企業部門)		18,551.7	14,780.3	14,508.6	8,013.6	8,558.5
(a)受取		43,900.2	39,496.8	38,543.3	31,125.6	30,797.5
(b)支払		25,348.5	24,716.6	24,034.7	23,112.1	22,239.0
(1)一般政		△7,177.6	△7,029.8	△7,181.0	△6,736.2	△6,912.3
a.利子		△7,572.9	△7,451.3	△7,571.9	△7,110.4	△7,271.4
(a)受取		10,172.4	9,812.9	9,159.1	8,643.1	7,602.5
(b)支払		17,745.2	17,264.2	16,731.0	15,753.5	14,873.9
b.法人企業の分配所得(受取)		645.1	679.7	656.2	651.4	648.6
(a)配当(受取)		28.5	47.8	22.1	16.7	16.3
(b)準法人企業所得からの引き出し(受取)		616.6	631.9	634.0	634.7	619.0
c.保険契約者に帰属する財産所得(受取)		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
d.賃貸料		△250.2	△258.4	△265.5	△277.5	△289.8
(a)受取		47.1	44.6	42.3	42.4	39.1
(b)支払		297.2	303.1	307.8	319.8	329.0
(2)家計		25,493.3	21,632.4	21,533.9	14,700.0	15,369.1
a.利子		7,136.5	4,505.5	5,265.7	△451.8	△1,284.4
(a)受取		13,796.3	11,093.9	11,741.2	6,094.7	5,342.6
(b)支払(消費者負債利子)		6,659.8	6,588.5	6,475.5	6,546.5	6,627.1
b.配当(受取)		2,254.7	2,228.7	2,907.3	2,326.8	3,081.5
c.保険契約者に帰属する財産所得(受取)		12,620.1	11,910.6	10,588.5	9,705.2	10,205.6
d.賃貸料(受取)		3,482.0	2,987.6	2,772.4	3,119.8	3,366.4
(3)対家計民間非営利団体		236.0	177.6	155.7	49.8	101.7
a.利子		220.2	166.5	145.5	34.2	83.1
(a)受取		853.4	713.1	651.8	512.4	477.9
(b)支払		633.2	546.6	506.4	478.2	394.8
b.配当(受取)		1.5	1.4	1.5	1.3	1.5
c.保険契約者に帰属する財産所得(受取)		0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
d.賃貸料		13.6	9.0	8.2	13.7	16.6
(a)受取		26.6	23.3	22.3	27.7	30.9
(b)支払		13.0	14.3	14.1	14.0	14.3
3.企業所得(法人企業の分配所得受払後)		83,990.6	85,524.5	89,116.4	88,102.0	87,530.6
(1)民間法人企業		36,824.4	35,151.3	42,674.3	39,536.2	36,803.4
a.非金融法人企業		27,644.1	25,128.8	31,209.4	27,767.6	27,544.3
b.金融機関		9,180.3	11,022.5	11,464.9	11,768.6	9,259.1
(2)公的企業		1,772.0	1,635.3	3,182.7	6,175.7	7,144.3
a.非金融法人企業		△801.3	△647.5	△153.1	△129.1	△157.1
b.金融機関		2,573.3	2,282.8	3,335.8	6,304.7	7,301.4
(3)個人企業		45,394.3	47,737.8	43,259.3	42,390.2	43,582.9
a.農林水産業		3,271.0	2,947.2	2,841.3	2,797.9	2,777.9
b.その他の産業(非農林水産・非金融)		19,860.4	21,422.6	16,223.8	14,496.6	14,694.4
c.持ち家		22,262.8	23,368.0	24,194.3	25,095.7	26,110.5
4.国民所得(要素費用表示)		379,264.4	373,340.3	379,065.9	368,374.2	362,118.3
5.生産・輸入品に課される税(控除)補助金		39,448.1	39,016.6	38,462.0	38,295.2	37,448.6
6.国民所得(市場価格表示)		418,712.4	412,356.9	417,527.9	406,669.4	399,566.8
7.その他経常移転(純)		△1,233.0	△927.5	△745.8	△498.1	△850.8
(1)非金融法人企業・金融機関		△14,920.3	△13,911.4	△14,071.5	△13,467.0	△11,994.8
a.民間		△13,253.1	△12,511.6	△12,553.2	△11,644.1	△11,012.8
b.公的		1,667.2	1,399.8	1,518.4	1,822.9	982.1
(2)一般政		△1,250.7	36,405.5	41,962.7	39,168.3	31,296.0
(3)家計(個人企業を含む)		△34,874.3	△30,729.9	△34,681.2	△32,469.2	△26,453.6
(4)対家計民間非営利団体		7,310.9	7,308.3	6,044.2	6,269.8	6,301.6
8.国民可処分所得		417,479.4	411,429.4	416,782.1	406,171.3	398,716.0
(1)非金融法人企業・金融機関		23,676.1	23,875.2	31,785.5	32,244.8	31,952.9
a.民間		23,571.3	23,639.7	30,121.2	27,892.0	25,790.7
b.公的		104.8	235.5	1,664.3	4,352.8	6,162.2
(2)一般政		73,521.2	68,392.4	73,243.7	70,727.3	61,832.3
(3)家計(個人企業を含む)		312,735.3	311,675.8	305,552.9	296,879.6	298,527.5
(4)対家計民間非営利団体		7,546.9	7,485.9	6,199.9	6,319.6	6,759.8

(注)1 国民所得は通常4の額をいう。

2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払

3 93SNA基準による。

資料:内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

区分		(単位 %)				
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
1.雇用者報酬		73.0	73.1	72.7	73.9	73.5
(1)賃金		62.7	62.7	62.2	62.9	61.9
(2)雇主の社会会員負担		10.3	10.4	10.4	11.0	11.6
a.雇主の現実社会会員負担		7.3	7.4	7.3	7.7	7.5
b.雇主の帰属社会会員負担		2.9	3.0	3.1	3.3	3.6
2.財産所得(非企業部門)		4.9	4.0	3.8	2.2	2.4</td

第33表 国内総支出(名目)

《実数》

(単位 10億円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
1. 民間最終消費支出		288,072.2	286,854.2	285,920.7	285,029.6	284,099.6	283,547.5
(1) 家計最終消費支出		281,737.3	280,340.2	279,995.0	278,682.4	277,824.6	277,171.0
a. 国内家計最終消費支出		279,035.5	277,593.6	277,436.7	276,460.4	275,211.7	275,054.8
b. 居住者家計の海外での直接購入		3,044.7	3,021.9	2,828.7	2,519.1	2,974.5	2,787.9
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)		342.9	275.3	270.4	297.1	361.6	671.7
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)		233,556.7	231,155.0	229,823.7	227,400.3	225,764.8	224,246.6
持ち家の帰属家賃		48,180.6	49,185.2	50,171.3	51,282.1	52,059.9	52,924.3
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出		6,335.0	6,514.0	5,925.7	6,347.2	6,275.0	6,376.6
2. 政府最終消費支出		79,215.5	81,450.0	84,903.2	86,985.9	87,536.3	88,002.0
(再掲)							
家計現実最終消費		332,089.8	331,914.8	333,849.6	334,143.7	333,278.3	332,970.6
政府現実最終消費		35,197.9	36,389.4	36,974.3	37,871.9	38,357.6	38,578.9
3. 国内総資本形成		135,644.5	131,872.5	136,150.4	125,082.9	119,370.3	120,508.8
(1) 総固定資本形成		136,393.4	133,609.1	135,352.2	126,491.2	119,325.1	120,238.8
a. 民間		97,870.6	96,022.3	100,978.3	94,446.6	89,299.8	93,009.8
(a) 住宅		19,828.1	20,431.1	20,310.1	18,496.3	17,887.5	17,809.2
(b) 企業設備		78,042.5	75,591.2	80,668.3	75,950.3	71,412.3	75,200.6
b. 公的		38,522.7	37,586.8	34,373.9	32,044.6	30,025.3	27,229.0
(a) 住宅		1,366.9	1,232.6	1,077.9	1,021.0	949.3	913.2
(b) 企業設備		7,780.1	7,835.8	7,286.9	6,682.7	6,167.0	5,285.9
(c) 一般政府		29,375.8	28,518.4	26,009.1	24,340.9	22,909.1	21,030.0
(2) 在庫品増加		△ 748.9	△ 1,736.6	798.2	△ 1,408.2	45.2	270.0
a. 民間企業		△ 721.9	△ 1,802.6	682.6	△ 1,364.2	67.7	337.0
(a) 製品在庫		△ 1,406.2	△ 43.6	149.5	△ 483.0	△ 47.7	△ 107.2
(b) 仕掛品在庫		354.7	449.1	706.2	△ 726.1	129.3	803.1
(c) 流通在庫		317.8	△ 2,067.5	△ 525.9	168.3	△ 55.7	△ 95.0
(d) 原材料在庫		11.8	△ 140.6	352.7	△ 323.4	41.8	△ 263.9
b. 公的		△ 27.0	66.0	115.6	△ 44.2	△ 22.5	△ 67.0
(a) 公的企業		△ 50.6	46.6	98.4	△ 80.9	△ 44.7	△ 80.9
(b) 一般政府		23.5	19.3	17.2	36.7	22.2	13.9
4. 財貨・サービスの純輸出		9,570.3	7,828.5	6,195.8	3,869.2	6,197.0	9,195.2
(1) 財貨・サービスの輸出		53,493.8	52,151.4	55,632.4	52,272.5	56,679.0	60,375.7
(除く非居住者家計の国内での直接購入)		53,150.9	51,876.1	55,362.0	51,975.4	56,317.4	59,704.0
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入		43,923.5	44,322.9	49,436.6	48,403.3	50,482.0	51,180.5
(除く非居住者家計の海外での直接購入)		40,878.8	41,301.0	46,607.9	45,884.2	47,507.5	48,392.6
5. 国内総支出		512,502.5	508,005.2	513,170.2	500,967.6	497,203.1	501,253.5
(参考) 海外からの所得の純受取		6,853.9	6,339.9	6,950.0	8,541.7	8,041.1	8,786.3
海外からの所得		13,562.7	11,141.9	12,197.5	13,716.0	12,517.8	12,787.4
(控除) 海外に対する所得		6,708.8	4,802.0	5,247.5	5,174.3	4,476.7	4,001.1
国民総所得		519,356.4	514,345.1	520,120.2	509,509.3	505,244.2	510,039.8
(参考) 国内需要		502,932.2	500,176.7	506,974.4	497,098.4	491,006.1	492,058.3
民間需要		385,221.0	381,074.0	387,581.6	378,112.0	373,467.1	376,894.3
公的需要		117,711.2	119,102.7	119,392.8	118,986.7	117,539.0	115,164.0

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加

公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加

2 国内需要=民間需要+公的需要

3 国民総所得=国内総支出+海外からの所得の純受取

4 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
1. 民間最終消費支出	56.2	56.5	55.7	56.9	57.1	56.6
(1) 家計最終消費支出	55.0	55.2	54.6	55.6	55.9	55.3
a. 国内家計最終消費支出	54.4	54.6	54.1	55.2	55.4	54.9
b. 居住者家計の海外での直接購入	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	45.6	45.5	44.8	45.4	45.4	44.7
持ち家の帰属家賃	9.4	9.7	9.8	10.2	10.5	10.6
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
2. 政府最終消費支出	15.5	16.0	16.5	17.4	17.6	17.6
(再掲)						
家計現実最終消費	64.8	65.3	65.1	66.7	67.0	66.4
政府現実最終消費	6.9	7.2	7.2	7.6	7.7	7.7
3. 国内総資本形成	26.5	26.0	26.5	25.0	24.0	24.0
(1) 総固定資本形成	26.6	26.3	26.4	25.2	24.0	24.0
a. 民間	19.1	18.9	19.7	18.9	18.0	18.6
(a) 住宅	3.9	4.0	4.0	3.7	3.6	3.6
(b) 企業設備	15.2	14.9	15.7	15.2	14.4	15.0
b. 公的	7.5	7.4	6.7	6.4	6.0	5.4
(a) 住宅	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(b) 企業設備	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
(c) 一般政府	5.7	5.6	5.1	4.9	4.6	4.2
(2) 在庫品増加	△ 0.1	△ 0.3	0.2	△ 0.3	0.0	0.1
a. 民間企業	△ 0.1	△ 0.4	0.1	△ 0.3	0.0	0.1
(a) 製品在庫	△ 0.3	△ 0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0
(b) 仕掛け品在庫	0.1	0.1	0.1	△ 0.1	0.0	0.2
(c) 流通在庫	0.1	△ 0.4	△ 0.1	0.0	△ 0.0	△ 0.0
(d) 原材料在庫	0.0	△ 0.0	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1
b. 公的	△ 0.0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0
(a) 公的企業	△ 0.0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0
(b) 一般政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	1.9	1.5	1.2	0.8	1.2	1.8
(1) 財貨・サービスの輸出	10.4	10.3	10.8	10.4	11.4	12.0
(除く非居住者家計の国内での直接購入)	10.4	10.2	10.8	10.4	11.3	11.9
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	8.6	8.				

第34表 家 計(個人企業を含む)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	(単位 金額: 10億円)		
								平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
昭和55年度 (1980)	158,179.5	132,381.6	27,063.4	17.0	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.7	76.5	23.5
56 (1981)	169,935.1	140,625.5	30,827.8	18.0	11,755.6	8,243.9	3,764.4	82.8	70.1	32.0
57 (1982)	178,283.6	150,584.9	29,388.8	16.3	8,348.5	9,959.4	△ 1,439.0	84.5	119.3	△ 17.2
58 (1983)	186,419.5	158,174.5	30,094.1	16.0	8,135.9	7,589.6	705.3	84.8	93.3	8.7
59 (1984)	196,440.7	166,567.3	31,930.2	16.1	10,021.2	8,392.8	11,836.1	84.8	83.8	18.3
60 (1985)	205,546.2	176,133.6	31,651.1	15.2	9,105.5	9,566.3	△ 279.1	85.7	105.1	△ 3.1
61 (1986)	210,324.7	182,474.8	30,288.2	14.2	4,778.5	6,341.2	△ 1,362.9	86.8	132.7	△ 28.5
62 (1987)	218,288.2	192,474.3	28,527.5	12.9	7,963.5	9,999.5	△ 1,760.7	88.2	125.6	△ 22.1
63 (1988)	231,809.3	203,892.1	30,946.4	13.2	13,521.1	11,417.8	2,418.9	88.0	84.4	17.9
平成元年度 (1989)	248,524.5	217,844.3	34,306.6	13.6	16,715.2	13,952.2	3,360.2	87.7	83.5	20.1
2 (1990)	265,961.7	234,345.8	35,469.0	13.1	17,437.2	16,501.5	1,162.4	88.1	94.6	6.7
3 (1991)	286,991.8	247,277.7	43,591.7	15.0	21,030.1	12,931.9	8,122.7	86.2	61.5	38.6
4 (1992)	294,292.0	255,204.8	42,781.5	14.4	7,300.2	7,927.1	△ 810.2	86.7	108.6	△ 11.1
5 (1993)	296,829.4	261,899.6	38,881.2	12.9	2,537.4	6,694.8	△ 3,900.3	88.2	263.8	△ 153.7
6 (1994)	306,130.6	268,931.5	40,559.2	13.1	9,301.2	7,031.9	1,678.0	87.8	75.6	18.0
7 (1995)	303,169.9	273,685.4	33,187.6	10.8	△ 2,960.7	4,753.9	△ 7,371.6	90.3	△ 160.6	249.0
8 (1996)	307,939.3	281,035.5	30,184.3	9.7	4,769.4	7,350.1	△ 3,003.3	91.3	154.1	△ 63.0
9 (1997)	313,525.2	282,028.4	35,144.7	11.1	5,585.9	992.9	4,960.4	90.0	17.8	88.8
10 (1998)	312,735.3	281,737.3	33,987.0	10.8	△ 789.9	△ 291.1	△ 1,157.7	90.1	36.9	146.6
11 (1999)	311,675.8	280,340.2	33,944.4	10.8	△ 1,059.5	△ 1,397.1	△ 42.6	89.9	131.9	4.0
12 (2000)	305,552.9	279,995.0	28,199.6	9.1	△ 6,122.9	△ 345.2	△ 5,744.8	91.6	5.6	93.8
13 (2001)	296,879.6	278,682.4	20,169.7	6.7	△ 8,673.3	△ 1,312.6	△ 8,029.9	93.9	15.1	92.6
14 (2002)	298,527.5	277,824.6	21,826.7	7.3	1,647.9	△ 857.8	1,657.0	93.1	△ 52.1	100.6
15 (2003)	299,418.3	277,171.0	23,484.4	7.8	890.8	△ 653.6	1,657.7	92.6	△ 73.4	186.1

(注) 1 平均消費性向 = 最終消費支出 ÷ 可処分所得
限界消費性向 = 最終消費支出対前年増加額 ÷ 可処分所得対前年増加額
限界貯蓄性向 = 貯蓄対前年増加額 ÷ 可処分所得対前年増加額

2 93SNA基準による。

資料 : 「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

区分	(単位 円)							
	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	
調査産業計	現金給与総額	415,675	396,291	398,069	397,366	387,638	389,664	376,964
きまつて支給する給与	315,829	306,167	308,930	309,254	305,700	307,471	299,380	
特別に支払われた給与	99,846	90,124	89,139	88,112	81,938	82,193	77,584	
鉱業	現金給与総額	466,026	452,664	456,449	458,207	392,711	388,970	463,445
きまつて支給する給与	362,295	348,583	351,138	351,659	318,540	311,753	358,168	
特別に支払われた給与	103,731	104,081	105,311	106,548	74,171	77,217	105,277	
建設業	現金給与総額	457,617	456,758	455,622	455,503	420,069	416,362	433,235
きまつて支給する給与	361,505	366,732	369,261	372,338	348,473	350,670	360,297	
特別に支払われた給与	96,112	90,026	86,361	83,165	71,596	65,692	72,938	
製造業	現金給与総額	407,789	399,088	406,707	406,089	401,469	410,817	419,768
きまつて支給する給与	310,219	309,651	314,680	315,259	316,698	322,218	328,447	
特別に支払われた給与	97,570	89,437	92,027	90,830	84,771	88,599	91,321	
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	605,573	613,686	605,360	610,385	612,601	616,521	609,847
きまつて支給する給与	433,635	440,224	444,182	444,898	450,423	452,025	454,828	
特別に支払われた給与	171,938	173,462	161,178	165,487	162,178	164,496	155,019	
運輸・通信業	現金給与総額	429,638	404,130	408,243	402,474	396,045	385,891	374,000
きまつて支給する給与	332,186	320,124	323,014	320,068	321,834	314,521	303,460	
特別に支払われた給与	97,452	84,006	85,229	82,406	74,211	71,370	70,540	
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	344,984	307,182	307,103	309,285	291,587	299,203	262,599
きまつて支給する給与	267,453	241,913	242,326	244,899	232,886	236,930	214,791	
特別に支払われた給与	77,531	65,269	64,777	64,386	58,701	62,273	47,808	
金融・保険業	現金給与総額	535,058	532,913	456,375	546,639	529,761	528,276	544,457
きまつて支給する給与	384,294	387,310	399,779	403,700	394,230	399,480	411,814	
特別に支払われた給与	150,764	145,603	146,596	142,939	135,531	128,796	132,643	
不動産業	現金給与総額	419,777	445,571	445,355	442,131	417,619	425,522	456,184
きまつて支給する給与	319,098	336,912	336,915	335,373	320,857	325,721	357,993	
特別に支払われた給与	100,679	108,659	108,440	106,758	96,762	99,801	98,191	
サービス業	現金給与総額	421,869	407,498	403,621	402,939	397,636	395,904	

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区分		平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
調査産業計	現金給与総額	366,481	353,679	355,474	351,335	343,480	341,898	332,784
	きまつて支給する給与	287,853	281,283	283,846	281,882	278,933	278,747	272,047
	特別に支払われた給与	78,628	72,396	71,628	69,453	64,547	63,151	60,737
鉱業	現金給与総額	375,359	378,542	396,948	389,831	346,588	327,815	358,364
	きまつて支給する給与	310,593	312,011	319,916	317,885	297,933	278,587	300,173
	特別に支払われた給与	64,766	66,531	77,032	71,946	48,655	49,228	58,191
建設業	現金給与総額	374,424	377,894	380,680	373,442	355,879	351,947	362,100
	きまつて支給する給与	315,695	321,159	325,946	322,159	311,313	312,892	317,768
	特別に支払われた給与	58,729	56,735	54,734	51,283	44,566	39,055	44,332
製造業	現金給与総額	371,437	366,793	371,452	368,915	363,937	369,290	380,183
	きまつて支給する給与	290,978	292,117	295,195	294,608	294,665	298,233	305,117
	特別に支払われた給与	80,459	74,676	76,257	74,307	69,272	71,057	75,066
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	588,146	597,669	590,222	597,995	596,036	587,893	588,395
	きまつて支給する給与	421,502	430,149	433,894	437,803	439,088	434,346	441,503
	特別に支払われた給与	166,644	167,520	156,328	160,192	156,948	153,547	146,892
運輸・通信業	現金給与総額	408,570	390,653	396,076	382,738	375,961	368,844	359,514
	きまつて支給する給与	321,010	313,439	316,788	308,818	308,773	304,804	296,413
	特別に支払われた給与	87,560	77,214	79,288	73,920	67,188	64,040	63,101
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	292,527	270,862	271,644	268,636	256,376	256,586	234,953
	きまつて支給する給与	236,946	222,482	222,712	221,886	214,159	213,658	199,252
	特別に支払われた給与	55,581	48,380	48,932	46,750	42,217	42,928	35,701
金融・保険業	現金給与総額	489,726	482,677	492,507	491,253	483,903	478,530	488,445
	きまつて支給する給与	353,794	353,297	363,932	365,698	362,927	366,559	374,247
	特別に支払われた給与	135,932	129,380	128,575	125,555	120,976	111,971	114,198
不動産業	現金給与総額	393,729	394,416	414,075	402,019	393,110	401,195	411,740
	きまつて支給する給与	309,191	309,023	323,981	320,568	314,595	323,004	330,904
	特別に支払われた給与	84,538	85,393	90,094	81,451	78,515	78,191	80,836
サービス業	現金給与総額	378,320	371,942	369,424	366,503	362,819	357,827	347,206
	きまつて支給する給与	289,535	287,577	289,216	287,105	287,644	285,426	279,769
	特別に支払われた給与	88,785	84,365	80,208	79,398	75,175	72,401	67,437

(注) 年平均である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまつて支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成10年	201,453	202,168	195,407	278,010	280,117	250,325	142,567	137,929	172,889
11年	196,671	197,036	193,304	272,565	274,885	240,778	141,517	137,174	173,616
12年	196,688	197,387	189,996	271,969	274,334	240,222	141,247	137,911	167,359
13年	194,764	194,991	192,618	266,762	269,157	236,454	141,610	137,814	171,555
14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
平成16年									
鉱業	218,536	217,400	...	250,295	250,295	—
建設業	257,666	265,107	203,383	283,626	285,755	255,995	151,332	149,386	155,439
製造業	216,205	220,352	185,490	275,034	278,156	235,630	131,812	126,158	156,835
電気・ガス・熱供給・水道業	264,185	264,185	—	312,112	312,112	—	—
情報通信業	252,458	253,236	205,303	302,857	302,046	...	182,916	184,616	121,385
運輸業	249,077	251,849	198,193	288,059	288,522	273,776	144,938	145,715	138,374
卸売・小売業	186,631	186,728	185,470	258,201	259,526	237,437	135,804	133,372	160,642
金融・保険業	232,050	234,578	143,329	316,868	319,459	...	165,425	165,935	153,240
不動産業	200,380	203,426	160,352	243,329	246,055	197,038	156,627	158,550	136,229
飲食・宿泊業	114,051	110,407	151,437	171,791	169,464	189,374	92,803	89,580	130,648
医療・福祉	179,159	175,713	233,288	260,830	264,922	169,538	167,492	162,707	239,562
教育・学習支援業	136,568	137,090	123,412	192,497	193,347	171,433	111,973	112,374	101,780
複合サービス事業	240,694	240,736	...	301,348	301,762	...	193,153	193,153	—
サービス業	193,966	194,960	180,711	255,297	257,631	210,125	150,727	149,078	168,629

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

区分	夏季賞与(6、7、8月)			年末賞与(11、12、翌年1月)			(調査産業計)	
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまつて支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率		
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	
《事業所規模5人以上》								
平成9年(1997)	478,058	1.5	1.21	1.28	519,072	△0.1	1.32	1.39
10(1998)	467,902	△2.1	1.17	1.22	504,221	△2.9	1.27	1.34
11(1999)	440,665	△3.9	1.12	1.18	477,805	△3.4	1.22	1.29
12(2000)	442,921	0.1	1.13	1.19	471,809	△1.6	1.20	1.27
13(2001)	438,079	△1.5	1.10	1.15	454,251	△4.1	1.14	1.20
14(2002)	412,853	△6.3	1.04	1.09	432,261	△5.4	1.10	1.16
15(2003)	418,818	1.0	1.05	1.10	428,475	△1.3	1.10	1.15
《事業所規模30人以上》								
平成9年(1997)	568,083	1.5	1.49	1.60	627,138	0.6	1.67	1.80
10(1998)	556,252	△2.1	1.44	1.54	603,177	△3.8	1.60	1.71
11(1999)	512,258	△4.8	1.33	1.42	558,405	△4.6	1.46	1.56
12(2000)	507,440	△1.6	1.31	1.40	551,096	△1.9	1.44	1.55
13(2001)	512,649	0.4	1.30	1.39	534,604	△3.6	1.38	1.48
14(2002)	474,148	△7.9	1.19	1.27	506,671	△5.6	1.28	1.38
15(2003)	482,566	1.2	1.22	1.30	501,277	△1.6	1.28	1.37

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまつて支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまつて支給する給与(又は所定内給与)に対する支給月数を求めて単純平均したものである。」

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月労働統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

事項	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	(単位 円、人)
《全国》								
集計世帯数	7,941	7,901	7,803	7,782	7,769	7,747	7,742	
世帯人員数	3.31	3.30	3.24	3.22	3.19	3.21	3.19	
有業人員数	1.52	1.49	1.47	1.46	1.41	1.41	1.39	
消費支出	328,186	323,008	317,133	308,692	306,129	302,623	304,203	
食料	78,156	76,590	73,844	71,534	71,286	70,260	70,116	
住居	20,392	21,041	20,787	20,018	20,256	20,237	19,474	
光熱・水道	21,029	20,873	21,477	21,367	21,014	20,900	20,990	
家具・家事用品	11,861	11,662	11,018	11,151	10,512	10,292	9,961	
被服及び履物	18,013	17,565	16,188	15,170	14,565	13,967	13,572	
保健医療	11,182	11,367	11,323	11,549	11,590	12,339	12,215	
交通・通信	34,950	34,403	36,208	36,420	36,469	37,505	39,272	
教育	14,643	13,539	13,860	12,765	12,795	13,303	13,581	
教養娯楽	32,434	33,378	32,126	31,418	31,000	30,234	31,262	
その他の消費支出	85,527	82,589	80,302	77,300	76,644	73,586	73,760	
現物総額	12,219	11,414	11,114	10,622	9,944	9,473	9,352	
《人口5万以上の都市》								
集計世帯数	6,908	6,887	6,836	6,831	6,827	6,818	6,815	
世帯人員数	3.30	3.26	3.21	3.18	3.16	3.16	3.15	
有業人員数	1.50	1.46	1.43	1.42	1.38	1.37	1.35	
消費支出	334,147	327,519	321,332	311,439	309,978	309,421	308,438	
現物総額	12,407	11,393	10,965	10,409	9,732	9,098	8,787	

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料: 総務省統計局「家計調査年報」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

区分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《全国》						
集計世帯員数	4,803	4,654	4,532	4,475	4,464	4,427
有業人員数	3.52	3.46	3.47	3.46	3.49	3.48
収入	1,060,740	1,044,312	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118
実収入	574,676	560,954	551,160	538,277	524,542	530,028
勤め先収入	537,461	526,331	514,328	504,452	493,643	501,122
世帯主収入	468,310	460,436	449,310	438,613	431,520	436,616
世帯主の配偶者の収入	55,943	53,645	52,949	55,154	53,155	55,507
他の世帯員収入	13,208	12,250	12,070	10,685	8,968	8,999
事業・内職収入	3,427	3,747	4,322	3,102	2,696	2,902
その他実収入	33,788	30,876	32,510	30,723	28,203	26,004
実収入以外の収入	400,347	400,890	407,180	394,768	394,637	403,957
預貯金引出	362,157	362,605	364,984	360,032	356,588	362,364
保険取扱金	5,198	4,540	5,299	6,042	5,052	4,144
借入金	8,005	8,503	11,318	4,564	6,118	9,228
掛金	16,851	17,084	17,860	18,283	19,382	20,795
その他	8,135	8,158	7,720	5,847	7,496	7,426
総入	85,717	82,468	82,223	78,564	75,154	74,133
支出	1,060,740	1,044,312	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118
実支出	436,943	429,109	421,479	416,427	409,903	415,899
消費支出	346,177	340,977	335,042	330,651	325,823	330,836
食料	78,059	74,889	73,180	73,396	71,606	72,025
住居	22,614	21,674	22,168	21,528	22,248	20,804
光熱・水道	20,680	21,124	21,072	20,740	20,712	20,909
家具・家事用品	12,110	11,208	11,319	10,801	10,378	10,419
被服及び履物	18,876	17,192	16,192	15,823	15,450</	

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成16年(2004)(単位 円、人)

区分	平均	~ 1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999
集計世帯数	4,427	37	86	130	179	233	278	306	312
世帯人員数	3.48	2.64	2.99	3.00	3.12	3.31	3.24	3.32	3.49
有業人員数	1.63	1.39	1.33	1.45	1.36	1.45	1.46	1.48	1.48
収入総額	1,008,118	309,255	459,622	518,638	574,232	644,455	672,235	765,471	790,437
実収入	530,028	150,163	216,295	250,226	276,661	320,300	342,880	370,995	398,463
勤め先収入	501,122	129,519	190,405	222,359	247,130	287,687	312,693	341,515	370,811
世帯主収入	436,616	120,255	182,837	205,024	229,992	265,111	288,770	312,515	339,311
世帯主の配偶者の収入	55,507	7,747	5,573	10,937	13,528	19,507	19,170	25,975	25,973
他の世帯員収入	8,999	1,517	1,995	6,398	3,609	3,070	4,752	3,025	5,527
事業・内職収入	2,902	237	3,184	1,378	1,011	2,496	2,406	1,907	1,750
その他の実収入	26,004	20,407	22,706	26,489	28,520	30,117	27,781	27,572	25,901
実収入以外の収入	403,957	114,543	185,821	209,017	234,624	256,650	263,711	329,319	327,077
繰入金	74,133	44,549	57,506	59,394	62,948	67,505	65,644	65,157	64,897
支出総額	1,008,118	309,255	459,622	518,638	574,232	644,455	672,235	765,471	790,437
実支出	415,899	131,076	214,917	230,498	250,481	266,212	282,332	307,899	324,032
消費支出	330,836	116,189	193,938	202,233	217,761	228,640	239,520	257,271	271,013
食料	72,025	36,721	51,402	52,061	54,723	55,092	56,287	60,285	64,701
住居	20,804	15,223	21,782	24,197	21,641	22,376	26,514	24,130	22,768
光熱・水道	20,909	12,741	16,381	16,319	17,570	17,947	17,587	18,146	19,099
家具・家事用品	10,419	3,657	6,313	6,780	7,821	8,946	6,943	8,765	8,659
被服及び履物	14,893	4,817	7,732	7,274	8,738	8,588	9,048	10,718	10,658
保健医療	11,531	3,650	9,547	8,087	9,820	8,807	8,911	9,748	9,212
交通・通信	47,218	13,122	21,549	29,235	29,135	36,784	32,545	38,835	42,018
教育	19,714	1,990	7,981	5,407	7,232	8,158	8,200	9,212	12,232
教養娯楽	33,710	10,282	14,267	16,184	17,782	17,937	22,275	26,965	25,330
その他の消費支出	79,613	13,977	36,984	36,688	43,300	44,004	51,210	50,468	56,335
非消費支出	85,063	14,886	20,979	28,265	32,720	37,572	42,812	50,629	53,019
実支出以外の支出	521,571	132,562	188,284	230,025	261,961	309,256	324,121	395,022	402,624
繰越金	70,649	45,617	56,420	58,114	61,790	68,988	65,782	62,549	63,781

資料: 総務省統計局「家計調査年報」

5,500,000 ~ 5,999,999	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~
317	320	275	269	233	413	316	442	159	123
3.39	3.49	3.50	3.53	3.65	3.61	3.58	3.73	3.75	3.92
1.55	1.55	1.63	1.62	1.60	1.71	1.81	1.81	2.14	2.10
837,953	888,979	963,168	1,008,626	1,114,461	1,187,021	1,284,289	1,431,743	1,513,235	1,967,566
426,932	468,440	504,377	534,793	553,053	628,454	673,470	791,701	849,357	1,148,520
395,738	449,195	474,600	510,590	526,459	598,685	647,911	760,418	809,565	1,112,775
362,476	403,942	420,833	462,168	470,297	535,891	563,615	643,279	622,422	797,925
30,345	39,051	45,436	42,562	49,489	55,570	71,769	100,810	153,633	279,672
2,916	6,202	8,332	5,860	6,673	7,224	12,528	16,329	33,510	35,178
2,275	1,192	2,251	3,995	2,186	4,757	3,321	3,960	5,682	5,363
28,918	18,053	27,526	20,209	24,407	25,012	22,238	27,324	34,109	30,382
345,785	352,861	392,461	394,913	479,681	485,024	525,218	550,410	573,067	705,453
65,236	67,677	66,329	78,919	81,728	73,543	85,601	89,631	90,810	113,593
837,953	888,979	963,168	1,008,626	1,114,461	1,187,021	1,284,289	1,431,743	1,513,235	1,967,566
333,804	364,895	391,127	412,801	436,730	490,114	535,891	591,069	637,357	826,410
275,064	298,461	315,116	330,861	350,424	386,834	414,689	445,273	479,761	583,412
63,155	69,276	70,337	74,268	78,174	80,917	81,535	90,401	94,660	103,001
20,083	22,342	19,484	20,090	16,188	23,552	15,617	20,322	10,919	20,379
19,295	19,913	20,163	21,637	21,775	22,881	22,954	25,530	25,269	26,798
8,814	9,205	9,766	10,114	11,492	12,841	11,385	13,599	16,128	15,793
11,523	13,128	14,458	14,997	15,951	18,256	18,412	22,828	23,354	29,524
10,007	10,978	11,982	12,824	13,622	13,125	11,876	14,081	14,513	17,913
38,704	43,278	43,474	45,910	51,156	49,966	69,481	55,916	68,471	92,358
14,308	16,048	18,568	22,507	21,146	26,210	30,432	36,333	28,924	38,022
28,836	31,16								

第41表 消費者物価指数（中分類）

平成12年(2000)=100												
区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
《全国》 平成10年平均 (1998)	101.0	102.5	99.9	100.0	104.3	101.3	101.5	99.9	97.5	101.7	99.4	
11 (1999)	100.7	102.0	99.8	98.4	103.1	101.1	100.8	99.7	98.9	100.9	100.4	
12 (2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
13 (2001)	99.3	99.4	100.2	100.6	96.4	97.8	100.7	99.1	101.1	97.0	99.8	
14 (2002)	98.4	98.6	100.1	99.4	92.9	95.6	99.5	98.5	102.1	94.9	100.0	
15 (2003)	98.1	98.4	100.0	98.9	90.1	93.8	102.9	98.6	102.7	93.5	100.9	
16 (2004)	98.1	99.3	99.8	99.0	87.1	93.6	102.9	98.4	103.4	92.2	101.5	
《人口5万以上の都市》 平成10年平均 (1998)	101.1	102.6	100.1	99.9	104.4	101.3	101.5	99.9	97.4	101.7	99.5	
11 (1999)	100.7	102.0	100.0	98.5	103.2	101.1	100.7	99.8	98.9	110.9	100.4	
12 (2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
13 (2001)	99.2	99.3	99.8	100.8	96.3	97.8	100.7	99.0	101.1	97.0	99.9	
14 (2002)	98.3	98.6	99.6	99.5	92.5	95.5	99.5	98.5	102.2	94.9	100.0	
15 (2003)	98.0	98.4	99.2	99.0	89.9	93.8	102.8	98.5	102.8	93.6	100.9	
16 (2004)	98.0	99.4	99.0	99.0	86.8	93.5	102.8	98.3	103.4	92.2	101.5	

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 販売農家1戸当たりの経営収支

(単位 千円、%)		
区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)
集計戸数	4,306	6,915
経営収支の総括		
農業粗収益	3,808	3,890
經營費用	2,511	2,628
所得	1,297	1,262
農業外収入	2,481	2,491
支出	242	250
所得	2,239	2,241
年金等の収入	1,572	1,575
総所得	5,113	5,083
租税公課諸負担	735	743
可処分所得	4,378	4,340
(参考)		
推計家計費		4,216
分析指標		
農業依存度	36.6	36.0
農業所得率	34.1	32.4

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 調査対象区分の変更により、平成15年については平成16年との接続を図るために項目の組替えを行った。

資料：農林水産省統計情報部「農業経営統計調査一個別経営（販売農家）の経営収支」

第4節 社会保険関係

1 総 括

第43表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)									
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	
合 計	103,645	117,037	124,260	126,407	126,353	126,465	126,744	126,862	
被用者保険	60,282	72,501	81,191	79,826	78,725	77,512	76,447	75,626	
被保険者	28,146	31,753	37,926	39,568	39,246	38,645	38,137	37,996	
被扶養者	32,136	40,748	43,265	40,258	39,479	38,867	38,310	37,630	
政府管掌健康保険									
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	37,321	36,758	36,299	35,851	35,522	
被保険者	13,183	14,562	17,983	19,527	19,451	19,124	18,812	18,815	
被扶養者	12,837	16,727	18,683	17,794	17,307	17,175	17,039	16,707	
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	51	47	41	34	31	
被保険者	638	318	103	34	31	28	22	19	
被扶養者	554	200	52	17	15	14	12	11	
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	32,115	31,677	31,018	30,568	30,144	
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,394	15,182	14,936	14,790	14,655	
被扶養者	11,539	16,071	17,341	16,721	16,495	16,081	15,778	15,488	
船員保険	741	672	409	244	228	212	198	185	
被保険者	262	212	137	89	84	78	73	69	
被扶養者	479	460	272	155	145	134	124	116	
國家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,630	2,652	2,628	2,599	2,571	
組合員	1,149	1,200	1,158	1,131	1,145	1,138	1,130	1,123	
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,499	1,507	1,490	1,469	1,448	
國家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	·	·	·	·	·	
組合員	789	807	513	·	·	·	·	·	
被扶養者	1,414	1,265	962	·	·	·	·	·	
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,637	6,539	6,488	6,368	6,339	
組合員	2,237	2,902	2,963	2,946	2,905	2,889	2,854	2,852	
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,691	3,634	3,599	3,514	3,487	
私立学校教職員共済	347	603	770	826	825	828	835		
組合員	191	321	401	446	448	451	455	461	
被扶養者	156	282	369	379	377	374	373	373	
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	46,581	47,628	48,953	50,297	51,236	

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,616	70,491	70,168	70,907	70,731
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,481	32,192	31,576	32,144	32,121
(再掲)旧三共済	·	·	·	461	456	429	809	787
(再掲)厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,692	11,396	10,871	10,386	8,351
船員保険(再掲)	262	205	126	78	74	69	66	63
國家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,106	1,119	1,110	1,102	1,091
國家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,288	3,239	3,207	3,181	3,151
私立学校教職員共済	194	319	373	404	406	408	429	434
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	475	467	459	447	440
国民年金	24,337	27,596	29,535	32,861	33,068	33,408	33,604	33,494
(再掲)農業者年金	787	1,057	574	276	258	62	72	68

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

第45表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,560	33,632	33,707	33,717	34,027
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,494	33,569	33,649	33,662	33,975
船員保険	181	167	103	66	63	59	55	52

第46表 業務災害補償適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,974	52,967	52,948	52,518	52,299
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,493	48,546	48,579	48,195	47,922
船員保険	262	205	127	80	76	71	67	63
國家公務員災害補償	1,423	1,125	1,081	1,113	1,106	1,091	1,076	1,162
國家公務員	789	807	·	·	·	·	·	·
公共企業体職員	2,503	3,216	3,283	3,288	3,239	3,207	3,181	3,151

(注) 「國家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料: 「國家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）

区分		年度末現在（単位 円）								
		昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	
政府管掌健康保険										
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,719	290,472	289,250	286,186	284,274		
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,563	13,893	13,468	13,318	13,116		
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	369,209	372,650	373,956	369,726	371,556		
船員保険										
普通保険	66,200	234,778	323,582	379,634	372,001	372,691	369,469	386,646		
失業保険	71,316	245,662	343,582	404,140	397,399	398,860	396,882	410,448		
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	·	·	·	·	·		
短期適用	·	·	·	410,569	416,171	418,644	412,119	407,764		
長期適用	·	·	·	401,956	410,007	412,231	406,373	402,646		
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	·	·	·	·	·		
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	362,306	365,905	368,639	364,899	361,942		
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	376,634	378,558	379,665	379,681	391,079		
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	315,353	318,688	318,679	314,489	313,893		
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	343,059	349,231	350,795	348,824	345,509		
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	292,577	295,153	296,925	296,582	295,961		
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300		

4

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金日額である。
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。
 4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第48表 制度別被保険者1人当たり診療費

区分		年度末現在（単位 円）								
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)		
政府管掌健康保険										
一般被保険者	172,608	176,482	186,452	186,303	187,297	181,769	164,761			
被保険者分	107,009	108,183	101,121	100,204	99,934	96,311	80,333			
被扶養者分	65,599	68,299	85,331	86,099	87,363	85,458	84,428			
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	214,702	226,293	229,787	215,109	172,211			
被保険者分	196,079	170,048	134,402	133,305	138,473	131,056	89,473			
被扶養者分	50,354	38,320	80,300	92,988	91,314	84,053	82,738			
組合管掌健康保険	143,855	141,206	157,583	158,605	160,083	157,804	144,998			
被保険者分	75,280	82,466	84,429	84,928	85,532	83,582	71,285			
被扶養者分	68,575	58,740	73,154	73,677	74,551	74,222	73,713			
船員保険	260,687	215,891	236,654	234,912	232,029	223,829	209,719			
被保険者分	124,783	143,720	145,402	144,693	140,556	135,478	122,991			
被扶養者分	135,904	72,171	91,252	90,219	91,473	88,351	86,728			
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	162,607	163,567	164,706	163,120	153,473			
組合員分	72,402	78,333	72,075	72,321	73,035	71,865	63,722			
被扶養者分	76,601	79,852	90,532	91,246	91,671	91,255	89,751			
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	·	·	·	·	·			
組合員分	82,510	85,731	·	·	·	·	·			
被扶養者分	79,085	95,702	·	·	·	·	·			
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	180,707	182,575	183,022	180,489	167,958			
組合員分	85,180	97,184	96,680	98,151	98,915	97,395	86,354			
被扶養者分	73,584	78,087	84,027	84,424	84,107	83,094	81,604			
私立学校教職員共済	145,417	160,420	164,985	165,663	165,154	160,667	149,192			
組合員分	94,568	102,072	100,406	100,302	100,726	97,460	88,381			
被扶養者分	50,849	58,348	64,579	65,361	64,428	63,207	60,811			
国民健康保険	97,993	207,418	294,355	291,396	295,474	286,910	288,406			
1世帯当たり医療費	279,268	488,434	591,586	580,132	581,333	560,853	561,909			

- (注) 1 「1人当たり診療費」とは、療養の給付（家族療養の給付）と特定療養給付費（家族特定療養給付費）を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
 なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
 3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

第49表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

区分	年度末現在 (単位 人)								
	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	32,754,211	35,667,818	38,644,167	41,946,678	44,430,980	
老齢年金(退職年金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	26,932,326	29,576,029	32,294,209	35,287,726	37,519,860	
老齢基礎年金	·	·	973,344	10,539,065	11,763,913	12,990,383	14,269,266	15,458,502	
老齢厚生年金(老齢相当)	·	·	1,294,713	5,852,661	6,417,604	7,023,529	7,758,305	8,440,781	
(通老相当)	·	·	823,128	4,163,538	4,621,473	5,116,613	5,719,685	6,278,069	
退職共済年金	·	·	140,880	343,696	367,572	393,119	420,179	450,577	
国共済 [各省各府組合]	·	·	78,912	·	·	·	·	·	
適用法人組合	·	·	268,726	844,066	900,766	973,861	1,043,157	1,116,218	
地方公務員等共済組合	·	·	44,063	145,093	154,441	164,989	175,596	187,737	
私立学校教職員共済	·	·	47,479	157,682	173,329	190,604	203,913	216,142	
農林漁業団体職員共済組合	·	·	41,758	690,701	1,923,638	4,348,990	4,682,329	4,991,811	5,292,172
厚生年金基金	·	·	1,256,409	1,187,941	892,517	510,361	470,422	428,094	386,979
恩給單人	·	·	138,278	89,193	44,883	17,499	15,535	13,621	11,872
都道府県知事裁定	·	·	136,104	132,317	1,098,871	1,594,520	1,653,665	1,711,557	1,773,981
障害年金	·	·	904,093	1,265,675	1,309,985	1,352,764	1,395,812	1,440,793	1,834,491
障害基礎年金	·	·	87,196	244,315	261,221	278,359	299,499	316,597	
障害厚生年金	·	·	1,292	1,101	718	371	346	315	295
障害共済年金	·	·	134,389	130,917	99,238	57,418	53,127	48,694	44,326
國共済 [各省各府組合]	·	·	423	299	172	91	87	78	72
適用法人組合	·	·	4,208	15,916	17,181	18,727	20,513	22,599	
地方公務員等共済組合	·	·	264	1,080	1,163	1,223	1,315	1,429	
私立学校教職員共済	·	·	875	3,030	3,272	3,497	3,574	3,555	
農林漁業団体職員共済組合	·	·	1,460	6,167	6,813	7,421	8,082	8,694	
文官	·	·	1,292	1,101	718	371	346	315	295
恩給單人	·	·	423	299	172	91	87	78	72
都道府県知事裁定	·	·	423	299	224	457	470	479	493
船員保険(職務上)	·	·	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,227,365	4,438,124	4,638,401	4,884,971
遺族年金	·	·	206,834	317,410	317,321	313,849	308,770	303,542	5,076,629
遺族基礎年金	·	·	755,145	2,433,069	2,612,574	2,790,739	3,025,982	3,209,682	
遺族厚生年金	·	·	41,926	135,327	147,202	157,518	168,131	178,529	
遺族共済年金	·	·	36,528	·	·	·	·	·	
國共済 [各省各府組合]	·	·	91,019	293,232	314,639	335,829	357,877	379,979	
適用法人組合	·	·	8,866	29,328	31,717	34,043	36,346	38,560	
地方公務員等共済組合	·	·	13,580	46,484	50,347	54,490	54,353	53,188	
私立学校教職員共済	·	·	96,339	92,077	68,813	41,790	39,318	36,608	33,813
農林漁業団体職員共済組合	·	·	1,223,970	980,110	881,620	887,521	884,483	877,449	864,357
文官	·	·	80,855	80,297	66,524	41,864	39,136	36,419	33,852
恩給單人	·	·	都道府県知事裁定	·	·	627	1,340	1,387	1,457
船員保険(職務上)	·	·	627	1,340	1,387	1,457	1,490	1,518	

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)		55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	
	合 計	老齢年金(退職年金)	厚生年金保険	船員保険	国民年金	通算老齢年金(通算退職年金)	厚生年金保険	船員保険	国民年金	障害年金(疾病年金)
合 計	5,976,687	4,528,024	520,073	13,945	120,366	16,823,448	13,094,960	14,065,041	13,379,249	12,685,650
老齢年金(退職年金)	4,528,024	4,528,024	2,022,741	40,308	287,006	12,128,225	13,094,960	8,444,236	7,974,557	7,503,178
厚生年金保険	520,073	520,073	3,464,916	·	364,542	2,727,539	2,727,539	2,564,372	2,564,372	2,462,783
船員保険	13,945	13,945	·	·	·	·	·	·	·	·
国民年金	120,366	120,366	2,727,539	·	264,372	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
通算老齢年金(通算退職年金)	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	14,065,041	14,065,041	12,685,650
厚生年金保険	4,528,024	4,528,024	2,022,741	3,464,916	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
船員保険	520,073	520,073	3,464,916	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
国民年金	120,366	120,366	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
障害年金(疾病年金)	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	14,065,041	14,065,041	12,685,650
厚生年金保険	4,528,024	4,528,024	2,022,741	3,464,916	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
船員保険	520,073	520,073	3,464,916	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
国民年金	120,366	120,366	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,727,539	2,496,838	2,496,838	2,331,291
障害年金(障害福祉年金)	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,823,448	16,8					

第50表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 百万円)								
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	29,264,165	31,582,275	33,667,396	36,095,886	37,966,451
老齢年金(退職年金)	122,601	283,293	5,298,699	23,424,557	25,478,704	27,313,515	29,491,222	31,165,082
老 齢 基 礎 年 金	・	・	372,487	6,931,645	7,795,288	8,646,256	9,527,065	10,248,095
老齢厚生年金(老齢相当) (通老相当)	・	・	2,287,685	10,091,382	10,876,675	11,443,137	12,457,042	13,310,548
退 職 共 濟 年 金	・	・	282,434	1,193,049	1,300,340	1,399,115	1,535,822	1,637,427
国共済 [各省各庁組合] 適用法人組合	・	・	343,119	742,419	770,731	787,513	818,382	848,800
地方公務員等共済組合	・	・	669,297	1,886,902	1,976,194	2,069,558	2,176,528	2,284,131
私立学校教職員共済	・	・	48,427	171,017	177,654	183,186	192,756	202,542
農林漁業団体職員共済組合	・	・	63,879	187,771	198,880	205,784	28,548	30,746
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	1,850,196	2,040,760	2,269,245	2,476,568	2,354,862
恩 給 [文 官] 軍 人	22,449	64,063	34,461	13,424	12,218	10,865	9,559	8,602
都道府県知事裁定	64,610	43,011	490,715	329,711	306,244	278,350	251,360	224,185
障 害 年 金	34,650	107,474	67,146	27,040	23,720	20,509	17,592	15,143
障 害 基 礎 年 金	24,441	171,948	977,236	1,503,707	1,546,323	1,586,209	1,629,755	1,659,335
障 害 厚 生 年 金	・	・	729,130	1,165,696	1,202,378	1,237,748	1,273,291	1,298,645
障 害 共 濟 年 金	・	・	58,209	187,816	200,122	212,683	228,045	238,515
国共済 [各省各庁組合] 適用法人組合	・	・	1,643	6,539	7,162	7,764	8,406	8,967
地方公務員等共済組合	・	・	340	・	・	・	・	・
私立学校教職員共済	・	・	5,387	19,452	20,914	22,799	24,941	27,211
農林漁業団体職員共済組合	・	・	269	1,142	1,228	1,287	1,375	1,483
恩 給 [文 官] 軍 人	390	2,190	1,947	1,140	1,057	953	895	842
都道府県知事裁定	23,913	169,125	178,534	117,660	108,953	98,254	90,517	81,355
138	633	473	252	242	214	205	184	
船員保険(職務上)	・	・	399	961	992	1,021	1,047	1,084
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	4,335,901	4,557,249	4,767,672	4,974,909	5,142,034
遺 族 基 礎 年 金	・	・	135,836	248,145	248,589	246,530	243,366	237,710
遺 族 厚 生 年 金	・	・	587,863	2,418,163	2,603,747	2,788,909	3,026,128	3,189,407
遺 族 共 濟 年 金	・	・	55,583	207,800	225,139	240,033	255,466	268,002
国共済 [各省各庁組合] 適用法人組合	・	・	45,747	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	120,308	461,250	495,923	530,919	565,959	596,588
私立学校教職員共済	・	・	5,791	21,662	23,518	25,355	27,088	28,630
農林漁業団体職員共済組合	・	・	12,780	49,762	53,681	57,797	10,259	10,266
恩 給 [文 官] 軍 人	11,607	68,884	68,132	47,256	44,346	41,083	37,712	34,307
都道府県知事裁定	177,332	857,197	864,730	827,841	811,716	790,018	765,295	737,104
9,451	6,139	70,751	51,233	47,683	43,995	40,554	36,915	
船員保険(職務上)	・	・	1,079	2,789	2,908	3,032	3,082	3,106

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

区分		昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合	計	499,097	8,857,568	16,198,037	13,437,260	12,799,016	12,153,148	11,505,325	10,763,815
老齢年金(退職年金)		374,339	6,760,927	12,616,635	10,291,713	9,775,695	9,253,864	8,730,029	8,135,644
厚生年金保険		89,032	2,443,658	5,820,604	5,580,210	5,301,399	5,015,681	4,832,199	4,499,263
船員保険		3,205	65,394	·	·	·	·	·	·
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	40,119	449,559	793,355	661,401	640,924	610,800	580,391	545,337
地方公務員等共済組合		91,679	990,889	1,913,554	1,668,228	1,588,513	1,520,530	1,450,035	1,366,107
私立学校教職員共済		850	13,563	31,229	25,905	24,814	23,724	22,460	21,094
農林漁業団体職員共済組合		3,580	65,499	143,588	130,127	125,415	120,443	10,752	11,186
国民年金	〔老齢年金 老齢福祉年金〕	—	1,430,985	2,616,655	2,131,233	2,018,331	1,903,095	1,788,855	1,658,108
通算老齢年金(通算退職年金)		82,906	826,339	422,423	94,609	76,299	59,590	45,339	34,549
厚生年金保険	6,355	484,513	1,302,977	1,227,587	1,176,789	1,123,957	1,069,789	1,005,599	
船員保険	6,213	410,410	853,078	764,922	728,393	690,734	660,686	616,158	
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	8	1,957	6,748	5,858	5,638	5,393	5,114	4,804
地方公務員等共済組合		1	145	503	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済		39	11,238	32,908	28,833	27,634	26,424	25,145	23,677
農林漁業団体職員共済組合		55	7,595	17,774	11,448	10,583	9,729	8,858	7,980
国民年金	15	4,936	13,319	10,603	10,088	9,528	813	826	
障害年金(疾病年金)	—	45,435	378,647	405,922	394,454	382,150	369,173	352,153	
厚生年金保険	35,353	558,980	550,880	424,829	405,515	386,475	367,985	346,892	
船員保険	12,724	167,712	269,678	218,621	209,411	200,319	194,416	183,773	
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	656	6,828	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合		540	6,186	14,565	11,414	11,097	10,627	10,129	9,633
私立学校教職員共済		568	4,039	6,993	·	·	·	·	·
農林漁業団体職員共済組合		960	15,848	44,470	34,107	32,299	30,688	29,149	27,415
国民年金	14,318	219,943	·	·	·	·	·	·	·
障害年金	135,935	209,357	155,891	148,085	140,438	133,119	124,938		
遺族年金(通算遺族を含む)	81,309	1,043,254	1,715,071	1,492,247	1,440,176	1,388,046	1,336,748	1,274,955	
厚生年金保険	47,922	669,675	1,204,185	1,148,186	1,109,119	1,069,837	1,046,243	997,828	
船員保険	2,676	28,981	·	·	·	·	·	·	
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	3,836	60,398	108,665	96,737	94,168	90,504	86,931	82,747
地方公務員等共済組合		7,183	74,028	109,378	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済		6,072	106,705	205,841	191,365	184,270	177,962	171,761	164,113
農林漁業団体職員共済組合		151	3,720	7,344	6,110	5,857	5,592	5,346	5,038
母子年金	398	9,261	18,940	18,430	17,901	17,392	1,545	1,616	
準母子年金	11,560	80,811	36,597	3,543	2,141	1,177	545	190	
国民年金	7	109	51	4	4	2	—	—	
追児年金	433	2,284	922	39	23	13	7	5	
寡婦年金	—	6,766	23,148	27,833	26,694	25,567	24,370	23,418	
母子福祉年金	1,066	513	·	·	·	·	·	·	
準母子福祉年金	5	3	·	·	·	·	·	·	
船員給付	11	288	3,832	791	751	721	691	649	
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	5	92	887	791	751	721	691	649
地方公務員等共済組合		—	—	2,945	·	·	·	·	
公務災害給付	6	196	·	·	·	·	·	·	
国共済	〔各省各府組合 適用法人組合〕	1,730	9,606	8,642	93	90	85	83	76
地方公務員等共済組合		31	179	163	93	90	85	83	76
母子年金	1,694	9,398	8,479	·	·	·	·	·	
準母子年金	5	29	·	·	·	·	·	·	

(注)1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財團年金を含む。

第51表 公的年金受給権者1人当たり年金額

(i) 新制度分

区分	昭和45年度 (1970)	年度末現在 (単位 円)						
		55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
老齢年金(退職年金)								
老齢基礎年金	·	·	382,688	657,710	622,644	665,589	667,663	662,942
老齢厚生年金(老齢相当) (通老相当)	·	·	1,766,944	2,145,653	2,138,119	2,086,498	2,068,525	2,039,226
退職共済年金	·	·	343,123	741,070	748,377	747,788	743,032	733,125
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	·	·	2,435,541	2,160,105	2,096,816	2,003,242	1,947,700	1,883,807
地方公務員等共済組合	·	·	2,490,630	2,235,491	2,193,904	2,125,107	2,086,481	2,046,313
私立学校教職員共済	·	·	1,099,040	1,178,670	1,150,303	1,110,293	1,097,723	1,078,859
農林漁業団体職員共済組合	·	·	1,345,416	1,190,822	1,147,412	1,079,640	140,002	142,249
厚生年金基金	21,361	99,529	254,549	425,431	435,843	454,593	467,968	470,045
恩給[文官 軍人]	223,358	1,039,545	1,265,971	1,387,487	1,413,307	1,432,378	1,447,867	1,493,472
都道府県知事裁定	51,424	36,206	549,810	646,035	650,998	650,207	649,545	648,205
障害年金	250,582	1,204,960	1,496,023	1,545,234	1,526,875	1,505,665	1,481,848	1,463,099
障害基礎年金	·	·	806,477	921,007	914,977	912,222	901,340	
障害厚生年金	·	·	1,057,708	1,231,623	1,240,076	1,242,515	1,235,053	1,223,334
障害共済年金	·	·	1,125,342	1,060,329	1,051,250	1,046,159	1,040,103	1,031,367
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	·	·	803,783	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	1,280,181	1,222,183	1,217,301	1,217,451	1,215,863	1,204,091
私立学校教職員共済	·	·	1,018,939	1,057,423	1,055,788	1,052,262	1,045,967	1,037,789
農林漁業団体職員共済組合	·	·	1,034,286	1,006,574	1,000,901	997,038	288,754	295,221
恩給[文官 軍人]	301,858	1,989,101	2,711,699	3,073,391	3,054,798	3,024,121	3,034,881	3,028,586
都道府県知事裁定	177,939	1,291,849	1,799,049	2,049,179	2,050,811	2,017,794	2,042,068	2,035,343
船員保険(職務上)	326,241	2,117,057	2,750,000	2,768,967	2,778,851	2,744,628	2,850,069	2,786,576
遺族年金	·	·	1,781,250	2,102,210	2,110,351	2,130,856	2,124,323	2,129,792
遺族基礎年金	·	·	656,739	781,781	783,400	785,506	788,178	783,121
遺族厚生年金	·	·	889,630	1,063,448	1,061,954	1,060,296	1,055,795	1,045,335
遺族共済年金	·	·	1,325,741	1,535,542	1,529,458	1,523,847	1,519,446	1,501,168
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	·	·	1,252,382	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	1,321,790	1,572,987	1,576,164	1,580,922	1,581,435	1,570,055
私立学校教職員共済	·	·	653,169	738,614	741,499	744,786	745,287	742,479
農林漁業団体職員共済組合	·	·	941,090	1,070,516	1,066,217	1,060,681	188,748	193,007
恩給[文官 軍人]	120,481	748,113	990,104	1,130,786	1,127,869	1,122,251	1,115,311	1,109,239
都道府県知事裁定	144,883	874,593	980,842	932,756	917,730	900,357	885,392	867,639
船員保険(職務上)	116,888	76,454	1,063,541	1,223,801	1,218,381	1,208,024	1,197,986	1,185,018

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	年度末現在 (単位 円)						
		55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
老齢年金(退職年金)								
厚生年金保険 船員保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,045,877	2,041,810	2,036,591	2,024,607	2,000,130
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	229,831	1,622,358	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	333,308	1,566,375	2,176,306	2,501,782	2,498,914	2,494,712	2,489,569	2,462,152
私立学校教職員共済	371,418	1,689,023	2,193,694	·	·	·	·	·
農林漁業団体職員共済組合	401,365	1,747,393	2,395,917	2,811,665	2,815,369	2,817,392	2,818,908	2,794,463
国民年金[老齢年金 老齢福祉年金]	236,769	1,300,384	1,910,031	2,202,429	2,199,426	2,212,054	2,190,758	2,165,495
農林漁業団体職員共済組合	202,443	1,089,725	1,649,394	1,966,054	1,968,157	1,969,471	183,541	199,627
国民年金[老齢年金 老齢福祉年金]	24,000	233,734	348,595	412,000	412,000	412,000	408,293	408,293
通算老齢年金(通算退職年金)								
厚生年金保険 船員保険	68,913	304,100	363,103	422,348	420,874	419,336	418,463	413,130
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	82,759	309,917	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	53,333	453,009	696,676	818,057	819,823	820,078	821,151	811,473
私立学校教職員共済	52,632	500,000	577,497	·	·	·	·	·
農林漁業団体職員共済組合	41,489	422,164	692,013	819,828	820,415	819,972	821,102	815,799
国民年金[障害年金 障害福祉年金]	20,515	317,159	541,016	622,367	622,070	620,257	619,419	610,955
農林漁業団体職員共済組合	29,644	302,674	468,698	544,235	539,434	538,038	48,894	53,301
国民年金[障害年金 障害福祉年金]	113,218	574,613	779,438	907,374	906,748	905,848	905,162	896,396
遺族年金(通算遺族を含む)	37,200	351,508	·	·	·	·	·	·
厚生年金保険 船員保険	99,373	602,002	800,100	983,275	985,977	988,732	989,183	982,857
國共済[各省各庁組合] 適用法人組合	145,222	895,249	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	121,519	798,313	1,131,915	1,327,291	1,326,921	1,326,688	1,326,948	1,314,857
私立学校教職員共済	121,472	774,667	1,058,091	·	·	·	·</td	

第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)									
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,830,156	255,263,685	255,821,954	249,280,854	198,227,804	
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	134,798,756	136,880,413	137,393,381	137,702,330	137,411,035	
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	62,241,792	57,956,748	57,015,407	51,159,790	48,560,319	
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,186,332	10,545,404	10,673,623	10,635,443	10,585,779	
船員保険	110,757	410,679	69,557	114,876	111,754	108,325	104,078	106,858	
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,318,911	8,595,085	8,649,999	8,674,678	8,693,759	
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	35,234,559	36,150,680	36,926,665	37,465,805	37,829,707	
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	2,927,022	3,012,269	3,079,961	3,136,754	3,180,162	
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,007,910	2,011,332	1,974,592	401,975	420,505	

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第53表 年金財政指標

平成11年度(1999年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退職相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,481	14,555	8,580	3.79	—	17.0	12.3	84.9	6.2
国共済連合会	1,106	615	580	1.91	2.83	20.3	16.2	85.1	7.6
地共済連合会	3,288	1,473	1,372	2.40	3.61	15.4	11.9	64.6	12.4
私学共済	404	173	64	6.36	—	13.1	9.3	67.3	12.3
農林年金	475	243	147	3.24	—	23.5	18.6	98.2	5.1

平成12年度(2000年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退職相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,192	15,366	9,014	3.57	—	17.9	13.0	91.0	6.1
国共済連合会	1,119	631	592	1.89	2.73	20.9	16.6	89.3	7.3
地共済連合会	3,239	1,499	1,394	2.32	3.41	16.1	12.5	72.8	12.4
私学共済	406	182	68	5.98	—	13.8	9.7	74.3	11.9
農林年金	467	256	151	3.09	—	24.1	19.0	100.3	5.0

平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退職相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	97.2	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

平成15年度(2003年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,121	18,460	10,690	3.00	—	17.3	12.6	117.2	5.5
国共済連合会	1,091	678	620	1.76	2.43	17.4	13.7	98.0	7.0
地共済連合会	3,151	1,634	1,511	2.09	2.86	14.4	11.3	89.3	11.4
私学共済	434	211	81	5.34	—	11.3	8.0	86.2	10.7

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。
2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

補正した年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除して補正したものである。

ここでいう支出額とは、
 $\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$
のことである。

$$\text{補正した年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ &+ \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ &+ \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ &- \text{追加費用} \\ &- \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}}$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)に対して、前年度末に保有する積立金がその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

区分		年度末現在 (単位 人)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計		153,656	202,492	223,892	224,920	225,520	226,343	227,592
障 害 補 償 年 金		58,815	84,786	96,608	97,211	97,540	98,075	98,636
労働者災害補償保険		57,276	83,310	94,891	95,489	95,785	96,310	96,862
国家公務員災害補償								
國家公務員		396	490	529	524	525	537	554
公共企業体職員		564	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		579	986	1,188	1,198	1,230	1,228	1,220
傷 病 補 償 年 金		21,773	20,814	14,150	13,509	12,901	12,308	12,001
労働者災害補償保険		21,607	20,653	14,029	13,392	12,790	12,202	11,900
国家公務員災害補償								
國家公務員		71	61	48	45	40	38	38
地方公務員災害補償		95	100	73	72	71	68	63
遺 族 補 償 年 金		73,068	96,892	113,134	114,200	115,079	115,960	116,955
労働者災害補償保険		67,871	92,800	108,466	109,505	110,382	111,208	112,191
国家公務員災害補償								
國家公務員		1,044	1,392	1,569	1,577	1,569	1,598	1,608
公共企業体職員		2,290	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,863	2,700	3,099	3,118	3,128	3,154	3,156

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額

区分		年度末現在 (単位 円)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
障 害 補 償 年 金		881,154	1,287,988	1,587,855	1,585,389	1,590,827	1,558,903	1,582,577
労働者災害補償保険								
國家公務員		1,213,124	1,803,837	2,188,480	2,275,086	2,385,741	2,492,667	2,489,094
公共企業体職員		2,049,543	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,430,097	2,145,432	2,636,870	2,624,658	2,751,246	2,736,276	2,649,977
傷 病 補 償 年 金		1,648,638	2,441,342	2,897,464	2,896,658	2,908,515	2,899,599	2,858,211
労働者災害補償保険								
國家公務員		1,975,141	2,614,541	4,298,917	3,352,444	3,674,750	3,793,474	3,296,026
地方公務員災害補償		2,237,011	3,397,200	4,236,411	4,209,181	4,806,465	4,394,985	3,707,286
遺 族 補 償 年 金		1,023,535	1,434,420	1,719,329	1,714,018	1,719,189	1,727,347	1,719,872
労働者災害補償保険								
國家公務員		1,234,126	1,766,842	2,290,410	2,392,198	2,336,087	2,306,029	2,356,052
公共企業体職員		1,125,889	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,367,708	2,034,864	2,551,979	2,589,283	2,559,798	2,607,230	2,497,365

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

区分		年度末現在 (単位 千円)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計		164,791,118	302,289,518	394,118,634	394,509,075	396,141,924	397,552,907	396,899,421
障 害 補 償 年 金		52,933,337	110,301,551	154,963,487	155,723,668	157,013,870	157,725,996	157,903,525
労働者災害補償保険		50,468,972	107,302,275	150,673,180	151,387,183	152,377,324	153,027,287	153,291,595
国家公務員災害補償								
國家公務員		480,397	883,880	1,157,706	1,192,145	1,252,514	1,338,562	1,378,958
公共企業体職員		1,155,942	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		828,026	2,115,396	3,132,601	3,144,340	3,384,032	3,360,147	3,232,972
傷 病 補 償 年 金		35,974,870	50,920,240	41,164,127	39,245,961	37,688,160	35,823,918	34,371,515
労働者災害補償保険		35,622,119	50,421,033	40,648,521	38,792,040	37,199,911	35,380,907	34,012,707
国家公務員災害補償								
國家公務員		140,235	159,487	206,348	150,860	146,990	144,152	125,249
地方公務員災害補償		212,516	339,720	309,258	303,061	341,259	298,859	233,559
遺 族 補 償 年 金		75,882,911	141,067,727	197,991,020	199,539,446	201,439,894	204,002,993	204,624,381
労働者災害補償保険		69,468,344	133,114,151	186,488,782	187,693,566	192,094,755	192,954,166	
国家公務員災害補償								
國家公務員		1,288,428	2,459,444	3,593,654	3,772,496	3,665,320	3,685,035	3,788,532
公共企業体職員		2,578,285	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		2,547,854	5,494,132	7,908,584	8,073,384	8,007,049	8,223,203	7,881,683

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

区分		年度末現在(単位 人)			
		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保 険 者 数		2,899	2,877	2,863	2,729
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)		15,832,694	16,684,774	17,183,112	17,574,655
被 保 険 者 数					
第 1 号 被 保 険 者 数		22,422,221	23,168,174	23,933,684	24,493,527
65歳以上 75歳未満		13,191,688	13,423,681	13,708,839	13,736,013
75歳以上		9,230,533	9,744,493	10,224,845	10,757,514
第 2 号 被 保 険 者 数		43,083,000	42,817,000	42,645,000	42,618,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村及び特別区(広域連合及び一部事務組合を含む。)の数である。

2 「第2号被保険者数」は、社会保障審議会資料による。

第58表 介護保険認定者数

区分		年度末現在(単位 人)			
		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被 保 険 者 数		2,561,594	2,985,683	3,445,186	3,838,924
第 1 号 被 保 険 者 数		2,470,982	2,877,249	3,324,156	3,704,095
65歳以上 75歳未満		451,250	519,537	600,225	653,722
75歳以上		2,019,732	2,357,712	2,723,931	3,050,373
第 2 号 被 保 険 者 数		90,612	105,434	121,030	134,829

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

区分		年度累計(単位 金額:千円)			
		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《件数》					
合 計		44,354,711	59,891,371	71,935,326	82,746,730
居宅介護(支援)サービス		37,346,226	51,743,899	63,315,200	73,724,094
施設介護サービス		7,008,485	8,147,472	8,620,126	9,022,636
《単位数》					
合 計		316,562,976,325	402,712,059,142	457,719,061	502,697,802
居宅介護(支援)サービス		116,632,829,099	168,963,236,242	208,676,640	249,878,707
施設介護サービス		199,930,147,226	233,748,822,900	249,042,421	252,819,095
《費用額》					
合 計		3,627,338,408	4,591,924,164	5,192,877,587	5,689,085,504
居宅介護(支援)サービス		1,208,104,258	1,756,333,796	2,169,445,868	2,594,628,865
施設介護サービス		2,419,234,150	2,835,590,367	3,023,431,719	3,094,456,639
《支給額》					
合 計		3,229,138,269	4,088,447,098	4,626,077,825	5,065,320,567
居宅介護(支援)サービス		1,095,571,475	1,592,646,138	1,968,830,998	2,356,804,164
施設介護サービス		2,133,566,794	2,495,800,960	2,657,246,826	2,708,516,403

(注) 1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分までである。

2 平成13年度累計以降は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費

区分		(単位 金額:千円)			
		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《件数》					
合 計		1,927,890	3,825,969	4,646,713	5,044,722
世帯合算		162,768	377,199	523,718	652,567
その他		1,765,122	3,448,770	4,122,995	4,392,155
《支給額》					
合 計		13,575,768	25,809,562	31,473,901	33,709,943
世帯合算		1,514,543	3,281,567	4,336,277	5,068,349
その他		12,061,225	22,527,994	27,137,623	28,641,594

第61表 介護保険保険料収納額

区分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
調定額累計		194,546,973	596,503,271	815,845,858	950,649,658
収納額累計		192,027,731	588,128,315	802,913,314	934,518,814
還付未済額(別掲)		364,522	851,746	859,795	947,185
不納欠損額		444	718	1,449	38,510
未収額		2,517,306	8,373,112	12,917,969	16,096,229
減免額(別掲)		85,597	200,548	328,127	701,423

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別微収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

第62表 介護保険保険料基準額の分布状況

区分	現行保険料		次期保険料Ⅱ		次期保険料Ⅲ	
	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)
合計	2,895		2,816		2,816	
1,000円超~1,500円以下	0	0.0	2	0.1	6	0.2
1,500円超~2,000円以下	85	2.9	37	1.3	56	2.0
2,000円超~2,500円以下	617	21.3	343	12.2	376	13.4
2,500円超~3,000円以下	1,422	49.1	910	32.3	919	32.6
3,000円超~3,500円以下	673	23.2	904	32.1	802	28.5
3,500円超~4,000円以下	97	3.4	454	16.1	416	14.8
4,000円超~4,500円以下	1	0.0	111	3.9	134	4.8
4,500円超~5,000円以下	0	0.0	42	1.5	51	1.8
5,000円超~5,500円以下	0	0.0	7	0.2	27	1.0
5,500円超~6,000円以下	0	0.0	3	0.1	23	0.8
6,000円超~	0	0.0	3	0.1	6	0.2

(注) 分布状況は、広域化の進展等により、今後変わりうるものである。
資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

(単位 千円)

第63表 介護保険要介護認定者数の見込み

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計	3,279	3,453	3,627	3,791	3,956
要支援	424	450	476	499	523
要介護1	953	1,004	1,055	1,103	1,150
要介護2	615	648	679	710	741
要介護3	430	452	473	494	516
要介護4	434	455	477	498	519
要介護5	424	445	466	487	507
認定率(%)	13.7	14.0	14.3	14.6	14.9

(注) 1 要支援・要介護認定者には、第2号被保険者が含まれている。

2 認定率は、要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除したもの。

資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

第64表 介護保険介護サービス量の見込み

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
訪問介護千回	142,194	155,040	16,681	182,580	198,033
訪問入浴介護千回	4,776	5,190	5,631	6,077	6,565
訪問看護千回	16,227	17,459	18,779	20,145	21,607
訪問リハビリテーション千回	1,228	1,344	1,470	1,602	1,748
通所介護千回	61,707	67,021	72,655	78,400	84,459
通所リハビリテーション千回	37,754	40,501	43,388	46,322	49,392
居宅療養管理指導千人	403	435	473	511	554
短期入所サービス千日	20,681	22,539	24,580	26,618	28,784
痴呆対応型共同生活介護千人	34	40	44	48	51
特定施設入所者生活介護千人	21	24	26	29	31
介護老人福祉施設千人	359	383	405	424	441
介護老人保健施設千人	276	291	304	316	325
介護療養型医療施設千人	140	146	152	157	163

資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第65表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	年度末現在
事業所数	被保険者数	1,554,123	1,548,221	1,541,989	1,522,868	1,496,270	1,488,205	
男	被保険者数	19,684,895	19,526,999	19,450,872	19,124,131	18,811,690	18,815,485	
女	被保険者数	12,399,559	12,301,808	12,240,349	12,026,592	11,869,125	11,841,254	
強制適用	被保険者数	7,285,336	7,225,191	7,210,523	7,097,539	6,942,565	6,974,231	
任意括適用	被保険者数	18,458,850	18,300,266	18,245,184	17,921,466	17,658,329	17,748,884	
任意継続適用	被保険者数	600,447	589,151	583,144	566,723	534,367	512,848	
(再掲)	被保険者数	625,598	637,582	622,544	635,942	618,994	553,753	
介護保険第2号被保険者数	被保険者数	·	·	9,665,692	9,468,794	9,340,126	9,324,228	
男	被保険者数	·	·	6,147,589	6,038,698	5,968,283	5,951,900	
女	被保険者数	·	·	3,518,103	3,430,096	3,371,843	3,372,328	
被扶養者数	被扶養者数	17,889,980	17,794,321	17,306,965	17,174,814	17,039,149	16,706,702	
(再掲)	被扶養者数	·	·	3,347,197	3,331,141	3,316,970	3,279,896	
介護保険第2号被扶養者数	被扶養者数	·	·	0,909	0,911	0,890	0,888	
被保険者1人当たり被扶養者数	被扶養者数	0,909	0,911	0,890	0,888	0,906	0,888	
平均標準報酬月額	被保険者数	292,492	290,719	290,472	289,250	286,186	284,274	
男	被保険者数	339,413	336,080	334,989	332,502	327,605	325,133	
女	被保険者数	212,631	213,485	214,902	215,960	215,374	214,902	
(再掲)	被保険者数	·	·	326,343	324,515	320,273	317,710	
介護保険第2号被保険者	被保険者数	·	·	·	384,705	380,884	374,224	370,575
男	被保険者数	·	·	·	224,361	225,277	224,778	224,408
女	被保険者数	·	·	·	14,553	13,957	13,695	13,541

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	年度末現在
印紙購入通帳数	(事業所数)	3,938	3,535	3,210	2,883	2,627	2,411	
有効手帳所有者数	(被保険者数)	38,212	33,984	31,460	27,751	22,450	19,466	
男	被保険者数	25,572	22,727	21,590	19,835	16,566	14,347	
女	被保険者数	12,640	11,257	9,870	7,916	5,884	5,119	
(再掲)	被保険者数	·	·	22,494	20,161	16,621	14,482	
介護保険第2号被保険者数	被保険者数	20,392	17,288	15,102	13,648	11,984	11,241	
(再掲)	被保険者数	·	·	3,889	3,673	3,201	2,933	
介護保険第2号被扶養者数	被保険者数	0,534	0,509	0,480	0,492	0,534	0,577	
平均賃金日額	被保険者数	13,555	13,563	13,893	13,468	13,318	13,116	
(再掲)	被保険者数	·	·	14,553	13,957	13,695	13,541	

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料: 社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険被保険者数(一般被保険者・標準報酬等級別)

平成15年度末現在

標準報酬		被保険者数			
等級	月額	計	男	女	(再掲)介護保険
総数	(千円)	18,815,485	11,841,254	6,974,231	9,324,228
第1級	92	44	17	27	29
2	98	468,932	222,613	246,319	215,177
3	104	85,077	21,833	63,244	45,522
4	110	153,460	39,078	114,382	81,942
5	118	277,861	72,233	205,628	146,260
6	126	295,886	63,790	232,096	158,393
7	134	400,919	95,189	305,730	201,888
8	142	444,701	107,500	337,201	213,326
9	150	694,814	235,176	459,638	321,701
10	160	659,445	206,736	452,709	280,511
11	170	677,255	236,625	440,630	266,455
12	180	737,936	300,207	437,729	276,595
13	190	680,946	289,685	391,261	239,828
14	200	1,270,037	657,692	612,345	482,833
15	220	1,367,967	786,867	581,100	479,388
16	240	1,280,094	838,139	441,955	465,538
17	260	1,303,972	931,624	372,348	528,038
18	280	1,277,172	1,004,276	272,896	570,817
19	300	1,083,378	842,067	241,311	531,274
20	320	797,267	654,919	48,024	331,942
21	340	668,612	564,399	104,213	375,528
22	360	647,699	551,196	96,503	396,246
23	380	585,948	514,050	71,898	388,380
24	410	650,534	563,495	87,039	462,802
25	440	437,215	389,191	48,024	331,942
26	470	289,119	261,926	27,193	229,947
27	500	332,500	283,705	48,795	256,920
28	530	157,795	144,396	13,399	129,907
29	560	133,942	121,050	12,892	108,963
30	590	147,219	127,655	19,564	115,211
31	620	68,163	62,320	5,843	55,386
32	650	65,895	59,102	6,793	52,219
33	680	39,443	36,206	3,237	31,607
34	710	87,988	75,202	12,786	65,156
35	750	47,378	42,431	4,947	36,658
36	790	69,981	59,271	10,710	52,262
37	830	38,975	35,100	3,875	29,457
38	880	42,762	37,716	5,046	32,441
39	930	23,729	21,561	2,168	17,900
40	980	323,425	285,016	38,409	240,105

資料: 社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

区分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合計	1,494,340	18,650,815	11,588,654	7,062,161	286,643	328,967	217,191
農林水産業	15,380	137,615	98,101	39,514	267,274	296,734	194,135
鉱業	4,059	52,473	43,287	9,186	316,986	335,963	227,562
総合工事業	112,522	1,023,199	852,916	170,283	316,373	336,114	217,494
職別工事業	75,083	418,907	346,760	72,147	320,378	340,035	225,904
設備工事業	73,528	547,648	459,011	88,637	328,581	348,039	227,813
食料品・たばこ製造業	32,610	716,951	378,638	338,313	253,060	318,441	179,886
織維製品製造業	23,386	291,342	127,963	163,379	235,809	319,072	170,595
木製品・家具等製造業	19,713	192,291	145,123	47,168	270,125	295,673	191,523
紙製品製造業	6,341	119,505	85,423	34,082	290,067	327,178	197,051
印刷・同関連産業	20,430	227,641	160,806	66,835	315,784	350,335	232,654
化学工業・同類似業	24,783	467,350	336,691	130,659	306,838	344,630	209,454
金属工業	38,361	531,958	423,841	108,117	318,546	343,825	219,446
機械器具製造業	62,338	1,304,897	962,039	342,858	307,159	345,031	200,893
その他の製造業	24,143	323,711	227,215	96,496	301,501	341,309	207,767
卸売業	115,651	1,280,259	893,120	387,139	317,787	357,765	225,557
飲食料品小売業	50,858	482,275	262,835	219,440	255,945	312,578	188,113
飲食料品以外の小売業	144,361	1,439,785	837,145	602,640	278,533	326,208	212,306
金融・保険業	17,423	181,061	113,385	67,676	326,200	380,517	235,196
不動産業	62,407	298,289	187,159	111,130	307,960	344,829	245,868
道路貨物運送業	26,542	602,472	541,007	61,465	297,009	306,338	214,899
その他の運輸業	22,156	609,273	528,368	80,905	265,302	274,228	207,010
情報通信業	39,029	411,448	298,284	113,164	330,258	359,707	252,637
電気・ガス・熱供給・水道業	8,859	98,558	77,037	21,521	319,971	345,739	227,734
飲食店	36,407	307,514	188,694	118,820	265,765	305,512	202,643
宿泊業	12,359	242,249	133,479	108,770	245,008	285,581	195,217
医療業・保健衛生	66,796	1,445,929	326,494	1,119,435	289,079	413,418	252,814
社会保険・社会福祉・介護事業	39,750	945,724	242,768	702,956	233,530	277,104	218,481
教育・学習支援業	19,793	275,676	129,596	146,080	264,261	309,652	223,992
複合サービス業	14,458	246,169	155,487	90,682	243,653	274,986	189,926
物品販賣業	8,476	109,936	75,091	34,845	298,053	334,071	220,433
対個人サービス業	29,259	319,091	156,680	162,411	270,252	321,133	221,166
労働者派遣業	4,785	226,792	98,333	128,459	238,569	269,972	214,531
その他の対事業所サービス業	30,952	709,339	472,053	237,286	253,505	284,301	192,239
修理業	37,400	255,205	208,363	46,842	301,117	319,051	221,345
娯楽業	13,933	309,397	179,109	130,288	277,235	317,209	222,281
廃棄物処理業	12,779	148,982	119,681	29,301	318,687	333,111	259,771
学術研究機関	3,724	42,314	20,571	21,743	301,439	383,877	223,444
政治・経済・文化団体	29,695	213,102	116,827	96,275	286,716	334,591	228,620
その他のサービス業	97,991	721,614	471,866	249,748	316,403	357,170	239,379
公務	15,820	372,874	107,408	265,466	179,040	202,095	169,711

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第68表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係 (単位 千円)

区分	平成10年度(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
徴収決定額	6,188,090,804	6,084,807,465	6,296,716,982	6,422,224,804	6,245,309,446	6,552,855,203
前年度より繰越額(再掲)	118,276,598	134,326,133	150,217,693	167,405,584	179,180,816	175,329,183
収納済額	6,043,861,531	5,921,770,033	6,116,881,466	6,220,772,958	6,047,042,011	6,374,109,788
不納欠損額	8,514,224	11,434,855	10,884,847	20,239,181	21,333,352	22,176,970
収納未済額	135,715,050	151,602,507	168,950,668	181,212,665	176,934,083	156,568,445
収納率(%)	97.7	97.3	97.1	96.9	96.8	97.3

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(枚)	5,234,155	4,782,741	4,420,232	3,824,769	3,202,237	2,883,535
第1級	4,389	3,936	3,429	2,628	2,110	1,909
2	19,472	18,778	16,109	12,981	11,831	10,914
3	82,693	77,878	74,196	53,037	39,263	31,936
4	155,930	121,630	107,374	99,266	89,860	80,489
5	325,372	288,400	251,453	177,099	152,972	132,563
6	268,955	257,800	213,535	171,267	159,141	149,090
7	466,323	414,235	402,109	334,948	322,087	314,353
8	1,040,184	981,895	936,514	874,621	722,878	705,882
9	1,053,641	1,028,410	946,817	870,943	707,385	628,213
10	675,572	596,584	520,318	426,100	308,882	265,036
11	505,230	452,521	433,465	340,318	290,787	257,596
12	398,663	335,201	311,515	280,675	243,812	192,434
13	237,731	205,473	203,398	180,886	151,229	113,120
《保険料徴収状況》						
徴収決定額	1,262,245	1,120,568	1,081,931	1,007,763	882,923	8

第69表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額: 千円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合	計 件数	316,827,369	316,111,829	321,644,555	329,905,245	329,689,007	325,254,088
	金額	4,281,400,219	4,207,568,509	4,199,899,233	4,197,767,319	4,057,740,936	3,791,881,972
被 保 険 者 分	件数	172,293,079	171,278,380	174,219,315	177,863,015	175,590,098	167,078,787
	金額	2,582,040,573	2,524,797,095	2,510,861,875	2,496,580,700	2,382,346,066	2,057,620,420
診 療 費	件数	135,685,841	132,054,558	131,431,945	131,608,151	127,938,524	120,377,511
	日数	310,784,915	297,036,429	287,911,959	281,203,775	265,866,544	240,937,742
	金額	2,021,371,004	1,954,622,287	1,930,103,643	1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756
薬 剤 支 給	件数	29,295,490	32,139,010	35,735,021	39,050,820	40,523,748	39,635,848
	枚数	44,581,018	48,387,493	52,746,214	56,552,045	56,739,886	53,771,086
	金額	153,076,395	176,014,037	197,690,162	224,232,083	236,962,551	222,107,821
入院時食事療養費	件数	2,058,773	1,950,957	1,887,939	1,818,039	1,722,913	1,572,723
(標準負担額差額支給除く)	日数	25,814,136	24,004,886	22,460,084	21,072,635	19,242,973	16,727,625
	金額	36,417,737	34,045,875	31,904,847	29,697,175	27,254,382	23,793,016
訪問看護療養費	件数	8,608	9,773	6,012	6,359	6,391	6,058
	日数	52,364	59,855	38,924	43,862	44,646	43,676
	金額	388,603	444,042	287,397	323,106	329,541	281,854
入院時食事療養費	件数	1,444	1,753	1,503	1,730	1,595	1,687
(標準負担額差額支給)	日数	72,920	79,143	67,201	73,231	65,394	57,765
	金額	12,491	13,100	10,828	12,907	11,741	10,340
療 養 費	件数	5,258,172	5,090,808	5,134,588	5,390,215	5,437,512	5,384,715
	金額	35,296,609	33,897,042	33,938,921	35,798,276	35,569,317	31,150,138
看 護 費	件数	2	—	—	—	—	—
	日数	35	—	—	—	—	—
	金額	109	—	—	—	—	—
移 送 費	件数	140	145	122	128	114	117
	金額	8,521	7,530	8,284	9,205	6,018	6,679
高額療養費	件数	610,940	624,159	608,685	580,288	523,774	570,844
	金額	53,604,075	54,558,292	55,005,129	51,525,612	46,399,255	67,225,060
傷 病 手 当 金	件数	1,134,548	1,067,181	1,008,618	929,560	865,943	819,481
	日数	36,176,185	34,212,927	32,388,123	29,563,934	27,592,900	26,131,911
	金額	186,369,268	177,254,044	167,193,989	151,058,121	140,894,137	131,706,163
埋 葬 料	件数	48,319	46,693	44,319	42,949	41,615	39,023
	金額	15,294,899	14,693,152	13,734,243	13,197,763	12,552,028	11,577,606
出 産 育 児 一 時 金	件数	125,227	122,886	124,691	126,778	125,584	121,868
	金額	37,567,214	36,865,800	37,407,300	38,033,478	37,675,252	36,560,426
分 婦 費	件数	△ 1	—	—	—	—	—
	金額	△ 240	—	—	—	—	—
出 産 手 当 金	件数	124,350	121,414	123,811	126,037	125,298	121,635
	日数	10,673,477	10,489,445	10,698,259	10,926,611	10,910,194	10,598,744
	金額	42,633,891	42,381,931	43,577,131	44,997,427	45,332,775	44,135,562
育 児 手 当 金	件数	△ 1	—	—	—	—	—
	金額	△ 2	—	—	—	—	—
被 扶 養 者 分	件数	144,485,222	144,779,892	147,370,150	151,986,295	153,656,286	154,828,258
	金額	1,693,264,541	1,676,123,696	1,682,131,925	1,694,520,960	1,661,763,870	1,660,172,263
診 療 費	件数	113,884,653	111,727,571	111,266,771	112,407,617	111,723,988	111,067,696
	日数	254,274,578	245,688,001	239,402,492	236,803,812	229,552,342	224,573,896
	金額	1,401,011,714	1,373,845,039	1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	—
薬 剤 支 給	件数	26,888,559	29,411,797	32,430,167	35,769,797	38,092,764	39,742,524
	枚数	43,167,031	46,625,402	50,464,185	54,954,402	57,118,587	58,930,862
	金額	104,950,792	119,699,129	133,878,376	153,113,039	165,761,831	190,845,966
入院時食事療養費	件数	2,023,412	1,941,211	1,889,202	1,846,986	1,767,929	1,704,531
(標準負担額差額支給除く)	日数	26,154,669	24,875,212	23,464,749	22,431,225	20,953,736	19,693,076
	金額	36,269,426	34,656,964	32,687,169	30,980,040	29,064,079	27,320,062

訪問看護療養費	件数	25,864	33,038	25,507	28,203	31,228	34,103
	日数	148,254	189,453	151,879	175,095	197,950	223,095
	金額	962,908	1,234,083	988,532	1,138,575	1,285,238	1,449,543
入院時食事療養費	件数	739	820	883	921	951	1,191
(標準負担額差額支給)	日数	32,491	34,908	36,499	37,727	32,723	39,718
	金額	6,042	6,069	6,976	7,067	5,857	7,340
療養費	件数	2,859,373	2,792,019	2,834,986	2,994,072	3,060,810	3,188,120
	金額	18,590,360	18,279,925	17,990,712	18,720,335	18,933,900	19,944,412
看護費	件数	4	—	—	—	—	—
	日数	72	—	—	—	—	—
	金額	232	—	—	—	—	—
移送費	件数	142	137	119	111	111	151
	金額	5,835	6,365	4,819	5,668	9,776	6,620
高額療養費	件数	412,710	415,372	410,169	394,027	368,049	419,307
	金額	27,056,683	27,645,022	27,810,228	26,265,935	24,452,590	37,560,703
家族埋葬料	件数	97,714	94,958	95,941	86,062	84,150	89,392
	金額	9,771,350	9,495,725	9,594,045	8,606,200	8,415,008	8,939,251
家族出産育児一時金	件数	315,464	304,186	305,607	305,477	294,235	285,774
	金額	94,639,200	91,256,100	91,682,118	91,643,334	88,270,618	85,732,232
配偶者分娩							

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分		(単位 金額: 千円)				
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合	計 件数	527,515	465,404	435,214	398,259	344,432
	金額	9,384,173	7,938,971	7,224,852	7,025,616	6,010,885
被保険者分	件数	417,110	365,652	336,339	303,832	259,572
	金額	7,539,178	6,360,165	5,697,789	5,654,702	4,857,050
診療費	件数	312,622	270,196	243,915	213,093	178,701
	日数	978,905	821,305	726,093	663,708	546,382
	金額	5,401,926	4,626,780	4,125,804	3,864,223	3,023,242
薬剤支給	件数	82,652	77,124	75,705	72,308	64,534
	枚数	153,211	139,694	133,965	125,921	109,062
	金額	494,836	482,819	476,337	470,703	425,816
入院時食事療養費	件数	5,918	4,773	3,887	3,675	2,900
(標準負担額差額支給除く)	日数	99,390	76,122	58,548	56,443	43,323
	金額	139,354	108,234	83,165	80,883	63,323
訪問看護療養費	件数	13	3	4	8	6
	日数	15	10	41	55	51
	金額	140	83	293	423	352
入院時食事療養費	件数	21	28	7	8	10
(標準負担額差額支給)	日数	667	839	193	367	220
	金額	84	104	24	69	30
療養費	件数	10,488	9,089	8,697	8,332	7,119
	金額	89,291	77,630	77,789	76,927	65,688
看護費	件数	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
移送送	費 件数	1	2	—	—	—
	金額	49	147	—	—	—
高額療養費	件数	1,483	1,446	1,190	1,193	1,000
	金額	116,213	116,139	92,741	109,633	91,610
特別療養費	件数	1,649	1,507	1,310	1,064	1,125
	金額	23,221	18,704	14,110	15,207	18,727
傷病手当金	件数	8,066	6,161	5,411	7,744	7,004
	日数	236,850	180,240	155,904	219,855	204,345
	金額	1,251,474	911,047	806,484	1,016,421	1,151,458
埋葬料	件数	106	93	78	69	50
	金額	19,780	17,498	14,611	15,947	9,384
出産育児一時金	件数	4	1	12	6	12
	金額	1,200	300	3,600	1,800	3,600
出産手当金	件数	5	2	10	7	11
	日数	409	199	940	677	792
	金額	1,610	679	2,832	2,465	3,818
被扶養者分	件数	110,340	99,703	98,829	94,397	84,217
	金額	1,839,029	1,574,687	1,518,894	1,367,191	1,134,656
診療費	件数	85,514	75,893	73,809	68,820	60,065
	日数	249,947	214,547	201,874	181,166	151,535
	金額	1,561,510	1,333,622	1,282,395	1,136,677	932,838
薬剤支給	件数	20,735	20,390	21,598	22,270	20,945
	枚数	36,330	35,498	36,893	36,988	33,736
	金額	95,704	99,566	105,868	112,823	105,605
入院時食事療養費	件数	2,436	1,941	1,826	1,539	1,157
(標準負担額差額支給除く)	日数	44,205	33,300	30,162	23,993	17,992
	金額	64,174	48,051	42,829	33,311	25,538
						22,981

訪問看護療養費 件数		31	40	27	13	27	12
日数	金額	145	236	227	98	202	46
入院時食事療養費 件数	1,024	1,573	1,449	633	1,245	313	5
(標準負担額差額支給) 日数	610	154	268	42	667	428	91
疗養費 件数	2,004	1,801	1,776	1,919	1,719	1,652	3
金額	16,661	15,026	14,952	14,596	13,116	12,451	93
移送送 費 件数	1	—	—	—	1	—	67
金額	11	—	—	—	10	—	84
高額療養費 件数	765	603	528	431	444	432	432
金額	43,237	34,738	31,207	26,225	21,392	20,200	22,25
特別療養費 件数	1,039	763	911	746	878	797	797
金額	14,281	7,193	7,952	6,619	8,728	6,821	6,821
家族埋葬料 件数	150	136	97	114	74	67	67
金額	15,000	13,600	9,700	11,400	7,400	6,700	6,700
家族出産育児一時金 件数	91	71	75	83	62	—	84
金額	27,300	21,300	22,500	24,900	18,600	25,200	25,200
高齢受給者分 件数	•	•	•	•	596	3,744	3,744
金額	•	•	•	•	14,073	70,342	70,342
診療費 件数	•	•	•	•	469	2,808	2,808
日数	•	•	•	•	1,350	7,948	7,948
金額	•	•	•	•	12,877	60,812	60,812
薬剤支給 件数	•	•	•	•	127	897	897
枚数	•	•	•	•	223	1,465	1,465
金額	•	•	•	•	991	8,341	8,341
入院時食事療養費 件数	•	•	•	•	11	46	46
(標準負担額差額支給除く) 日数	•	•	•	•	135	550	550
金額	•	•	•	•	205	805	805
訪問看護療養費 件数	•	•	•	•	—	—	—
日数	•	•	•	•	—	—	—
金額	•	•	•	•	—	—	—
特別療養費 件数	•	•	•	•	39	384	384
金額	•	•	•	•	—	—	—
世帯合算高額療養費 件数	65	49	46	30	47	60	60
金額	5,966	4,119	8,168	3,723	5,106	8,460	8,460

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(家族) 出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 5 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 6 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料:社会保険庁「事業年報」

第70表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保険者分	件数	135,685,841	132,054,558	131,431,945	131,608,151	127,938,524	120,377,511
	日数	310,784,915	297,036,429	287,911,959	281,203,775	265,866,544	240,937,742
	金額	2,021,371,004	1,954,622,287	1,930,103,643	1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756
一般診療	件数	109,897,594	106,882,395	106,393,800	106,428,783	102,822,697	96,633,667
	日数	242,391,186	230,752,912	223,077,201	217,036,029	202,978,572	182,531,476
	金額	1,680,887,502	1,625,142,451	1,604,472,399	1,579,317,924	1,480,353,037	1,235,024,849
入院	件数	2,215,924	2,101,312	2,033,395	1,960,447	1,864,354	1,703,142
	日数	29,852,407	27,837,955	26,113,266	24,572,801	22,530,597	19,567,839
	金額	649,794,370	629,564,946	626,137,992	612,051,165	573,460,866	469,189,097
入院外	件数	107,681,670	104,781,083	104,360,405	104,468,336	100,958,343	94,930,525
	日数	212,538,779	202,914,957	196,963,935	192,463,228	180,447,975	162,963,637
	金額	1,031,093,132	995,577,505	978,334,407	967,266,759	906,892,171	765,835,752
歯科診療	件数	25,788,247	25,172,163	25,038,145	25,179,368	25,115,827	23,743,844
	日数	68,393,729	66,283,517	64,834,758	64,167,746	62,887,972	58,406,266
	金額	340,483,502	329,479,835	325,631,244	328,377,625	319,006,033	254,040,907
被扶養者分	件数	113,884,653	111,727,571	111,266,771	112,407,617	111,723,988	111,067,696
	日数	254,274,578	245,688,001	239,402,492	236,803,812	229,552,342	224,573,896
	金額	1,401,011,714	1,373,845,039	1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	
一般診療	件数	94,698,539	92,941,154	92,720,367	93,930,909	93,064,218	92,474,803
	日数	208,655,473	201,298,608	196,173,925	194,502,609	187,619,890	183,160,892
	金額	1,229,320,173	1,206,100,232	1,202,584,642	1,200,140,973	1,163,795,950	1,128,705,327
入院	件数	2,256,359	2,176,749	2,128,129	2,089,571	2,011,352	1,941,412
	日数	29,820,572	28,469,579	26,995,129	25,895,707	24,313,707	22,855,775
	金額	537,056,644	528,259,633	532,640,236	527,503,123	509,640,489	459,805,627
入院外	件数	92,442,180	90,764,405	90,592,238	91,841,338	91,052,866	90,533,391
	日数	178,834,901	172,829,029	169,178,796	168,606,902	163,306,183	160,305,117
	金額	692,263,529	677,840,599	669,944,406	672,637,850	654,155,461	668,899,700
歯科診療	件数	19,186,114	18,786,417	18,546,404	18,476,708	18,659,770	18,592,893
	日数	45,619,105	44,389,393	43,228,567	42,301,203	41,932,452	41,413,004
	金額	171,691,540	167,744,807	164,904,307	163,899,793	161,769,022	159,660,807
高齢受給者(一般)	件数	・	・	・	・	227,320	1,888,752
	日数	・	・	・	・	570,533	4,763,751
	金額	・	・	・	・	4,851,857	40,590,182
入院	件数	・	・	・	・	5,014	41,189
	日数	・	・	・	・	75,919	615,777
	金額	・	・	・	・	2,102,146	17,433,070
入院外	件数	・	・	・	・	197,389	1,634,469
	日数	・	・	・	・	426,659	3,569,248
	金額	・	・	・	・	2,347,847	19,744,971
歯科	件数	・	・	・	・	24,917	213,094
	日数	・	・	・	・	67,955	578,726
	金額	・	・	・	・	401,864	3,412,141
高齢受給者(一定以上所得者)	件数	・	・	・	・	51,848	449,591
	日数	・	・	・	・	124,054	1,058,281
	金額	・	・	・	・	1,022,598	8,811,146
入院	件数	・	・	・	・	1,100	9,469
	日数	・	・	・	・	14,292	120,732
	金額	・	・	・	・	460,689	3,818,934
入院外	件数	・	・	・	・	43,710	377,902
	日数	・	・	・	・	91,612	778,926
	金額	・	・	・	・	474,057	4,245,243
歯科	件数	・	・	・	・	7,038	62,220
	日数	・	・	・	・	18,150	158,623
	金額	・	・	・	・	87,852	746,969

(注) 1 老人保健対象者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保険者分	件数	312,622	270,196	243,915	213,093	178,701	116,749
	日数	978,905	821,305	726,093	663,708	546,382	304,449
	金額	5,401,926	4,626,780	4,125,804	3,864,223	3,023,242	1,711,960
一般診療	件数	271,584	232,773	208,669	181,827	151,394	96,441
	日数	858,913	711,567	624,113	574,012	469,509	248,691
	金額	4,781,813	4,062,818	3,589,299	3,379,386	2,619,110	1,459,258
入院	件数	6,496	5,143	4,282	3,983	3,131	2,028
	日数	113,125	86,362	67,694	64,292	49,621	28,570
	金額	1,885,063	1,603,949	1,362,741	1,387,149	1,106,068	597,758
入院外	件数	265,088	227,630	204,387	177,844	148,263	94,413
	日数	745,788	625,205	556,419	509,720	419,888	220,121
	金額	2,896,750	2,458,869	2,226,558	1,992,237	1,513,042	861,500
歯科診療	件数	41,038	37,423	35,246	31,266	27,307	20,308
	日数	119,992	109,738	101,980	89,696	76,873	55,758
	金額	620,114	563,962	536,505	484,837	404,132	252,702
被扶養者分	件数	85,514	75,893	73,809	68,820	60,065	55,021
	日数	249,947	214,547	201,87			

第 71 表 政府管掌健康保險給付諸率

(i) 一般被保險者關係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	6,923.35	6,831.72	6,823.48	6,894.25	6,847.94	6,494.22
	1件当日数	2.29	2.25	2.19	2.14	2.08	2.00
	1件当金額	14,897	14,802	14,685	14,495	14,064	12,370
	1人当金額	103,140	101,121	100,204	99,934	96,311	80,333
一 般 診 療	1000人当件数	5,607.51	5,529.46	5,523.59	5,575.24	5,503.61	5,213.27
	1件当日数	2.21	2.16	2.10	2.04	1.97	1.89
	1件当金額	15,295	15,205	15,081	14,839	14,397	12,780
	1人当金額	85,767	84,075	83,299	82,732	79,236	66,628
入 院	1000人当件数	113.07	108.71	105.57	102.70	99.79	91.88
	1件当日数	13.47	13.25	12.84	12.53	12.08	11.49
	1件当金額	293,239	299,606	307,927	312,200	307,592	275,484
	1人当金額	33,156	32,570	32,507	32,062	30,695	25,312
入 院 外	1000人当件数	5,494.44	5,420.75	5,418.02	5,472.54	5,403.82	5,121.39
	1件当日数	1.97	1.94	1.89	1.84	1.79	1.72
	1件当金額	9,575	9,502	9,375	9,259	8,983	8,067
	1人当金額	52,611	51,505	50,792	50,670	48,542	41,316
齒 科 診 療	1000人当件数	1,315.84	1,302.26	1,299.89	1,319.01	1,344.33	1,280.95
	1件当日数	2.65	2.63	2.59	2.55	2.50	2.46
	1件当金額	13,203	13,089	13,005	13,042	12,701	10,699
	1人当金額	17,373	17,045	16,906	17,202	17,075	13,705
看 護 費	1000人当日数	0.00	—	—	—	•	•
	1日当金額	3,107	—	—	—	•	•
傷 病 手 当 金	1000人当件数	56.66	53.99	51.19	47.58	45.26	43.15
	1人当日数	1.81	1.73	1.64	1.51	1.44	1.38
	1件当金額	164,267	166,096	165,765	162,505	162,706	160,719
埋 葬 料	1000人当件数	2.41	2.36	2.25	2.20	2.17	2.05
出 産 育 妊 一 時 金	1000人当件数	6.25	6.22	6.33	6.49	6.56	6.42
出 産 手 当 金	1000人当件数	6.21	6.14	6.28	6.45	6.55	6.41
	1件当金額	342,854	349,070	351,965	357,018	361,800	362,852
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	7,033.01	6,939.54	7,005.51	7,199.36	7,202.74	7,278.37
	1件当日数	2.23	2.20	2.15	2.11	2.05	2.02
	1件当金額	12,302	12,296	12,290	12,135	11,865	11,600
	1人当金額	86,520	85,331	86,099	87,363	85,458	84,428
一 般 診 療	1000人当件数	5,848.16	5,772.69	5,837.81	6,015.98	5,999.77	6,059.96
	1件当日数	2.20	2.17	2.12	2.07	2.02	1.98
	1件当金額	12,981	12,977	12,970	12,777	12,505	12,206
	1人当金額	75,917	74,912	75,716	76,865	75,029	73,965
入 院	1000人当件数	139.34	135.20	133.99	133.83	129.67	127.22
	1件当日数	13.22	13.08	12.68	12.39	12.09	11.77
	1件当金額	238,019	242,683	250,286	252,446	253,382	236,841
	1人当金額	33,166	32,811	33,536	33,785	32,856	30,131
入 院 外	1000人当件数	5,708.82	5,637.49	5,703.82	5,882.15	5,870.10	5,932.74
	1件当日数	1.93	1.90	1.87	1.84	1.79	1.77
	1件当金額	7,489	7,468	7,395	7,324	7,184	7,388
	1人当金額	42,751	42,102	42,181	43,080	42,173	43,834
齒 科 診 療	1000人当件数	1,184.85	1,166.85	1,167.71	1,183.38	1,202.98	1,218.41
	1件当日数	2.38	2.36	2.33	2.29	2.25	2.23
	1件当金額	8,949	8,929	8,891	8,871	8,669	8,587
	1人当金額	10,603	10,419	10,383	10,497	10,429	10,463
看 護 費	1000人当日数	0.00	—	—	—	•	•
	1日当金額	3,216	—	—	—	•	•
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	5.47	5.34	5.48	5.00	4.93	5.33
家 族 出 産 育 妊 一 時 金	1000人当件数	17.65	17.12	17.44	17.75	17.23	17.02

| 《高齡受給者分（一般）》

診	療	費	1000人当件数					7,777.61	15,874.18
		1 件 当 日 数						2.51	2.52
		1 件 当 金 額						21,344	21,490
		1 人 当 金 額						166,003	341,144
入	院	1000人当件数						171.55	346.18
		1 件 当 日 数						15.14	14.95
		1 件 当 金 額						419,255	423,246
		1 人 当 金 額						71,924	146,518
入	院	外	1000人当件数					6,753.54	13,737.03
		1 件 当 日 数						2.16	2.18
		1 件 当 金 額						11,895	12,080
		1 人 当 金 額						80,330	165,948
歯	科	診	療	1000人当件数				852.52	1,790.97
		1 件 当 日 数						2.73	2.72
		1 件 当 金 額						16,128	16,012
		1 人 当 金 額						13,750	28,678
《高齢受給者分(一定以上所得者)》									
診	療	費	1000人当件数					7,775.06	17,440.15
		1 件 当 日 数						2.39	2.35
		1 件 当 金 額						19,723	19,598
		1 人 当 金 額						153,348	341,794
入	院	1000人当件数						164.95	367.31
		1 件 当 日 数						12.99	12.75
		1 件 当 金 額						418,808	403,309
		1 人 当 金 額						69,084	148,141
入	院	外	1000人当件数					6,554.70	14,659.25
		1 件 当 日 数						2.10	2.06
		1 件 当 金 額						10,846	11,234
		1 人 当 金 額						71,089	164,678
歯	科	診	療	1000人当件数				1,055.41	2,413.58
		1 件 当 日 数						2.58	2.55
		1 件 当 金 額						12,483	12,005
		1 人 当 金 額						13,174	28,976

(注) 1 「1人当たり診療費」及び「1人当たり日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1,000人当たり件数」及び「1,000人当たり日数」は、年度平均1,000人当たり件数及び日数である。
2 令和3年度までの「診療費」「手数料」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付

2 平成13年度までの「診療費」や「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。

3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。

「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。

「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

⁸ 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
・平成14年度の平均特徴階級差額(一定以上所得者)

9 平成15年度の平均被保険者数：18,536,099人（70歳未満）、18,989,369人（総数）
平成15年度の平均被扶養者数：15,259,966人（70歳未満）、16,786,784人（総数）

平成15年度の平均加入者数：118,983人（高齢（一般）、25,779人（高齢（一定以上所得者））
資料：社会保険庁「事業年報」

資料：社会研究月刊「学术年報」

資料：社会保険庁「事業年報」

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	8,037.59	7,848.83	7,880.94	7,636.10	7,746.62	6,101.73
	1件当日数	3.13	3.04	2.98	3.11	3.06	2.61
	1件当金額	17,279	17,124	16,915	18,134	16,918	14,664
	1人当金額	138,885	134,402	133,305	138,473	131,056	89,473
一 般 診 療	1000人当件数	6,982.49	6,761.74	6,742.13	6,515.70	6,562.94	5,040.29
	1件当日数	3.16	3.06	2.99	3.16	3.10	2.58
	1件当金額	17,607	17,454	17,201	18,586	17,300	15,131
入 院	1000人当件数	122,942	118,019	115,971	121,099	113,539	76,265
	1件当日数	167.01	149.40	138.35	142.73	135.73	105.99
	1件当金額	290,188	311,870	318,249	348,267	353,263	294,752
	1人当金額	48,465	46,593	44,030	49,708	47,948	31,241
入 院 外	1000人当件数	6,815.48	6,612.35	6,603.78	6,372.97	6,427.15	4,934.37
	1件当日数	2.81	2.75	2.72	2.87	2.83	2.33
	1件当金額	10,928	10,802	10,894	11,202	10,205	9,125
歯 科 診 療	1000人当件数	74,476	71,427	71,940	71,391	65,590	45,025
	1件当日数	2.92	2.93	2.89	2.87	2.82	2.75
	1件当金額	15,111	15,070	15,222	15,507	14,800	12,443
	1人当金額	15,943	16,382	17,335	17,519	17,519	13,207
看 護 費	1000人当日数	—	—	—	—	—	—
	1日当金額	—	—	—	—	—	—
傷 病 手 当 金	1000人当件数	199.62	171.84	167.79	265.78	288.92	160.68
	1人当日数	5.86	5.03	4.83	7.55	8.43	4.60
	1件当金額	155,154	147,873	149,045	131,253	164,400	155,977
埋 葬 料 (費)	1000人当件数	2.62	2.59	2.42	2.37	2.06	2.18
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	0.10	0.03	0.37	0.21	0.50	0.30
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.12	0.06	0.31	0.24	0.45	0.35
	1件当金額	322,095	339,688	283,172	352,172	347,102	259,300
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	4,444.59	4,569.67	5,351.97	5,528.60	5,412.16	5,471.23
	1件当日数	2.92	2.83	2.74	2.63	2.52	2.46
	1件当金額	18,260	17,572	17,375	16,517	15,530	15,122
	1人当金額	81,160	80,300	92,988	91,314	84,053	82,738
一 般 診 療	1000人当件数	3,765.23	3,870.79	4,509.46	4,671.67	4,545.05	4,592.38
	1件当日数	2.95	2.83	2.73	2.61	2.50	2.43
	1件当金額	19,505	18,657	18,480	17,431	16,402	15,984
	1人当金額	73,441	72,216	83,337	81,433	74,547	73,406
入 院	1000人当件数	134.36	125.30	140.24	135.12	112.18	121.61
	1件当日数	18.51	17.43	16.97	15.78	16.02	14.71
	1件当金額	283,357	274,605	285,221	272,271	309,288	286,454
	1人当金額	38,071	34,408	39,998	36,790	34,696	34,837
入 院 外	1000人当件数	3,630.87	3,745.48	4,369.23	4,536.55	4,432.80	4,470.58
	1件当日数	2.37	2.34	2.27	2.22	2.16	2.10
	1件当金額	9,742	10,094	9,919	9,841	8,990	8,627
	1人当金額	35,371	37,808	43,338	44,644	39,850	38,566
歯 科 診 療	1000人当件数	679.37	698.88	842.51	856.92	867.17	879.04
	1件当日数	2.80	2.81	2.77	2.73	2.64	2.58
	1件当金額	11,361	11,566	11,455	11,530	10,963	10,620
	1人当金額	7,718	8,084	9,651	9,881	9,507	9,335
看 護 費	1000人当日数	—	—	—	—	—	—
	1日当金額	—	—	—	—	—	—
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	6.92	7.24	6.18	8.04	5.87	5.88
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	4.20	3.78	4.78	5.85	4.91	7.37

《高齢受給者分》		診 療 費	1000人当件数	1,175.93	5,937.62
入 院	1000人当件数	2.88	2.83	
	1件当日数	27,456	21,657	
	1件当金額	32,287	128,588	
入 院 外	1000人当件数	32.60	97.27	
	1件当日数	11.15	13.80	
	1件当金額	550,655	552,617	
歯 科 診 療	1000人当件数	17,949	53,752	
	1件当日数	1,033.01	5,155.24	
	1件当金額	2.62	2.61	
	1人当金額	12,154	12,397	
	1人当金額	12,555	63,909	
	1人当金額	110.32	685.11	
	1人当金額	2.84	2.95	
	1人当金額	16,161	15,950	
	1人当金額	1,783	10,927	

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当たり件数」及び「1,000人当たり日数」は、年度平均1,000人当たり件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 6 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 7 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成15年度の平均被保険者数：19,134人(70歳未満)、20,196人(総数)
平成15年度の平均被扶養者数：10,056人(70歳未満)、11,394人(総数)
平成15年度の平均加入者数：473人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」

第72表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	69,805	69,091	70,939	72,217	70,449	73,037
保険料収入	60,524	59,294	61,247	62,276	60,527	63,788
医療分	60,524	59,294	58,851	58,214	56,636	60,167
介護分	・	・	2,396	4,062	3,891	3,620
国庫補助	8,980	9,597	9,522	9,768	9,741	9,042
医療分	8,980	9,597	8,878	9,057	9,091	8,321
介護分	・	・	644	711	649	721
その他の支出	301	200	170	173	181	206
保険給付費	69,771	72,254	72,484	76,927	76,037	72,389
医療給付費	43,187	42,584	42,290	42,534	41,008	38,534
現金給付費	37,892	37,432	37,221	37,634	36,331	33,625
老人保健拠出金	5,295	5,152	5,069	4,890	4,677	4,909
退職者給付拠出金	20,769	23,372	20,568	21,836	23,288	21,579
介護納付金	4,215	4,754	5,086	5,816	6,539	6,693
その他の支出	・	・	3,016	5,252	3,960	4,398
収支差引残	1,600	1,544	1,524	1,499	1,242	1,185
医療分	34	△ 3,163	△ 1,545	△ 4,710	△ 5,588	647
介護分	・	△ 3,163	△ 1,569	△ 4,231	△ 6,169	704
<△ 35>	・	・	24	△ 479	581	△ 57
国庫補助線延べ返済額	—	4,183	—	2,885	—	—
事業運営安定資金残高	6,932	8,039	6,725	5,071	△ 524	△ 106
医療分	6,932	8,039	6,701	5,526	△ 649	△ 174
介護分	・	・	24	△ 455	125	68

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 法第3条第2項に係るものと含む。

3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。

4 平成10年度の「収支差引算」の<△ 35>は、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除いた場合の計数である。

5 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助線延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

資料: 社会保険庁「事業年報」

② 組合管掌健康保険

第73表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
組合数	1,794	1,780	1,756	1,722	1,674	1,622
被保険者数	15,650,147	15,394,378	15,182,187	14,936,439	14,790,093	14,655,434
男	11,426,987	11,264,607	11,111,775	10,939,919	10,753,093	10,599,145
女	4,223,160	4,129,771	4,070,412	3,996,520	4,037,000	4,056,289
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	・	・	7,124,353	7,058,417	6,938,132	6,824,171
男	・	・	5,640,213	5,583,261	—	—
女	・	・	1,484,140	1,475,156	—	—
介護特定被保険者数	・	・	54,277	83,774	89,463	93,344
男	・	・	49,851	78,991	—	—
女	・	・	4,426	4,783	—	—
被扶養者数	16,928,252	16,721,062	16,494,530	16,081,393	15,778,140	15,488,225
(再掲)						
介護保険被扶養者数	・	・	3,544,953	3,473,203	3,394,523	3,324,722
扶養率	1.082	1.086	1.086	1.077	1.067	1.057
平均標準報酬月額	369,053	369,209	372,650	373,956	369,726	371,556
男	416,457	415,399	418,922	419,423	414,881	417,939
女	240,788	243,219	246,332	249,496	249,448	250,357
(再掲)						
介護保険被保険者	・	・	445,190	446,339	439,967	439,297
男	・	・	492,501	491,138	—	—
女	・	・	265,059	266,604	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

第74表 組合管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成15年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	14,452,126	10,413,580	4,038,546
第1級	98	57,889	16,347	41,542
2	104	25,428	4,108	21,320
3	110	49,932	9,273	40,659
4	118	84,552	13,729	70,823
5	126	113,258	17,211	96,047
6	134	133,130	20,285	112,845
7	142	143,332	23,456	119,876
8	150	184,767	38,546	146,221
9	160	212,727	50,244	162,483
10	170	231,547	61,685	169,862
11	180	256,949	76,283	180,666
12	190	279,834	88,289	191,545
13	200	500,017	188,254	311,763
14	220	731,122	322,139	408,983
15	240	757,417	393,352	364,065
16	260	780,865	476,210	304,655
17	280	751,248	507,049	244,199
18	300	747,110	549,110	198,000
19	320	722,568	564,845	157,723
20	340	691,607	566,505	125,102
21	360	670,694	568,906	101,788
22	380	798,336	699,439	98,897
23	410	883,619	791,663	91,956
24	440	783,918	716,950	66,968
25	470	681,298	630,229	51,069
26	500	597,230	555,826	41,404
27	530	493,251	465,694	27,557
28	560	405,706	385,279	20,427
29	590	327,587	312,528	15,059
30	620	258,560	248,263	10,297
31	650	201,243	193,621	7,622
32	680	159,998	154,237	5,761
33	710	147,096	141,372	5,724
34	750	118,023	113,416	4,607
35	790	87,648	83,776	3,872
36	830	71,995	69,006	2,989
37	880	56,028	53,476	2,552
38	930	41,089	39,206	1,883
39	980	213,508	203,773	9,735

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成16年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,622	14,655,434	10,599,145	4,056,289	371,556	417,939	250,357
単一・連合組合の計	1,329	9,395,598	6,974,495	2,421,103	388,555	435,179	254,245
化 学 工 業	154	819,110	651,135	167,975	406,735	446,117	254,076
窯業並びに土石業	26	78,980	64,703	14,277	394,277	425,703	251,855
紡 織 工 業	34	45,093	29,951	15,142	315,452	373,084	201,455
機 械 器 具 工 業	354	3,088,325	2,613,917	474,408	399,420	425,459	255,950
そ の 他 の 工 業	96	446,501	333,370	113,131	359,539	406,697	220,574
金 属 鉱 業	3	26,829	23,019	3,810	393,494	421,339	225,258
運 送 の 事 業	87	923,263	783,259	140,004	373,718	396,283	247,472
物 品 販 売 事 業	153	913,435	533,817	379,618	318,932	395,356	211,465
金 融 保 険 の 事 業	176	1,198,506	609,498	589,008	375,852	496,861	250,633
そ の 他 の 事 業	178	1,291,388	995,436	295,952	417,778	461,490	270,750
法人又は団体の事務所	68	564,168	336,390	227,778	427,565	490,214	335,042
総合組合の計	293	5,259,836	3,624,650	1,635,186	341,190	384,764	244,601

資料: 健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第76表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成8年度(1996)	84.56	36.87	47.69	100	44	56
9 (1997)	84.88	37.06	47.82	100	44	56
10 (1998)	85.12	37.22	47.90	100	44	56
11 (1999)	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12 (2000)	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13 (2001)	85.91	37.78	48.14	100	44	56
14 (2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55

資料: 健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第77表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額 : 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	265,792,833	266,535,432	271,438,095	278,460,165	280,018,960	277,284,314
金額	3,119,315,568	3,094,188,039	3,101,213,149	3,108,260,621	3,047,278,896	2,884,743,773
被 保 険 者 分 件数	123,371,338	123,710,271	125,775,495	128,625,342	129,152,544	124,339,155
金額	1,665,335,578	1,652,955,979	1,653,219,990	1,657,080,469	1,620,698,455	1,430,222,043
診 療 費 件数	97,813,805	96,264,292	95,708,996	96,053,164	94,954,651	90,398,378
日数	205,337,135	199,399,479	193,907,431	190,555,538	183,945,359	169,893,612
金額	1,338,177,221	1,314,096,042	1,301,113,428	1,292,509,806	1,247,382,396	1,047,567,601
薬 剤 支 給 件数	21,010,430	23,125,767	25,730,832	28,163,162	29,728,207	29,453,997
枚数	30,444,571	33,313,654	36,450,889	39,301,531	40,135,957	38,774,068
金額	102,547,442	118,806,380	134,584,321	154,028,733	166,144,930	158,991,596
入院時食事療養費 件数	1,244,459	1,204,531	1,172,491	1,139,522	1,108,407	1,042,504
(差額支給分除く) 日数	14,070,049	13,341,459	12,615,235	11,964,390	11,232,493	10,160,335
金額	19,950,853	19,020,647	18,014,516	16,939,113	15,968,918	14,488,127
訪問看護療養費 件数	5,497	6,474	4,358	4,647	4,947	4,724
日数	34,701	41,019	29,471	33,059	35,436	33,862
金額	245,308	302,534	218,935	244,862	261,584	218,676
入院時食事療養費 件数	166	79	142	192	146	146
(差額支給分) 日数	3,951	2,268	2,835	5,036	3,916	3,068
金額	709	380	681	1,249	824	522
療 養 費 件数	3,449,641	3,252,241	3,284,681	3,415,423	3,514,713	3,471,718
金額	19,529,472	19,032,026	18,768,097	19,544,988	19,863,595	17,911,843
高 額 療 養 費 件数	476,751	473,392	471,554	425,242	394,277	445,909
金額	37,356,045	37,745,736	38,432,563	34,095,034	31,706,502	48,503,568
看 護 費 件数	3	3	3	0	0	0
日数	45	65	41	0	0	0
金額	149	403	264	0	0	0
移 送 費 件数	310	294	214	196	221	231
金額	24,665	23,667	19,550	17,307	13,293	25,407
傷 病 手 当 金 件数	400,465	377,117	367,149	359,524	351,929	364,404
日数	11,890,278	11,495,592	11,306,973	11,056,573	10,917,998	11,624,583
金額	74,163,737	71,499,926	70,167,836	68,621,157	68,051,197	72,145,440
埋 葬 料 件数	23,645	23,191	21,816	21,165	20,619	19,759
金額	9,549,429	9,293,728	8,763,216	8,426,878	8,100,821	7,736,771
出 産 育 児 一 時 金 件数	94,879	94,249	94,183	93,097	93,347	92,134
金額	28,463,954	28,274,890	28,254,900	27,928,180	28,004,100	27,640,200
出 産 手 当 金 件数	95,746	93,172	91,567	89,530	89,487	87,755
日数	9,412,317	9,163,248	9,001,540	8,491,603	7,578,483	7,471,248
金額	35,326,594	34,859,620	34,881,683	34,723,162	35,200,295	34,992,292
被 扶 養 者 分 件数	142,376,857	142,781,325	145,617,360	149,792,630	150,673,876	151,568,405
金額	1,449,439,169	1,436,573,240	1,443,100,859	1,446,860,292	1,419,560,961	1,421,516,034
診 療 費 件数	111,144,557	109,201,630	108,871,866	109,815,522	108,658,548	107,832,162
日数	233,558,121	225,933,826	220,667,613	211,091,474	207,585,525	
金額	1,182,847,928	1,159,824,541	1,149,420,773	1,117,721,047	1,090,589,981	
薬 剤 支 給 件数	27,578,332	30,111,842	33,231,244	36,412,235	38,439,056	40,098,383
枚数	43,254,110	46,673,519	50,646,835	54,935,103	56,670,575	58,358,783
金額	100,351,941	114,144,212	128,001,232	145,217,983	155,321,116	176,215,243
入院時食事療養費 件数	1,542,118	1,479,145	1,440,534	1,402,033	1,338,032	1,290,027
(差額支給分除く) 日数	17,129,080	16,283,991	15,434,498	14,734,985	13,762,971	13,015,941
金額	23,516,300	22,475,767	21,295,129	20,162,389	18,890,188	17,909,184
訪問看護療養費 件数	16,391	20,570	17,745	19,899	22,637	25,312
日数	96,603	119,807	106,981	123,760	141,274	159,764
金額	606,842	781,002	699,057	762,339	920,744	1,047,150

入院時食事療養費 件数 (差額支給分)	88	81	208	85	36	103
日数	2,364	1,930	2,419	2,221	569	1,914
金額	521	534	1,606	376	103	379
第二家族療養費 件数	2,861,205	2,680,959	2,737,799	2,859,106	2,905,848	2,932,412
金額	16,029,872	15,842,737	15,767,955	16,193,468	16,213,215	17,299,612
高 額 療 養 費 件数	395,216	398,270	401,525	336,570	312,448	354,781
金額	23,291,759	23,698,557	24,262,897	20,061,081	18,848,595	29,487,437
看 護 費 件数	12	4	1	0	0	0
日数	224	12	6	0	0	0
金額	607	77	10	0	0	0
移 送 費 件数	306	261	198	161	151	148
金額	13,141	16,561	15,615	10,372	9,153	8,648
家 族 埋 葬 料 件数	57,230	52,617	47,891	48,402	44,544	42,864
金額	5,724,040	5,261,952	4,789,100	4,840,200	4,454,400	4,286,400
家族出産育児一時金 件数	323,520	315,091	308,883	300,650	290,608	282,240
金額	97,056,218	94,527,300	92,664,900	90,191,311	87,182,400	84,672,000
高齢受給者分(一般) 件数	·	·	·	·	125,155	1,071,479
金額	·	·	·	·	2,158,809	18,931,651
診 療 費 件数	·	·	·	·	90,235	763,349
日数	·	·	·	·	218,651	1,872,795
金額	·	·	·	·	1,789,573	15,562,509
薬 剤 支 給 件数	·	·	·	·	34,896	307,971
枚数	·	·	·	·	53,116	466,688
金額	·	·	·	·	330,768</td	

(ii) 附加給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	7,392,596	5,277,946	4,254,895	3,690,864	3,221,499	2,967,685
金額	95,450,265	81,933,327	75,140,282	78,101,851	74,121,691	83,613,907
被 保 優 者 分 件数	3,319,268	2,464,337	2,074,367	1,868,394	1,663,824	1,660,364
金額	53,399,197	47,461,476	44,637,395	46,659,566	44,960,812	51,229,419
一 部 負 担 還 元 金 件数	3,078,808	2,235,121	1,852,067	1,648,220	1,448,458	1,440,131
金額	34,019,701	28,570,446	25,958,480	27,769,562	26,011,410	31,025,154
傷病手当に関するもの 件数	172,115	161,468	156,550	155,758	152,510	158,824
金額	13,383,403	13,064,514	13,355,957	13,657,668	13,736,578	14,946,645
そ の 他 件数	68,345	67,748	65,750	64,416	62,856	61,409
金額	5,996,093	5,826,516	5,322,958	5,232,336	5,212,824	5,257,620
被 扶 養 者 分 件数	4,040,851	2,783,683	2,151,800	1,795,755	1,527,633	1,249,399
金額	41,076,151	33,660,236	29,765,417	30,480,265	28,075,457	30,108,585
家 族 療 養 附 加 金 件数	3,833,838	2,586,739	1,969,557	1,623,425	1,367,599	1,096,355
金額	34,608,670	27,411,506	23,836,037	24,790,512	22,620,062	24,729,094
そ の 他 件数	207,013	196,944	182,243	172,330	160,034	153,044
金額	6,467,481	6,248,730	5,929,380	5,689,753	5,455,395	5,379,491
合 算 高 額 療 養 附 加 金 件数	32,477	29,926	28,728	26,715	30,042	57,922
金額	974,917	811,615	737,470	962,020	1,085,422	2,275,903

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	273,185,429	271,813,378	275,692,990	282,151,029	283,240,459	280,251,999
金額	3,214,765,833	3,176,121,366	3,176,353,431	3,186,362,472	3,121,400,587	2,968,357,680
被 保 優 者 分 件数	126,690,606	126,174,608	127,849,862	130,493,736	130,816,368	125,999,519
金額	1,718,734,775	1,700,417,455	1,697,857,385	1,703,740,035	1,665,659,267	1,481,451,462
被 扶 養 者 分 件数	146,417,708	145,565,008	147,769,160	151,588,385	152,201,509	152,817,804
金額	1,490,515,320	1,470,233,476	1,472,866,276	1,477,340,557	1,447,636,418	1,451,624,619

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

第78表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被 保 優 者 分 件数	97,813,805	96,264,292	95,708,996	96,053,164	94,954,651	90,398,378
金額	205,337,135	199,399,479	193,907,431	190,555,538	183,945,359	169,893,612
一般 診 療 件数	1,338,177,221	1,314,096,042	1,301,113,428	1,292,509,806	1,247,382,396	1,047,567,601
金額	76,777,499	75,653,583	75,461,837	75,830,874	74,520,342	71,115,585
入 院 件数	152,020,831	147,467,844	143,743,263	141,270,123	135,019,497	124,423,201
金額	1,075,767,353	1,057,980,342	1,051,252,610	1,042,407,678	1,000,677,730	851,055,621
入 院 外 件数	1,342,626	1,303,130	1,265,192	1,233,372	1,205,312	1,135,082
金額	16,356,376	15,575,446	14,780,323	14,033,293	13,212,432	11,971,470
歯 科 診 療 件数	393,452,437	387,085,153	387,730,036	381,041,857	366,941,139	307,200,584
金額	75,434,873	74,350,453	74,196,645	74,597,502	73,315,030	69,980,503
被 扶 養 者 分 件数	111,144,557	109,201,630	108,871,866	109,815,522	108,658,548	107,832,162
金額	233,558,121	225,933,826	220,667,613	218,927,363	211,091,474	207,585,525
一般 診 療 件数	1,182,847,928	1,159,824,541	1,155,603,358	1,149,420,773	1,117,721,047	1,090,589,981
金額	90,982,119	89,482,445	89,502,233	90,605,320	89,384,269	88,776,065
入 院 件数	187,246,054	180,981,467	177,161,883	176,235,375	169,522,187	166,855,977
金額	1,012,389,074	993,562,147	993,108,395	988,934,859	960,486,972	936,474,849
入 院 外 件数	1,742,669	1,690,977	1,640,654	1,600,150	1,540,106	1,486,007
金額	19,979,154	19,101,846	18,149,515	17,369,556	16,329,655	15,460,065
歯 科 診 療 件数	396,217,857	389,638,759	395,062,273	388,207,509	376,785,518	341,128,005
金額	89,239,450	87,791,468	87,861,579	89,005,170	87,844,163	87,290,058
高齢受給者(一般) 件数	167,266,900	161,879,621	159,012,368	158,865,819	153,192,532	151,395,912
金額	616,171,217	603,923,388	598,046,122	600,727,350	583,701,454	595,346,844
高齢受給者(一定以上所得者) 件数	20,162,438	19,719,185	19,369,633	19,210,202	19,274,279	19,056,097
金額	46,312,067	44,952,359	43,505,730	42,691,988	41,569,287	40,729,548
一般 診 療 件数	170,458,854	166,262,394	162,494,963	160,485,914	157,234,075	154,115,132
金額	·	·	·	90,235	763,349	·
入 院 件数	·	·	·	218,651	1,872,795	·
金額	·	·	·	1,789,573	15,562,509	·
入 院 外 件数	·	·	·	79,478	669,576	·
金額	·	·	·	190,440	1,624,881	·
歯 科 診 療 件数	·	·	·	1,624,725	14,140,459	·
金額	·	·	·	1,902	15,530	·
高齢受給者(一定以上所得者) 件数	·	·	·	28,447	226,868	·
金額	·	·	·	726,285	6,391,124	·
一般 診 療 件数	·	·	·	77,576	654,046	·
金額	·	·	·	161,993	1,398,013	·
入 院 件数	·	·	·	898,440	7,749,335	·
金額	·	·	·	10,757	93,773	·

第79表 組合管掌健康保険給付諸率

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《被保険者分》							
診療	費	1000人当件数	6,179.70	6,184.87	6,247.22	6,356.35	6,362.54
		1件当日数	2.10	2.07	2.03	1.98	1.94
		1件当金額	13,681	13,651	13,594	13,456	13,137
入院	院	1人当金額	84,544	84,429	84,928	85,532	83,582
		1000人当件数	12.18	83.72	82.58	81.62	80.76
		1件当金額	293,047	297,043	306,459	308,943	304,437
		1人当金額	24,858	24,870	25,308	25,216	24,587
入院	外	1000人当件数	4,765.84	4,776.93	4,843.04	4,936.51	4,912.55
		1件当日数	1.80	1.77	1.74	1.71	1.66
		1件当金額	9,045	9,023	8,943	8,866	8,644
歯科診療		1人当金額	43,107	43,104	43,310	43,766	42,464
		1000人当件数	1,329.04	1,324.21	1,321.59	1,338.22	1,369.22
		1件当日数	2.53	2.52	2.48	2.44	2.39
		1件当金額	12,474	12,426	12,341	12,368	12,073
薬剤支給		1人当金額	16,579	16,455	16,309	16,551	16,531
		1000人当件数	1,327.40	1,485.80	1,679.53	1,863.71	1,991.97
		1件当金額	4,881	5,137	5,230	5,469	5,589
入院時食事療養費 (差額支給分除く)		1人当金額	6,479	7,633	8,785	10,193	11,133
		1000人当件数	78.62	77.39	76.53	75.41	74.27
		1件当日数	11.31	11.08	10.76	10.50	10.13
		1件当金額	16,032	15,791	15,364	14,865	14,407
訪問看護療養費		1人当金額	1,260	1,222	1,176	1,121	1,070
		1000人当件数	0.35	0.42	0.28	0.31	0.33
		1件当日数	6.31	6.34	6.76	7.11	7.16
		1件当金額	44,626	46,731	50,237	52,692	52,877
入院時食事療養費 (差額支給分除く)		1人当金額	15	19	14	16	18
		1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		1件当日数	23.80	28.71	19.96	26.23	26.82
療養費		1件当金額	4,271	4,810	4,796	6,505	5,644
		1000人当件数	217.94	208.95	214.40	226.02	235.46
		1件当金額	5,661	5,852	5,714	5,723	5,652
看護費		1人当金額	1,234	1,223	1,225	1,293	1,331
移傷病手当金		1日当金額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		1000人当件数	3,311	6,200	6,439	0	0
		1件当日数	25.18	24.11	23.85	23.68	23.47
		1人当金額	0.74	0.73	0.73	0.73	0.79
埋出産育児手当金		1件当金額	185,194	189,596	191,115	190,867	193,366
		1000人当件数	1.49	1.48	1.42	1.39	1.37
		1000人当件数	5.97	6.03	6.12	6.13	6.22
		1000人当件数	6.02	5.96	5.95	5.90	5.97
《被扶養者分》		1件当金額	368,962	374,143	380,942	387,838	393,357
診療費		1000人当件数	6,888.40	6,887.68	6,941.28	7,122.64	7,215.49
		1件当日数	2.10	2.07	2.03	1.99	1.94
		1件当金額	10,642	10,621	10,614	10,467	10,287
入院	院	1人当金額	73,309	73,154	73,677	74,551	74,222
		1000人当件数	108.01	106.66	104.60	103.79	102.27
		1件当日数	11.46	11.30	11.06	10.85	10.60
		1件当金額	227,363	230,422	240,796	242,607	244,649
入院	外	1000人当件数	5,530.79	5,537.28	5,601.74	5,772.88	5,833.30
		1件当日数	1.87	1.84	1.81	1.78	1.74
		1件当金額	6,905	6,879	6,807	6,749	6,645
歯科診療		1人当金額	38,188	38,091	38,129	38,963	38,761
		1000人当件数	1,249.61	1,243.75	1,234.94	1,245.97	1,279.91
		1件当日数	2.30	2.28	2.25	2.22	2.16
		1件当金額	8,454	8,432	8,389	8,354	8,158
薬剤支給		1人当金額	10,565	10,487	10,360	10,409	10,441
		1000人当件数	1,709.22	1,899.25	2,118.71	2,361.70	2,552.55
		1件当日数	3.639	3.791	3.852	3.988	4,041
入院時食事療養費 (差額支給分除く)		1人当金額	6,220	7,199	8,161	9,419	10,314
		1000人当件数	95.58	93.29	91.84	90.94	88.85
		1件当日数	11.11	11.01	10.71	10.51	10.29
		1件当金額	15,249	15,195	14,783	14,381	14,118
家族訪問看護療養費		1人当金額	1,457	1,418	1,358	1,308	1,254
		1000人当件数	1.02	1.30	1.13	1.29	1.50
		1件当日数	5.89	5.82	6.03	6.22	6.24
入院時食事療養費 (差額支給分除く)		1件当金額	37,023	37,968	39,395	38,310	40,674
		1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		1件当日数	26.86	23.83	11.63	26.13	15.81
		1件当金額	5,920	6,593	7,721	4,424	2,861

第二家族療養費	1000人当件数	177.33	169.10	174.55	185.44	192.91	197.76
看護費	1件当金額	5,602	5,909	5,759	5,664	5,580	5,899
家族移送費	1000人当日数	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家族埋葬費	1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
家族出産育児一時金	1000人当件数	3.36	3.15	2.90	2.82	2.77	2.77
《高齢受給者分(一般)》	1000人当件数	19.01	18.86	18.71	18.55	18.39	18.21
入院院	1000人当件数	14,939.57	16,036.07
入院院	1件当日数	2.42	2.45
入院院	1件当金額	19,832	20,387
入院院	1人当金額	296,287	326,930
入院院	1000人当件数	314.90	326.25
入院院	1件当日数	14.96	14.61
入院院	1件当金額	381,853	411,534
入院院	1人当金額	120,246	134,262
入院院	1000人当件数	12,843.71	13,739.88
入院院	1件当日数	2.09	2.14
入院院	1件当金額	11,581	11,848
入院院	1人当金額	148,748	162,794
入院院	1000人当件数	1,780.96	1,

第80表 組合管掌健康保険収支状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	6,347,390,998	6,427,197,457	6,281,220,289	6,438,094,559	6,393,986,381	6,422,997,181
保険料	5,871,767,456	5,795,126,321	5,704,024,541	5,715,408,513	5,614,335,150	5,960,603,913
国庫支出金	46,121,001	31,591,573	58,292,329	78,922,885	38,067,380	14,626,173
事務負担金	4,402,908	4,396,002	5,084,554	4,945,076	4,823,614	4,810,477
国庫補助金	41,718,093	27,195,571	53,207,775	73,977,809	33,243,766	9,815,696
前年度より繰越金	58,126,939	90,333,534	69,453,438	86,406,174	83,686,980	41,664,466
積立金より繰入金	130,744,890	270,608,518	206,928,642	294,171,124	403,296,736	181,181,664
その他の収入	240,630,712	239,537,511	242,521,339	263,185,863	254,600,135	224,920,965
支出	6,028,555,111	6,181,076,374	6,008,658,005	6,190,895,308	6,176,386,724	5,987,095,155
保険給付費	3,215,025,431	3,181,395,332	3,171,016,257	3,199,491,273	3,125,505,365	2,999,563,333
老人保健拠出金	1,710,665,086	1,880,067,920	1,705,942,989	1,813,754,190	1,837,861,029	1,684,604,153
退職者給付拠出金	382,249,961	420,615,167	454,832,066	525,109,953	588,733,527	672,670,410
日雇拠出金	738,449	661,336	582,740	201,004	730,978	731,771
事務費	143,138,039	142,164,191	137,520,861	135,163,982	129,340,021	125,389,163
保健事業費	359,087,847	343,169,111	323,163,967	307,199,731	291,956,940	284,912,335
その他の支出	217,650,298	213,003,317	215,599,125	209,975,175	202,258,864	219,223,990
収支差引残	318,835,887	246,121,084	272,562,284	247,199,251	217,599,657	435,902,026
翌年度への繰越	90,107,342	72,082,882	86,377,289	86,586,573	45,462,776	60,742,155
法定準備金へ繰入	32,227,247	25,243,592	50,275,940	53,559,824	57,862,959	100,271,471
別途積立金へ繰入	195,430,291	146,519,374	127,978,315	104,145,143	112,334,115	272,979,146
その他	1,071,007	2,275,236	7,930,740	2,907,711	1,939,807	1,909,254
年度末現在積立金	3,644,429,847	3,551,788,139	3,521,617,383	3,380,606,746	3,158,663,083	3,343,757,378
法定準備金	1,351,086,494	1,339,399,002	1,358,071,843	1,368,167,964	1,345,565,616	1,416,874,452
別途積立金	2,293,343,353	2,212,389,137	2,163,545,540	2,012,438,782	1,813,097,467	1,926,882,926

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

(単位 千円)

3 国民健康保険

第81表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保険者数	3,415	3,411	3,408	3,401	3,390	3,310
市町村	3,249	3,245	3,242	3,235	3,224	3,144
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	22,201,704	22,984,623	23,747,087	24,613,450	25,467,002	26,167,328
市町村	20,337,626	21,153,483	21,948,183	22,833,889	23,713,339	24,436,613
国保組合	1,864,078	1,831,140	1,798,904	1,779,561	1,753,663	1,730,715
被保険者数	45,454,003	46,581,219	47,627,952	48,952,557	50,296,678	51,235,980
市町村	41,020,566	42,241,677	43,374,015	44,769,558	46,190,812	47,199,726
国保組合	4,433,437	4,339,542	4,253,937	4,182,999	4,105,866	4,036,254
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数						
市町村						
国保組合						

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第82表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総数件数	574,376,005	616,705,510	655,308,436	696,898,470	733,253,096	768,567,081
金額	15,362,987,825	16,438,286,981	16,246,026,174	17,085,505,490	17,275,632,842	18,084,075,061
療養諸費用件数	571,617,949	613,374,025	651,573,126	692,700,554	728,556,538	763,655,429
金額	15,241,173,390	16,313,759,096	16,120,747,037	16,956,476,111	17,143,689,284	17,950,509,740
療養の給付等件数	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050	712,069,070	745,337,266
金額	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,702,960	16,925,313,983	17,718,650,742
療養費等件数	13,425,621	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,487,468	18,318,163
金額	177,718,697	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,375,301	231,858,998
高額療養費(再掲)件数	5,792,413	5,935,447	6,029,995	5,998,824	5,977,779	6,508,589
金額	504,294,114	526,825,498	550,552,522	548,843,547	543,942,434	606,970,166
医療給付費(再掲)金額	13,140,060,350	14,094,604,335	13,867,279,871	14,553,310,206	14,632,223,253	15,172,827,334
その他の給付件数	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652
金額	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費用合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050	709,535,933	742,118,872
金額	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,703,151	16,924,645,028	17,592,652,945
診 療 費 件数	444,740,405	465,159,392	484,803,143	504,861,307	519,904,662	536,801,837
日数	1,369,358,433	1,415,783,643	1,418,760,777	1,445,840,973	1,450,042,144	1,459,737,250
金額	12,907,605,002	13,597,376,953	13,776,445,971	14,308,609,811	14,283,249,473	14,703,647,471
入 院 件数	16,443,788	16,925,143	16,497,699	16,864,086	17,218,949	17,577,824
日数	321,151,381	328,546,306	309,448,568	315,257,638	315,654,016	319,409,257
金額	6,119,313,745	6,452,961,258	6,480,205,746	6,731,451,623	6,847,301,402	7,139,752,781
入 院 外 件数	370,707,438	388,099,013	406,069,088	423,455,779	434,777,158	448,412,569
日数	892,487,666	925,417,162	944,080,533	960,037,328	959,864,779	960,727,306
金額	5,805,381,343	6,113,925,985	6,230,435,037	6,466,449,529	6,305,694,609	6,422,808,750
歯 科 診 療 件数	57,589,179	60,135,236	62,236,356	64,541,442	67,908,555	70,811,444
日数	155,719,386	161,820,175	165,231,676	170,546,007	174,523,349	179,600,687
金額	982,909,914	1,030,489,710	1,065,805,188	1,110,708,659	1,130,253,462	1,141,085,940
入院時食事療養費 件数	15,489,423	15,930,191	15,494,138	15,809,801	16,153,639	16,438,160
金額	639,485,485	656,992,432	616,070,398	627,581,529	630,789,105	639,416,455
薬 剤 の 支 給 件数	109,661,370	129,559,771	151,553,126	171,995,133	189,241,056	204,926,894
金額	1,016,682,809	1,275,811,881	1,509,197,142	1,788,813,403	1,986,626,557	2,225,331,584
施 設 療 養 費 件数	2,676,674	3,162,061	8,838	△ 13	84	△ 175
金額	443,504,016	521,486,126	967,036	△ 95,966	△ 32,132	△ 75,266
訪問看護療養費 件数	1,113,879	1,448,415	347,492	380,623	390,131	390,316
金額	56,177,381	74,135,118	19,659,829	22,794,374	24,012,025	24,332,701

(注) 1 老人保健分を含む。

2 「入院時食事療養費」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	13,425,621	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,411,181	18,268,025
金額	177,718,697	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,090,862	231,351,977
診 療 費 件数	115,723	120,482	479,060	201,578	256,299	411,849
金額	2,781,768	2,827,266	4,499,549	3,264,470	3,846,189	5,067,069
そ の 他 件数	13,309,898	13,923,904	14,381,467	15,261,926	16,154,882	17,856,176
金額	174,936,929	185,129,320	193,907,112	205,508,680	214,244,673	226,284,908

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額: 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
診 療 費 1000人当件数	9,878.38	10,069.74	10,254.43	10,425.45	10,443.42	10,529.15
1 件 当 日 数	3.08	3.04	2.93	2.86	2.79	2.72
1 件 当 金 額	29,023	29,232	28,417	28,342	27,473	27,391
1 人 当 金 額	286,698	294,355	291,396	295,474	286,910	288,406
入 院 1000人当件数	365.24	366.39	348.96	348.25	345.88	344.78
1 件 当 日 数	19.53	19.41	18.76	18.69	18.33	18.17
1 件 当 金 額	372,135	381,265	392,795	399,159	397,661	406,180
1 人 当 金 額	135,920	139,693	137,068	139,005	137,543	140,043
入 院 外 1000人当件数	8,233.99	8,401.55	8,589.07	8,744.41	8,733.45	8,795.43
1 件 当 日 数	2.41	2.38	2.32	2.27	2.21	2.14
1 件 当 金 額	15,660	15,754	15,343	15,271	14,503	14,323
1 人 当 金 額	128,947	132,354	131,785	133,533	126,664	125,981
歯 科 診 療 1000人当件数	1,279.15	1,301.80	1,316.41	1,332.79	1,364.09	1,388.94
1 件 当 日 数	2.70	2.69	2.65	2.64	2.57	2.54
1 件 当 金 額	17,068	17,136	17,125	17,209	16,644	16,114
1 人 当 金 額	21,832	22,308	22,544	22,936	22,704	22,382
療 養 費 等 1000人当件数	298.20	304.03	314.33	319.32	329.65	358.32

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652
金額	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321
葬 祭 給 付 件数	616,837	631,095	626,940	652,733	686,496	705,653
金額	30,318,423	31,188,172	31,125,648	32,408,221	34,186,177	35,179,818
出 産 育 児 給 付 件数	248,179	248,054	250,784	253,016	253,043	250,018
金額	75,751,724	75,927,047	76,824,443	77,517,741	77,773,125	76,928,206
そ の 他 件数	1,893,040	2,4				

第87表 国民健康保険諸率

(単位 金額: 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保険料(税)現年分						
1世帯当調定額	163,721	162,336	166,990	165,660	163,842	160,282
被保険者1人当調定額	79,689	79,843	82,954	83,113	82,725	81,523
被保険者1人当収納額	74,062	73,860	76,686	76,440	75,661	74,436
収入(1人当金額)						
国庫支出金	69,450	74,252	73,986	78,297	74,873	78,152
事務費負担金	68	65	92	85	80	76
療養給付費等	55,702	58,796	58,970	62,697	60,325	61,818
高額療養費共同事業負担金	938
普通調整交付金	9,922	10,971	11,529	12,202	11,417	12,706
特別調整交付金	3,424	3,570	3,109	3,163	2,922	2,478
その他の	333	850	287	149	130	137
都道府県支出金	1,309	1,241	886	692	614	1,473
高額療養費共同事業負担金	934
その他の	539
一般会計繰入金	6,798	7,155	6,762	7,156	7,392	7,513
支出(1人当金額)						
総務費	4,856	5,220	4,843	4,696	4,632	4,382
療養諸費	338,530	353,159	340,982	350,153	344,368	352,092
老人保健拠出金						
事務費	546	608	654	724	739	716
事業費	176	156
医療費	53,363	59,159	53,457	59,334	65,711	60,688
介護納付金	.	.	9,281	10,246	9,803	11,191
保健事業費	1,311	1,250	1,194	1,227	1,152	1,165

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	85,987,679	86,128,562	84,698,299	84,751,179	84,311,851	88,869,873
診療収入	57,466,596	58,380,709	59,513,810	60,174,327	56,841,520	60,471,266
入院	2,803,887	2,818,240	3,007,949	3,036,823	2,937,752	6,548,846
外来	53,092,327	53,972,659	54,770,027	55,120,060	51,902,085	51,528,248
その他	1,570,381	1,589,810	1,735,834	2,017,444	2,001,683	2,394,172
国庫支出金	158,670	230,218	138,997	181,666	142,448	49,209
繰入金	17,405,070	16,853,751	16,067,028	15,628,150	17,129,963	16,779,028
他会計	13,223,210	12,598,813	12,237,225	11,843,804	11,661,892	11,663,490
基金	841,472	1,258,311	634,944	1,004,270	2,536,936	1,423,813
事業勘定	3,340,388	2,996,627	3,194,859	2,780,076	2,931,135	3,691,725
前年度繰越金	4,653,438	4,731,982	5,121,828	5,363,648	5,845,408	5,522,028
その他の	6,303,905	5,931,903	3,856,635	3,403,387	4,352,513	6,048,342
支出	84,847,450	84,325,412	82,133,397	81,820,762	81,934,162	86,175,841
総務費	44,393,761	42,743,983	43,730,121	42,895,249	41,995,712	44,935,176
医業費	27,760,219	27,954,686	28,023,014	28,509,177	27,603,476	27,864,985
給食費	356,686	364,991	361,418	362,434	322,453	372,734
施設整備費	4,925,995	6,259,423	2,671,764	3,165,212	5,328,110	5,837,942
公債費	2,581,346	2,754,892	2,978,835	3,017,984	3,094,968	3,196,059
その他の	4,829,445	4,247,438	4,368,245	3,870,706	3,589,443	3,968,944
収支差引額	1,140,229	1,803,150	2,564,902	2,930,417	2,377,689	2,694,032
積立金保有額	10,293,925	10,239,436	14,376,259	11,256,129	9,540,688	8,191,809
市町村債	21,611,310	22,965,411	26,743,222	24,079,760	31,005,257	31,273,325

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保険料(税)現年分						
調定期額	3,587,728,121	3,688,228,606	3,921,865,202	4,024,827,488	4,118,275,229	4,156,228,462
収納額	3,334,377,605	3,411,850,724	3,625,526,103	3,701,673,102	3,766,626,347	3,794,937,438
収納率(%)	92.97	92.55	92.49	92.02	91.52	91.37

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定期額を控除した調定期額を用いて算出している。

2 平成12年度以降の調定期額は、介護納付金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第90表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	8,996,526,554	9,537,006,841	10,025,266,969	10,552,768,329	10,491,264,682	11,383,987,421
保険料(税)	3,419,953,563	3,502,256,737	3,721,484,602	3,816,395,471	3,886,582,858	3,924,154,378
国庫支出金	3,126,743,833	3,429,956,214	3,497,863,465	3,791,592,715	3,727,393,556	3,984,394,896
事務費負担金	3,066,022	2,999,323	4,338,297	4,114,316	3,971,297	3,885,379
療養給付費等負担金	2,507,804,919	2,731,090,042	2,787,927,497	3,036,137,209	3,003,152,245	3,151,614,667
高額療養費共同事業負担金	·	·	·	·	·	47,827,710
調整交付金	600,877,843	656,594,438	692,008,243	744,098,305	713,825,618	774,081,603
その他の	14,995,049	39,272,411	13,589,428	7,242,885	6,444,396	6,985,538
療養給付費交付金	1,039,185,679	1,172,602,016	1,296,864,471	1,325,252,226	1,233,699,772	1,609,636,123
都道府県支出金	58,942,958	57,348,867	41,873,430	33,503,766	30,570,798	·
高額療養費共同事業負担金	·	·	·	·	·	47,618,883
その他の	·	·	·	·	·	27,485,819
保険基盤安定繰入金	194,817,196	215,197,003	248,191,116	271,772,543	293,969,791	·
保険税軽減分	·	·	·	·	·	321,349,637
保険者支援分	·	·	·	·	·	80,964,840
基準超過費用	3,639,533	3,451,087	3,235,285	3,233,628	1,827,552	1,932,226
職員給与費等	138,111,498	144,714,293	158,899,151	160,733,716	166,279,127	163,710,100
出産育児一時金等	41,807,574	42,109,169	44,148,964	44,805,532	45,274,352	44,942,664
財政安定化支援	112,448,831	119,671,165	129,090,873	106,347,576	106,282,536	100,387,125
一般会計繰入金	306,043,450	330,534,605	319,710,019	346,530,804	367,986,652	383,051,545
基金繰入金	48,711,042	58,325,002	37,616,106	63,628,453	87,312,611	102,574,440
繰越金	364,173,157	314,506,681	334,004,579	391,595,895	385,700,702	342,097,613
その他の	141,948,240	146,334,003	192,284,908	197,376,003	158,384,376	249,687,132
支出	8,718,439,927	9,235,820,804	9,667,499,951	10,220,236,104	10,222,992,084	11,165,191,378
総務費	218,614,501	241,113,450	228,968,504	227,396,664	230,576,794	223,426,746
保険給付費	5,770,122,726	5,948,740,079	6,112,130,166	6,262,880,300	5,847,421,696	6,792,748,436
一般被保険者分	·	·	·	·	·	·
療養諸費用	3,838,946,898	3,890,065,206	3,967,995,877	4,051,653,425	3,749,927,198	4,397,149,232
高額療養費	432,957,711	449,491,118	467,474,682	464,970,637	460,205,732	468,382,219
退職被保険者等分	·	·	·	·	·	·
療養諸費用	1,281,796,230	1,383,247,869	1,444,085,980	1,508,489,445	1,396,624,256	1,629,235,778
高額療養費	71,543,898	77,659,524	83,385,848	84,160,251	84,048,382	138,881,203
育児諸費用	44,447	24,395	14,650	20,502	17,390	54,151
出産育児諸費用	75,749,106	75,952,991	76,850,019	77,551,982	77,811,782	76,950,947
葬祭諸費用	30,330,906	31,200,033	31,135,575	32,417,502	34,190,509	35,203,723
その他の	15,785,456	17,434,219	17,371,108	19,126,125	20,016,059	21,463,857
審査支払手数料	22,968,074	23,664,725	23,816,427	24,490,431	24,580,390	25,427,327
老人保健拠出金	2,435,028,513	2,768,048,110	2,558,239,641	2,908,369,165	3,308,064,172	3,130,522,144
介護納付金	·	·	438,791,681	496,178,978	488,017,105	570,540,593
保健事業費	59,021,482	57,760,682	56,453,425	59,406,683	57,333,998	59,370,165
直診勘定繰出金	6,043,263	5,664,787	5,224,712	5,227,306	6,069,037	6,551,034
基金等積立金	·	·	·	·	38,501,326	26,713,835
前年度繰上充用金	48,225,716	68,281,552	70,823,251	71,173,632	81,383,920	98,732,831
その他の	181,383,725	146,212,144	196,868,571	189,603,376	165,624,038	256,585,594
収支差引残	278,086,628	301,186,037	357,767,017	332,532,226	268,272,598	218,796,043
黒字保険者分	346,289,559	372,008,040	428,929,398	413,875,760	367,215,490	336,316,196
赤字保険者分	△ 68,202,931	△ 70,822,004	△ 71,162,381	△ 81,343,535	△ 98,942,892	△ 117,520,152
市町村(組合)債	48,268	25,187	288,314	14,024	74,141	648,299
保険給付費未払費	200,769	1,787,808	1,114,453	42,868	1,015,174	46,118

資料:厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第4章 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第91表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
事業所数	1,691,358	1,682,652	1,674,165	1,651,493	1,628,841	1,618,113
船舶所有者数	6,752	6,525	6,327	6,092	5,879	5,653
被保険者数	32,956,551	32,481,408	32,192,494	31,575,928	32,144,195	32,120,748
男	22,039,056	21,720,107	21,507,818	21,087,129	21,414,352	21,304,555
女	10,829,893	10,679,660	10,608,106	10,418,661	10,662,649	10,752,532
坑内員	3,000	2,842	2,656	906	918	893
船員	82,351	77,582	73,802	69,232	66,276	62,768
任意継続	2,251	1,217	112	—	—	—
船員任意継続(再掲)	—	—	—	—	—	—
平均標準報酬月額	316,186	315,353	318,688	318,679	314,489	313,893
男	363,777	361,901	365,917	365,143	359,249	358,875
女	218,915	220,278	222,587	224,311	224,292	224,394
坑内員	406,776	370,827	369,175	376,364	392,061	378,782
船員	371,121	370,737	366,382	366,802	362,128	377,137
任意継続	216,685	218,859	267,625	—	—	—
船員任意継続(再掲)	—	—	—	—	—	—

資料:社会保険庁「事業年報」

第92表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成16年3月末現在

標準報酬		被保険者数				
等級	月額	計	男	女	坑内員	船員
	(千円)					
総 数	32,120,748	21,304,555	10,752,532	893	62,768	
第 1 級	98	401,415	157,327	243,197	2	889
2	104	101,902	20,105	81,706	—	91
3	110	187,831	37,570	149,963	—	298
4	118	337,924	69,811	267,790	1	322
5	126	389,904	69,057	320,614	—	233
6	134	511,010	99,889	410,825	1	295
7	142	568,096	116,827	451,002	2	265
8	150	831,902	237,126	593,904	2	870
9	160	845,542	234,656	610,512	—	374
10	170	886,085	277,282	608,252	2	549
11	180	973,274	354,920	617,221	4	1,129
12	190	943,445	360,575	582,194	2	674
13	200	1,718,956	799,666	917,527	8	1,755
14	220	2,060,521	1,072,917	985,923	11	1,670
15	240	2,000,710	1,199,264	799,411	15	2,020
16	260	2,037,832	1,368,170	667,289	24	2,349
17	280	1,779,745	1,289,281	487,788	27	2,649
18	300	1,807,748	1,373,109	430,238	28	4,373
19	320	1,494,109	1,199,407	291,368	75	3,259
20	340	1,327,635	1,102,227	221,657	296	3,455
21	360	1,287,598	1,092,764	191,087	42	3,705
22	380	1,339,342	1,172,359	162,698	42	4,243
23	410	1,490,013	1,318,071	166,770	50	5,122
24	440	1,188,596	1,079,997	104,092	50	4,457
25	470	950,930	880,107	66,894	77	3,852
26	500	903,818	821,470	79,201	46	3,101
27	530	632,352	595,743	34,390	36	2,183
28	560	520,172	489,997	28,354	18	1,803
29	590	459,841	426,149	32,273	15	1,404
30	620	2,142,500	1,988,712	148,392	17	5,379

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成16年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,622,495	32,641,704	21,570,803	11,070,040	861	315,167	360,364	227,093	375,814
農林水産業	15,657	146,773	104,778	41,995	0	267,538	296,736	194,690	0
鉱業	4,244	78,221	65,930	11,675	616	340,024	359,687	226,736	382,630
総合工事業	118,972	1,430,951	1,209,465	221,460	26	339,068	360,485	222,095	437,231
職別工事業	78,564	543,754	455,501	88,253	0	326,318	345,694	226,313	0
設備工事業	78,188	788,226	673,162	115,052	12	340,647	359,581	229,868	347,833
食料品・たばこ製造業	34,249	1,022,168	590,669	431,498	1	276,311	342,149	186,186	440,000
繊維製品製造業	25,095	414,294	193,556	220,738	0	253,770	334,349	183,113	0
木製品・家具等製造業	20,936	240,926	178,949	61,976	1	277,913	305,003	199,697	142,000
紙製品製造業	7,644	224,917	171,644	53,273	0	317,631	351,705	207,845	0
印刷・同関連産業	25,569	462,111	342,208	119,903	0	331,933	364,055	240,255	0
化学工業・同類似業	28,428	1,088,619	837,037	251,577	5	354,124	390,921	231,695	238,400
金属工業	42,598	982,519	809,572	172,903	44	344,898	370,059	227,081	361,818
機械器具製造業	70,728	3,454,992	2,762,068	692,924	0	355,917	389,267	222,978	0
その他の製造業	26,808	872,736	686,110	186,610	16	363,926	400,003	231,281	368,125
卸売業	130,313	2,282,780	1,588,093	694,661	26	327,809	369,450	232,614	257,615
飲食料品小売業	53,177	720,405	413,540	306,865	0	271,178	329,873	192,080	0
飲食料品以外の小売業	154,189	2,487,440	1,457,081	1,030,355	4	281,968	332,967	209,846	214,000
金融・保険業	21,065	1,370,265	737,128	633,137	0	360,291	454,025	251,163	0
不動産業	64,726	441,220	294,787	146,433	0	318,812	356,653	242,634	0
道路貨物運送業	31,885	1,018,771	894,032	124,736	3	314,688	326,527	229,834	273,333
その他の運輸業	25,576	1,264,213	1,095,222	168,987	4	317,213	331,585	224,062	290,500
情報通信業	48,656	1,716,814	1,299,064	417,748	2	380,067	409,913	287,256	575,000
電気・ガス・熱供給・水道業	9,426	296,972	251,956	45,016	0	420,290	445,614	278,548	0
飲食店	37,432	499,067	310,347	188,720	0	264,419	304,255	198,910	0
宿泊業	12,906	313,372	181,089	132,282	1	251,216	291,275	196,377	220,000
医療業・保健衛生	73,439	1,895,353	436,896	1,458,455	2	286,592	379,813	258,667	430,000
社会保険・社会福祉・介護事業	41,623	1,020,025	285,786	734,238	1	241,095	293,567	220,672	134,000
教育・学習支援業	20,246	330,004	160,196	169,808	0	275,831	325,183	229,272	0
複合サービス業	15,583	380,868	242,527	138,341	0	262,832	299,166	199,133	0
物品貸業	8,999	164,215	114,828	49,387	0	303,139	338,356	221,259	0
対個人サービス業	30,321	429,774	205,613	224,160	1	271,322	322,061	224,781	170,000
労働者派遣業	5,311	538,181	164,464	373,717	0	246,842	285,547	229,809	0
その他の対事業所サービス業	33,125	968,800	657,688	311,110	2	268,843	301,498	199,809	390,000
修理業	41,221	353,535	292,787	60,748	0	309,232	327,243	222,427	0
娯楽業	14,560	369,187	208,709	160,478	0	270,528	311,263	217,550	0
廃棄物処理業	13,246	166,370	130,880	35,486					

第94表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分	平成10年度 (1998)	(単位 金額 : 千円)				
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員 金額	1,320,351 1,614,852,544	1,311,811 1,599,073,059	1,427,042 1,736,747,001	1,524,210 1,514,838,831	1,593,893 1,418,785,140	1,709,963 1,459,845,698
老齢厚生年金 人員 (老齢相当) 金額	576,324 1,198,221,070	536,703 1,166,179,930	620,835 1,301,883,894	670,829 1,079,791,168	709,057 976,198,358	758,703 1,002,855,000
老齢厚生年金 人員 (通老相当) 金額	459,680 148,281,462	481,369 152,026,973	522,753 162,268,385	565,341 156,541,359	585,391 149,751,274	642,654 158,311,363
障害厚生年金 人員 金額	28,011 22,426,753	27,861 22,525,559	26,474 21,497,707	26,988 21,864,290	28,285 22,893,251	28,054 22,533,712
遺族厚生年金 人員 金額	249,121 242,826,311	260,691 256,341,390	252,832 249,536,653	257,912 255,374,879	268,234 268,763,159	278,046 275,102,408
老齢年金 人員 金額	814 1,456,679	438 690,839	340 526,492	274 425,962	245 372,500	255 372,808
通算老齢年金 人員 金額	5,854 1,173,710	4,178 848,213	3,374 685,357	2,474 506,523	2,341 511,329	1,945 405,849
障害年金 人員 金額	343 362,142	337 347,874	254 260,549	253 257,023	241 245,587	212 213,689
遺族年金 人員 金額	82 77,763	90 77,977	64 57,633	55 56,238	41 36,647	37 34,970
通算遺族年金 人員 金額	122 26,654	144 34,304	116 30,329	84 21,390	58 13,035	57 15,898

(ii) 年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	(単位 金額 : 千円)				
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員 金額	17,678,928 20,794,332,661	18,570,603 21,602,349,921	19,528,744 22,329,204,564	20,558,557 22,820,415,641	21,979,649 23,980,579,622	23,147,746 24,672,920,568
老齢厚生年金 人員 (老齢相当) 金額	5,349,985 9,296,996,459	5,852,661 10,091,382,378	6,417,604 10,876,675,498	7,023,529 11,443,136,562	7,758,305 12,457,041,879	8,440,781 13,310,548,330
老齢厚生年金 人員 (通老相当) 金額	3,730,301 1,079,027,086	4,163,538 1,193,048,952	4,621,473 1,300,339,517	5,116,613 1,399,114,654	5,719,685 1,535,821,683	6,278,069 1,637,426,857
障害厚生年金 人員 金額	225,794 173,221,495	244,315 187,815,562	261,221 200,121,612	278,359 212,682,718	299,499 228,045,461	316,597 238,515,258
遺族厚生年金 人員 金額	2,223,072 2,198,424,465	2,433,069 2,418,163,035	2,612,574 2,603,746,730	2,790,739 2,788,909,405	3,025,982 3,026,127,672	3,209,682 3,189,406,626
老齢年金 人員 金額	2,867,182 5,841,302,620	2,727,539 5,301,399,045	2,596,421 5,015,681,151	2,462,783 4,832,198,522	2,386,734 4,499,263,498	2,249,486 4,499,263,498
通算老齢年金 人員 金額	1,894,278 798,450,979	1,811,120 764,922,404	1,730,666 728,392,524	1,647,210 690,734,227	1,578,839 660,685,535	1,491,439 616,158,246
障害年金 人員 金額	177,925 226,916,080	170,645 218,621,482	163,892 209,410,790	157,294 200,319,463	152,921 194,416,318	146,459 183,773,440
遺族年金 人員 金額	1,085,929 1,147,430,964	1,048,257 1,116,743,703	1,010,077 1,078,876,482	972,112 1,040,880,599	950,847 1,018,114,544	913,367 971,221,503
通算遺族年金 人員 金額	124,462 32,562,515	119,459 31,442,322	114,816 30,242,368	109,918 28,956,862	106,837 28,128,010	101,865 26,606,811

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 旧三共済を含む。平成14年度から旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第95表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額 : 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数 金額	26,199 9,347,911	29,440 10,454,148	30,501 11,095,969	29,641 10,938,746	29,535 10,943,492	32,756 12,282,180
障害手当金 件数 金額	300 448,626	271 420,189	201 322,390	226 358,867	217 345,004	257 405,367
脱退手当金 件数 金額	15,282 3,632,794	15,842 3,929,471	16,178 4,118,305	14,213 3,671,077	12,588 3,182,106	11,992 2,941,654
脱退一時金 件数 金額	10,617 5,266,491	13,327 6,104,487	14,122 6,655,275	15,202 6,908,803	16,730 7,416,382	20,507 8,935,159

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第96表 厚生年金保険給付受給権者 1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《年金》						
新規裁定定	1,267,560	1,265,677	1,259,649	1,034,298	930,441	891,069
老齢厚生年金 (老齢相当)	2,080,757	2,174,515	2,097,811	1,610,385	1,377,459	1,322,833
老齢厚生年金 (通老相当)	362,663	356,537	351,850	318,348	300,961	286,394
障害厚生年金	1,267,461	1,301,555	1,311,298	1,297,971	1,281,582	1,277,999
遺族厚生年金	1,080,300	1,087,004	1,087,567	1,085,338	1,091,281	1,075,753
老齢年金	1,789,532	1,577,257	1,548,507	1,554,606	1,520,411	1,461,992
通算老齢年金	200,497	203,019	203,129	204,738	218,423	208,663
障害年金	1,055,808	1,032,268	1,025,784	1,015,898	1,019,035	1,007,963
遺族年金	948,327	866,407	900,520	1,022,513	893,829	945,143
通算遺族年金	218,472	238,224	261,459	254,646	224,750	278,923
年 度 末 現 在	1,401,539	1,413,176	1,414,679	1,399,037	1,392,034	1,37

第97表 厚生年金保険保険料徴収状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
徴収決定期額	20,985,303,618	20,621,125,145	20,491,594,331	20,417,604,799	20,676,840,368	19,647,120,213
前年度からの繰越額	310,287,359	348,397,389	381,827,461	411,836,976	429,389,061	420,308,996
本年度分	20,675,016,259	20,272,727,756	20,109,766,870	20,005,767,822	20,247,451,307	19,226,811,216
収納済額	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981
不納欠損額	18,996,555	26,672,641	25,519,148	48,604,253	50,228,591	52,090,675
収納未済額	351,231,614	384,597,277	414,858,424	433,013,994	423,247,204	352,495,557
収納率(%)	98.2	98.0	97.9	97.6	97.7	97.9

資料：社会保険庁「事業年報」

第98表 厚生年金保険収支状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	32,105,360,716	31,875,258,462	30,698,925,264	29,788,556,772	30,888,444,786	31,102,189,489
保険料	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981
国庫負担金	2,830,224,040	3,635,618,854	3,720,885,751	3,816,383,180	4,003,622,223	4,104,518,651
拠出金収入等	920,823,173	970,032,637	634,731,798	592,786,688	2,124,535,660	552,228,046
国共済組合連合会等拠出金収入	32,716,859	32,716,859	32,716,859	32,716,859	27,292,226	37,249,860
積立金相当額納付金	362,545,489	484,209,387	188,778,744	162,133,485	1,724,256,336	172,692,180
職域等費用納付金	432,617,383	425,557,607	413,236,194	397,936,344	372,987,097	342,286,006
旧制度間調整法調整拠出金収入	92,943,441	27,548,784	·	·	·	·
国年特会より受入	2,495,194,693	2,303,639,745	1,957,354,774	1,556,579,221	1,424,025,239	1,392,064,117
解散厚生年金基金等徴収金	·	·	·	·	·	3,496,506,727
利子(運用収入)	5,216,408,461	4,728,593,834	4,306,656,638	3,860,738,911	3,107,090,884	2,288,443,188
年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
その他の収入	27,634,899	27,518,165	28,079,544	26,082,220	25,806,207	25,894,780
支出	27,025,262,174	27,927,062,120	28,621,029,252	29,281,820,301	30,587,757,783	31,440,137,076
保険給付費	18,282,366,795	18,736,442,631	19,154,365,996	19,622,797,727	20,346,570,347	20,814,004,846
旧制度間調整法調整交付金	93,002,373	27,588,939	·	·	·	·
国年特会へ繰入	8,314,437,066	8,823,468,689	9,127,239,624	9,304,796,282	9,896,099,409	10,298,563,649
業務勘定へ繰入	232,025,950	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001
その他の支出	103,429,990	112,105,139	118,549,283	123,070,822	124,871,135	120,059,580
差引収支過不足額	5,080,098,541	3,948,196,343	2,077,896,012	506,736,471	300,687,003	△ 337,947,586
積立金から補足	—	—	—	—	—	337,947,586
業務勘定から積立金への繰入	8,497,068	5,971,999	3,761,826	6,231,428	8,262,238	6,740,937
積立金へ繰入	5,088,595,610	3,954,168,342	2,081,657,838	512,967,899	308,949,242	6,740,937
年度末現在積立金	130,844,587,168	134,798,755,510	136,880,413,347	137,393,381,246	137,702,330,488	137,411,034,529

(注) 1 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融資改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政投融资資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成15年度末の時価ベースの積立金額は、約135.9兆円である。なお、平成15年度の年金資金運用基金への運用寄託金には、確定給付企業年金法第114条第5項の規定により、厚生年金基金が代行返上により責任準備金の一部として物納した有価証券を厚生労働大臣が同基金に対し寄託したものとみなし 39,910,691千円を含む。

4 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

(ii) 厚生保険特別会計業務勘定

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	696,078,768	643,380,906	628,152,515	629,884,656	588,496,610	569,240,245
国庫負担金	83,383,625	82,855,381	83,511,304	84,422,886	83,104,166	83,103,555
他勘定より受入	388,179,096	377,994,782	369,109,099	376,802,077	339,972,978	321,364,765
健康勘定より受入	156,153,146	150,538,060	148,234,750	145,646,607	119,756,087	113,855,764
年金勘定より受入	232,025,950	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001
児童手当収入	141,494,299	138,809,298	137,716,509	136,899,332	136,982,743	134,741,469
特別保健福祉事業資金より受入	58,696,078	23,953,412	18,316,053	12,934,941	8,993,908	8,999,964
その他の収入	24,325,670	19,768,033	19,499,550	18,825,420	19,442,815	21,030,492
支出	668,038,114	619,455,035	610,692,703	611,477,118	573,686,806	553,237,799
事務費	144,261,407	141,355,305	139,860,184	145,460,094	142,943,733	147,165,023
保健事業費	83,353,783	90,101,572	90,445,838	92,765,534	79,353,897	80,661,139
福祉事業費	232,832,111	219,187,811	218,353,635	217,933,885	200,844,644	177,744,051
特別保健福祉事業	58,582,067	23,680,747	18,304,094	12,925,196	8,972,732	8,998,943
児童手当勘定へ繰入	139,761,905	137,030,437	135,906,721	135,059,923	135,157,506	132,902,297
その他の支出	9,246,840	8,099,163	7,822,230	7,332,485	6,414,294	5,766,347
差引収支過不足額	28,040,654	23,925,872	17,459,812	18,407,538	14,809,804	16,002,446

(注) 1 「差引収支過不足額」のうち、「他勘定より受入」から「保健事業費」「福祉事業費」及び「事務費」の一部を差し引いた額は、健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられる。残りは業務勘定において翌年度に繰り越され、その額は翌年度の収入の「その他」に含まれる。

2 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第99表 厚生年金基金適用状況

区分	年度末現在					
	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
基 金 数	1,835	1,801	1,737	1,656	1,357	838
設立事業所数	181,522	177,368	170,790	162,041	148,510	136,625
加入員数	11,691,748	11,395,527	10,871,483	10,385,707	8,351,440	6,152,009
男	8,503,087	8,298,011	7,941,899	7,590,266	6,000,623	4,413,866
女	3,188,627	3,097,478	2,929,584	2,795,441	2,350,817	1,738,143
坑内員	34	38	·	·	·	·
平均標準給与月額	343,059	349,231	350,795	348,824	345,509	336,809
男	385,271	392,351	393,213	390,061	387,245	374,439
女	230,490	233,713	235,803	236,856	238,975	241,253
坑内員	277,941	271,316	·	·	·	·

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度は、厚生労働省年金局調べ

第100表 厚生年金基金年金受給権者状況

区分	年度末現在 (単位 金額 : 千円)					
	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	4,348,990	4,682,329	4,991,811	5,292,172	5,009,869	4,469,078
金額	1,850,196,283	2,040,760,257	2,269,244,569	2,476,567,606	2,354,861,775	1,442,366,237
基金裁定 件数	3,284,034	3,512,433	3,698,697	3,863,745	3,422,589	2,709,054
金額	1,795,236,766	1,978,764,112	2,199,006,189	2,397,317,951	2,265,026,060	1,341,628,404
基金連合会裁定 件数	1,064,956	1,169,896	1,293,114	1,428,427	1,587,280	1,760,024
金額	54,959,517	61,996,144	70,238,380	79,249,655	89,835,715	100,737,833

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度は、厚生労働省年金局調べ

第101表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額 : 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	454,657	457,637	495,169	510,631	462,632	302,828
金額	569,344,863	551,489,198	664,789,916	771,949,195	627,028,978	310,632,606
脱退一時金 件数	358,542	361,099	370,810	370,361	325,987	217,049
金額	128,666,119	134,548,633	144,717,641	158,433,861	126,406,338	70,136,233
遺族一時金 件数	14,368	14,277	14,830	15,064	14,384	10,979
金額	44,075,172	46,398,339	49,584,223	50,102,586	47,666,671	24,969,287
選択一時金 件数	81,747	82,261	109,529	125,206	122,261	74,800
金額	396,603,572	370,542,226	470,488,053	563,412,749	452,955,969	215,527,086

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度は、厚生労働省年金局調べ

第102表 厚生年金基金給付 1人当たり金額

年度末現在 (単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
年 金	425,431	435,843	454,593	467,968	470,045	322,744
一 時 金	1,252,251	1,205,080	1,342,552	1,511,755	1,355,352	1,025,772
脱退一時金	358,859	372,609	390,274	427,782	387,765	323,135
死亡一時金	3,067,593	3,249,866	3,343,508	3,325,982	3,313,868	2,274,277
選択一時金	4,851,598	4,504,470	4,295,557	4,499,886	3,704,828	2,281,378

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第103表 加入件数

区分		年度末現在				
	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《適格退職年金》						
合 計	81,463	77,563	73,913	66,752	59,162	52,761
生 保 会 社	71,475	67,623	64,249	57,433	50,463	44,747
全 共 連	798	709	581	532	459	446
信 託 銀 行	9,190	9,231	9,083	8,787	8,240	7,568
《確定給付企業年金》						
合 計	.	.	.	15	312	987
生 保 会 社	.	.	.	3	89	329
全 共 連	.	.	.	—	3	6
信 託 銀 行	.	.	.	12	220	652

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料：(社)生命保険協会調べ

第104表 加入者数

区分		年度末現在（単位 万人）				
	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《適格退職年金》						
合 計	964	992	915	858	777	653
生 保 会 社	541	562	513	469	420	361
全 共 連	12	12	12	11	11	11
信 託 銀 行	411	418	390	377	345	281
《確定給付企業年金》						
合 計	.	.	.	3	135	314
生 保 会 社	.	.	.	0	14	64
全 共 連	.	.	.	—	0	0
信 託 銀 行	.	.	.	3	120	249

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料：(社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第105表 国民年金被保険者数

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数	32,243,683	32,861,433	33,068,030	33,407,544	33,603,769	33,494,021	
第1号被保険者	20,111,668	20,877,588	21,246,771	21,774,826	22,064,406	22,077,392	
任意加入被保険者	313,902	297,590	290,573	299,060	303,510	322,508	
第3号被保険者 (再掲)	11,818,113	11,686,255	11,530,686	11,333,658	11,235,853	11,094,121	
付加保険料納付被保険者	861,639	821,705	781,545	718,368	679,687	688,809	
強 制	274,193	258,443	242,159	122,416	102,002	94,009	
任 意	587,446	563,262	539,386	595,952	577,685	594,800	
保険料免除被保険者	3,998,337	4,427,663	3,697,626	3,759,364	2,808,646	3,090,354	
法定免除	900,490	931,616	956,501	989,555	1,027,786	1,062,445	
申請免除	3,097,847	3,496,047	2,741,125	2,769,809	1,780,860	2,027,909	
全額	•	•	•	•	1,436,907	1,649,462	
半額	•	•	•	•	343,953	378,447	

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
印紙売りさばき代金収納済額	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	•	•	
保険料収納済歳入額	1,975,817,355	2,002,222,182	1,964,825,904	1,959,177,513	1,843,704,663	1,962,655,695	
付加保険料(再掲)	4,080,553	3,835,339	3,613,147	3,475,599	•	•	
印紙收入検認額	1,884,425,647	1,899,900,471	1,856,609,959	1,838,954,926	•	•	
付加保険料(再掲)	4,060,692	3,820,050	3,599,233	3,459,251	•	•	
現年度保険料	•	•	•	•	1,739,780,580	1,824,223,971	
過年度保険料	78,818,568	89,578,612	92,331,855	100,469,750	103,924,083	138,431,724	
付加保険料(再掲)	11,803	11,348	8,649	9,942	•	•	
前納保険料	1,952,806	1,197,060	1,664,473	1,910,801	•	•	
付加保険料(再掲)	8,058	3,942	5,265	6,407	•	•	
追納保険料 (再掲)	10,620,335	11,546,039	14,219,616	17,842,036	•	•	
前納保険料	•	•	•	•	390,685,342	408,518,334	
追納保険料	•	•	•	•	18,795,918	26,654,838	

(注) 1 平成14年度から法改正により保険料徴収が市町村から国になったため、区分に変更がある。

2 平成14年度以降の「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

3 平成14年度以降の「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第107表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	人員	601,323	576,940	559,870	560,777	563,902	535,287
	金額	400,783,727	392,217,896	384,938,888	383,604,477	387,378,925	362,627,523
老齢基礎年金	人員	472,570	446,306	435,057	437,549	440,775	409,318
	金額	295,122,134	284,371,134	281,570,449	281,078,664	284,698,055	258,455,536
障害基礎年金	人員	73,240	74,749	72,724	73,606	74,902	78,110
	金額	66,054,605	67,529,415	65,581,577	66,382,672	67,412,926	69,503,829
遺族基礎年金	人員	47,259	48,123	45,164	43,320	42,217	41,980
	金額	36,080,685	36,930,633	34,705,718	33,358,729	32,613,699	32,123,702
老 齢 年 金	人員	434	332	261	237	211	194
	金額	223,672	174,102	138,523	122,834	111,692	102,218
通算老齢年金	人員	2,180	1,681	1,341	1,102	948	950
	金額	364,239	276,462	237,733	194,806	152,353	148,847
障 害 年 金	人員	395	325	327	231	228	221
	金額	340,138	279,643	282,119	197,588	194,424	181,852
母 子 年 金	人員	1	—	—	1	—	—
	金額	1,260	—	—	1,267	—	—
準母子年金	人員	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
遺児年金	人員	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
寡婦年金	人員	5,244	5,424	4,996	4,731	4,621	4,514
	金額	2,596,994	2,656,507	2,422,770	2,267,916	2,195,777	2,111,541

(ii) 年度末現在

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	人員	17,871,389	18,794,678	19,736,770	20,668,965	21,652,589	22,543,518
	金額	10,253,211,983	11,069,950,349	11,835,987,518	12,582,975,235	13,359,790,800	13,943,261,787
老齢基礎年金	人員	9,363,050	10,539,065	11,763,913	12,990,383	14,269,266	15,458,502
	金額	6,073,311,669	6,931,645,176	7,795,287,972	8,646,255,856	9,527,065,079	10,248,095,417
障害基礎年金	人員	1,220,554	1,265,675	1,309,985	1,352,764	1,395,812	1,440,793
	金額	1,118,763,373	1,165,695,594	1,202,377,510	1,237,747,808	1,273,290,567	1,298,644,619
遺族基礎年金	人員	271,496	317,410	317,321	313,849	308,770	303,542
	金額	211,818,756	248,145,238	248,589,420	246,530,293	243,365,865	237,709,988
老 齢 年 金	人員	4,823,349	4,551,419	4,297,230	4,039,346	3,784,223	3,526,596
	金額	2,239,033,869	2,131,232,792	2,018,331,120	1,903,094,852	1,788,854,586	1,658,107,685
通算老齢年金	人員	1,951,940	1,889,982	1,828,844	1,764,146	1,696,578	1,625,295
	金額	415,122,823	405,921,636	394,454,001	382,149,592	369,173,144	352,153,401
障 害 年 金	人員	181,052	171,805	163,315	155,035	147,067	139,378
	金額	163,325,612	155,891,405	148,085,475	140,438,150	133,119,446	124,937,859
母 子 年 金	人員	3,760	3,732	2,278	1,261	584	203
	金額	3,550,071	3,542,518	2,140,887	1,176,925	544,704	189,842
準母子年金	人員	4	4	4	2	—	—
	金額	4,118	4,142	4,142	2,071	—	—
遺児年金	人員	53	51	29	17	10	7
	金額	40,665	39,296	22,749	13,099	7,469	5,011
寡 婦 年 金	人員	56,131	55,535	53,851	52,162	50,279	49,202
	金額	28,241,026	27,832,551	26,694,244	25,566,590	24,369,940	23,417,965

資料：社会保険庁「事業年報」

第108表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	件数	111	94	58	48	29	25
	金額	45,466	38,728	23,896	19,776	11,948	10,208
老齢福祉年金	件数	111	94	58	48	29	25
	金額	45,466	38,728	23,896	19,776	11,948	10,208
老齢特別給付金	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	件数	285,895	229,636	185,195	144,639	110,048	84,619
	金額	117,101,687	94,609,120	76,299,428	59,590,660	45,339,168	34,548,737
老齢福祉年金	件数	285,892	229,633	185,192	144,637	110,046	84,617
	金額	117,101,363	94,608,796	76,299,104	59,590,444	45,338,952	34,548,521
(再掲)							
一部支給停止	件数	30,521	23,523	18,176	14,102	10,324	7,655
	金額	7,536,075	5,715,869	4,376,094	3,313,532	2,366,294	1,690,518
全部支給停止	件数	71,191	58,444	48,437	37,303	28,345	22,291
	金額	—	—	—	—	—	—
老齢特別給付金	件数	3	3	3	2	2	2
	金額	324	324	324	216	216	216
(再掲)							
一部支給停止	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
全部支給停止	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給額である。

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第109表 国民年金特別会計収支状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	(単位 千円)
《基礎年金勘定》								
收 入	入	13,831,341,761	14,346,243,728	14,779,811,889	15,220,200,359	15,966,496,187	16,745,977,288	
拠 出 金 等 収 入		13,787,248,394	14,302,090,122	14,743,747,920	15,194,124,371	15,943,720,229	16,732,360,996	
運 用 収 入		38,456,505	38,620,485	30,440,730	20,910,118	17,463,098	7,898,705	
雜 収 入		5,636,862	5,533,120	5,623,239	5,165,869	5,312,859	5,717,587	
支 出	出	12,789,834,134	13,384,214,597	13,773,715,750	14,074,067,289	14,599,325,058	15,217,449,565	
基 础 年 金 給 付 費		6,711,387,048	7,614,619,305	8,477,441,020	9,363,319,032	10,249,367,215	11,073,549,445	
基礎年金相当給付費繰入及交付金		6,078,053,670	5,769,468,793	5,296,171,300	4,710,666,538	4,349,884,802	4,143,792,614	
諸 支 出 金		393,416	126,499	103,430	81,719	73,041	107,506	
收 支 差 引		1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	
翌 年 度 へ 繰 越		1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	
年 度 末 現 在 積 立 金		724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	
《国民年金勘定》								
收 入	入	6,421,868,675	6,327,637,609	6,188,788,825	6,038,863,727	5,822,400,655	5,767,669,986	
保 険 料 収 入		1,971,602,603	2,002,526,984	1,967,840,647	1,953,759,943	1,895,793,250	1,962,655,695	
一 般 会 計 より 受 入		1,326,490,058	1,322,664,124	1,363,650,972	1,430,705,811	1,456,538,388	1,496,285,266	
基 础 年 金 勘 定 より 受 入		2,782,606,841	2,674,773,497	2,570,129,176	2,424,546,596	2,277,134,154	2,153,429,366	
運 用 収 入		336,750,589	323,554,010	282,833,674	226,287,107	189,718,311	152,278,606	
雜 収 入		4,418,584	4,118,995	4,334,356	3,564,269	3,216,551	3,021,053	
支 出	出	5,934,769,227	5,832,427,705	5,836,132,117	5,920,466,781	5,870,881,372	5,817,680,878	
國 民 年 金 給 付 費		2,893,294,830	2,778,099,151	2,645,403,018	2,513,268,392	2,381,898,322	2,229,305,316	
基 础 年 金 勘 定 へ 繰 入		2,960,657,719	2,971,636,833	3,092,488,405	3,287,081,698	3,369,340,268	3,485,304,301	
諸 支 出 金		24,266,377	24,012,319	26,306,955	25,774,465	25,956,835	26,117,887	
業 務 勘 定 へ 繰 入		56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	
收 支 差 引		487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—	—	
超 過 受 入		—	—	—	—	—	—	
積 立 金 へ 繰 入		487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—	—	
積 立 金 か ら 補 足		•	•	•	48,480,718	50,010,892		
年 度 末 現 在 積 立 金		8,961,936,662	9,461,723,689	9,820,795,696	9,949,014,922	9,910,835,492	9,861,171,654	

《福祉年金勘定》								
收 入	入	105,605,667	88,584,192	78,239,807	64,013,521	45,900,834	34,525,069	
一 般 会 計 より 受 入		88,827,960	80,733,521	68,369,407	48,310,420	31,761,108	27,602,518	
雜 収 入 等		16,777,707	7,850,671	9,870,399	15,703,101	14,139,726	6,922,551	
支 出	出	97,998,174	78,932,547	62,669,906	49,990,198	39,057,445	29,620,153	
福 祉 年 金 給 付 費		97,998,113	78,932,500	62,669,846	49,989,337	39,057,441	29,620,016	
諸 支 出 金		61	47	60	861	4	137	
收 支 差 引		7,607,493	9,651,645	15,569,900	14,023,323	6,843,388	4,904,916	
《業務勘定》								
收 入	入	2,073,887,198	2,087,027,073	2,046,114,028	2,030,840,249	233,867,782	150,207,273	
一 般 会 計 より 受 入		129,939,510	124,328,759	111,425,082	99,320,519	74,575,064	69,513,651	
印 紙 売 さ ば き 収 入		1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	62,856,847	—	
國 民 年 金 勘 定 より 受 入		56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	
雜 収 入 等		7,186,492	3,813,639	3,130,504	3,640,149	2,749,924	3,740,249	
支 出	出	2,063,653,644	2,080,389,162	2,036,190,573	2,018,700,757	220,049,186	145,598,534	
業 務 取 扱 費		163,980,622	163,327,575	159,096,619	167,377,281	140,891,547	131,007,614	
施 設 整 備 費		275,238	39,491	15,901	16,530	447,058	783,999	
諸支出金(印紙買戻費)		•	•	•	•	10,768,259	—	
國 民 年 金 勘 定 へ 繰 入		1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	52,088,587	—	
福 祉 施 設 費		19,186,889	16,816,824	17,453,350	17,769,590	15,853,734	13,806,921	
收 支 差 引		10,233,553	6,637,911	9,923,455	12,139,492	13,818,596	4,471,619	
翌 年 度 へ 繰 越		3,685,709	2,060,788	3,508,155	2,317,213	3,517,308	4,124,565	
國 民 年 金 勘 定 積 立 金 へ 繰 入		6,547,844	4,577,123	6,415,299	9,822,279	10,301,288	347,054	

(注) 1 國民年金特別会計の決算額による。
 2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、國民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、國民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。
 3 國民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。
 平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成15年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

6 農業者年金基金

第110表 農業者年金被保険者数

年度末現在(単位人)										
区分	総数	通常加入	政策支援加入	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未分類
平成13年度(2001)	61,756	28,677	33,079	13,022	18	850	1,447	42	17,700	0
14 (2002)	71,570	32,036	38,920	16,301	28	1,749	1,719	95	19,028	614
15 (2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の者と家族経営協定を締結した配偶者または直系卑属

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：農業を営む者の直系卑属の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第111表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)						
区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
経営移譲年金 人員	664,892	659,442	653,767	644,467	631,603	613,592
金額	82,846,269	85,026,084	88,136,579	74,258,334	76,754,826	77,813,151
農業者老齢年金 人員	611,726	597,875	583,695	567,646	551,412	531,711
金額	91,902,414	91,180,028	90,212,898	89,163,122	87,927,209	86,001,008

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第112表 農業者年金勘定経理状況

平成14年4月1日～平成15年3月31日(単位 千円)

区分	特例付加年金勘定		農業者老齢年金勘定			旧年金勘定		農地売買 貸借等勘定	計
	被保険者 経理	業務経理	被保険者 経理	受給権者 経理	業務経理	被保険者 経理	旧年金 業務経理		
収 益	2,823,838	900,311	20,449,308	1,062	900,312	411,187,727	2,878,128	1,176,905	440,317,595
経 常 収 益	2,823,838	900,311	20,449,308	1,062	900,312	155,722,717	2,878,128	1,001,286	184,676,966
保 険 料 収 入	—	—	16,534,582	—	—	—	—	—	16,534,582
運 用 収 入	7,783	—	52,392	—	—	—	—	—	60,176
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	—	—	—	—	32,101	32,101
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	—	—	—	732,250	—	239,861	972,112
國 庫 補 助 金 収 入	2,503,066	894,196	—	—	894,197	—	1,934,602	165,719	6,391,780
國 庫 負 担 金 等 収 入	—	—	—	—	—	154,987,311	—	—	154,987,311
政 府 補 給 金 収 入	—	—	—	—	—	—	—	322,661	322,661
農 業 者 老 齢 年 金 被 保 険 者 経 理 より 収 入	—	—	—	1,062	—	—	—	—	1,062
旧 年 金 経 理 より 収 入	—	—	—	—	—	—	911,790	—	911,790
給 付 原 資 積 立 金 戻 入	312,989	—	3,862,333	—	—	—	—	—	4,175,322
貸 倒 引 当 金 戻 入	—	—	—	—	—	—	—	224,950	224,950
資 産 見 収 补 助 金 戻 入	—	4,255	—	—	4,255	—	25,278	9,996	43,784
事 業 外 収 益	—	1,860	—	—	1,860	3,156	6,457	5,995	19,329
當 期 欠 損 金	—	—	—	—	—	255,465,009	—	175,618	255,640,628
費 用	2,823,838	900,311	20,449,308	1,062	900,312	411,187,727	2,878,128	1,176,905	440,317,595
經 常 費 用	2,823,836	900,310	20,253,308	1,062	900,311	410,788,220	2,873,853	1,174,144	439,715,048
給 付 金	—	—	6,986	—	—	407,951,330	—	—	407,958,317
旧 年 金 勘 定 借 入 金 利 息	—	—	—	—	—	—	—	732,250	732,250
運 用 諸 費	556	—	3,744	—	—	—	—	—	4,300
運 用 損 失	80,165	—	539,595	—	—	—	—	—	619,761
一 般 管 理 費	—	900,310	—	—	900,311	—	2,873,853	176,049	4,850,525
保 険 料 割 引 料	—	—	545	—	—	—	—	—	545
支 払 備 金 繰 入	—	—	1,164	—	—	—	—	—	1,164
貸 倒 引 当 金 繰 入	—	—	—	—	—	—	—	265,844	265,844
給 付 原 資 積 立 金 繰 入	2,743,031	—	19,699,647	—	—	—	—	—	22,442,678
付 利 準 備 金 繰 入	82	—	558	—	—	—	—	—	641
調 整 準 備 金 繰 入	—	—	2	1,062	—	—	—	—	1,065
農 業 者 老 齢 年 金 受 給 権 者 経 理 より 繰 入	—	—	1,062	—	—	—	—	—	1,062
旧 年 金 業 務 経 理 より 繰 入	—	—	—	—	—	911,790	—	—	911,790
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—	1,925,099	—	—	1,925,099
特 別 損 失	2	—	196,000	—	—	399,506	2,068	2,760	600,338
當 期 利 益 金	—	0	—	—	0	—	2,207	—	2,208

平成15年4月1日～平成15年9月30日（単位 千円）

区分	特例付加年金勘定		農業者老齢年金勘定			旧年金勘定		農地売買 貸借等勘定	計
	被保険者 経理	業務経理	被保険者 経理	受給権者 経理	業務経理	被保険者 経理	旧年金 業務経理		
収 益	4,111,450	239,174	28,558,335	1,541	431,788	97,442,440	1,564,028	630,647	132,979,405
経 常 収 益	4,111,450	239,174	28,558,335	1,541	431,788	96,817,165	1,564,028	630,647	132,354,130
保 険 料 収 入	—	—	7,940,643	—	—	—	—	—	7,940,643
運 用 収 入	137,498	—	916,880	0	—	—	—	—	1,054,378
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	—	—	—	—	25,575	25,575
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	—	—	—	268,952	—	144,269	413,222
国 庫 補 助 金 収 入	1,230,920	236,183	—	—	428,395	—	1,100,938	49,430	3,045,868
国 庫 負 担 金 等 収 入	—	—	—	—	—	96,442,454	—	—	96,442,454
政 府 補 給 金 収 入	—	—	—	—	—	—	—	134,693	134,693
農 業 者 老 齢 年 金 被 保 険 者 経 理 より 収 入	—	—	—	1,541	—	—	—	—	1,541
旧 年 金 経 理 より 収 入	—	—	—	—	—	—	448,573	—	448,573
支 払 備 金 戻 入	—	—	1,164	—	—	—	—	—	1,164
給 付 原 資 積 立 金 戻 入	2,743,031	—	19,699,647	—	—	—	—	22,442,678	—
貸 倒 引 当 金 戻 入	—	—	—	—	—	—	265,844	265,844	—
資 産 見 返 助 助 金 戻 入	—	2,513	—	—	2,526	—	12,929	2,988	20,958
事 業 外 収 益	—	477	—	—	866	105,759	1,586	7,845	116,535
当 期 欠 損 金	—	—	—	—	—	625,274	—	—	625,274
費 用	4,111,450	239,174	28,558,335	1,541	431,788	97,442,440	1,564,028	630,647	132,979,405
経 常 費 用	4,111,450	239,174	28,434,894	1,541	431,788	97,441,138	1,563,635	602,827	132,796,450
給 付 金	—	—	13,630	—	—	95,098,027	—	—	95,111,658
旧 年 金 勘 定 借 入 金 利 息	—	—	—	—	—	—	—	268,952	268,952
運 用 損 失	323	—	2,156	—	—	—	—	—	2,480
一 般 管 理 費	—	239,174	—	—	431,788	—	1,563,635	54,780	2,289,377
保 険 料 割 引 料	—	—	611	—	—	—	—	—	611
支 払 備 金 緑 入	—	—	4,543	—	—	—	—	—	4,543
貸 倒 引 当 金 緑 入	—	—	—	—	—	—	279,095	279,095	—
給 付 原 資 積 立 金 緑 入	4,111,126	—	28,412,403	—	—	—	—	—	32,523,530
付 利 準 備 金 緑 入	—	—	4	—	—	—	—	—	4
調 整 準 備 金 緑 入	—	—	2	1,541	—	—	—	—	1,543
農 業 者 老 齢 年 金 受 給 権 者 経 理 へ 緑 入	—	—	1,541	—	—	—	—	—	1,541
旧 年 金 業 務 経 理 へ 緑 入	—	—	—	—	448,573	—	—	—	448,573
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—	1,864,537	—	—	1,864,537
特 別 損 失	—	—	123,440	—	—	31,302	134	83	154,961
当 期 利 益 金	—	0	—	—	0	—	257	27,735	27,993

(注) 平成15年10月の独立行政法人への移行のため、平成15年4月1日～平成15年9月30日までの値である。

平成15年10月1日～平成16年3月31日（単位 千円）

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計	
収 益	1,433,801	8,818,800	89,904,396	516,777	366,048	100,307,727	
經 常 収 益	1,433,801	8,818,800	87,212,647	516,777	366,048	97,615,979	
運 営 費 交 付 金 収 益	292,239	534,058	717,486	106,186	—	1,649,970	
保 険 料 収 入	—	7,569,208	—	—	—	7,569,208	
運 用 収 益	102,403	707,871	—	—	—	810,274	
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	22,681	—	22,681	
貸 付 利 息 収 入	—	—	238,065	125,230	238,065	125,230	
補 助 金 等 収 益	1,037,435	—	54,759,200	120,440	—	55,917,077	
財 源 措 置 予 定 額 収 益	—	—	31,159,000	—	—	31,159,000	
支 払 備 金 戻 入	—	4,543	—	—	—	4,543	
資 産 見 返 助 助 金 戻 入	1,671	3,024	14,189	3,817	—	22,703	
財 務 収 益	1	3	4	1	—	10	
雜 収 益	50	91	324,700	138,419	127,983	335,279	
當 期 純 損 失	—	—	2,691,748	—	—	2,691,748	
費 用	1,433,801	8,818,800	8,990,496	516,777	366,048	100,307,727	
經 常 費 用	1,433,801	8,818,800	89,903,928	380,436	366,048	100,170,918	
年 金 事 業 費	1,139,838	8,277,029	87,624,995	—	—	97,041,863	
貸 付 事 業 費	—	—	—	22,933	—	22,933	
そ の 他 の 業 務 費	238,173	435,405	963,686	102,527	—	1,739,792	
一 般 管 理 費	55,789	101,772	159,269	16,255	—	333,086	
財 務 費 用	—	—	1,016,331	238,065	238,065	1,016,331	
雜 損	—	4,594	139,645	654	127,983	16,910	
臨 時 損 失	—	—	468	303	—	771	
當 期 純 利 益	—	—	—	—	136,038	—	136,038

(注) 平成15年10月の独立行政法人への移行のため、平成15年10月1日～平成16年3月31日までの値である。

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第113表 国家公務員共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	計	長期短期
平成11年度(1999)	1,131,195	1,102,536	109	3,726	24,824	・	1,499,215	1,477,731
12 (2000)	1,144,960	1,115,505	126	3,701	25,628	6,520,678	1,506,717	1,484,138
13 (2001)	1,138,437	1,106,872	129	3,531	27,905	6,591,213	1,489,652	1,464,469
14 (2002)	1,130,181	1,098,794	129	3,425	27,833	6,582,497	1,469,200	1,443,213
15 (2003)	1,122,813	1,087,842	134	3,240	31,597	555,904	1,447,895	1,418,154
平成15年度								
衆議院	2,774	2,662	—	1	111	1,336	2,223	2,142
参議院	1,371	1,332	—	—	39	755	1,367	1,332
内閣	8,113	7,851	48	73	141	3,997	10,881	10,748
総務省	7,106	6,806	14	149	137	3,947	8,382	8,309
法務省	30,457	29,803	6	18	630	15,156	39,076	38,439
外務省	5,498	5,416	6	11	65	1,248	7,585	7,516
財務省	80,232	78,276	5	455	1,496	41,974	115,603	114,073
文部科学省	143,012	138,622	8	394	3,988	86,801	184,094	180,822
厚生労働省	32,055	31,382	16	435	222	16,456	39,005	38,842
農林水産省	33,612	32,523	5	192	892	18,875	54,168	53,142
経済産業省	12,906	12,194	5	379	328	6,876	16,291	15,949
国土交通省	69,010	67,115	17	1,003	875	35,641	106,090	105,301
裁判所	27,433	26,266	—	7	1,160	13,059	26,526	25,707
会計検査院	1,293	1,248	—	22	23	717	1,355	1,340
防衛庁	270,690	266,604	4	1	4,081	94,852	356,754	352,268
刑務	21,423	20,946	—	1	476	12,833	35,448	35,007
厚生労働省第二	53,600	51,835	—	3	1,762	28,941	42,702	41,949
社会保険職員	16,874	16,709	—	—	165	7,166	16,892	16,769
林野庁	9,659	9,311	—	25	323	6,795	14,740	14,444
日本郵政公社	283,698	269,384	—	71	14,243	153,480	360,939	346,492
連合会職員	11,997	11,557	—	—	440	4,999	7,774	7,563

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

4 平成14年度以前の「介護保険」は、年度累計の数値である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

者数	任意継続	(再掲) 介護保険	組合員1人当たり標準報酬月額				平均		
			組合員1人当たり標準報酬月額		任意継続	短期適用			
			長期組合員	継続長期					
21,484	・	1.34	0.87	401,510	533,798	980,000	349,522	410,569	401,956
22,579	3,303,010	1.33	0.88	409,542	550,359	980,000	354,789	416,170	410,007
25,183	3,382,636	1.32	0.90	411,788	551,015	980,000	362,680	418,644	412,231
25,987	3,384,515	1.31	0.93	405,921	551,087	980,000	365,986	412,119	406,373
29,741	283,626	1.30	0.94	402,216	547,034	980,000	356,295	407,764	402,646
81	556	0.80	0.73	457,160	470,000	—	455,405	491,013	457,165
35	368	1.00	0.90	489,880	—	—	496,410	530,051	489,880
133	2,245	1.36	0.94	457,026	537,808	980,000	383,050	481,335	457,770
73	1,794	1.22	0.53	440,043	478,725	980,000	368,467	452,669	440,871
637	8,472	1.29	1.01	426,028	580,000	980,000	399,032	437,000	426,121
69	955	1.39	1.06	464,601	611,818	980,000	460,769	495,684	464,900
1,530	24,872	1.46	1.02	455,475	548,066	980,000	405,588	461,360	456,010
3,272	41,007	1.30	0.82	461,881	503,274	980,000	383,206	471,114	461,998
163	7,789	1.24	0.73	417,140	544,966	980,000	371,712	422,200	418,887
1,026	10,585	1.63	1.15	421,477	556,302	980,000	370,056	426,334	422,268
342	3,649	1.31	1.04	484,728	561,900	980,000	394,207	504,453	487,054
789	23,512	1.57	0.90	436,645	565,942	980,000	342,640	443,121	438,549
819	5,357	0.98	0.71	419,459	560,000	—	324,543	438,372	419,497
15	354	1.07	0.65	478,886	576,818	—	415,217	502,109	480,583
4,486	56,226	1.32	1.10	356,214	560,000	980,000	340,885	358,928	356,215
441	7,811	1.67	0.93	447,143	440,000	—	369,496	449,422	447,142
753	6,081	0.81	0.43	402,980	533,333	—	341,198	421,097	402,987
123	3,004	1.00	0.75	376,239	—	—	342,545	376,975	376,239
296	3,932	1.55	0.92	397,616	510,400	—	313,715	398,444	397,918
14,447	73,494	1.29	1.01	373,732	564,225	—	347,900	373,678	373,782
211	1,563	0.65	0.48	405,296	—	—	359,500	428,740	405,296

第114表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付			(単位 金額: 千円)				
区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	件数	19,727,104	20,028,974	20,636,841	21,395,176	21,812,475	21,733,002
	金額	226,109,693	226,945,697	232,255,814	234,883,344	232,894,791	226,253,525
組 合 員 分	件数	7,178,282	7,264,109	7,518,720	7,800,715	7,913,847	7,752,306
	金額	92,416,943	93,206,103	95,324,720	96,958,790	95,831,279	86,246,455
療 養 の 給 付	件数	5,980,050	5,942,838	6,028,798	6,133,162	6,133,430	5,904,572
	日数	12,362,416	12,209,680	12,142,523	12,074,807	11,658,049	11,095,787
	金額	81,732,981	81,587,742	82,643,258	82,944,342	80,935,998	71,345,656
訪問看護療養の給付	件数	410	397	371	431	605	486
	日数	2,790	2,766	2,648	3,257	4,337	3,050
	金額	20,184	19,804	19,065	23,643	28,805	20,716
入院時食事療養の給付	件数	84,567	85,585	83,018	82,892	80,347	76,072
	日数	978,661	947,867	920,959	876,958	848,247	781,542
	金額	1,399,131	1,361,289	1,321,787	1,244,544	1,206,436	1,108,726
薬 剤 支 給	件数	1,025,681	1,151,194	1,316,240	1,478,231	1,584,345	1,643,560
	金額	5,206,123	6,064,919	7,121,122	8,391,389	9,248,245	9,518,224
療 養 費	件数	163,005	160,247	163,846	179,325	185,911	194,148
	金額	995,807	970,919	997,997	1,088,104	1,118,370	1,002,436
入院時食事療養費	件数	139	63	122	71	39	120
	日数	1,569	728	1,412	597	322	1,078
	金額	2,228	1,014	2,019	889	364	1,511
移 送 費	件数	29	23	16	25	16	18
	金額	2,973	4,351	1,222	2,111	1,879	1,135
出 産 費	件数	7,632	7,898	8,048	8,188	8,187	8,186
	金額	2,413,073	2,514,915	2,583,673	2,647,081	2,659,592	2,647,824
育 児 手 当 金	件数	1	1	·	·	·	·
	金額	18	2	·	·	·	·
埋 葬 料	件数	1,474	1,511	1,401	1,353	1,353	1,336
	金額	644,425	681,147	634,577	616,687	631,589	600,228
被 扶 養 者 分	件数	12,548,822	12,764,865	13,118,121	13,594,461	13,898,628	13,980,696
	金額	133,692,750	133,739,593	136,931,094	137,924,554	137,063,512	140,007,071
療 養 の 給 付	件数	9,871,079	9,831,369	9,904,704	10,060,189	10,103,128	10,014,350
	日数	20,671,624	20,241,671	20,093,799	19,933,938	19,631,300	19,218,063
	金額	103,604,020	102,481,404	104,269,345	104,108,789	102,772,492	100,488,826
訪問看護療養の給付	件数	1,515	1,793	1,621	1,796	2,165	2,385
	日数	8,340	9,607	8,585	9,985	14,323	13,755
	金額	54,743	64,423	58,181	66,690	81,715	90,668
入院時食事療養の給付	件数	149,810	144,421	143,256	140,502	135,500	131,306
	日数	1,649,415	1,628,743	1,545,426	1,482,194	1,396,837	1,331,534
	金額	2,253,193	2,178,676	2,135,944	2,022,571	1,910,705	1,838,956
薬 剤 支 給	件数	2,450,443	2,707,987	2,981,249	3,283,441	3,535,018	3,695,245
	金額	9,057,684	10,318,783	11,567,674	13,191,860	14,378,561	16,229,513
療 養 費	件数	193,296	191,474	198,612	217,822	227,777	238,653
	金額	1,161,437	1,148,864	1,170,398	1,277,362	1,300,823	1,362,774
入院時食事療養費	件数	233	128	311	188	83	163
	日数	2,477	1,609	3,467	2,260	607	1,627
	金額	3,424	2,222	4,964	3,017	859	2,290
高額療養費	件数	69,146	68,158	68,428	64,056	57,667	74,715
	金額	4,343,594	4,340,648	4,493,165	4,120,812	3,799,172	6,642,105
高額療養の給付	件数	32,756	32,508	33,693	34,594	35,315	33,130
	金額	2,987,988	2,996,796	3,131,787	3,175,651	3,075,175	3,811,829
移 送 費	件数	32	22	24	16	14	29
	金額	1,551	1,372	1,878	1,875	484	1,189
配偶者出産費	件数	27,273	27,114	27,203	26,604	26,105	25,770
	金額	8,488,896	8,471,545	8,521,938	8,347,279	8,205,602	8,078,294
家族埋葬料	件数	5,184	5,106	4,708	4,593	4,421	4,264
	金額	1,736,221	1,734,862	1,575,819	1,608,648	1,537,925	1,460,627

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。

2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていません。

(ii) 休業給付

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	件数	63,962	73,605	75,413	80,034	83,192
	日数	1,872,871	1,988,284	2,254,241	2,454,715	2,550,152
	金額	4,019,922	4,304,972	5,082,227	6,867,996	7,774,387
傷病手当金	件数	11,540	11,476	13,002	13,673	14,047
	日数	226,904	226,075	257,459	266,830	277,292
	金額	1,004,588	1,024,972	1,166,212	1,146,932	1,273,659
出産手当金	件数	1,482	1,341	1,391	1,222	1,408
	日数	34,351	32,317	32,994	32,587	35,872
	金額	283,828	280,708	290,763	283,931	317,878
休業手当金	件数	152	125	202	182	141
	日数	1,270	1,029	1,909	1,339	543
	金額	5,036	3,796	9,560	8,131	3,981
育児休業手当金 (休業中分)	件数	45,504	55,095	53,982	58,049	60,803
	日数	880,201	952,851	1,080,144	1,166,347	1,219,044
	金額	2,249,290	2,481,961	3,001,227	4,530,301	4,770,515
育児休業手当金 (復職後分)	件数	5,284	5,564	5,930	6,085	5,922
	日数	730,145	775,983	869,950	977,025	1,005,998
	金額	477,179	513,472	570,314	836,282	1,336,390
介護休業手当金	件数	·	4	906	823</td	

第115表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
組合員分 件数	5,980,050	5,942,838	6,028,798	6,133,162	6,133,430	5,904,572
日数	12,362,416	12,209,680	12,142,523	12,074,807	11,658,049	11,095,787
金額	81,732,981	81,587,742	82,643,258	82,944,342	80,935,998	71,345,656
一般 診療 件数	4,844,288	4,816,704	4,888,231	4,986,098	4,932,012	4,755,106
日数	9,502,252	9,370,863	9,314,991	9,287,835	8,911,002	8,392,866
金額	67,880,618	67,872,744	68,941,172	69,141,269	67,305,364	59,509,447
入院 件数	95,001	94,451	93,700	90,106	88,216	84,717
日数	1,139,594	1,107,031	1,081,156	1,024,530	989,109	919,445
金額	24,470,639	24,955,652	25,566,050	25,048,105	24,512,060	21,170,968
外 来 件数	4,749,287	4,722,253	4,794,531	4,895,992	4,843,796	4,670,389
日数	8,362,658	8,263,832	8,233,835	8,263,305	7,921,893	7,473,421
金額	43,409,979	42,917,092	43,375,122	44,093,163	42,793,303	38,338,479
歯科 診療 件数	1,135,762	1,126,134	1,140,567	1,147,064	1,201,418	1,149,466
日数	2,860,164	2,838,817	2,827,532	2,786,972	2,747,047	2,702,921
金額	13,852,363	13,714,998	13,702,085	13,803,073	13,630,634	11,836,209
被扶養者 分 件数	9,871,079	9,831,369	9,904,704	10,060,189	10,103,128	10,014,350
日数	20,671,624	20,241,671	20,093,799	7,333,938	19,631,300	19,218,063
金額	103,604,020	102,481,404	104,269,345	104,108,789	102,772,492	100,488,826
一般 診療 件数	8,109,649	8,087,157	8,159,670	8,292,811	8,347,395	8,269,554
日数	16,617,529	16,288,045	16,149,218	3,506,416	15,837,654	15,500,575
金額	88,755,982	87,837,160	89,740,659	89,682,177	88,424,753	86,448,952
入院 件数	168,688	164,170	164,326	161,372	156,092	155,620
日数	1,916,896	1,861,337	1,826,762	1,747,225	1,659,151	1,593,579
金額	35,564,213	35,047,747	36,838,038	36,306,950	35,533,185	32,515,815
外 来 件数	7,940,961	7,922,987	7,995,344	8,131,439	8,191,303	8,113,934
日数	14,700,633	14,426,708	14,322,456	1,759,191	14,178,503	13,906,996
金額	53,191,769	52,789,414	52,902,620	53,375,227	52,891,568	53,933,137
歯科 診療 件数	1,761,430	1,744,212	1,745,034	1,767,378	1,755,733	1,744,796
日数	4,054,095	3,953,626	3,944,581	3,827,522	3,793,646	3,717,488
金額	14,848,037	14,644,244	14,528,687	14,426,612	14,347,739	14,039,874

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《組合員分》						
診療費 1000人当件数	5,252.86	5,249.92	5,275.81	5,400.41	5,446.06	5,273.64
1件当日数	2.07	2.05	2.01	1.97	1.90	1.88
1件当金額	13,668	13,729	13,708	13,524	13,196	12,083
1人当金額	71,794	72,075	72,321	73,035	71,865	63,722
一般 診療 1000人当件数	4,255.21	4,255.09	4,277.70	4,390.39	4,379.28	4,247.00
1件当日数	1.96	1.95	1.91	1.86	1.81	1.77
1件当金額	14,013	14,091	14,104	13,867	13,647	12,515
1人当金額	59,626	59,959	60,331	60,881	59,762	53,151
入院 1000人当件数	83.45	83.44	82.00	79.34	78.33	75.66
1件当日数	12.00	11.72	11.54	11.37	11.21	10.85
1件当金額	257,583	264,218	272,850	277,985	277,864	249,902
1人当金額	21,495	22,046	22,373	22,056	21,765	18,909
入院外 1000人当件数	4,171.76	4,171.65	4,195.70	4,311.05	4,300.95	4,171.34
1件当日数	1.76	1.75	1.72	1.69	1.64	1.60
1件当金額	9,140	9,088	9,047	9,006	8,835	8,209
1人当金額	38,131	37,913	37,958	38,825	37,997	34,242
歯科 診療 1000人当件数	997.65	994.83	998.11	1,010.02	1,066.77	1,026.64
1件当日数	2.52	2.52	2.48	2.43	2.29	2.35
1件当金額	12,197	12,179	12,013	12,033	11,345	10,297
1人当金額	12,168	12,116	11,991	12,154	12,103	10,571
出産費 1000人当件数	6.70	6.98	7.04	7.21	7.27	7.31
埋葬料 1000人当件数	1.29	1.33	1.23	1.19	1.20	1.19
《被扶養者分》						
診療費 1000人当件数	8,670.73	8,685.06	8,667.63	8,858.26	8,970.87	8,944.27
1件当日数	2.09	2.06	2.03	0.73	1.94	1.92
1件当金額	10,496	10,424	10,527	10,349	10,172	10,034
1人当金額	91,005	90,532	91,246	91,671	91,255	89,751
一般 診療 1000人当件数	7,123.49	7,144.22	7,140.54	7,302.04	7,411.90	7,385.92
1件当日数	2.05	2.01	1.98	0.42	1.90	1.87
1件当金額	10,944	10,861	10,998	10,814	10,593	10,454
1人当金額	77,963	77,596	78,532	78,968	78,515	77,212
入院 1000人当件数	148.18	145.03	143.80	142.09	138.60	138.99
1件当日数	11.36	11.34	11.12	10.83	10.63	10.24
1件当金額	210,828	213,484	224,177	224,989	227,643	208,944
1人当金額	31,240	30,961	32,237	31,969	31,551	29,041
入院外 1000人当件数	6,975.32	6,999.19	6,996.74	7,159.95	7,273.30	7,246.93
1件当日数	1.85	1.82	1.79	0.22	1.73	1.71
1件当金額	6,698	6,663	6,617	6,564	6,457	6,647
1人当金額	46,724	46,634	46,295	46,998	46,964	48,170
歯科 診療 1000人当件数	1,547.24	1,540.84	1,527.08	1,556.22	1,558.97	1,558.36
1件当日数	2.30	2.27	2.26	2.17	2.16	2.13
1件当金額	8,430	8,396	8,326	8,163	8,172	8,047
1人当金額	13,042	12,93				

(ii) 休業給付

(単位 金額: 円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	1000人当件数	56.18	65.02	65.99	70.47	73.87	77.05
1 件 当 日 数		29.28	27.01	29.89	30.67	30.65	30.92
1 日 当 金 額		2,146	2,165	2,255	2,798	3,049	3,005
傷 病 手 当 金	1000人当件数	10.14	10.14	11.38	12.04	12.47	13.24
1 件 当 日 数		19.66	19.70	19.80	19.52	19.74	19.53
1 日 当 金 額		4,427	4,534	4,530	4,298	4,593	4,543
出 産 手 当 金	1000人当件数	1.30	1.18	1.22	1.08	1.25	1.11
1 件 当 日 数		23.18	24.10	23.72	26.67	25.48	26.52
1 日 当 金 額		8,263	8,686	8,813	8,713	8,861	8,870
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.13	0.11	0.18	0.16	0.09	0.13
1 件 当 日 数		8.36	8.23	9.45	7.36	5.22	9.63
1 日 当 金 額		3,966	3,689	5,008	6,072	7,331	5,721
育児休業手当金	1000人当件数	39.97	48.67	47.24	51.11	53.99	56.24
(休 業 中 分)	1 件 当 日 数	19.34	17.29	20.01	20.09	20.05	19.90
1 日 当 金 額		2,555	2,605	2,779	3,884	3,913	3,887
育児休業手当金	1000人当件数	4.64	4.92	5.19	5.36	5.26	5.64
(復 職 後 分)	1 件 当 日 数	138.18	139.46	146.70	160.56	169.87	171.08
1 日 当 金 額		654	662	656	856	1,328	1,357
介護休業手当金	1000人当件数	·	0.00	0.79	0.72	0.81	0.69
1 件 当 日 数		·	7.25	13.01	12.86	12.56	12.85
1 日 当 金 額		·	2,149	3,746	5,896	6,311	6,230

(iii) 災害給付

(単位 金額: 円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	1000人当件数	0.33	0.27	0.33	0.17	0.14	0.19
1 件 当 金 額		544,832	558,983	573,567	704,089	762,601	618,033
弔 慰 金	1000人当件数	0.03	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
1 件 当 金 額		388,387	472,593	478,800	425,000	475,882	400,526
家 族 弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
1 件 当 金 額		333,667	309,750	318,231	318,500	373,692	354,308
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.29	0.22	0.30	0.14	0.11	0.16
1 件 当 金 額		571,368	587,905	590,249	761,531	843,333	659,807

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第117表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	4,743,744	4,815,249	4,950,397	5,066,224	5,194,726	5,335,755
金額	1,651,671,159	1,660,776,585	1,680,029,240	1,686,719,979	1,685,207,997	1,684,914,721
退職共済年金 件数	1,845,842	1,942,155	2,070,878	2,204,248	2,356,494	2,523,635
金額	667,388,041	688,254,812	715,355,584	738,982,600	756,354,573	782,850,286
障害共済年金 件数	17,660	19,655	21,927	24,364	26,792	29,135
金額	2,802,052	3,097,485	3,495,153	3,836,986	4,243,718	4,604,790
遺族共済年金 件数	685,548	748,953	819,145	881,157	940,887	1,001,694
金額	174,292,237	191,220,299	208,218,268	223,009,162	237,343,634	249,960,025
退職年金 件数	1,212,678	1,151,570	1,108,838	1,055,158	998,787	940,710
金額	539,047,589	515,614,575	496,377,712	471,859,121	446,076,881	416,367,480
減額退職年金 件数	459,022	450,209	442,138	432,101	421,801	410,652
金額	152,668,809	150,802,907	148,127,713	144,629,928	141,080,207	136,231,193
通算退職年金 件数	45,147	43,242	41,528	39,811	37,952	35,883
金額	5,961,017	5,739,649	5,526,728	5,285,657	5,022,718	4,690,388
退職一時金 件数	248	231	209	229	187	182
金額	181,117	210,225	174,135	220,511	198,327	168,058
障害年金 件数	30,754	29,163	28,067	27,057	25,850	24,767
金額	10,774,224	10,259,022	9,807,390	9,396,939	8,912,401	8,453,631
障害一時金 件数	7	3	5	2	4	3
金額	15,467	5,652	13,814	6,374	10,630	7,062
遺族年金 件数	441,563	424,966	412,714	397,353	381,408	364,715
金額	97,392,848	94,482,973	91,883,886	88,499,601	84,989,661	80,681,276
通算遺族年金 件数	3,008	2,926	2,868	2,771	2,671	2,562
金額	171,172	170,608	162,599	157,230	151,656	143,050
死亡一時金 件数	36	20	33	19	25	18
金額	56,124	22,060	35,678	22,025	48,513	19,014
船員給付 件数	1,910	1,867	1,778	1,700	1,629	1,571
金額	811,618	798,499	759,497	726,444	691,826	659,234
公務災害給付 件数	321	289	269	254	239	228
金額	108,844	97,818	91,083	87,404	83,253	79,235

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第118表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		(単位 金額: 千円)					
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	人員	74,253	72,588	88,542	85,070	86,237	92,113
合 計 金額	金額	148,723,549	142,938,413	173,426,177	149,408,798	142,925,098	146,944,259
退職共済年金 人員	人員	59,550	57,790	67,443	69,647	70,102	71,915
退職共済年金 金額	金額	126,648,098	120,632,081	138,664,295	126,528,724	118,912,619	115,139,251
障害共済年金 人員	人員	946	943	1,183	1,186	1,227	1,327
障害共済年金 金額	金額	1,018,453	1,033,064	1,289,164	1,337,469	1,330,265	1,496,743
遺族共済年金 人員	人員	13,401	13,647	15,170	13,906	14,619	15,979
遺族共済年金 金額	金額	20,454,554	20,919,908	22,882,099	20,998,875	22,218,689	23,949,374
退職年金 人員	人員	263	134	3,535	255	226	1,829
退職年金 金額	金額	466,449	240,399	8,777,565	436,829	376,213	4,814,639
減額退職年金 人員	人員	39	24	308	29	24	383
減額退職年金 金額	金額	46,518	25,542	598,846	28,144	23,232	618,379
通算退職年金 人員	人員	1	1	30	1	1	25
通算退職年金 金額	金額	81	964	20,620	110	1,141	23,981
障害年金 人員	人員	31	29	120	29	23	57
障害年金 金額	金額	68,873	68,858	256,924	61,747	49,365	133,432
遺族年金 人員	人員	19	18	746	17	14	597
遺族年金 金額	金額	16,222	15,958	932,258	16,901	13,521	767,940
通算遺族年金 人員	人員	1	1	6	0	1	1
通算遺族年金 金額	金額	175	102	2,498	0	53	520
船員年金 人員	人員	1	1	1	0	0	0
船員年金 金額	金額	2,592	1,536	1,909	0	0	0
公務災害給付 人員	人員	1	—	—	—	—	—
公務災害給付 金額	金額	1,535	—	—	—	—	—

資料:財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

区分		(単位 金額: 千円)					
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	人員	823,336	835,416	861,585	883,146	906,490	933,166
合 計 金額	金額	1,729,011,764	1,733,052,050	1,755,699,565	1,753,438,487	1,765,592,874	1,769,015,199
退職共済年金 人員	人員	327,633	343,696	367,572	393,119	420,179	450,577
退職共済年金 金額	金額	725,412,720	742,419,304	770,730,967	787,512,563	818,382,457	848,800,211
障害共済年金 人員	人員	5,706	6,167	6,813	7,421	8,082	8,694
障害共済年金 金額	金額	6,077,416	6,539,051	7,162,168	7,763,547	8,406,114	8,966,708
遺族共済年金 人員	人員	124,640	135,327	147,202	157,518	168,131	178,529
遺族共済年金 金額	金額	190,811,046	207,800,261	225,139,319	240,033,295	255,465,972	268,002,104
退職年金 人員	人員	199,884	189,650	183,182	173,346	163,415	153,701
退職年金 金額	金額	534,667,357	510,395,603	492,726,589	466,247,626	439,341,644	409,399,422
減額退職年金 人員	人員	76,284	74,722	73,299	71,492	69,714	67,787
減額退職年金 金額	金額	153,272,513	151,005,435	148,197,277	144,552,739	141,048,971	135,937,724
通算退職年金 人員	人員	7,502	7,161	6,877	6,576	6,228	5,920
通算退職年金 金額	金額	6,109,679	5,858,109	5,637,925	5,392,834	5,114,130	4,803,920
障害年金 人員	人員	5,720	5,455	5,334	5,132	4,916	4,730
障害年金 金額	金額	12,003,692	11,413,774	11,096,689	10,626,613	10,129,234	9,633,271
遺族年金 人員	人員	75,082	72,384	70,476	67,742	65,055	62,486
遺族年金 金額	金額	99,561,335	96,558,139	93,991,367	90,333,314	86,767,837	82,588,398
通算遺族年金 人員	人員	516	499	491	476	457	446
通算遺族年金 金額	金額	185,072	178,791	176,249	170,669	163,184	158,201
船員年金 人員	人員	319	309	295	283	273	259
船員年金 金額	金額	811,154	790,829	751,434	720,659	690,549	648,898
公務災害給付 人員	人員	50	46	44	41	40	37
公務災害給付 金額	金額	99,781	92,754	89,581	84,628	82,781	76,342

資料:国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第119表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《年金》						
新規裁定	2,002,930	1,969,174	1,958,688	1,756,304	1,657,352	1,595,261
退職共済年金	2,126,752	2,087,421	2,056,022	1,816,715	1,696,280	1,601,046
障害共済年金	1,076,589	1,095,508	1,089,742	1,127,714	1,084,161	1,127,915
遺族共済年金	1,526,345	1,532,931	1,508,378	1,510,059	1,519,850	1,498,803
退職年金	1,773,569	1,794,025	2,483,045	1,713,053	1,664,660	2,632,388
減額退職年金	1,192,764	1,064,240	1,944,304	970,485	968,007	1,614,568
通算退職年金	81,400	963,700	687,320	109,900	1,141,300	959,244
障害年金	2,221,706	2,374,428	2,141,035	2,129,214	2,146,287	2,340,914
遺族年金	853,782	886,564	1,249,676	994,188	965,771	1,286,332
通算遺族年金	175,000	102,300	416,250	0	52,800	519,800
船員年金	2,592,200	1,536,200	1,909,300	0	0	0
公務災害給付	1,534,500	—	—	—	—	—
年 度 末 現 在	2,100,007	2,074,478	2,037,755	1,985,446	1,947,725	1,895,713
退職共済年金	2,214,102	2,160,105	2,096,816	2,003,242	1,947,700	1,883,807
障害共済年金	1,065,092	1,060,329	1,051,250	1,046,159	1,040,103	1,031,367
遺族共済年金	1,530,897	1,535,542	1,529,458	1,523,847	1,519,446	1,

第120表 国家公務員共済組合短期経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
利 益	452,379,118	465,448,925	503,587,854	513,270,026	520,664,687	526,252,058
負 担 金 収 入	191,493,488	195,226,649	221,715,662	227,011,172	225,808,292	221,734,769
短 期 負 担 金 収 入	·	·	209,916,992	214,045,218	213,125,738	207,718,594
介 護 負 担 金 収 入	·	·	11,798,670	12,965,954	12,682,553	14,016,175
掛 金 収 入	196,870,487	200,416,885	228,947,252	235,028,722	233,947,241	228,730,887
短 期 掛 金 収 入	·	·	216,455,679	221,264,010	220,523,007	213,905,928
介 護 掛 金 収 入	·	·	12,491,573	13,764,712	13,424,233	14,824,959
移 換 金 収 入	·	·	3,453,135	—	—	104,058
雜 収 入	99	93	247	65	35	2,246
國 庫 補 助 金 収 入	2,778,600	2,174,465	649,401	247,161	155,841	189,766
交 付 金 収 入	1,269,549	1,579,678	1,050,552	790,863	543,000	545,309
支 払 準 備 金 戻 受	41,108,115	40,063,364	40,130,175	41,176,114	41,813,689	41,510,685
受 取 利 息	1,011,967	734,508	554,658	671,698	938,940	477,594
短 期 受 取 利 息	·	·	550,576	668,207	935,253	477,383
介 護 受 取 利 息	·	·	4,082	3,491	3,687	211
有 債 証 券 利 息	330,694	188,895	96,567	101,265	113,142	78,614
受 取 配 当 金	394,338	408,608	404,581	181,675	176,987	214,566
信 記 収 益	536	449	164	66	—	—
有 債 証 券 売 却 益	—	—	8	—	2,227	2,978,666
貸 付 金 利 息	7,819	7,900	5,904	—	—	—
償 還 差 益	80,979	1,006	6,674	395	5,140	280
還 付 金 収 入	58,178	30,572	14,632	35,709	8,930	5,455
賠 償 金 収 入	310,715	325,024	280,580	289,505	302,844	370,997
雜 益	52	380	133	102	186	2,254
前 期 損 益 修 正 益	194,691	252,413	231,374	290,380	255,035	399,915
當 期 損 失 金	16,468,810	24,037,069	6,046,154	7,445,136	16,593,158	28,905,995
當 期 短 期 損 失 金	·	·	5,923,507	7,212,271	16,228,581	27,884,014
當 期 介 護 損 失 金	·	·	122,647	232,865	364,577	1,021,982
損 失	452,379,118	465,448,925	503,587,854	513,270,026	520,664,687	526,252,058
短 期 給 付 金	237,588,167	238,303,163	244,453,458	248,593,557	247,090,393	241,168,009
保 健 給 付	215,073,439	216,003,273	221,603,251	224,161,556	222,586,635	216,472,147
直 営 保 健 給 付	4,605,325	4,656,230	4,707,211	4,786,476	4,645,286	4,448,006
連 合 会 直 営 保 健 給 付	6,430,929	6,286,193	5,945,352	5,935,311	5,662,870	5,333,373
休 業 給 付	4,019,922	4,304,972	5,082,227	6,867,996	7,774,387	8,015,117
災 害 給 付	204,312	167,695	217,382	133,777	116,678	131,641
附 加 給 付	7,254,240	6,884,799	6,708,440	6,304,537	6,767,725	—
老 人 保 健 拠 出 金	136,707,767	144,663,955	131,019,932	142,603,990	141,189,891	141,487,856
退 職 者 給 付 拠 出 金	32,060,222	36,076,467	41,415,860	48,820,847	55,903,589	69,766,322
特 別 拠 出 金	320,403	270,046	110,599	110,780	—	—
介 護 納 付 金	·	·	23,639,372	26,694,530	26,239,380	29,757,731
一 部 負 担 金 返 還 金	17,074	14,696	11,703	11,276	11,890	18,457
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,774,941	2,463,194	2,410,587	2,277,303	1,961,828	2,778,143
委 託 移 換 金	130,600	190,705	271,451	253,886	189,701	137,603
雜 業 務 経 理 へ 繰 入	·	·	·	·	·	104,058
支 払 準 備 金 繰 入	50,236	50,754	50,358	111,271	113,609	112,580
有 債 証 券 売 却 損	40,063,364	40,130,175	41,176,114	41,813,689	41,510,685	40,660,768
前 期 損 益 修 正 損	63,545	67,458	56,519	85,182	59,468	71,330
當 期 利 益 金	2,569,277	3,178,552	18,971,762	1,856,325	6,380,040	182,347
當 期 短 期 利 益 金	·	·	18,194,162	1,591,121	6,124,504	76,728
當 期 介 護 利 益 金	·	·	777,600	265,204	255,536	105,618
支 払 利 息	·	·	—	—	—	4,679
雜 損	33,522	39,761	—	2,769	—	173

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理されたものを控除した額である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員共済組合長期経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
利 益	2,223,339,324	2,187,241,063	2,316,752,966	2,111,697,745	2,095,566,790	2,106,412,327
負 担 金 収 入	(606,213,593)	(580,680,575)	(561,199,963)	(540,035,247)	(532,648,328)	(518,652,928)
掛 金 収 入	1,218,502,251	1,201,850,611	1,204,083,088	1,188,682,918	1,177,559,190	1,174,389,156
基 础 年 金 交 付 金 収 入	220,127,287	215,639,261	208,331,109	199,347,277	193,492,342	183,281,330
制 度 間 調 整 交 付 金 収 入	17,706,160	5,187,901	·	·	·	·
退 職 一 時 金 等 返 還 金 収 入	1,030,973	961,567	1,051,467	1,277,509	1,429,125	1,627,831
移 换 金 収 入	1,984	3,206	143,598,194	11,738	0	1,715
雜 収 入	1,446	9,846	12,680	12,549	430,089	2,574
受 取 利 息	147,376,068	126,181,017	123,980,394	123,606,681	119,916,875	106,748,204
有 債 証 券 利 息	54,192,920	51,588,781	50,104,526	48,736,480	40,368,406	775,322
受 取 配 当 金	381,557	356,773	372,908	336,753	289,300	267,708
信 記 収 益	29,475,262	47,772,602	31,596,075	6,499,312	18,856,534	94,866,321
貸 貸 料	27,292,553	27,140,477	27,131,731	26,628,748	25,667,505	25,390,438
生 命 保 険 資 産 収 益	216,311	229,078	245,347	—	—	—
有 債 証 券 売 却 益	10,355,113	10,347,468	14,337,154	1,814,114	10,066,271	1,530
貸 還 差 益	455,679	105,506	128,621	112,384	111,725	—
前 期 損 益 修 正 益	738,691	563,764	626,869	680,516	457,580	698,538
固 定 資 産 売 却 益	3,084,065	2,900,630	1,961,075	2,658,747	1,585,738	7,705,259
損 失	2,					

第122表 国家公務員共済組合業務経理状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
利	益	4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188
負担金収入		3,453,972	3,448,122	3,267,671	3,533,180	3,542,146	3,759,158
移換金		・	・	1,938	—	—	1,245
雑収入		36,604	40,551	38,688	38,537	38,455	42,345
短期経理より受入		50,236	50,754	50,103	111,271	113,609	112,236
長期経理より受入		1,100,746	1,098,991	1,038,588	1,064,302	1,067,037	1,140,766
受取利息		1,446	321	434	211	56	23
雑益		—	—	7	—	15	—
前期損益修正益		158	5,083	101	27	2,684	822
当期損失金		73,020	1,433	119,041	117,085	116,226	43,592
損失		4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188
職員給与		1,458,052	1,448,072	1,453,342	1,571,267	1,527,784	1,517,677
厚生費		12,300	11,546	7,532	9,228	8,864	8,189
旅費		57,906	51,363	51,741	55,267	54,903	56,921
事務費		1,773,369	1,812,480	1,767,616	1,776,699	1,759,383	1,775,408
その他の		1,368,826	1,247,006	1,201,731	1,313,171	1,392,282	1,615,061
前期損益修正損		1,721	1,393	2,458	386	472	624
当期利益金		44,008	73,395	32,152	138,594	136,541	126,307

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員共済組合保健経理状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
利	益	23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471
負担金収入		6,792,640	6,862,591	7,038,633	7,042,398	6,961,939	6,665,039
掛金収入		7,093,196	7,143,210	7,336,393	7,364,532	7,286,218	6,953,241
移換金収入		・	・	134,010	—	—	96,897
施設収入		674,608	644,149	584,432	569,621	537,110	511,113
国庫補助金収入		603,403	167,435	104,481	248,204	135,137	130,637
交付金収入		462,447	461,859	464,911	454,722	388,263	389,095
繰入金受入		6,497,558	6,702,587	7,218,473	6,932,170	7,311,565	6,536,927
受取利息等		70,912	30,222	43,730	44,378	126,889	125,947
その他の		12,810	15,918	26,938	8,952	10,635	9,643
前期損益修正益		3,093	4,054	19,438	2,057	3,082	4,525
固定資産売却益		5	25	76,137	361	16,478	1,340
当期損失金		838,661	603,567	647,006	328,567	786,340	236,066
損失		23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471
職員給与		425,337	448,742	457,133	444,659	458,347	445,855
厚生費		8,519,174	8,134,117	8,680,581	8,475,328	9,422,525	9,536,705
旅費		66,812	50,745	49,277	47,375	45,641	41,187
事務費		86,599	81,907	80,016	66,019	63,820	57,272
移換金		・	・	・	・	・	38,781
連合会繰入金		5,716,061	5,761,286	5,929,314	5,927,473	5,863,950	4,718,834
他経理への繰入		6,462,296	6,602,486	6,516,699	6,357,926	6,281,847	5,085,524
他経理へ相互繰入		・	・	・	・	61,794	—
その他の		1,187,990	1,146,264	990,988	946,337	890,642	904,405
前期損益修正損		23,157	71,313	3,710	17,088	12,157	6,390
固定資産売却損		・	・	・	・	550	750
固定資産除却損		7,707	6,637	9,420	121,511	14,886	9,286
当期利益金		554,199	332,121	977,444	592,246	447,498	815,483

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	年度末現在 (単位 金額: 千円)
合 計 人 員	6,211	5,632	5,112	4,600	4,134	3,648	3,255		
金額	7,201,119	6,588,260	5,995,690	5,432,309	4,904,621	4,352,335	3,906,136		
1人当金額	1,159	1,170	1,173	1,181	1,186	1,193	1,200		
退職年金人員	676	534	422	355	286	222	171		
金額	810,398	641,438	503,913	420,315	338,488	262,805	201,882		
1人当金額	1,199	1,201	1,194	1,184	1,184	1,184	1,181		
障害年金人員	7	7	7	5	5	5	5		
金額	2,947	2,963	2,969	1,797	1,797	1,798	1,798		
1人当金額	421	423	424	359	359	360	360		
遺族年金人員	4,537	4,152	3,806	3,412	3,071	2,703	2,410		
金額	4,213,971	3,878,470	3,557,769	3,187,071	2,865,879	2,514,535	2,239,538		
1人当金額	929	934	935	934	933	930	929		
公務傷病年金人員	213	197	185	177	166	154	143		
金額	734,374	685,993	641,529	612,968	574,607	531,442	495,280		
1人当金額	3,448	3,482	3,468	3,463	3,461	3,451	3,463		
公務傷病遺族年金人員	154	157	152	155	155	154	153		
金額	235,549	242,003	235,524	240,502	240,994	239,434	237,929		
1人当金額	1,530	1,541	1,550	1,552	1,555	1,555	1,555		
殉職年金人員	624	585	540	496	451	410	373		
金額	1,203,880	1,137,393	1,053,986	969,656	882,856	802,321	729,709		
1人当金額	1,929	1,944	1,952	1,955	1,958	1,957	1,956		

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

第125表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

区分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	27.00	27.00	54.00			
参議院	29.10	29.10	58.20			
内閣	28.04	28.04	56.08			
総務省	27.72	27.72	55.44			
法務省	32.72	32.72	65.44			
外務省(本土)	35.48	35.48	70.96			
(在外)	18.09	18.09	36.18			
財務省	34.83	34.83	69.66			
文部科学省	33.12	33.12	66.24			
厚生労働省	33.43	33.43	66.86			
農林水産省	35.27	35.27	70.54			
経済産業省	25.52	25.52	51.04	73.190	73.490	
国土交通省	33.63	33.63	67.26			
裁判所	29.19	29.19	58.38			
会計検査院	23.63	23.63	47.26			
防衛庁(自衛官)	25.84	25.84	51.68			
(文官)	31.02	31.02	62.04			
刑務	35.74	35.74	71.48			
厚生労働省第二	31.50	31.50	63.00			
社会保険職員	34.02	34.02	68.04			
林野庁	35.18	35.18	70.36			
郵政省	38.33	38.33	76.66			
連合会職員	23.82	23.82	47.64			
地方公務員共済組合						
地方職員	43.39	43.39	86.78			
	(34.70)	(34.70)	(69.40)			
公立学校	43.23	43.23	86.46			
	(34.58)	(34.58)	(69.16)			
警察	49.69	49.69	99.38			
	(39.75)	(39.75)	(79.50)			
東京都職員	44.463	44.463	88.926	85.8625	85.8625	
	(35.57)	(35.57)	(71.14)	(68.69)	(68.69)	
指定都市職員	49.8625~52.263	49.8625~52.263	99.725~104.526			
	(39.89~41.81)	(39.89~41.81)	(79.78~83.62)			
都市職員	49.775~51.75	49.775~51.75	99.55~103.5			
	(39.82~41.4)	(39.82~41.4)	(79.64~82.8)			
市町村職員	41.0~56.24	41.0~56.24	82.00~112.48			
	(32.8~44.99)	(32.8~44.99)	(65.6~89.98)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 内は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合は平成17年9月1日現在、地方公務員共済組合は平成17年10月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第126表 地方公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合数	組合員数						
		合計	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期	特例継続(再掲)
平成10年度(1998)	90	3,363,204	2,902,880	6	402,891	1	57,169	258
11 (1999)	89	3,342,368	2,891,973	5	396,017	0	54,129	244
12 (2000)	85	3,287,432	2,855,800	4	382,737	0	48,610	281
13 (2001)	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
14 (2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
15 (2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
平成15年度								
地方職員共済組合	1	362,283	335,032	—	21,005	—	5,858	388
公立学校共済組合	1	1,035,226	1,006,897	—	2,459	—	25,862	8
警察共済組合	1	281,146	278,329	—	38	—	2,674	105
東京都職員共済組合	1	146,247	139,972	—	3,670	—	2,194	411
指定都市職員共済組合	10	202,055	15,879	—	185,085	—	490	601
市町村職員共済組合	47	1,067,304	978,806	—	63,071	—	25,322	105
都市職員共済組合	18	120,186	32,341	—	87,085	—	738	22

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のに転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本俸月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの中の平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

被扶養者数	被扶養者数		組合員1人当たり本俸月額						
	組合員1人当たり	被扶養者数	任意継続(再掲)	平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
3,709,791	46,219	1.25	0.81	357,957	359,175	480,167	353,784	325,333	391,891
3,690,999	43,639	1.25	0.81	362,306	363,713	485,000	356,890	326,692	371,168
3,634,285	38,618	1.25	0.79	365,905	367,350	485,500	359,743	329,399	389,078
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	0	353,039	328,517	393,099
457,817	4,475	1.34	0.76	359,147	359,303	—	364,517	327,741	407,294
1,127,922	19,969	1.09	0.77	394,174	395,359	—	388,484	348,568	412,750
452,400	2,694	1.61	1.01	359,256	359,579	—	428,211	323,440	392,171
143,917	1,275	1.01	0.58	354,890	354,512	—	393,052	311,386	375,092
21,782	470	1.33	0.96	348,573	358,380	—	347,695	298,645	400,835
1,242,566	21,194	1.24	0.84	337,242	336,161	—	364,678	310,542	363,714
40,464	634	1.22	0.86	349,425	346,811	—	350,478	337,962	405,364

みの適用者、「任意継続」は退職後も引き続き短期保険の適用を希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等

第127表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

区分		(単位 金額: 千円)				
	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	56,805,109	57,851,371	58,709,515	60,293,831	61,034,904	61,305,305
金額	655,870,612	658,375,067	662,644,482	666,305,003	655,314,554	634,850,079
組 合 員 分 件数	26,278,417	26,917,072	27,599,591	28,529,263	28,920,482	28,873,298
金額	332,407,729	335,498,854	339,416,677	344,788,615	340,049,772	308,044,346
療 養 の 給 付 件数	21,115,375	21,133,586	21,179,253	21,435,718	21,361,302	21,059,620
日数	43,912,323	43,380,211	42,881,647	42,226,685	41,206,388	39,645,628
金額	285,438,964	284,825,760	285,064,637	285,698,838	277,823,032	246,134,540
入院時食事療養の給付 件数	291,054	288,198	286,602	283,244	272,667	264,232
日数	3,248,973	3,160,546	3,074,255	2,946,597	2,826,071	2,626,409
金額	4,553,626	4,463,434	4,337,987	4,108,300	3,922,653	3,690,589
訪問看護療養の給付 件数	1,160	1,312	1,151	1,085	1,308	1,182
日数	7,631	8,436	8,409	8,748	14,362	8,998
金額	54,997	62,137	61,250	63,989	73,642	59,539
療 養 費 件数	750,583	773,875	784,650	822,483	845,219	883,789
金額	4,547,408	4,680,136	4,721,332	4,907,828	4,970,078	4,548,575
入院時食事療養費 件数	121	49	26	27	4	15
日数	1,278	1,035	405	339	28	205
金額	1,278	286	28	94	△ 82	△ 116
薬 剤 支 給 件数	4,366,744	4,963,327	5,592,224	6,227,986	6,671,183	6,887,785
金額	21,756,656	25,566,163	29,661,887	34,536,855	37,891,113	38,588,242
移 送 費 件数	44	39	32	29	33	36
金額	3,334	3,147	2,235	1,656	4,223	2,453
出 産 費 件数	40,786	39,954	38,719	38,384	37,996	37,496
金額	14,213,019	14,063,407	13,768,338	13,680,978	13,633,840	13,343,291
埋 葬 料 件数	3,712	4,979	3,562	3,578	3,441	3,390
金額	1,837,804	1,834,406	1,798,983	1,790,077	1,731,273	1,677,233
看 護 料 件数	13	—	•	•	•	•
日数	216	—	•	•	•	•
金額	643	△ 22	•	•	•	•
被 扶 養 者 分 件数	30,526,692	30,934,299	31,109,924	31,764,568	32,114,422	32,432,007
金額	323,462,883	322,876,214	323,227,805	321,516,388	315,264,782	326,805,733
療 養 の 給 付 件数	24,149,600	23,913,324	23,554,186	23,523,095	23,405,337	23,337,941
日数	50,505,703	49,211,617	47,656,158	46,620,454	45,242,000	44,312,471
金額	250,757,615	247,549,303	245,196,751	242,930,280	237,029,189	232,596,201
入院時食事療養の給付 件数	341,884	330,972	334,587	311,021	256,183	292,635
日数	4,083,612	3,948,818	3,747,964	3,542,967	2,870,938	3,207,685
金額	5,642,013	5,448,056	5,214,289	4,847,239	3,955,472	4,419,443
訪問看護療養の給付 件数	3,140	4,146	3,998	4,375	4,667	5,582
日数	17,723	24,894	24,005	27,294	30,140	35,664
金額	115,310	158,718	156,889	181,559	196,915	227,411
高額療養の給付 件数	109,536	106,202	108,860	108,886	117,615	106,948
金額	9,679,307	9,640,141	9,928,336	9,713,527	9,374,600	12,253,701

疗 養 費 件数	518,589	532,181	546,584	592,949	589,516	628,500
金額	3,058,356	3,099,883	3,100,233	3,270,066	3,289,406	3,504,886
入院時食事療養費 件数	161	69	68	76	46	101
日数	1,091	444	526	669	326	843
金額	2,334	658	810	514	479	1,010
高額療養費 件数	202,785	207,862	214,458	186,760	168,877	214,588
金額	13,175,935	13,558,769	14,293,964	12,213,710	11,155,976	19,403,812
薬剤支給 件数	5,795,040	6,426,022	6,949,037	7,589,276	8,062,057	8,407,434
金額	21,646,490	24,569,599	27,111,254	30,490,419	32,921,415	37,355,054
移送費 件数	56	38	34	29	32	38
金額	2,257	3,378	1,632	1,388	847	1,356
家族出産費 件数	42,963	42,061	40,496	39,655	37,658	37,829
金額	13,225,439	12,986,690	12,536,571	12,292,873	11,782,485	11,735,719
家族埋葬料 件数	17,303	16,527	15,589	15,189	15,155	14,683
金額	6,157,792	5,861,019	5,687,076	5,574,813	5,557,998	5,307,140
看護料 件数	1	—	•	•	•	•
日数	5	—	•	•	•	•
金額	35	—	•	•	•	•

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。

2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	432,817	439,006	449,622	451,957	453,210	465,657
日数	7,830,730	8,077,359	8,199,535	9,186,014	8,351,793	8,316,128
金額	34,661,387	35,914,134	39,226,058	50,988,777	55,591,969	56,772,655
傷病手当金 件数	23,289	24,814	25,990	27,562	27,985	31,436
日数	474,777	521,863	531,115	576,357	567,038	629,843
金額	5,499,108	5,952,282	6,290,235	6,510,798	6,624,696	7,220,263
出産手当金 件数	1,318	1,315	1,303	1,277	1,236	1,166
日数	55,157	53,209	54,812	56,114	53,863	48,911
金額	485,399	476,632	488,343	506,740	484,858	441,002
休業手当金 件数	1,374	2,179	1,328	1,567	1,149	1,648
日数	21,820	39,339	21,192	26,033	18,008	27,910

(iii) 災害給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	1,439	935	1,328	670	769	954
金額	805,737	612,845	780,780	503,039	555,790	621,038
弔 慰 金 件数	56	54	54	49	44	41
金額	25,260	23,263	25,549	23,284	20,618	18,454
家 族 弔 慰 金 件数	74	77	81	70	67	68
金額	26,318	27,267	27,605	21,655	24,073	23,566
災 害 見 舞 金 件数	1,309	804	1,193	551	658	845
金額	754,158	562,315	727,627	458,100	511,098	579,018

(iv) 附加給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	9,265,713	5,794,343	5,462,321	5,121,304	2,141,728	1,609,243
金額	50,453,586	40,995,657	39,412,590	39,734,141	29,867,605	31,329,177
家 族 療 養 費 件数	4,841,064	2,945,849	2,754,740	2,548,773	964,359	543,661
金額	22,368,421	17,225,314	16,230,780	16,251,281	10,808,289	10,302,742
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	1,247	515	487	602	468	355
金額	43,364	4,665	5,250	7,681	5,808	3,535
出 産 費 件数	35,522	35,107	34,042	33,584	33,079	32,726
金額	907,315	902,194	879,700	870,675	859,845	863,435
家 族 出 産 費 件数	36,466	37,265	35,572	34,724	33,052	32,984
金額	1,020,241	1,059,059	1,002,027	977,879	932,943	934,382
埋 葬 料 件数	2,288	2,189	2,182	2,199	2,168	2,161
金額	141,986	144,832	138,558	146,883	141,396	137,534
家 族 埋 葯 料 件数	11,606	10,925	10,650	10,437	10,386	10,169
金額	469,867	446,316	431,821	422,512	428,091	416,458
傷 病 手 当 金 件数	3,365	3,397	3,656	3,755	3,816	4,274
金額	711,085	730,972	792,301	775,653	761,702	857,404
弔 慰 金 件数	—	—	—	1	—	—
金額	—	—	—	959	—	—
家 族 弔 慰 金 件数	10	—	—	—	—	—
金額	3,338	—	—	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	2,245	1,173	1,505	741	807	1,130
金額	730,165	426,544	521,443	326,356	344,081	416,988
入 院 附 加 金 件数	156,490	151,073	149,354	144,268	138,686	131,336
金額	1,031,163	988,656	968,528	928,475	877,810	819,130
結 婚 手 当 金 件数	49,590	48,771	46,876	44,574	41,954	41,878
金額	2,719,275	2,750,810	2,643,070	2,493,140	2,363,955	2,390,055
一部負担金の額等の払戻し 件数	4,125,820	2,558,079	2,423,257	2,297,646	912,953	808,569
金額	20,307,366	16,316,297	15,799,113	16,532,649	12,343,684	14,187,513

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
組 合 員 分 件数	21,115,375	21,133,586	21,179,253	21,435,718	21,361,302	21,059,620
日数	43,912,323	43,380,211	42,881,647	42,226,685	41,206,388	39,645,628
金額	285,438,964	284,825,760	285,064,638	285,698,838	277,823,031	246,134,539
一 般 診 療 件数	17,157,776	17,167,424	17,207,959	17,493,396	17,377,375	17,060,715
日数	34,003,586	33,501,916	33,009,702	32,752,435	31,721,791	30,328,092
金額	238,187,267	237,715,762	238,441,894	239,348,517	231,847,565	205,803,605
入 院 件数	320,444	315,594	312,030	305,338	296,817	291,472
日数	3,762,920	3,668,401	3,533,369	3,421,859	3,237,881	3,067,137
金額	82,843,605	83,457,694	84,866,460	84,332,364	81,755,469	71,883,362
外 来 件数	16,837,332	16,851,830	16,895,929	17,188,058	17,080,558	16,769,243
日数	30,240,666	29,833,515	29,476,333	29,330,576	28,483,910	27,260,955
金額	155,343,662	154,258,068	153,575,434	155,016,153	150,092,096	133,920,243
歯 科 診 療 件数	3,957,599	3,966,162	3,971,294	3,942,322	3,983,927	3,998,905
日数	9,908,737	9,878,295	9,871,945	9,474,250	9,484,597	9,317,536
金額	47,251,697	47,109,998	46,622,744	46,350,321	45,975,466	40,330,934
被 扶 養 者 分 件数	24,149,600	23,913,324	23,554,186	23,523,095	23,405,337	23,337,941
日数	50,505,703	49,211,617	47,656,158	46,620,454	45,242,000	44,312,471
金額	250,757,615	247,549,304	245,196,751	242,930,280	237,029,188	232,596,201
一 般 診 療 件数	19,878,140	19,718,342	19,439,160	19,495,860	19,382,181	19,318,702
日数	41,028,148	39,915,072	38,648,030	37,937,699	36,694,178	35,926,184
金額	216,107,069	213,476,431	211,906,067	210,272,772	204,917,925	200,833,861
入 院 件数	383,217	373,042	357,639	347,002	332,916	329,701
日数	4,751,159	4,543,159	4,349,999	4,105,090	3,862,753	3,732,278
金額	83,861,448	83,293,271	84,485,500	83,005,893	80,575,040	73,803,099
外 来 件数	19,494,923	19,345,300	19,081,521	19,148,858	19,049,265	18,989,001
日数	36,276,989	35,371,913	34,298,031	33,832,609	32,831,425	32,193,906
金額	132,245,621	130,183,160	127,420,567	127,266,879	124,342,885	127,030,762
歯 科 診 療 件数	4,271,460	4,194,982	4,115,026	4,027,235	4,023,156	4,019,239
日数	9,477,555	9,296,545	9,008,128	8,682,755	8,547,822	8,386,287
金額	34,650,546	34,072,873	33,290,684	32,657,508	32,111,263	31,762,340

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分		(単位 金額: 円)					
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	7,133.53	7,173.51	7,292.24	7,421.48	7,488.50	7,388.54
	1 件 当 日 数	2.08	2.05	2.02	1.97	1.93	1.88
	1 件 当 金 額	13,518	13,477	13,460	13,328	13,006	11,688
	1 人 当 金 額	96,432	96,680	98,151	98,915	97,395	86,354
一 般 診 療	1000人当件数	5,796.51	5,827.25	5,924.88	6,056.57	6,091.88	5,985.56
	1 件 当 日 数	1.98	1.95	1.92	1.87	1.83	1.78
	1 件 当 金 額	13,882	13,847	13,856	13,682	13,342	12,063
	1 人 当 金 額	80,468	80,689	82,098	82,867	81,277	72,204
入 院	1000人当件数	108.26	107.12	107.44	105.71	104.05	102.26
	1 件 当 日 数	11.74	11.62	11.32	11.21	10.91	10.52
	1 件 当 金 額	258,528	264,446	271,982	276,193	275,441	246,622
	1 人 当 金 額	27,988	28,329	29,220	29,198	28,661	25,219
入 院 外	1000人当件数	5,688.26	5,720.13	5,817.45	5,950.86	5,987.82	5,883.30
	1 件 当 日 数	1.80	1.77	1.74	1.71	1.67	1.63
	1 件 当 金 額	9,226	9,154	9,089	9,019	8,787	7,986
	1 人 当 金 額	52,481	52,361	52,878	53,670	52,617	46,984
歯 科 診 療	1000人当件数	1,337.02	1,346.26	1,367.36	1,364.91	1,396.62	1,402.97
	1 件 当 日 数	2.50	2.49	2.49	2.40	2.38	2.33
	1 件 当 金 額	11,939	11,878	11,740	11,757	11,540	10,085
	1 人 当 金 額	15,963	15,991	16,053	16,047	16,117	14,150
出 産 費	1000人当件数	13.78	13.56	13.33	13.29	13.32	13.16
埋 葬 料	1000人当件数	1.25	1.69	1.23	1.24	1.21	1.19
看 護 料	1000人当日数	0.07	·	·	·	·	·
	1 日 当 金 額	2,977	·	·	·	·	·
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	8,158.60	8,117.06	8,109.96	8,144.17	8,205.06	8,187.86
	1 件 当 日 数	2.09	2.06	2.02	1.98	1.93	1.90
	1 件 当 金 額	10,384	10,352	10,410	10,327	10,127	9,966
	1 人 当 金 額	84,715	84,027	84,424	84,107	83,094	81,604
一 般 診 療	1000人当件数	6,715.55	6,693.13	6,693.11	6,749.86	6,794.69	6,777.75
	1 件 当 日 数	2.06	2.02	1.99	1.95	1.89	1.86
	1 件 当 金 額	10,872	10,826	10,901	10,786	10,572	10,396
	1 人 当 金 額	73,009	72,462	72,962	72,801	71,837	70,460
入 院	1000人当件数	129.46	126.62	123.14	120.14	116.71	115.67
	1 件 当 日 数	12.40	12.18	12.16	11.83	11.60	11.32
	1 件 当 金 額	218,835	223,281	236,231	239,209	242,028	223,849
	1 人 当 金 額	28,331	28,273	29,089	28,738	28,247	25,893
入 院 外	1000人当件数	6,586.09	6,566.50	6,569.97	6,629.72	6,677.98	6,662.08
	1 件 当 日 数	1.86	1.83	1.80	1.77	1.72	1.70
	1 件 当 金 額	6,784	6,729	6,678	6,646	6,527	6,690
	1 人 当 金 額	44,677	44,189	43,872	44,062	43,590	44,567
歯 科 診 療	1000人当件数	1,443.05	1,423.93	1,416.85	1,394.31	1,410.37	1,410.11
	1 件 当 日 数	2.22	2.22	2.19	2.16	2.12	2.09
	1 件 当 金 額	8,112	8,122	8,090	8,109	7,982	7,903
	1 人 当 金 額	11,706	11,566	11,462	11,130	11,257	11,143
家 族 出 産 費	1000人当件数	14.51	14.28	13.94	13.73	13.20	13.27
埋 葬 料	1000人当件数	5.85	5.61	5.37	5.26	5.31	5.15
看 護 料	1000人当日数	0.00	·	·	·	·	·
	1 日 当 金 額	7,000	·	·	·	·	·

(ii) 休業給付

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 1000人当件数	146.22	149.01	154.81	156.48	158.88	163.37
1 件 当 日 数	18.09	18.40	18.24	20.32	18.43	17.86
1 日 当 金 額	4,426	4,446	4,784	5,551	6,656	6,827
傷 病 手 当 金 1000人当件数	7.87	8.42	8.95	9.54	9.81	11.03
1 件 当 日 数	20.39	21.03	20.44	20.91	20.26	20.04
1 日 当 金 額	11,583	11,406	11,843	11,296	11,683	11,464
出 産 手 当 金 1000人当件数	0.45	0.45	0.45	0.44	0.43	0.41
1 件 当 日 数	41.85	40.46	42.07	43.94	43.58	41.95
1 日 当 金 額	8,800	8,958	8,909	9,031	9,002	9,016
休 菜 手 当 金 1000人当件数	0.46	0.74	0.46	0.54	0.40	0.58
1 件 当 日 数	15.88	18.05	15.96	16.61	15.67	16.94
1 日 当 金 額	10,401	7,292	10,532	9,761	10,724	9,228
育児休業手当金 1000人当件数	124.09	125.32	127.49	129.46	132.37	134.56
(休業中支給分) 1 件 当 日 数	19.82	20.21	20.04	10.43	20.10	19.53
1 日 当 金 額	3,176	3,166	3,462	9,128	4,801	4,848
育児休業手当金 1000人当件数	13.35	14.09	13.74	13.74	13.15	14.05
(復職後支給分) 1 件 当 金 額	134,953	134,182	141,067	178,670	288,032	287,053
介護休業手当金 1000人当件数	·	·	3.73	2.75	2.71	2.74
1 件 当 日 数	·	·	15.95	16.17	15.71	15.26
1 日 当 金 額	·	·	5,263	8,071	8,583	8,772

(iii) 災害給付

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 1000人当件数	0.49	0.32	0.46	0.23	0.27	0.33
1 件 当 金 額	559,928	655,449	587,937	750,804	722,744	650,983
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
1 件 当 金 額	451,071	430,796	473,130</			

第130表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	10,943,914	11,205,813	11,420,992	11,747,188	12,097,442	12,444,073
金額	4,052,290,462	4,117,695,451	4,142,973,183	4,200,502,305	4,229,753,049	4,261,827,839
退職共済年金 件数	4,494,779	4,812,545	5,116,265	5,506,236	5,912,032	6,320,211
金額	1,687,477,958	1,779,625,930	1,857,802,547	1,962,833,494	2,037,717,082	2,133,550,013
障害共済年金 件数	47,173	46,331	51,248	55,935	61,670	67,313
金額	8,274,028	9,144,756	10,049,113	10,927,633	11,910,210	13,106,156
遺族共済年金 件数	1,476,158	1,608,210	1,730,884	1,858,165	1,983,524	2,109,854
金額	381,424,604	419,514,334	452,736,770	485,744,663	518,811,967	548,102,238
退職年金 件数	3,614,713	3,473,205	3,308,234	3,158,188	3,015,118	2,867,197
金額	1,681,508,170	1,623,713,444	1,547,847,442	1,476,650,377	1,407,188,512	1,324,765,986
減額退職年金 件数	136,751	135,994	132,537	129,987	127,851	125,333
金額	44,167,425	43,735,516	42,409,442	41,409,016	40,477,429	39,150,084
通算退職年金 件数	221,409	214,117	205,064	196,271	187,439	177,530
金額	29,376,876	28,253,720	27,001,915	25,731,152	24,438,676	22,943,104
退職一時金 件数	1	1	5	1	—	1
金額	△ 2	11	△ 2,841	14	—	21
脱退一時金 件数	17	12	17	15	18	25
金額	67,258	42,534	58,594	61,339	92,996	128,808
返還一時金 件数	86	78	84	77	55	84
金額	123,553	136,143	142,402	159,392	75,804	123,273
障害年金 件数	82,859	76,158	72,265	68,731	65,347	62,097
金額	30,720,105	29,418,906	27,700,503	26,285,506	24,786,049	23,261,889
障害一時金 件数	7	6	12	11	8	18
金額	16,661	15,795	30,275	24,046	19,854	49,846
遺族年金 件数	855,212	824,887	790,655	760,458	731,827	702,431
金額	188,159,607	183,168,184	176,298,991	169,832,273	163,434,406	155,896,612
通算遺族年金 件数	14,686	14,215	13,667	13,064	12,509	11,939
金額	867,601	837,770	801,823	772,910	731,576	698,067
特例死亡一時金 件数	27	20	20	15	14	6
金額	66,730	59,844	66,758	29,704	38,997	20,774
死亡一時金 件数	19	15	13	12	9	8
金額	21,650	6,030	6,203	14,110	8,805	5,348
短期在留脱退一時金 件数	17	19	22	22	21	26
金額	18,236	22,535	23,245	26,676	20,685	25,620

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	87,222	84,445	95,445	107,563	104,651	112,198
金額	193,820,310	185,419,761	212,972,584	202,920,673	186,375,686	195,651,091
退職共済年金 人員	59,267	55,722	66,134	77,181	73,625	79,695
金額	148,442,513	140,406,983	166,760,348	154,805,585	137,408,505	144,856,935
障害共済年金 人員	1,419	1,430	1,475	1,758	1,977	2,191
金額	1,693,061	1,687,473	1,759,364	2,126,182	2,432,535	2,634,244
遺族共済年金 人員	26,138	26,936	27,556	28,378	28,897	30,163
金額	42,929,061	42,660,151	44,034,940	45,625,434	46,299,202	47,944,867
退職年金 人員	199	176	104	92	67	69
金額	568,703	497,848	279,711	241,506	167,925	155,853
減額退職年金 人員	37	28	20	18	7	9
金額	53,721	39,642	27,427	28,229	9,938	13,013
通算退職年金 人員	60	59	84	69	35	34
金額	11,606	8,821	11,659	11,297	3,759	3,889
障害年金 人員	39	42	32	26	20	13
金額	68,771	72,347	61,781	48,469	32,105	24,053
遺族年金 人員	56	46	36	34	20	19
金額	52,182	45,203	36,683	32,687	20,864	17,509
通算遺族年金 人員	7	6	4	7	3	5
金額	692	1,293	671	1,284	853	728

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料: 総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	1,897,501	1,941,584	1,984,185	2,048,583	2,109,455	2,174,278
金額	4,228,717,319	4,290,137,610	4,325,747,101	4,378,881,801	4,443,518,635	4,489,241,938
退職共済年金 人員	792,394	844,066	900,766	973,861	1,043,157	1,116,218
金額	1,800,019,270	1,886,901,609	1,976,193,987	2,069,558,370	2,176,527,752	2,284,131,149
障害共済年金 人員	14,644	15,916	17,181	18,727	20,513	22,599
金額	17,916,607	19,452,272	20,914,448	22,799,197	24,940,992	27,211,257
遺族共済年金 人員	270,468	293,232	314,639	335,829	357,877	379,979
金額	422,719,965	461,250,195	495,922,570	530,919,493	565,959,307	596,588,026
退職年金 人員	595,074	570,616	542,190	518,063	493,172	468,044
金額	1,681,074,052	1,623,389,220	1,545,016,904	1,477,853,454	1,408,146,482	1,325,435,169
減額退職年金 人員	23,046	22,708	22,039	21,631	21,224	20,818
金額	45,279,782	44,839,157	43,495,755	42,676,134	41,888,285	40,671,705
通算退職年金 人員	36,679	35,170	33,683	32,226	30,624	29,023
金額	29,911,780	28,833,342	27,634,031	26,424,408	25,145,416	23,676,920

第132表 地方公務員等共済組合長期部門 1人当たり金額

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《年金》						
新規裁定	2,222,149	2,195,746	2,231,364	1,886,529	1,780,926	1,743,802
退職共済年金	2,504,640	2,519,776	2,521,552	2,005,747	1,866,329	1,817,641
障害共済年金	1,193,137	1,180,051	1,192,789	1,209,432	1,230,417	1,202,302
遺族共済年金	1,642,400	1,583,760	1,598,016	1,607,775	1,602,215	1,589,526
退職年金	2,857,804	2,828,682	2,689,529	2,625,065	2,506,343	2,258,739
減額退職年金	1,451,919	1,415,786	1,371,350	1,568,278	1,419,714	1,445,889
通算退職年金	193,433	149,508	138,798	163,725	107,400	114,382
障害年金	1,763,359	1,722,548	1,930,656	1,864,192	1,605,250	1,850,231
遺族年金	931,821	982,674	1,018,972	961,382	1,043,200	921,526
通算遺族年金	98,857	215,500	167,750	183,429	284,333	145,600
年度末現在	2,228,572	2,209,607	2,180,113	2,137,517	2,106,477	2,064,705
退職共済年金	2,271,622	2,235,491	2,193,904	2,125,107	2,086,481	2,046,313
障害共済年金	1,223,478	1,222,183	1,217,301	1,217,451	1,215,863	1,204,091
遺族共済年金	1,562,920	1,572,987	1,576,164	1,580,922	1,581,435	1,570,055
退職年金	2,824,983	2,844,977	2,849,586	2,852,652	2,855,285	2,831,860
減額退職年金	1,964,757	1,974,597	1,973,581	1,972,915	1,973,628	1,953,680
通算退職年金	815,502	819,828	820,415	819,972	821,102	815,799
障害年金	2,259,703	2,262,184	2,249,414	2,237,578	2,223,775	2,188,784
遺族年金	1,329,399	1,337,967	1,338,937	1,338,952	1,339,508	1,327,914
通算遺族年金	349,982	351,912	351,779	351,154	350,818	345,987
《一時金》						
脱退一時金	3,956,353	3,544,500	3,446,706	4,089,267	5,166,444	5,152,320
返還一時金	1,436,663	1,745,423	1,695,262	2,070,026	1,378,255	1,467,536
障害一時金	2,380,143	2,632,500	2,522,917	2,186,000	2,481,750	2,769,222
特例死亡一時金	2,471,481	2,992,200	3,337,900	1,980,267	2,785,500	3,462,333
死亡一時金	1,139,474	402,000	477,154	1,175,833	978,333	668,500
短期在留脱退一時金	1,072,706	1,186,053	1,056,591	1,212,545	985,000	985,385

(注) 長期部門年金受給権者状況等により国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第133表 地方公務員等共済組合短期経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887
短期負担金	582,570,270	592,767,987	587,457,374	603,166,255	612,549,220	614,680,573
介護負担金	.	.	35,245,933	37,916,216	36,251,378	40,481,637
短期掛金	575,486,986	582,417,057	578,910,661	590,582,023	600,695,790	604,342,412
介護掛け金	.	.	35,240,600	37,907,083	36,220,548	40,465,944
短期任意継続掛け金	20,877,596	19,845,403	19,845,377	21,736,763	22,494,647	18,525,631
介護任意継続掛け金	.	.	1,600,297	1,856,549	1,805,654	1,593,233
雑収入	47,492	23,476	45,278	41,969	22,487	11,718
育児・介護休業手当金交付金	.	.	10,355,362	14,865,663	17,199,852	17,804,274
短期利息及び短期配当金	7,926,375	6,547,571	5,987,980	3,423,203	3,562,048	3,217,802
介護利息	.	.	7,255	1,834	372	276
償還差益	1,808	2,099,928	48,153	9,336	20,967	20,227
その他の	39,377,742	40,160,712	32,607,040	41,719,110	48,741,839	47,922,316
前年度繰越支払準備金	125,718,657	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871
前期損益修正益	.	180,645	185,462	332,320	289,639	209,795
当期短期損失金	13,964,940	38,074,028	34,968,204	73,144,836	55,607,437	29,334,402
当期介護損失金	.	.	215,445	314,944	224,113	4,134,777
支出	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887
保健給付	649,319,340	652,143,609	656,843,564	660,702,378	650,046,778	630,514,312
直営保健給付	6,551,272	6,231,459	5,800,918	5,602,625	5,267,775	4,335,768
休業給付	34,661,387	35,914,134	39,226,058	50,988,777	55,591,969	56,772,569
災害給付	805,737	612,845	780,780	503,039	555,790	621,038
附加給付	30,146,220	24,679,361	23,613,478	23,201,492	17,523,921	17,141,664
老人保健拠出金	352,844,747	391,945,410	353,958,661	387,815,618	392,895,015	355,436,041
退職者給付拠出金	91,870,226	103,837,307	118,797,183	137,912,477	151,592,241	191,083,833
介護納付金	.	.	68,680,527	76,057,636	73,158,469	86,252,437
一部負担金返還金	5,838	1,327,701	4,680	5,414	4,809	6,669
一部負担金払戻金	20,301,528	14,988,595	15,794,433	16,527,235	12,338,874	14,180,844
その他の	34,220,138	37,218,257	43,597,880	54,733,668	59,763,667	59,750,879
繰入金	3,652,998	3,884,522	3,899,673	3,884,425	3,843,955	3,771,292
次年度繰越支払準備金	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217
前期損益修正損	.	17,916	27,780	28,185	40,796	31,509
当期短期利益金	19,807,461	9,600,476	8,084,947	5,260,696	14,809,170	5,567,255
当期介護利益金	.	.	3,541,707	1,948,215	1,272,453	364,559

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第134表 地方公務員等共済組合長期経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615
負担金	3,379,886,648	3,356,694,071	3,313,926,974	3,310,036,270	3,249,409,601	3,161,261,084
掛金	1,487,723,530	1,496,501,155	1,484,459,141	1,483,453,744	1,474,097,917	1,471,784,661
基礎年金交付金	503,467,167	495,581,154	479,621,258	454,478,153	424,927,758	394,630,246
利息及び配当金	1,043,231,431	1,201,790,842	924,569,880	777,510,062	676,365,566	685,954,003
償還差益	5,225,235	3,867,858	2,420,007	2,670,611	2,017,565	7,129,052
その他収入	1,695,714,233	1,698,951,223	1,719,744,771	1,636,003,288	1,585,416,583	1,567,839,388
前年度繰越支払準備金	42,155	31,279	26,372	35,214	33,858	29,533
前年度繰越長期給付積立金	21,292,671,520	22,051,860,708	22,748,029,426	23,153,256,686	23,526,408,123	23,740,261,437
前年度繰越基礎年金	8,092	7,726	6,028	7,627	2,303	1,445
拠出金負担金充当金						
特別利益	・	339,397	2,611,897	297,157	2,429,469	293,766
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615
退職給付	3,441,779,804	3,474,686,013	3,474,529,962	3,506,216,290	3,509,443,823	3,520,178,286
障害給付	38,983,769	38,553,286	37,754,786	37,213,776	36,693,644	36,396,267
遺族給付	567,041,915	600,347,553	626,939,737	653,674,318	680,583,110	702,496,844
基礎年金拠出金	855,753,177	914,452,893	970,302,023	986,093,968	1,010,752,540	1,055,670,025
負担調整拠出金	—	・	・	・	・	・
その他の	1,716,354,151	1,721,371,858	1,885,786,610	1,699,826,831	1,632,489,775	1,604,714,490
業務経理へ繰入金	5,343,747	5,552,795	5,404,169	5,406,752	5,480,183	5,492,066
次年度繰越支払準備金	31,279	26,372	34,738	33,858	29,533	39,315
次年度繰越長期給付積立金	22,051,784,154	22,747,751,953	23,153,230,100	23,526,394,504	23,740,261,437	23,809,739,125
次年度繰越基礎年金	7,726	6,028	7,627	2,303	1,445	879
拠出金負担金充当金						
特別損失	・	45,280	10,805,735	42,652	100,063	33,374
当期利益金	730,890,291	802,831,386	510,620,270	402,843,560	325,273,192	294,423,943
年度末現在長期給付積立金	33,735,764,977	35,234,558,785	36,150,680,296	36,926,665,167	37,465,805,293	37,829,706,924

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

(単位 千円)

第135表 地方公務員等共済組合業務経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282
負担金	19,653,768	19,911,284	20,770,304	21,445,955	21,612,657	20,406,416
補助金	352,394	509,131	457,197	369,098	389,840	242,279
利息及び配当金	315,804	186,080	186,645	142,793	112,576	101,244
その他の	1,368,151	1,375,496	1,413,537	1,337,101	1,341,899	2,808,167
繰入金	9,251,343	9,741,042	9,613,757	9,700,614	9,876,427	8,720,048
特別利益	・	132	48,325	6,765	12,867	25,187
当期損失金	205,173	121,938	104,758	51,476	106,828	87,940
支出	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282
役員報酬	435,756	427,171	419,854	426,382	396,652	370,725
職員給与	14,389,442	14,354,537	14,370,110	14,258,078	13,840,975	13,536,230
厚生費	32,040	40,875	42,646	33,104	32,495	31,517
旅費	470,808	454,551	422,494	384,948	407,216	366,141
事務費	2,031,595	1,915,518	1,957,641	1,869,136	2,084,633	2,040,830
その他の	11,052,044	11,681,111	11,966,031	11,958,701	12,730,544	13,047,338
特別損失	・	19,587	16,664	79,335	108,975	230,366
当期利益金	2,734,949	2,951,753	3,399,081	4,044,117	3,851,603	2,768,134

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

(単位 千円)

第136表 地方公務員等共済組合保健経理状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500
負担金	36,617,626	36,886,479	34,442,764	33,937,569	33,821,804	32,742,614
掛金	33,884,565	34,137,876	33,707,880	33,369,356	33,260,246	32,188,138
施設収入	2,014,792	1,957,731	1,985,013	2,105,258	2,110,808	1,904,013
補助金	5,546,791	5,639,821	5,984,141	6,066,467	5,426,072	5,390,001
利息及び配当金	610,123	405,256	616,205	419,315	504,862	409,889
その他の	1,947,586	1,935,185	2,198,892	2,114,187	2,121,407	3,318,069
繰入金	3,921,463	3,601,253	3,998,201	6,092,926	7,836,862	12,401,281
特別利益	・	6,094	29,997	559,806	8,447	26,513
当期損失金	2,734,562	3,004,881	6,421,177	9,500,091	2,536,137	2,406,981
支出	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500
職員給与	3,847,763	3,884,868	3,844,695	3,760,449	3,829,087	3,578,891
厚生費	42,080,991	42,698,041	42,970,270	43,587,789	44,346,841	44,762,653
旅費	219,243	194,920	185,911	165,222	153,709	136,596
事務費	431,654	427,909	435,821	408,617	437,801	397,505
その他の	5,864,622	5,991,705	6,070,914	6,059,959	6,072,574	5,708,415
繰入金	28,246,870	30,091,466	30,783,853	32,934,193	24,678,554	24,461,447
特別損失	・	10,708	19,441	93,260	50,203	124,869
当期利益金	6,586,366	4,274,957	5,073,365	7,155,485	8,057,873	11,617,124

9 私立学校教職員共済

第137表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成11年度 (1999)	449,240	400,871	26,329 (26,194)	3,083	18,957	446,157	403,954	13,802	379,435	0.85
12 (2000)	451,529	402,710	26,165 (26,036)	3,109	19,545	448,420	405,819	13,821	377,086	0.84
13 (2001)	454,151	405,134	25,617 (25,490)	3,084	20,316	451,067	408,218	13,821	374,366	0.83
14 (2002)	457,968	425,543	9,068 (8,853)	3,225	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82
15 (2003)	464,546	431,182	9,170 (8,744)	3,205	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
16 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
									短期	長期			
平成16年度 (2004)	471,377	438,298	2	333	8,799	3,238	0	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
大 学	189,134	184,365	—	211	2,852	1,706	—	—	187,428	186,071	595	169,301	0.90
短 大	18,123	17,176	—	—	527	420	—	—	17,703	17,596	435	14,983	0.85
高 専	198	194	—	—	4	—	—	—	198	194	3	251	1.27
高 校	81,627	80,413	—	—	867	347	—	—	81,280	80,760	1,350	94,290	1.16
中 学	12,868	12,705	—	—	52	111	—	—	12,757	12,816	646	12,575	0.99
小 学	4,128	4,044	—	—	42	42	—	—	4,086	4,086	186	3,523	0.86
幼 稚 園	97,305	93,861	2	14	3,428	—	—	—	97,305	93,863	8,424	20,489	0.21
盲・ろう・養護	344	336	—	—	8	—	—	—	344	336	14	245	0.71
各 種	8,220	8,003	—	107	110	—	—	—	8,220	8,003	387	7,891	0.96
専 修	37,262	35,742	—	—	908	612	—	—	36,650	36,354	1,843	31,173	0.85
事 業 団	1,461	1,459	—	1	1	—	—	—	1,461	1,459	24	1,284	0.88
任 繼	20,707	—	—	—	—	—	—	20,707	20,707	—	—	15,191	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第138表 私立学校教職員共済平均標準給与月額(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成11年度 (1999)	376,634	373,878	360,127	467,982	452,540	295,713	376,110	360,832
12 (2000)	378,558	375,983	365,628	467,371	459,728	299,801	377,995	366,349
13 (2001)	379,665	377,550	366,973	466,021	460,145	300,736	379,115	367,677
14 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
15 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
16 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
平成16年度								
大 学	451,430	448,304	424,879	590,535	539,485	—	450,628	425,930
短 大	426,349	426,312	414,905	471,116	371,671	—	427,646	413,873
高 専	460,192	465,103	458,608	222,000	—	—	460,192	458,608
高 校	422,970	422,680	415,807	424,381	486,571	—	422,698	416,111
中 学	427,699	427,569	420,078	367,269	470,901	—	427,323	420,518
小 学	412,669	412,277	405,717	350,143	512,857	—	411,639	406,818
幼 稚 園	227,538	224,567	222,991	308,544	—	—	227,538	222,991
盲・ろう・養護	316,488	314,530	314,351	398,750	—	—	316,488	314,351
各 種	318,143	316,128	308,159	392,452	—	—	318,143	308,159
専 修	335,588	333,786	326,508	362,518	400,876	—	334,498	327,760
事 業 団	380,329	380,096	365,757	550,000	—	—	380,329	365,757
任 繼	303,221	—	—	—	—	303,221	303,221	—

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第139表 私立学校教職員共済加入者数(標準給与等級別)

平成17年3月末現在

標準給与		短期(除任継)			長期			任継給与	任継		
等級	月額	計	男	女	計	男	女		計	男	女
	(千円)	447,432	216,315	231,117	441,538	211,597	229,941	20,707	13,344	7,363	
総 数		447,432	216,315	231,117	441,538	211,597	229,941	20,707	13,344	7,363	
1	98	1,922	802	1,120	1,419	520	899	110以下	596	329	267
2	104	639	211	428	586	179	407	112	68	27	41
3	110	975	272	703	921	244	677	118	125	79	46
4	118	1,577	479	1,098	1,498	431	1,067	119	46	22	24
5	126	1,763	442	1,321	1,703	401	1,302	126	152	83	69
6	134	2,593	611	1,982	2,501	559	1,942	133	38	13	25
7	142	3,412	686	2,726	3,452	651	2,801	134	118	75	43
8	150	6,112	1,233	4,879	5,932	1,120	4,812	140	128	66	62
9	160	8,389	1,311	7,078	8,244	1,210	7,034	142	146	81	65
10	170	11,456	1,446	10,010	11,310	1,346	9,964	150	220	125	95
11	180	14,461	1,709	12,752	14,318	1,618	12,700	154	140	76	64
12	190	15,514	2,018	13,496	15,385	1,922	13,463	160	273	126	147
13	200	21,674	3,876	17,798	21,369	3,630	17,739	168	121	59	62
14	220	24,158	5,296	18,862	23,955	5,119	18,836	170	310	138	172
15	240	21,011	6,126	14,885	20,817	5,946	14,871	180	399	161	238
16	260	21,201	7,295	13,906	20,917	7,054	13,863	182	142	77	65
17	280	19,239	6,988	12,251	19,030	6,828	12,202	190	392	165	227
18	300	19,267	7,314	11,953	18,968	7,083	11,885	196	145	68	77
19	320	17,906	7,300	10,606	17,701	7,138	10,563	200	698	308	390
20	340	16,673	7,259	9,414	16,486	7,106	9,380	210	202	104	98
21	360	15,492	7,277	8,215	15,252	7,088	8,164	220	773	374	399
22	380	17,513	9,053	8,460	17,368	8,920	8,448	224	144	79	65
23	410	20,071	11,514	8,557	19,770	11,280	8,490	238	147	75	72
24	440	18,863	11,603	7,260	18,666	11,423	7,243	240	724	372	352
25	470	18,582	12,212	6,370	18,432	12,079	6,353	252	174	90	84
26	500	18,562	12,817	5,745	18,373	12,668	5,705	260	706	415	291
27	530	17,199	12,682	4,517	17,110	12,570	4,540	266	187	87	100
28	560	15,675	11,947	3,728	15,593	11,848	3,745	280	605	346	259
29	590	13,777	10,761	3,016	13,647	10,640	3,007	287	254	126	128
30	620	12,137	9,981	2,156	60,815	52,976	7,839	300	629	361	268
31	650	10,320	8,705	1,615	—	—	308	298	156	142	
32	680	8,462	7,258	1,204	—	—	320	523	299	224	
33	710	8,534	7,520	1,014	—	—	329	290	164	126	
34	750	7,343	6,625	718	—	—	340	524	306	218	
35	790	5,482	5,042	440	—	—	350	387	231	156	
36	830	3,650	3,355	295	—	—	360	443	266	177	
37	880	2,058	1,887	171	—	—	371	580	367	213	
38	930	1,089	1,000	89	—	—	380	464	290	174	
39	980	2,681	2,402	279	—	—	383	8,396	6,758	1,638	

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第140表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	7,747,189	7,952,373	8,198,286	8,390,562	8,519,537	8,715,025
組 合 員 分	88,721,615	90,406,498	91,194,176	90,647,717	88,555,904	89,620,417
療 養 の 給 付	4,315,658	4,440,231	4,611,360	4,722,718	4,794,904	4,939,892
訪問看護療養の給付	51,529,902	52,382,716	53,496,494	53,048,036	49,944,616	50,130,286
入院時食事療養費	3,386,628	3,406,543	3,469,007	3,495,469	3,511,908	3,584,145
調 剂 費	44,044,905	44,174,501	44,565,390	43,504,174	40,172,940	39,918,578
療 養 費	230	157	205	219	196	256
調 剤 費	1,505	1,405	1,544	1,351	1,375	1,751
看 護 料	11,115	10,059	11,315	10,248	9,418	12,253
移 送 料	38,852	39,023	38,047	37,647	38,124	38,174
出 産 費	415,974	403,624	382,526	365,154	359,870	355,446
埋 葬 料	593,786	579,141	540,642	517,930	512,106	508,357
被 扶 養 者 分	805,914	904,873	1,005,252	1,080,221	1,128,362	1,187,825
疗 養 の 給 付	4,184,620	4,805,236	5,545,001	6,093,615	6,316,845	6,738,390
訪問看護療養の給付	116,973	121,858	130,022	140,522	147,902	161,016
入院時食事療養費	739,616	773,572	817,546	858,547	816,361	845,897
調 剤 費	82	148	173	170	318	448
看 護 料	379	651	923	736	1,123	1,734
移 送 料	—	—	—	—	—	—
出 産 費	—	—	—	—	—	—
埋 葯 料	—	—	—	—	—	—
被 扶 養 者 分	—	—	—	—	—	—
疗 養 の 給 付	—	—	—	—	—	—
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	—
入院時食事療養費	—	—	—	—	—	—
調 剤 費	—	—	—	—	—	—

(ii) 休業給付

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	12,727	13,313	13,117	12,973	13,516	14,589
日数	501,852	503,000	437,082	442,901	459,445	489,638
金額	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768
傷病手当金 件数	9,071	9,322	9,140	8,829	9,263	10,130
日数	214,883	206,761	177,140	170,692	180,238	198,902
金額	1,710,577	1,811,350	1,669,128	1,655,960	1,757,545	1,942,837
出産手当金 件数	3,642	3,988	3,968	4,134	4,244	4,455
日数	286,695	296,160	259,864	272,044	279,045	290,680
金額	1,918,418	2,096,561	2,114,124	2,233,390	2,318,409	2,459,669
休業手当金 件数	14	3	9	10	9	4
日数	274	79	78	165	162	56
金額	1,239	258	637	1,439	830	263

(iii) 災害給付

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	125	218	78	50	100	209
金額	61,845	88,645	55,167	33,323	59,091	80,246
弔慰金 件数	6	9	8	6	10	2
金額	1,840	3,480	3,520	3,030	4,540	1,150
家族弔慰金 件数	17	8	11	2	6	6
金額	6,241	2,766	3,697	503	2,394	1,974
災害見舞金 件数	102	201	59	42	84	201
金額	53,764	82,399	47,950	29,790	52,157	77,122

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
組合員 分 件数	3,386,628	3,406,543	3,469,007	3,495,469	3,511,908	3,584,145
日数	6,859,574	6,786,002	6,742,694	6,602,146	6,477,754	6,481,085
金額	44,044,905	44,174,501	44,565,390	43,504,174	40,172,940	39,918,578
一般 診 療 件数	2,723,303	2,741,602	2,803,840	2,818,956	2,827,853	2,872,191
日数	5,230,986	5,173,328	5,161,417	5,025,134	4,907,473	4,879,372
金額	36,483,931	36,624,257	37,010,203	35,959,368	33,482,476	33,317,110
入院 件数	42,217	42,384	41,558	41,067	41,694	41,776
日数	484,848	473,708	450,948	429,275	424,376	417,640
金額	12,673,293	12,801,465	12,695,913	12,129,409	11,419,681	11,346,406
入院外 件数	2,681,086	2,699,218	2,762,282	2,777,889	2,786,159	2,830,415
日数	4,746,138	4,699,620	4,710,469	4,595,859	4,483,097	4,461,732
金額	23,810,637	23,822,792	24,314,290	23,829,959	22,062,794	21,970,704
歯科 診 療 件数	663,325	664,941	665,167	676,513	684,055	711,954
日数	1,628,588	1,612,674	1,581,277	1,577,012	1,570,281	1,601,713
金額	7,560,974	7,550,244	7,555,187	7,544,806	6,690,464	6,601,467
被扶養者 分 件数	2,620,806	2,624,975	2,635,148	2,647,764	2,653,253	2,658,506
日数	5,474,411	5,407,216	5,308,352	5,208,774	5,120,125	5,050,777
金額	28,328,597	28,785,940	28,505,868	28,214,302	27,641,183	27,601,369
一般 診 療 件数	2,141,583	2,146,090	2,160,918	2,167,640	2,169,403	2,159,624
日数	4,395,676	4,337,694	4,268,860	4,178,094	4,095,708	4,015,283
金額	24,344,467	24,800,285	24,575,317	24,304,990	23,747,181	23,649,111
入院 件数	37,525	37,940	36,674	36,326	35,756	35,131
日数	486,170	488,412	466,368	451,680	435,088	419,284
金額	9,482,378	9,961,334	9,758,472	9,761,668	8,932,408	8,796,695
入院外 件数	2,104,058	2,108,150	2,124,244	2,131,314	2,133,647	2,124,493
日数	3,909,506	3,849,282	3,802,492	3,726,414	3,660,620	3,595,999
金額	14,862,088	14,838,951	14,816,846	14,543,322	14,814,773	14,852,416
歯科 診 療 件数	479,223	478,885	474,230	480,124	483,850	498,882
日数	1,078,735	1,069,522	1,039,492	1,030,680	1,024,417	1,035,494
金額	3,984,130	3,985,655	3,930,551	3,909,312	3,894,002	3,952,258

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分		平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	7,720.27	7,734.81	7,840.59	7,830.72	7,726.21	7,725.07
	1件当日数	2.03	1.99	1.94	1.89	1.84	1.81
	1件当金額	13,006	12,968	12,847	12,446	11,439	11,138
一 般 診 療	1000人当件数	100,406	100,302	100,726	97,460	88,381	86,038
	1件当日数	6,208.13	6,225.01	6,337.19	6,315.16	6,221.28	6,190.56
	1件当金額	1.92	1.89	1.84	1.78	1.74	1.70
入 院	1000人当件数	13,397	13,359	13,200	12,756	11,840	11,600
	1件当日数	83,170	83,158	83,650	80,558	73,662	71,810
	1件当金額	96.24	96.24	93.93	92.00	91.73	90.04
入 院	1000人当件数	11.48	11.18	10.85	10.45	10.18	10.00
	1件当金額	300,194	302,035	305,499	295,357	273,893	271,601
	1人当金額	28,890	29,067	28,695	27,173	25,123	24,455
入 院 外	1000人当件数	6,111.89	6,128.78	6,243.26	6,223.16	6,129.56	6,100.52
	1件当日数	1.77	1.74	1.71	1.65	1.61	1.58
	1件当金額	8,881	8,826	8,802	8,578	7,919	7,762
歯 科 診 療	1000人当件数	54,280	54,091	54,955	53,385	48,538	47,354
	1件当日数	1,512.14	1,509.80	1,503.40	1,515.56	1,504.92	1,534.51
	1件当金額	2.46	2.43	2.38	2.33	2.30	2.25
出 産 費	1000人当件数	11,399	11,355	11,358	11,152	9,781	9,272
埋 葬 料	1000人当件数	17,236	17,143	17,076	16,902	14,719	14,228
《被扶養者分》	1000人当件数	11.46	11.72	11.75	12.07	12.06	12.01
診 療 費	1000人当件数	1.80	1.89	1.62	1.61	1.58	1.34
一 般 診 療	1000人当件数	5,974.48	5,960.20	5,955.92	5,931.65	5,837.16	5,730.00
	1件当日数	4,882.02	4,872.86	4,884.07	4,856.05	4,772.69	4,654.73
	1件当金額	2.09	2.06	2.01	1.97	1.93	1.90
	1人当金額	10,809	10,966	10,818	10,656	10,418	10,382
	1人当金額	64,579	65,361	64,428	63,207	60,811	59,490
入 院	1000人当件数	11,368	11,556	11,373	11,213	10,946	10,951
	1件当金額	55,496	56,311	55,545	54,449	52,244	50,972
入 院	1000人当件数	85.54	86.15	82.89	81.38	78.66	75.72
	1件当金額	12.96	12.87	12.72	12.43	12.17	11.93
入 院 外	1000人当件数	252,695	262,555	266,087	268,724	249,816	250,397
	1件当金額	21,616	22,618	22,056	21,869	19,651	18,960
歯 科 診 療	1000人当件数	4,796.48	4,786.71	4,801.18	4,774.67	4,694.03	4,579.01
	1件当日数	1.86	1.83	1.79	1.75	1.72	1.69
	1件当金額	7,064	7,039	6,975	6,824	6,943	6,991
	1人当金額	33,880	33,693	33,489	32,581	32,593	32,012
家 族 出 産 費	1000人当件数	1,092.45	1,087.34	1,071.85	1,075.60	1,064.47	1,075.26
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	3.70	3.36	3.37	3.17	2.98	3.27

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	1000人当件数	29.01	30.23	29.65	29.06	29.74
	1件当日数	39.43	37.78	33.32	34.14	33.99
	1日当金額	7,234	7,770	8,657	8,785	8,873
傷 病 手 当 金	1000人当件数	20.68	21.17	20.66	19.78	20.38
	1件当日数	23.69	22.18	19.38	19.33	19.46
	1日当金額	7,961	8,761	9,423	9,701	9,751
出 産 手 当 金	1000人当件数	8.30	9.06	8.97	9.26	9.34
	1件当日数	78.72	74.26	65.49	65.81	65.75
	1日当金額	6,691	7,079	8,136	8,210	8,308
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.03	0.01	0.02	0.02	0.01
	1件当日数	19.57	26.33	8.67	16.50	18.00
	1日当金額	4,524	3,266	8,171	8,719	5,126

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	1000人当件数	0.28	0.49	0.18	0.11	0.22
	1件当金額	494,762	406,630	707,265	666,452	590,910
弔 懇 金	1000人当件数	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
	1件当金額	306,667	386,667	440,000	505,000	454,000
家 族 弔 懇 金	1000人当件数	0.04	0.02	0.02	0.00	0.01
	1件当金額	367,129	345,800	336,064	251,300	399,000
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.23	0.46	0.13	0.09	0.18
	1件当金額	527,098	409,945	812,712	709,286	620,917

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

区分		平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合	計 件数	1,154,400	1,211,644	1,275,297	1,340,455	1,390,998	1,453,705
	金額	186,400,818	194,170,973	202,261,809	211,232,647	218,481,890	225,209,093
退職共済年金	件数	738,832	796,078	859,915	924,527	976,854	1,037,757
	金額	121,923,823	130,295,560	139,125,703	148,522,910	156,690,964	164,187,950
障害共済年金	件数	4,806	5,215	5,701	6,245	6,798	7,328
	金額	814,979	913,219	976,294	1,108,374	1,188,758	1,314,474
遺族共済年金	件数	167,919	181,907	195,173	208,875	221,846	235,147
	金額	19,124,486	20,791,293	22,387,201	24,079,224	25,605,720	27,165,354
退職年金	件数	68,449	65,405	62,716	59,969	56,431	53,623
	金額	24,917,085	23,742,736	22,598,744	21,542,386	20,346,417	18,966,831
減額退職年金	件数	2,292	2,256	2,231	2,227	2,204	2,192
	金額	610,546	596,575	590,857	593,715	573,494	565,750
通算退職年金	件数	114,366	105,638	97,224	88,960	80,187	73,392
	金額	11,543,254	10,617,437	9,736,884	8,848,101	7,929,484	7,166,235
返還一時金	件数	27	17	28	30	24	19
	金額	24,290	19,302	31,921	46,682	31,993	16,144
脱退一時金	件数	18	26	18	13	15	8
	金額	47,087	76,155	58,294	47,487	54,802	29,366
新脱退一時金	件数	280	280	254	276	241	281
	金額	207,604	223,635	202,709	213,068	200,087	228,101
障害年金	件数	3,362	3,237	3,101	2,967	2,778	2,649
	金額	900,694	880,737	832,618	789,026	735,701	703,975
障害一時金	件数	2	1	—	—	—	1
	金額	4,808	2,262	—	—	—	1,930
遺族年金	件数	32,997	31,792	30,398	29,006	27,643	26,465
	金額	5,129,244	4,948,826	4,727,677	4,522,699	4,284,278	4,095,182
通算遺族年金	件数	20,448	19,286	18,105	16,978	15,634	14,526
	金額	1,016,808	961,428	902,448	841,246	767,915	707,202
死亡一時金	件数	2	—	—	2	1	—
	金額	2,089	—	—	1,636	1,156	—
特例死亡一時金	件数	1	—	2	1	1	—
	金額	9,605	—	6,356	1,239	3,444	—
恩給財団給付年金	件数	586	499	429	376	341	316
	金額	109,750	93,878	81,838	71,455	67,679	59,467
恩給財団給付一時扶助金	件数	13	7	2	3	—	1
	金額	14,665	7,929	2,265	3,398	—	1,133

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第144表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (単位 金額 : 千円)

区分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員	25,802	27,533	28,890	28,717	30,962	32,783
金額	28,993,167	32,289,343	29,469,513	28,247,290	30,658,749	29,964,904
退職共済年金 人員	21,891	23,979	24,816	24,611	26,970	29,043
金額	25,946,538	29,410,969	26,537,203	25,353,128	27,707,427	27,097,574
障害共済年金 人員	212	212	197	227	235	272
金額	245,281	249,934	226,077	245,715	261,639	280,582
遺族共済年金 人員	3,564	3,196	3,251	3,349	3,350	3,431
金額	2,652,452	2,453,520	2,464,561	2,446,815	2,529,974	2,538,907
退職年金 人員	45	58	35	32	35	18
金額	78,054	96,938	66,868	55,971	56,609	26,581
減額退職年金 人員	—	—	1	2	—	—
金額	—	—	1,593	3,099	—	—
通算退職年金 人員	35	58	562	475	357	4
金額	21,466	36,950	137,584	112,363	85,387	3,438
障害年金 人員	11	17	16	12	8	8
金額	19,381	27,996	24,957	22,279	11,191	11,926
遺族年金 人員	43	13	10	9	6	7
金額	29,818	13,036	9,507	7,919	6,431	5,896
通算遺族年金 人員	1	—	2	—	1	—
金額	178	—	1,165	—	91	—

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員	215,062	224,588	235,257	245,888	258,174	270,985
金額	238,244,249	244,582,484	249,720,103	258,680,993	267,520,333	272,941,898
退職共済年金 人員	145,093	154,441	164,989	175,596	187,737	200,149
金額	171,016,726	177,653,934	183,186,089	192,755,702	202,541,721	208,343,575
障害共済年金 人員	1,080	1,163	1,223	1,315	1,429	1,557
金額	1,142,017	1,227,881	1,286,916	1,375,446	1,483,001	1,598,575
遺族共済年金 人員	29,328	31,717	34,043	36,346	38,560	40,780
金額	21,662,064	23,518,111	25,354,752	27,088,199	28,629,975	30,281,723
退職年金 人員	11,291	10,827	10,350	9,815	9,310	8,836
金額	25,184,784	24,113,220	23,033,709	21,784,625	20,431,308	19,287,798
減額退職年金 人員	380	376	375	372	369	367
金額	617,369	611,225	609,021	601,397	592,555	587,074
通算退職年金 人員	18,394	17,012	15,685	14,300	13,062	11,992
金額	11,447,820	10,582,650	9,728,730	8,857,689	7,980,298	7,278,139
障害年金 人員	608	583	530	499	473	447
金額	960,494	928,902	847,513	798,473	753,319	704,644
遺族年金 人員	5,442	5,231	5,007	4,802	4,591	4,398
金額	5,110,309	4,914,927	4,701,817	4,520,544	4,282,282	4,098,949
通算遺族年金 人員	3,355	3,159	2,983	2,77		

第145表 私立学校教職員共済長期部門 1人当たり金額

区分		平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《年金》							
新規裁定	1,123,679	1,172,751	1,020,059	983,643	990,206	914,038	
退職共済年金	1,185,260	1,226,530	1,069,359	1,030,154	1,027,343	933,016	
障害共済年金	1,156,986	1,178,932	1,147,597	1,082,447	1,113,357	1,031,550	
遺族共済年金	744,235	767,685	758,093	730,611	755,216	739,990	
退職年金	1,780,016	1,704,376	1,910,509	1,749,094	1,617,406	1,476,728	
減額退職年金	—	—	1,593,300	1,549,650	—	—	
通算退職年金	613,320	637,071	244,810	236,553	239,180	859,450	
障害年金	1,761,900	1,646,800	1,559,788	1,856,575	1,398,850	1,490,800	
遺族年金	693,435	1,002,769	950,670	879,867	1,071,883	842,329	
通算遺族年金	177,700	—	582,400	—	90,600	—	
年度末現在	1,107,793	1,089,027	1,061,478	1,052,028	1,036,202	1,007,221	
退職共済年金	1,178,670	1,150,303	1,110,293	1,097,723	1,078,859	1,040,942	
障害共済年金	1,057,423	1,055,787	1,052,262	1,045,967	1,037,789	1,026,702	
遺族共済年金	738,614	741,499	744,786	745,287	742,479	742,563	
退職年金	2,231,955	2,228,821	2,225,479	2,219,524	2,194,555	2,182,865	
減額退職年金	1,624,654	1,625,598	1,624,057	1,616,657	1,605,841	1,599,657	
通算退職年金	622,367	622,070	620,257	619,419	610,955	606,916	
障害年金	1,612,669	1,622,887	1,599,082	1,600,145	1,592,640	1,576,384	
遺族年金	939,050	939,577	939,049	941,388	932,756	932,003	
通算遺族年金	298,017	298,244	298,358	297,081	292,773	290,467	
恩給財団年金	1,129,900	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	
《一時金》							
返還一時金	899,647	1,135,400	1,140,032	1,556,057	1,333,046	849,689	
脱退一時金	2,615,928	2,929,046	3,238,528	3,652,846	3,653,453	3,670,713	
新脱退一時金	741,443	798,698	798,068	771,987	830,237	811,747	
障害一時金	2,403,850	2,262,100	—	—	—	—	
死亡一時金	1,044,250	—	—	818,000	1,156,000	—	
特例死亡一時金	9,604,600	—	3,178,200	1,239,000	3,444,200	—	
恩給財団給付一時扶助金	1,128,077	1,132,700	1,132,700	1,132,700	—	1,132,700	

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第146表 私立学校教職員共済短期経理状況

区分		平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	
掛金収入	165,873,151	159,583,223	160,071,229	161,469,416	182,888,870	185,387,943	
掛金	•	•	•	•	177,738,296	180,288,965	
任継掛金	•	•	•	•	5,150,574	5,098,978	
介護掛金収入	•	8,238,301	9,103,190	9,236,427	10,722,630	12,610,866	
介護掛金	•	•	•	•	10,524,945	12,377,042	
任継介護掛金	•	•	•	•	197,684	233,824	
事業雑収入	2,400	2,817	2,411	2,076	—	—	
支払準備金戻入	8,530,433	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346	
事業外収益	270,157	296,311	265,449	302,885	253,941	277,008	
前期損益修正益	7,583	7,657	15,525	15,653	18,351	11,340	
当期損失金	—	2,878,980	9,368,713	9,764,429	—	—	
支出	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	
保健給付	88,721,615	90,406,498	91,194,176	90,647,717	88,555,904	89,620,417	
休業給付	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768	
災害給付	61,845	88,645	55,167	33,323	59,091	80,246	
附加給付	5,087,234	5,055,171	5,091,522	4,593,726	3,610,319	3,437,883	
老人保健拠出金	49,154,433	44,944,206	48,407,350	49,468,300	47,905,676	50,493,570	
退職者給付拠出金	13,221,424	15,046,969	17,560,823	20,106,088	25,977,940	27,585,484	
介護納付金	•	8,110,426	9,158,012	9,066,173	10,603,788	12,606,197	
その他	3,224,912	3,262,486	3,471,635	3,052,420	2,503,814	2,114,327	
支払準備金繰入	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105	
事業外費用	8	11	1,027	11	—	—	
前期損益修正損	19,799	21,172	20,626	21,099	21,724	17,477	
財産処分損	—	—	7,455	22,771	853	—	
当期利益金	3,183,550	—	—	—	10,851,061	7,856,029	

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第147表 私立学校教職員共済長期経理状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369
掛金 収入	231,473,021	235,083,812	238,449,346	250,836,719	265,836,192	268,009,073
掛金	・	・	・	・	265,158,246	268,008,333
特別掛金	・	・	・	・	677,946	740
基礎年金交付金	26,173,795	24,483,378	23,227,216	21,812,705	20,313,609	18,995,867
厚生保険特別会計からの繰入金	2	1	—	—	—	—
退職一時金等返還金	383,037	439,103	521,025	568,054	628,606	664,288
事業雑収入	1,246	1,326	2,243	964	—	—
運用収入	101,311,727	87,460,342	78,289,211	66,737,219	66,967,519	73,761,317
国庫補助金	36,827,127	40,386,527	41,517,780	42,931,088	45,228,737	49,903,561
都道府県補助金	8,471,831	7,863,556	7,668,407	7,801,506	7,783,099	7,745,421
助成勘定より受入	102,233	46,449	56,908	64,525	55,289	55,289
責任準備金戻入	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997
延滞金	46,174	57,418	54,659	44,930	54,998	76,755
事業外雑益	2,823	8,808	10,177	2,582	1,925	3,508
前期損益修正益	317,035	108,233	68,710	83,787	87,176	114,545
固定資産売却益	6,727	—	—	1,040,429	101,492	62,749
当期損失金	1,482,535,818	88,031,583	109,845,686	146,163,248	142,736,169	—
支出	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369
退職給付	159,273,690	165,571,400	172,345,112	179,814,349	185,827,241	191,160,377
障害給付	1,720,481	1,796,218	1,808,912	1,897,400	1,924,458	2,020,379
遺族給付	25,282,232	26,701,548	28,023,682	29,446,045	30,662,513	31,967,737
恩給財團給付	124,415	101,807	84,103	74,853	67,679	60,600
基礎年金拠出金	100,386,340	110,289,174	113,666,407	118,400,027	126,342,523	140,126,874
年金保険者拠出金	5,814,761	5,814,761	5,814,761	5,133,756	14,283,281	6,823,734
不動産管理費	4,714	1,766	15,200	7,995	2,008	1,879
責任準備金繰入	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—
事業外支出等	450,064	413,249	413,688	356,001	4,540,155	17,156,153
前期損益修正損	1,235	1,613	1,504	1,328	955	2
当期利益金	—	—	—	—	—	5,300,581,635
年度末現在責任準備金	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第148表 私立学校教職員共済業務経理状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499
掛金	3,744,597	3,791,494	3,831,457	3,940,619	4,334,749	4,384,336
補助金	540,967	493,011	504,046	507,204	509,927	404,375
利息及び配当金	17,462	54,152	83,648	83,514	81,294	59,428
雑益	20,361	20,774	20,707	19,142	19,769	23,344
前期損益修正益	728	191	200	—	239,918	—
固定資産売却益	—	—	—	—	—	91,017
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499
一般管理費	4,295,433	4,018,079	4,333,203	4,462,479	4,350,320	4,113,771
有価証券売却損	—	—	—	—	—	9,540
雑損	—	—	—	—	—	541
前期損益修正損	1,215	239	262	256	615	208
固定資産除却損	40	7,016	1,217	—	741	47,368
財産処分損	—	—	27	502	15	—
当期利益金	27,427	334,288	105,349	87,242	833,966	791,071

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第149表 私立学校教職員共済保健経理状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225
掛金	5,768,769	5,837,991	5,895,940	5,977,957	6,559,040	6,631,267
施設収入	—	—	9,123	40,807	48,219	56,203
事業雑収入	—	—	1,403	—	—	—
特別保健福祉事業費	7,117	2,044	2,044	2,044	1,390	1,310
助成金	—	—	73,388	—	—	—
拠出金特別事業費	—	—	—	—	—	—
利息及び配当金	15,808	18,080	9,356	6,817	2,150	1,580
その他	1,467	1,339	1,088	1,385	779	857
前期損益修正益	30	—	41	3,852	105,977	7
当期損失金	1,196,364	1,049,106	—	706,092	—	—
支出	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225
保健事業費	2,024,289	2,041,717	2,081,228	1,878,869	1,877,975	1,865,281
一般管理費	576,024	571,269	572,709	556,504	469,989	510,524
他経理への繰入	4,388,874	4,295,218	3,106,414	4,071,600	2,253,083	2,159,349
事業資産減価償却費	—	—	62,973	151,129	151,449	151,323
事業外費用	—	—	38,599	79,692	73,772	71,706
前期損益修正損	368	356	393	384	408	312
財産処分損	—	—	49	775	23	—
当期利益金	—	—	130,018	—	1,890,855	1,932,729

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第150表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

		年度末現在				
区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
団体数	8,571	8,096	7,691	7,249	7,079	6,754
組合員数	474,724	466,979	458,530	447,382	439,684	431,723
男	292,244	287,623	282,897	275,532	270,511	264,614
女	182,480	179,356	175,633	171,850	169,173	167,109
平均標準給与月額	292,577	295,153	296,925	296,582	295,961	295,482
男	333,149	335,999	337,545	336,696	335,801	335,291
女	227,601	229,649	231,496	232,267	232,257	232,444

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)

		平成15年度末現在			平成16年度末現在				
標準給与	組合員数	標準給与	組合員数	標準給与	組合員数	標準給与	組合員数	標準給与	組合員数
等級	月額	計	男	女	等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	439,684	270,511	169,173	総数	(千円)	431,723	264,614	167,109
第1級	98	1,677	244	1,433	第1級	98	1,578	192	1,386
2	104	1,499	110	1,389	2	104	1,371	112	1,259
3	110	3,009	233	2,776	3	110	2,892	270	2,622
4	118	5,094	455	4,639	4	118	4,896	510	4,386
5	126	6,814	823	5,991	5	126	6,632	921	5,711
6	134	8,399	1,259	7,140	6	134	8,456	1,312	7,144
7	142	9,167	1,864	7,303	7	142	9,523	1,842	7,681
8	150	11,411	2,891	8,520	8	150	11,503	2,948	8,555
9	160	12,804	3,995	8,809	9	160	13,233	4,217	9,016
10	170	13,325	5,057	8,268	10	170	13,227	4,973	8,254
11	180	14,734	6,542	8,192	11	180	14,020	6,147	7,873
12	190	14,821	6,878	7,943	12	190	14,568	6,940	7,628
13	200	23,823	12,325	11,498	13	200	23,365	12,068	11,297
14	220	30,802	17,218	13,584	14	220	29,853	16,661	13,192
15	240	27,742	16,885	10,857	15	240	27,300	16,329	10,971
16	260	26,649	16,798	9,851	16	260	26,415	16,588	9,827
17	280	25,168	15,978	9,190	17	280	24,863	15,654	9,209
18	300	24,059	16,059	8,000	18	300	23,501	15,630	7,871
19	320	23,142	15,971	7,171	19	320	22,507	15,572	6,935
20	340	21,550	15,678	5,872	20	340	21,240	15,408	5,832
21	360	20,558	15,653	4,905	21	360	19,953	15,243	4,710
22	380	22,821	18,003	4,818	22	380	22,231	17,542	4,689
23	410	23,653	19,502	4,151	23	410	22,976	18,883	4,093
24	440	18,160	15,318	2,842	24	440	18,035	15,173	2,862
25	470	13,260	11,518	1,742	25	470	13,079	11,331	1,748
26	500	9,525	8,549	976	26	500	9,034	8,040	994
27	530	6,413	5,926	487	27	530	6,114	5,603	511
28	560	4,224	3,993	231	28	560	3,931	3,705	226
29	590	2,786	2,684	102	29	590	2,802	2,688	114
30	620	12,595	12,102	493	30	620	12,625	12,112	513

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度(2003)			16(2004)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合計	1,933	1,950,417	2,020,371	1,178	1,912,007	2,038,365
金額	827,888	335,674,888	53,134,483	456,972	319,970,405	51,295,431
退職共済年金	1,691	1,106,040	1,098,914	1,025	1,099,956	1,089,851
金額	600,407	170,082,728	28,152,442	316,503	161,495,423	26,733,363
障害共済年金	57	16,157	17,438	40	15,629	18,268
金額	79,298	1,878,654	928,041	48,344	1,812,091	834,904
遺族共済年金	82	294,785	315,902	37	287,485	309,369
金額	32,248	44,054,888	10,208,022	22,033	42,796,746	9,720,015
退職年金	27	293,413	290,286	12	280,708	277,067
金額	58,574	87,988,251	9,489,876	29,388	83,700,170	8,911,494
減額退職年金	2	33,316	33,108	0	32,616	32,330
金額	1,837	7,405,547	798,409	0	7,180,980	765,950
通算退職年金	20	95,899	95,850	20	89,012	88,885
金額	7,353	7,534,901	816,745	5,856	6,937,613	745,094
退職一時金	26	·	·	22	·	·
金額	179	·	·	130	·	·
脱退一時金	2	·	·	—	·	·
金額	10,877	·	·	—	·	·
障害年金	6	9,703	9,584	5	9,223	8,996
金額	16,756	2,324,495	251,925	18,098	2,181,275	232,213
障害一時金	—	·	·	2	·	·
金額	—	·	·	4,740	·	·
遺族年金	7	90,277	89,900	4	87,041	86,614
金額	8,521	13,958,820	1,353,036	5,750	13,442,420	1,260,016
通算遺族年金	1	10,827	10,819	—	10,337	10,310
金額	39	446,603	48,362	—	423,688	45,444
返還一時金	11	·	·	9	·	·
金額	11,534	·	·	5,278	·	·
死亡一時金	1	·	·	2	·	·
金額	267	·	·	852	·</	

第153表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員 金額	19,889	23,295	25,518	17,306	15,277	16,442
22,699,435	26,007,340	22,524,607	1,735,239	1,416,000	1,500,938	
退職共済年金 人員 金額	14,241	17,704	19,651	6,627	1,879	1,488
16,918,989	20,522,877	16,792,745	544,551	74,813	44,249	
障害共済年金 人員 金額	348	352	334	210	79	65
346,642	350,114	332,398	59,349	18,183	11,321	
遺族共済年金 人員 金額	5,195	4,858	5,276	987	59	35
5,366,911	4,981,089	5,295,665	149,644	5,883	4,936	
退職年金 人員 金額	21	45	28	23	27	28
32,745	72,435	47,078	3,869	4,116	3,767	
減額退職年金 人員 金額	7	6	8	2	2	1
8,553	6,779	9,226	247	266	86	
通算退職年金 人員 金額	58	307	206	262	40	45
6,281	46,831	33,010	6,877	944	1,259	
障害年金 人員 金額	15	20	11	12	13	8
18,919	26,423	14,107	1,929	2,299	1,762	
遺族年金 人員 金額	—	—	—	1	1	—
通算遺族年金 人員 金額	—	—	—	73	1,165	—
特例老齢農林年金 人員 金額	4	3	4	—	—	—
395	791	379	—	—	—	
特例障害農林年金 人員 金額	—	—	—	9,182	13,177	14,772
968,701	1,308,332	1,433,558	—	—	—	
遺族農林年金 人員 金額	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

(ii) 年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員 金額	314,899	330,718	348,134	357,130	363,799	371,224
403,579,017	412,932,463	417,984,728	53,322,467	56,068,877	48,760,124	
退職共済年金 人員 金額	157,682	173,329	190,604	203,913	216,142	229,314
187,771,228	198,879,746	205,783,710	28,548,230	30,746,077	27,250,955	
障害共済年金 人員 金額	3,030	3,272	3,497	3,574	3,555	3,516
3,049,918	3,274,949	3,486,642	1,032,008	1,049,510	956,812	
遺族共済年金 人員 金額	46,484	50,347	54,490	54,353	53,188	51,967
49,761,849	53,680,811	57,796,501	10,259,032	10,265,665	9,052,506	
退職年金 人員 金額	60,116	57,747	55,287	52,830	50,416	47,844
120,811,565	116,249,148	111,440,843	9,934,282	10,318,284	8,476,491	
減額退職年金 人員 金額	6,071	5,975	5,868	5,752	5,621	5,488
9,315,627	9,165,732	9,002,147	817,919	868,188	738,561	
通算退職年金 人員 金額	19,483	18,701	17,708	16,635	15,496	14,394
10,603,334	10,087,954	9,527,573	813,349	825,950	668,318	
障害年金 人員 金額	2,395	2,310	2,223	2,147	2,068	1,990
3,835,278	3,693,506	3,555,245	372,192	379,464	321,893	
遺族年金 人員 金額	17,495	16,964	16,465	15,999	15,477	14,959
17,842,212	17,331,831	16,846,390	1,497,404	1,565,942	1,253,012	
通算遺族年金 人員 金額	2,143	2,073	1,992	1,927	1,836	1,752
588,007	568,786	545,677	48,052	49,798	41,576	

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 平成14年度以降の「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第154表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《年金》						
新規裁定	1,141,306	1,116,434	882,695	100,268	92,688	91,287
退職共済年金	1,188,048	1,159,223	854,549	82,172	39,815	29,737
障害共済年金	996,098	994,641	995,204	282,613	230,161	174,165
遺族共済年金	1,033,092	1,025,337	1,033,727	151,615	99,707	141,023
退職年金	1,559,300	1,609,669	1,681,343	168,213	152,444	134,525
減額退職年金	1,221,843	1,129,867	1,153,225	123,250	133,050	86,100
通算退職年金	108,298	152,544	160,241	26,248	23,595	27,984
障害年金	1,261,240	1,321,160	1,282,482	160,767	176,877	220,225
遺族年金	—	—	—	7,310	1,164,600	—
通算遺族年金	98,800	263,700	94,750	—	—	—
特例老齢農林年金	—	—	—	105,500	99,289	97,046
年 度 末 現 在	1,281,614	1,248,594	1,200,643	149,308	154,120	131,350
退職共済年金	1,190,822	1,147,412	1,079,640	141,630	147,045	123,009
障害共済年金	1,006,573	1,000,901	997,038	288,754	295,221	272,131
遺族共済年金	1,070,516	1,066,217	1,060,681	188,748	193,007	174,197
退職年金	2,009,641	2,013,077	2,015,679	188,042	204,663	177,169
減額退職年金	1,534,447	1,534,014	1,534,108	142,197	154,454	134,577
通算退職年金	544,235	539,434	538,038	48,894	53,301	46,430
障害年金	1,601,369	1,598,920	1,599,300	173,354	183,493	161,755
遺族年金	1,019,846	1,021,683	1,023,164	93,594	101,179	83,763
通算遺族年金	274,385	274,378	273,934	24,936	27,123	23,731
特例老齢農林年金	—	—	—	105,437	100,528	97,088
《一時金》						
退職一時金	23,992	11,254	8,064	6,170	6,867	5,930
脱退一時金	1,258,275	3,107,284	1,659,942	1,667,150	5,438,250	—
障害一時金	—	1,954,167	1,705,850	—	—	2,369,950
返還一時金	1,114,329	748,743	713,494	679,268	1,048,545	586,478
死亡一時金	287,944	290,890	375,921	221,989	266,500	425,969
特例死亡一時金	2,894,338	2,529,715	2,181,840	3,802,		

第155表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	516,042,637	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955
掛金収入	331,730,226	328,905,969	324,896,863	26,827,667	33,031	・
国庫補助金	53,920,138	57,968,463	59,976,822	13,821,056	4,910,689	3,123,117
負担金収入	・	・	・	5,868,058	6,314,824	13,538,343
厚生年金保険料 相当額収入	・	・	・	285,844,562	25,781,358	14,657
厚生年金特別保険料 相当額収入	・	・	・	4,756,591	331,338	19
児童手当拠出金 相当額収入	・	・	・	1,612,015	145,394	—
基礎年金交付金	53,322,122	56,251,371	52,487,843	8,492,362	73,702	221,274
制度間調整交付金	1,788,074	・	・	・	・	・
助成金	7,060,000	7,020,000	7,000,000	・	・	・
給付金返還金	620,273	918,874	640,769	862,373	424,116	295,806
雑収入	24	1,195	246	154	19	1
運用収入	67,600,971	69,768,242	50,682,595	10,072,510	7,198,467	5,934,915
引当金等戻入	・	・	36,740,124	・	・	・
責任準備金戻入	・	・	・	389,686,330	401,974,941	420,504,775
不足責任準備金繰入	・	・	・	87,197,316	183,260,459	288,446,101
事業外収益	810	29	310	339	170	102
前期損益修正益	・	・	・	・	335	—
当期損失金	・	・	・	1,584,905,431	—	—
固定資産売却益	・	・	・	・	912,844	—
支出	516,042,637	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955
退職給付金	309,267,969	313,829,534	316,911,070	86,738,179	40,934,601	39,441,737
障害給付金	4,945,768	5,024,591	4,967,435	1,801,972	1,275,176	1,137,610
遺族給付金	63,205,884	66,522,882	69,755,783	21,720,479	11,645,751	11,045,871
基礎年金拠出金	121,114,016	127,946,017	135,577,351	31,100,615	9,497,341	2,345,792
制度間調整拠出金	1,777,845	・	・	・	・	・
年金保険者拠出金	846,846	846,846	846,846	121,211	224,344	3,585
厚生年金移換金	・	・	・	1,580,000,000	29,737,832	・
厚生年金保険料	・	・	・	285,844,562	25,781,358	14,657
厚生年金特別保険料	・	・	・	4,756,591	331,338	19
児童手当拠出金	・	・	・	1,612,015	145,394	—
その他事業費用	344,944	402,146	315,448	3,265,059	2,102,494	2,389,283
業務経理へ繰入金	2,769,003	2,807,129	3,092,612	1,009,558	1,065,469	1,156,895
引当金等繰入	11,767,222	3,422,205	・	・	・	・
責任準備金繰入	・	・	・	401,974,941	420,504,775	492,195,037
不足責任準備金戻入	・	・	・	・	87,197,316	183,260,459
事業外費用	・	・	・	・	4,121	—
前期損益修正損	3,141	32,794	4,782	1,582	1,533	1,009
固定資産売却損	・	・	954,243	—	—	—
年度末現在給付準備金	2,007,909,680	2,011,331,885	1,974,591,761	401,974,941	420,504,775	492,195,037

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第156表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	3,371,070	3,391,302	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237
国庫補助金	536,241	499,415	510,497	449,873	448,202	344,425
事務受託料	・	・	・	1,344,695	825,979	726,133
助成金	・	・	・	500,650	513,000	100,000
給付経理より受入	2,752,292	2,795,173	3,081,396	1,009,297	1,057,252	1,149,435
資産見返繰入金戻入	58,212	72,450	24,737	27,230	20,375	63,690
受取利息	12,346	13,398	5,117	2,803	360	701
雜益	11,980	10,865	11,457	4,550	4,308	1,851
支出	3,371,070	3,391,302	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237
人件費	1,765,657	1,814,320	1,773,649	1,598,839	1,437,716	1,264,756
事務費	1,557,823	1,476,539	1,834,819	1,699,590	1,411,384	1,057,791
減価償却費	46,925	30,735	24,003	22,967	19,821	16,144
雜損	665	28,379	734	17,704	553	—
固定資産除却損	・	41,329	—	—	—	47,546

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第157表 船員保険適用状況

区分		年度末現在					
		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《船舶所有者数》							
普通 保険	7,536	7,318	7,100	6,912	6,611	6,460	
漁 船	3,070	2,972	2,849	2,754	2,651	2,628	
そ の 他	4,475	4,354	4,258	4,164	3,966	383	
失 業 保険	4,985	4,822	4,700	4,541	4,363	4,205	
《被保険者数》							
普通 保険							
強 制 適 用	84,171	79,521	75,889	71,317	66,818	63,288	
漁 船	31,230	29,969	28,405	26,218	24,498	23,090	
そ の 他	52,941	49,552	47,484	45,099	42,320	40,198	
任 意 繼 続 適 用	9,698	9,243	7,802	6,836	6,620	5,661	
失 業 保険	69,778	65,736	62,830	58,794	54,992	52,216	
《被扶養者数》	164,866	155,425	144,575	134,211	124,341	116,197	
被保険者1人当たり被扶養者数	1.756	1.751	1.727	1.717	1.693	1.685	
《平均標準報酬月額》							
普通 保険							
強 制 適 用	380,501	379,634	372,001	372,691	369,469	386,646	
漁 船	302,111	306,485	290,804	290,641	285,104	332,947	
そ の 他	426,743	423,874	420,573	420,390	418,305	417,491	
任 意 繼 続 適 用	335,003	332,606	329,385	326,440	321,445	325,555	
失 業 保険	405,455	404,140	397,399	398,860	396,882	410,448	

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

資料: 社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第158表 船員保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成16年3月末現在

等級	標準報酬 (千円)	普通保険(強制適用)			失業保険
		合計	漁船	その他	
総数	63,288	23,090	40,198	52,216	
第1級	98	932	816	116	173
2	104	93	75	18	21
3	110	300	281	19	54
4	118	337	314	23	122
5	126	249	237	12	128
6	134	310	297	13	70
7	142	281	251	30	137
8	150	912	815	97	317
9	160	383	345	38	118
10	170	563	436	127	225
11	180	1,157	898	259	627
12	190	691	529	162	311
13	200	1,787	1,195	592	968
14	220	1,694	1,100	594	1,038
15	240	2,042	1,109	933	1,416
16	260	2,372	982	1,390	1,809
17	280	2,668	1,050	1,618	2,191
18	300	4,411	1,274	3,137	3,818
19	320	3,278	1,074	2,204	2,857
20	340	3,467	986	2,481	3,154
21	360	3,722	1,026	2,696	3,351
22	380	4,258	1,044	3,213	3,930
23	410	5,151	1,194	3,957	4,761
24	440	4,465	1,109	3,356	4,138
25	470	3,858	892	2,966	3,593
26	500	3,108	718	2,390	2,878
27	530	2,189	455	1,734	2,091
28	560	1,804	472	1,332	1,668
29	590	1,406	425	981	1,288
30	620	1,080	293	787	990
31	650	794	222	572	736
32	680	668	196	472	613
33	710	617	180	437	579
34	750	479	189	290	416
35	790	380	143	237	347
36	830	278	86	192	256
37	880	256	67	189	236
38	930	233	69	164	215
39	980	616	246	370	576

資料: 社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額: 千円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合	計 件数	2,134,539	2,026,118	1,951,044	1,876,847	1,765,286	1,644,520
	金額	38,848,163	36,894,978	34,802,262	31,560,619	28,654,725	26,527,390
被保険者分	件数	817,049	770,751	744,387	708,399	659,101	594,798
	金額	22,301,105	21,005,727	19,998,834	17,482,085	15,879,337	14,173,773
診療費	件数	634,639	586,686	551,518	515,967	472,863	422,392
	日数	1,737,792	1,584,608	1,448,670	1,307,727	1,177,594	1,019,783
	金額	14,133,512	13,242,919	12,410,391	11,316,177	10,200,081	8,639,179
薬剤支給	件数	134,371	139,916	150,572	156,332	153,004	141,712
	枚数	197,886	204,954	214,214	218,665	206,302	186,458
	金額	810,691	893,301	976,383	1,075,764	1,081,959	988,504
入院時食事療養費	件数	21,125	19,185	17,313	15,338	13,991	12,400
(標準負担額差額支給除く)	日数	323,515	292,377	257,279	222,572	199,458	169,220
	金額	549,490	497,072	444,168	387,906	348,958	301,787
訪問看護療養費	件数	67	53	28	30	25	35
	日数	538	340	265	243	210	348
	金額	3,861	2,456	1,865	1,704	1,480	3,005
入院時食事療養費	件数	9	7	3	1	—	1
(標準負担額差額支給)	日数	345	1,006	50	73	—	13
	金額	49	218	6	8	—	2
療養費	件数	19,779	18,174	17,611	16,631	15,641	13,932
	金額	275,620	253,302	254,583	260,892	159,787	165,593
看護費	件数	—	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
移送費	件数	64	46	49	34	14	34
	金額	29,519	17,355	17,190	14,642	5,806	22,018
高額療養費	件数	3,252	3,112	2,994	2,479	2,084	2,258
	金額	258,280	255,664	258,259	221,192	182,417	265,052
傷病手当金	件数	24,441	22,342	21,215	16,604	15,160	14,142
	(7,247)	(6,966)	(6,977)	(6,184)	(6,145)	(5,588)	
	日数	754,391	704,705	680,589	521,938	465,960	443,982
	金額	5,958,960	5,559,083	5,370,452	3,992,201	3,683,739	3,593,351
	(2,184,738)	(2,091,178)	(2,106,275)	(1,829,660)	(1,786,747)	(1,744,859)	
葬祭料	件数	395	386	380	293	271	272
	(56)	(63)	(89)	(66)	(54)	(43)	
	金額	263,354	269,960	256,276	195,020	189,154	185,721
	(40,032)	(49,008)	(65,624)	(45,441)	(36,785)	(30,853)	
出産育児一時金	件数	9	15	10	11	14	6
	金額	2,700	4,500	3,000	3,300	4,200	1,800
出産手当金	件数	23	14	7	17	25	14
	日数	3,197	2,071	1,218	2,469	3,756	1,504
	金額	15,069	9,897	6,259	13,281	21,755	7,761
被扶養者分	件数	1,317,160	1,255,025	1,206,368	1,168,110	1,103,585	1,032,065
	金額	16,509,707	15,846,493	14,772,141	14,046,981	12,695,418	11,951,274
診療費	件数	1,040,686	967,068	904,082	857,103	794,688	734,755
	日数	2,418,129	2,223,020	2,024,097	1,880,421	1,703,656	1,545,242
	金額	13,466,592	12,825,025	11,811,806	11,162,988	9,962,261	9,069,053
薬剤支給	件数	243,179	255,221	271,498	281,561	281,335	270,813
	枚数	388,006	402,362	419,800	428,931	417,715	396,553
	金額	993,963	1,100,518	1,189,511	1,282,570	1,391,968	

入院時食事療養費	件数	19,890	18,256	16,578	15,391	13,661	12,395
(標準負担額差額支給除く)	日数	280,693	259,684	226,178	206,952	179,454	157,493
	金額	383,752	359,054	312,021	285,455	247,909	216,208
訪問看護療養費	件数	150	288	248	209	181	187
	日数	559	1,117	1,026	931	867	896
	金額	3,874	7,670	7,005	6,210	5,849	6,002
入院時食事療養費	件数	3	1	—	—	1	—
(標準負担額差額支給)	日数	145	45	—	—	61	—
	金額	30	5	—	—	17	—
療養費	件数	25,704	25,176	23,829	23,330	22,003	20,718
	金額	160,259	153,211	142,408	140,266	127,941	124,133
看護費	件数	—	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
移送費	件数	5	5	2	3	5	4
	金額	160	105	23	188	83	46
高額療養費	件数	4,434	4,534	4,134	3,601	3,200	3,576
	金額	285,448	294,167	292,481	243,600	200,202	340,198
家族葬祭料	件数	1,264	1,141	1,027	963	886	784
	金額	695,130	629,438	552,488	523,704	475,101	435,266
家族出産育児一時金	件数	1,735	1,591	1,548	1,340	1,286	1,228
	金額	520,500	477,300	464,400	402,000	385,800	368,400
高齢受給者分(一般)	件数	•	•	•	•	2,028	15,632
	金額	•	•	•	•	40,253	302,158
診療費	件数	•	•	•	•	1,474	11,087
	日数	•	•	•	•	3,778	29,830
	金額	•	•	•	•	33,769	247,019
薬剤支給	件数	•	•	•	•	554	4,545
	枚数	•	•	•	•	904	7,400
	金額	•	•	•	•	5,778	49,535
入院時食事療養費	件数	•	•	•	•	35	280
(標準負担額差額支給除く)	日数	•	•	•	•	460	3,841
	金額	•	•	•	•	706	5,603
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	•	•	•	•	254	1,596
	金額	•	•	•	•	2,996	44,040
診療費	件数	•	•	•	•	184	1,207
	日数	•	•	•	•	401	3,526
	金額	•	•	•	•	2,458	39,058
薬剤支給	件数	•	•	•	•	70	389
	枚数	•	•	•	•	92	588
	金額	•	•	•</			

第160表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額: 千円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保険者分	件数	634,639	586,686	551,518	515,967	472,863	422,392
	日数	1,737,792	1,584,608	1,448,670	1,307,727	1,177,594	1,019,783
	金額	14,133,512	13,242,919	12,410,391	11,316,177	10,200,081	8,639,179
一般診療	件数	518,917	479,287	450,323	420,462	383,412	341,334
	日数	1,414,541	1,286,390	1,173,948	1,051,567	938,941	805,214
	金額	12,017,599	11,282,449	10,576,398	9,557,049	8,582,150	7,268,460
入院	件数	23,372	21,399	19,324	17,361	15,857	14,040
	日数	373,939	340,648	301,028	263,293	236,133	201,610
	金額	6,718,498	6,420,948	6,079,332	5,433,538	4,941,664	4,269,620
入院外	件数	495,545	457,888	430,999	403,101	367,555	327,294
	日数	1,040,602	945,742	872,920	788,274	702,808	603,604
	金額	5,299,101	4,861,501	4,497,066	4,123,511	3,640,486	2,998,840
歯科診療	件数	115,722	107,399	101,195	95,505	89,451	81,058
	日数	323,251	298,218	274,722	256,160	238,653	214,569
	金額	2,115,913	1,960,470	1,833,993	1,759,127	1,617,932	1,370,720
被扶養者分	件数	1,040,686	967,068	904,082	857,103	794,688	734,755
	日数	2,418,129	2,223,020	2,024,097	1,880,421	1,703,656	1,545,242
	金額	13,466,592	12,825,025	11,811,806	11,162,988	9,962,261	9,069,053
一般診療	件数	868,834	808,805	756,887	718,753	663,503	613,803
	日数	1,981,272	1,821,723	1,655,003	1,541,493	1,387,121	1,257,438
	金額	11,759,569	11,252,596	10,351,953	9,796,857	8,705,862	7,910,837
入院	件数	21,394	19,736	18,031	16,781	14,993	13,582
	日数	309,484	287,326	251,419	231,055	201,665	176,830
	金額	5,241,250	5,137,588	4,693,927	4,460,414	3,876,471	3,290,578
入院外	件数	847,440	789,069	738,856	701,972	648,510	600,221
	日数	1,671,788	1,534,397	1,403,584	1,310,438	1,185,456	1,080,608
	金額	6,518,319	6,115,008	5,658,026	5,336,443	4,829,391	4,620,259
歯科診療	件数	171,852	158,263	147,195	138,350	131,185	120,952
	日数	436,857	401,297	369,094	338,928	316,535	287,804
	金額	1,707,023	1,572,429	1,459,852	1,366,132	1,256,399	1,158,215
高齢受給者分(一般)	件数	・	・	・	・	1,474	11,087
	日数	・	・	・	・	3,778	29,830
	金額	・	・	・	・	33,769	247,019
一般診療	件数	・	・	・	・	1,365	10,237
	日数	・	・	・	・	3,502	27,588
	金額	・	・	・	・	32,108	232,815
入院	件数	・	・	・	・	35	293
	日数	・	・	・	・	480	4,261
	金額	・	・	・	・	16,099	108,558
入院外	件数	・	・	・	・	1,330	9,944
	日数	・	・	・	・	3,022	23,327
	金額	・	・	・	・	16,009	124,257
歯科診療	件数	・	・	・	・	109	850
	日数	・	・	・	・	276	2,242
	金額	・	・	・	・	1,661	14,205
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	・	・	・	・	184	1,207
	日数	・	・	・	・	401	3,526
	金額	・	・	・	・	2,458	39,058
一般診療	件数	・	・	・	・	158	1,055
	日数	・	・	・	・	328	3,102
	金額	・	・	・	・	2,006	36,562
入院	件数	・	・	・	・	3	57
	日数	・	・	・	・	14	782
	金額	・	・	・	・	584	24,985
入院外	件数	・	・	・	・	155	998
	日数	・	・	・	・	314	2,320
	金額	・	・	・	・	1,422	11,577
歯科診療	件数	・	・	・	・	26	152
	日数	・	・	・	・	73	424
	金額	・	・	・	・	451	2,496

(注) 1 老人保健による給付分を除く。
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満のうち自己負担割合が1割になる者である。
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満のうち自己負担割合が2割になる者である。
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料: 社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額: 円)

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《被保険者分》							
診療費	1000人当件数	6,556.48	6,441.57	6,430.18	6,408.73	6,280.59	6,013.37
	1件当日数	2.74	2.70	2.63	2.53	2.49	2.41
	1件当金額	22,270	22,572	22,502	21,932	21,571	20,453
	1人当金額	146,014	145,402	144,693	140,556	135,478	122,991
一般診療	1000人当件数	5,360.93	5,262.38	5,250.36	5,222.48	5,092.47	4,859.40
	1件当日数	2.73	2.68	2.61	2.50	2.45	2.36
	1件当金額	23,159	23,540	23,486	22,730	22,384	21,294
	1人当金額	124,154	123,877	123,311	118,706	113,988	103,477
入院	1000人当件数	241.46	234.95	225.30	215.64	210.61	199.88
	1件当日数	16.00	15.92	15.58	15.17	14.89	14.36
	1件当金額	287,459	300,058	314,600	312,974	311,639	304,104
	1人当金額	69,409	70,499	70,879	67,489	65,635	60,784
入院外	1000人当件数	5,119.49	5,027.42	5,025.04	5,006.84	4,881.88	4,659.51
	1件当日数	2.10	2.07	2.03	1.96	1.91	1.84
	1件当金額	10,693	10,617	10,434	10,229	9,905	9,163
	1人当金額	54,745	53,377	52,432	51,217	48,353	42,693
歯科診療	1000人当件数	1,195.53	1,179.20	1,179.84	1,186.25	1,188.09	1,153.98
	1件当日数	2.79	2.78	2.71	2.68	2.67	2.65
	1件当金額	18,284	18,254	18,123	18,419	18,087	16,910
	1人当金額	21,860	21,525	21,383	21,850	21,489	19,51

《高齢受給者分(一般)》	
診 療 費	1000人当件数
1 件 当 日 数	7,255.13
1 件 当 金 額	2.56
1 人 当 金 額	22,910
入 院	1000人当件数
1 件 当 日 数	166,214
1 件 当 金 額	172.27
1 人 当 金 額	459,959
入 院 外	1000人当件数
1 件 当 日 数	79,238
1 件 当 金 額	6,546.35
1 人 当 金 額	12,037
1 件 当 金 額	78,798
歯 科 診 療	1000人当件数
1 件 当 日 数	536.51
1 件 当 金 額	2.53
1 人 当 金 額	15,243
《高齢受給者分(一定以上所得者)》	
診 療 費	1000人当件数
1 件 当 日 数	6,494.12
1 件 当 金 額	2.18
1 人 当 金 額	13,356
入 院	1000人当件数
1 件 当 日 数	86,736
1 件 当 金 額	105.88
1 人 当 金 額	194,761
入 院 外	1000人当件数
1 件 当 日 数	20,622
1 件 当 金 額	5,470.59
1 人 当 金 額	2.03
歯 科 診 療	1000人当件数
1 件 当 日 数	9,175
1 件 当 金 額	50,195
1 人 当 金 額	917.65
1 件 当 金 額	2.81
1 人 当 金 額	17,347
1 人 当 金 額	15,919
1 人 当 金 額	27,475

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当たり件数及び日数である。
 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
 5 「高齢受給者分」は、高齢(一般・一定以上所得者)の加入者数で計算している。
 6 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者の中自己負担割合が1割になる者である。
 7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者の中自己負担割合が2割になる者である。
 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
 9 平成15年度の平均被保険者数：70,242人(70歳未満)、70,887人(総数)
 平成15年度の平均被扶養者数：104,569人(70歳未満)、118,838人(総数)
 平成15年度の平均加入者数：725人(高齢(一般))、91人(高齢(一定以上所得者))

資料：社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険年金部門(職務上)年金受給者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	88	82	84	97	65	67
金額	204,561	167,695	191,645	183,876	133,950	142,022
障 害 年 金 人 員	18	20	21	18	16	26
金額	41,442	37,447	45,952	37,569	34,682	63,248
遺 族 年 金 人 員	70	62	63	79	49	41
金額	163,120	130,248	145,693	146,306	99,268	78,774

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 人員	1,738	1,797	1,857	1,936	1,983	2,027
金額	3,627,372	3,749,298	3,899,522	4,052,788	4,129,552	4,190,491
障 害 年 金 人 員	445	457	470	479	493	509
金額	945,994	960,710	991,865	1,020,680	1,047,291	1,084,064
遺 族 年 金 人 員	1,293	1,340	1,387	1,457	1,490	1,518
金額	2,681,379	2,788,589	2,907,657	3,032,108	3,082,261	3,106,427

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計 件数	145	126	132	127	118	98
金額	518,318	431,275	514,431	432,748	416,459	330,173
障 害 手 当 金 件数	129	118	121	109	107	93
金額	436,331	365,683	402,582	325,348	337,877	285,173
遺 族 一 時 金 件数	15	8	8	17	9	5
金額	78,840	65,592	57,960	103,320	57,960	45,000
そ の 他 の 一 時 金 件数	1	—	3	1	2	—
金額	3,147	—	53,889	4,080	20,622	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第164表 船員保険年金部門(職務上)1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
新 規 裁 定 分	2,324,559	2,045,061	2,281,492	1,895,630	2,082,260	2,119,727
障 害 年 金	2,302,306	1,872,340	2,188,195	2,087,211	2,085,463	2,432,612
遺 族 年 金	2,330,281	2,100,777	2,312,590	1,851,978	2,081,111	1,921,312
年 度 末 现 在	2,089,940	2,086,421	2,099,904	2,093,382	2,082,477	2,067,337
障 害 年 金	2,125,827	2,102,210	2,110,351	2,130,855	2,124,323	2,129,792
遺 族 年 金	2,077,589	2,081,036	2,096,364	2,081,062	2,068,631	2,046,395

資料：社会保険庁調査

(ii) 一時金 (単位 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	3,574,607	3,422,817	3,897,207	3,407,465	3,529,309	3,369,108
障 害 手 当 金	3,382,414	3,099,010	3,327,122	2,984,845	3,157,725	3,066,372
遺 族 一 時 金	5,256,000	8,199,000	7,245,000	6,077,647	6,440,000	9,000,000
そ の 他 の 一 時 金	3,146,940	—	17,963,157	4,080,000	10,310,950	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第165表 船員保険失業部門給付決定状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合	計 件数	54,626	52,815	39,484	36,187	36,882	27,418
	金額	10,960,614	10,032,034	7,471,459	6,749,175	6,812,408	4,669,448
失業保険金	件数	49,323	47,573	35,120	31,858	32,954	24,400
	日数	1,187,615	1,141,633	842,580	746,603	764,002	560,871
	金額	9,505,858	8,928,387	6,659,087	5,829,406	5,766,922	4,051,500
傷病給付金	件数	205	177	148	127	187	116
	日数	6,016	4,556	3,953	3,775	5,105	3,109
	金額	47,536	34,439	30,206	28,639	40,272	23,210
技能習得手当	受講手当	件数	2,415	2,354	1,997	1,748	1,019
		日数	44,554	43,003	37,135	33,635	20,549
		金額	26,287	25,764	22,281	20,181	12,329
通所手当	件数	1,954	1,971	1,607	1,437	716	500
	月数	2,404	2,723	1,683	1,789	946	581
	金額	23,255	23,486	17,092	14,210	8,239	5,831
教育訓練給付金	件数	6	225	292	357	420	232
	金額	871	28,051	36,682	49,520	64,983	38,118
寄宿手当	件数	226	180	152	93	126	96
	日数	6,479	5,167	4,021	3,624	4,712	3,163
	金額	2,300	1,862	1,460	1,292	1,656	1,117
就業手当	件数	·	·	·	·	132	
	金額	·	·	·	·	9,139	
再就職手当	件数	1,453	1,433	1,073	1,128	1,250	851
	日数	71,130	70,835	56,330	·	·	
	金額	528,874	528,275	416,202	450,110	486,578	248,338
高齢求職者給付金	件数	992	873	702	876	926	852
	日数	113,119	63,339	40,408	51,542	49,962	44,325
	金額	825,633	461,770	288,447	355,816	431,428	284,522
移転に要する費用	件数	297	271	238	214	225	114
	金額	18,087	16,531	14,434	12,988	13,638	7,603
失業保険金	月末受給者数(年間平均)	3,441	3,250	2,467	2,133	2,203	1,617
	1000人当失業者数	47.10	47.98	38.30	35.40	38.65	30.20
	1件当日数	24.08	24.00	23.99	23.44	23.18	22.99
	1日当金額	8,004	7,821	7,903	7,808	7,548	7,224
	1件当金額	192,727	187,678	189,610	182,981	174,999	166,045
傷病給付金	1件当日数	29.35	25.74	26.71	29.72	27.30	26.80
	1日当金額	7,902	7,559	7,641	7,586	7,889	7,465
	1件当金額	231,883	194,573	204,098	225,504	215,358	200,083
受講手当	1件当日数	18.45	18.27	18.60	19.24	20.17	19.03
	1日当金額	590	599	600	600	546	
	1件当金額	10,885	10,945	11,157	11,545	12,100	10,384
寄宿手当	1件当日数	28.67	28.71	26.45	38.97	37.40	32.95
	1日当金額	355	360	363	357	351	353
	1件当金額	10,178	10,342	9,607	13,897	13,142	11,637

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

資料：社会保険庁「事業年報」

第166表 船員保険収支状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	保険料	94,060,446	87,551,654	84,357,656	82,551,642	75,285,842	76,226,359
	疾病給付	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336
	医療分	54,360,119	50,728,118	48,186,318	48,402,937	45,486,776	47,085,952
	介護分	·	·	·	4,471,005	4,164,333	2,784,678
	年金給付	13,955,654	13,021,844	11,968,397	11,403,864	10,675,947	10,585,450
	失業給付	7,455,042	6,910,048	6,446,865	6,198,466	5,726,196	5,750,423
	福祉施設費	5,289,245	4,921,266	4,562,344	4,322,454	4,057,937	4,121,600
	業務取扱費	813,706	757,091	701,881	664,993	624,298	681,911
	利子子	4,362,275	3,831,913	3,071,230	3,004,010	2,447,318	1,954,179
	国庫負担金	6,147,342	6,308,303	5,734,638	5,667,834	5,372,408	5,406,559
	疾病給付	3,000,000	3,257,876	3,043,558	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	年金給付	31,294	27,012	24,780	24,304	22,254	20,165
	失業給付	1,840,251	1,794,803	1,495,166	1,509,731	1,226,297	1,327,839
	事務費	1,275,797	1,228,612	1,171,134	1,133,799	1,123,857	1,058,555
	積立金より受入	—	—	—	—	—	—
	厚生保険特会業務勘定より受入	1,231,129	627,052	2,254,232	2,372,508	231,028	232,588
	雑収入	230,192	315,656	1,315,119	257,272	391,004	372,635
	前年度刺余金受入	215,742	130,363	116,632	257,300	282,929	35,033
支出	支出	95,154,200	94,042,114	87,222,122	85,697,456	79,498,402	73,117,772
	保険給付費	53,858,100	50,876,795	46,409,506	42,649,786	39,692,742	35,495,593
	疾病給付	39,301,279	37,245,120	35,110,022	32,017,660	28,983,611	26,827,363
	年金給付	3,554,895	3,558,636	3,755,004	3,806,318	3,913,886	3,928,149
	失業給付	11,001,926	10,073,039	7,544,480	6,825,808	6,795,244	4,740,080
	老人保健拠出金	14,782,324	17,029,811	14,100,378	13,304,377	13,432,683	11,783,976
	退職者給付拠出金	2,596,751	2,928,902	2,988,656	3,134,107	3,272,657	3,210,952
	介護納付金	·	·	1,548,192	5,411,051	2,731,313	2,963,892
	福祉事業費	6,331,887	5,700,151	5,140,888	4,665,980	4,330,623	4,051,253
	事務費	2,472,676	2,375,092	2,245,449	2,154,206	2,041,780	1,950,713
	諸支出金	15,112,251	15,131,337	14,789,053	14,377,949	13,996,604	13,661,392
	厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	211	26	0	0	0	0
収支差引剰余金	△ 1,093,754	△ 6,490,460	△ 2,864,466	△ 3,145,814	△ 4,212,560	3,108,587	
	翌年度へ繰越	130,363	116,632	257,301	282,929	35,032	328,745
	積立金へ繰入	—	—	—			

第167表 船員保険保険料徴収状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
徴 収 決 定 額	86,264,994	80,843,231	77,675,204	77,449,614	73,170,478	74,886,178
前年度からの繰越額	3,773,561	4,196,592	4,255,246	5,484,589	6,235,395	6,038,559
本 年 度 分	82,491,433	76,646,639	73,419,958	71,965,025	66,935,083	68,847,619
收 納 済 額	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336
不 納 欠 損 額	194,534	248,859	323,545	221,938	559,280	643,999
收 納 未 済 額	4,196,693	4,256,005	5,485,854	6,234,963	6,040,044	6,016,843
收 納 率 (%)	94.9	94.4	92.5	91.7	91.0	91.1

資料：社会保険庁「事業年報」

(単位 千円)

12 雇用保険

第168表 雇用保険適用状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》							
適 用 事 業 所 数	2,001,082	2,008,610	2,026,679	2,028,693	2,018,978	2,005,579	2,000,557
新 規 加 入	76,861	87,471	98,150	89,552	82,778	81,281	83,042
廢 止 脱 退	62,465	79,881	80,988	88,507	93,506	95,967	89,308
被 保 険 者 数	33,586,088	33,447,210	33,523,678	33,607,057	33,624,383	33,939,485	34,602,550
資 格 取 得 者 数	495,585	492,377	541,285	578,012	578,725	594,837	627,660
資 格 売 失 者 数	516,327	505,589	534,468	570,483	576,694	568,005	571,839
《日雇労働被保険者関係》							
被 保 険 者 数	48,460	47,080	45,396	41,600	37,675	35,161	31,872

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第169表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

区分		総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上	平成17年3月現在
《事業所数》								
合	計	2,000,557	1,206,389	616,700	122,896	46,946	7,626	
農	業	9,723	6,527	2,845	303	48	0	
林	業	2,871	1,803	878	174	16	0	
漁	業	2,375	1,758	560	45	10	2	
鉱	業	3,517	1,697	1,573	211	33	3	
建	設	315,664	208,017	97,510	8,208	1,707	222	
製	造	351,977	179,745	123,661	33,272	13,148	2,151	
電気・ガス・熱供給・水道業		1,904	874	577	232	130	91	
情報通信業		47,569	26,366	14,984	3,952	1,864	403	
運輸		73,712	25,475	32,676	11,067	3,985	509	
卸売・小売業		415,634	264,815	120,017	21,155	8,207	1,440	
金融・保険業		23,048	10,715	8,079	2,409	1,370	475	
不動産業		39,157	29,253	8,027	1,314	481	82	
飲食店、宿泊業		79,404	55,394	19,481	3,288	1,054	187	
医療、福祉		176,160	97,110	59,332	13,645	5,583	490	
教育、学習支援業		26,433	11,672	11,563	2,329	738	131	
複合サービス業		24,222	18,500	3,869	989	705	159	
サービス業		387,877	255,832	105,510	18,419	6,942	1,174	
公務		18,106	10,003	5,261	1,832	906	104	
分類不能		1,204	833	297	52	19	3	
《被保険者数》								
合	計	34,602,550	2,030,352	6,860,693	6,410,647	9,346,851	9,954,007	
農業		62,901	9,921	9,721	14,816	8,443	0	
林業		22,655	2,374	9,667	8,631	1,983	0	
漁業		12,978	1,862	5,946	2,002	1,829	1,339	
鉱業		40,417	2,911	18,340	10,266	6,785	2,115	
建設業		2,286,968	333,699	990,712	397,633	326,019	238,905	
製造業		8,914,051	310,404	1,468,371	1,750,898	2,598,162	2,786,216	
電気・ガス・熱供給・水道業		215,528	1,532	7,354	13,115	25,343	168,184	
情報通信業		1,322,148	39,690	176,294	209,534	375,241	521,389	
運輸		2,609,342	46,792	424,958	579,047	758,650	799,895	
卸売・小売業		6,616,044	435,295	1,304,808	1,639,657	2,144,204		
金融・保険業		1,292,791	16,870	110,238	122,529	328,731	714,423	
不動産業		406,191	43,404	84,079	66,791	97,400	114,517	
飲食店、宿泊業		901,527	81,612	209,782	169,706	205,996	234,431	
医療、福祉		3,103,106	212,991	643,293	746,243	1,086,792	413,787	
教育、学習支援業		612,645	19,754	144,984	119,758	140,081	188,068	
複合サービス業		417,225	27,118	41,349	54,818	160,237	133,703	
サービス業		5,284,764	427,173	1,123,241	953,151	1,397,601	1,383,598	
公務		465,495	15,581	64,286	96,719	183,831	105,078	
分類不能		15,774	1,369	3,270	2,910	4,070	4,155	

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第170表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成14年度(2002)			平成15年度(2003)			平成16年度(2004)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	2,460,940,796	—	—	1,871,818,151	—	—	1,443,278,631
I 一般求職者給付	—	—	1,996,888,164	—	—	1,502,049,520	—	—	1,103,706,127
基本手当	—	—	1,977,035,926	—	—	1,484,079,593	—	—	1,087,286,948
基本分	2,312,366	1,048,391	1,935,994,284	1,990,245	839,487	1,447,841,163	1,790,799	682,046	1,050,614,684
(うち短時間分)	92,896	34,657	—	—	—	—	—	—	—
個別延長給付	0	0	168	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	89,816	22,226	40,647,580	92,605	20,885	35,924,259	104,515	23,046	36,487,911
広域延長給付	7	2	2,575	1	0	381	0	0	0
特例訓練給付	515	208	391,319	476	173	313,790	292	112	184,353
技能習得手当	—	—	12,963,844	—	—	12,106,293	—	—	12,375,760
受講手当	174,420	50,234	6,800,905	174,330	49,578	6,026,165	172,179	51,462	6,059,237
特定職種受講手当	3,373	1,959	48,283	1,413	171	3,632	0	0	0
通所手当	166,968	47,890	6,114,656	166,710	47,246	6,076,496	164,420	48,920	6,316,522
寄宿手当	76	50	6,677	65	41	5,522	44	27	3,627
傷病手当	16,800	3,025	6,881,717	14,264	2,681	5,858,112	11,404	2,074	4,039,792
II 高年齢求職者給付	134,714	—	46,673,531	123,839	—	33,666,755	110,024	—	24,263,012
(うち短時間分)	12,773	—	—	—	—	—	—	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	293,101	—	80,901,285	275,957	—	71,029,536	253,910	—	63,304,595
IV 就職促進給付	—	—	98,375,140	—	—	17,954,388	—	—	10,938,131
就業手当	—	—	—	32,902	52,028	1,050,901	32,590	53,913	1,186,777
再就職手当	382,798	—	95,238,765	90,615	—	15,613,068	65,619	—	9,360,520
常用就職支度金	20,433	—	3,060,242	7,970	—	1,222,683	2,513	—	334,124
移転費	573	—	71,295	534	—	64,834	455	—	52,763
広域求職活動費	83	—	4,838	55	—	2,902	79	—	3,947
V 履用継続給付	325,806	—	215,633,799	322,962	—	226,348,228	321,627	—	222,954,833
高年齢雇用継続給付	147,363	—	143,680,531	133,542	—	148,826,535	119,292	—	138,887,539
基本給付金	143,014	—	139,967,272	131,382	—	147,229,903	118,491		

第171表 一般求職者給付の状況

区分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	2,152,030	975,643	1,176,387
受給者実人員(人)	696,791	329,031	367,760
基本手当基本分(人)	682,046	321,770	360,276
一般求職者給付支給総額(円)	1,103,073,441,384	605,820,310,492	497,253,130,892
基本手当支給総額(円)	1,086,654,262,527	597,929,205,714	488,725,056,813

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成16年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,790,799	787,813	1,002,986	682,046	321,770	360,276	1,411,701	577,087	834,614
特定期定受給資格者	503,068	292,703	210,365	248,456	143,766	104,690	345,405	184,211	161,194
29歳以下	80,739	41,128	39,611	23,208	11,456	11,752	54,349	25,960	28,389
被保険者期間1年未満(90日)	12,477	6,763	5,714	3,337	1,810	1,527	8,399	4,549	3,850
1~4年(90日)	47,818	23,961	23,857	12,818	6,296	6,523	32,110	15,458	16,652
5~9年(120日)	17,793	9,059	8,734	5,905	2,818	3,087	11,814	5,259	6,555
10~19年(180日)	2,061	1,309	752	881	513	368	1,204	626	578
旧法分	590	36	554	269	19	249	822	68	754
30~44歳	158,832	92,954	65,878	62,695	36,035	26,660	99,938	52,683	47,255
被保険者期間1年未満(90日)	13,554	8,134	5,420	3,726	2,205	1,521	9,668	5,609	4,059
1~4年(90日)	57,675	29,404	28,271	15,614	7,803	7,812	39,875	19,456	20,419
5~9年(180日)	34,409	18,995	15,414	14,965	7,853	7,113	20,616	10,273	10,343
10~19年(210日)	14,498	9,021	5,477	7,162	4,058	3,104	8,493	4,353	4,140
10~19年(240日)	28,081	19,810	8,271	15,054	10,015	5,039	15,100	9,497	5,603
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	9,873	7,452	2,421	5,621	3,991	1,630	4,845	3,200	1,645
旧法分	742	138	604	552	112	440	1,341	295	1,046
45~59歳	217,688	133,024	84,664	137,570	82,836	54,733	152,522	85,813	66,709
被保険者期間1年未満(90日)	12,192	8,787	3,405	3,384	2,416	967	8,795	6,161	2,634
1~4年(180日)	56,957	31,097	25,860	25,568	13,427	12,140	36,936	18,475	18,461
5~9年(240日)	34,460	15,751	18,709	20,507	8,627	11,881	23,140	9,070	14,070
10~19年(270日)	44,695	22,080	22,615	30,401	13,882	16,519	31,390	13,293	18,097
20年以上(330日)	68,881	54,985	13,896	56,103	43,352	12,752	43,773	32,672	11,101
旧法分	503	324	179	1,606	1,133	475	8,488	6,142	2,346
60~64歳	45,809	25,597	20,212	24,984	13,439	11,546	38,596	19,755	18,841
被保険者期間1年未満(90日)	1,562	1,159	403	432	313	119	1,167	820	347
1~4年(150日)	10,045	5,950	4,095	4,158	2,368	1,790	7,740	4,173	3,567
5~9年(180日)	8,602	4,012	4,590	4,333	1,912	2,421	7,285	3,021	4,264
10~19年(210日)	12,461	5,469	6,992	7,409	3,117	4,293	11,057	4,438	6,619
20年以上(240日)	13,070	8,969	4,101	8,558	5,676	2,882	11,086	7,157	3,929
旧法分	69	38	31	95	54	42	261	146	115

資料: 厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第172表 労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
徴収決定期額	1,809,355,874	1,785,127,753	2,403,709,832	2,515,861,489	2,581,302,342	2,613,509,178
収納済歳入額	1,772,645,942	1,747,978,036	2,358,987,005	2,445,858,054	2,527,253,996	2,560,572,966
不納欠損額	2,396,848	2,372,754	2,461,230	2,819,088	3,478,330	4,102,621
収納未済歳入額	34,313,084	34,776,964	42,261,597	67,184,347	50,570,015	48,833,592
収納率(%)	98.0	97.9	98.1	97.2	97.9	98.0
日本郵政公社より受入	833,363	840,347	784,161	778,301	678,834	625,757

(注) 「日本郵政公社より受入」は、平成14年度までは「郵政事業特別会計より受入」

資料: 厚生労働省職業安定局調査

第173表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	3,177,927,059	3,327,583,630	3,352,740,703	3,415,884,065	3,480,943,735	3,044,433,143
徴収勘定より受入	1,859,383,950	1,774,025,062	1,749,303,412	2,360,232,073	2,447,165,500	2,528,435,677
一般会計より受入	308,635,241	402,003,605	336,279,000	489,275,298	642,575,054	450,212,500
運用収入	122,774,639	79,860,857	38,359,388	19,220,893	8,100,949	1,786,314
積立金より受入	871,694,934	1,055,286,149	1,186,469,783	345,683,934	276,403,833	0
雇用安定資金より受入	—	—	—	135,225,032	90,435,572	0
雑収入	12,346,115	14,438,417	29,961,620	20,378,554	14,654,395	34,632,352
前年度繰越資金受入	3,092,180	1,969,539	12,367,500	45,868,282	1,608,432	29,366,301
支出	3,168,466,425	3,308,137,444	3,231,607,182	3,327,139,524	3,137,968,883	2,493,501,648
失業給付費	2,576,173,814	2,654,979,835	2,513,835,033	2,600,665,565	2,529,243,874	1,961,771,120
業務取扱費	85,530,991	87,114,269	88,413,594	90,711,389	90,128,916	83,055,205
施設整備費	16,369,856	14,578,433	13,129,019	12,089,737	10,305,992	7,601,024
雇用安定等事業費	411,202,794	493,886,324				

13 労働者災害補償保険

第174表 労働者災害補償保険適用状況

区分	平成11年度 (1999)	年度末現在				
		12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
適用事業場数	2,687,662	2,700,055	2,692,395	2,646,286	2,632,411	2,627,510
新規加入	260,166	274,648	253,029	252,888	274,325	264,144
消滅	271,517	262,255	260,689	298,997	288,200	269,045
適用労働者数	48,492,908	48,546,453	48,578,841	48,194,705	47,922,373	48,552,436
新規加入	6,716,859	6,628,210	7,205,914	7,489,492	7,371,136	7,679,756
消滅	7,047,881	6,574,665	7,173,526	7,873,628	7,643,468	7,049,693

《業種別》

区分	平成11年度 (1999)	年度末現在				
		12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
全業種	2,687,662	2,700,055	2,692,395	2,646,286	2,632,411	2,627,510
(48,492,908)	(48,546,453)	(48,578,841)	(48,194,705)	(47,922,373)	(48,552,436)	
林業	23,037	22,230	21,256	20,351	19,464	18,584
	(96,258)	(95,706)	(95,466)	(89,435)	(85,359)	(86,486)
漁業	5,266	5,116	4,997	4,860	4,708	4,546
	(42,782)	(36,519)	(33,229)	(34,433)	(34,238)	(33,466)
鉱業	5,386	5,284	5,117	4,897	4,635	4,428
	(44,429)	(43,280)	(40,521)	(37,356)	(34,357)	(31,936)
建設事業	672,478	665,208	658,304	643,617	637,218	633,587
	(5,450,406)	(5,325,359)	(5,208,560)	(4,991,693)	(4,854,618)	(4,705,357)
製造業	510,851	502,958	491,848	476,981	467,993	461,738
	(10,695,099)	(10,445,610)	(10,445,959)	(9,948,744)	(9,512,901)	(9,166,398)
運輸業	72,668	72,714	72,950	71,872	71,939	72,287
	(2,391,848)	(2,418,152)	(2,417,701)	(2,402,684)	(2,396,322)	(2,451,410)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2,272	2,264	2,279	2,269	2,252	2,218
	(179,065)	(180,206)	(176,215)	(173,258)	(169,504)	(152,127)
その他事業	1,395,704	1,424,281	1,435,644	1,421,439	1,424,202	1,430,122
	(29,593,021)	(30,001,621)	(30,161,190)	(30,517,102)	(30,835,074)	(31,925,256)

(注) () は適用労働者数。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計件数	5,260,235	5,306,851	5,394,339	5,326,800	5,360,775	5,391,028
金額	825,025,164	820,227,361	818,620,104	794,166,504	787,034,062	777,261,231
療養補償給付件数	2,942,325	2,987,785	3,066,044	3,008,259	3,091,723	3,129,054
日数	62,481,581	62,958,217	64,362,377	62,604,347	63,569,026	63,682,714
金額	226,220,810	226,437,407	224,437,443	208,716,689	207,560,279	207,241,609
休業補償給付件数	697,020	694,847	697,120	679,010	674,337	660,941
日数	21,454,122	21,326,586	21,441,864	20,754,849	20,573,915	20,102,318
金額	129,056,148	127,646,505	127,547,492	122,765,193	120,440,463	116,730,607
障害補償一時金件数	27,855	26,558	26,414	25,237	24,543	23,776
金額	53,660,845	50,308,735	49,296,424	46,202,531	43,570,356	41,648,882
遺族補償一時金件数	761	807	817	790	757	770
金額	5,742,289	5,919,298	6,227,769	6,171,640	5,902,261	5,826,242
葬祭料件数	3,349	3,231	3,244	3,239	3,399	3,322
金額	2,234,919	2,155,744	2,169,309	2,223,902	2,337,577	2,230,023
介護補償給付件数	41,098	41,924	43,054	43,841	45,109	45,587
金額	5,799,603	5,818,373	6,013,773	6,092,724	6,130,941	6,102,901
二次健診診断等給付件数	・	・	3,187	10,633	12,606	15,687
金額	・	・	91,266	300,769	357,021	448,169
年金等給付件数	1,547,827	1,551,699	1,554,459	1,555,791	1,508,301	1,511,891
金額	402,310,549	401,941,298	402,836,629	401,693,055	400,735,164	397,032,798
障害補償年金件数	561,324	565,467	568,107	570,432	573,599	575,335
金額	150,673,180	151,387,183	152,377,324	153,027,287	153,291,595	152,446,324
遺族補償年金件数	629,299	636,851	643,377	649,139	655,642	660,814
金額	186,488,782	187,693,566	189,767,525	192,094,755	192,954,166	191,595,188
傷病補償年金件数	86,232	82,489	79,107	75,424	72,737	71,223
金額	40,648,521	38,792,040	37,199,911	35,380,907	34,012,707	33,064,429
傷病補償年金に係る件数	270,972	266,892	263,868	260,796	206,323	204,519
療養補償給付金額	24,500,066	24,068,509	23,491,869	21,190,105	20,476,695	19,926,856

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第176表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
徴収決定済額	1,373,162,843	1,369,463,253	1,313,698,926	1,261,276,332	1,080,641,590	1,082,555,152
収納済額	1,333,834,386	1,330,053,899	1,272,931,257	1,218,545,237	1,040,725,302	1,044,238,899
不納欠損額	2,395,298	2,670,724	2,754,718	3,024,259	3,160,420	4,079,700
収納未済入額	36,933,158	36,738,630	38,012,950	39,706,836	36,755,868	33,814,870
収納率(%)	97.14	97.12	96.90	96.61	96.31	96.46

資料：厚生労働省労働基準局調べ

第177表 労働者災害補償保険給付平均支払額

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
療養補償給付						
1件当日数	21.2	21.1	21.0	20.8	20.6	20.6
1日当金額	3,621	3,597	3,487	3,334	3,265	3,254
休業補償給付						
1件当日数	30.8	30.7	30.8	30.6	30.5	30.4
1日当金額	6,015	5,985	5,949	5,915	5,854	5,807
障害補償一時金						
1件当金額	1,926,435	1,894,297	1,866,299	1,830,746	1,775,266	1,751,719
遺族補償一時金						
1件当金額	7,545,715	7,334,942	7,622,728	7,812,203	7,796,910	7,566,547
葬祭料						
1件当金額	667,339	667,206	668,714	686,601	687,725	671,289
介護補償給付						
1件当金額	141,116	138,784	139,680	138,973	135,914	133,874
平均給付基礎日額						
1日当たり療養費の平均	10,026	9,976	9,914	9,858	9,757	9,678
給付基礎日額に対する比(%)						
36.1	36.1	35.2	33.8	33.5	33.6	

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第178表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	1,938,437,247	1,811,378,464	1,775,288,601	1,688,524,570	1,613,610,692	1,409,505,154
徴収勘定より受入	1,434,512,249	1,334,363,353	1,330,590,270	1,273,386,342	1,219,033,361	1,041,163,485
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	43,549,400	37,190,436	33,211,011	31,353,699	28,431,909	27,182,360
支払備金受入	201,232,550	199,989,517	197,377,155	195,989,091	195,605,611	191,010,332
雑収入	253,964,956	233,587,311	210,643,475	185,778,652	168,865,086	147,490,348
前年度繰越資金受入	3,871,093	4,940,847	2,159,690	709,785	367,725	1,351,629
支出	1,285,255,111	1,244,804,465	1,240,618,401	1,234,138,168	1,197,948,983	1,153,015,311
保険給付費	838,958,560	825,025,164	820,227,361	818,620,104	794,166,504	787,034,062
業務取扱費等	53,283,943	55,470,392	57,071,659	55,414,771	53,275,990	54,749,851
労働福祉事業費	261,428,828	259,010,115	250,602,407	248,244,197	254,136,469	251,129,714
独立行政法人運営費等	·	·	·	1,809,785	1,926,126	2,420,420
労働福祉事業団出資	35,524,487	27,404,812	25,582,329	24,039,959	19,412,565	·
徴収勘定へ繰入	96,059,293	77,893,982	87,134,645	86,009,352	75,031,329	57,681,264
収支差引残	653,182,136	566,573,999	534,670,200	454,386,402	415,661,709	256,489,843

資料：財務省主計局「特別会計決算参考書」

14 公務災害補償

第179表 国家公務員災害補償費支払状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計	25,531	24,801	25,626	26,237	25,735	29,234
療養補償	10,805,750	10,641,499	11,040,021	11,000,741	10,991,747	11,219,939
件数	19,476	19,046	19,760	20,174	19,535	22,592
日数	420,503	414,017	403,136	409,719	396,073	389,444
金額	4,474,125	4,232,169	4,278,248	4,391,434	4,139,128	4,240,241
休業補償	3,688	3,315	3,396	3,656	3,723	4,003
件数	218,140	218,074	217,001	219,596	216,115	213,380
日数	1,132,904	1,141,272	1,152,603	1,134,464	1,183,776	1,101,104
傷病補償年金	51	48	45	40	38	38
件数	177,866	206,348	150,860	146,990	144,152	125,249
金額	540	529	523	525	537	553
障害補償年金	1,201,082	1,157,706	1,190,935	1,252,514	1,338,562	1,370,636
件数	95	175	199	164	185	303
金額	175,963	228,251	363,245	286,893	344,643	400,964
介護補償常時	56	57	52	54	53	55
件数	42,406	39,645	37,333	39,698	42,355	37,725
金額	12,375	11,431	12,080	12,834	14,756	12,611
介護補償随時	33	34	37	32	34	35
件数	3,526,375	3,593,654	3,772,496	3,653,079	3,685,035	3,788,532
金額	31,587	12,504	56,392	54,464	81,952	101,284
遺族補償年金	34	24	31	18	23	35
件数	31,067	18,519	24,618	16,129	17,388	33,270
金額	—	—	1,210	—	—	8,322
障害補償年金差額一時金	—	—	1	—	—	1
件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院勤務条件局「国家公務員災害補償統計」

第180表 国家公務員災害補償1件当たり金額

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12<br

第181表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	41,872	41,901	43,504	42,944	44,024	43,382
金額	21,102,255	20,819,091	21,320,421	21,043,866	20,474,290	20,503,161
療養補償 件数	34,376	34,244	35,623	35,300	36,481	35,812
日数	587,042	545,204	559,697	577,784	564,585	614,843
休業補償 件数	7,449,768	6,994,739	7,130,509	6,870,561	6,922,692	6,738,098
日数	2,516	2,620	2,739	2,566	2,499	2,532
金額	110,473	110,981	106,280	106,288	108,971	97,921
傷病補償年金 件数	1,046,305	1,033,803	987,825	990,741	990,919	902,342
金額	73	72	71	68	63	62
障害補償年金 件数	309,258	303,061	341,259	298,859	233,559	250,256
金額	1,184	1,198	1,229	1,226	1,220	1,236
障害補償一時金 件数	3,105,061	3,144,340	3,373,691	3,323,970	3,225,105	3,366,639
金額	413	435	500	405	403	343
介護補償 件数	1,019,540	1,052,629	1,208,479	995,259	996,731	819,258
金額	144	145	149	147	150	150
遺族補償年金 件数	99,271	91,121	98,847	95,186	97,231	102,765
金額	3,099	3,118	3,128	3,154	3,156	3,171
遺族補償一時金 件数	7,908,534	8,073,384	8,007,049	8,223,203	7,881,683	8,180,258
金額	8	4	10	13	6	7
葬祭補償 件数	88,873	67,759	111,114	152,660	79,190	76,465
金額	55	65	51	63	45	68
障害補償年金差額一時金 件数	48,106	58,257	47,405	57,252	39,311	61,554
金額	3	—	1	2	—	1
障害補償年金前払一時金 件数	25,522	—	10,341	36,177	—	5,525
金額	1	—	—	—	1	—
遺族補償年金前払一時金 件数	2,018	—	—	—	7,867	—
金額	—	—	—	—	—	—
行方不明補償 件数	—	—	3	—	—	—
金額	—	—	3,903	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第182表 地方公務員災害補償1件当たり補償費

(単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
療養補償	216,714	204,257	200,166	194,633	189,762	188,152
休業補償	415,860	394,581	360,652	386,103	396,526	356,375
傷病補償年金	4,236,410	4,209,182	4,806,470	4,394,989	3,707,292	4,036,391
障害補償年金	2,622,518	2,624,658	2,745,070	2,711,231	2,643,529	2,723,818
障害補償一時金	2,468,619	2,419,837	2,416,957	2,457,429	2,473,279	2,388,508
介護補償	689,379	628,419	663,402	647,522	648,207	685,099
遺族補償年金	2,551,963	2,589,283	2,559,798	2,607,230	2,497,365	2,579,709
遺族補償一時金	11,109,125	16,939,625	11,111,382	11,743,074	13,198,333	10,923,553
葬祭補償	874,657	896,260	929,509	908,761	873,587	905,212
障害補償年金差額一時金	8,507,247	—	10,340,971	18,088,433	—	5,525,110
障害補償年金前払一時金	2,017,790	—	—	—	7,867,200	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—
行方不明補償	—	—	1,300,957	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

15 介護保険

第183表 介護保険適用状況

年度末現在(単位 人)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保険者数	2,899	2,877	2,863	2,729
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112	17,574,655
被保険者数				
第1号被保険者数	22,422,221	23,168,174	23,933,684	24,493,527
65歳以上75歳未満	13,191,688	13,423,681	13,708,839	13,736,013
75歳以上	9,230,533	9,744,493	10,224,845	10,757,514
(再掲)				
外国人被保険者	85,275	88,587	91,561	94,452
住所地特例被保険者	84,735	81,912	80,245	76,526
第2号被保険者数	43,083,000	42,817,000	42,645,000	42,618,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

2 「第2号被保険者数」は、厚生労働省老健局調べによる。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」、一部厚生労働省老健局調べ

第184表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成15年度末現在(単位 人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被保険者数	592,511	1,240,366	595,639	485,575	473,072	451,761	3,838,924
第1号被保険者数	584,088	1,198,091	567,306	465,669	456,852	432,089	3,704,095
65歳以上75歳未満	113,948	220,024	103,820	77,859	69,338	68,733	653,722
75歳以上	470,140	978,067	463,486	387,810	387,514	363,356	3,050,373
第2号被保険者数	8,423	42,275	28,333	19,906	16,220	19,672	134,829

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第185表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

平成17年5月末現在（単位 人、%）

区分	総人口(A)	計(B)	(B/A)	要支援(C) (C/A)	要介護1(D) (D/A)	要介護2(E) (E/A)	要介護3(F) (F/A)	要介護4(G) (G/A)
							要介護3(F) (F/A)	要介護4(G) (G/A)
総 数	126,697,282	4,216,929	3.3	685,563 (C/A)	0.5	1,360,257 (D/A)	1.1	
65歳未満	104,692,130	163,702	0.2	12,710 (C/A)	0.0	54,708 (D/A)	0.1	
65～70歳未満	7,105,939	222,698	3.1	34,926 (C/A)	0.5	74,180 (D/A)	1.0	
70～75歳未満	5,900,576	460,845	7.8	90,524 (C/A)	1.5	156,525 (D/A)	2.7	
75～80歳未満	4,150,600	771,919	18.6	169,401 (C/A)	4.1	264,998 (D/A)	6.4	
80～85歳未満	2,614,689	992,577	38.0	200,369 (C/A)	7.7	343,798 (D/A)	13.1	
85～90歳未満	1,532,323	882,265	57.6	127,537 (C/A)	8.3	286,771 (D/A)	18.7	
90～95歳未満	570,281	541,957	95.0	44,074 (C/A)	7.7	147,401 (D/A)	25.8	
95歳以上	130,744	180,966	138.4	6,022 (C/A)	4.6	31,876 (D/A)	24.4	
男 性	61,962,573	1,259,194	2.0	169,737 (C/A)	0.3	386,458 (D/A)	0.6	
65歳未満	52,740,457	86,148	0.2	5,773 (C/A)	0.0	27,095 (D/A)	0.1	
65～70歳未満	3,357,281	107,051	3.2	12,006 (C/A)	0.4	31,973 (D/A)	1.0	
70～75歳未満	2,670,270	189,902	7.1	24,122 (C/A)	0.9	57,016 (D/A)	2.1	
75～80歳未満	1,625,822	263,948	16.2	39,615 (C/A)	2.4	80,406 (D/A)	4.9	
80～85歳未満	915,268	260,452	28.5	43,120 (C/A)	4.7	82,407 (D/A)	9.0	
85～90歳未満	477,083	206,781	43.3	30,697 (C/A)	6.4	65,576 (D/A)	13.7	
90～95歳未満	149,295	114,050	76.4	12,506 (C/A)	8.4	34,435 (D/A)	23.1	
95歳以上	27,097	30,862	113.9	1,898 (C/A)	7.0	7,550 (D/A)	27.9	
女 性	64,734,709	2,957,735	4.6	515,826 (C/A)	0.8	973,799 (D/A)	1.5	
65歳未満	51,951,673	77,554	0.1	6,937 (C/A)	0.0	27,613 (D/A)	0.1	
65～70歳未満	3,748,658	115,647	3.1	22,920 (C/A)	0.6	42,207 (D/A)	1.1	
70～75歳未満	3,230,306	270,943	8.4	66,402 (C/A)	2.1	99,509 (D/A)	3.1	
75～80歳未満	2,524,778	507,971	20.1	129,786 (C/A)	5.1	184,592 (D/A)	7.3	
80～85歳未満	1,699,421	732,125	43.1	157,249 (C/A)	9.3	261,391 (D/A)	15.4	
85～90歳未満	1,055,240	675,484	64.0	96,840 (C/A)	9.2	221,195 (D/A)	21.0	
90～95歳未満	420,986	427,907	101.6	31,568 (C/A)	7.5	112,966 (D/A)	26.8	
95歳以上	103,647	150,104	144.8	4,124 (C/A)	4.0	24,326 (D/A)	23.5	

要介護2(E) (E/A)	要介護3(F) (F/A)	要介護4(G) (G/A)	要介護5(H) (H/A)
629,603 (E/A)	0.5 (F/A)	513,956 (G/A)	483,322 (H/A)
31,941 (E/A)	0.0 (F/A)	19,094 (G/A)	21,248 (H/A)
36,218 (E/A)	0.5 (F/A)	24,376 (G/A)	23,913 (H/A)
67,343 (E/A)	1.1 (F/A)	47,256 (G/A)	44,941 (H/A)
105,027 (E/A)	2.5 (F/A)	75,521 (G/A)	71,060 (H/A)
136,916 (E/A)	5.2 (F/A)	102,651 (G/A)	94,610 (H/A)
135,463 (E/A)	8.8 (F/A)	112,146 (G/A)	102,118 (H/A)
89,136 (E/A)	15.6 (F/A)	91,202 (G/A)	83,819 (H/A)
27,559 (E/A)	21.1 (F/A)	41,710 (G/A)	41,613 (H/A)
217,294 (E/A)	0.4 (F/A)	162,265 (G/A)	137,122 (H/A)
17,579 (E/A)	0.0 (F/A)	10,732 (G/A)	11,328 (H/A)
19,707 (E/A)	0.6 (F/A)	13,925 (G/A)	12,804 (H/A)
33,533 (E/A)	1.3 (F/A)	24,888 (G/A)	21,949 (H/A)
44,279 (E/A)	2.7 (F/A)	33,092 (G/A)	28,793 (H/A)
42,059 (E/A)	4.6 (F/A)	31,268 (G/A)	25,615 (H/A)
34,324 (E/A)	7.2 (F/A)	26,158 (G/A)	20,315 (H/A)
20,067 (E/A)	13.4 (F/A)	16,517 (G/A)	12,148 (H/A)
5,746 (E/A)	21.2 (F/A)	5,685 (G/A)	4,170 (H/A)
412,309 (E/A)	0.6 (F/A)	351,691 (G/A)	346,200 (H/A)
14,362 (E/A)	0.0 (F/A)	8,362 (G/A)	9,920 (H/A)
16,511 (E/A)	0.4 (F/A)	10,451 (G/A)	11,109 (H/A)
33,810 (E/A)	1.0 (F/A)	22,368 (G/A)	22,992 (H/A)
60,748 (E/A)	2.4 (F/A)	42,429 (G/A)	42,267 (H/A)
94,857 (E/A)	5.6 (F/A)	71,383 (G/A)	68,995 (H/A)
101,139 (E/A)	9.6 (F/A)	85,988 (G/A)	81,803 (H/A)
69,069 (E/A)	16.4 (F/A)	74,685 (G/A)	71,671 (H/A)
21,813 (E/A)	21.0 (F/A)	36,025 (G/A)	37,443 (H/A)

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成12年国勢調査」（平成12年10月1日現在）人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第186表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数

区分	平成14年度(2002)			15(2003)		
	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者
合計	22,078,881	21,266,872	812,009	25,633,406	24,692,950	940,456
要 支 援	3,425,705	3,394,108	31,597	4,107,910	4,064,858	43,052
要 介 護 1	7,940,909	7,714,121	226,788	9,662,422	9,371,570	290,852
要 介 護 2	4,531,715	4,298,575	233,140	4,870,189	4,622,603	247,586
要 介 護 3	2,606,618	2,481,298	125,320	3,024,921	2,879,442	145,479
要 介 護 4	1,925,515	1,833,412	92,103	2,206,208	2,101,727	104,481
要 介 護 5	1,648,419	1,545,358	103,061	1,761,756	1,652,750	109,006

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第187表 介護保険施設介護サービス受給者数

区分	平成14年度(2002)			15(2003)		
	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者
合計	8,396,449	8,260,281	136,168	8,784,394	8,639,258	145,136
介護老人福祉施設	3,898,291	3,860,230	38,061	4,068,506	4,028,754	39,752
介護老人保健施設	2,997,617	2,948,663	48,954	3,128,719	3,073,652	55,067
介護療養型医療施設	1,500,541	1,451,388	49,153	1,587,169	1,536,852	50,317

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第188表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

区分	計	要支援	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護6	要介護7	要介護8	要介護9	要介護10
《居宅サービス》												
総 数	2,520,307	442,030	979,134	428,976	307,136	213,733	149,298	110,029	80,675	50,949	33,950	
65歳未満	91,429	5,627	31,891	20,675	14,393	9,917	8,926	10,444	7,392	4,649	3,222	
65～70歳未満	137,306	20,094	50,691	25,288	18,405	13,041	9,787	18,405	13,041	8,926	5,987	
70～75歳未満	284,686	54,400	110,029	47,130	33,260	23,237	16,630	23,237	16,630	11,304	7,729	
75～80歳未満	481,044	107,434	191,872	73,922	50,949	33,950	22,917	22,917	18,405	13,041	8,926	
80～85歳未満	617,353	133,607	255,008	95,364	64,949	41,575	26,850	26,850	20,940	15,718	10,444	
85～90歳未満	528,384	87,010	212,261	92,298	64,804	43,632	28,379	28,379	20,940	15,718	10,444	
90～95歳未満	296,823	29,813	105,933	57,956	45,185	34,011	23,925	23,925	20,940	15,718	10,444	
95歳以上	83,282	4,045	21,449	16,343	15,191	14,370	11,304	11,304	11,304	11,304	11,304	
《施設サービス》												
総 数	781,847	11	62,622	93,698	155,924	228,374	241,218	11	62,622	93,698	155,924	
65歳未満	13,388	0	812	1,468	2,563	3,499	5,046	0	812	1,468	2,563	
65～70歳未満	23,427	1	1,726	2,811	4,677	6,483	7,729	1	1,726	2,811	4,677	
70～75歳未満	55,572	0	4,399	6,647	11,267	15,718	17,541	0	4,399	6,647	11,267	
75～80歳未満	104,102	3	8,625	12,549	20,940	29,599	32,386	3	8,625	12,549	20,940	
80～85歳未満	165,092	3	14,620	20,343	33,262	47,231	49,633	3	14,620	20,343	33,262	
85～90歳未満	190,931	1	16,705	23,854	38,726	55,058	56,587	1	16,705	23,854	38,726	
90～95歳未満	156,706	3	11,878	18,741	31,061	47,373	47,650	3	11,878	18,741	31,061	
95歳以上	72,629	0	3,857	7,285	13,428	23,413	24,646	0	3,857	7,285	13,428	

(注) 居宅サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

第189表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3
《件数》					
合 計	1,135	9,253,402	25,743,177	15,347,962	11,425,262
居宅介護(支援)サービス	—	9,244,709	24,954,869	14,055,635	9,717,116
施設介護サービス	1,135	8,693	788,308	1,292,327	1,708,146
《単位数》					
合 計	23,487	15,524,471	85,895,439	81,513,505	88,606,567
居宅介護(支援)サービス	—	15,344,858	68,329,198	50,014,185	43,699,416
施設介護サービス	23,487	179,613	17,566,241	31,499,320	44,907,151
《費用額》					
合 計	310,135	167,508,861	938,900,598	914,409,371	1,008,095,241
居宅介護(支援)サービス	—	165,077,459	714,657,275	518,971,537	451,920,946
施設介護サービス	310,135	2,431,402	224,243,323	395,437,834	556,174,296
《支給額》					
合 計	281,439	154,247,492	846,257,379	815,134,069	893,763,634
居宅介護(支援)サービス	—	152,036,278	651,403,754	471,043,645	409,231,837
施設介護サービス	281,439	2,211,214	194,853,625	344,090,424	484,531,798

(注) 平成15年度累計は、平成15年3月サービス分から平成16年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成15年度累計(単位 件、千円、千単位数)

要介護4	要介護5	計
10,694,881	10,280,911	82,746,730
8,145,783	7,605,982	73,724,094
2,549,098	2,674,929	9,022,636
111,816,592	119,317,742	502,697,802
37,670,590	34,820,460	249,878,707
74,146,002	84,497,281	252,819,095
1,290,161,450	1,369,699,847	5,689,085,504
387,700,095	356,301,553	2,594,628,865
902,461,354	1,013,398,294	3,094,456,639
1,140,992,605	1,214,643,949	5,065,320,567
350,789,582	322,299,069	2,356,804,164
790,203,023	892,344,880	2,708,516,403

第190表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費(世帯類型別)

(i) 件数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	1,927,890	3,825,969	4,646,713	5,044,722
世 带 合 算	162,768	377,199	523,718	652,567
そ の 他	1,765,122	3,448,770	4,122,995	4,392,155
老齢福祉年金受給者等	189,589	330,627	420,022	504,478
世 带 合 算	3,881	6,608	6,468	7,247
そ の 他	185,708	624,019	413,554	497,231
市町村民税世帯非課税者等	1,305,488	2,706,208	3,313,314	3,505,181
世 带 合 算	83,570	192,902	273,797	344,098
そ の 他	1,221,918	2,513,306	3,039,517	3,161,083
上 記 以 外 の 者	432,813	789,134	913,377	1,035,063
世 带 合 算	75,317	177,689	243,453	301,222
そ の 他	357,496	611,445	669,924	733,841

(ii) 支給額

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	13,575,768	25,809,562	31,473,901	33,709,943
世 带 合 算	1,514,543	3,281,567	4,336,277	5,068,349
そ の 他	12,061,225	22,527,994	27,137,623	28,641,594
老齢福祉年金受給者等	2,500,546	4,143,008	5,083,486	5,785,622
世 带 合 算	48,252	75,499	76,027	74,675
そ の 他	2,452,294	4,067,510	5,007,460	5,710,947
市町村民税世帯非課税者等	8,314,283	16,807,584	20,835,056	21,418,067
世 带 合 算	849,594	1,833,182	2,488,111	2,938,227
そ の 他	7,464,690	14,974,402	18,346,945	18,479,840
上 記 以 外 の 者	2,760,939	4,858,969	5,555,358	6,506,255
世 带 合 算	616,698	1,372,886	1,772,139	2,055,447
そ の 他	2,144,241	3,486,083	3,783,219	4,450,808

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第191表 介護保険における保険料収納額

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	950,649,658	934,518,814	947,185	38,510	16,096,229	701,423
特 別 徵 収	771,668,877	771,672,772	812,267	—	—	234,909
普 通 徼 収	178,980,781	162,846,043	134,918	38,510	16,096,229	466,513

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計19,416,433千円、収納額累計3,868,066千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第192表 介護保険特別会計経理状況(保険事業勘定)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	3,800,035,085	4,656,612,435	5,047,969,472	5,486,275,110
介護保険料	192,361,649	589,869,265	806,300,717	939,265,821
分担金及び負担金	5,597,663	6,975,465	7,455,954	8,895,532
使用料及び手数料	54,296	104,663	109,904	113,314
国庫支出金	886,850,706	1,074,984,804	1,162,976,498	1,345,760,597
介護保険給付負担金	701,988,207	841,123,813	904,929,449	1,048,103,954
調整交付金	159,994,029	202,433,760	225,941,840	261,666,904
事務費交付金	23,410,445	27,699,067	28,553,049	30,083,977
その他の	1,458,026	3,728,164	3,572,160	5,905,762
支払基金交付金	1,124,289,189	1,339,045,996	1,538,365,175	1,646,363,477
都道府県支出金	420,567,088	523,850,237	594,220,424	645,247,338
相互財政安定化事業交付金	87,231	167,061	221,624	178,966
財産収入	670,097	329,044	125,136	109,221
寄附金	206,265	766,325	—	15,353
繰入金	1,166,918,928	908,979,958	807,832,168	826,102,253
一般会計繰入金	417,712,662	515,799,984	586,259,319	636,756,610
円滑導入基金繰入金	575,434,229	204,305,925	2,164,002	—
その他の	173,772,039	188,874,048	219,408,848	189,345,643
繰越金	484,515	197,897,860	99,280,082	63,834,397
市町村債	837,685	11,046,891	28,689,065	4,321,483
諸収入	1,109,772	2,594,865	2,392,724	6,067,358
支外出	3,589,876,869	4,552,963,053	4,983,532,083	5,407,033,671
総務費	199,453,695	210,602,166	207,645,897	194,877,071
保険給付費	3,251,939,645	4,122,544,972	4,665,914,603	5,110,099,881
介護サービス等諸費	3,148,670,322	3,990,453,488	4,504,822,819	4,914,423,872
支援サービス等諸費	84,188,371	98,248,020	120,571,689	152,080,031
高額介護サービス等費	13,647,747	25,814,478	31,444,108	33,716,976
市町村特別給付費	419,118	754,758	585,362	933,354
審査支払手数料	4,595,823	7,067,337	8,293,241	8,767,840
その他の	418,264	206,892	197,383	177,808
財政安定化基金拠出金	22,141,788	23,074,660	22,607,026	4,976,461
相互財政安定化事業負担金	87,231	167,061	221,624	178,766
保健福祉事業費	173,907	229,532	202,817	299,884
基積立金	113,983,413	86,786,864	43,391,802	53,750,822
公債費	17,765	348,099	149,691	10,589,896
予備費	26,051	50,469	100	7,847
諸支出金	2,053,374	109,159,229	43,398,523	32,253,043
収入支出差引残額	210,158,216	103,649,381	64,437,389	79,241,439
うち基金繰入額	58,539,022	42,065,827	24,933,372	21,755,413
国庫支出金精算額等	124,399,549	27,699,735	△ 17,160,386	54,137,630
国庫支出金精算額等差引額	85,758,591	75,949,646	81,597,775	25,103,809
介護給付費準備基金保有額	112,251,876	188,764,522	194,395,947	225,934,213

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第193表 ゴールドプラン21の推進

区分	平成14年度 整備量	(参考) 平成16年度 見込量
特別養護老人ホーム	13,000人分	36万人分
介護老人保健施設	7,000人分	29.7万人分
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)	500か所	3,200か所
短期入所生活介護／ 短期入所療養介護	— 6,000人分	4,785千週 9.6万人分 (ショートステイ専用床) (短期入所生活介護専用床)
通所介護(デイサービス)／ 通所リハビリテーション(デイ・ケア)	— 1,200か所	105百万回 (2.6万か所)
訪問看護	— 1,000か所	44百万時間 (9,900か所)
介護利用型経費老人ホーム (ケアハウス)	4,000人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	230か所	1,800か所

- (注) 1 平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。
- 2 特別養護老人ホームについては、4人部屋を主体としていた従来の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進する。これに伴い新型特養の入居者については、低所得者に配慮しつつ、ホテルコストの負担を求めるところとする。(平成15年度から)
- 3 ケアハウスについては、規制改革推進3カ年計画を受け、設置主体を民間企業等に拡大し、自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的としてケアハウスを整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とすることにより、整備を促進する。

資料：厚生労働省社会保険審議会介護給付費分科会資料

第194表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	介 護 保 免		
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であって、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者（右に該当する者を除く）
指定基準	居室（1人当たり10.65m ² 以上） 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室（個室13.2m ² 以上、準個室10.65m ² 以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	療養室（1人当たり8m ² 以上） 診察室 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室（個室13.2m ² 以上、準個室10.65m ² 以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	病室（1人当たり6.4m ² 以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室（個室13.2m ² 以上、準個室10.65m ² 以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等
5	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員 等	医師（常勤可） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…5年間	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護の「みなし指定」あり	

(注) 人員基準については100人当たり。

資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床
医療保険
病状が安定している長期療養患者のうち、 ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者
病室（1人当たり6.4m ² 以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上
医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 その他 薬剤師・栄養士等

2 老人福祉

第195表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

区分	平成10年度 (1998)	各年10月1日現在				
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数 施 設 数	19,106	21,820	28,643	31,037	33,419	36,475
在所者数	372,025	396,338	416,176	434,872	456,598	476,866
養護老人ホーム施設数	949	949	949	951	954	959
在所者数	64,553	64,450	64,026	63,681	63,780	63,833
特別養護老人ホーム施設数	3,942	4,214	4,463	4,651	4,870	5,084
在所者数	264,937	281,060	296,082	309,740	326,159	341,272
経費老人ホーム施設数	1,082	1,272	1,444	1,580	1,714	1,842
在所者数	41,568	49,202	56,068	61,451	66,659	71,761
老人短期入所施設施設数	43	79	·	·	·	·
在所者数	967	1,626	·	·	·	·
短期入所生活介護事業所施設数	·	·	4,515	4,887	5,149	5,439
老人福祉センター施設数	2,249	2,269	2,271	2,270	2,263	2,265
老人日帰り介護施設施設数	6,462	7,401	·	·	·	·
通所介護事業所施設数	·	·	8,037	9,138	10,485	12,498
老人介護支援センター施設数	4,379	5,636	6,964	7,560	7,984	8,388

5

(注) 1 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。

2 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

平成16年10月1日現在

第196表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区分	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者総数	160,465	79,171	81,294	10,762	7,340	3,423	25,444	18,442	7,003
平成15年10月1日現在	151,499	72,364	79,136	11,535	8,083	3,452	24,289	17,486	6,806
介護職員(訪問介護員)	153,232	73,333	79,900	6,858	4,925	1,933
介護福祉士(再掲)	25,523	21,183	4,340	1,306	1,171	134
ホームヘルパー1級(再掲)	18,242	13,932	4,310	304	235	68
ホームヘルパー2級(再掲)	98,806	34,564	64,242	3,668	2,394	1,275
ホームヘルパー3級(再掲)	880	237	644	75	41	35
保健師	624	525	99
助産師	35	26	9
看護師	1,461	797	664	18,551	13,464	5,087
准看護師	1,853	1,182	671	2,726	1,941	785
理学療法士	1,547	1,129	418
作業療法士	757	589	168
その他職員	7,233	5,839	1,394	591	435	156	1,205	767	438
サービス提供責任者(再掲)	37,990	•	•	•	•	•	•

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者の合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、「介護職員(訪問介護員)」の再掲であり、実人数である。

5

(ii) 通所介護

平成16年10月1日現在

区分	通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)	
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤
従事者総数	143,935	104,326	36,609	28,387	24,243
平成15年10月1日現在	122,709	88,255	34,454	26,217	22,415
医師	207	165	42	1,363	1,227
歯科医師
看護師	8,771	5,768	3,003	1,379	1,109
准看護師	10,526	7,592	2,934	2,009	1,698
機能訓練指導員	6,217	4,197	2,019
理学療法士	304	154	150	1,423	1,125
作業療法士	198	140	58	1,158	1,016
言語聴覚士	34	22	13	201	177
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	913	581	332
栄養士	1,848	1,573	275
管理栄養士(再掲)	697	625	72
調理員	9,029	5,079	3,950
介護支援専門員
生活相談員・支援相談員	20,439	19,614	825	1,423	1,410
社会福祉士(再掲)	2,589	2,461	128	372	370
介護職員	79,190	55,532	23,658	19,432	16,482
介護福祉士(再掲)	16,034	14,248	1,786	6,336	6,128
その他他の職員	7,709	4,805	2,904

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 短期入所生活介護には空床利用型の従事者を含まない。

3 通所介護・短期入所生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

5

ヨン 設)	通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護			特定施設入所者生活保護		
	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤
4,145	24,052	19,947	4,105	70,094	60,340	9,753	19,919	16,430	3,490
3,802	22,915	19,066	3,849	63,492	54,887	8,605
137	2,067	1,977	90	672	194	479
...
270	3,483	3,022	461	2,616	2,258	358	1,318	1,061	257
311	2,266	1,943	323	3,571	3,124	448	1,057	857	200
...	1,407	1,230	177	473	391	82
298	1,532	1,198	333	107	46	60	38	21	17
142	1,001	852	149	62	47	15	14	9	5
24	120	101	19	22	19	3	7	7	—
...	167	150	16	101	82	19
...	1,842	1,806	36
...	1,154	1,143	11
...	4,625	3,718	906
...	1,647	1,633	14
14	2,907	2,872	35	983	958	25
2	695	682	13
2,949	13,583	10,854	2,730	46,047	39,900	6,147	16,089	13,163	2,926
208	2,601	2,457	144	17,970	17,489	481
...	4,761	3,607	1,154

(iii) 居宅介護等

平成16年10月1日現在

区分	認知症対応型共同生活介護			総数
	総数	常勤	非常勤	
従事者総数	57,918	48,229	9,690	18,686
平成15年10月1日現在	35,907	29,607	6,300	17,005
介護職員	55,685	46,406	9,280	...
看護師(再掲)	1,096	945	152	...
准看護師(再掲)	1,776	1,517	259	...
福祉用具専門相談員	14,970
介護支援専門員
その他他の職員	2,233	1,823	410	3,715

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

福祉用具貸与		居宅介護支援事業		
常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
17,647	1,038	57,813	52,685	5,128
16,079	926	51,234	46,724	4,510
...
...
14,262	709
...
3,385	330	50,476	46,567	3,909
...
7,337	6,118
6,118	1,219

第197表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りをする者の数

平成16年(単位 千人)

区分	手助けや見守りをする者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しておらず独立で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上で生活が主であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助をする	不詳
総 数	3,569	1,136	1,206	501	457	270
6～39歳	218	77	98	10	19	15
40～64歳	345	136	108	42	34	25
65～69歳	241	78	79	33	31	20
70～74歳	396	148	130	45	43	30
75～79歳	592	214	188	83	66	41
80～84歳	705	244	239	95	81	45
85歳以上	1,071	237	363	193	183	95
(再掲) 65歳以上	3,005	921	1,000	449	405	230
男	1,343	441	440	193	176	93
6～39歳	127	45	57	5	10	9
40～64歳	186	76	52	23	20	14
65～69歳	124	41	40	17	16	9
70～74歳	178	61	58	22	26	10
75～79歳	227	76	69	37	31	14
80～84歳	217	71	71	36	26	14
85歳以上	283	69	93	54	46	21
(再掲) 65歳以上	1,029	318	331	165	146	69
女	2,226	695	765	308	281	177
6～39歳	91	32	40	5	9	5
40～64歳	159	60	56	19	14	10
65～69歳	117	37	39	16	14	10
70～74歳	218	87	72	23	17	19
75～79歳	364	138	118	46	35	27
80～84歳	488	174	169	59	55	31
85歳以上	788	167	271	139	137	73
(再掲) 65歳以上	1,976	603	669	284	259	161

(注) 1 「手助けや見守りをする者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第198表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りをする者の数及び率

平成16年(単位 千人)

区分	世帯人員数	手助けや見守りをする者の数	手助けや見守りをする者率(人口千対)
総 数	126,169	3,569	28.3
6～39歳	49,657	218	4.4
40～64歳	44,153	345	7.8
65～69歳	7,879	241	30.5
70～74歳	6,795	396	58.3
75～79歳	5,340	592	110.8
80～84歳	3,111	705	226.7
85歳以上	2,299	1,071	465.9
(再掲) 65歳以上	25,424	3,005	118.2
男	60,978	1,343	22.0
6～39歳	24,760	127	5.1
40～64歳	21,663	186	8.6
65～69歳	3,749	124	33.0
70～74歳	3,114	178	57.2
75～79歳	2,277	227	99.9
80～84歳	1,157	217	187.6
85歳以上	716	283	394.9
(再掲) 65歳以上	11,012	1,029	93.4
女	65,191	2,226	34.2
6～39歳	24,897	91	3.7
40～64歳	22,491	159	7.1
65～69歳	4,130	117	28.3
70～74歳	3,681	218	59.3
75～79歳	3,064	364	118.9
80～84歳	1,954	488	249.8
85歳以上	1,582	788	498.0
(再掲) 65歳以上	14,412	1,976	137.1

(注) 1 「手助けや見守りをする者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第199表 老人医療受給対象者数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数	13,604,750	14,185,625	14,778,127	15,405,438	15,926,449	15,480,275
政府管掌健康保険						
一般被保険者	2,102,500	2,096,795	2,083,753	2,055,799	2,005,212	1,844,060
法第3条第2項被保険者	6,455	5,783	3,961	3,553	2,994	2,353
組合管掌健康保険	945,910	919,222	893,546	867,843	823,334	750,783
船員保険	21,150	20,080	19,054	17,879	16,440	14,559
国民健康保険	10,085,800	10,704,757	11,342,078	12,028,508	12,654,938	12,469,321
共済組合	442,936	438,988	435,735	431,856	423,532	399,199

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 老人医療費の状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数 件数	303,488,703	334,119,971	356,934,542	380,433,713	402,904,976	412,413,157
金額	10,893,240,478	11,803,965,403	11,199,688,472	11,656,034,186	11,730,013,493	11,652,324,563
診療費 件数	231,601,646	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363
金額	8,888,080,667	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164
薬剤支給 件数	60,620,516	73,604,121	87,353,989	99,367,769	110,295,526	113,304,014
金額	690,005,099	880,915,876	1,056,880,019	1,246,227,639	1,391,271,814	1,471,060,994
食事療養費 件数	11,418,433	11,828,173	11,205,559	11,428,371	11,656,819	11,541,693
金額	496,745,278	511,522,174	461,233,271	467,675,505	468,933,867	464,535,523
老人訪問看護 件数	1,316,158	1,686,512	422,833	313,711	302,567	270,431
金額	65,673,872	85,750,140	23,467,511	19,145,758	19,210,375	17,365,588
医療費の支給 件数	6,075,612	6,396,632	6,676,376	7,078,995	9,574,347	21,206,141
金額	110,121,280	116,853,781	127,142,102	127,717,667	135,219,546	134,179,457
施設療養費 件数	3,874,771	4,513,505	399,775	△ 2,582	△ 862	△ 792
金額	642,614,282	743,580,646	67,009,451	△ 169,969	△ 119,535	△ 82,163
1人当たり老人医療費 (円)	800,694	832,108	757,856	756,618	736,512	752,721

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「食事療養費」の件数については、再掲である。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額: 億円)

区分	被用者保険					国民健康保険			合計
	政管一般	組合	3条の2	船保	共済	小計	市町村	組合	
《実額》									
平成5年度(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774
6 (1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177
7 (1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210
8 (1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849
9 (1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610
15 (2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290
《構成比 (%)》									
平成5年度(1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48
6 (1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07
7 (1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90
8 (1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84
9 (1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80
15 (2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数 件数	231,601,646	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363
日数	862,153,134	905,709,288	900,302,795	913,712,889	912,908,320	876,743,541
金額	8,888,080,667	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164
入院 件数	12,120,238	12,561,010	11,961,558	12,214,762	12,482,585	12,384,693
日数</td						

第203表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当たり老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50年度(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7
15 (2003)	15,480	△ 2.8	116,523	△ 0.7	753	2.2

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第204表 老人医療費と国民医療費の推移

区分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に に対する割合	国民所得に対する割合	
	実数	伸率	実数	伸率		老人医療費	国民医療費
昭和50年度(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.51	7.36
9 (1997)	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.63	7.39
10 (1998)	108,932	6.0	298,823	2.3	36.8	2.87	7.80
11 (1999)	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.16	8.22
12 (2000)	111,997	△ 5.1	301,418	△ 1.8	37.2	2.95	7.95
13 (2001)	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.16	8.44
14 (2002)	117,300	0.6	309,507	△ 0.5	37.9	3.24	8.55
15 (2003)	116,523	△ 0.7	315,375	1.9	36.9	3.16	8.55

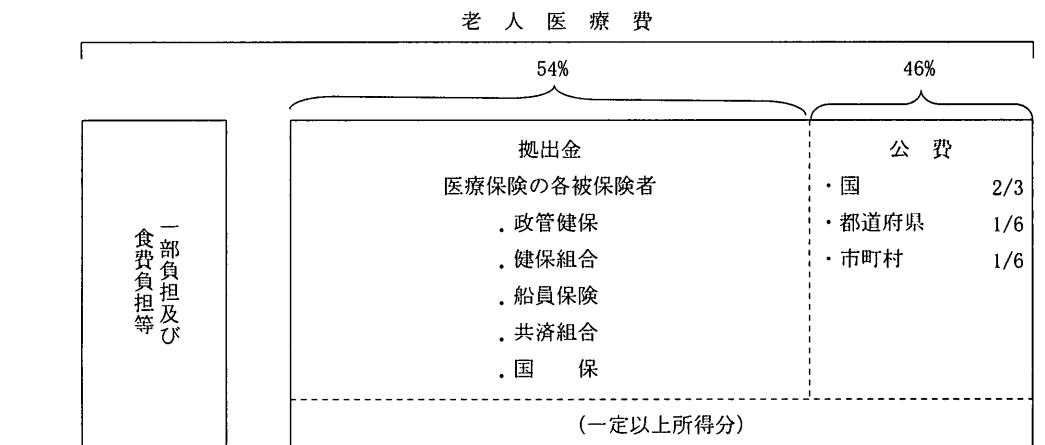
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第205表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。

2 図は、平成17年10月～平成18年9月の負担割合である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第206表 老人医療費の負担の状況

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	108,932	100.0	118,040	100.0	111,997	100.0	116,560	100.0	117,300	100.0	116,523	100.0
公費	33,535	30.8	36,517	30.9	31,374	28.0	32,166	27.6	32,945	28.1	35,485	30.5
国	22,357	20.5	24,345	20.6	20,916	18.7	21,444	18.4	21,964	18.7	23,657	20.3
都道府県	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1
市町村	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1
保険者	67,556	62.0	72,925	61.8	72,095	64.4	75,059	64.4	74,179	63.2	70,718	60.7
被用者保険	43,146	39.6	46,080	39.0	44,326	39.6	45,308	38.9	43,996	37.5	41,844	35.9
政管一般	20,585	18.9	21,945	18.6	21,365	19.1	21,889	18.8	21,358	18.2	20,952	18.0
組合	17,085	15.7	18,228	15.4	17,347	15.5	17,631	15.1	17,023	14.5	15,619	13.4
法第3条第2項	24	0.02	24	0.02	21	0.02	19	0.02	16	0.01	14	0.01
船保	154	0.1	154	0.1	140	0.1	136	0.1	124	0.1	109	0.1
共済	5,297	4.9	5,730	4.9	5,453	4.9	5,633	4.8	5,475	4.7	5,151	4.4
国保	24,411	22.4	26,845	22.7	27,770	24.8	29,751	25.5	30,183	25.7	28,874	24.8
患者負担	7,840	7.2	8,597	7.3	8,528	7.6	9,336	8.0	10,175	8.7	10,320	8.9
(臨時特例措置分)	.	.	(875)	(0.7)	(1,186)	(1.1)

(注) 平成11年度及び平成12年度の()内は、薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)である。
資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費拠出金積算内訳

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
前 期	8,230	3,183	7	67	1,635	13,122	53,679	1,308	54,988	68,109
後 期	5,705	2,202	5	44	1,156	9,112	38,389	913	39,302	48,414
一部負担金等	1,376	504	1	10	251	2,142	7,951	227	8,178	10,320
前 期	829	303	1	6	150	1,289	4,750	136	4,886	6,174
後 期	547	201	0	4	101	854	3,202	91	3,292	4,146
医療給付費	12,559	4,881	11	101	2,540	20,091	84,117	1,995	86,112	106,203
前 期	7,401	2,880	6	60	1,485	11,833	48,930	1,172	50,102	61,935
後 期	5,158	2,001	4	40	1,055	8,258	35,187	823	36,010	44,268
特定費用額	1,805	345	0	2	71	2,225	4,022	442	4,464	6,689
前 期	1,077	206	0	1	43	1,328	2,391	261	2,651	3,979
後 期	728	139	0	1	29	897	1,632	181	1,813	2,710
拠出金	20,952	15,619	14	109	5,151	41,844	26,515	2,359	28,874	70,718
前 期	12,448	9,465	8	67	3,063	25,051	15,772	1,409	17,181	42,232
後 期	8,392	6,320	6	42	2,032	16,792	10,743	950	11,693	28,486
調整対象外医療費	—	—	—	—	0	3	19	0	19	22
前 期	—	2	—	—	—	2	12	—	12	14
老人加入率(%)	5.234	2.485	6.231	7.512	4.071	3.999	26.110	7.578	24.627	12.270
後 期	5.048	2.396	5.953	7.376	4.022	3.866	25.579	7.363	24.140	12.033
負担調整対象額	—	60	—	—	0	61	—	0	0	61
前 期	—	22	—	—	0	22	—	0	0	22
負担調整額	18	14	0	0	4	36	24	2	25	61
後 期	7	5	0	0	2	13	7	1	9	22
加入者調整率(%)	2.367	4.829	1.988	1.649	3.075	3.036	0.475	1.633	0.505	1.000
後 期	2.414	4.903	2.043	1.652	3.055	3.077	0.478	1.639	0.508	1.000
特定費用率(%)	0.146	0.072	0.014	0.024	0.029	0.112	0.049	0.222	0.053	0.064
前 期	0.141	0.070	0.025	0.024	0.027	0.109	0.046	0.220	0.050	0.061

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。
2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第208表 開設者別老人病院数、病床数

区分	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総 数	244	23,377	239	22,938	5	439
国	—	—	—	—	—	—
公的医療機関	1	95	1	95	—	—
社会保険関係団体	2	462	2	462	—	—
公益法人	6	569	6	569	—	—
医療法人	180	18,261	177	18,074	3	187
学校法人並びにその他の法人	7	481	7	481	—	—
個人	48	3,509	46	3,257	2	252

(注) 1 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

2 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第209表 老人病院等の区別別状況

区分	各年10月1日現在			
	平成5年度 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
全病院数	9,844 (100.0)	9,490 (100.0)	9,286 (100.0)	9,187 (100.0)
老人病院	1,518 (15.4)	1,701 (17.9)	1,032 (11.1)	244 (2.7)
特例許可	1,390 (14.1)	1,520 (16.0)	1,017 (11.0)	239 (2.6)
特例許可以外	112 (1.1)	133 (1.4)	15 (0.2)	5 (0.1)
特例許可・許可以外両病棟を有する	16 (0.2)	48 (0.5)	•	•

(注) 1 () 内は全病院数に占める割合である。

2 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

3 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

4 老人保健施設

第210表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

区分	平成13年 (2001)		平成14年 (2002)		平成15年 (2003)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	2,779	244,627	2,872	254,918	3,013	269,524
都道府県	5	328	5	328	4	228
市区町村	119	8,427	119	8,427	118	8,388
広域連合・事務組合	28	2,131	29	2,239	30	2,281
日赤・社保関係団体	60	5,276	61	5,414	63	5,607
医療法人	2,027	179,708	2,092	187,309	2,203	199,065
社協	2	160	2	110	1	60
社福(社協以外)	438	39,543	454	41,177	481	43,624
社団・財団法人	84	7,623	90	8,118	92	8,386
その他法人	16	1,431	20	1,796	21	1,885

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第211表 老人保健事業の概要

種類等	対象者	内容	実施場所
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格がある者 ・健康診査の受診者、要介護者等で希望する者	○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成	
健康教育	・個別健康教育	○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・高脂血症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育	市町村保健センター 医療機関等
	・集団健康教育	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・歯周疾患健康教育 ・骨粗鬆症(転倒予防)健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育 ・一般健康教育	
	・介護家族健康教育	○介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項	
健康相談	・重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談 ・病態別健康相談	市町村保健センター等
	・総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的な事項に関する指導、助言	
	・介護家族健康相談	○家族等の介護を行う者的心身の健康に関する指導、助言	

種類等	対象者	内容	実施場所	
基本健康診査	・基本健康診査	・40歳以上の者	○必須項目 ・問診・身体計測(身長、体重等)・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等)・血圧測定・検尿(糖、蛋白、潜血)・循環器検査(血液化学検査)・総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)・腎機能検査(クレアチニン)・血糖検査 ○選択項目【医師の判断に基づき実施】 ・心電図検査・眼底検査・貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)・ヘモグロビンA1C検査	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	・訪問基本健康診査	・40歳以上の寝たきり者等	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	・介護家族訪問健康診査	・40歳以上で家族等の介護を担う者	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	歯周疾患検診	・40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診 ・歯周組織検査	
	骨粗鬆症検診	・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	○検診項目・問診 ・骨量測定	
	健康度評価	・40歳以上の者	○生活習慣行動質問票及び社会、生活環境等訪問表の配布 ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定 ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示	
	肝炎ウイルス検診	節目検診(5歳刻み) 「40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」	○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査(必要な者のみ) ・HCV核酸増幅検査(必要な者のみ) ○HBs抗原検査 (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	要指導者等検診 「上記節目検診以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者」			
	受診指導	・基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者	○医療機関への受診指導	

種類等	対象者	内容	実施場所
機能訓練	〔A型（基本型）〕 ・40歳以上の者で、疾患、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、革細工等の手芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等
	〔B型（地域参加型）〕 ・虚弱老人（寝たきり判定基準のランクJに相当する者）	○集会場、公民館等の身近な施設や公園等の屋外で実施 ・スポーツや絵画・工芸等の創作を主体とした活動 ・交流会、懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動	公民館、集会場、体育館、公園等の地域住民の身近な場所
訪問指導	・40歳以上の者であつて、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護をする状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

(注) 1 平成12年度以降、第4次計画による。

2 「介護家族健康教育」「介護家族健康相談」「機能訓練B型」については、平成13年度から費用負担を介護予防・生活支援事業で対応。

資料：厚生労働省老健局調べ

第212表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006
	70歳以上	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636
	65～69歳	369,276	376,049	382,402	392,348	421,327	451,370
健康教育	医療受給者以外の者(年度中)	1,801,987	1,617,982	1,786,398	1,609,389	666,677	1,517,528
	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	・	・	13,767	24,810	26,765	29,692
	指導終了	・	・	10,704	20,109	22,560	24,726
集団健康教育	開催回数	・	・	306,073	305,179	313,974	316,108
	参加延人員	・	・	9,174,341	8,703,046	8,795,082	8,796,599
	1回当たり参加人員	・	・	30.0	28.5	28.0	27.8
	開催回数	332,972	345,804	・	・	・	・
	参加延人員	11,336,531	11,248,877	・	・	・	・
	1回当たり参加人員	34.0	32.5	・	・	・	・
健康相談	開催回数	529,595	526,349	527,811	527,618	525,009	527,226
	被指導延人員	8,236,996	7,991,090	7,436,060	7,330,040	7,188,203	7,034,027
	1回当たり被指導延人員	15.6	15.2	14.1	13.9	13.7	13.3
基本健康診査	受診者数						
	基本診査	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022
	選択・精密診査	9,475,852	9,563,649	—	—	—	—
	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	9,097,826	9,447,569	9,790,212	10,070,514	10,613,018	11,206,648
	高血圧境界域	2,170,421	2,229,833	—	—	—	—
	高 血 壓	1,638,840	1,714,151	—	—	—	—
がん検診	受診者数						
	胃がん	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,369,358	4,508,041
	肺がん	7,030,639	7,127,240	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,841,092
	大腸がん	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659
	子宮がん	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380	4,087,444
	子宮体がん(再掲)	261,590	266,292	287,759	332,495	349,118	・
	乳がん	3,079,185	3,057,444	3,093,798	3,279,212	3,337,202	3,488,074

機能訓練	訓練実施施設数	6,130	7,292	9,809	9,552	9,482	9,379
		実施回数	257,907	269,022	226,169	216,222	206,305
被指導実人員	167,199	188,187	236,392	222,537	233,767	220,933	
傷病事由	78,965	75,851	—	—	—	—	
その他の	88,234	112,336	—	—	—	—	
被指導延人員	2,975,540	2,986,153	2,481,288	2,367,839	2,368,397	2,370,550	
1回当たり被指導人員	11.5	11.1	11.0	11.0	11.5	11.7	
従事者延人員	1,048,184	1,062,742	869,735	790,037	795,247	760,280	
訪問指導	被訪問指導実人員	1,097,277	1,019,976	1,088,296	1,007,470	954,663	943,501
傷病事由	255,076	231,453	—	—	—	—	
その他の	842,201	788,523	—	—	—	—	
被訪問指導延人員	2,887,953	2,517,453	2,102,547	1,897,940	1,743,752	1,642,720	
訪問従事者延人員	1,746,025	1,538,791	1,113,440	1,012,271	933,327	840,921	

(注) 1 平成11年度までの「健康教育」は、一般健康教育と重点健康教育の合計。

2 平成11年度までの「健康相談」は、一般健康相談と重点健康相談の合計。平成12年度以降の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。

3 平成14年度の「医療受給資格者・70歳以上」「医療受給資格者・65~69歳」は、それぞれ「医療受給資格者・75歳以上」「医療受給資格者・65~74歳」の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第213表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《総数》						
新規交付	1,563,201	1,489,917	1,597,339	1,560,653	305,909	335,619
資格喪失	906,774	909,100	900,002	941,214	541,831	948,472
年 度 末	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006
《70歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,470,710	1,402,190	1,505,999	1,472,243	249,769	241,133
資格喪失	838,503	840,571	832,888	870,306	512,130	908,450
年 度 末	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636

(注) 平成14年度以降の「70歳以上の者(再掲)」は、「75歳以上の者(再掲)」の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第214表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《総数》						
受診者						
基本健康診査	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022
選択実施実員(再掲)	9,475,852	9,563,649	•	•	•	•
判定・指導区分						
異常認めず	1,796,722	1,762,440	1,742,982	1,754,845	1,693,883	1,704,022
要指導	4,222,137	4,278,842	4,316,033	4,347,284	4,512,021	4,680,141
要医療	4,875,689	5,168,727	5,474,179	5,723,230	6,100,997	6,526,507
《70歳以上の者(再掲)》						
受診者						
基本健康診査	3,269,715	3,512,549	3,736,568	3,965,853	4,295,197	4,702,399
選択実施実員(再掲)	2,889,222	3,057,433	•	•	•	•
判定・指導区分						
異常認めず	355,608	356,998	372,032	392,946	397,528	419,003
要指導	1,115,750	1,176,730	1,223,549	1,273,291	1,364,786	1,475,308
要医療	1,798,357	1,978,821	2,141,239	2,299,962	2,533,528	2,808,496

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第215表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《総 数》						
血 壓	·	·	3,832,798	4,061,552	4,138,263	4,413,283
総コレステロール	·	·	4,539,818	4,955,027	5,436,006	5,757,364
高 血 壓 境 界 領 域	2,170,421	2,229,833	·	·	·	·
高 血 壓	1,638,840	1,714,151	·	·	·	·
心 電 図 异 常 あ り	2,023,269	2,129,482	·	·	·	·
糖 尿 病	1,449,379	1,498,451	1,456,885	1,456,715	1,820,998	2,064,302
貧 血 (疑いを含む)	1,460,802	1,544,276	1,703,698	1,637,477	1,788,788	1,805,107
肝疾患(疑いを含む)	1,442,172	1,537,736	1,745,923	1,742,937	1,876,579	1,927,633
腎機能障害(疑いを含む)	983,820	1,063,085	1,193,569	1,128,523	1,190,142	1,255,584
《70歳以上の者(再掲)》						
血 壓	·	·	1,613,869	1,758,651	1,853,340	2,042,334
総コレステロール	·	·	1,308,532	1,460,285	1,664,941	1,831,467
高 血 壓 境 界 領 域	813,336	870,048	·	·	·	·
高 血 壓	689,585	745,482	·	·	·	·
心 電 図 异 常 あ り	944,675	1,027,250	·	·	·	·
糖 尿 病	533,869	574,315	591,471	637,533	781,362	916,249
貧 血 (疑いを含む)	605,038	673,446	750,267	768,980	866,191	911,369
肝疾患(疑いを含む)	345,325	392,666	482,901	490,212	547,392	591,184
腎機能障害(疑いを含む)	400,293	451,255	504,867	508,350	561,286	611,623

(注) 1 「高血圧境界領域」とは、最大血圧 140~159mmHg、最小血圧 90~94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)

2 「高血圧」とは、最大血圧 160mmHg以上、最小血圧 95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)

3 平成11年度までの「糖尿病」には、疑い分を含む。

4 平成14年度以降の「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。

5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第216表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《総 数》						
胃がん						
受診人員	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,371,784	4,508,041
要精密検査者	518,450	496,766	495,675	495,174	501,337	518,753
がん・がんの疑いのある人員	7,279	7,133	7,469	7,670	7,762	8,197
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	·	·	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,208,156
要精密検査者	·	·	191,200	198,725	207,830	211,941
がん・がんの疑いのある人員	·	·	6,762	6,907	7,485	6,971
喀痰細胞診受診人員	·	·	459,155	445,774	443,625	45,298
要精密検査者	·	·	4,808	5,554	5,131	259
がん・がんの疑いのある人員	·	·	387	367	375	37
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	·	·	·	·	·	17,329
要精密検査者	·	·	·	·	·	587,638
がん・がんの疑いのある人員	·	·	·	·	·	958
受診人員	7,030,369	7,127,240	·	·	·	·
要精密検査者	180,527	189,302	·	·	·	·
がん・がんの疑いのある人員	6,117	6,326	·	·	·	·
大腸がん						
受診人員	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659
要精密検査者	356,013	372,176	394,225	411,856	432,191	466,172
がん・がんの疑いのある人員	10,637	11,245	11,903	12,062	11,941	13,014
子宮がん						
頸部受診人員	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380	3,650,689
要精密検査者	34,636	34,491	33,913	36,614	38,173	38,875
がん・がんの疑いのある人員	6,991	6,936	6,755	7,327	7,432	7,229
体部受診人員	261,590	266,292	287,759	332,495	349,118	·
要精密検査者	5,041	4,625	4,729	5,546	5,647	·
がん・がんの疑いのある人員	631	652	647	667	711	·
頸部及び体部受診人員	·	·	·	·	·	436,755
要精密検査者	·	·	·	·	·	7,909
がん・がんの疑いのある人員	·	·	·	·	·	1,175
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	·	·	2,784,095	2,830,296	2,774,120	2,770,371
要精密検査者	·	·	117,187	124,605	121,236	140,958
がん・がんの疑いのある人員	·	·	4,123	4,206	4,645	4,867
マンモグラフィ併用方式受診人員	·	·	309,703	448,916	563,082	717,703
要精密検査者	·	·	23,844	34,137	45,411	59,207
がん・がんの疑いのある人員	·	·	827	1,182	1,524	2,203
受診人員	3,079,185	3,057,444	·	·	·	·
要精密検査者	133,507	134,788	·	·	·	·
がん・がんの疑いのある人員	4,446	4,393	·	·	·	·

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《70歳以上の者(再掲)》						
胃がん						
受診人員	880,023	939,455	1,002,480	1,073,537	1,158,197	1,258,060
要精密検査者	125,599	127,195	134,963	142,054	153,798	167,990
がん・がんの疑いのある人員	2,860	3,025	3,266	3,401	3,679	3,936
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	.	.	2,203,764	2,323,799	2,442,553	2,443,232
要精密検査者	.	.	85,412	90,230	97,556	104,210
がん・がんの疑いのある人員	.	.	3,748	3,864	4,281	4,071
喀痰細胞診受診人員	.	.	137,395	138,073	141,440	15,703
要精密検査者	.	.	1,748	1,954	1,879	118
がん・がんの疑いのある人員	.	.	223	233	220	26
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	7,463	
要精密検査者	193,913	
がん・がんの疑いのある人員	547	
受診人員	1,969,213	2,084,287
要精密検査者	74,531	81,684
がん・がんの疑いのある人員	3,281	3,404
大腸がん						
受診人員	1,236,223	1,379,883	1,516,978	1,667,166	1,856,359	2,067,768
要精密検査者	108,833	120,820	134,209	148,028	164,754	189,234
がん・がんの疑いのある人員	4,091	4,538	4,882	5,209	5,321	6,195
子宮がん						
頸部受診人員	252,187	272,792	297,402	332,808	359,204	376,096
要精密検査者	1,875	2,128	2,086	2,208	2,438	2,477
がん・がんの疑いのある人員	418	446	443	482	475	457
体部受診人員	8,199	9,023	10,381	12,966	14,698	.
要精密検査者	232	248	277	351	335	.
がん・がんの疑いのある人員	48	56	55	51	71	.
頸部及び体部受診人員	22,345	
要精密検査者	500	
がん・がんの疑いのある人員	83	
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	.	.	314,254	336,791	354,811	377,187
要精密検査者	.	.	8,014	9,105	9,811	12,086
がん・がんの疑いのある人員	.	.	487	493	540	594
マンモグラフィ併用方式受診人員	.	.	25,720	43,820	60,941	87,252
要精密検査者	.	.	1,564	2,726	3,902	5,293
がん・がんの疑いのある人員	.	.	93	160	173	260
受診人員	283,378	310,570
要精密検査者	7,485	8,481
がん・がんの疑いのある人員	436	455

(注) 1 平成15年度より調査区分の変更により、肺がんの「胸部エックス線検査受診人員」は「胸部エックス線検査のみ受診人員」に、「喀痰細胞診受診人員」は「喀痰細胞診のみ受診人員」になる。

2 平成15年度より調査区分の変更により、子宮がんの「頸部受診人員」は「頸部のみ受診人員」になる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第217表 国民医療費推計額

区分	推計額(億円)						構成割合(%)					
	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
国民医療費	295,823	307,019	301,418	310,998	309,507	315,375	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	14,686	15,567	16,051	16,899	17,218	18,206	5.0	5.1	5.3	5.4	5.6	5.8
生活保護法	9,793	10,474	10,650	11,314	11,650	12,511	3.3	3.4	3.5	3.6	3.8	4.0
結核予防法	134	133	120	112	104	95	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉法	711	785	853	963	1,047	1,134	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
その他の	4,048	4,176	4,427	4,510	4,418	4,466	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.4
医療保険等給付分	137,823	138,456	140,214	141,871	139,855	141,032	45.6	45.1	46.5	45.6	45.2	44.7
医療保険	134,575	135,298	137,073	138,755	136,959	138,171	45.5	44.1	45.5	44.6	44.3	43.8
被用者保険	78,474	77,457	77,603	77,833	75,665	71,436	26.5	25.2	25.7	25.0	24.4	22.7
被保険者	43,785	43,155	43,180	43,259	41,698	36,368	14.8	14.1	14.3	13.9	13.5	11.5
被扶養者	34,689	34,303	34,423	34,573	33,966	34,131	11.7	11.2	11.4	11.1	10.8	10.8
高齢者	938	0.3
政府管掌健康保険	39,032	38,426	38,431	38,562	37,224	34,765	13.2	12.5	12.7	12.4	12.0	11.0
組合管掌健康保険	29,387	29,073	29,123	29,267	28,660	27,113	9.9	9.5	9.7	9.4	9.3	8.6
船員保険	314	299	281	264	239	219	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,192	2,190	2,245	2,255	2,241	2,190	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
地方公務員共済組合	6,632	6,572	6,609	6,558	6,388	6,273	2.2	2.1	2.2	2.1	2.1	2.0
私立学校教職員共済	918	898	914	927	912	876	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	56,101	57,841	59,470	60,922	61,294	66,734	19.0	18.8	19.7	19.6	19.8	21.2
高齢者以外	62,286	19.7
高齢者	4,448	1.4
退職者医療制度(再掲)	13,522	14,584	15,254	15,891	16,159	17,793	4.6	4.8	5.1	5.1	5.2	5.6
その他の	3,248	3,158	3,141	3,116	2,896	2,861	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
労働者災害補償保険	2,592	2,507	2,505	2,479	2,299	2,266	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
その他の	657	651	636	636	597	595	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	101,737	110,275	102,399	107,641	106,652	106,686	34.4	35.9	34.0	34.6	34.5	33.8
患者負担分	41,577	42,721	42,754	44,588	45,782	49,451	14.1	13.9	14.2	14.3	14.8	15.7
全額自費	3,796	3,904	4,005	4,005	4,032	4,038	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
公費・保険又は老人保健の一部負担	37,781	38,817	38,749	40,583	41,750	45,413	12.8	12.6				

第218表 診療費支払方法別患者数(病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
総 数	8,366.3	8,402.5	8,810.3	8,318.5	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
全額自費	180.2	178.7	193.7	196.2	173.9	74.8	84.1	86.4	83.0
健保・共済の本人	1,695.3	1,826.2	1,787.7	1,481.7	1,282.9	578.8	615.3	607.2	514.8
健保・共済の家族	1,711.2	1,664.0	1,594.6	1,456.0	1,293.6	544.8	545.6	527.9	475.8
国保	1,817.3	1,693.7	1,701.4	1,599.9	1,517.6	734.1	709.9	720.4	683.1
老人保健法	2,037.7	2,195.5	2,642.3	2,666.9	2,643.0	975.6	1,028.4	1,255.3	1,295.1
労災・公災	71.7	57.5	49.5	48.0	38.5	46.9	38.8	35.2	33.7
自賠法	56.5	39.2	36.5	44.1	43.0	36.0	24.2	21.6	22.5
その他	756.1	709.0	760.5	787.2	777.9	377.6	366.1	388.5	409.5
介護保険のみ	·	·	·	·	117.5	·	·	·	·
自費診療と介護保険の併用	·	·	·	·	1.5	·	·	·	·
不詳	40.2	38.5	44.2	38.6	39.3	15.5	17.9	14.3	16.7
(再掲)									
結核予防法	13.5	10.9	12.1	10.8	7.6	13.1	10.2	10.6	10.5
精神保健法	42.4	27.2	48.1	45.1	77.6	28.3	23.1	31.5	32.3
生活保護法	247.1	226.6	232.9	255.0	271.3	171.0	154.3	161.4	178.0
その他公的施設による	·	·	·	·	445.9	·	·	·	·
介護保険	·	·	·	·	132.0	·	·	·	·

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」に含む。

3 昭和59年以降の調査については、日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

4 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

14 (2002)	一般診療所						歯科診療所				
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	
3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	
73.9	85.3	77.5	95.1	92.4	84.3	20.2	17.1	12.2	20.8	15.7	
426.9	745.0	798.0	775.6	634.7	552.4	371.5	412.8	404.6	332.2	303.8	
403.5	815.8	781.0	744.2	707.6	638.1	350.5	337.5	322.6	272.5	252.1	
624.3	745.1	682.4	667.1	646.4	611.7	338.1	301.5	313.9	270.4	281.8	
1,235.6	959.7	1,046.7	1,218.7	1,192.8	1,203.5	102.5	120.3	168.3	178.9	203.9	
26.9	24.8	18.6	14.3	14.3	11.6	0.0	0.1	—	0.0	0.0	
19.2	20.5	14.7	14.9	21.5	23.9	—	0.3	—	0.0	0.0	
395.3	320.5	276.9	301.6	308.2	293.9	58.0	66.1	70.3	69.5	88.5	
111.8	·	·	·	·	5.7	·	·	·	·	0.0	
1.5	·	·	·	·	0.0	·	·	·	·	0.0	
11.3	21.1	17.3	20.3	16.8	25.8	3.6	3.2	9.6	5.2	2.2	
7.5	0.5	0.7	1.4	0.3	0.1	—	0.0	—	—	0.0	
49.6	14.1	4.1	16.6	12.8	27.9	—	0.0	—	—	0.0	
178.9	67.1	62.8	64.2	64.9	75.7	9.0	9.4	7.3	12.0	16.6	
246.0	·	·	·	·	181.3	·	·	·	·	18.8	
119.6	·	·	·	·	10.2	·	·	·	·	2.1	

第219表 患者数及び受療率(入院・外来・病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
《全国推計患者数》									
総 数	8,366.3	8,402.4	8,810.3	8,318.6	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
入院	1,500.9	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,407.0	1,347.3	1,396.2	1,401.3
外来	6,865.4	6,973.0	7,329.8	6,835.9	6,478.0	1,977.1	2,083.0	2,260.6	2,132.7
《受療率(人口10万対)》									
総 数	6,768	6,735	7,000	6,566	6,222	2,738	2,750	2,905	2,789
入院	1,214	1,146	1,176	1,170	1,139	1,138	1,080	1,109	1,106
外来	5,554	5,589	5,824	5,396	5,083	1,599	1,670	1,796	1,683

(注) 1 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

2 平成8年からは、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

3 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。

4 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

14 (2002)	一般診療所					歯科診療所				
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9						

2 医療機関

第220表 病院・診療所数(開設者別)

各年10月1日現在

区分	病院				一般診療所		歯科診療所		
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成10年(1998)	9,333	1,057	5	5	8,266	90,556	19,397	71,159	61,651
11(1999)	9,286	1,060	·	4	8,222	91,500	18,487	73,013	62,484
12(2000)	9,266	1,058	·	3	8,205	92,824	17,853	74,971	63,361
13(2001)	9,239	1,065	·	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
14(2002)	9,187	1,069	·	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
15(2003)	9,122	1,073	·	2	8,047	96,050	15,371	80,679	65,828
平成15年									
国	323	4	·	—	319	594	236	358	1
厚生労働省	185	4	·	—	181	27	1	26	—
文部科学省	57	—	·	—	57	102	—	102	—
労働福祉事業団	39	—	·	—	39	10	—	10	—
その他の	42	—	·	—	42	455	235	220	1
公的医療機関	1,382	52	·	—	1,330	4,171	332	3,839	320
都道府県	311	41	·	—	270	354	13	341	8
市町村	770	6	·	—	764	3,506	311	3,195	311
日赤	93	—	·	—	93	207	2	205	—
済生会	77	1	·	—	76	43	2	41	1
北海道社会事業協会	7	—	·	—	7	—	—	—	—
厚生連	122	4	·	—	118	61	4	57	—
国民健康保険団体連合会	2	—	·	—	2	—	—	—	—
社会保険関係団体	129	—	·	—	129	813	7	806	12
全国社会保険協会連合会	52	—	·	—	52	19	—	19	—
厚生年金事業振興団	7	—	·	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	·	—	3	15	1	14	—
健康保険組合及びその連合会	18	—	·	—	18	440	3	437	6
共済組合及びその連合会	48	—	·	—	48	322	2	320	6
国民健康保険組合	1	—	·	—	1	14	1	13	—
公益法人	400	64	·	1	335	930	54	876	159
医療法人	5,588	860	·	1	4,727	28,330	7,092	21,238	7,891
学校法人	101	2	·	—	99	133	3	130	11
社会福祉法人	167	10	·	—	157	5,321	43	5,278	16
医療生協	76	2	·	—	74	292	35	257	36
会社	60	—	·	—	60	2,531	12	2,519	36
その他の法人	58	2	·	—	56	816	26	790	54
個人	838	77	·	—	761	52,119	7,531	44,588	57,292
医育機関(再掲)	171	2	·	—	169	·	·	·	·

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第221表 病床数(開設者・種類別)

各年10月1日現在

区分	病院							一般診療所病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧その他の病床	
平成10年(1998)	1,656,415	359,159	9,210	27,197	·	1,260,849	·	235,530
11(1999)	1,648,217	358,449	3,321	24,773	·	1,261,674	·	224,134
12(2000)	1,647,253	358,153	2,396	22,631	·	1,264,073	·	216,755
13(2001)	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083	209,544
14(2002)	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
15(2003)	1,632,141	354,448	1,773	14,507	342,343	919,070	·	187,894
平成15年								
国	130,754	8,926	111	6,638	223	114,856	·	2,331
厚生労働省	76,976	6,483	50	6,203	86	64,154	·	5
文部科学省	32,927	1,911	18	203	—	30,795	·	—
労働福祉事業団	15,073	20	—	84	50	14,919	·	—
その他の	5,778	512	43	148	87	4,988	·	2,326
公的医療機関	355,917	28,646	1,518	4,355	17,347	304,051	·	3,542
都道府県	86,992	16,575	282	1,867	405	67,863	·	100
市町村	168,105	7,481	953	1,798	11,205	146,668	·	3,342
日赤	39,295	1,283	155	460	766	36,631	·	38
済生会	21,570	466	16	116	1,212	19,760	·	11
北海道社会事業協会	1,955	54	4	—	433	1,464	·	—
厚生連	37,613	2,787	108	114	3,326	31,278	·	51
国民健康保険団体連合会	387	—	—	—	—	387	·	—
社会保険関係団体	37,856	347	38	467	1,376	35,628	·	45
全国社会保険協会連合会	14,697	50	32	314	117	14,184	·	—
厚生年金事業振興団	2,844	—	—	—	367	2,477	·	—
船員保険会	816	—	—	—	—	816	·	10
健康保険組合及びその連合会	3,438	—	—	—	387	3,051	·	24
共済組合及びその連合会	15,741	297	6	153	505	14,780	·	10
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	320	·	1
公益法人	93,696	26,881	62	1,049	14,769	50,935	·	718
医療法人	819,697	262,582	10	1,520	271,495	284,090	·	97,993
学校法人	53,748	2,440	26	83	280	50,919	·	46
社会福祉法人	30,533	5,266	4	217	5,973	19,073	·	393
医療生協	12,149	490	—	—	2,506	9,153	·	428
会社	13,080	302	4	2	725	12,047	·	100
その他の法人	9,866	641	—	4	1,826	7,395	·	347
個人	74,845	17,927	—	172	25,823	30,923	·	81,951
医育機関(再掲)	94,774	4,844	48	421	319	89,142	·	·

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第222表 医療法人の推移

各年度末現在

区分	平成10年度(1998)	11(199
----	--------------	--------

第223表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
薬局	数	44,085	45,171	46,763	48,252	49,332	49,956	50,600
開設者が自ら管理している薬局		12,576	11,822	11,289	10,914	10,519	9,926	9,432
開設者が自ら管理していない薬局		31,509	33,349	35,474	37,338	38,813	40,030	41,168
無薬局町村		724	686	673	639	621	583	380
医薬品販売業		54,546	52,163	51,222	49,662	48,900	46,953	45,129
一般販売業		13,914	13,694	13,667	12,794	12,397	12,080	11,813
薬種商販売業		16,359	15,888	15,622	15,293	14,986	14,393	13,830
特例販売業		11,444	10,403	10,309	9,947	9,905	9,405	8,757
配置販売業		12,829	12,178	11,624	11,628	11,612	11,075	10,729

資料：平成14年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

平成15年度以降は、同部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第224表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

区分	一般病院				精神病院				平成15年6月			
	法人・その他		個人		法人・その他		個人					
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)				
I 医業収入	328,669	100.0	74,165	100.0	310,834	100.0	101,585	100.0	73,576	100.0	100,239	100.0
1. 入院収入	222,340	67.6	40,203	54.2	209,576	67.4	87,934	86.6	64,789	88.1	86,822	86.6
2. 特別の療養環境収入	4,602	1.4	1,283	1.7	4,370	1.4	380	0.4	32	0.0	363	0.4
3. 外来収入	93,054	28.3	31,278	42.2	88,725	28.5	12,488	12.3	8,531	11.6	12,297	12.3
4. その他の医業収入	8,673	2.6	1,400	1.9	8,163	2.6	783	0.8	225	0.3	756	0.8
II 医業費用	338,441	103.0	68,801	92.8	319,545	102.8	102,587	101.0	78,286	106.4	101,419	101.2
1. 給与費	173,424	52.8	34,985	47.2	163,723	52.7	67,793	66.7	47,012	63.9	66,794	66.6
2. 医薬品費	55,268	16.8	11,106	15.0	52,173	16.8	7,930	7.8	6,227	8.5	7,848	7.8
3. 経費	30,812	9.4	10,338	13.9	29,377	9.5	11,788	11.6	16,960	23.1	12,036	12.0
4. 減価償却費	18,829	5.7	1,463	2.0	17,612	5.7	4,911	4.8	1,177	1.6	4,731	4.7
5. その他	60,107	18.3	10,909	14.6	56,660	18.2	10,166	10.0	6,909	9.4	10,009	10.0
III 医業収支差額（I-II）	△9,772	△3.0	5,364	7.2	△8,711	△2.8	△1,002	△1.0	△4,709	△6.4	△1,180	△1.2
IV その他の医業関連収入	21,979	6.7	586	0.8	20,479	6.6	5,632	5.5	3,247	4.4	5,517	5.5
V その他の医業関連費用	10,268	3.1	842	1.1	9,608	3.1	2,736	2.7	966	1.3	2,651	2.6
VI 総収支差額（III+IV-V）	1,938	0.6	5,108	6.9	2,160	0.7	1,894	1.9	△2,429	△3.3	1,686	1.7
施設数	491		37		528		99		5		104	

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

2 「II医業費用」の「3.経費」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等が含まれる。

3 個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

資料：中央社会保険医療協議会「平成15年6月医療経済実態調査報告」

424

第225表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成15年6月

区分	有床診療所						無床診療所					
	個人		その他		全体		個人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)										
I 医業収入	10,593	100.0	18,168	100.0	14,977	100.0	6,075	100.0	9,262	100.0	7,288	100.0
1. 保険診療収入	9,021	85.2	15,857	87.3	12,977	86.6	5,756	94.7	8,678	93.7	6,868	94.2
2. 公害等診療収入	47	0.4	296	1.6	191	1.3	35	0.6	49	0.5	40	0.5
3. その他の診療収入	1,292	12.2	1,576	8.7	1,457	9.7	145	2.4	312	3.4	208	2.9
4. その他の医業収入	233	2.2	439	2.4	352	2.4	139	2.3	224	2.4	171	2.3
II 医業費用	7,939	74.9	15,918	87.6	12,556	83.8	3,877	63.8	7,672	82.8	5,321	73.0
1. 給与費	3,072	29.0	7,433	40.9	5,595	37.4	1,312	21.6	3,849	41.6	2,277	31.2
2. 医薬品費	1,916	18.1	2,853	15.7	2,458	16.4	1,243	20.5	1,411	15.2	1,307	17.9
3. 材料費	311	2.9	722	4.0	549	3.7	78	1.3	117	1.3	93	1.3
4. 委託費	504	4.8	869	4.8	715	4.8	191	3.1	304	3.3	234	3.2
5. その他の医業費用	2,138	20.2	4,042	22.3	3,240	21.6	1,053	17.3	1,991	21.5	1,410	19.3
III 医業収支差額（I-II）	2,654	25.1	2,250	12.4	2,420	16.2	2,198	36.2	1,590	17.2	1,966	27.0
施設数	91		125		216		508		312		820	

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」には、減価償却費を含む。

2 個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 「有床・無床診療所」の「その他」とは、医療法人、市町村立などの診療所である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成15年6月医療経済実態調査報告」

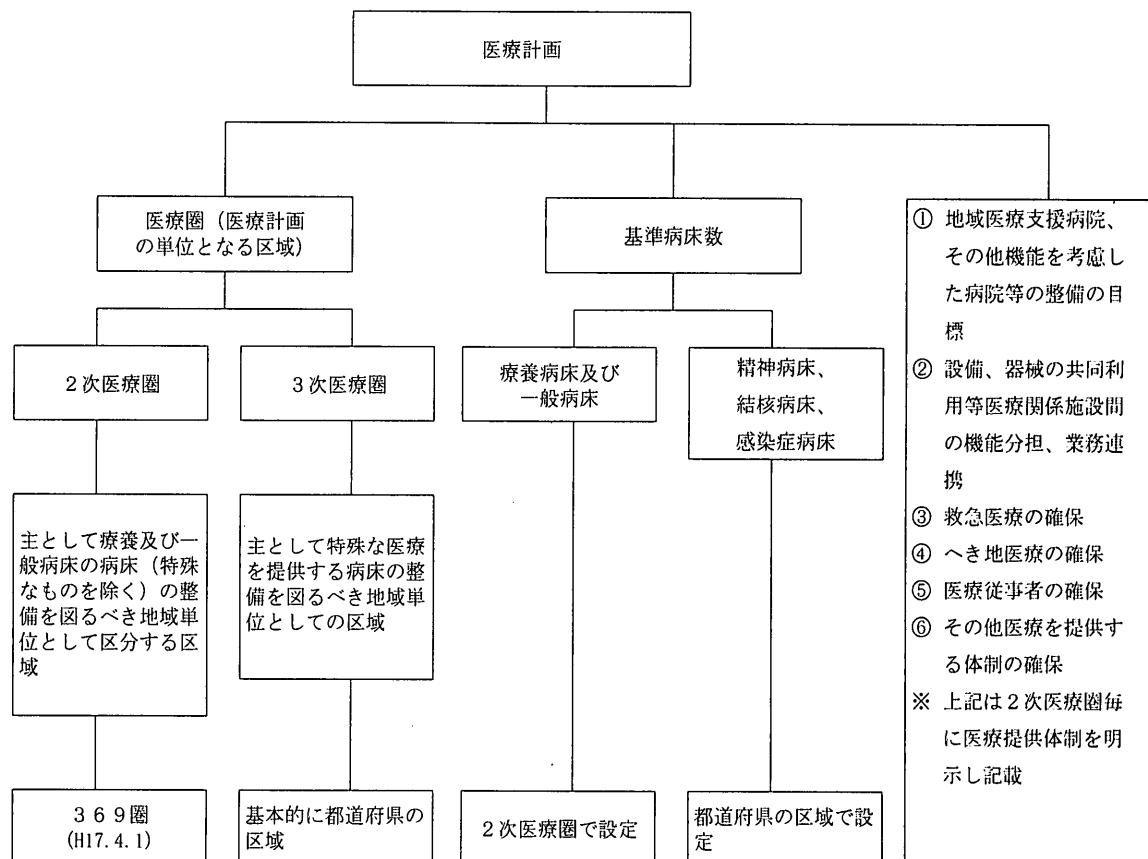
第226表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率、開設者別）

平成15年

3 地域医療計画

第227表 地域医療計画の内容

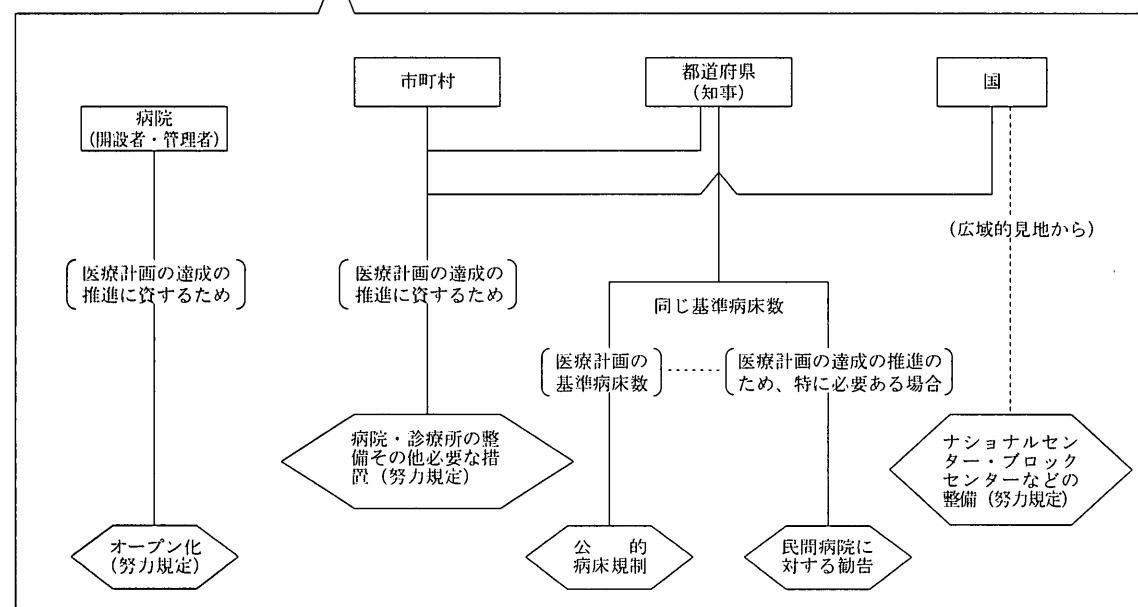
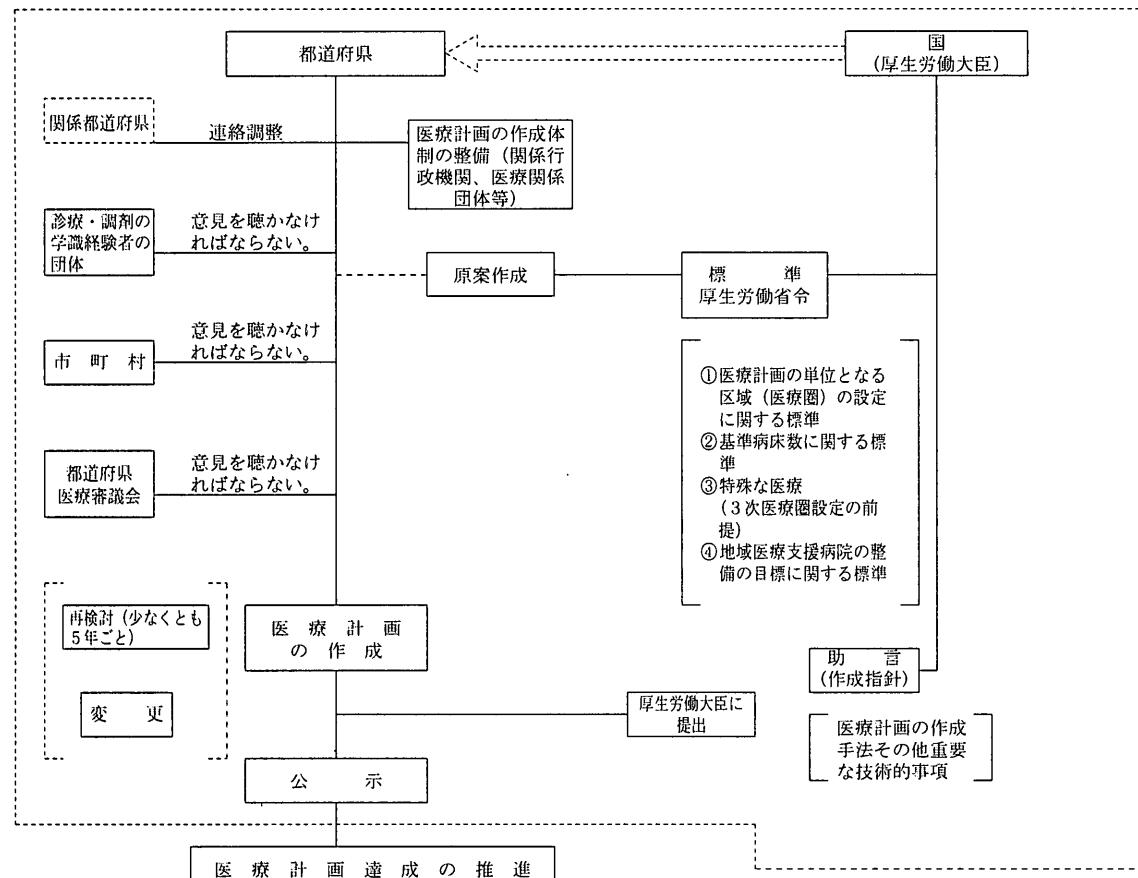
医療計画の内容



資料：厚生労働省医政局作成

第228表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生労働省医政局作成

第229表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成17年3月31日現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次医療圏数	既存病床数			基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数	基準病床数
			一般病床	療養病床	老健	計				
総数		370	1,181,947	881,996	384,391	19,526	1,285,913	334,961	355,884	13,412
北海道	15. 3. 28	21	68,623	52,933	29,415	1,007	83,355	21,209	21,183	550
青森	15. 3. 14	6	13,259	10,540	3,608	775	14,923	4,906	4,850	114
岩手	16. 3. 31	9	13,333	11,526	3,660	457	15,643	4,779	4,840	113
宮城	15. 8. 19	10	18,727	15,587	3,941	286	19,814	4,139	6,917	177
秋田	14. 3. 29	8	11,862	9,449	2,925	622	12,996	4,139	4,426	103
山形	15. 2. 7	4	11,764	9,421	2,070	86	11,577	4,147	3,707	108
福島	15. 3. 28	7	19,149	16,744	4,821	353	21,918	7,042	7,824	171
茨城	16. 3. 31	9	23,811	19,356	6,369	486	26,211	6,306	7,822	205
栃木	15. 6. 25	5	15,866	12,237	4,753	275	17,265	4,307	5,369	153
群馬	17. 3. 31	10	19,565	13,670	5,315	431	19,416	4,380	5,281	194
埼玉	16. 3. 30	9	46,456	34,609	14,572	293	49,474			103
千葉	14. 3. 29						15,392	14,096	367	273
東京	14. 12. 26	13	100,181	83,953	22,094	76	106,123	26,111	25,717	910
神奈川	14. 2. 19	11	57,988	48,375	13,164	316	61,855	17,442	14,907	538
新潟	13. 3. 30	13	22,099	17,200	6,043	800	24,043	5,555	7,128	184
富山	17. 3. 25	4	13,890	9,257	5,691	517	15,465	3,379	2,599	173
石川	14. 4. 1	4	14,114	10,321	5,384	350	16,055	3,457	3,899	163
福井	15. 3. 31	4	10,196	6,500	3,051	308	9,859	2,463	2,459	138
山梨	15. 1. 16	8	8,136	6,176	2,622	310	9,108	1,917	2,488	62
長野	15. 3. 27	10	20,362	15,462	4,307	536	20,305	4,951	5,323	168
岐阜	16. 3. 31	5	18,101	12,436	3,878	218	16,532	4,038	4,305	188
静岡	17. 3. 29	9	34,167	21,960	11,726	310	33,996	7,507	7,348	544
愛知	13. 3. 30	11	49,661	40,724	14,384	999	56,107	12,358	13,477	498
三重	15. 12. 24	4	16,189	11,256	5,116	463	16,835	3,741	4,975	165
滋賀	15. 3. 31	7	12,717	9,318	2,861	40	12,219	2,646	2,430	201
京都	16. 3. 30	6	26,202	21,546	7,248	392	29,186	6,086	6,557	424
大阪	14. 12. 27	8	77,354	65,242	24,338	328	89,908	18,901	19,325	1,412
兵庫	13. 4. 1	10	51,247	37,123	15,437	540	53,100	11,432	11,666	818
奈良	15. 3. 31	5	13,657	10,097	3,284	212	13,593	2,938	3,009	231
和歌山	15. 4. 25	7	11,788	8,505	3,394	373	12,272	1,768	2,555	271
鳥取	15. 4. 22	3	7,717	5,291	2,262	160	7,713	2,052	2,122	66
島根	16. 3. 30	7	9,961	6,427	2,896	158	9,481	2,619	2,602	84
岡山	13. 3. 30	5	22,196	16,995	6,326	565	23,886	6,395	6,146	212
広島	17. 3. 22	7	33,281	20,427	12,338	457	33,222	9,148	9,533	238
山口	13. 8. 21	9	19,503	11,009	10,620	360	21,989	5,147	6,297	166
徳島	14. 10. 11	6	10,605	6,116	5,665	672	12,453	3,006	4,213	122
香川	16. 2. 27	5	11,729	9,529	3,651	245	13,425	3,792	4,078	160
愛媛	15. 4. 1	6	16,861	12,010	6,972	300	19,282	5,238	5,216	220
高知	14. 9. 10	4	11,734	6,932	8,174	132	15,238	2,898	3,981	128
福岡	14. 3. 29	13	56,542	39,756	26,633	1,001	67,390	19,938	21,818	708
佐賀	15. 4. 1	5	11,670	5,720	5,542	305	11,567	4,023	4,443	147
長崎	13. 12. 28	9	18,131	11,992	8,081	425	20,498	6,147	8,167	245
熊本	17. 2. 11	11	23,958	13,477	12,850	506	26,833	7,814	9,014	302
大分	16. 3. 31	10	14,405	11,350	4,047	340	15,737	5,222	5,460	214
宮崎	15. 5. 1	7	14,511	9,101	5,134	233	14,468	4,985	6,225	182
鹿児島	14. 10. 1	12	22,824	14,019	12,208	425	26,652	7,174	10,057	324
沖縄	16. 8. 20	5	12,209	7,911	4,736	451	13,098	4,551	5,628	162

(注) 1 公示年月については、平成17年3月31日現在で適用されている基準病床数に基づき記載。

2 「感染症病床」の既存病床数については、基準病床を定めている都道府県のみを積み上げている。

資料：厚生労働省医政局調べ

第7節 公衆衛生

1 結核等

第230表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計	1,085	1,045	1,036	898	717	580

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第231表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
		平成10年度(1998)	9,039	579	8,460
11 (1999)		9,716		749	8,967
12 (2000)		9,504	</td		

(ii) 新登録結核患者数

区分	全結核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)
平成10年(1998)	41,033	32.4	33,981	26.9	18,575	14.7	13,405	10.6
	<44,016>	<34.8>	<40,749>	<32.2>	<20,587>	<16.3>	<16,294>	<12.9>
11 (1999)	43,818	34.6	36,190	28.6	20,617	16.3	14,482	11.4
	<48,430>	<38.2>	<44,990>	<35.5>	<22,173>	<17.5>	<17,242>	<13.6>
12 (2000)	39,384	31.0	32,338	25.5	19,347	15.2	13,220	10.4
	<44,379>	<35.0>	<40,939>	<32.3>	<20,990>	<16.5>	<15,909>	<12.5>
13 (2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14 (2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15 (2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16 (2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0

(注) 1 平成10年の分類改正により、平成9年までは旧活動性分類、平成10年以降は新活動性分類。

平成10～12年は<>に旧活動性分類による数値を表示。

2 塗抹陽性肺結核の新分類は、喀痰塗抹陽性肺結核である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第233表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
結核病床数	27,374	25,174	22,835	21,067	17,717	15,690
1日平均在院患者数	11,896	11,332	10,036	9,123	8,187	7,261
病床利用率(%)	43.5	45.0	43.8	43.7	45.3	46.3

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第234表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度 継越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成10年度(1998) 計	5,150	64	373	4,841
国立療養所	5,110	64	371	4,803
公益法人立病院	40	0	2	38
11 (1999) 計	4,841	65	292	4,614
国立療養所	4,803	65	284	4,584
公益法人立病院	38	0	8	30
12 (2000) 計	4,614	61	262	4,413
国立療養所	4,584	61	261	4,384
公益法人立病院	30	0	1	29
13 (2001) 計	4,413	68	254	4,227
国立療養所	4,384	68	251	4,201
公益法人立病院	29	0	3	26
14 (2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15 (2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16 (2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

第236表 エイズ対策の概要

原因の究明	
<input type="checkbox"/> エイズ発生動向調査の強化 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 国際的な発生動向の把握	
発生の予防及び蔓延の防止	
<input type="checkbox"/> 基本的な取組 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 性感染症対策との連携 <input type="checkbox"/> 検査体制の維持及び強化 <input type="checkbox"/> 検査時の相談（カウンセリング）体制の充実 <input type="checkbox"/> 保健医療相談体制の充実	
医療の提供	
<input type="checkbox"/> 医療提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の確保 ・総合的な診療体制の確保 ・十分な説明と同意に基づく医療の推進 ・主要な合併症及び併発症への対応の強化 ・情報ネットワークの整備 ・在宅療養支援体制の整備 ・外国人に対する医療への対応 ・人材の活用 ・治療薬剤の円滑な供給確保 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化	
研究開発の推進	
<input type="checkbox"/> 研究の充実 <input type="checkbox"/> 特効薬等の研究開発 <input type="checkbox"/> 研究評価の充実	
国際的な連携	
<input type="checkbox"/> 諸外国との情報交換の推進 <input type="checkbox"/> 国際的な感染拡大抑制への貢献 <input type="checkbox"/> 国内施策のためのアジア諸国等への協力	
人権の尊重	
<input type="checkbox"/> 人権の擁護及び個人情報の保護 <input type="checkbox"/> 偏見や差別の撤廃への努力 <input type="checkbox"/> 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供	
普及啓発及び教育	
<input type="checkbox"/> 感染予防のための普及啓発の強化 <input type="checkbox"/> 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化 <input type="checkbox"/> 医療従事者等に対する教育 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携の強化	
関係機関との新たな連携	
<input type="checkbox"/> 省庁、NGO等を含めた関係機関の連携の強化 <input type="checkbox"/> 保健所の役割の強化 <input type="checkbox"/> 本指針の進捗状況の評価と展開	

資料：厚生労働省健康局作成

7

7

第237表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成17年10月2日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,334	429	1,763	267	679	946	1,601	1,108	2,709
	同性間の性的接触	2,764	1	2,765	192	0	192	2,956	1	2,957
	静注薬物濫用	17	1	18	17	2	19	34	3	37
	母子感染	13	7	20	3	7	10	16	14	30
	その他	78	28	106	20	14	34	98	42	140
	不明	460	60	520	265	485	750	725	545	1,270
合計		4,666	526	5,192	764	1,187	1,951	5,430	1,713	7,143
エイズ患者	異性間の性的接触	1,059	123	1,182	193	141	334	1,252	264	1,516
	同性間の性的接触	859	1	860	80	2	82	939	3	942
	静注薬物濫用	8	1	9	14	0	14	22	1	23
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	59	12	71	16	8	24	75	20	95
	不明	514	51	565	260	116	376	774	167	941
合計		2,508	191	2,699	564	271	835	3,072	462	3,534
凝固因子製剤による感染者		1,417	18	1,432	—	—	—	1,417	18	1,435

(注) 1 平成16年までは確定値、平成17年は10月2日現在の速報値である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2004年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成17年9月30日現在累積死者数は、1,377名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数579名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

2 感染症(伝染病)

第238表 感染症患者数

《全数把握》

区分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
1類感染症				
エボラ出血熱	0	0	0	0
クリミヤ・コンゴ出血熱	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	—	—	—	0
痘	—	—	—	0
ペスト	0	0	0	0
マーリブルグ病	0	0	0	0
ラツサ熱	0	0	0	0
2類感染症				
コロナ病	58	50	51	25
細菌性赤痢	843	844	699	473
腸チフス	86	65	63	62
パラチフス	20	22	35	44
急性灰白髄炎	1	0	0	0
ジフテリア	1	0	0	0
3類感染症				
腸管出血性大腸菌感染症	3,642	4,435	3,183	2,999
4類感染症				
オウム病	18	35	54	44
つが虫病	791	491	338	402
日本紅斑熱	38	40	36	52
マラリア	154	109	83	78
レジオネラ症	154	86	167	146
その他	84	129	136	80
5類感染症				
アメバ赤痢	378	429	465	520
ウイルス性肝炎	991	929	948	650
急性脳炎	—	—	—	11
クロイツフェルト・ヤコブ病	108	133	147	118
後天性免疫不全症候群	794	947	916	970
ジアルジア	98	137	113	103
梅毒	759	585	575	509
破傷風	91	80	106	73
その他	102	107	255	139

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症

4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2 1類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウェストナイル熱（ウェストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノコック症、黄熱、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、デング熱、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B型肝炎、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症である。

4 5類感染症の「その他」は、クリプトスピリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髓膜炎菌性髓膜炎、先天性風疹症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウェストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

《定点把握》

区分	平成13年(2001)		平成14年(2002)		平成15年(2003)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	305,441	65.70	747,010	159.01	1,162,290	247.14
R S ウイルス感染症	—	—	—	—	1,392	—
咽頭結膜炎	25,642	8.49	15,500	5.11	40,751	13.40
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	154,932	51.32	155,999	51.38	166,566	54.77
感染性胃腸炎	874,241	289.58	889,927	293.12	906,803	298.19
水痘	271,409	89.90	263,308	86.73	250,561	82.39
手足口病	127,754	42.32	91,024	29.98	172,659	56.78
伝染性紅斑	67,667	22.41	57,737	19.02	35,802	11.77
突然性発しん	125,228	41.48	116,663	38.43	116,755	38.39
百日咳	1,760	0.58	1,458	0.48	1,544	0.51
風疹	2,561	0.85	2,971	0.98	2,795	0.92
ヘルパンギー	140,215	46.44	111,441	36.71	148,674	48.89
麻疹（成人麻疹除く）	33,812	11.20	12,473	4.11	8,285	2.72
流行性耳下腺炎	254,711	84.37	180,827	59.56	84,734	27.86
急性出血性結膜炎	1,338	2.11	1,017	1.60	1,019	1.61
流行性角結膜炎	39,499	62.30	34,569	54.53	30,758	48.51
性器クラミジア感染症	40,836	44.83	43,766	47.73	41,945	45.59
性器ヘルペスウイルス感染症	9,314	10.22	9,666	10.54	9,832	10.79
尖圭コンジローマ	5,178	5.68	5,701	6.22	6,253	6.86
淋菌感染症	20,662	22.68	21,921	23.91	20,697	22.72
クラミジア肺炎（オウム病除く）	183	0.39	245	0.52	201	0.43
細菌性髄膜炎	278	0.59	300	0.63	295	0.63
マイコプラズマ肺炎	4,263	9.07	4,282	9.05	5,691	12.08
成人麻疹	931	1.98	440	0.93	462	0.98
無菌性髄膜炎	1,254	2.67	2,985	6.31	1,619	3.44
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5,254	11.47	6,132	13.19	6,447	13.86
メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	18,409	40.19	20,214	43.47	21,302	45.81
薬剤耐性緑膿菌感染症	611	1.33	716	1.54	759	1.66
急性脳炎	134	0.29	108	0.23	98	0.21

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点（指定届出医療機関）より報告された感染症。

2 「RSウイルス感染症」は、平成15年11月5日以降の値である。

3 「急性脳炎」は、ウェストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年は11月4日までの値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第239表 予防接種被接種者数

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
DPT	1,243,210	1,190,363	1,212,178	1,180,631	1,177,855
急性灰白髄炎	1,190,077	1,064,480	1,207,259	1,159,752	1,135,584
麻疹	1,157,908	1,137,868	1,235,575	1,191,968	1,188,872
風疹	1,242,313	1,089,993	1,149,785	1,126,907	1,168,877
日本脳炎	1,047,874	1,009,821	1,039,482	1,032,625	1,080,531

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

3 精神保健

第240表 精神病床数・患者数・病床利用率

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
精神病床数	359,563	358,609	358,597	357,388	356,621	355,269
1日平均在院患者数	336,369	334,222	333,712	332,934	332,022	329,990
病床利用率(%)	93.5	93.2	93.1	93.2	93.1	92.9

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第241表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
措置入院患者数	3,201	2,964	2,817	2,600	2,418	2,222
措置入院医療費国庫負担額	5,902	5,531	4,082	3,927	4,321	4,758

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第242表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
承認件数	426,845	357,829	501,963	452,577	608,088	588,394
通院医療費国庫補助額	33,265	36,333	41,456	41,926	44,773	47,647

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

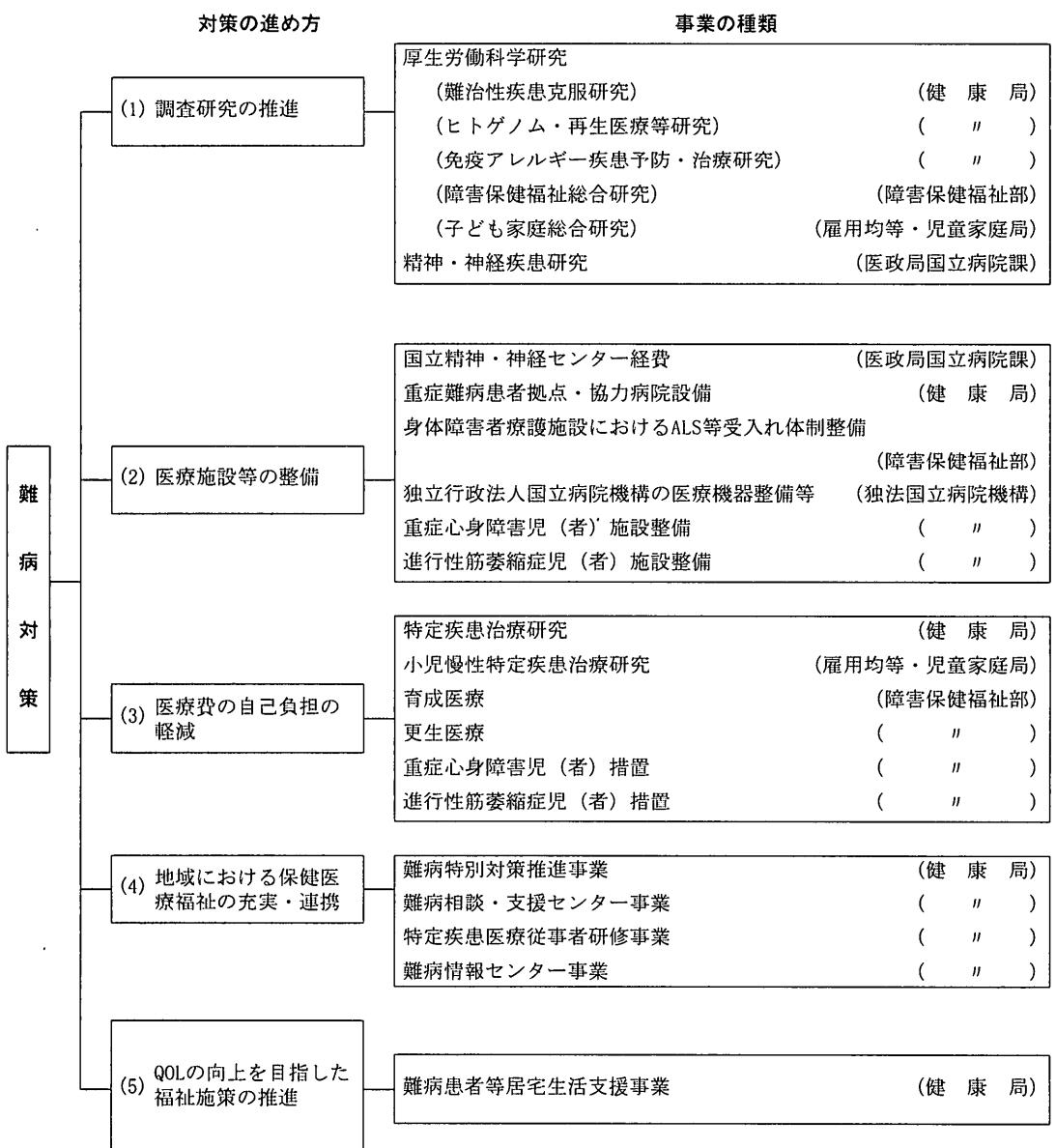
第243表 医療保護入院届出件数

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
入院届出数	116,857	147,551	140,450	145,387	151,160	161,587

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

4 難病

第244表 難病対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第245表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成16年度末現在

疾 患 名	受給者証 交付件数	疾 患 名	受給者証 交付件数
1 ベーチェット病	16,417	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	10,767
2 多発性硬化症	10,756	25 ウエグナー肉芽腫症	1,107
3 重症筋無力症	13,762	26 特発性拡張型(うつ血型)心筋症	16,337
4 全身性エリテマトーデス	52,195	27 多系統萎縮症	8,885
5 スモン	2,040	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	322
6 再生不良性貧血	9,245	29 膜胞性乾癬	1,426
7 サルコイドーシス	18,089	30 広範脊柱管狭窄症	2,525
8 筋萎縮性側索硬化症	7,007	31 原発性胆汁性肝硬変	13,146
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	33,014	32 重症急性肺炎	1,185
10 特発性血小板減少性紫斑病	25,793	33 特発性大腿骨頭壞死症	11,076
11 結節性動脈周囲炎	4,228	34 混合性結合組織病	7,058
12 潰瘍性大腸炎	80,311	35 原発性免疫不全症候群	1,081
13 大動脈炎症候群	5,203	36 特発性間質性肺炎	3,712
14 ピュルガー病	8,642	37 網膜色素変性症	22,542
15 天疱瘡	3,504	38 プリオン病	314
16 脊髄小脳変性症	17,947	39 原発性肺高血圧症	758
17 クローン病	23,188	40 神経線維腫症	1,993
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	277	41 亜急性硬化性全脳炎	104
19 悪性関節リウマチ	5,172	42 バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	214
20 パーキンソン病関連疾患	75,026	43 特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	611
21 アミロイドーシス	1,013	44 ライソゾーム病(ファブリーFabry)病含む)	408
22 後縫綱帶骨化症	22,500	45 副腎白質ジストロフィー	132
23 ハンチントン病	672		
		合 計	541,704

(注) 1 「パーキンソン病」に「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」を加え、「パーキンソン病関連疾患」とした。

2 「シャイ・ドレーガー症候群」に「線条体黒質変性症」「オリーブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」を加え、「多系統萎縮症」とした。

資料: 厚生労働省健康局調べ

5 環境衛生

第246表 全国水道普及状況

年度末現在(単位 千人)

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	15,281	121,777	15,051	122,184	14,802	122,560	14,580	122,977	17,599	123,378	17,719	123,753
上水道	1,964	114,477	1,962	115,001	1,958	115,533	1,956	116,069	1,956	116,567	1,936	117,039
簡易水道	9,370	6,647	9,195	6,552	8,979	6,434	8,790	6,334	8,599	6,228	8,360	6,124
専用水道	3,837	653	3,784	631	3,754	593	3,723	574	6,933	583	7,314	590
水道用水供給	110	—	110	—	111	—	111	—	111	—	109	—
普及率(%)		96.3		96.4		96.6		96.7		96.8		96.9

資料: 厚生労働省健康局調べ

第247表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在(1日当り)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
下水道終末処理(万人)	7,311	7,548	7,803	8,032	8,257	8,458
ごみ処理(トン)	192,618	195,125	201,557	202,733	198,874	193,856
し尿処理(kl)	103,764	100,625	99,860	99,532	98,219	100,764

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料: 「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第248表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
下水道終末処理						
総事業費	2,541,525	2,661,679	2,427,685	2,293,273	2,188,779	2,017,746
国庫支出金	798,034	842,124	755,522	732,181	672,099	663,852
地方債	1,459,024	1,464,425	1,435,495	1,180,979	1,143,501	1,010,971
その他の	284,467	355,130	236,668	380,113	373,179	342,923
ごみ処理						
総事業費	2,026,456	2,048,327	2,049,820	2,120,032	1,975,961	1,750,387
国庫支出金	81,232	107,211	114,969	131,508	53,354	37,276
地方債	236,737	275,518	274,990	292,861	235,627	91,539
その他の	1,708,487	1,665,598	1,659,861	1,695,664	1,686,982	1,621,572
し尿処理						
総事業費	325,554	313,662	302,582	283,525	271,738	258,423
国庫支出金	7,643	7,974	7,518	5,582	4,434	3,824
地方債	18,023	16,375	17,593	10,519	8,565	4,285
その他の	299,888	289,313	277,471	267,425	258,740	250,314

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

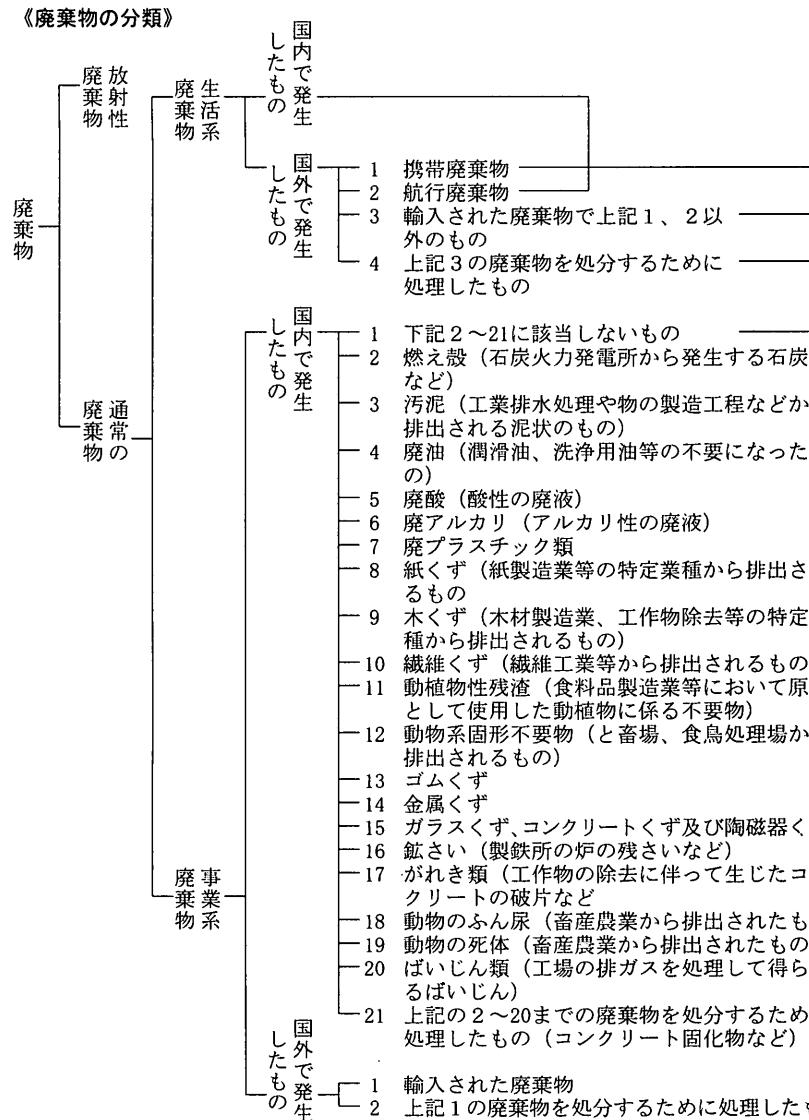
2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金・使用料・手数料及び一般財源等を含む。

資料: 「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

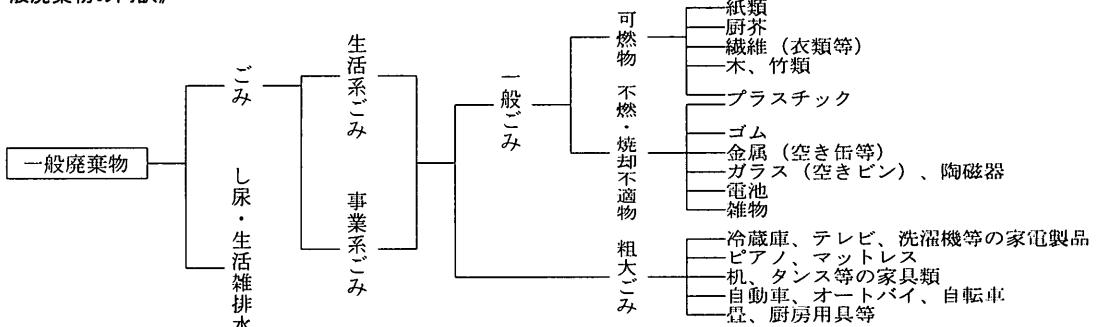
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第249表 廃棄物の分類と処理体制



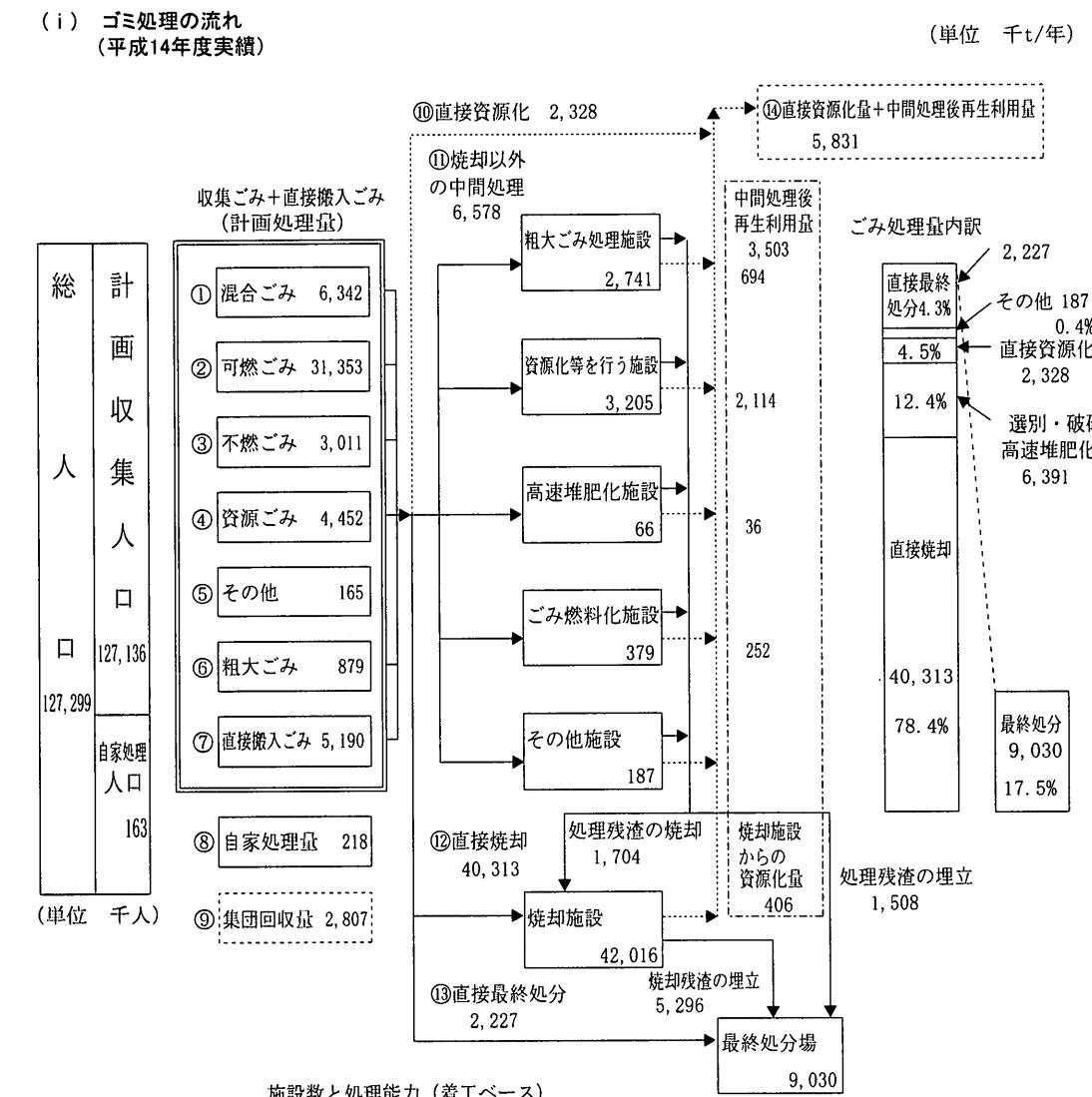
(注) 「他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》

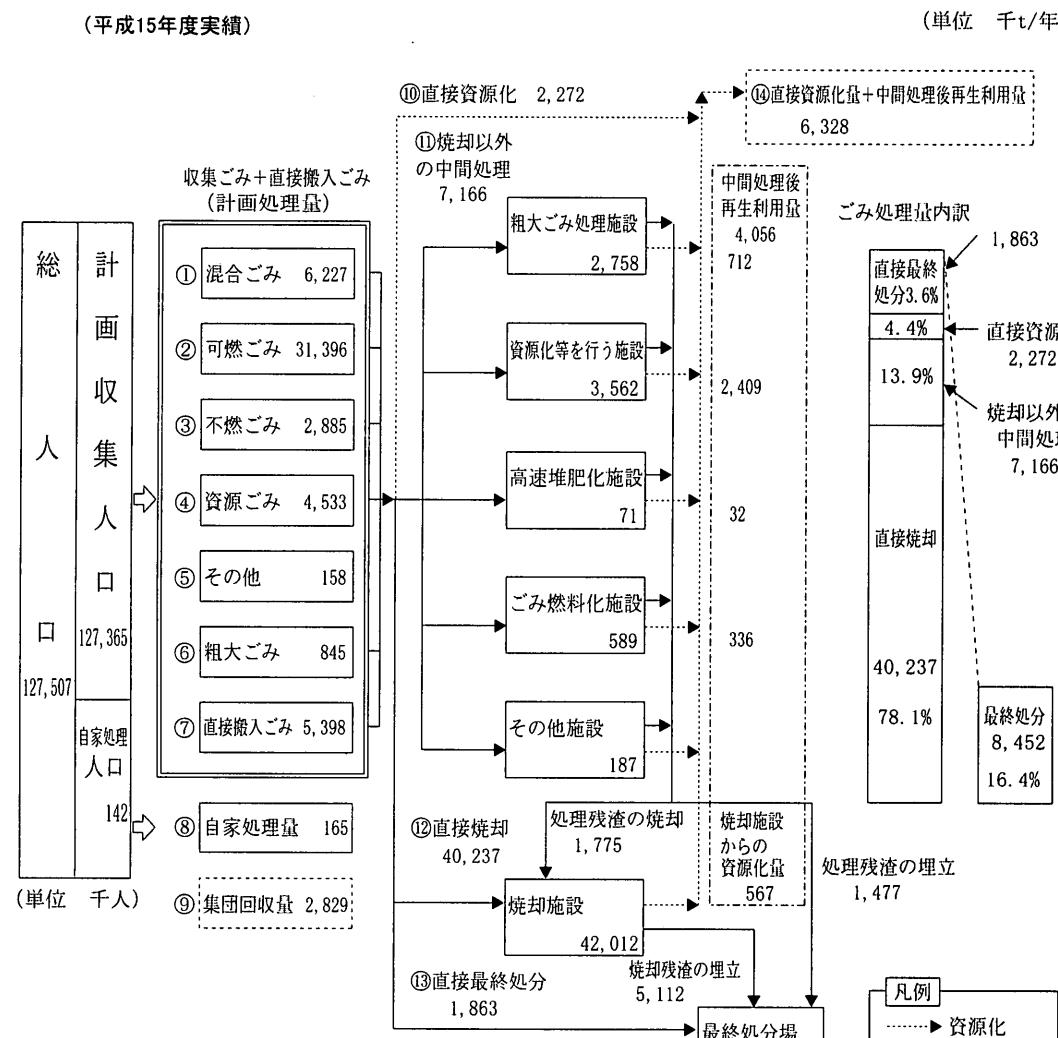


資料:「一般廃棄物」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ
 「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

第250表 ゴミ処理等の流れ

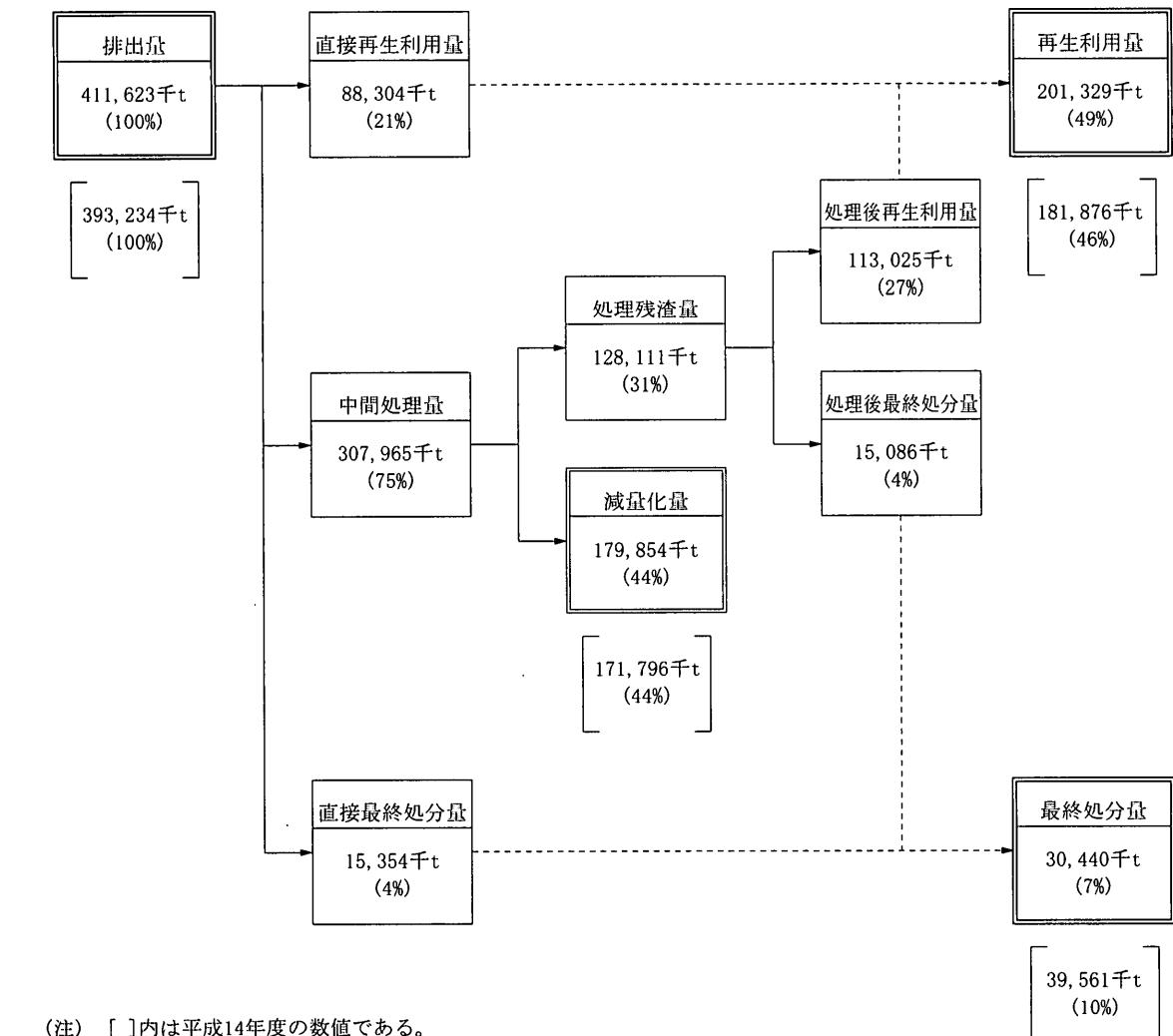


- 収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=46,202千t/年
- 収集ごみ+直接搬入ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=51,391千t/年 (計画処理量)
- ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=51,610千t/年
- 1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口=1,111g/人・日
- ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=51,445千t/年
- 総資源化量=⑨+⑩=8,638千t/年
- リサイクル率=(⑨+⑩)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=15.9%



資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成15年度)



(注) []内は平成14年度の数値である。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

第251表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
処理費用総額(百万円)	2,249,039	2,264,424	2,370,775	2,602,864	2,395,621	1,960,037
対前年度増加率(%)	0.5	0.7	4.7	9.8	△8.0	△18.2
国民1人当たりの処理費用(円)	17,790	17,900	18,700	20,500	18,800	15,400
対前年度増加率(%)	0.3	0.6	4.5	9.6	△8.3	△18.1

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公 告

第252表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分	あっせん			調停			仲裁			裁定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済			
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7			
47 (1972)	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19			
48 (1973)	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47			
49 (1974)	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	45			
50 (1975)	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51 (1976)	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52 (1977)	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53 (1978)	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54 (1979)	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55 (1980)	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56 (1981)	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57 (1982)	0	0	0	48	40	75	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	117	49	40	77
58 (1983)	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59 (1984)	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60 (1985)	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61 (1986)	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62 (1987)	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	0	56	28	29	27
63 (1988)	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元 (1989)	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	25	11	18	7			
2 (1990)	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3 (1991)	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4 (1992)	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5 (1993)	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6 (1994)	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7 (1995)	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	2	2	14
8 (1996)	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9 (1997)	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10 (1998)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11 (1999)	0	0	0	0	1	1	6	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12 (2000)	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13 (2001)	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14 (2002)	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15 (2003)	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16 (2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
計	3	3	—	701	699	—	1	1	—	63(17)	54(11)	—	2	2	—	—	770	759	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第253表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区分	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	業務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47 (1972)	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48 (1973)	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49 (1974)	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50 (1975)	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51 (1976)	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52 (1977)	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53 (1978)	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54 (1979)	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55 (1980)	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56 (1981)	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57 (1982)	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58 (1983)	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59 (1984)	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60 (1985)	29	0	29	0</							

第 254 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度(1970)	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
50 (1975)	67,315	11,873	13,453	593	23,812		68	17,516
55 (1980)	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
60 (1985)	51,413	9,036	7,617	222	19,364	2,582	39	12,553
平成2年度(1990)	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7 (1995)	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
12 (2000)	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13 (2001)	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14 (2002)	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589
15 (2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、不連続となっている。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第 255 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物の不法投棄	害虫等の発生	動物の死骸放置	火災の危険	ふん・尿の害	電波障害	土砂の散乱	土砂の流出	光害	日照	通風障害	その他
平成8年 (1996)	16,937	4,095	2,233	1,700	594	635	351	196	133	64	27	15	6,894
9 (1997)	17,350	4,169	2,273	1,865	563	647	370	189	106	59	23	7	7,079
10 (1998)	17,210	5,049	2,154	1,660	565	495	292	136	107	60	16	21	6,655
11 (1999)	17,165	5,790	1,924	1,591	638	498	158	167	106	53	23	5	6,212
12 (2000)	20,099	7,158	2,152	1,703	684	543	170	156	123	81	25	14	7,290
13 (2001)	27,135	12,397	1,980	2,231	914	576	174	193	117	65	47	11	8,430
14 (2002)	29,886	13,649	1,999	3,424	856	604	180	165	111	83	48	13	8,754
15 (2003)	33,126	15,911	2,008	3,384	1,001	703	183	161	211	67	41	15	9,441

資料：總務省公害等調整委員會「年次報告」

第 256 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成16年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれららの続発症	千葉市	南部臨海地域	千葉市	昭和49.11.30	52,532
		東京都	千代田区	千代田区	"	370
		"	中央区	中央区	昭和50.12.19	154
		"	中港新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	宿京東川田北板墨江東川立飾江戸川	昭和49.11.30	252
		"	品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	471
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和50.12.19	1,310
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和49.11.30	549
		"	品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	524
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和50.12.19	1,045
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	2,284
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和49.11.30	606
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和50.12.19	657
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和50.12.19	746
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	1,206
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	1,804
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	745
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和49.11.30	1,645
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	昭和50.12.19	914
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	2,004
		"	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	1,274
		"	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	新文台品大目渡豊北墨江荒足葛江戸川	"	1,917
		東京都	計		20,107	
特異的疾患 第二種地域	水俣病 イタズラ中毒症	横浜市	鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	559
		横川崎市	川崎区・幸区	横川崎市	昭和44.12.27	1,999
		富士市	中部地域	富士市	昭和47.2.1	487
		名古屋市	中南部地域	名古屋市	昭和49.11.30	2,769
		東海市	北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	484
		四日市市	臨海地域	四日市市	昭和44.12.27	485
		楠木町	全全	三重県	昭和49.11.30	47
		大阪市	全全	大阪市	昭和44.12.27	9,259
		豊中市	南部地域	豊中市	昭和49.11.30	昭和50.12.19
		吹田市	南部地域	吹田市	昭和48.2.1	264
		守口市	南部地域	守口市	昭和49.11.30	258
		東大阪市	中部地域	東大阪市	昭和52.1.13	1,465
		八尾市	中部地域	八尾市	昭和53.6.2	1,759
		堺市	西部地域	堺市	"	990
		神戸市	臨海地域	神戸市	昭和48.8.1	2,187
		尼崎市	東部・南部地域	尼崎市	昭和52.1.13	1,155
		倉敷市	島地地域	倉敷市	昭和45.12.1	2,705
		玉野市	南部臨海地域	岡山県	昭和50.12.19	1,687
		備前市	片上湾周辺地域	岡山県	"	53
		北九州市	洞海湾周辺地域	北九州市	昭和48.2.1	70
		大牟田市	中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,096
		計			1,209	
		阿賀野川	下流地域	新潟県	51,464	
		水俣湾	沿岸地域	新潟市	昭和44.12.27	
		神通川	下流地域	鹿児島県	"	
		島根県	下笠ヶ谷久地区	熊本県	"	
		宮崎県	下笠ヶ谷久地区	福島県	"	
		宮崎県	下笠ヶ谷久地区	宮崎県	昭和49.7.4	
		宮崎県	下笠ヶ谷久地区	宮崎県	昭和48.2.1	
		計			1,068	

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境白書」

第257表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(単位 金額:千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
造成建設事業 件数	13	14	11	9	6	4	3
金額	31,600,000	20,000,000	14,507,000	27,050,000	10,217,000	5,409,000	2,253,000
集団設置建物 件数	2	1	1	1	—	—	—
金額	14,100,000	6,300,000	2,420,000	4,200,000	—	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	2	2	3	1	1	1	—
金額	9,207,000	1,835,000	3,260,000	2,600,000	2,651,000	1,255,000	—
大気汚染対策緑地 件数	6	7	3	3	2	1	1
金額	6,269,000	9,434,000	7,772,000	9,570,000	5,032,000	1,210,000	483,000
地球温暖化対策緑地 件数	•	1	2	3	3	2	2
金額	•	500,000	624,000	1,686,000	2,534,000	2,944,000	1,770,000
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 件数	3	3	2	1	—	—	—
金額	2,024,000	1,931,000	431,000	8,994,000	—	—	—
一體緑地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
貸付事業 件数	50	1	—	—	—	—	—
金額	15,406,650	93,000	—	—	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(単位 金額:千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
集団設置建物 件数	4	2	2	2	2	—	—
金額	5,366,823	5,823,177	17,830,131	4,547,878	11,073,573	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	1	2	2	0	—	—	1
金額	3,677,325	9,474,909	13,473,595	0	—	—	6,642,925
大気汚染対策緑地 件数	2	5	1	1	3	2	1
金額	1,408,135	7,357,252	4,852,222	0	22,741,892	6,602,260	2,235,456
地球温暖化対策緑地 件数	•	—	—	0	1	1	2
金額	•	—	—	0	1,140,757	3,651,201	4,094,031
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 件数	•	1	1	1	—	—	—
金額	•	3,592,232	3,346,965	5,937,218	—	—	—
一體緑地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	2	—	—	—	—	—	—
金額	1,635,441	—	—	—	—	—	—

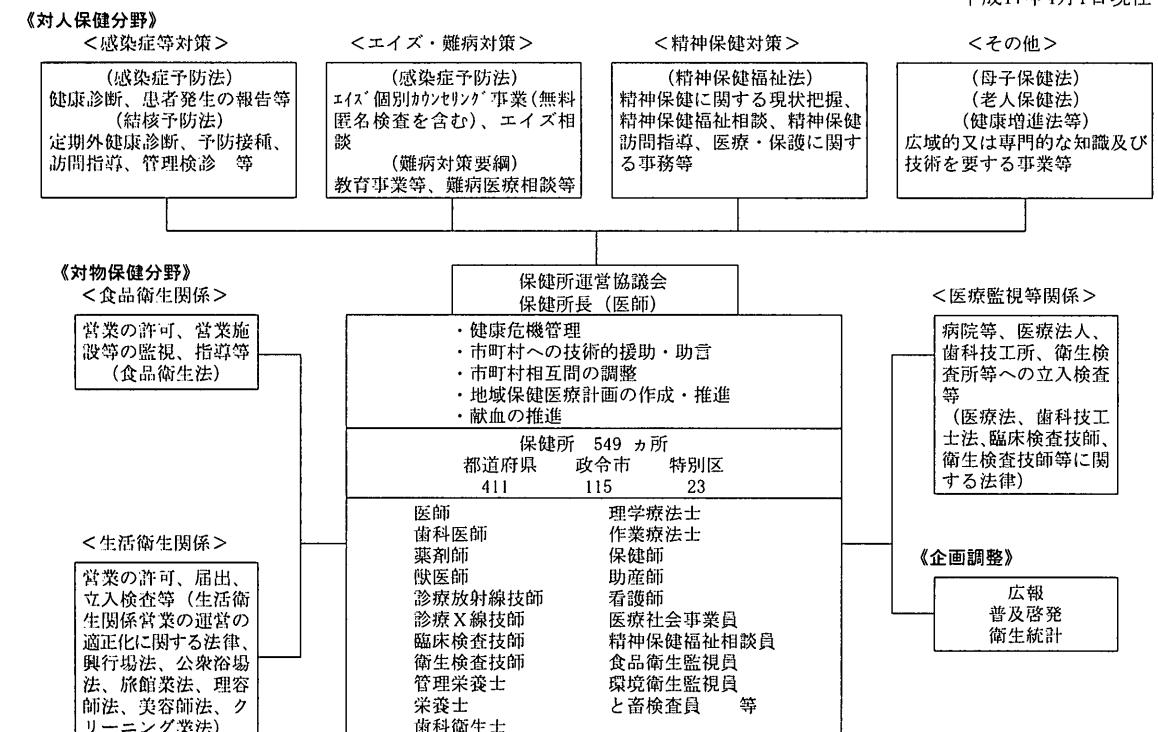
(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

資料:独立行政法人環境再生保全機構調べ

7 保健所及び保健センター

第258表 保健所の活動

平成17年4月1日現在



(注) 政令市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

資料:厚生労働省健康局調べ

第259表 保健所数及び保健所職員総数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
保健所数	663	641	594	592	582	576
都道府県立	490	474	460	459	448	438
政令市	137	136	108	109	111	115
特別区	36	31	26	24	23	23
職員総数	30,021	30,531	30,353	30,104	30,301	29,044
医師	1,132	1,102	1,088	1,055	1,027	964
歯科医師	82	79	94	88	88	81
薬剤師	4,860	4,894	4,898	4,896	4,912	4,800
助産師	7,859	7,981	7,905	7,880	7,837	7,487
看護師	265	222	231	198	205	193
放射線・X線技師	66	66	65	68	65	63
管理栄養士	1,004	966	957	907	888	840
看護師	1,114	1,130	1,152	1,090	1,078	1,068
助産師	169	132	133	170	177	142
歯科衛生士	358	359	357	353	350	336
検査技師	1,309	1,329	1,262	1,249	1,257	1,124
理学療法士・作業療法士	91	109	118	109	115	109
その他	11,712	12,162	12,093	12,041	12,302	11,837

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 平成9年度以降の「職員総数」は、常勤職員数である。

3 平成9年度以後の「看護師」は、准看護師を含む。

4 平成12以前の「保健師」「看護師」「助産師」は、それぞれ「保健婦(士)」「看護婦(士)」「助産婦」である。

資料: 平成10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、

平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第 260 表 保健所活動狀況

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	3,180,728	3,320,035	3,402,284	3,103,258	3,102,473
母子保健 (保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	101,865	107,591	113,592	111,893	87,202
産婦保健指導延人員	58,630	57,989	57,474	66,455	71,381
乳児保健指導延人員	244,860	269,986	238,333	258,996	226,874
幼児保健指導延人員	258,613	277,205	264,540	265,126	248,336
歯 科 保 健					
検診・保健指導受診延人員	1,213,990	1,236,300	1,117,635	1,080,993	1,045,503
予防処置延人員	202,424	221,837	202,482	199,848	182,455
治療延人員	545	2,495	2,488	2,672	4,604
健康増進個別指導					
栄養指導延人員	557,456	590,247	471,743	432,471	417,743
集 団 指 導					
栄養指導延人員	1,314,731	1,281,324	1,181,616	921,895	962,217
衛生教育開催回数	152,626	145,405	137,504	136,111	141,547
環境衛生監視指導延施設数	593,822	479,142	363,196	396,548	348,914
試験検査検体数	11,731,759	10,506,458	9,385,268	8,719,575	7,337,442

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第 262 表 身体障害者手帳交付台帳登載数

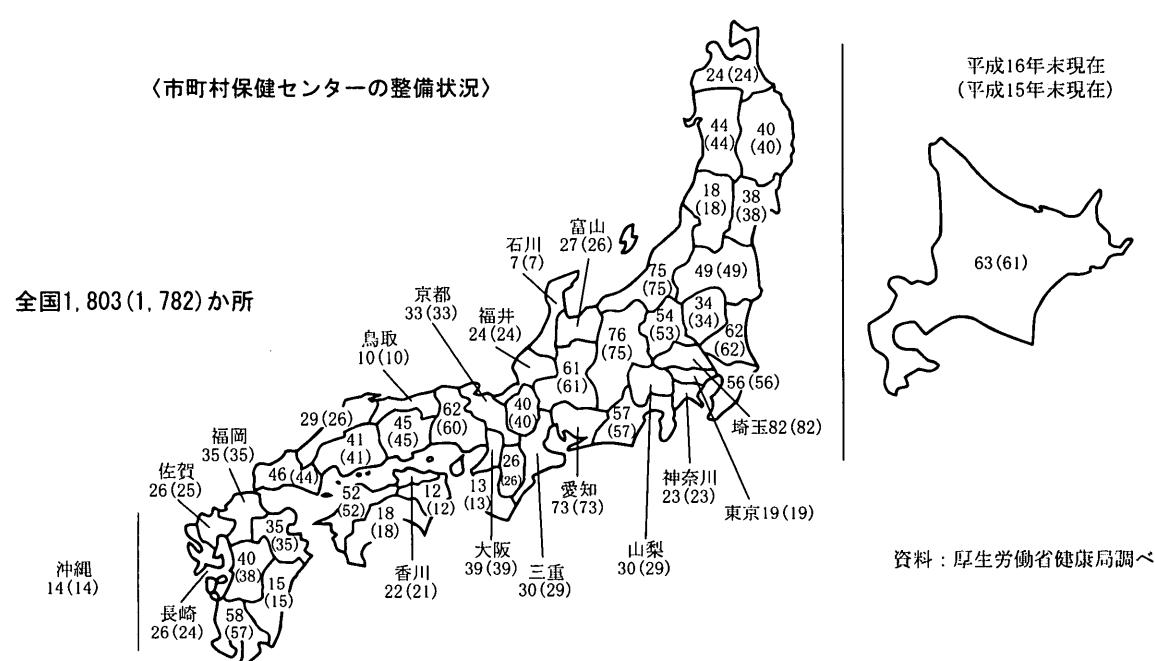
平成15年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,559,965	388,326	436,017	55,650	2,560,211	1,119,761
18歳未満	108,011	5,698	18,398	1,117	65,364	17,434
18歳以上	4,451,954	382,628	417,619	54,533	2,494,847	1,102,327

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第 261 表 市町村保健ヤンター数

区分	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
市町村保健センター数	1,577	1,630	1,661	1,705	1,744	1,782	1,803



資料：厚生労働省健康局調べ

第263表 福祉事務所における知的障害者相談状況

区分	相談実人員	相談内容									
		総数	療育手帳	在宅	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
平成8年度(1996)	186,866	302,518	•	•	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953
9 (1997)	195,648	311,113	•	•	103,036	1,009	24,276	21,096	47,109	11,416	103,171
10 (1998)	197,182	314,709	•	•	101,671	996	26,383	20,959	47,895	11,029	105,776
11 (1999)	220,237	350,416	•	•	116,451	977	27,942	23,515	53,466	12,898	115,167
12 (2000)	206,415	337,227	•	•	107,031	957	26,675	23,689	53,940	12,392	112,543
13 (2001)	219,272	355,935	•	•	111,273	920	27,769	24,048	61,149	12,326	118,450
14 (2002)	242,208	399,165	•	•	127,436	707	28,418	24,546	67,571	12,571	137,916
15 (2003)	290,409	487,992	85,044	92,699	99,242	834	26,779	23,381	54,329	13,331	92,353

(注)1 精神薄弱者は、平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

2 平成15年度の値は、市町村における知的障害者相談状況である。

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例)

第264表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
身体障害者更生援護施設	施設数	1,577	1,668	1,766	1,883	2,022	2,164
在所者数		45,713	47,343	48,905	50,156	52,099	54,739
肢体不自由者更生施設	施設数	37	37	37	36	36	88
在所者数		880	837	806	777	744	4,623
視覚障害者更生施設	施設数	14	14	14	14	14	19
在所者数		844	898	920	920	880	1,166
聴覚・言語障害者更生施設	施設数	3	3	3	3	3	3
在所者数		101	94	99	102	100	100
内部障害者更生施設	施設数	6	6	6	6	6	6
在所者数		291	301	308	289	304	327
身体障害者療護施設	施設数	327	352	377	397	427	450
在所者数		20,270	21,365	22,641	23,386	24,530	25,689
重度身体障害者更生援護施設	施設数	72	73	73	73	73	·
在所者数		4,311	4,373	4,341	4,273	4,334	·
身体障害者福祉ホーム	施設数	34	39	42	50	58	62
在所者数		414	458	495	568	624	657
身体障害者授産施設	施設数	83	81	81	80	80	206
在所者数		3,508	3,433	3,417	3,374	3,304	11,273
重度身体障害者授産施設	施設数	127	127	128	128	129	·
在所者数		7,979	8,090	8,151	8,123	8,123	·
身体障害者通所授産施設	施設数	233	244	252	259	277	296
在所者数		5,770	6,155	6,361	6,565	6,914	7,490
身体障害者小規模通所授産施設	施設数	·	·	·	26	61	136
在所者数		·	·	·	391	918	2,119
身体障害者福祉工場	施設数	35	35	37	37	36	36
在所者数		1,345	1,339	1,366	1,388	1,324	1,295
身体障害者福祉センター	施設数	246	248	251	253	256	248
在宅障害者デイサービス施設	施設数	220	271	325	371	417	463
障害者更生センター	施設数	10	9	9	9	9	9
補装具製作施設	施設数	26	24	23	23	22	21
盲導犬訓練施設	施設数	·	·	·	7	7	9
点字図書館	施設数	73	73	73	74	72	72
点字出版施設	施設数	14	14	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数	17	18	22	24	26	27
知的障害者援護施設	施設数	2,726	2,884	3,002	3,364	3,650	4,014
在所者数		137,830	144,143	150,873	157,300	165,384	175,407
知的障害者デイサービスセンター	施設数	·	·	·	157	198	240
知的障害者更生施設	施設数	1,515	1,589	1,653	1,710	1,773	1,856
在所者数		91,564	94,973	98,864	101,816	104,914	108,545
知的障害者授産施設	施設数	993	1,065	1,118	1,186	1,285	1,402
在所者数		42,148	44,754	47,531	49,759	53,521	57,918
知的障害者小規模通所授産施設	施設数	·	·	·	71	141	254
在所者数		·	·	·	1,115	2,087	3,847
知的障害者通勤寮	施設数	116	119	120	121	124	125
在所者数		2,582	2,628	2,662	2,671	2,729	2,808
知的障害者福祉ホーム	施設数	67	68	68	70	72	76
在所者数		686	708	692	711	750	788
知的障害者福祉工場	施設数	35	43	43	49	57	61
在所者数		850	1,080	1,124	1,228	1,383	1,501

(注) 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第265表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
交 痿	付 件 数	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827	1,250,400
義	公費負担額	21,709,753	23,351,124	20,585,733	19,387,490	20,048,307	21,900,433
義	肢 手 件 数	2,431	2,243	2,233	2,153	2,019	2,059
義	公費負担額	302,753	265,938	279,965	271,557	264,548	279,525
義	足 件 数	7,520	7,368	7,319	7,035	6,897	6,995
義	公費負担額	2,136,215	2,137,143	2,218,886	2,175,703	2,215,752	2,297,758
装	具 件 数	25,680	26,173	26,479	26,405	27,497	29,389
義	公費負担額	1,722,671	1,731,078	1,790,255	1,751,777	1,791,971	1,890,344
盲	人 安 全 つ え 件 数	7,360	7,720	7,447	7,331	7,018	7,479
義	公費負担額	22,592	23,583	23,284	23,063	24,841	26,205
補	聴 器 件 数	37,321	38,264	35,192	35,065	36,651	38,194
義	公費負担額	1,944,441	2,027,423	1,890,823	1,915,913	2,035,501	2,127,718
車	い す 件 数	68,313	74,875	34,203	26,653	24,546	25,873
義	公費負担額	9,042,484	10,067,240	5,363,630	4,499,451	4,267,197	4,588,503
歩	行 補 助 つ え 件 数	15,038	16,592	10,459	10,497	10,135	10,655
義	公費負担額	79,151	89,150	54,850	50,697	47,389	48,672
そ の 他	件 数	748,419	794,666	856,269	942,446	997,064	1,129,756
義	公費負担額	6,459,446	7,009,569	8,964,040	8,699,329	9,401,108	10,641,708
修	理 件 数	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559	139,150
義	公費負担額	2,203,343	2,421,539	2,742,759	2,989,342	3,064,341	3,290,649
義	肢 手 件 数	1,089	1,092	1,048	958	929	905
義	公費負担額	66,472	75,255	76,301	74,184	75,516	69,323
義	足 件 数	5,990	5,930	6,115	6,291	6,033	6,354
義	公費負担額	651,890	695,000	752,691	814,701	790,300	865,514
装	具 件 数	9,640	10,518	10,679	10,971	11,086	11,862
義	公費負担額	162,079	177,908	184,946	192,986	194,469	205,317
盲	人 安 全 つ え 件 数	38	63	58	69	52	64
義	公費負担額	38	89	80	201	70	116
補	聴 器 件 数	44,178	49,883	55,677	59,976	66,868	75,636
義	公費負担額	184,325	208,024	253,833	275,240	308,691	330,362
車	い す 件 数	29,186	32,483	35,064	36,705	37,025	39,475
義	公費負担額	1,104,125	1,225,351	1,423,277	1,557,007	1,585,357	1,731,640
歩	行 補 助 つ え 件 数	2,099	2,193	2,052	2,132	2,104	2,076
義	公費負担額	3,387	3,415	3,234	5,124	3,201	3,066
そ の 他	件 数	1,652	1,644				

第266表 身体障害者更生援護状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	309,150	317,370	303,868	308,042	332,979	367,332
更生援護取扱実人員	1,792,186	1,839,200	1,824,652	1,875,008	1,986,910	2,136,850
相談指導及び措置件数	2,607,222	2,657,808	2,663,363	2,733,090	2,395,037	3,178,153
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	53,019	47,527	46,975	48,445	53,360	51,609
補装具件数						
交付	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827	1,250,400
修理	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559	139,150
更生医療給付決定件数	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277	174,086

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第267表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277	174,086
公費負担額	9,147,889	10,530,947	11,859,169	13,394,000	15,986,937	18,350,995
視覚障害件数	31	46	115	129	111	77
公費負担額	2,462	3,558	9,937	12,182	12,318	9,483
聴覚・平衡機能障害件数	111	99	171	166	180	166
公費負担額	7,809	8,660	12,264	16,654	21,805	12,879
音声・言語・そしゃく機能障害件数	191	217	247	302	404	372
公費負担額	8,237	10,021	11,537	12,514	23,170	20,967
肢体不自由件数	6,665	7,931	8,647	11,077	14,272	18,627
公費負担額	886,144	989,302	1,099,989	1,354,270	1,673,566	2,032,872
心臓機能障害件数	27,405	29,533	32,805	40,180	46,019	53,232
公費負担額	2,735,018	3,061,285	3,380,777	4,447,505	4,967,100	5,605,323
じん臓機能障害件数	46,664	52,624	57,376	67,554	74,078	97,460
公費負担額	5,363,065	6,138,221	6,929,955	6,948,856	8,480,240	9,729,671
小腸障害件数	86	136	89	93	184	349
公費負担額	18,926	18,598	22,085	24,753	37,501	31,430
免疫機能障害件数	427	806	1,236	1,817	2,875	3,557
公費負担額	76,903	196,396	316,368	491,012	612,317	866,658
訪問看護件数	499	772	1,494	2,006	1,154	246
公費負担額	49,325	104,906	76,257	86,254	158,920	41,712

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第268表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
入校者数	1,461	1,487	1,595	1,602	1,603
障害種別					
視覚障害	36	50	39	47	47
聴覚・言語障害	204	234	320	310	249
上肢障害	373	365	371	403	421
下肢障害	622	549	628	610	620
体幹障害	156	178	154	159	144
内臓機能障害	147	119	133	140	168
知的障害	304	322	350	361	375
精神障害	24	16	28	28	22
その他障害	18	61	20	16	13

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料:厚生労働省職業能力開発局調べ

第269表 障害者職業能力開発校修了者数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総数	1,214	1,205	1,146	1,151	1,199	1,204
※電子機器・情報処理	178	180	182	175	185	184
被服縫製	119	122	108	99	96	87
木工	48	47	35	30	25	26
※設計・製図	83	82	88	91	129	104
※印刷・製本	153	173	164	135	139	163
染装	8	5	7	7	—	—
皮革芸	21	14	13	—	—	—
義肢装具	23	20	17	23	17	16
印章彫刻	4	—	—	—	—	—
陶磁器	19	20	20	21	19	21
デザイン	60	53	39	59	56	63
園芸	19	8	12	15	14	16
※OA事務・一般事務	234	250	235	258	278	277
臨床検査	8	8	12	6	4	5
その他	237	223	214	232	237	242

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料:厚生労働省職業能力開発局調べ

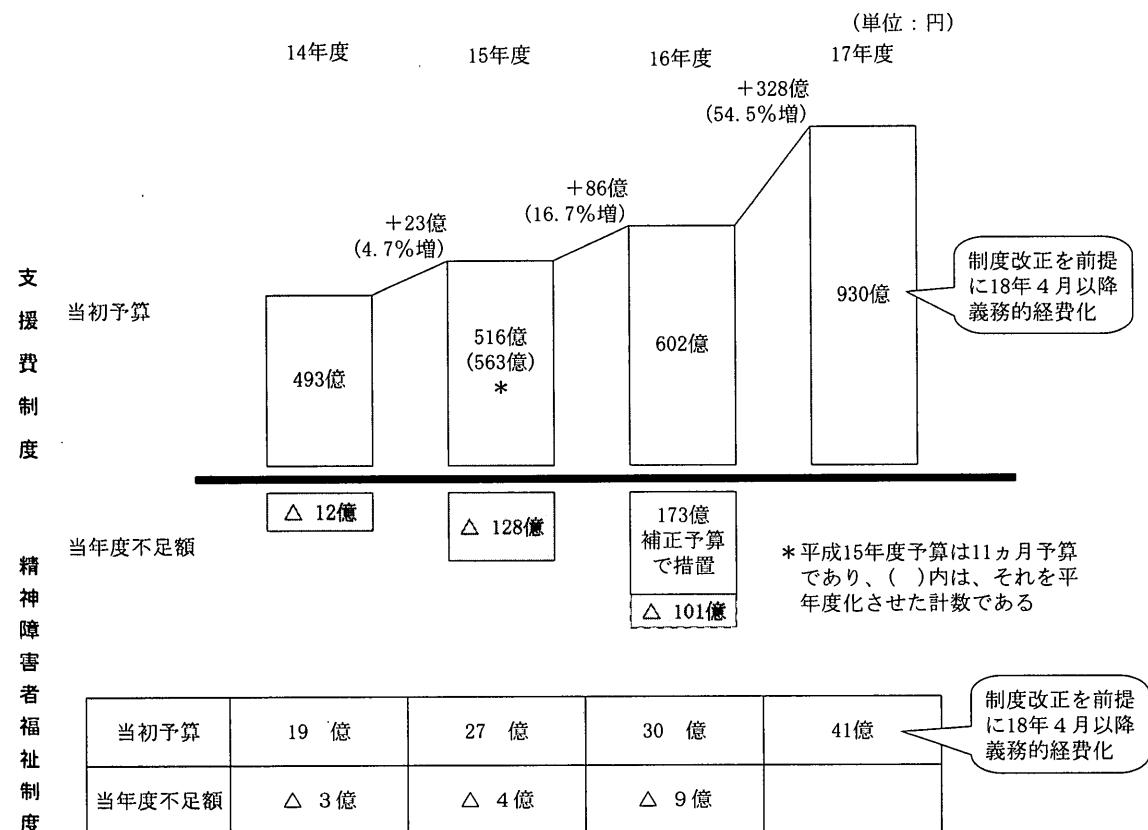
第270表 居宅介護の市町村数、ホームヘルプサービス支給量及びホームヘルパー派遣対象者数

区分	市町村数	ホームヘルプ サービス支給量	ホームヘルパー 派遣対象者数
全国	2,826	2,568,632.3	115,428
北海道	168	36,223.0	2,923
青森県	60	15,150.5	682
岩手県	53	9,969.5	751
宮城県	68	8,939.5	589
秋田県	68	3,085.0	258
山形県	34	9,110.0	465
福島県	75	14,691.5	887
茨城県	76	13,339.0	1,155
栃木県	42	15,585.5	934
群馬県	61	13,257.0	976
埼玉県	88	55,636.0	2,504
千葉県	68	33,106.5	2,503
東京都	55	567,832.0	13,393
神奈川県	32	31,003.0	3,089
新潟県	91	12,308.5	1,010
富山県	25	4,062.5	268
石川県	29	4,513.0	528
福井県	24	7,569.5	487
山梨県	56	10,647.5	723
長野県	83	17,795.5	1,542
岐阜県	73	10,825.5	1,294
静岡県	64	13,389.0	843
愛知県	75	30,305.5	1,659
三重県	69	16,019.5	1,524
滋賀県	50	20,501.5	3,308
京都府	43	22,106.5	1,525
大阪府	41	179,663.0	8,444
奈良県	86	110,957.0	4,356
和歌県	46	6,519.8	1,319
鳥取県	44	9,304.5	828
島根県	36	8,503.5	540
岡山県	59	12,616.0	820
広島県	59	5,539.5	622
山口県	59	17,463.0	1,473
徳島県	44	20,157.5	1,040
香川県	39	8,214.5	609
愛媛県	34	6,348.0	543
高知県	56	8,025.5	748
福井県	37	3,802.0	230
佐賀県	89	37,913.0	2,205
長崎県	43	7,802.5	427
熊本県	65	12,842.0	726
大分県	89	8,422.0	731
宮崎県	51	9,382.0	779
鹿児島県	43	12,431.0	1,051
沖縄県	88	16,350.0	866
	41	21,403.5	993

(注) 1 身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業及び児童居宅介護等事業における利用状況である。
 2 「ホームヘルプサービス支給量」は、10月中の値である。
 3 「ホームヘルプサービス支給量」は、居宅介護等事業を利用した者に係る居宅生活支援費の支給実績について、30分を0.5として計上している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第271表 在宅サービスに係る予算の状況



2 児童福祉

第272表 児童相談所処理件数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数	335,182	346,183	361,124	381,843	398,025	341,629
訓 戒 ・ 婚 約	740	730	827	1,146	1,113	1,036
児童福祉司の指導	3,604	3,528	4,094	4,284	3,773	3,872
福祉事務所へ送致又は通知	799	723	750	596	590	510
児童委員の指導	29	31	38	37	36	32
里親・保護受託者委託	728	723	795	982	1,148	1,315
児童福祉施設に入所通所	22,823	23,068	23,594	23,814	22,870	23,157
法第27条の3により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	44	47	34	58	62	47
他の機関にあつ旋紹介	4,371	4,846	5,571	6,740	5,711	3,863
面接指導	268,283	275,820	284,621	297,934	304,024	274,716
その他の	33,805	36,714	20,834	46,310	58,760	33,128
年度末現在未処理件数	17,725	19,339	20,502	20,683	21,193	24,064

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第273表 児童福祉施設数及び在所者数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数	33,198	33,166	33,089	33,217	33,266	33,383
助産施設	1,860,804	1,915,645	1,976,976	2,022,530	2,078,026	2,121,144
乳児院	537	530	516	502	492	478
母子生活支援施設	114	114	114	115	114	115
保育所	2,706	2,772	2,784	2,912	2,942	2,840
自閉症児施設	300	293	290	286	285	288
知的障害児施設	11,390	11,525	11,555	11,774	11,560	11,740
盲児施設	22,327	22,275	22,199	22,231	22,288	22,391
ろうあ児施設	1,789,599	1,844,244	1,904,067	1,949,899	2,005,002	2,048,324
難聴幼児通園施設	555	553	552	551	552	554
肢体不自由児施設	28,041	28,448	28,913	29,610	30,042	30,014
情緒障害児短期治療施設	280	278	272	270	266	259
重症心身障害児施設	13,014	12,586	12,276	11,927	11,618	10,676
児童自立支援施設	6	7	7	7	7	7
児童家庭支援センター	232	283	258	251	240	213
小型児童館	229	230	234	239	240	247
大型児童館A型	7,388	7,581	7,911	8,102	8,216	8,669
大型児童館B型	14	14	14	13	13	12
大型児童館C型	176	188	178	163	149	131
その他児童館	215	218	231	231	222	207
児童遊園	27	27	26	25	25	25
虚弱児施設	849	849	944	755	740	727
肢体不自由児通園施設	·	·	·	·	·	·
肢体不自由児療護施設	67	66	65	65	66	64
肢体不自由児療護施設	4,658	4,457	4,248	3,800	3,801	3,635
肢体不自由児療護施設	82	83	85	88	88	93
肢体不自由児療護施設	2,591	2,614	2,932	2,802	2,809	2,671
精神障害児施設	7	7	7	6	6	6
重症心身障害児施設	272	264	257	236	240	237
精神障害児施設	88	88	91	97	101	103
精神障害児施設	8,392	8,629	9,322	9,329	9,582	10,246
精神障害児施設	17	17	17	19	20	25
精神障害児施設	673	650	865	719	764	840
精神障害児施設	57	57	57	57	57	58
精神障害児施設	1,998	1,862	1,790	1,794	1,659	1,714
精神障害児施設	·	·	·	29	35	45
精神障害児施設	2,771	2,785	2,790	2,821	2,834	2,870
精神障害児施設	1,366	1,401	1,445	1,583	1,610	1,643
精神障害児施設	14	15	16	17	16	16
精神障害児施設	4	4	4	4	4	4
精神障害児施設	1	1	1	1	1	1
精神障害児施設	167	162	164	151	146	139
精神障害児施設	4,152	4,143	4,107	4,025	3,985	3,926

(注) 在所者数には母子生活支援施設を含まない。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第274表 里親・保護受託者及び委託児童数

区分	平成10年度 (1998)	年度末現在				
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
登録里親数	7,490	7,446	7,403	7,372	7,161	7,285
児童が委託されている里親数	1,697	1,687	1,699	1,729	1,873	2,015
里親に委託されている児童数	2,132	2,122	2,157	2,211	2,517	2,811
登録保護受託者数	234	227	213	190	169	166
児童が委託されている保護受託者数	—	—	—	2	1	—
保護受託者に委託されている児童数	—	—	—	2	1	—

(注)1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第275表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

区分	平成10年度 (1998)	(単位 金額: 千円)				
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《育成医療》						
給付決定件数	59,044	61,538	61,852	63,935	66,523	68,640
肢體不自由	10,485	11,108	10,784	12,224	13,052	13,709
視覚障害	7,084	7,454	7,360	6,985	7,111	7,457
聴覚・平衡機能障害	2,605	2,818	3,007	3,178	3,631	3,809
音声・言語・そしゃく機能障害	12,941	12,956	13,213	14,884	16,009	15,427
心臓機能障害	8,644	9,340	9,241	8,775	8,917	9,293
腎臓機能障害	1,280	1,179	1,070	991	1,015	1,014
その他	16,005	16,683	17,177	16,898	16,788	17,931
公費負担額	3,562,617	3,677,674	4,026,469	4,849,976	4,722,765	4,971,628
社会保険・結核予防法による負担額	46,819,545	47,914,698	52,196,128	53,165,592	53,729,276	53,440,239
《養育医療》						
給付決定件数	26,021	26,854	27,524	28,526	27,688	31,851
公費負担額	3,814,288	3,868,811	4,341,650	4,619,592	5,023,579	5,925,299
社会保険・結核予防法による負担額	41,008,152	44,917,329	50,594,638	54,681,976	58,060,539	58,255,956
《療育の給付》						
給付決定件数	52	56	42	50	33	57
骨関節結核	1	4	1	—	2	8
骨関節結核以外の結核	51	52	41	50	31	49
公費負担額	22,024	31,024	38,081	19,759	16,615	24,689
社会保険・結核予防法による負担額	51,327	46,720	50,079	41,671	35,581	67,945
《補装具交付》						
決定件数	74,472	83,120	109,781	138,984	161,796	182,630
義肢	123	119	115	91	86	87
義足	411	491	404	364	385	378
盲人安全杖	20,809	21,986	22,185	22,195	23,172	25,272
補聴器	96	112	89	119	141	150
歩行補助杖	6,882	6,515	5,697	5,295	5,048	5,125
車いす	1,469	1,353	1,346	1,435	1,750	1,715
その他	10,877	11,694	11,438	10,687	10,773	10,828
児童福祉法による公費負担額	33,805	40,850	68,507	98,798	120,441	139,075
《補装具修理》						
決定件数	26,974	29,107	31,305	34,009	35,030	37,522
義肢	23	11	24	25	8	11
義足	125	182	165	157	132	134
盲人安全杖	1,702	1,816	2,118	2,143	2,245	2,509
補聴器	3	—	—	—	13	17
歩行補助杖	20,720	21,880	23,203	24,907	24,965	25,791
車いす	57	48	75	153	115	134
その他	2,860	3,017	3,471	3,840	4,249	4,728
児童福祉法による公費負担額	350,615	417,241	487,743	532,716	594,774	695,492

(注)1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第276表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
件数	1,093,908	1,099,713	1,095,026	1,091,662	1,086,075	1,179,122	1,055,377

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第277表 3歳児健康診査成績

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被検者数	1,043,761	1,055,579	1,050,717	1,062,409	1,053,813	1,066,639
精密健康診査受診実人数	66,945	67,610	66,991	63,453	62,492	60,371

資料：平成10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第278表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総数	625,127	664,382	708,395	759,197	822,958	871,161
生別母子世帯	546,968	582,794	622,357	668,952	725,403	768,580
離婚	1,156	1,085	1,191	1,249	1,412	1,448
その他	10,094	9,712	9,570	9,327	9,487	9,462
死別母子世帯	43,143	48,051	51,678	55,063	60,238	64,219
未婚の母子世帯	3,288	3,059	2,919	2,859	2,877	2,808
障害者世帯	10,541	8,242	7,460	6,862	6,563	5,975
遺棄世帯	9,937	11,439	13,220	14,885	16,978	18,669
その他世帯	—	—	—	—	—	—

(注)1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第279表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

第280表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成16年2月末現在(単位 金額:千円)

区分	受給者数			支給対象児童数及び支給額	
	総計	支給対象児童数別		支給対象児童数	支給額
		1人	2人		
総計	5,958,399	5,032,894	882,003	43,502	6,929,237 435,344,713.0
児童手当	2,199,903	1,929,028	257,508	13,367	2,484,778 165,391,075.0
特例給付	542,348	485,070	54,520	2,758	602,471 39,435,040.0
就学前特例給付	3,216,148	2,618,796	569,975	27,377	3,841,988 230,518,598.0
市町村支給分計	5,456,287	4,613,624	803,147	39,516	6,340,169 396,392,163.0
児童手当	2,107,212	1,849,966	244,644	12,602	2,377,661 158,652,611.0
特例給付	396,462	356,669	37,954	1,839	438,144 28,554,332.0
就学前特例給付	2,952,613	2,406,989	520,549	25,075	3,524,364 209,185,220.0
被用者	3,944,849	3,342,587	576,760	25,502	4,573,522 284,512,112.0
児童手当	1,433,157	1,260,554	164,932	7,671	1,613,714 107,195,065.0
特例給付	396,462	356,669	37,954	1,839	438,144 28,554,332.0
就学前特例給付	2,115,230	1,725,364	373,874	15,992	2,521,664 148,762,715.0
非被用者	1,511,438	1,271,037	226,387	14,014	1,766,647 111,880,051.0
児童手当	674,055	589,412	79,712	4,931	763,947 51,457,546.0
就学前特例給付	837,383	681,625	146,675	9,083	1,002,700 60,422,505.0
公務員分	502,112	419,270	78,856	3,986	589,068 38,952,550.0
児童手当	92,691	79,062	12,864	765	107,117 6,738,464.0
特例給付	145,886	128,401	16,566	919	164,327 10,880,708.0
就学前特例給付	263,535	211,807	49,426	2,302	317,624 21,333,378.0

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第281表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区分	平成14年度		平成15年度	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総計	141,264,784,676	138,106,442,986	138,265,658,807	137,319,254,020
厚生年金保険関係	138,315,514,040	135,157,548,141	133,889,683,929	132,943,621,707
船員保険関係	375,791	0	371,515	28,950
共済組合関係	2,948,894,845	2,948,894,845	4,375,603,363	4,375,603,363

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第282表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成15年度(単位 人)

区分	平成15年2月末現在受給者数	新規認定件数	受給資格消滅件数	被用者と非被用者の区分の変更による増減数	平成16年2月末現在受給者数
総計	5,883,546	2,059,666	1,984,813	0	5,958,399
児童手当	2,172,430	815,849	788,376	0	2,199,903
特例給付	576,011	260,493	294,156	0	542,348
就学前特例給付	3,135,105	983,324	902,281	0	3,216,148
市町村支給分計	5,320,332	1,878,587	1,742,632	0	5,456,287
児童手当	2,068,783	778,974	740,545	0	2,107,212
特例給付	412,952	202,321	218,811	0	396,462
就学前特例給付	2,838,597	897,292	783,276	0	2,952,613
被用者	3,865,808	1,338,979	1,259,611	△ 327	3,944,849
児童手当	1,408,706	503,210	479,911	1,152	1,433,157
特例給付	412,952	202,321	218,811	0	396,462
就学前特例給付	2,044,150	633,448	560,889	△ 1,479	2,115,230
非被用者	1,454,524	539,608	483,021	327	1,511,438
児童手当	660,077	275,764	260,634	△ 1,152	674,055
就学前特例給付	794,447	263,844	222,387	1,479	837,383
公務員分	563,214	181,079	242,181	0	502,112
児童手当	103,647	36,875	47,831	0	92,691
特例給付	163,059	58,172	75,345	0	145,886
就学前特例給付	296,508	86,032	119,005	0	263,535

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第283表 児童手当制度の費用負担

平成17年度								
費用負担	0歳から3歳未満		被用者(サラリーマン)		非被用者(自営業者)		<所得制限額>	
							← 780.0万円	
	特例給付 (法附則第6条給付) →		事業主拠出金 10/10				596.3万円	
	児童手当 →		事業主拠出金 7/10	国 2/10	地方 1/10	国 2/3	地方 1/3	公務員 10/10
	3歳から小学校第3学年修了前		被用者(サラリーマン)		非被用者(自営業者)		← 780.0万円	
	小学校第3学年修了前特例給付 (法附則第8条給付) →		国 2/3	地方 1/3			596.3万円	
	小学校第3学年修了前特例給付 (法附則第7条給付) →		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	公務員 10/10	公務員 10/10
	地方負担分は都道府県と市町村で折半 公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担 所得制限限度額については、4人世帯(夫婦+子ども2人)の場合の年収							
拠出金率	標準報酬月額及び標準賃与額それぞれの1,000分の0.9厚生年金等の保険料に上乗せして徴収							

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第284表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
福 祉 事 務 所						
事 務 所 数 都 道 府 縿	340	341	335	333	333	321
区 市 町 村	858	859	860	865	879	905
職 員 数 査 察 指 導 員	2,892	2,852	2,893	2,913	2,951	3,031
現 業 員	17,170	17,015	17,371	18,146	18,890	19,581
身体障害者福祉司	72	72	69	70	77	80
知的障害者福祉司	79	83	82	86	75	79
老人福祉指導主事	143	98	82	93	84	90
家庭児童福祉主事	39	26	27	30	29	27
身体障害者更生相談所 相 談 所 数	68	68	68	68	71	73
知的障害者更生相談所 相 談 所 数	72	72	72	72	75	77
児 童 相 談 所 相 談 所 数	174	174	175	180	182	182
職 員 数	5,574	5,770	6,046	6,502	6,607	6,847
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 定 数	216,824	216,824	226,695	226,695	226,695	229,958

(注) 1 福祉事務所は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。

2 身体障害者更生相談所は、平成11年度については12月1日現在。平成12~16年度については4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。平成11年度については12月1日現在。

4 児童相談所は、5月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む(平成6年に主任児童委員制度を創設)。平成13、16年度については12月1日現在。

資料：「福祉事務所」「民生員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ
 「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ
 「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第285表 社会福祉施設数（施設の種類別）

区分		昭和35 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	7 (1995)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 保 保	護 施 設	13,707	23,917	41,931	51,006	58,786	68,856	75,875	79,140	82,270	86,352
救 救	護 施 設	1,208	400	347	351	340	335	296	295	292	294
更 生	護 施 設	81	131	160	173	174	177	178	177	180	180
医 療	保 護 施 設	54	22	16	18	18	19	19	19	17	18
援 産	護 施 設	103	78	68	68	65	65	64	64	63	63
宿 所	提 供 施 設	245	118	76	76	68	62	24	24	22	22
養 老	施 設	118	51	27	16	15	12	11	11	10	11
老 人	福 祉 施 設	607	·	·	·	·	·	·	·	·	·
老 人	福 祉 施 設	·	1,194	3,354	6,506	12,904	21,820	28,643	31,037	33,419	36,475
養 護	老 人 ホ ー ム (一般)	·	·	910	904	900	902	902	903	906	911
養 護	老 人 ホ ー ム (盲)	·	810	34	46	47	47	47	48	48	48
特 別	養 護 老 人 ホ ー ム	·	152	1,031	2,260	3,201	4,214	4,463	4,651	4,870	5,084
輕 費	老 人 ホ ー ム (A型)	·	·	170	254	252	249	246	245	241	242
輕 費	老 人 ホ ー ム (B型)	·	52	36	38	38	38	38	38	36	34
輕 費	老 人 ホ ーム (介護利用型)	·	·	·	3	261	985	1,160	1,297	1,437	1,566
老 人	福 祉 セ ン タ ー (特A型)	·	180	1,173	1,457	1,594	1,627	1,624	1,618	1,606	1,609
老 人	福 祉 セ ン タ ー (A型)	·	·	241	266	269	269	270	270	270	268
老 人	福 祉 セ ン タ ー (B型)	·	180	1,173	326	354	373	378	382	387	388
老 人	日 帰 り 介 護 施 設 (A型)	·	·	·	265	·	·	·	·	·	·
老 人	日 帰 り 介 護 施 設 (B型)	·	·	·	977	2,863	6,195	·	·	·	·
老 人	日 帰 り 介 護 施 設 (C型)	·	·	·	307	·	·	·	·	·	·
老 人	日 帰 り 介 護 施 設 (D型)	·	·	·	187	·	·	·	·	·	·
老 人	日 帰 り 介 護 施 設 (E型)	·	·	·	326	1,206	·	·	·	·	·
通 所	介 護 事 業 所	·	·	·	·	·	8,037	9,138	10,485	12,498	·
老 人	短 期 入 所 施 設	·	·	·	·	15	79	·	·	·	·
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所	·	·	·	·	·	·	4,515	4,887	5,149	5,439	·
老 人	介 護 支 援 セ ン タ ー	·	·	·	·	2,028	5,636	6,964	7,560	7,984	8,388
身 体 障 害 者	更 生 援 護 施 設	139	263	574	1,033	1,321	1,668	1,766	1,883	2,022	2,164
肢 体 不 自 由 者	更 生 施 設	43	50	51	44	41	37	37	36	36	88
視 觉 障 害 者	更 生 施 設	11	13	13	16	15	14	14	14	14	19
聽 覚・言 語 障 害 者	更 生 施 設	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
内 部 障 害 者	更 生 施 設	·	28	21	13	6	6	6	6	6	6
身 体 障 害 者	療 護 施 設	·	·	109	210	269	352	377	397	427	450
重 度 身 体 障 害 者	更 生 援 護 施 設	·	18	39	61	71	73	73	73	73	·
身 体 障 害 者	福 祉 ホ ー ム	·	·	·	10	21	39	42	50	58	62
身 体 障 害 者	授 産 施 設	31	59	76	85	82	81	81	80	80	206
重 度 身 体 障 害 者	授 産 施 設	·	12	79	119	125	127	128	128	129	·
身 体 障 害 者	通 所 授 産 施 設	·	·	8	109	185	244	252	259	277	296
身 体 障 害 者	小 規 模 通 所 授 産 施 設	·	·	·	·	·	·	·	26	61	136
身 体 障 害 者	福 祉 工 場	·	·	19	24	34	35	37	37	36	36
身 体 障 害 者	福 祉 セ ン タ ー (A型)	·	·	14	33	36	40	41	40	41	40
身 体 障 害 者	福 祉 セ ン タ ー (B型)	·	·	30	157	197	208	210	213	215	208
在 宅 障 害 者	デ イ サ ー ビ ス 施 設	·	·	·	25	103	271	325	371	417	463
障 害 者	更 生 セ ン タ ー	·	·	·	9	9	9	9	9	9	9
補 装 具 製 作 施 設	28	30	29	28	26	24	23	23	22	21	21
盲 導 犬 訓 練 施 設	·	·	·	·	·	·	·	7	7	9	9
点 字 図 書 館	18	41	70	74	74	73	73	74	72	72	72
点 字 出 版 施 設	5	9	12	13	13	14	13	13	13	13	13
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	·	·	·	·	11	18	22	24	26	27	27
婦 人 保 保	護 施 設	65	61	58	53	52	51	50	50	50	50
兒 童 福 祉	施 設	11,916	20,484	31,980	33,176	33,231	33,166	33,089	33,217	33,266	33,383
助 産	施 設	288	960	937	635	560	530	516	502	492	478
乳 儿	院	131	126	125	118	116	114	114	115	114	115
母 子 生 活 支 援 施 設	650	527	369	327	309	293	290	286	285	288	288
保 育 所	9,782	14,101	22,036	22,703	22,488	22,275	22,199	22,231	22,288	22,391	22,391
兒 童 養 護 施 設	551	522	531	533	528	553	552	551	552	554	554
知 的 障 害 儿 施 設	131	315	349	307	295	278	272	270	266	259	259

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。

2 身体障害者福祉法の改正（昭和59年）により、身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正（平成2年）により、老人日帰り介護施設が「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正（平成2年）により、精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者福祉ホーム及び精神薄弱者福祉工場が「その他の社会福祉施設等」から「精神薄弱者援護施設」となった。精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

3 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス・事業所調査」において介護老人福祉施設として扱われる。その数値である。

4 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「介護サービス・事業所調査」において通所介護、短期入所生活介護として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第286表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)		15(2003)		16(2004)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	14,017	12,789,886	13,893	10,636,145	11,523	9,600,950	13,016	10,437,145	19,013	19,358,500	17,955	16,151,050
更生資金	859	1,183,861	656	810,658	563	580,154	585	583,419	547	574,783	524	703,108
障害者更生資金	450	797,802	357	612,150	293	497,376	246	413,681	199	310,274	—	—
生活資金	435	210,346	2,140	527,430	308	149,003	402	197,365	12	6,620	—	—
福祉資金	1,695	1,594,191	1,772	1,546,506	1,448	1,253,316	1,524	1,246,518	1,453	1,098,636	1,362	1,029,262
住宅資金	731	1,068,703	580	857,087	477	721,421	412	531,153	364	512,525	296	406,685
修学資金	9,217	7,654,622	7,802	6,091,731	7,921	6,182,824	9,090	7,258,703	8,758	6,771,766	7,641	6,499,805
療養・介護資金	493	136,734	538	146,427	431	120,024	691	168,966	863	507,984	639	448,542
災害援護資金	137	143,627	48	44,156	82	96,832	37	35,920	50	50,631	198	201,784
緊急小口資金	·	·	·	·	·	·	29	1,420	2,008	97,456	4,520	396,015
離職者支援資金	·	·	·	·	·	·	·	·	4,623	6,842,270	2,636	4,032,866
長期生活支援資金	·	·	·	·	·	·	·	136	2,585,555	139	2,432,983	·

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第287表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成10年度(1998)		11(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)		15(2003)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	55,168	19,683,348	55,782	20,930,372	55,251	21,742,587	54,666	21,863,883	56,466	22,704,969	57,877	23,496,252
事業開始資金	128	271,390	96	188,177	110	242,630	141	308,980	122	253,223	106	217,152
事業継続資金	94	111,030	66	74,119	102	111,025	66	70,676	56	71,921	45	54,930
修学資金	38,528	14,910,944	38,260	16,008,085	38,370	16,799,785	38,006	16,945,613	38,180	17,448,238	38,296	17,652,555
技能習得資金	556	161,174	771	278,016	905	337,954	963	365,286	1,208	443,778	1,264	487,577
修業資金	905	300,283	1,014	391,546	954	398,045	920	394,567	1,028	428,585	1,067	451,225
就職支度資金	192	31,390	176	30,707	208	38,961	160	31,171	154	33,308	182	38,616
医療介護資金	83	13,802	82	12,788	82	13,868	78	11,027	79	15,514	69	13,135
生活資金	1,043	412,418	1,252	527,837	1,366	556,302	1,488	612,990	1,882	699,474	2,041	805,266
住宅資金	196	220,781	140	154,651	138	145,237	106	97,077	92	81,128	78	68,953
転宅資金	1,260	289,796	1,326	305,499	1,381	318,353	1,360	311,774	1,523	405,612	1,540	358,003
就学支度資金	11,597	2,834,734	11,897	2,848,689	11,360	2,735,763	11,195	2,683,408	11,633	2,751,225	12,701	3,309,279
結婚資金	22	6,440	14	4,200	16	4,800	16	4,740	13	24,786	11	3,150
児童扶養資金	564	119,165	688	106,057	259	39,865	167	26,573	496	48,177	477	36,411

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第288表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)
法適用都道府県延数	10	9	2	2	4	22
法適用都道府県実数	9	8	2	2	4	15
法適用市町村延数	30	48	4	2	14	150
災害救助費国庫負担額	5,262,443	2,752,723	90,774	10,994	336,495	21,205,696
国庫負担対象都道府県数	11	9	2	2	4	13

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第9節 生活保護

第289表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保護世帯数						
年 度 合 計	7,956,725	8,448,659	9,015,632	9,662,022	10,451,173	11,295,238
1か月平均	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931	941,270
被保護人員						
年 度 合 計	11,363,923	12,053,666	12,866,887	13,777,056	14,912,681	16,131,921
1か月平均	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723	1,344,327
保護率(人口千対)	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8	10.5
総人口(千人)	126,486	126,686	126,926	127,291	127,435	127,619

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成12年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第291表 扶助別人員

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保護実人員	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723	1,344,327
生活扶助	821,931	877,080	943,025	1,014,524	1,105,499	1,201,836
住宅扶助	707,094	763,315	824,129	891,223	975,486	1,069,135
教育扶助	86,254	91,042	96,944	104,590	114,213	124,270
介護扶助	・	・	66,832	84,463	105,964	127,164
医療扶助	753,366	803,855	864,231	928,527	1,002,886	1,082,648
入院	130,358	134,043	132,751	134,956	135,197	132,578
単 給	75,352	76,160	71,380	70,260	67,725	65,271
併 給	55,006	57,883	61,371	64,696	67,472	67,306
入院外	623,008	669,812	731,480	793,572	867,689	950,070
単 給	18,063	18,800	17,952	19,042	20,098	22,060
併 給	604,945	651,012	713,529	774,530	847,591	928,010
出産扶助	80	82	95	91	101	116
生業扶助	943	711	713	706	743	793
葬祭扶助	1,377	1,442	1,508	1,641	1,791	1,942

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第290表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
被保護実世帯数	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931	941,270
現に保護を受けた世帯数	662,094	703,072	750,181	803,993	869,637	939,733
世帯主が働いている世帯	63,838	66,508	71,151	75,726	82,746	91,082
常 用	39,027	41,592	45,552	49,397	54,504	60,651
日 雇	8,596	8,713	9,318	9,910	11,057	12,443
内 職	6,403	6,341	6,360	6,339	6,364	6,456
そ の 他	9,812	9,863	9,921	10,079	10,820	11,532
そ の 他 の 世 帯	598,255	636,564	679,031	728,267	786,891	848,651
世帯員が働いている世帯	16,907	17,568	18,509	19,569	20,965	22,885
働いている者のいない世帯	581,348	618,996	660,522	708,698	765,926	825,766
保護停止中の世帯	967	983	1,121	1,176	1,294	1,537

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第292表 保護開始世帯数(世帯類型・構造別)

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数	19,440	4,615	1,690	9,127	789	3,219
世帯主の傷病	7,234	925	336	5,052	431	490
世帯員の傷病	264	32	16	71	17	128
急迫保護で医療扶助単給	3,575	309	8	3,181	8	69
働いていた者の死亡	91	28	27	5	4	27
働いていた者の離別等	853	139	565	39	20	90
定年・失業	1,241	234	73	106	32	776
老齢による収入減少	894	833	•	16	—	45
事業不振・倒産	158	64	13	13	9	59
その他の働きによる収入減少	729	110	164	58	24	373
要介護状態	57	42	3	1	6	5
社会保障給付金の減少・喪失	316	198	12	26	25	55
仕送りの減少・喪失	545	303	73	51	36	82
貯金等の減少・喪失	2,464	1,153	266	295	130	620
その他の	1,019	245	114	213	47	400

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第293表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成15年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	12,965	3,317	658	6,567	568	1,855
世帯主の傷病治癒	2,544	278	4	2,211	20	31
世帯員の傷病治癒	12	2	1	5	1	3
死 亡	2,552	1,632	5	672	158	85
失 そ う	1,619	191	25	816	27	560
働きによる収入の増加・取得	1,327	69	263	361	48	586
働き手の転入	104	16	55	11	3	19
社会保険給付金の増加	524	189	7	154	93	81
仕送りの増加	91	41	18	16	4	12
親類・縁者等の引取り	320	117	52	76	34	41
施設入所	237	178	8	22	18	11
医療費の他法負担	47	23	—	11	11	2
そ の 他	3,588	581	220	2,212	151	424

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第294表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総額	1,729,857,095	1,860,271,760	1,973,420,396	2,111,757,630	2,252,319,835	2,422,226,406
生活扶助費	557,855,734	593,605,715	641,003,527	695,069,736	760,195,683	818,217,352
住宅扶助費	161,522,006	180,232,535	200,684,532	223,992,950	252,144,753	282,264,039
教育扶助費	7,386,347	7,819,249	8,348,790	8,930,353	9,768,178	10,666,539
介護扶助費	·	·	14,333,250	22,163,237	29,119,258	35,841,137
医療扶助費	965,857,352	1,041,626,043	1,071,099,195	1,122,908,438	1,162,217,743	1,236,139,923
出産扶助費	173,257	180,700	218,744	214,920	227,619	267,382
生業扶助費	172,308	149,101	171,934	188,171	255,062	297,422
葬祭扶助費	3,094,059	3,237,751	3,423,498	3,697,152	4,209,930	4,417,553
施設事務費及び委託事務費	33,796,033	33,420,665	34,136,926	34,592,672	34,181,609	34,115,060
《1人当り月額（円）》						
総額	152,224	154,332	153,372	153,281	151,034	150,151
生活扶助費	56,559	56,400	56,644	57,093	57,304	56,734
住宅扶助費	19,036	19,677	20,293	20,944	21,540	22,001
教育扶助費	7,136	7,157	7,177	7,115	7,127	7,153

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第295表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	13,980,772	15,159,400	16,419,553	18,940,662	20,967,568	23,249,002
金額	911,044,073	964,940,762	996,347,313	1,039,079,270	1,064,435,714	1,140,763,554
一般診療件数	12,849,904	13,922,628	15,064,306	17,462,856	19,311,290	21,383,682
金額	885,777,214	936,971,731	965,935,928	1,004,845,357	1,027,740,309	1,099,715,517
入院件数	1,803,699	1,845,905	1,833,626	1,854,063	1,880,038	1,985,430
金額	650,295,871	683,256,220	695,562,860	713,717,220	722,195,460	757,761,657
入院外件数	11,046,205	12,076,723	13,230,680	15,608,793	17,431,252	19,398,252
金額	235,481,343	253,715,511	270,373,068	291,128,137	305,544,849	341,953,860
歯科診療件数	1,130,868	1,236,772	1,355,247	1,477,806	1,656,278	1,865,320
金額	25,266,859	27,969,031	30,411,385	34,233,913	36,695,405	41,048,037

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第296表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
			改定率(%)		
第 1 回	21. 3. 13	199.80	—	—	—
第 1 次	21. 4. 1	252	126.6	—	—
第 5 次	22. 7. 1	912	144.8	—	—
第 10 次	24. 5. 1	5,200	114.7	—	—
第 15 次	34. 4. 1	9,346	105.6	—	—
第 16 次	35. 4. 1	9,621	102.9	—	—
第 17 次	36. 4. 1	10,344	116.0	—	—
第 20 次	39. 4. 1	16,147	113.0	2,000	—
第 21 次	40. 4. 1	18,084	112.0	2,000	—
第 25 次	44. 4. 1	29,945	113.0	2,800	—
第 30 次	49. 4. 1	60,690	120.0	5,500	—
第 35 次	54. 4. 1	114,340	108.3	9,000	—
第 40 次	59. 4. 1	152,960	102.9	9,000	—
第 42 次	61. 4. 1	126,977	102.0	9,000	—
第 43 次	62. 4. 1	129,136	101.7	9,000	—
第 44 次	63. 4. 1	130,944	101.4	9,000	—
第 45 次	元. 4. 1	136,444	104.2	13,000	—
第 46 次	2. 4. 1	140,674	103.1	13,000	—
第 47 次	3. 4. 1	145,457	103.4	13,000	—
第 48 次	4. 4. 1	149,966	103.1	13,000	—
第 49 次	5. 4. 1	153,265	102.2	13,000	—
第 50 次	6. 4. 1	155,717	101.6	13,000	—
第 51 次	7. 4. 1	157,274	101.0	13,000	—
第 52 次	8. 4. 1	158,375	100.7	13,000	—
第 53 次	9. 4. 1	161,859	102.2	13,000	—
第 54 次	10. 4. 1	163,316	100.9	13,000	—
第 55 次	11. 4. 1	163,806	100.3	13,000	—
第 56 次	12. 4. 1	163,970	100.1	13,000	—
第 57 次	13. 4. 1	163,970	100.0 (据置)	13,000	—
第 58 次	14. 4. 1	163,970	100.0 (据置)	13,000	—
第 59 次	15. 4. 1	162,490	99.1	13,000	—
第 60 次	16. 4. 1	162,170	99.8	13,000	—
第 61 次	17. 4. 1	162,170	100.0 (据置)	13,000	—

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。

なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。

第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。

第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第297表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
総 数 施 設 数	336	335	296	295	292	294
在所者数	21,747	21,621	19,891	20,009	19,759	19,900
救護施設 施設数	177	177	178	177	180	180
在所者数	17,113	17,047	16,851	16,789	16,911	16,957
更生施設 施設数	17	19	19	19	17	18
在所者数	1,943	1,956	1,890	2,033	1,736	1,769
医療保護施設 施設数	65	65	64	64	63	63
授産施設 施設数	65	62	24	24	22	22
在所者数	2,205	2,117	699	703	681	666
宿所提供的施設 施設数	12	12	11	11	10	11
在所者数	486	501	451	484	431	508

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第298表 文官恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成10年度 (1998)	56,281	67,189,985	1,193,831	11,022	15,336,511	1,391,445	348	1,152,782	3,312,592	56
11 (1999)	51,836	61,819,728	1,192,602	9,675	13,423,938	1,387,487	322	1,073,260	3,333,105	49
12 (2000)	48,309	57,620,556	1,192,750	8,645	12,218,038	1,413,307	300	994,366	3,314,554	46
13 (2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
14 (2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
15 (2003)	36,966	43,750,889	1,183,544	5,760	8,602,396	1,493,472	245	797,960	3,256,979	33
平成15年度										
文官	19,340	22,986,883	1,188,567	2,107	2,594,208	1,231,233	123	405,494	3,296,699	20
教育職員	4,548	6,273,464	1,379,390	730	1,192,845	1,634,034	25	74,966	2,998,640	3
警察監獄職員	11,804	10,667,006	903,677	2,179	1,954,164	896,817	95	311,517	3,279,126	9
待遇職員	145	155,569	1,072,891	11	10,744	976,709	2	5,983	2,991,400	1
執行官	138	233,731	1,693,704	138	233,731	1,693,704	—	—	—	—
帰外国人	53	94,632	1,785,504	53	94,632	1,785,504	—	—	—	—
国会議員	938	3,339,605	3,560,347	542	2,522,072	4,653,270	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第299表 軍人恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額		
平成10年度(1998)	1,505,748	1,323,169,718	878,746	554,986	355,118,650	639,870	22,301	74,109,033	3,323,126	38,891	50,992,032
11 (1999)	1,455,300	1,275,211,847	876,254	510,361	329,711,209	646,035	20,526	68,636,635	3,343,887	35,993	47,428,677
12 (2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13 (2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14 (2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15 (2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金	扶助料						傷病者遺族特別年金
	普通扶助料			公務扶助料			
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
75,736	1,352,429	40,427	41,999,761	1,038,904	4,406	8,614,585	1,955,194
66,968	1,366,690	37,668	39,170,894	1,039,898	4,099	8,073,435	1,969,611
62,594	1,360,748	35,430	36,698,489	1,035,803	3,863	7,634,734	1,976,374
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873
43,987	1,332,939	27,859	28,282,309	1,015,195	3,042	6,010,636	1,975,883
26,088	1,304,420	14,677	15,225,979	1,037,404	2,394	4,725,541	1,973,910
3,999	1,333,000	3,614	4,631,837	1,281,637	176	369,818	2,101,237
12,617	1,401,933	9,065	7,513,679	828,867	448	870,998	1,944,192
1,282	1,282,200	107	93,281	871,789	24	44,279	1,844,958
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	396	817,533	2,064,476	—	—	—

区分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額		
平成10年度(1998)	1,505,748	1,323,169,718	878,746	554,986	355,118,650	639,870	22,301	74,109,033	3,323,126	38,891	50,992,032
11 (1999)	1,455,300	1,275,211,847	876,254	510,361	329,711,209	646,035	20,526	68,636,635	3,343,887	35,993	47,428,677
12 (2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13 (2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14 (2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15 (2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559

資料：総務省人事・恩給局調べ

第300表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	円
平成10年度(1998)	64,554	85,812,395	1,329,312	19,727	30,799,177	1,561,270	94	271,867	2,892,205
11 (1999)	59,454	78,525,237	1,320,773	17,499	27,040,056	1,545,234	86	244,379	2,841,617
12 (2000)	54,758	71,644,336	1,308,381	15,535	23,720,010	1,526,875	82	234,148	2,855,463
13 (2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
14 (2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
15 (2003)	41,567	52,241,496	1,256,802	10,350	15,143,078	1,463,099	63	178,804	2,838,151
平成15年度									
文官	3,084	3,829,201	1,241,635	271	500,582	1,847,165	11	31,886	2,898,727
教育職員	20,412	30,347,310	1,486,739	6,036	10,208,701	1,691,302	5	17,065	3,413,000
警察監獄職員	17,933	17,931,656	999,925	4,041	4,431,240	1,096,570	47	129,853	2,762,819
待遇職員	138	133,330	966,156	2	2,555	1,277,600	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

人員	傷病年金			扶助料				傷病者遺族特別年金			
				普通扶助料		公務扶助料					
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	
5	7,544	1,508,800	43,873	53,062,987	1,209,468	845	1,665,997	1,971,594	10	4,823	482,310
5	7,597	1,519,400	41,045	49,619,256	1,208,899	809	1,609,066	1,988,956	10	4,884	488,410
5	7,612	1,522,400	38,354	46,137,189	1,202,930	772	1,540,443	1,995,392	10	4,934	493,410
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
3	5,110	1,703,467	30,498	35,623,566	1,168,062	643	1,285,901	1,999,847	10	5,038	503,750
—	—	—	2,740	3,166,529	1,155,668	62	130,204	2,100,066	—	—	—
—	—	—	14,254	19,863,151	1,393,514	117	258,393	2,208,485	—	—	—
3	5,110	1,703,467	13,368	12,463,111	932,309	464	897,305	1,933,846	10	5,038	503,750
—	—	—	136	130,774	961,576	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第301表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	419	37,182	76	9,027	49	5,623	57	6,053	43	2,517	103	9,094
帰郷旅費	30	28	3	3	4	4	5	5	22	20	10	9
葬祭料	209	36,259	51	8,914	31	5,549	32	5,948	13	2,457	48	8,870
遺骨引取経費	180	895	22	110	14	70	20	100	8	40	45	215

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第302表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	29,540	2,094,318	27,137	1,921,888	25,250	1,757,013	23,115	1,465,549	21,852	1,402,163	19,651	1,221,890
療養の給付	27,583	1,901,183	25,462	1,746,841	23,718	1,597,611	21,767	1,334,021	20,728	1,284,794	18,650	1,113,245
療養手当	197	5,870	180	5,364	174	5,185	173	5,155	130	3,835	75	2,205
葬祭費	77	13,365	65	11,602	59	10,558	53	9,967	38	7,182	36	7,312
補装具給付費	1,683	173,900	1,430	158,081	1,299	143,659	1,122	116,406	956	106,352	890	99,128

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第303表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交 付	1,056	137,045	878	126,541	808	109,527	676	89,069	600	85,548	602	79,608
修 理	627	36,855	552	31,540	491	34,132	446	27,337	356	20,804	326	19,606

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第304表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	43,332	84,551,440	40,074	77,495,767	37,673	71,602,393	34,331	66,650,153	31,313	60,864,464	28,590	55,565,968
障害年金	3,672	8,580,914	3,478	8,214,178	3,314	7,798,593	3,175	7,303,801	2,983	6,731,950	2,798	6,561,183
遺族年金	27,487	51,733,582	25,439	47,750,674	23,959	44,099,947	21,822	41,128,772	19,960	37,492,724	18,232	34,310,446
遺族給与金	12,173	24,236,944	11,157	21,530,915	10,400	19,703,853	9,334	18,217,580	8,370	16,639,790	7,560	14,694,339
弔慰金 (国債) 支給人數	2,084,352		2,084,461		2,084,550		2,084,624		2,084,707		2,084,772	

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第305表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
健康手帳交付	297,613	291,824	285,620	279,174	273,918	266,598						
認定被爆者(再掲)		2,166		2,238		2,169		2,223		2,271		2,251
健康診断受診者証交付		1,495		1,379		1,274		11,859		12,782		12,863
医療給付総額	22,853,220	21,478,606	20,398,503	19,286,709	20,073,800	19,788,217						
原爆疾患		192,702		155,760		151,694		187,000		185,148		137,180
支払総額		6,030		5,938		6,117		5,876		5,571		5,110
件 数		31,957		26,231		24,799		31,825		33,234		26,845
1件当たり金額(円)												
一般疾患		22,660,518		21,322,846		20,246,809		19,099,709		19,888,652		19,651,037

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第306表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(住宅の所有関係別)

平成15(2003)年10月1日現在								
区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1戸当り居住室数	1戸当り居住室の畳数	1人当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数	
総 数	46,862,900	47,164,900	125,074,400	4.77	32.69	94.85	12.17	
一 戸 建	26,491,200	26,720,300	82,332,900	6.08	42.44	128.54	13.61	
長 屋 建	1,482,600	1,490,100	3,457,300	3.71	22.19	62.24	9.43	
共 同 住 宅	18,732,800	18,796,600	38,840,100	2.93	19.16	47.67	9.23	
そ の 他	156,300	157,900	444,100	5.11	37.90	131.18	13.07	
持 ち 家	28,665,900	28,891,800	88,186,100	5.92	41.57	123.93	13.51	
一 戸 建	24,245,400	24,457,800	76,584,400	6.24	43.81	132.87	13.87	
長 屋 建	397,900	401,400	1,070,800	4.97	32.04	94.33	11.90	
共 同 住 宅	3,922,300	3,931,100	10,219,700	4.03	28.66	71.00	11.00	
そ の 他	100,400	101,500	311,200	5.69	42.46	149.85	13.69	
借 家	17,166,000	17,239,600	34,912,500	2.85	17.86	46.30	8.78	
一 戸 建	2,086,700	2,102,600	5,521,900	4.18	26.49	78.26	10.01	
長 屋 建	1,015,200	1,019,100	2,256,200	3.21	18.33	49.66	8.25	
共 同 住 宅	14,016,200	14,069,800	27,015,700	2.62	16.50	41.14	5.86	
そ の 他	47,800	48,200	118,600	3.88	28.34	91.98	11.42	
公 営 の 借 家	2,182,600	2,184,500	5,241,100	3.42	19.52	51.56	8.13	
公 団 ・ 公 社 の 借 家	936,000	937,800	2,133,300	3.13	18.40	48.99	8.07	
民 営 借 家	12,561,300	12,612,800	24,106,300	2.70	17.24	44.31	8.98	
木 造	4,909,000	4,930,500	10,114,800	3.02	18.55	50.18	9.00	
非 木 造	7,652,300	7,682,300	13,991,400	2.49	16.40	40.55	8.97	
給 与 住 宅	1,486,100	1,504,600	3,431,800	3.14	20.33	53.63	8.80	

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

11

11

第307表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区分	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)
世 帯 総 数	40,934,000	44,133,900	47,082,800
持 家	24,376,200	26,467,800	28,665,900
借 家	15,691,000	16,730,000	17,166,000
公 営	2,033,000	2,086,700	2,182,600
公 団 ・ 公 社	845,000	864,300	936,000
民 営	10,762,500	12,049,800	12,561,300
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	·	·
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	·	·
木 造	·	5,426,200	4,909,000
非 木 造	5,023,400	6,623,600	7,652,300
給 与 住 宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	724,400	1,031,000
同 居	81,900	156,600	191,100
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	55,100	28,800

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第308表 住宅の所有関係別世帯数(地域別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	47,164,900	38,906,000	33,006,900
持 ち 家	28,891,800	22,269,700	17,508,400
借 家	17,239,600	15,641,400	14,555,900
公 営 ・ 公 団 ・ 公 社 の 借 家	3,122,200	2,733,900	2,488,200
民 営 借 家	12,612,800	11,599,400	10,871,000
給 与 住 宅	1,504,600	1,308,100	1,196,600

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第309表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成15(2003)年10月1日現在(単位：百戸)

区分	総数	50円未満	50～5,000	5,000～10,000	10,000～15,000	15,000～20,000	20,000～25,000	25,000～30,000	30,000～40,000
全 国	171,660	3,912	2,424	5,811	7,140	7,191	7,093	6,441	20,545
専用住宅	169,674	3,544	2,409	5,783	7,094	7,158	7,017	6,396	20,365
公営の借家	21,812	196	1,412	2,756	3,628	3,672	3,005	2,222	2,550
公団・公社の借家	9,356	—	3	20	80	403	220	308	1,968
民営借家(木造)	47,866	1,312	151	330	675	879	1,821	2,200	8,449
民営借家(非木造)	76,065	784	97	271	386	333	537	864	6,247
給与住宅	14,575	1,252	746	2,406	2,324	1,872	1,435	801	1,151
店舗その他の併用住宅	1,986	367	15	28	46	33	75	45	180

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表記した。したがって、表中の個々の数字の合計がかなりずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

40,000～50,000	50,000～60,000	60,000～70,000	70,000～80,000	80,000～90,000	90,000～100,000	100,000～110,000	110,000～120,000	120,000～150,000	150,000～200,000	200,000円以上	不詳
24,375	24,459	20,639	13,338	8,375	4,347	3,485	2,131	3,907	1,508	609	3,929
24,221	24,256	20,505	13,223	8,273	4,298	3,389	2,097	3,818	1,440	553	3,834
987	599	322	166	102	63	40	21	17	6	1	50
1,808	1,227	828	573	474	333	274	214	391	174	39	19
8,706	7,866	6,122	3,376	1,776	724	635	285	577	290	111	1,581
12,180	14,128	12,906	8,850	5,735	3,064	2,319	1,514	2,677	904	374	1,896
539	436	328	259	187	114	121	63	157	68	27	288
154	203	134	115	102	49	96	35	89	67	56	95

第310表 公営住宅等建設戸数

区分	平成13年度(2001)		14(2002)		15(2003)		16(2004)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建設戸数合計	79,000	42,587	83,000	34,024	79,000	30,849	66,000	29,482
公営住宅	33,000	27,821	33,000	22,868	28,000	21,055	25,000	21,278
木造	•	2,150	•	1,642	•	1,451	•	1,563
簡易耐火構造平家建	•	101	•	87	•	99	•	53
簡易耐火構造2階建	•	1,476	•	1,387	•	1,241	•	1,334
準耐火構造3階建	•	210	•	102	•	125	•	72
中高層耐火構造	•	23,884	•	19,650	•	18,139	•	18,256
特定優良賃貸住宅	30,000	10,844	29,000	6,435	28,000	3,671	18,000	2,184
高齢者向け優良賃貸住宅	16,000	3,922	21,000	4,721	23,000	6,123	23,000	6,020
予算額(千円)	266,789,000	211,928,000	194,852,000	157,263,000				

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助の額である。

資料：国土交通省住宅局調べ

第311表 住宅建設戸数

(単位 千戸)	区分	公営住宅等	改良住宅等	高齢者向け優良賃貸住宅等	特定優良賃貸住宅	公庫住宅	機構住宅(公団住宅)	公的助成民間住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計
平成5年度(実績)	69	2	•	•	•	688	23	17	71	870
6(実績)	72	2	•	•	•	898	20	19	57	1,068
7(実績)	90	2	•	•	•	571	22	23	84	792
8(実績)	46	•	—	30	758	22	22	71	949	
9(実績)	29	•	—	27	474	19	17	58	623	
10(実績)	35	•	4	23	486	14	17	59	638	
11(実績)	34	•	9	20	541	15	15	53	688	
12(実績)	28	•	11	15	459	13	13	51	590	
13(実績)	50	•	4	11	294	25	12	40	436	
14(実績見込)	37	•	5	6	180	21	8	31	288	
15(実績見込)	33	•	6	4	164	20	13	32	273	
16(実績見込)	34	•	6	2	84	18	14	42	199	
17(計画)	53	•	23	13	103	19	19	42	272	

(注) 1 戸数は、住宅建設5ヵ年計画ベースのものである。

2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。

3 平成13年度～平成15年度の実績見込戸数は平成17年3月末日現在のものである。

4 公的助成民間住宅は、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。

5 「その他の住宅」は、年金資金運用基金融資住宅、地方公共団体単独住宅等である。

6 「公庫住宅」については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。

7 平成8年度より、「改良住宅等」の区分は「公営住宅等」に含まれ、「公営住宅等」の区分から「高齢者向け優良賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」が分離された。

8 「公営住宅等」には、第7期住宅建設五箇年計画(平成8～12年度)で「高齢者向け優良賃貸住宅等」に計上されていた公営住宅の高齢者向け改善並びに「その他の住宅」に計上されていた公営住宅の住戸改善及び改良住宅の増改築を含む。

9 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：国土交通省住宅局調べ

② 雇用関係一般

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口			労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学		
第312表 労働力人口・非労働力人口(年平均)										
《男女計》									(単位 万人)	
昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
12(2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466	62.4
13(2001)	12,715	10,886	6,752	6,412	340	4,125	1,792	801	1,533	62.0
14(2002)	12,740	10,927	6,689	6,330	359	4,229	1,758	788	1,683	61.2
15(2003)	12,758	10,962	6,666	6,316	350	4,285	1,751	780	1,754	60.8
16(2004)	12,767	10,990	6,642	6,329	313	4,336	1,728	772	1,836	60.4
《男》										
昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
12(2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761	76.4
13(2001)	6,211	5,273	3,992	3,783	209	1,277	42	429	806	75.7
14(2002)	6,224	5,294	3,956	3,736	219	1,333	38	419	877	74.7
15(2003)	6,228	5,308	3,934	3,719	215	1,369	38	416	914	74.1
16(2004)	6,229	5,318	3,905	3,713	192	1,406	38	414	954	73.4
《女》										
昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
12(2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705	49.3
13(2001)	6,504	5,613	2,760	2,629	131	2,848	1,750	372	726	49.2
14(2002)	6,517	5,632	2,733	2,594	140	2,895	1,720	369	807	48.5
15(2003)	6,529	5,654	2,732	2,597	135	2,916	1,713	364	840	48.3
16(2004)	6,538	5,672	2,737	2,616	121	2,930	1,690	358	882	48.3

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第313表 年齢階級別労働力人口比率の推移(年平均)

(単位 %)

区分	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
《男女計》												
昭和45年(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
12(2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
13(2001)	62.0	17.7	71.9	83.5	78.3	80.2	84.0	84.8	82.2	75.8	55.1	21.8
14(2002)	61.2	17.3	70.8	83.4	78.8	79.7	84.0	84.8	82.0	75.6	54.8	20.7
15(2003)	60.8	16.8	70.0	84.0	78.7	80.1	83.9	84.8	82.0	75.9	54.8	20.2
16(2004)	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8
《男》												
昭和45年(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4	
55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	
平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
12(2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
13(2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
14(2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
15(2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9
16(2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2
《女》												
昭和45年(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
12(2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
13(2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
14(2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
15(2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0
16(2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第314表 就業者数（産業別、年平均）

《男女計》

区分							就業者		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業		
昭和45年(1970)	5,093	842	44	20	394	1,377		353	
55 (1980)	5,536	532	45	11	548	1,367		381	
平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505		406	
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321		449	
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284		441	
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222		435	
							電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業
15 (2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	32	164	332
16 (2004)	6,329	264	22	4	584	1,150	31	172	323

数(万人)				医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業				1,144	1,439	1,674	1,722	1,713
卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	1,144	1,439	1,674	1,722	1,713
1,133	161	71	350	502	279	79	845	227
1,123	159	71	347	531	284	81	881	233

区分							産業別		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0		6.9	
55 (1980)	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7		6.9	
平成 2年(1990)	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1		6.5	
12 (2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5		7.0	
13 (2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0		6.9	
14 (2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3		6.9	
							電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	0.5	2.6	5.3
16 (2004)	100.0	4.2	0.3	0.1	9.2	18.2	0.5	2.7	5.1

構成比(%)				構成比(%)				
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業				医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
22.5	26.0	26.8	26.7	26.7	26.5	26.5	26.5	3.4
卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業					
17.9	2.5	1.1	5.5	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.7	2.5	1.1	5.5	8.4	4.5	1.3	13.9	3.7

《男》

区分							就業者 電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	
昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335
平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354
				電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業	
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	27
16 (2004)	3,713	147	16	3	498	772	27
							120
							279
							126
							271

数(万人)						
	卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業	医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
618	·	·	·	·	372	136
776	·	·	·	·	494	166
858	·	·	·	·	687	159
849	·	·	·	·	811	166
840	·	·	·	·	834	166
823	·	·	·	·	847	170
	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業		
569	81	44	142	116	471	179
560	78	44	140	123	495	185

区分							産業別 電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	
昭和45年(1970)	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9
55 (1980)	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9
平成2年(1990)	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5
				電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業	
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	0.7
16 (2004)	100.0	4.0	0.4	0.1	13.4	20.8	0.7
							3.2
							7.5
							3.4
							7.3

構成比(%)						
	卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業	医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
20.0	·	·	·	·	12.0	4.4
22.9	·	·	·	·	14.6	4.9
23.1	·	·	·	·	18.5	4.3
22.2	·	·	·	·	21.2	4.3
22.2	·	·	·	·	22.0	4.4
22.0	·	·	·	·	22.7	4.6
	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業		
15.3	2.2	1.2	3.8	3.1	12.7	4.8
15.1	2.1	1.2	3.8	3.3	13.3	5.0

《女》

区分							就業者		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	情報通信業	運輸業
昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45		
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46		
平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59		
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83		
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82		
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81		
							電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53
16 (2004)	2,616	117	5	1	86	378	4	46	52

数(万人)								
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業				医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
526	663	817	873	872	855	.	.	379
卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業					
564	80	27	209	386	148	26	374	4
563	81	27	207	408	151	28	386	4

区分							産業別		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9		2.2	
55 (1980)	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6		2.1	
平成2年(1990)	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5		2.3	
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5		3.2	
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8		3.1	
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8		3.1	
							電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0
16 (2004)	100.0	4.5	0.2	0.0	3.3	14.4	0.2	1.8	2.0

構成比(%)								
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業				医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
26.3 31.0 32.2 33.2 33.2 33.0				·	·	·	18.9	1.
							23.7	1.
							27.8	1.
							34.5	1.
							35.6	1.
							36.9	1.
卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	14.9	5.7	1.0	14.4	1.
21.7	3.1	1.0	8.0					
21.5	3.1	1.0	7.9	15.6	5.8	1.1	14.8	1.

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：總務省統計局「労働力調査年報」

第315表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

(単位 万人)

区分	総数	全産業					専門的・技術的職業従事者	
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常雇	臨時雇		
《男女計》								
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856
13 (2001)	6,412	693	325	5,369	4,677	570	122	873
14 (2002)	6,330	670	305	5,331	4,604	607	120	890
15 (2003)	6,316	660	296	5,335	4,598	615	122	906
16 (2004)	6,329	656	290	5,355	4,608	631	115	920
《男》								
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475
13 (2001)	3,783	506	60	3,201	2,971	177	54	480
14 (2002)	3,736	495	58	3,170	2,925	191	54	485
15 (2003)	3,719	488	58	3,158	2,908	197	54	491
16 (2004)	3,713	487	58	3,152	2,896	205	51	496
《女》								
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381
13 (2001)	2,629	187	265	2,168	1,706	393	68	393
14 (2002)	2,594	175	247	2,161	1,679	417	66	405
15 (2003)	2,597	172	238	2,177	1,690	418	68	415
16 (2004)	2,616	169	232	2,203	1,712	426	65	425

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

職業別								
管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	製造・制作・機械運転及び建設作業者	労務作業者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
202	1,249	968	693	309	214	3	1,506	353
187	1,228	934	717	291	211	4	1,468	349
185	1,230	917	729	289	210	4	1,437	353
189	1,244	901	748	284	201	3	1,415	360
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
183	487	600	306	176	204	3	1,119	197
168	475	584	317	169	200	4	1,108	196
167	481	576	320	169	200	4	1,081	198
170	487	563	327	166	192	3	1,067	204
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
19	777	341	379	139	11	0	415	153
18	762	368	386	134	10	0	387	155
18	753	350	401	122	11	—	361	153
18	750	341	409	121	10	0	356	155
19	758	339	421	118	9	0	347	156

第316表 年齢別有効求人倍率

区分		(単位 倍)						
		平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計		0.49	0.49	0.64	0.55	0.56	0.70	0.88
19歳 以下		1.63	1.62	2.31	1.92	2.20	2.74	3.72
20歳 ~ 24歳		0.59	0.63	0.87	0.73	0.78	0.97	1.15
25歳 ~ 29歳		0.54	0.56	0.73	0.58	0.58	0.73	0.87
30歳 ~ 34歳		0.80	0.79	0.99	0.73	0.72	0.86	0.99
35歳 ~ 39歳		0.96	0.95	1.17	0.91	0.87	1.03	1.19
40歳 ~ 44歳		0.83	0.81	1.04	0.83	0.79	0.94	1.13
45歳 ~ 49歳		0.42	0.42	0.56	0.52	0.50	0.64	0.83
50歳 ~ 54歳		0.31	0.27	0.32	0.29	0.26	0.34	0.48
55歳 ~ 59歳		0.17	0.14	0.18	0.21	0.19	0.23	0.31
60歳 ~ 64歳		0.06	0.06	0.08	0.11	0.15	0.19	0.29
65歳 以上		0.20	0.20	0.24	0.52	0.62	0.75	1.09

(注) 各年10月の常用労働者(新規学卒者及び臨時・季節を除きパートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人倍率である。

資料: 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第317表 職業転換給付金関係予算の推移

区分		平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計		24,396,640	23,288,192	23,082,382	23,581,101	23,770,694	24,181,986	23,307,279
就職促進手当		998,324	1,313,005	2,336,124	1,963,534	2,695,143	3,434,697	2,895,318
職業転換特別給付金		155,028	150,682	148,951	147,676	351,646	414,121	263,167
職業転換訓練費負担金		3,318,849	3,271,618	3,279,298	3,306,705	3,269,961	3,168,797	3,055,708
職業転換訓練費補助金		0	·	·	·	·	·	·
高年齢者労働能力活用事業費等補助金		7,931,530	7,824,267	0	·	·	·	·
地域人材育成推進事業費等補助金		7,346,695	6,305,488	624,460	163,226	130,101	42,570	0
高年齢者就業機会確保事業費等補助金		·	·	12,712,730	14,019,141	13,721,338	13,692,216	13,675,848
職業転換訓練費交付金		4,914,591	4,423,132	3,980,819	3,980,819	3,602,505	3,429,585	3,417,238

(注) 1 平成11年度～16年度は補正後予算額である。

2 「高年齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金」は、平成11年度より「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」と名称変更。

資料: 厚生労働省職業安定局調べ

第318表 地域別最低賃金額の改定状況

	最低賃金 時間額	引上げ額	発効年月日	平成17年度(単位 円)
北海道	641(638)	3	17.10.1	
青森	608(606)	2	17.10.1	
岩手	608(606)	2	17.10.1	
宮城	623(619)	4	17.10.1	
秋田	608(606)	2	17.9.30	
山形	610(607)	3	17.10.1	
福島	614(611)	3	17.10.1	
茨城	651(648)	3	17.10.1	
栃木	652(649)	3	17.10.1	
群馬	649(645)	4	17.10.1	
埼玉	682(679)	3	17.10.1	
千葉	682(678)	4	17.10.1	
東京	714(710)	4	17.10.1	
神奈川	712(708)	4	17.10.1	
新潟	645(642)	3	17.9.30	
富山	648(644)	4	17.10.1	
石川	649(646)	3	17.10.1	
福井	645(643)	2	17.10.1	
山梨	651(648)	3	17.10.1	
長野	650(647)	3	17.10.1	
岐阜	671(669)	2	17.10.1	
静岡	677(673)	4	17.10.1	
愛知	688(683)	5	17.10.1	
三重	671(668)	3	17.10.1	

(注) ()内は、平成16年度最低賃金額である。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金額改定状況」

第319表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

区分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総合計	250	140,400	4,097,300
新産業別計	247	139,500	4,093,500
食料品・飲料製造業関係	7	400	16,300
織維工業関係	9	2,000	31,100
木材・木製品製造業関係	1	100	1,300
家具・装備品製造業関係	1	100	1,800
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	300	20,700
印刷・同関連産業関係	2	1,600	14,300
塗料製造業関係	4	200	7,500
ゴム製品製造業関係	1	200	6,500
窯業・土石製品製造業関係	5	2,100	28,200
鉄鋼業関係	23	3,700	172,700
非鉄金属製造業関係	9	1,100	45,700
金属製品製造業関係	6	1,600	36,300
一般機械器具製造業関係	27	32,900	583,700
電気機械器具製造業等関係	46	36,600	1,455,300
輸送用機械器具製造業関係	34	19,800	847,900
精密機械器具製造業関係	10	1,700	44,200
新聞・出版業関係	2	2,900	55,300
各種商品小売業関係	32	4,500	476,100
自動車小売業関係	23	26,500	243,400
自動車整備業関係	1	1,000	3,700
道路貨物運送業関係	1	200	1,500
従来の産業別計	3	900	3,800
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	800	3,100
道路貨物運送業関係	1	0	300
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

3 従来の産業別最低賃金の「道路貨物運送業関係」の適用使用者数は49人である。

資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第320表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
63,993 (61,025)	17,667,306 (16,748,964)	257,939 (247,093)	1.46 (1.48)	58.3 (57.5)

(注) () 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.46%
100～299人	1.25%
300～499人	1.44%
500～999人	1.44%
1,000人以上	1.60%

《主な産業別》

製造業	1.66%
サービス業	1.35%
建設業	1.29%
金融・保険・不動産業	1.40%
卸売・小売業、飲食店	1.20%

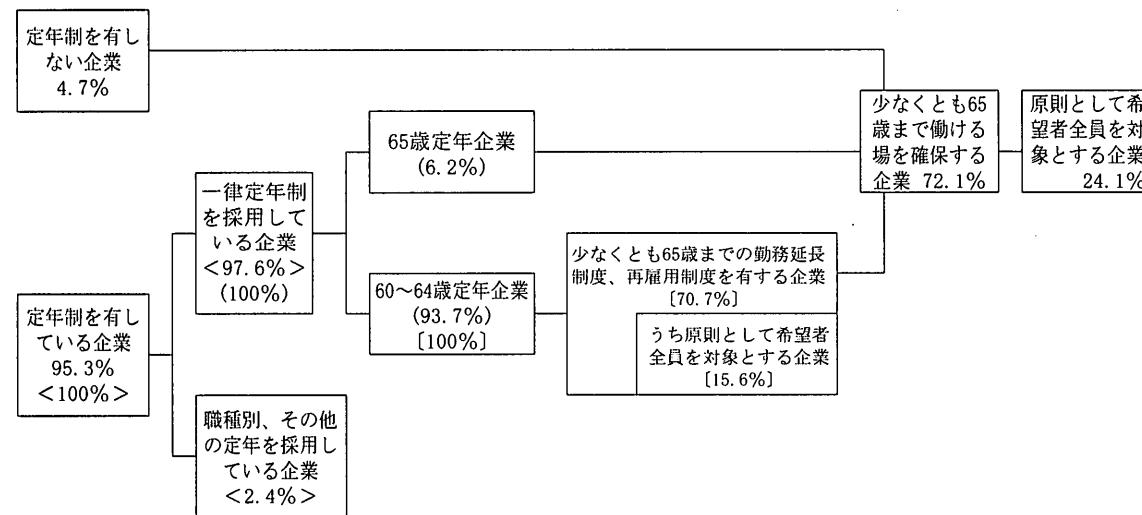
(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成17年3月現在

区分	総数	身体障害者	身体障害者以外		
			重度身体障害者	知的障害者	
登録者数 (%)	490,184 100.0	325,506 66.4	133,398 27.2	164,678 33.6	135,322 27.6
有効求職者 (%)	153,984 31.4	104,580 21.3	44,711 9.1	49,404 10.1	32,220 6.6
就業中の者 (%)	295,819 60.3	194,342 39.6	77,035 15.7	101,477 20.7	93,253 19.0
保留中の者 (%)	40,381 8.2	26,584 5.4	11,652 2.4	13,797 2.8	9,849 2.0

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第321表 定年制等の状況

65歳まで働く場を確保する企業割合(平成17年)=72.1%
65歳まで希望者全員を雇用する企業割合(平成17年)=24.1%(注) 1 < > 内は定年制を有している企業を100%とした場合の割合
2 () 内は一律定年制を有している企業を100%とした場合の割合
3 [] 内は60～64歳一律定年企業を100%とした場合の割合

4 事業規模30人以上の企業が調査対象

5 「職種別、その他の定年を採用している企業」でも、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。

6 「65歳定年企業」でも、65歳を超える定年企業も若干存在する。

資料：厚生労働省「就労条件総合調査」(平成17年)より厚生労働省職業安定局作成

2 関係機関

第322表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 件数	750,520,072	760,649,097	789,751,622	793,166,639	786,664,849	799,846,650
金額	11,157,394,817	10,828,988,062	10,938,941,087	10,626,623,832	10,087,121,934	10,052,711,424
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	641,699,074	647,957,015	672,411,006	673,670,645	668,805,965	683,737,936
金額	7,284,512,848	7,265,772,430	7,361,646,906	7,159,521,578	6,686,867,479	6,691,021,407
政府管掌健康保険 件数	306,462,611	308,798,047	319,999,057	319,061,999	315,161,874	323,585,517
金額	3,710,501,566	3,689,396,091	3,729,857,976	3,600,459,793	3,331,080,905	3,343,259,592
船員保険 件数	1,963,501	1,876,763	1,824,989	1,713,595	1,598,194	1,520,057
金額	29,044,112	27,279,968	25,767,543	23,323,484	21,121,193	19,969,027
共済組合 件数	81,919,513	82,992,290	86,474,163	87,086,622	87,693,476	88,957,566
金額	860,881,411	866,523,206	884,305,466	868,586,905	830,994,401	829,899,250
健康保険組合 件数	251,353,449	254,289,915	264,112,797	265,808,429	264,352,421	269,674,796
金額	2,684,085,759	2,682,573,165	2,721,715,921	2,667,151,396	2,503,670,981	2,497,893,538
医療保険以外の合計 件数	108,798,557	112,671,291	117,320,793	119,477,447	117,841,586	116,092,853
金額	3,872,881,969	3,563,215,632	3,577,294,182	3,467,102,255	3,400,254,453	3,361,690,020
老人保健 件数	78,109,892	78,532,953	78,824,244	77,933,931	73,236,205	68,826,496
金額	2,685,162,267	2,342,691,239	2,281,762,195	2,131,320,779	1,977,837,548	1,882,580,281
自衛官等 件数	705,947	710,583	740,869	766,748	763,444	775,132
金額	10,263,130	10,393,664	10,536,335	10,701,586	9,304,659	9,011,323
結核予防 件数	288,939	272,339	258,760	230,729	204,625	192,008
金額	9,334,171	8,462,565	7,889,466	7,242,168	6,548,446	5,907,650
生活保護 件数	18,017,752	19,713,445	22,951,648	25,485,077	28,041,093	30,344,386
金額	1,033,202,269	1,055,173,987	1,118,475,616	1,152,909,745	1,229,477,578	1,278,936,629
戦傷病者 件数	4,753	3,914	3,407	2,827	2,429	2,019
金額	515,392	437,716	391,660	317,357	290,019	212,749
身体障害 件数	270,169	290,092	319,687	343,028	373,436	403,559
金額	4,557,935	4,967,598	6,172,204	6,745,471	7,833,596	8,758,569
児童福祉 件数	94,025	99,014	98,228	98,561	100,051	99,537
金額	2,957,594	3,185,361	3,427,388	3,534,609	3,788,271	3,940,689
原爆医療 件数	1,449,702	1,340,834	1,249,170	1,139,284	1,064,819	993,209
金額	10,231,015	9,880,663	9,540,296	9,052,931	9,509,548	9,098,587

精神保健 件数	4,058,737	4,581,583	5,137,862	5,757,811	6,539,547	7,543,326
金額	49,873,003	54,922,439	61,521,279	66,896,885	74,035,978	82,848,663
麻薬取締 件数	—	2	1	—	2	—
金額	—	437	56	—	84	—
母子保健 件数	47,341	48,979	50,109	50,677	51,420	52,890
金額	3,464,882	3,661,953	4,142,563	4,256,748	4,785,665	4,970,232
感染症 件数	237	263	198	162	140	220
金額	10,772	13,152	9,632	7,233	8,535	12,786
老人被爆 件数	609,582	568,835	632,198	673,497	717,335	662,710
金額	2,005,546	1,780,613	2,096,551	2,181,998	2,309,513	2,172,539
特定疾患 件数	2,692,037	3,264,813	3,595,582	3,506,971	3,204,091	2,633,953
金額	22,623,087	25,731,221	28,242,113	28,837,825	30,032,924	29,022,890
小児慢性 件数	1,423,497	1,595,230	1,651,712	1,656,830	1,645,663	1,625,383
金額	18,984,845	19,891,849	20,273,350	20,169,172	20,879,686	20,799,222
措置医療 件数	1,025,947	1,048,102	1,082,802	1,092,665	1,092,766	1,094,962
金額	19,696,063	20,016,348	20,445,546	20,547,715	20,910,663	20,685,391
自治体医療 件数	—	600,310	724,316	738,649	804,520	843,063
金額	—	2,004,826	2,367,932	2,380,033	2,701,740	2,731,820
《審査のみ取扱分》						
戦傷病者・引揚患者 件数	22,441	20,791	19,823	18,547	17,298	15,861

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第323表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高

(単位 金額: 千円)

区分	合計		厚生年金保険	
	件数	金額	件数	金額
平成12年度(2000)				
融資実行	208,867	697,121,900	73,944	519,362,740
回収	286,525	1,307,941,186	162,741	1,107,013,653
年度末残高	1,580,101	9,181,748,668	1,254,276	8,627,623,303
平成13年度(2001)				
融資実行	25,061	253,020,600	24,211	248,571,000
回収	294,859	1,396,160,186	169,110	1,224,466,429
年度末残高	1,310,333	8,038,609,081	1,109,407	7,651,727,874
平成14年度(2002)				
融資実行	7,214	67,800,500	6,804	65,818,600
回収	252,079	1,942,152,695	177,350	1,872,719,579
年度末残高	1,065,468	6,164,256,886	938,861	5,844,826,895
平成15年度(2003)				
融資実行	2,224	20,839,500	1,975	19,597,900
被保険者住宅資金	2,223	18,839,500	1,974	17,597,900
分譲住宅等資金	1	2,000,000	1	2,000,000
回収	158,748	1,130,738,320	142,306	1,086,918,988
被保険者住宅資金	154,252	1,112,800,444	141,512	1,069,824,236
分譲住宅等資金	221	17,339,769	217	16,945,544
年金担保資金	4,275	598,106	577	149,208
年度末残高	908,944	5,054,358,066	798,474	4,778,261,982
被保険者住宅資金	903,939	4,936,900,728	795,406	4,662,163,486
分譲住宅等資金	996	115,048,034	991	114,649,307
年金担保資金	4,009	2,409,304	2,077	1,449,189
平成16年度(2004)				
融資実行	1,344	11,406,300	1,204	10,681,400
被保険者住宅資金	1,344	11,406,300	1,204	10,681,400
分譲住宅等資金	0	0	0	0
回収	104,188	704,196,477	94,153	670,776,306
被保険者住宅資金	103,285	687,965,713	93,644	654,783,016
分譲住宅等資金	196	15,851,621	193	15,791,776
年金担保資金	707	379,143	316	201,513
年度末残高	806,100	4,361,567,889	705,525	4,118,167,076
被保険者住宅資金	801,998	4,260,341,314	702,966	4,018,061,869
分譲住宅等資金	800	99,196,413	798	98,857,531
年金担保資金	3,302	2,030,161	1,761	1,247,676

(注) 1 平成13、14年度の「融資実行」「回収」及び「年度末残高」については、福祉施設設置整備資金を含んでいる。
 2 「年度末残高件数」については、分譲住宅の既貸付分を分割したため、平成12年度では149件、平成13年度では30件増加している。

資料：年金資金運用基金「事業年報」

件数	金額	船員保険		国民年金		国民年金・厚生年金保険	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	47,500	19,465	24,677,540	115,431	153,034,120		
30	53,282	34,265	71,261,639	89,489	129,612,612		
35	36,539	178,149	428,928,558	147,641	125,160,268		
—	—	850	4,449,600	—	—		
29	33,544	33,152	67,595,898	92,568	104,064,315		
6	2,995	145,847	365,782,259	55,073	21,095,953		
0	0	123,033	318,656,763	3,574	773,228		
—	—	249	1,241,600	—	—		
—	—	249	1,241,600	—	—		
—	—	0	0	—	—		
—	—	13,489	43,519,196	2,953	300,136		
—	—	12,740	42,976,209	—	—		
—	—	4	394,225	—	—		
—	—	745	148,762	2,953	300,136		
—	—	109,849	275,622,993	621	473,091		
—	—	108,533	274,737,242	—	—		
—	—	5	398,727	—	—		
—	—	1,311	487,024	621	473,091		
—	—	140	724,900	—	—		
—	—	140	724,900	—	—		
—	—	0	0	—	—		
—	—	9,884	33,330,912	151	89,260		
—	—	9,641	33,182,697	—	—		
—	—	3	59,845	—	—		
—	—	240	88,370	151	89,260		
—	—	100,105	243,016,982	470	383,831		
—	—	99,032	242,279,445	—	—		
—	—	2	338,882	—	—		
—	—	1,071	398,654	470	383,831		

第324表 年金資金運用基金の運用資産状況

区分	平成13年度(2001)		14(2002)		15(2003)		16(2004)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	266,877	100.00	315,988	100.00	480,610	100.00	585,820	100.00
国内債券	143,673	53.84	162,269	51.35	252,012	52.44	322,115	54.99
国内株式	68,251	25.57	73,818	23.36	120,019	24.97	124,234	21.21
外国債券	13,459	5.04	25,458	8.06	39,520	8.22	57,923	9.89
外国株式	38,203	14.31	44,676	14.14	59,255	12.33	81,500	13.91
短期資産	3,291	1.23	9,766	3.09	9,804	2.04	49	0.01
財投債(簿価)	119,138	—	186,155	—	222,801	—	286,458	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

第325表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成9年度 (1997)	122,942	122,942	1,135,151,500	111,976	111,976	1,091,765,300	10,966	10,966	43,386,200
10 (1998)	(27,554)	(27,554)	(227,387,900)	(24,144)	(24,144)	(214,456,000)	(3,410)	(3,410)	(12,931,900)
11 (1999)	92,439	92,439	848,562,600	87,916	87,916	828,967,900	4,523	4,523	19,594,700
12 (2000)	(19,973)	(19,973)	(168,425,600)	(18,693)	(18,693)	(162,992,200)	(1,280)	(1,280)	(5,433,400)
13 (2001)	58,637	58,637	580,320,500	56,519	56,519	568,819,700	2,118	2,118	11,500,800
14 (2002)	(12,748)	(12,748)	(120,033,900)	(12,121)	(12,121)	(116,573,900)	(627)	(627)	(3,460,000)
15 (2003)	39,553	39,553	380,034,400	38,496	38,496	374,247,100	1,057	1,057	5,787,300
16 (2004)	(1,583)	(1,583)	(19,720,000)	(1,482)	(1,482)	(19,039,500)	(101)	(101)	(680,500)
17 (2005)	13,347	13,347	117,329,400	12,724	12,724	114,367,200	623	623	2,962,200
18 (2006)	(594)	(594)	(7,687,600)	(534)	(534)	(7,263,600)	(60)	(60)	(424,000)
19 (2007)	2,721	2,721	23,647,500	2,472	2,472	22,421,700	249	249	1,225,800
20 (2008)	(151)	(151)	(7,881,200)	(129)	(129)	(1,765,400)	(22)	(22)	(115,800)
21 (2009)	2,011	2,011	16,987,100	1,784	1,784	15,875,700	227	227	1,111,400
22 (2010)	(82)	(82)	(1,010,100)	(69)	(69)	(926,700)	(13)	(13)	(83,400)
23 (2011)	581	581	5,378,400	521	521	5,049,600	60	60	328,800
24 (2012)	(26)	(26)	(332,800)	(23)	(23)	(318,500)	(3)	(3)	(14,300)
平成14年度									
転貸融資	741	741	7,828,500	741	741	7,828,500	—	—	—
個人融資	(38)	(38)	(610,100)	(38)	(38)	(610,100)	(—)	(—)	(—)
平成15年度									
転貸融資	1,980	1,980	15,819,000	1,731	1,731	14,593,200	249	249	1,225,800
個人融資	(113)	(113)	(1,271,100)	(91)	(91)	(1,155,300)	(22)	(22)	(115,800)
平成16年度									
転貸融資	273	273	3,163,800	273	273	3,163,800	—	—	—
個人融資	(12)	(12)	(244,200)	(12)	(12)	(244,200)	(—)	(—)	(—)
平成17年度									
転貸融資	1,738	1,738	13,823,300	1,511	1,511	12,711,900	227	227	1,111,400
個人融資	(70)	(70)	(765,900)	(57)	(57)	(682,500)	(13)	(13)	(83,400)
平成18年度									
転貸融資	517	517	4,530,300	457	457	4,201,500	60	60	328,800
個人融資	(24)	(24)	(301,500)	(21)	(21)	(287,200)	(3)	(3)	(14,300)

(注) () 内は大型住宅の再掲である。

資料：年金資金運用基金「事業年報」

第326表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

(単位 金額：百万円)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	1,277	318,833	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500
病 院	405	196,068	311	144,929	261	152,978	238	138,117	260	156,550	193	151,533
介護老人保健施設	217	93,181	221	76,934	190	74,706	152	69,202	192	73,153	190	100,652
診 療 所												
一般 診 療 所	550	27,506	392	20,253	390	19,238	320	16,771	571	17,996	250	13,533
歯 科 診 療 所	91	1,509	37	752	28	528	22	487	326	2,216	36	392
共同 利 用 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬 局	3	26	—	—	5	27	5	48	1	10	2	14
医療従事者養成施設	5	526	9	861	2	764	—	—	1	370	6	376
歯 科 技 工 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 查 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	3	10	3	9	2	7	—	—	1	5	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
指定訪問看護事業	3	7	2	10	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総 数	1,277	318,833	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500
新築資金	496	126,904	387	94,289	369	100,394	325	80,716	303	99,178	324	126,003
甲種増改築資金	265	85,686	162	56,642	147	54,152	149	56,851	104	65,314	108	52,402
乙種増改築資金	233	100,030	175	85,075	156	88,064	154	84,235	132	73,778	131	85,598
国立病院等購入資金	•	•	3	1,658	2	131	3	600	3	377	3	322
機械購入資金	141	3,318	131	3,802	122	4,116	71	1,733	55	1,697	46	1,350
長期運転資金	142	2,895	117	2,282	82	1,391	35	491	755	9,956	65	826

(注) 1 「介護老人保健施設」は、平成12年度以前は「老人保健施設」である。

2 「指定訪問看護事業」は、平成14年以前は「指定老人訪問看護事業」である。

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第327表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	946	2,392	1,041	1,069	1,384	895
金額	115,082,700	164,973,500	113,662,600	132,607,700	168,299,900	189,300,000
保 護 施 設 件数	2	5	7	3	4	2
金額	573,600	591,500	892,600	452,800	612,000	368,400
老 人 福 祉 施 設 件数	573	1,781	546	545	565	490
金額	93,198,100	135,848,600	87,550,200	101,679,300	135,755,500	166,379,400
身 体 障 害 者 件数	38	37	48	42	127	42
更 生 援 護 施 設 金額	3,815,300	3,789,400	5,273,700	3,492,500	6,537,600	3,268,100
婦 人 保 護 施 設 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
兒 童 福 祉 施 設 件数	204	246	272	288	298	234
金額	9,013,800	11,693,000	11,098,400	15,052,900	13,253,900	11,894,100
知 的 障 害 者 援 護 施 設 件数	110	122	145	165	299	101
金額	7,570,700	7,595,200	8,003,100	11,043,200	10,335,100	4,636,300
母 子 福 祉 施 設 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
精 神 障 害 者 件数	14	13	17	23	28	17
社会復帰施設	495,700	464,400	580,100	669,600	996,800	583,000
社会福祉法に規定するその他の施設	3	41	2	1	57	1
するその他の施設	93,500	634,800	106,900	184,900	582,700	72,800
その他の施設	1	2	3	—	2	1
金額	20,000	42,400	140,100	—	165,600	189,000
有料老人ホーム 件数	1	—	—	1	—	3
金額	302,000	—	—	10,000	—	1,462,000
在宅サービス事業等 件数	—	145	1	1	4	4
金額	—	4,314,200	17,500	22,500	60,700	446,900
償 還 額	70,180,372	75,324,174	97,754,158	102,062,414	107,463,697	112,385,007

(注) 「社会福祉法に規定するその他の施設」は、平成14年度以前は「社会福祉事業法による施設及び事業」である。
資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第328表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	110	113	118	122	123	124	120
劳 灾 病 院	37	37	37	37	37	37	36
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
勤 劳 者 予 防 医 療 セ ン タ ー	•	•	•	2	4	6	9
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	6	4	2	0
海 外 勤 務 健 康 管 理 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	13	13	13	13	13	13	11
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1	1	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー	29	33	38	42	45	47	

第329表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

区分	平成10年度 (1998)	年度末現在					
		11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2003)
合計	146,705	146,707	146,163	145,357	143,719	142,258	141,618
職業能力開発総合大学校	·	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校(新)	·	3	7	10	10	10	10
職業能力開発大学校(旧)	1	·	·	·	·	·	·
職業能力開発短期大学校	26	19	10	3	1	1	1
職業能力開発促進センター	60	60	60	60	62	62	62
私のしごと館	·	·	·	·	1	1	1
雇用促進住宅	144,540	144,544	144,027	143,338	143,056	142,082	141,522
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1	·
簡易宿泊所	18	17	15	15	15	7	6
福祉センター等	2,059	2,062	2,042	1,929	575	93	15

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。

資料:独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第330表 中小企業退職金共済加入状況

区分	合計	平成16年度末現在								
		農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信・公益事業	商業	金融・保険・不動産業	サービス業	
共済契約者数	387,954	4,611	723	66,791	93,093	14,322	97,374	7,614	103,426	
被共済者数	2,643,685	28,368	7,107	394,421	929,275	219,532	482,245	32,500	550,237	

(i) 産業別

区分	合計	平成16年度末現在								
		1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	387,954	148,149	109,318	72,292	26,955	17,021	10,410	3,016	561	232
被共済者数	2,643,685	264,639	409,175	530,188	352,677	358,481	392,026	219,704	68,537	48,258

(ii) 規模別

区分	合計	平成16年度末現在								
		1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	387,954	148,149	109,318	72,292	26,955	17,021	10,410	3,016	561	232
被共済者数	2,643,685	264,639	409,175	530,188	352,677	358,481	392,026	219,704	68,537	48,258

資料:独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第331表 中小企業退職金共済支給状況

区分	平成11年度 (1999)	(単位 金額:千円)					
		12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	
合計件数	288,942	292,741	314,548	323,280	293,572	273,107	
金額	352,400,793	363,570,887	402,095,390	421,831,704	385,636,378	351,822,946	
退職金件数	276,064	279,883	300,791	305,161	276,242	258,565	
金額	342,004,119	353,205,686	390,505,679	406,291,051	370,420,424	339,539,886	
解約手当金件数	12,878	12,858	13,757	18,119	17,330	14,542	
金額	10,396,674	10,365,202	11,589,711	15,540,653	15,215,954	12,283,060	
1件当たり金額(円)	1,219,625	1,241,954	1,278,328	1,304,849	1,313,601	1,288,224	

資料:独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第332表 医師数(業務別)

年末現在

区分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	240,908	248,611	255,792	262,687	270,371
医療施設の従事者	230,297	236,933	243,201	249,574	256,668
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	6,096	6,015	5,898	5,834	5,745
診療所の開設者又は法人の代表者	66,488	66,461	69,274	69,936	70,828
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	100,940	105,984	106,845	110,159	114,515
診療所の勤務者	15,610	17,372	19,339	20,507	22,157
医育機関附属病院の勤務者	41,163	41,101	41,845	43,138	43,423
介護老人保健施設の従事者	1,128	1,838	2,114	2,315	2,668
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	144	244	275	263	324
介護老人保健施設の勤務者	984	1,594	1,839	2,052	2,344
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	7,577	7,777	8,154	8,611	8,607
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,946	5,269	5,426	5,374	5,260
行政機関・産業医・保健衛生業務の従事者	2,631	2,508	2,728	3,237	3,347
その他	1,906	2,063	2,323	2,178	2,421

(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第333表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	8				

第334表 歯科衛生士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	44,219	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695
保 健 所	686	765	781	593	634	648	634
市 町 村	462	600	799	1,427	1,481	1,613	1,682
病 院	3,002	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903
診 療 所	38,966	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761	71,961
介護老人保健施設	4	3	2	109	27	54	83
事 業 所	252	204	197	235	204	352	371
学校又は養成所	592	540	561	587	574	550	610
そ の 他	255	364	435	403	424	438	451

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
2 平成10年より年度報となった。
3 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第335表 歯科技工士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	32,629	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765	35,668
技 工 所	16,987	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552	23,065
病 院・診 療 所	14,907	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534	11,998
そ の 他	735	654	783	593	953	679	605

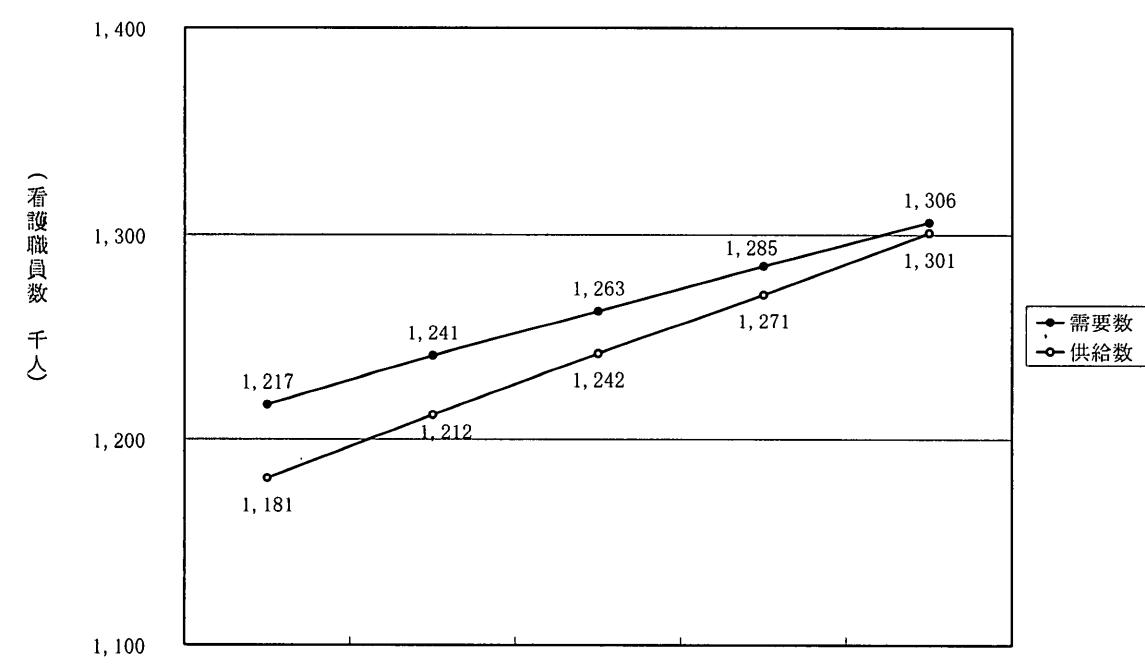
(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
2 平成10年より年度報となった。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第336表 薬剤師数（業務別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	162,021	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744	241,369
薬局の開設者又は法人の代表者	16,923	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446	19,935
薬局の勤務者	35,303	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446	96,368
病院・診療所の従事者	43,416	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536	48,094
大学の従事者	3,146	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077	8,046
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,168	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673	5,860
医薬品関係企業の従事者	36,248	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542	45,261
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	180	·	·	·	·	·	·
その他の化学工業従事者	1,246	·	·	·	·	·	·
そ の 他	20,391	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998	17,804

(注) 1 昭和57年より隔年報。
2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。
3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」不詳を含む。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第337表 看護職員需給見通し



区分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
需 要 数	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供 給 数					
年 初 就 業 者 数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
新 卒 就 業 者 数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
再 就 業 者 数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
退 職 等 に よ る 減 少 数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
年 末 就 業 者 数	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500

資料：厚生労働省医政局調べ

第338表 保健師数（就業場所別）

区分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	29,008	31,581	34,468	36,781	38,366	39,195
保健師学校・養成所	331	379	519	641	826	841
保健所	8,694	8,703	7,755	7,570	7,670	7,635
市町村勤務	261	184	59	60	·	·
市町村在住	13,802	15,641	18,410	20,646	21,645	22,313
病院	1,644	1,615	1,744	1,770	1,653	1,858
診療所	1,222	1,362	1,448	1,388	1,323	1,193
老人保健施設	58	70	54	52	·	·
訪問看護ステーション	·	·	·	·	213	178
管理者	·	·	·	·	284	309
従事者	·	·	·	·	629	542
介護保険施設等	·	·	·	·	472	471
社会福祉施設	·	·	·	·	4	7
助産所従事者	·	·	·	·	2,415	2,415
事業所	1,532	1,475	1,659	1,672	1,910	1,433
その他	1,464	2,152	2,820	2,982	1,737	1,433

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成8年以降は保健士数を含む。
 3 平成10年より年度報となった。
 4 平成14年度より保健婦(士)が保健師と変更になった。
 5 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第339表 助産師数（就業場所別）

区分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	23,048	23,615	24,202	24,511	24,340	25,257
助産師学校・養成所	375	502	559	638	960	1,048
保健所	336	347	257	249	222	231
市町村	·	·	·	·	480	477
病院	16,370	16,958	17,486	17,914	17,336	17,539
診療所	2,397	2,545	2,746	2,864	3,389	4,111
助産所	2,811	2,539	2,078	1,858	1,706	1,654
開設者	1,059	947	805	802	730	722
従事者	196	190	166	150	195	205
出張のみによる者	1,556	1,402	1,107	906	781	727
訪問看護ステーション	·	·	·	·	13	12
社会福祉施設	·	·	·	·	11	7
事業所	·	·	·	·	11	13
その他	759	724	1,076	988	212	165

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。
 3 平成14年度より助産婦が助産師と変更になった。
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第340表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

区分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	862,013	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326	1,146,181
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	7,873	9,150	9,651	10,102	11,120	11,492
保健所	1,732	1,888	1,392	1,323	1,376	1,028
市町村	·	·	·	·	7,570	7,934
病院	660,180	695,855	720,905	736,646	761,961	781,377
診療所	158,308	170,989	181,324	196,506	202,183	210,738
助産所従事者	·	·	·	·	82	78
訪問看護ステーション	·	7,465	14,498	21,667	23,287	25,935
介護保険施設等	·	·	·	·	67,396	83,430
老人保健施設	8,334	13,111	20,422	26,749	·	·
社会福祉施設	·	17,583	22,098	31,363	13,119	13,582
事業所	·	·	·	·	4,091	5,198
学校	1,055	1,259	1,436	1,265	·	·
派出看護婦	176	·	·	·	·	·
その他の	24,355	11,596	14,095	16,847	5,141	5,389
《資格別》						
看護師	·	·	·	·	703,913	760,221
准看護師	·	·	·	·	393,413	385,960
看護婦	479,584	530,044	576,640	631,428	·	·
准看護婦	353,087	365,378	370,885	367,582	·	·
看護士	12,768	14,885	17,807	22,189	·	·
准看護士	16,574	18,589	20,489	21,269	·	·

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

3 平成14年度より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第341表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

区分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
あん摩指圧師	95,365	98,070	94,655	96,788	97,313	98,148
はり師	66,322	69,231	69,236	71,551	73,967	76,643
きゅう師	65,363	68,214	67,746	70,146	72,307	75,100
柔道整復師	26,221	28,244	29,087	30,830	32,483	35,077

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第342表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

区分	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
理学療法士	21,330	23,896	26,944	30,084	33,439	37,068	41,271
作業療法士	11,039	12,627	14,880	17,227	19,817	22,757	26,070

資料：厚生労働省医政局調べ

第343表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

区分	社会福祉士	介護福祉士					年末現在
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合計	
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825	
5(1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867	
6(1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754	
7(1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821	
8(1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147	
9(1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575	
10(1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055	
11(1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745	
12(2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185	
13(2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437	
14(2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085	
15(2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678	
16(2004)	59,141	151,922	1,403	12,680	243,814	409,819	

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号:高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号:福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号:高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号:介護福祉士試験に合格した者

資料:社会福祉振興・試験センター調べ

第344表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

区分	平成2年(1990)	5(1993)	8(1996)	11(1999)	14(2002)
総数	2,182,975.5	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8
医師	250,471.0	263,807.8	277,325.4	283,654.2	290,286.0
常勤	201,316	212,246	223,731	234,263	242,311
非常勤	49,155.0	51,561.8	53,594.4	49,391.2	47,975.0
歯科医師	81,709.5	88,472.0	92,942.1	97,601.8	100,498.0
常勤	72,734	78,449	82,779	85,995	90,828
非常勤	8,975.5	10,023.0	10,163.1	11,606.8	9,670.0
介護士	20.0	15.0	12.0	7.0	5.0
薬剤師	44,125	48,922	51,555	52,087	46,015.3
保健師	4,706	5,991	6,962	8,106	7,458.3
助産師	18,231	18,827	20,017	21,048	20,508.0
看護師	403,286	459,961	527,004	597,138	614,128.3
准看護師	354,092	375,048	384,493	380,520	326,855.0
看護業務補助者	178,401	197,607	240,512	250,358	232,902.7
理学療法士(PT)	9,849	12,315	15,620	20,736	25,486.4
作業療法士(OT)	3,816	4,838	6,397	9,145	12,961.7
視能訓練士	1,509	1,750	2,463	3,176	3,445.6
言語聴覚士	.	.	.	2,492	3,777.1
義肢装具士	55	147	121	132	128.2
歯科衛生士	48,974	56,553	65,276	71,936	64,831.3
歯科技工士	20,898	19,042	17,705	16,100	13,288.8
歯科業務補助者	93,586	107,429	107,951	107,014	82,525.3
社会福祉士	.	.	.	705	2,737.3
介護福祉士	.	.	.	8,005	25,630.4
診療放射線技師	28,207	32,173	35,599	38,892	39,587.2
診療エックス線技師	2,978	2,860	2,703	2,726	1,962.2
臨床検査
臨床検査技師	47,353	50,517	53,258	54,753	54,475.2
衛生検査技師	1,252	1,065	1,099	831	705.9
その他	3,991	3,387	2,698	2,032	.
臨床工学技士	1,857	4,988	6,544	8,174	10,320.8
あん摩マッサージ指圧師	11,048	11,447	11,561	10,751	9,354.6
柔道整復師	.	.	.	1,610	2,396.3
管理栄養士	7,452	9,978	13,355	14,765	14,973.6
栄養士	20,187	19,503	17,863	16,511	14,049.8
精神保健福祉士	.	.	.	1,625	3,603.7
その他の技術員	30,009	31,584	33,807	29,775	28,263.4
医療社会事業従事者	4,630	5,359	6,837	9,096	10,299.4
事務職員	303,416	332,920	353,544	363,828	343,440.5
その他の職員	206,867	213,587	213,030	205,043	111,438.5

(注) 1 非常勤職員を含む。
 2 平成2年から平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。
 3 平成14年は、全ての職種を常勤換算している。
 4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。
 5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。
 6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第13節 財政

第345表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

(単位 億円、%)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
一般会計予算	751,049	773,900	776,692	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829
対前年度伸び率	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1
1.国債費	163,752	168,023	172,628	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686	184,422
対前年度伸び率	23.9	2.6	2.7	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6	5.0
2.地方交付税交付金	136,038	154,810	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889
対前年度伸び率	2.9	13.8	2.5	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2	△ 2.5
3.一般歳出	431,409	438,067	445,362	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829
対前年度伸び率	2.4	1.5	△ 1.3	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7
4.産業投資特別会計へ繰入等	13,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	142,879	145,501	148,431	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808
対前年度伸び率	2.6	1.8	2.0	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9
一般会計に占める割合	19.0	18.8	19.1	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1	24.8
一般歳出に占める割合	33.1	33.2	33.3	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6	43.1
厚生労働省予算	143,778	147,167	149,990	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178
対前年度伸び率	2.6	2.4	1.9	8.3	...	4.5	3.5	3.8	4.2	3.1
一般会計に占める割合	19.1	19.0	19.3	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6	25.3
一般歳出に占める割合	33.3	33.6	33.7	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4	44.0
防衛関係費	48,455	49,475	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564
対前年度伸び率	2.6	2.1	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0
一般会計に占める割合	6.5	6.4	6.4	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0	5.9
一般歳出に占める割合	11.2	11.3	11.1	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3	10.3

(注) 平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第346表 一般会計歳入・歳出（目的別）

(単位 百万円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
歳 入	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,939,569	86,878,703	82,182,918
租税及び印紙收入	49,895,000	49,625,000	44,276,000	41,786,000	44,041,000	44,007,000
租 稅	48,384,000	48,120,000	42,832,000	40,647,000	42,893,000	42,893,000
印 紙 收 入	1,511,000	1,505,000	1,444,000	1,129,000	1,148,000	1,114,000
専壳納付金	15,429	—	—	—	—	—
官業益金及び官業収入	23,613	18,657	20,062	16,601	16,704	16,719
政府資産整理収入	349,136	357,744	342,182	358,056	261,771	255,700
雑 収 入	3,377,072	5,867,236	4,081,700	2,946,509	4,478,233	3,461,171
公 債 金	34,598,000	30,000,000	34,968,000	36,445,000	36,590,000	34,390,000
前年度剩余金受入	1,511,977	483,918	1,041	387,403	1,490,996	52,328
歳 出	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,939,569	86,878,703	82,182,918
国家機関費	4,859,799	4,811,495	4,286,448	4,341,012	4,448,659	4,291,100
地方財政費	15,849,374	16,725,786	16,501,087	17,427,352	17,704,252	16,106,832
防衛関係費	4,958,452	4,999,241	4,944,722	4,927,008	4,936,379	4,879,607
国土保全及び開発費	9,849,146	8,462,209	8,756,395	7,203,625	8,732,838	6,780,780
産業経済費	4,122,476	5,923,917	3,697,321	3,218,431	3,272,784	2,929,727
教育文化費	6,646,472	6,415,340	6,609,439	6,068,896	6,012,772	5,539,997
社会保障関係費	19,793,433	21,007,150	21,225,206	21,067,234	21,919,267	21,657,666
社会保険費	11,482,581	14,666,689	14,844,789	15,241,392	15,769,161	15,889,991
生活保護費	1,483,656	1,581,977	1,676,919	1,810,223	1,952,750	1,922,972
社会福祉費	4,142,975	1,927,904	1,944,639	1,886,408	1,857,919	1,780,819
住宅対策費	1,321,287	1,151,103	979,868	930,393	921,698	818,210
失業対策費	81,027	412,280	546,596	42,104	40,945	41,433
保健衛生費	1,051,030	950,776	910,349	840,131	890,620	751,127
その他の	230,874	316,421	322,047	316,583	486,174	453,115
恩給費	1,424,841	1,355,230	1,271,879	1,201,939	1,131,195	1,068,666
文官恩給費	60,725	56,229	51,364	47,545	42,947	39,269
旧軍人遺族等恩給費	1,275,320	1,217,960	1,143,897	1,082,885	1,023,253	968,085
その他の	88,797	81,042	76,618	71,509	64,994	61,312
国債費	21,446,082	16,284,001	16,060,543	16,082,419	18,278,442	18,442,174
予備費	700,000	250,000	200,000	250,000	300,000	350,000
その他の	120,151	118,187	135,945	151,652	142,116	136,368

(注) 1 平成17年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 平成11、12年度の「予備費」には、公共事業等予備費を含んでいる。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第347表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
歳 入 合 計	109,679,117	110,586,638	107,219,061	106,900,572	103,260,764	101,006,786
地 方 税	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727
地 方 譲 与 税	595,210	608,905	620,177	623,971	634,222	694,045
利 子 割 交 付 金	169,319	173,482	662,368	688,942	210,551	148,888
地方消費税交付金	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844
ゴルフ場利用税交付金	64,372	61,407	57,036	55,212	52,288	48,404
特別地方消費税交付金	44,520	41,232	9,162	482	188	77
自動車取得税交付金	342,463	320,896	321,138	318,039	285,223	309,987
軽油引取税交付金	122,067	117,342	112,597	111,963	107,762	108,274
地方特例交付税	.	639,860	914,014	901,818	903,588	1,006,168
地 方 交 付 税	18,048,865	20,864,236	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295
交通安全対策特別交付金	87,528	86,947	74,841	76,708	75,700	81,611
分担金及び負担金	1,642,177	1,567,450	1,269,563	1,247,605	1,219,864	1,132,679
使 用 料	1,852,861	1,877,977	1,889,729	1,907,186	1,897,784	1,906,733
手 数 料	527,614	571,569	587,316	590,939	587,481	585,381
国 庫 支 出 金	15,628,392	16,482,930	14,350,300	14,443,288	13,068,995	13,030,356
義務教育費負担金	3,011,625	3,000,161	2,980,092	3,011,382	2,988,008	2,738,637
生活保護費負担金	1,292,028	1,390,790	1,477,814	1,575,117	1,669,225	1,803,426
児童保護費負担金	592,404	618,227	649,059	691,751	708,871	701,553
結核医療費負担金	9,122	9,804	9,495	9,087	8,289	7,440
精神衛生費負担金	29,289	34,291	37,767	38,912	40,331	47,822
老人保護費負担金	453,689	470,014	87,858	72,283	71,474	70,500
普通建設事業費支出金	6,303,855	6,106,835	5,551,536	5,159,193	4,109,965	4,192,682
災害復旧事業費支出金	310,918	411,389	317,737	238,955	212,112	184,115
失業対策事業費支出金	16,183	15,230	14,427	17,599	6,524	6,175
委託金	351,971	289,006	408,630	323,684	229,478	276,471
財政補給金	9,925	8,549	15,682	14,383	15,159	14,788
そ の 他	3,247,384	4,128,634	2,800,203	3,290,940	3,009,559	2,986,747
国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,150	29,150	29,150	30,150	30,150	30,150
都道府県支出金	2,581,084	2,608,211	2,385,230	2,328,904	2,268,460	2,255,441
財産収入	794,858	720,374	769,401	716,539	673,769	600,232
寄附金	159,376	142,425	130,659	119,937	103,524	89,584
繰入金	3,233,554	2,694,247	2,136,094	2,277,231	3,050,909	2,939,715
繰越金	2,099,626	2,589,011	2,253,102	2,534,961	2,457,978	2,225,740
諸収入	8,465,449	8,314,487	8,062,372	8,090,443	7,473,346	7,232,125
地方債	15,226,982	13,150,076	11,173,506	11,873,420	13,382,616	13,857,697
特別区財政調整交付金・納付金	739,999	679,024	830,938	830,497	769,255	775,632

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
歳 出 合 計	107,007,759	108,209,244	104,560,321	104,328,178	100,929,961	98,701,602
議 会 費	602,290	581,347	576,033	573,504	562,557	541,422
総 務 費	9,281,003	9,782,082	9,786,366	9,542,960	9,110,647	9,650,462
民 生 費	14,610,708	16,312,923	14,557,908	15,322,713	15,642,331	15,897,224
社 会 福 祉 費	3,864,073	3,982,647	3,924,331	4,097,456	4,044,516	4,146,351
老 人 福 祉 費	4,793,214	5,993,445	4,024,846	4,212,348	4,351,716	4,310,619
児 童 福 祉 費	3,976,606	4,213,638	4,385,941	4,658,027	4,764,054	4,786,760
生 活 保 護 費	1,950,244	2,079,923	2,192,640	2,347,175	2,476,305	2,645,352
災 害 救 助 費	26,571	43,269	30,150	7,707	5,740	8,142
衛 生 費	6,815,372	6,756,811	6,669,140	6,836,628	6,618,004	6,057,305
公 衆 衛 生 費	3,609,755	3,571,321	3,449,350	3,463,485	3,439,267	3,385,999
結 核 対 策 費	40,710	41,027	39,618	38,845	36,782	33,227
保 健 所 費	309,738	299,129	286,811	271,803	267,268	256,500
清 拠 費	2,855,170	2,845,333	2,893,361	3,062,495	2,874,687	2,381,579
労 働 費	467,684	676,644	524,292	834,064	548,067	437,849
失 業 対 策 費	42,483	100,648	60,899	175,916	74,720	53,014
そ の 他	425,201	575,996	463,393	658,148	473,346	384,835
農 林 水 産 業 費	7,531,148	7,270,943	6,810,338	6,408,417	5,952,342	5,399,474
商 工 費	6,324,277	6,077,600	5,480,701	5,422,576	5,036,887	4,889,116
土 木 費	22,436,787	21,374,494	19,912,479	18,913,708	17,988,269	16,727,449
消 防 費	1,977,442	1,947,025	1,948,849	1,937,153	1,935,738	1,893,804
警 察 費	3,456,830	3,418,136	3,428,936	3,393,850	3,407,457	3,362,165
教 育 費	18,706,600	18,271,769	18,167,789	18,096,382	17,741,614	17,278,976
災 害 復 旧 費	620,742	787,704	566,438	436,799	374,843	333,882
公 債 費	11,035,535	11,917,761	12,507,369	12,967,329	13,167,667	13,289,622
諸 支 出 金	351,971	380,668	363,060	373,454	308,232	311,979
前 年 度 繼 上 充 用 金	5,167	40,672	9,870	29,709	26,312	26,766
特別区財政調整交付金・納付金	739,999	679,024	830,938	830,497	769,255	775,632
利 子 割 交 付 金	169,319	173,482	662,368	688,942	210,551	148,888
地 方 消 費 税 交 付 金	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844
ゴルフ場利用税交付金	64,372	61,407	57,036	55,212	52,288	48,404
特別地方消費税交付金	44,520	41,232	9,162	482	188	77
自動車取得税交付金	342,463	320,896	321,138	318,039	285,223	309,987
軽油引取税交付金	122,067	117,342	112,597	111,963	107,762	108,274

資料:財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第348表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	3,966,668	100.0	11,930,556	100.0	14,540,192
社会福祉費	893,676	22.5	3,252,676	27.3	3,778,564
老人福祉費	1,760,855	44.4	2,549,765	21.4	3,779,856
児童福祉費	958,032	24.2	3,828,728	32.1	4,369,930
生活保護費	349,688	8.8	2,295,663	19.2	2,604,322
災害救助費	4,418	0.1	3,724	0.0	7,520

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	14,303,211	100.0	236,981	100.0	1.7 1.8
26.0	3,732,739	26.1	45,825	19.3	1.2 △ 1.7
26.0	3,793,219	26.5	△ 13,364	△ 5.6	△ 0.4 2.9
30.1	4,337,136	30.3	32,794	13.8	0.8 1.9
17.9	2,435,162	17.0	169,160	71.4	6.9 5.5
0.1	4,954	0.0	2,566	1.1	51.8 △ 23.8

その2 性質別内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	3,966,668	100.0	11,930,556	100.0	14,540,192
人件費	270,558	6.8	1,744,925	14.6	2,015,484
物件費	108,448	2.7	718,248	6.0	826,697
扶助費	773,327	19.5	5,731,147	48.0	6,504,474
補助費等	2,402,973	60.6	523,147	4.4	1,608,402
普通建設事業費	307,930	7.8	451,853	3.8	721,773
補助事業費	241,607	6.1	160,902	1.3	374,202
単独事業費	66,323	1.7	290,504	2.4	347,570
県営事業負担金	—	—	447	0	—
貸付金	54,736	1.4	40,181	0.3	93,613
繰出金	2,615	0.1	2,689,898	22.5	2,692,513
その他	46,081	1.2	31,155	0.3	77,236

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	14,303,211	100.0	236,981	100.0	1.7 1.8
13.9	2,076,502	14.5	△ 61,019	△ 25.7	△ 2.9 △ 3.1
5.7	874,484	6.1	△ 47,787	△ 20.2	△ 5.5 3.0
44.7	6,229,411	43.6	275,062	116.1	4.4 4.2
11.1	1,573,116	11.0	35,286	14.9	2.2 △ 1.9
5.0	823,789	5.8	△ 102,016	△ 43.0	△ 12.4 △ 7.2
2.6	422,554	3.0	△ 48,352	△ 20.4	△ 11.4 △ 1.3
2.4	401,235	2.8	△ 53,664	△ 22.6	△ 13.4 △ 12.6
—	—	—	—	—	—
0.6	124,500	0.9	△ 30,887	△ 13.0	△ 24.8 5.3
18.5	2,486,014	17.4	206,500	87.1	8.3 5.3
0.5	115,394	0.8	△ 38,158	△ 16.1	△ 33.1 0.7

その3 財源内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	3,966,668	100.0	11,930,556	100.0	14,540,192
国庫支出金	694,709	17.5	3,461,133	29.0	4,155,842
都道府県支出金	—	—	964,450	8.1	—
使用料・手数料	68,537	1.7	256,508	2.2	325,045
分担金・負担金・寄附金	48,095	1.2	310,024	2.6	299,169
地方債	48,245	1.2	114,604	1.0	159,489
その他特定財源	157,590	4.0	207,387	1.7	361,493
一般財源等	2,949,492	74.4	6,616,450	55.5	9,239,153

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	14,303,211	100.0	236,981	100.0	1.7 1.8
28.6	3,871,212	27.1	284,630	120.1	7.4 △ 1.2
—	—	—	—	—	—
2.2	306,071	2.1	18,974	8.0	6.2 0.1
2.1	339,342	2.4	△ 40,173	△ 17.0	△ 11.8 △ 1.7
1.1	337,352	2.4	△ 177,863	△ 75.1	△ 52.7 66.5
2.5	391,492	2.7	△ 29,999	△ 12.7	△ 7.7 △ 1.4
63.5	9,057,741	63.3	181,412	76.6	2.0 2.0

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,550,603	100.0	4,506,702	100.0	5,896,341
公衆衛生費	1,345,180	86.8	2,040,819	45.3	3,260,796
結核対策費	8,783	0.6	24,444	0.5	32,998
保健所費	144,645	9.3	111,856	2.5	254,680
清掃費	51,995	3.4	2,329,583	51.7	2,347,867

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	6,454,941	100.0	△ 558,601	100.0	△ 8.7
55.3	3,316,792	51.4	△ 55,996	10.0	△ 1.7
0.6	36,359	0.6	△ 3,361	0.6	△ 9.2
4.3	265,373	4.1	△ 10,693	1.9	△ 4.0
39.8	2,836,418	43.9	△ 488,550	87.5	△ 17.2

その2 性質別内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,550,603	100.0	4,506,702	100.0	5,896,341
人件費	310,472	20.0	1,073,580	23.8	1,384,052
物件費	120,852	7.8	1,588,431	35.2	1,709,283
扶助費	256,320	16.5	166,074	3.7	422,394
補助費等	531,789	34.3	611,135	13.6	1,021,601
普通建設事業費	144,810	9.3	686,352	15.2	792,307
補助事業費	66,410	4.3	291,001	6.5	350,257
単独事業費	78,401	5.1	390,006	8.7	442,050
県営事業負担金	—	—	5,345	0.1	—
貸付金	97,327	6.3	36,021	0.8	132,562
繰出金	24,914	1.6	106,978	2.4	131,892
その他	64,119	4.1	238,132	5.3	302,251

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	6,454,941	100.0	△ 558,601	100.0	△ 8.7
23.5	1,439,217	22.3	△ 55,165	9.9	△ 3.8
29.0	1,668,134	25.8	41,148	△ 7.4	2.5
7.2	411,300	6.4	11,094	△ 2.0	2.7
17.3	1,018,262	15.8	3,338	△ 0.6	0.3
13.4	1,325,448	20.5	△ 533,141	95.4	△ 40.2
5.9	749,927	11.6	△ 399,670	71.5	△ 53.3
7.5	575,521	8.9	△ 133,471	23.9	△ 23.2
—	—	—	—	—	—
2.2	143,558	2.2	△ 10,996	2.0	△ 7.7
2.2	138,896	2.2	△ 7,004	1.3	△ 5.0
5.1	310,126	4.8	△ 7,875	1.4	△ 2.5

その3 財源内訳

区分	平成15年度(2003年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,550,603	100.0	4,506,702	100.0	5,896,341
国庫支出金	251,868	16.2	201,411	4.5	453,279
都道府県支出金	—	—	106,189	2.4	—
使用料・手数料	37,544	2.4	323,905	7.2	361,449
分担金・負担金・寄附金	4,065	0.3	62,112	1.4	24,467
地方債	53,473	3.4	326,107	7.2	372,878
その他特定財源	130,218	8.4	194,336	4.3	322,981
一般財源等	1,073,434	69.2	3,292,643	73.1	4,361,287

(単位 百万円、%)

額	平成14年度(2002年度) 純計額	比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
100.0	6,454,941	100.0	△ 558,601	100.0	△ 8.7
7.7	481,107	7.5	△ 27,829	5.0	△ 5.8
—	—	—	—	—	—
6.1	351,642	5.4	9,807	△ 1.8	2.8
0.4	27,078	0.4	△ 2,611	0.5	△ 9.6
6.3	801,514	12.4	△ 428,637	76.7	△ 53.5
5.5	363,632	5.6	△ 40,651	7.3	△ 11.2
74.0	4,429,967	68.6	△ 68,680	12.3	△ 1.6

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第349表 国内総支出に対する財政規模

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
国内総支出(A)	5,125,025	5,080,052	5,131,702	5,009,676	4,972,031	5,012,535
歳出総額						
国 (B)	923,131	1,019,345	1,007,263	939,081	924,941	887,920
地方 (C)	1,001,975	1,016,291	976,164	974,317	948,394	925,818
国から地方に対する支出(D)	343,891	387,120	377,649	365,011	350,045	329,410
地方から国に対する支出(E)	17,384	16,106	15,467	15,347	14,770	12,812
歳出純計額						
国 (B)-(D) (F)	579,240	632,225	629,614	574,070	574,896	558,510
地方 (C)-(E) (G)	984,591	1,000,185	960,697	958,970	933,624	913,006
合計 (F)+(G) (H)	1,563,831	1,632,410	1,590,311	1,533,040	1,508,520	1,471,516
国内総支出に対する比率(%)						
(F)/(A)×100	11.3	12.4	12.3	11.5	11.6	11.1
(G)/(A)×100	19.2	19.7	18.7	19.1	18.8	18.2
(H)/(A)×100	30.5	32.1	31.0	30.6	30.3	29.4

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成7年基準)」によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

5 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料: 財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

(単位 億円)

第350表 国税及び地方税

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
国税及び地方税合計	882,673	855,172	792,227	780,351	788,498	805,337
国 税	527,209	499,684	458,442	453,694	465,267	472,148
直 接 税	323,193	297,393	257,891	254,727	268,059	270,379
所 得 税	187,889	178,065	148,122	139,146	140,930	131,640
源 泉 分	158,785	150,301	122,492	113,926	117,200	108,350
申 告 分	29,104	27,764	25,631	25,220	23,730	23,290
法 人 税	117,472	102,578	95,234	101,152	109,960	115,130
法 人 特 別 税	1	—	—	—	—	—
相 続 税	17,822	16,745	14,529	14,425	12,920	12,450
地 値 税	9	8	5	3	—	—
旧 税	0	△ 3	0	1	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	—	—	—	4,249	11,159
間 接 税 等	204,016	202,291	200,551	198,966	197,208	201,769
地 方 税	355,464	355,488	333,785	326,657	323,231	333,189
道 府 縿 税	155,850	155,303	138,035	136,931	136,906	142,737
市 町 村 税	199,614	200,185	195,750	189,726	186,325	190,452

(注) 国税は、平成15年度以前は決算額、平成16年度は補正後予算額、平成17年度は当初予算額である。地方税は、平成15年度以前は決算額、平成16年度以降は当初予算額又は地方財政計画額(計画外収支見込額を含む)である。

資料: 財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第351表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 計	107,467	112,398	117,488	120,730	123,901	127,109
就 業 ・ 所 得	53,386	54,884	56,387	57,705	59,943	64,355
健 康 ・ 福 祉	52,297	55,862	59,264	61,298	63,098	61,894
学 習 ・ 社 会 参 加	516	356	358	346	277	266
生 活 環 境	418	329	292	267	130	130
調 査 研 究 等 の 推 進	851	968	1,187	1,114	453	463

(注) 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料: 内閣府「高齢社会白書」

第352表 市町村税納稅義務者数

区分	市町村数	個人均等割	法人均等割		市町村民税所得割	法人税割	固定資産税
			法人	法人でない 社団等			
合 計	3,100	46,122,853	3,615,675	4,140	49,956,768	3,477,647	45,359,018
人口50万以上の市	25	13,809,903	1,462,718	1,724	14,928,882	1,372,240	11,401,748
人口5万以上50万未満の市	429	21,116,248	1,436,458	1,215	22,970,087	1,426,135	19,754,313
人口5万未満の市 町 村	242 2,404	2,754,503 8,442,199	196,813 519,686	457 744	2,993,413 9,064,386	190,740 488,532	3,345,787 10,857,170

資料：総務省自治税務局調べ

平成16年7月1日現在(単位人)

第14節 國際統計及び比較

1人 口

第353表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位千人)

区分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950~ 55年	2000~ 2005年	2045~ 2050年
世界全域	2,519,470	4,075,740	6,085,572	6,464,750	7,905,239	9,075,903	1.81	1.21	0.38
先進地域	812,772	1,047,196	1,193,354	1,211,265	1,248,954	1,236,200	1.20	0.30	△ 0.10
発展途上地域	1,706,698	3,026,543	4,892,218	5,253,484	6,656,285	7,839,702	2.09	1.43	0.45
アフリカ	224,068	415,824	812,466	905,936	1,344,491	1,936,952	2.21	2.18	1.21
東部アフリカ	64,986	125,811	255,681	287,707	447,683	678,716	2.29	2.36	1.39
中部アフリカ	26,332	46,987	96,040	109,641	184,332	303,349	1.86	2.65	1.63
北部アフリカ	53,302	97,863	175,051	190,895	255,959	311,893	2.30	1.73	0.53
南部アフリカ	15,624	29,302	52,069	54,055	55,136	56,004	2.30	0.75	0.11
西部アフリカ	63,823	115,861	233,624	263,636	401,381	586,989	2.17	2.42	1.27
ラテンアメリカ	167,321	322,449	522,929	561,346	696,541	782,903	2.65	1.42	0.22
カリブ海	17,027	27,121	37,456	39,129	44,663	46,438	1.77	0.87	△ 0.06
中央アメリカ	37,299	79,155	136,039	147,029	185,678	209,557	2.73	1.55	0.19
南アメリカ	112,995	216,173	349,434	375,187	466,200	526,907	2.75	1.42	0.26
北部アメリカ	171,616	243,417	314,968	330,608	388,032	437,950	1.71	0.97	0.38
アジア	1,396,254	2,395,218	3,675,799	3,905,415	4,728,131	5,217,202	1.96	1.21	0.19
東部アジア	670,985	1,096,726	1,479,233	1,524,380	1,651,971	1,586,704	1.80	0.60	△ 0.36
南部・中央アジア	496,092	876,102	1,484,624	1,610,896	2,098,694	2,495,028	2.05	1.63	0.47
南東部アジア	178,073	321,293	512,867	555,815	678,347	752,254	2.08	1.38	0.18
西部アジア	51,104	101,097	193,075	214,323	299,119	383,216	2.70	2.09	0.73
ヨーロッパ	547,405	675,548	728,463	728,389	707,235	653,323	0.99	0.00	△ 0.37
東部ヨーロッパ	220,199	285,700	304,636	297,328	267,149	223,539	1.48	△ 0.49	△ 0.76
北部ヨーロッパ	77,293	88,211	94,157	95,792	101,674	105,602	0.40	0.34	0.11
南部ヨーロッパ	108,996	132,472	146,081	149,389	148,866	138,716	0.83	0.45	△ 0.40
西部ヨーロッパ	140,916	169,165	183,589	185,879	189,546	185,467	0.66	0.25	△ 0.15
オセアニア	12,807	21,284	30,949	33,056	40,809	47,572	2.15	1.32	0.45

(注) 1 UN, World population Prospects The 2004 Revision (中位推計) による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 ラテンアメリカ：カリブ海諸国、中央アメリカ及び南アメリカ。

5 年平均人口増加率は、 $(n\sqrt{P_1/P_0} - 1) \times 100$ によって算出。ただし、 P_0 、 P_1 はそれぞれ期首、期末人口、 n は期間。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第354表 平均寿命の国際比較

区分	1926~1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の実績
《男》								
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	78.00 (2003)
アメリカ	57.71 (1929~31)	…	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	75.00 (2003)
イギリス	58.74 (1930~32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963~65)	69.62 (1974~76)	71.22 (1984~87)	74.06	76.00 (2003)
ドイツ	55.97 (1924~26)	57.72 (1946~47)	66.21 (1957~58)	67.41 (1963~65)	68.30 (1974~76)	71.54 (1984~86)	73.30 (1994~96)	76.00 (2003)
フランス	54.30 (1928~33)	61.87 (1946~49)	65.04 (1952~56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984~86)	73.92	76.00 (2003)
スウェーデン	60.97 (1921~30)	69.04 (1946~50)	70.49 (1951~55)	71.60 (1961~65)	72.12	73.79	76.08	78.00 (1994) (2003)
《女》								
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.00 (2003)
アメリカ	60.99 (1929~31)	…	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	80.00 (2003)
イギリス	62.88 (1930~32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963~65)	75.82 (1974~76)	77.51 (1984~87)	79.32	81.00 (2003)
ドイツ	58.82 (1924~26)	63.44 (1946~47)	71.34 (1957~58)	73.22 (1963~65)	74.81 (1974~76)	78.10 (1984~86)	79.70 (1994~96)	82.00 (2003)
フランス	59.02 (1928~33)	67.43 (1946~49)	71.15 (1952~56)	75.00	76.90 (1974)	79.49 (1984~86)	81.86	84.00 (2003)
スウェーデン	63.16 (1921~30)	71.58 (1946~50)	73.43 (1951~55)	75.70 (1963~65)	77.37	79.68	81.38	83.00 (1994) (2003)

(注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国はUN, *Demographic Yearbook*による。

2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国はWHO, *The World Health Report 2005*による。

3 1982年以前のイギリスは、イングランド＝ウェールズ。1957~86年までのドイツは、旧西ドイツである。

4 () 内の年次は、作成基礎期間。

5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第355表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区分	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	…	…	…	…	5.87 ¹⁵⁾	…	5.45	6.47 ²³⁾	…
1860	…	…	…	…	5.64 ¹⁶⁾	…	5.20	6.89 ²⁴⁾	…
1870	…	…	…	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	…	5.81	7.41 ²⁵⁾	…
1880	5.72 ²⁾	…	…	4.39	6.10	…	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	…	…	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	…	…	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.97	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.20	15.40	14.37	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.24	14.94	14.92	12.99	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.61	12.34	15.56	16.92	16.36	14.82	16.31	16.37
2005	19.88	13.14	12.31	16.72	17.56	16.81	15.02	16.61	18.77
2010	22.54	14.21	12.79	18.34	17.90	17.14	16.41	16.90	20.39
2020	27.85	18.44	15.82	20.82	20.95	20.07	19.52	20.84	22.07
2030	29.57	23.25	19.25	25.97	24.93	22.51	21.80	24.24	26.55
2040	33.23	24.87	20.18	30.04	27.10	25.58	23.55	26.41	28.99
2050	35.65	25.65	20.65	30.68	27.25	30.23	22.75	27.11	28.41

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

区分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	…	…	4.75 ¹⁷⁾	…	4.78	…	4.64 ²³⁾	…	
1860	…	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁸⁾	5.75 ¹⁰⁾	4.67 ¹³⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	…
1870	3.63	5.11 ³⁵⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ¹¹⁾	…	5.43	5.54	4.79 ³⁵⁾	…
1880	3.53 ³¹⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³¹⁾	6.10 ⁴²⁾	4.73 ¹⁴⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	…
1890	3.51 ³²⁾	…	6.01 ³²⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	…
1900	…	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	…
1910	4.13 ³³⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ³⁹⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.74 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42
1930	5.86 ³⁴⁾	…	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁶⁾	7.01	…	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹⁴⁾	…
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	12.94	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.41	17.78	14.35	15.94	11.15
2000	16.79	18.24	13.62	15.34	16.15	17.27	14.98	15.86	12.15
2005	18.17	19.97	14.10	15.00	17.08	17.22	15.95	15.96	12.70
2010	18.35	21.12	15.13	15.68	17.77	18.56	17.79	16.49	13.70
2020	20.22	24.49	19.37	19.02	20.28	21.37	21.55	18.79	17.24
2030	23.05	29.14	23.56	21.96	23.92	23.11	26.35	21.44	20.57
2040	27.19	34.62	26.21	24.48	27.77	24.77	28.44	23.13	22.63
2050	30.24	35.53	25.42	24.30	30.24	24.74	27.71	23.17	23.77

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2004 Revision* (中位推計) による。各年央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)による人口(中位推計値)。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(単位 %)

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	23%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
シンガポール	2000	2010	2016	2018	2023	2024	2028	2036	16	13
韓国	2000	2007	2017	2019	2026	2027	2033	2040	17	19
日本	1970	1985	1994	1996	2006	2007	2014	2033	24	21
中国	2001	2017	2026	2028	2036	2038	—	—	25	19
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2017	2028	—	36	42
ルーマニア	1962	1977	2002	2013	2033	2035	2043	—	40	56
ドイツ	1932	1952	1972	1976	2009	2017	2028	—	40	57
ポルトガル	1951	1977	1992	1996	2020	2023	2034	2048	41	43
ブルガリア	1952	1972	1993	1995	2020	2024	2039	2050	41	48
ギリシャ	1951	1968	1992	1995	2019	2023	2035	2049	41	41
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2017	2021	2029	2040	41	72
スペイン	1947	1975	1991	1995	2023	2025	2032	2040	44	48
イギリス	1929	1946	1976	1980	2026	2029	—	—	47	80
スイス	1931	1960	1982	2001	2016	2019	2028	—	51	56
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2018	2021	2031	—	51	72
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2023	2027	—	—	53	66
イタリア	1927	1966	1988	1990	2006	2010	2022	2032	61	40
カナダ	1945	1984	2010	2013	2024	2026	2042	—	65	40
オランダ	1940	1969	2005	2010	2022	2025	2034	—	65	53
オーストラリア	1939	1985	2011	2014	2029	2032	—	—	72	44
アメリカ	1942	1972	2015	2018	2036	—	—	—	73	64
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2014	2018	—	—	85	66
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2024	2027	—	—	92	70
フランス	1864	1943	1979	1994	2018	2021	2033	—	115	75

(注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook*による。

1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2002 Revision* (中位推計) による。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)による人口(中位推計値)。

3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。

4 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第356表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～2004年）

区分	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	…	2.35	…	2.58	2.90	…
1955	2.37	3.75	3.51	2.22	2.39	2.38	2.58	2.68	…
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.30	2.54	2.70	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.92	2.68	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.44	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.93	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.81	1.37 E
1986	1.72	1.67	1.84	1.45	1.54	2.04	1.48	1.83	1.43 E
1987	1.69	1.66	1.87	1.43	1.54	1.95	1.50	1.80	1.46 E
1988	1.66	1.77	1.92	1.44	1.58 E	1.97	1.56	1.80	1.42 E
1989	1.57	1.77	2.02	1.45	1.59 E	1.86	1.62	1.79	1.45 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.45	1.62 E	1.73	1.67	1.78	1.45 E
1991	1.53	…	2.07	1.50	1.66 E	1.54	1.68	1.77	1.33
1992	1.50	1.69	2.07	1.51	1.65	1.45	1.76	1.73	1.30 E
1993	1.46	1.66	2.05	1.48	1.60 E	1.37	1.75	1.65	1.28
1994	1.50	1.66	2.04	1.44	1.55 E	1.23	1.81	1.65	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.40	1.56 E	1.23	1.81	1.70	1.25
1996	1.43	1.62	2.03	1.42	1.59 E	1.23 E	1.75	1.72	1.32
1997	1.39	1.55	2.03	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.73	1.36
1998	1.38	…	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72	1.76	1.36 E
1999	1.34	…	2.01 U	1.32	1.61	1.23	1.73	1.79	1.36
2000	1.36	1.60 S	2.06 U	1.36 E	1.66 E	1.27	1.77	1.88	1.36
2001	1.33	1.51	2.03 U	1.31	1.64 E	1.24	1.75	1.90	1.35
2002	1.32	…	2.01 U	1.39 E	1.62 E	1.21	1.73	1.89 E	1.31 E
2003	1.29	…	2.04 U	1.38 E	1.61 S	1.23 E	1.76 E	1.89 E	1.34 S
2004	1.29	…	2.05 U*	1.42 S	1.64 S	1.29 S	1.78 S	1.90 S	1.37 S

区分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	…	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	…	3.04	2.76	…	2.24	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.29	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.92	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.54	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.15	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.62	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.55	1.89 E	1.90
1985	1.83	1.45	1.51	1.68	1.63	1.73	1.52	1.80	1.89
1986	1.83	1.37	1.55	1.71	1.54	1.79	1.53	1.78	1.87
1987	1.81	1.35	1.56	1.75	1.48	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.38	1.55	1.84	1.43	1.96	1.57	1.84	1.84
1989	1.78	1.35	1.55	1.89	1.37	2.02	1.56	1.81	1.84
1990	1.85	1.36	1.62	1.93	1.33	2.14	1.59	1.84	1.91
1991	1.86	1.33	1.61	1.92	1.33	2.12	1.58	1.82	1.86
1992	1.77	1.33	1.59	1.89	1.32	2.09	1.58	1.79	1.89
1993	1.69	1.26	1.57	1.86	1.27	2.00	1.51	1.76	1.87
1994	1.64	1.22	1.57	1.87	1.21	1.89	1.49	1.74	1.85
1995	1.57	1.19	1.53	1.89	1.17	1.74	1.48	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.53	1.89	1.16	1.61	1.50	1.73	1.80
1997	1.38	1.21	1.56 E	1.86	1.18	1.53	1.48 E	1.72	1.78
1998	1.33	1.21	1.63	1.81	1.17	1.51	1.47	1.71	1.76
1999	1.29	1.23	1.65	1.84	1.20	1.50	1.48	1.69	1.76
2000	1.33	1.25	1.72 E	1.85	1.24	1.57	1.50	1.64	1.76
2001	1.31	1.24	1.71	1.78	1.24	1.57	1.41	1.63	1.73
2002	1.31	1.26 E	1.73	1.75	1.27 E	1.65	1.40 E	1.64 E	1.75
2003	1.28 E	1.29 E	1.75 E	1.80 E	1.30 E	1.71 E	1.39 E	1.71 E	…
2004	1.28 S	1.33 S	1.73 S	1.81 S	1.32 S	1.75 S	1.42 S	1.74 S	…

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による（5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある）。

2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe, 2004*

4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports, Vol.54, NO.2* 及び *Preliminary Births for 2004*

5 S=Eurostat, *Eurostat Statistics in Focus : Population and Social Conditions*

6 *印は、暫定値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第357表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区分	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	9.6	9.4	9.5	9.3
エジプト	34.8	36.0	…	37.5	…	27.9	27.5	27.5	27.0	…	…
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	11.7	11.4	11.1	10.7	10.8
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.5	14.6	14.5	14.7	14.1
アルゼンチン	22.9	…	24.7	21.5	20.9	18.9	19.4	18.9	18.8	19.0	18.2
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	27.2	26.4	26.0	…	25.4
タ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	16.2	14.8	14.7	12.5	…	…
チエコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	8.8	8.8	8.7	8.8	8.9
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	12.8	12.5	12.4	12.6	12.2
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.4	12.6	12.7	13.2	13.1
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	9.9	9.7	9.4	9.3	9.0*
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.3	9.0	9.1	9.4	9.2
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	12.3	12.1	11.8	11.4	11.2
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	13.6	13.3	13.1	13.0	12.7*
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	8.6	8.8	8.3	8.7	9.1

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 国連人口部による推計。1)1965~1970年、2)1970~1975年、3)1975~1980年、4)1980~1985年、5)1985~1990年。

4 1990年以前のチエコ共和国は、旧チエコスロバキア。

5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。

6 *印は、暫定値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2 社会保障

第358表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2005年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	55	大11. 11. 23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	33	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	59	昭30. 8. 22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	76	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	73	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	67	昭 3. 10. 8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	120	昭 3. 10. 8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	46	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	28	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	20	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廃疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	11	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	18	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	19	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	41	
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	40	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	23	昭49. 6. 7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	36	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	33	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	78	平 3. 6. 1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	14	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	10	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	4	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	18	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	158	平13. 3. 1
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	11	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	7	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を中心に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表Ⅰ（職業病の一覧表）」の改正（第121号）が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

(参考) ILOの現勢

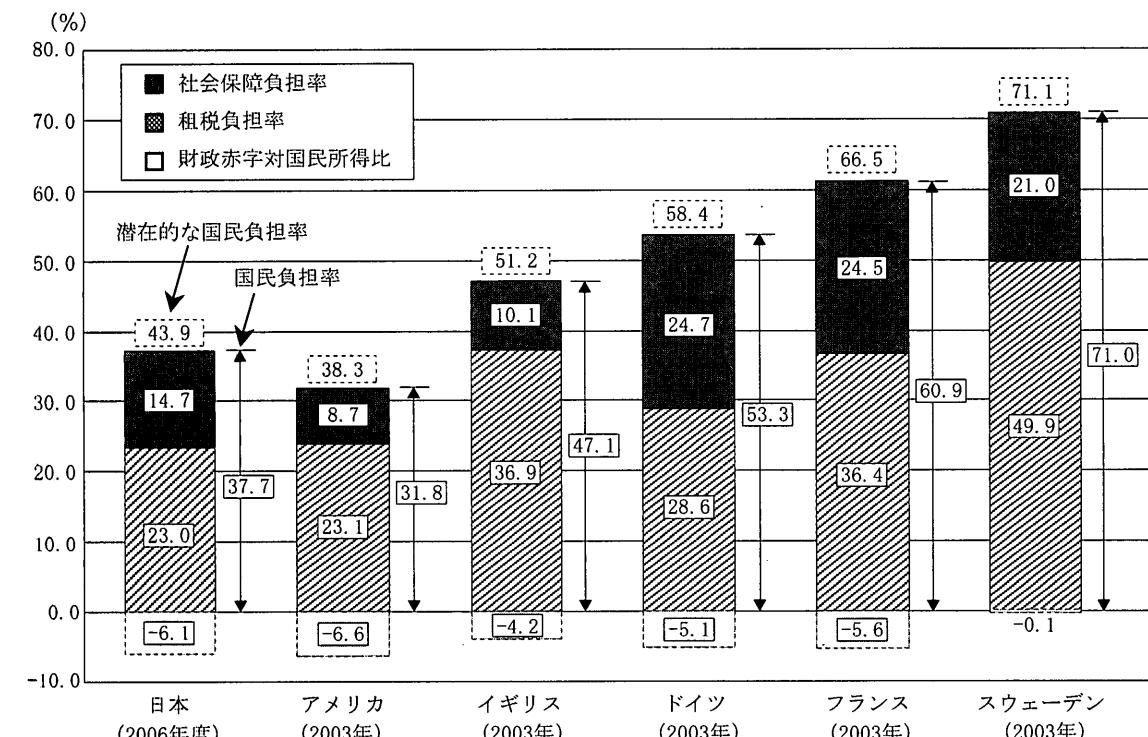
各年12月31日現在

	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
加盟国数	174	175	175	175	177	177	178
条約数	182	183	184	184	185	185	185
勧告数	190	191	192	194	194	195	195
加盟国の平均批准数	38	39	40	41
OECD諸国の平均批准数	65	66	67	72
日本の批准条約数	43	44	45	46	46	46	47

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第359表 国民負担率の国際比較等

〔国民負担率=租税負担率+社会保障負担率〕 〔潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比〕



(注) 1 日本は年度見通し。諸外国は暦年実績。

2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他他の国は一般政府ベースである。

3 日本の「財政赤字」は、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入（12.0兆円）を除いた数値である。

資料：財務省調べ

第360表 OECD社会支出（公的+義務化されている私的社会支出）の推移

(単位 百万各国通貨)

区分	1980年	1985	1990	1991	1992	1993
オーストラリア	16,482	33,455	56,615	62,628	70,044	75,045
オーストリア	17,712	25,316	33,542	36,369	39,533	43,271
ベルギー	22,167	33,678	43,966	47,316	51,093	55,391
カナダ	46,037	84,677	124,902	143,352	151,567	156,989
チエコ共和国	—	—	106,657	138,248	157,553	195,746
デンマーク	112,130	176,685	245,835	262,375	276,393	295,010
フィン란ド	6,079	13,033	21,801	25,124	27,788	28,297
フランス	92,879	193,617	268,521	285,743	304,436	324,770
ドイツ	190,809	240,269	310,885	397,051	452,100	471,819
ギリシャ	701	2,978	8,172	9,695	11,277	13,294
ハンガリー	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	64,815	73,217	75,651	79,587
アイル兰	2,185	5,407	6,772	7,333	8,154	8,782
イタリア	38,197	93,385	169,264	188,249	206,144	213,754
日本	25,497,249	36,863,148	51,006,652	54,403,044	58,027,283	61,753,991
韓国	—	—	7,536,724	8,643,049	10,706,276	12,367,933
ルクセンブルク	890	1,343	2,007	2,273	2,442	2,739
メキシコ	—	887	28,368	41,139	51,851	61,778
オランダ	43,945	54,970	68,249	72,034	76,356	79,027
ニュージーランド	4,038	8,359	16,028	16,272	16,694	16,627
ノルウェー	57,052	106,503	187,786	207,288	220,777	230,005
ポーランド	—	—	9,073	18,619	31,392	41,508
ポルトガル	830	2,389	7,187	8,825	10,417	12,066
スロバキア共和国	—	—	—	—	—	—
スペイン	15,141	31,905	61,067	69,645	79,128	85,772
スウェーデン	158,138	269,551	437,549	496,600	540,435	575,471
スイス	28,980	41,270	58,526	66,251	74,833	82,570
トルコ	226,641	1,476,692	30,010,338	51,438,978	93,216,509	164,137,547
ギリス	42,942	77,146	111,851	126,748	144,778	156,324
アメリカ	369,827	549,020	792,332	885,718	972,586	1,034,967

資料：OECD SOCX 2004ed

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
77,848	95,162	101,154	105,807	111,326	115,840	130,552	134,636
46,701	47,495	49,134	48,892	50,490	53,209	55,448	57,013
56,896	56,753	59,096	59,648	61,838	64,138	66,179	69,105
158,033	157,855	157,111	160,397	168,355	172,783	185,093	200,745
227,182	260,801	294,823	330,939	359,507	376,748	403,239	437,049
322,706	332,311	340,762	346,349	351,997	364,452	373,651	390,620
29,197	29,775	30,644	30,831	30,951	31,471	32,057	33,704
334,555	345,490	356,061	368,049	378,166	391,780	402,397	419,854
492,603	522,869	540,567	539,756	550,998	567,115	578,264	596,623
15,087	17,084	19,386	21,479	24,106	26,563	28,689	31,891
—	—	—	—	—	2,372,151	2,639,470	2,980,553
84,781	89,745	94,996	101,721	113,487	127,520	139,538	158,391
9,298	10,187	10,554	11,287	12,061	12,723	14,013	15,779
222,686	229,181	246,824	264,618	272,918	284,007	298,573	315,319
65,513,681	69,099,837	71,844,285	73,537,768	76,634,994	79,476,278	85,166,888	88,345,199
15,076,431	18,959,851	22,000,645	29,085,574	48,141,579	47,167,329	47,647,969	48,001,615
2,926	3,146	3,324	3,503	3,694	4,038	4,258	4,583
77,321	148,167	203,271	280,100	338,746	415,256	543,134	689,371
79,751	79,157	79,158	82,610	84,357	87,159	90,536	96,323
16,943	17,493	18,274	19,926	20,439	20,926	21,861	22,594
238,799	252,279	267,957	279,691	304,196	333,086	356,548	385,149
57,262	76,225	96,465	114,438	126,794	142,115	156,487	172,939
13,268	14,860	16,781	17,901	19,717	21,807	24,188	26,509
—	113,999	124,860	136,279	151,685	163,997	172,933	183,290
89,266	93,641	100,151	103,471	107,143	112,699	121,389	127,878
588,240	589,610	594,783	592,423	608,888	631,951	639,940	668,694
85,023	88,959	93,557	98,737	100,737	103,748	105,437	111,886
305,156,056	583,761,511	1,428,805,060	3,113,868,438	5,804,819,401	10,220,355,686	16,447,494,379	23,553,990,394
162,534	170,025	179,466	184,590	190,953	198,939	213,500	224,982
1,096,835	1,154,013	1,200,199	1,244,817	1,280,912	1,330,381	1,408,371	1,510,161

第361表 OECD社会支出(公的+義務化されている私的社会支出)の対GDP比率の推移

(単位 %)

区分	1980年	1985	1990	1991	1992	1993
オーストラリア	11.3	13.5	14.2	15.4	16.4	16.8
オーストリア	23.7	25.1	25.1	25.4	26.0	27.6
ベルギー	25.1	27.6	26.9	27.7	28.4	29.9
カナダ	14.3	17.4	18.6	21.1	21.8	21.6
チエコ共和国	—	—	17.0	18.3	18.7	19.2
デンマーク	29.1	27.9	29.8	30.6	31.1	32.8
フィンランド	18.5	23.0	24.8	29.9	33.9	34.1
フランス	21.1	26.6	26.6	27.2	28.0	29.5
ドイツ	24.9	25.2	24.4	26.4	28.0	28.5
ギリシャ	11.5	17.9	20.9	20.1	20.2	21.1
ハンガリー	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	17.8	18.6	19.2	19.6
アイル兰	17.0	22.1	18.6	19.5	20.4	20.3
イタリア	19.2	22.2	24.8	25.3	26.3	26.5
日本	10.3	11.2	11.4	11.5	12.0	12.7
韓国	—	—	4.2	4.0	4.4	4.5
ルクセンブルク	23.5	23.0	21.9	22.4	22.8	23.1
メキシコ	—	1.8	3.8	4.3	4.6	4.9
オランダ	27.3	27.6	28.0	28.1	28.7	28.9
ニュージーランド	17.2	18.1	21.9	22.3	22.2	20.4
ノルウェー	18.1	19.5	25.8	26.9	27.9	27.7
ポーランド	—	—	15.5	22.1	26.2	25.6
ポルトガル	11.1	11.4	14.1	15.1	15.8	17.4
クロアチア共和国	—	—	—	—	—	—
スペイン	15.9	18.2	19.5	20.3	21.4	22.5
スウェーデン	28.8	30.0	30.8	32.4	35.3	37.3
スイス	16.1	17.4	18.4	19.9	21.9	23.6
トルコ	4.3	4.2	7.6	8.2	8.5	8.3
英國	18.2	21.3	19.8	21.4	23.4	24.0
アメリカ	13.6	13.4	14.0	15.0	15.7	15.9
OECD 21カ国平均	18.0	20.0	20.8	21.9	23.0	23.6

資料: OECD SOCX 2004ed

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
16.5	18.9	19.1	18.9	18.8	18.4	19.5	18.9
28.2	27.6	27.6	26.8	26.5	27.0	26.8	26.8
29.2	28.1	28.6	27.5	27.5	27.2	26.7	27.2
20.6	19.6	18.8	18.3	18.4	17.4	17.3	18.2
19.2	18.9	18.8	19.7	19.5	19.8	20.3	20.1
33.4	32.9	32.1	31.0	30.5	30.2	29.2	29.5
33.2	31.3	31.1	28.8	26.6	26.2	24.6	24.9
29.3	29.2	29.4	29.4	29.0	28.9	28.3	28.5
28.4	29.0	29.5	28.8	28.6	28.7	28.5	28.8
21.2	21.4	22.1	22.1	22.8	23.6	23.6	24.3
—	—	—	—	—	20.8	20.0	20.1
19.7	20.3	20.0	19.8	19.9	20.9	21.1	21.3
20.0	19.4	18.2	16.8	15.6	14.2	13.6	13.8
26.1	24.8	25.1	25.8	25.4	25.6	25.6	25.8
13.3	13.8	14.0	14.1	14.9	15.6	16.6	17.5
4.7	5.0	5.3	6.4	10.8	9.8	9.1	8.7
23.0	23.8	23.9	22.6	21.7	21.5	20.0	20.8
5.4	8.1	8.0	8.8	8.8	9.0	9.9	11.8
27.7	26.2	25.1	24.8	23.8	23.3	22.5	22.4
19.4	18.9	18.8	19.8	20.0	19.5	19.2	18.5
27.3	26.9	26.1	25.2	26.9	27.0	24.3	25.2
24.4	23.8	23.9	23.3	22.0	22.2	21.9	23.0
17.7	18.4	19.5	19.2	19.5	20.2	20.9	21.5
—	19.8	19.6	19.1	19.4	19.4	18.5	18.2
22.0	21.4	21.6	20.9	20.3	19.9	19.9	19.6
35.7	33.3	32.8	31.4	30.9	30.4	29.2	29.5
23.8	24.5	25.6	26.6	26.5	26.7	26.0	27.0
7.9	7.5	9.7	10.8	11.1	13.2	13.2	13.2
23.5	23.3	23.2	22.4	21.9	21.7	22.2	22.4
15.9	15.9	15.7	15.3	14.9	14.6	14.6	15.2
23.2	22.9	23.0	22.6	22.3	22.2	22.0	22.3

第362表 日本の公的・社会支出

(単位 百万円)

区分	2000年度	2001
高現金給付	34,771,145	36,729,939
退職年金	31,233,780	32,318,282
国民年金	31,193,732	32,258,584
厚生年金保険	9,808,044	10,527,942
農林漁業共済組合	15,832,828	16,154,186
私学生共済	314,209	318,140
船員保険	165,761	172,542
国家公務員共済	3,139	2,665
旧公企業体共済	1,369,539	1,364,282
地方公務員共済	1,109	1,191
旧令公務員共済	3,536,121	3,567,255
国家公務員恩給	11,159	11,305
地方公務員恩給	60,725	56,229
早期退職年金	91,097	82,847
その他現金給付	40,048	59,699
厚生年金保険	12,833	12,569
国民年金	17	18
農林漁業共済組合	55	46
私学生共済	327	295
国家公務員共済	174	221
旧公企業体共済	5	3
地方公務員共済	23	27
介護保険	26,614	46,519
現物給付	3,537,365	4,411,656
介護、ホームヘルプサービス	3,537,365	4,411,656
社会福祉社	152,445	156,474
社会福祉社	0	0
介護保険	3,283	225
介護保険	3,374,225	4,236,755
介護保険	7,413	18,203
その他現物給付	—	—
遺族給付	5,979,949	6,111,568
遺族年金	5,872,215	6,003,071
国民年金	5,757,158	5,886,765
戦争犠牲者	143,408	141,351
厚生年金保険	1,345,420	1,283,457
農林漁業共済組合	3,210,490	3,359,793
私学生共済	66,500	69,738
国家公務員共済	26,702	28,017
旧公企業体共済	297,147	308,584
地方公務員共済	23,987	27,375
旧公企業体共済	634,911	660,301
地方公務員共済	6,134	5,608
船員保険	2,460	2,542
その他現金給付	115,057	116,306
戦争犠牲者	107,871	109,506
国民年金	7,120	6,749
農林漁業共済組合	23	18
私学生共済	0	6
国家公務員共済	36	21
旧公企業体共済	7	5
埋葬費	107,734	108,497
政府管掌健康保険	23,359	21,843
組合管掌健康保険	16,813	16,625
国民健康保険	48,475	51,512
私学生共済	807	730
労災保険	2,140	2,000
国家公務員共済	2,156	2,169
旧公企業体共済	4,846	4,925
地方公務員共済	0	0
地方公務員共済	8,837	8,437
地方公務員共済	8,838	8,438
地方公務員災害補償	63	53
旧公企業体業務災害	0	0
その他現物給付	213	187
戦争犠牲者	213	187

区分	2000年度	2001
障害、業務災害、傷病	3,303,479	3,345,585
現金給付	2,924,502	2,925,856
障害年金	1,628,005	1,650,304
国民年金	1,270,804	1,294,160
厚生年金保険	295,556	296,653
農林漁業共済組合	5,019	4,964
私学生共済	1,794	1,809
船員保険	12,449	12,344
国家公務員共済	6,407	6,117
旧公企業体共済	35,929	34,211
地方公務員共済	47	46
年金(業務災害)	474,159	475,872
船員保険	799	829
国家公務員共済	4,077	4,704
地方公務員共済	6,628	6,635
国家公務員災害補償	6,922	6,498
地方公務員災害補償	16,628	17,151
旧公企業体業務災害	7,032	6,826
労災保険	432,075	433,228
休業給付(業務災害)	130,313	130,113
船員保険	534	472
労災保険	127,647	127,547
国家公務員災害補償	1,551	1,555
地方公務員災害補償	557	514
旧公企業体業務災害	25	24
休業給付(傷病手当)	270,477	251,921
政府管掌健康保険	168,731	152,897
組合管掌健康保険	83,581	82,045
船員保険	5,316	3,953
私学生共済	1,901	1,748
国家公務員共済	1,929	1,973
旧公企業体共済	0	0
地方公務員共済	7,306	7,541
旧法令共済	1,714	1,764
その他現金給付	421,547	417,646
厚生年金保険	340	339
戦争犠牲者	660	602
農林漁業共済組合	6	3
私学生共済	2	0
労災保険	369,357	365,937
国家公務員災害補償	1,208	1,013
地方公務員災害補償	3,451	3,572
社会福祉社	46,523	46,179
現物給付	378,977	419,729
介護、ホームヘルプサービス	158,406	191,782
労災保険	7,492	6,797
国家公務員災害補償	13	14
地方公務員災害補償	366	621
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,864
介護、ホームヘルプサービス	220,474	218,628
労災保険	1,846	985
国家公務員災害補償	97	83
地方公務員災害補償	97	83
旧公企業体業務災害	0	0
社会福祉社	150,534	184,350
現物給付	210,497	227,8

3 医 療

第364表 医療費費用負担制度の国際比較（2004年度）

	日本	アメリカ	イギリス	
社会保険制度	Yes	No	No	
強制加入	Yes	No	Yes	
適用	被用者	政府管掌健康保険 中小企業の被用者 組合管掌健康保険 大企業の被用者 健康保険法第3条の2項被保険者 船員保険 船員 国家公務員共済組合 国家公務員 地方公務員共済組合 地方公務員 私学教職員共済組合 私学教職員	民間保険 任意加入	全国民が対象 (一定期間以上滞在する外国人含む)
	自営業者	国民健康保険 医師・歯科医師等の同業者が 国民健康保険組合を設立する ことも可能		
	高齢者	老人保健制度 加入は個別の医療保険制度	メディケア 強制加入者（社会保障年金受給者 65歳未満の障害者及び 終末期腎疾患患者：保険料なし）、 任意加入者（月額343ドルを支払うことが必要）	
	無業の者	国民健康保険 (退職者は退職者医療制度に加入)	メディケイド（低所得者） ①④のいずれかに該当する 低所得者等に対して実施される 「貧困家庭への一時的 扶助」受給者、②6歳以下の 児童で家族が連邦貧困水準の 133%以下、③妊娠婦で家族が 連邦貧困水準の133%以下、④ 付加的社会保障給付（SSI）の 受給者	
保険料率	政府管掌健康保険：8.2%、国民 健康保険：応益割と応能割で賦課 船員保険：9.1%、健康保険 法第3条の2項被保険者：130円 ～2,640円（月額）	メディケアPartAの財源は社会保 税（所得の2.9%、被用者は雇 主と折半）、PartBは毎月66.6 ドル	—	
公的支出規模	給付費に対する公費負担部分は 市町村国民健康保険：50%、國 民健康保険組合：32%～52%、 老人保健：38%、政府管掌健康 保険（健康保険法第3条の2項 被保険者）：13%（老健拠出金の 16.4%）	メディケアPartAの全額とPartB の75%、およびメディケイド費用	—	
保険料の徴収	各医療保険者が実施	保険料は年金等の社会保険給付 から源泉徴収されるが、有職者 であり社会保険給付を受けない 場合や社会保険給付が保険 料を下回る場合はメディケア 保険料徴収センターに支払う	—	
自己負担の状況	原則として費用の3割を負担。 高齢者については所得に応じて 1割ないしは2割負担。3歳未 満は2割負担	メディケアPartAにおいては、入 院治療の最初の60日に対して876 ドルまでの自己負担となり、それ 以上の費用について給付が行われ る。90日を超える期間につい ては費用80%の自己負担 となるが372ポンドが上限 薬剤については一处方あたり 6.30ポンドの自己負担があるが、 およそ85%の患者が免除対象 となっている。歯科医サービス については費用80%の自己負 担となるが372ポンドが上限	入院は1日10マルク（年28 月まで）。（外来）診察は四半 期ごとに10マルク。薬剤は 販売価格の10%。（ただし、 下限負担額が5マルク、上 限負担額が10マルク）	

資料：医療経済研究機構「イギリス医療制度関連データ集」、「アメリカ医療制度関連データ集」、「ドイツ医療制度関連データ集」、「フランス医療制度関連データ集」、「スウェーデン医療制度関連データ集」

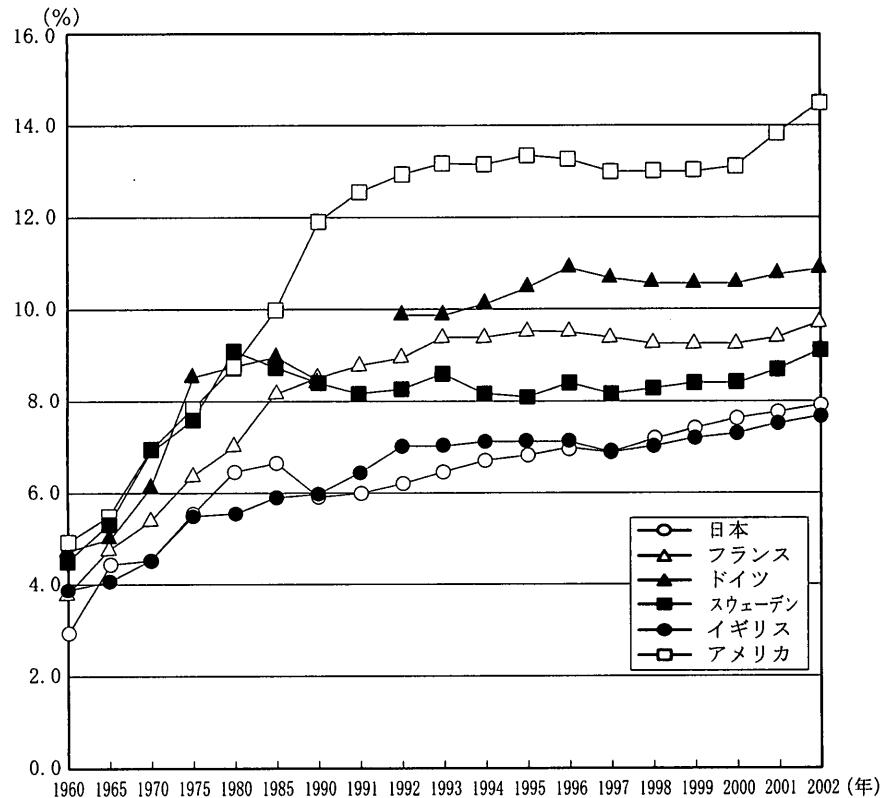
ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
Yes	Yes	No	Yes
No	Yes	Yes	Yes
企業疾病金庫(BKK) 大企業被用者 同業組合疾病金庫 手工業者 職員代替金庫 被用者 労働者代替金庫 被用者 海員金庫 船員 連邦鉄道組合 鉄道労働者 任意加入 公務員	CNAMTS 一般被用者＝（商工業関係 の被用者の大部分、その他 学生、障害者等） 特別制度※ パリ市交通公社 フランス銀行 鉄道 軍人 公証人の被用者 フランス国有鉄道	疾病保険（社会保険庁が管 轄する疾病時の所得保障保 険） 保健医療サービス（現物 給付）	特別医療費保険（長期医療保 険） 年収が64,000ギルダー以下 の被用者 疾病基金保険 公務員 一定以上所得の被用者、自 営業者、退職者 私的保険
任意加入 農業者とその家族 農業者疾病金庫(LKK)	非被用者疾病保険金庫(CANAM) 自営業者 農業者疾病金庫(MSA) (農業者)	— (突き抜け型)	—
—	—	—	—
旧西ドイツ地域における 地区疾病金庫：14.32%、企 業疾病金庫：12.95%、同業 者疾病金庫：14.26%、労働 者代替金庫：13.95%、職員 代替金庫：14.30%となっ ている。旧東ドイツ地域につ いては、地区疾病金庫： 14.10%、企業疾病金庫： 12.99%、同業者疾病金庫： 13.98%、労働者代替金庫： 13.95%、職員代替金庫： 14.40%	被用者負担は総賃金の0.75 %、事業主負担は総賃金の 12.80%となる。一般社会税 (CSG)は5.25%	10.25% 疾病基金保険は定額保険料 と所得比例の2種類（雇用 者6.35%、被用者1.75%、 年金受給者（年金受給額の） 8.1%、定額保険料は月額 28.75ギルダー～41.00ギル ダー、公務員保険は8.1% を労使折半、私的保険の保 険料は定額	
—	CSG（一般社会拠出金）に による拠出16.4%（1999年）	—	疾病基金保険会社が赤字にな った場合に公費が投入される
各医療保険者が実施	一般被用者については、社 会保険・家族手当保険料徴 収機構(URSSAF)が、非被 用者制度については協約機 関(OC)が、農業者については 農業社会共済金庫(CMSA)が 担当する	—	所得比例保険料の場合には企 業が給与から天引きして企 業負担分とともに税務署を通じて 国税局に納付する。定額保 険料は疾病基金保険会社が被 保険者から徴収する
入院は1日10マルク（年28 月まで）。（外来）診察は四半 期ごとに10マルク。薬剤は 販売価格の10%。（ただし、 下限負担額が5マルク、上 限負担額が10マルク）	入院：上限が80クローナ、 外業：地方自治体ごとに、 自己負担が定められている。 下限負担額が900クローナ、 上限負担額が1,700クローナの 部分について50%を自己 負担する。これ以上の金額 については自己負担率が低下す る	入院：上限が80クローナ、 外業：地方自治体ごとに、 自己負担が定められている。 下限負担額が900クローナ、 上限負担額が1,700クローナの 部分について50%を自己 負担する。これ以上の金額 については自己負 担率が低下す	—

第365表 医療費の対国内総生産比の国際比較

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.0
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.5
1970	4.5	5.4	6.2	6.9	4.5	6.9
1975	5.6	6.5	8.6	7.6	5.5	7.8
1980	6.5	7.1	8.7	9.1	5.6	8.7
1985	6.7	8.2	9.0	8.7	5.9	10.0
1990	5.9	8.6	8.5	8.4	6.0	11.9
1991	6.0	8.8	—	8.2	6.5	12.6
1992	6.2	9.0	9.9	8.3	6.9	12.9
1993	6.5	9.4	9.9	8.6	6.9	13.2
1994	6.7	9.4	10.2	8.2	7.0	13.1
1995	6.8	9.5	10.6	8.1	7.0	13.3
1996	7.0	9.5	10.9	8.4	7.0	13.2
1997	6.9	9.4	10.7	8.2	6.8	13.0
1998	7.2	9.3	10.6	8.3	6.9	13.0
1999	7.4	9.3	10.6	8.4	7.2	13.0
2000	7.6	9.3	10.6	8.4	7.3	13.1
2001	7.8	9.4	10.8	8.8	7.5	13.8
2002	7.9	9.7	10.9	9.2	7.7	14.6

(注) 2002年の日本とフランスは、暫定値である。

資料：OECD “HEALTH DATA 2005”, 1st edition



第366表 診療報酬支払方式の国際比較

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
診療所開業医	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) R B R V S 方式 (医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人頭制（登録患者数に応じて支払う）+ 基本診療手当（各種加算あり）	総額請負制 (保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その費用を保険者より一括して支払う。個々の医師については、個々の医師ごとに定められた予算の枠内において、医師会より点数表に基づき出来高払いで配分される)	出来高払い制 (毎年、国会で決めてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式)	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式)
病院	D R G - P P S 方式 (入院患者の診断群分類に従いあらかじめ定まった額を支払う)	N H S 病院トラストは保健当局との契約に基づき支払を受けた。 N H S 病院トラストの運営は独立採算にて行われる。	入院費用 ・特定の療養について1件当たり包括払制 ・一定の給付について特別報酬 ・1件当たり包括払の対象とならない給付について、1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	公的病院 ・総額予算制 私的病院 地方疾病保険金庫と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	外来 同上 入院 ・療養環境、看護及び医学的管理費用については、入院基本料で患者1人1日当たりの定額払い ・手術料等については、原則として出来高払い ・特定の病棟については、入院基本料と技術料を包括払いするしくみ（特定入院料）

資料：年金金融研究所「新財政と社会保障のポイント」

第367表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医師数	1.9	2.7	2.0	3.3	3.3	3.0
病床数	16.5	3.6	4.1	9.1	8.2	3.6

(注) 各国とも1995～2002年のうち、最新の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

4 年 金

第368表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ
制度体系		
適用	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般被用者は厚生年金保険と国民年金（基礎年金）に強制加入 公務員等は共済年金と国民年金（基礎年金）に強制加入 （自営業者） 国民年金に強制加入 （無業の者） 国民年金に強制加入（ただし、第3号被保険者と低所得の第1号被保険者は保険料を納付しない） 	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> OASDIに強制加入 <p>(自営業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> OASDIに強制加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用なし
保険料率 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> 一般被用者 13.934%（労使折半、2004.10～） 第1号被保険者は定額（月あたり13,300円） 	12.4%（被用者は労使折半）
支給開始年齢 (2003年)	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 （男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳引上げ）	65歳（2027年までに67歳に引上げ）
老齢年金平均受給額 (月額)	<p>[2003年]</p> <p>厚生年金全受給者：173,565円 (原則20年以上厚生年金に加入した受給者についての厚生年金及び基礎年金受給額の平均)</p> <p>〔国によって受給権を得るための最低加入期間に差があるので、この平均額で年金水準を単純に比較することはできない。〕</p>	<p>[2002年]</p> <p>单身：895ドル（112,770円） 夫婦：1,349ドル（169,974円） (1ドル=126円)</p>
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 (2009までに1/2へ引上げ)	なし

(注) 各国通貨の換算レートは、日本銀行「基準外国為替市場及び裁定外為替相場」より引用。それぞれの調査年の平均
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金と国家第二年金に強制加入 一定の要件を満たす職域年金または個人年金に加入する場合には、付加年金への加入を免除される <p>(自営業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に強制加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に任意加入 	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者（ブルーカラー）、職員（ホワイトカラー）はそれぞれ労働者年金、職員年金に強制加入 一部（農業者等）は職域毎の自営業者年金に強制加入 一部（芸術家等）は労働者年金または職員年金に強制加入 その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入 労働者年金または職員年金に任意加入 	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 強制加入 （自営業者） 強制加入 （無業の者） 適用なし（保証年金の対象となる）
被用者：23.8% (本人10.0%、事業主12.8%) *自営業者は週あたり2.0ポンドの定額と年収4,615ポンドを超えた金額の8.0%	19.5%（被用者は労使折半）	17.21%（被用者は本人7.0%、事業主（老齢）10.21%） *その他に遺族年金の保険料1.70%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）
男子65歳、女子60歳（女子は2010年から2020年にかけて65歳に引上げ）	65歳	65歳 *61歳以降本人が選択。ただし保障年金の支給開始年齢は65歳
<p>[2002年]</p> <p><基礎年金> 単身：328ポンド（59,204円） 夫婦：524ポンド（94,582円）</p> <p><付加年金> 全受給者：84ポンド（15,162円） (1ポンド=180.5円)</p>	<p>[2002年]</p> <p><労働者年金> 全受給者：602ユーロ（67,123円）</p> <p><職員年金> 全受給者：819ユーロ（91,319円） (1ユーロ=111.5円)</p>	<p>[2003年]（旧制度）</p> <p>男性：11,427クローネ（154,265円） 女性：7,628クローネ（102,978円） (1クローネ=13.5円)</p>
原則なし	給付費の約30%（2000年）	保証年金部分

レートによる。

5 児童手当

第369表 主要国の児童手当制度

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人団政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、
ンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名	日本(2004年現在)	アメリカ(2004年現在)	イギリス(2003年現在)
児童手当等	支給対象児童 第1子から 9歳到達後最初の年度末まで (小学校第3学年修了前)		第1子から 16歳未満 全日制教育を受けている場合は19歳未満
	支給月額 第1・2子 0.5万円 第3子~ 1.0万円	制度なし (ただし、児童手当に相当するものとして、税制上の児童税額控除制度がある。)	第1子 68.25ポンド [1.4万円] 第2子~ 45.72ポンド [0.9万円]
	所得制限 ・一定の年収(4人世帯:年収ベース596.3万円)以上の者には支給しない ・被用者については一定年収(4人世帯:年収ベース780万円)未満まで支給		なし
	財源 <0~3歳未満> 被用者 事業主7/10: 國 2/10:地方1/10 非被用者 国 2/3:地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳~小学校第3学年修了前> 國 2/3:地方1/3	国庫負担	政府
運営	政府		
税制上の児童控除	扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族 63万円 (16歳以上23歳未満)	扶養控除:被扶養者1人につき3,100ドル[33.8万円]の所得控除 児童税額控除:17歳未満の扶養児童1人につき1,000ドル[10.9万円]の税額控除又は給付 *児童税額控除は世帯年収10,500ドル[114万円]以上の全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)	児童税額控除:16歳未満(学生等は19歳未満)の児童のいる世帯に対し、児童数及び世帯の所得に応じて税額控除又は給付 ・児童税額控除(family element) 扶養児童が1人以上ある場合、児童の数に関わらず、最大545ポンド[10.8万円]の税額控除(給付)、なお、扶養児童に1歳未満の児童がいる場合は545ポンド[10.8万円]加算 ・児童税額控除(child element) 扶養児童1人につき、最大1,445ポンド[28.6万円]の税額控除 *全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)

(注) 1 イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。

2 換算レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成16年6月から平成16年11月までの間における実勢相場の平均値)

1米ドル=¥109、1英ポンド=¥198、1ユーロ=¥135、1クローネ=¥15

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

賃金体系(欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系)、税制(イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等)などに留意する必要がある。

ドイツ(2003年現在)	フランス(2004年現在)	スウェーデン(2003年現在)
第1子から 18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当等
第1~3子 154ユーロ [2.1万円] 第4子~ 179ユーロ [2.4万円]	第1子 なし 第2子 115.07ユーロ [1.6万円] 第3子~ 147.42ユーロ [2.0万円] <割増給付> 11~16歳未満 32.36ユーロ の加算 [0.4万円] 16歳~ 57.54ユーロ の加算 [0.8万円]	第1・2子 950クローネ [1.4万円] 第3子 1,204クローネ [1.8万円] 第4子 1,710クローネ [2.6万円] 第5子~ 1,900クローネ [2.9万円] 奨学手当等も同額
18歳未満:なし 18歳以上:児童の年収が7,118ユーロ[約96万円]以上の場合には支給しない	なし	なし
公費 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合は連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 事業主拠出金(65%) 税(一般社会拠出金等)(35%)	国庫負担
政府	家族手当金庫	政府
児童控除:扶養児童1人につき5,808ユーロ[78.4万円]の所得控除 *児童控除と児童手当(扶養児童1人につき1,848ユーロ[24.9万円])の有効な方を適用	N分N乗課税 *家族除数 独身者 1 夫婦者 2 夫婦子1人 2.5 夫婦子2人 3 夫婦子3人 4 夫婦子4人 5 以下扶養児童1人増す毎に1を加算する	なし

6 労 働

第370表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1990年	134	2.1	687	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	283	9.9	298	7.8	283	10.3
1993	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.5	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	569	4.0	164	5.6	388	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	144	4.9	386	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	838	5.8	153	5.2	406	9.8	226	9.0
2003	342	5.1	877	6.0	148	5.0	438	10.5	240	9.7

(注) 1 イギリスは、3～5月期の数値。

2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。

3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。

4 日本：総務省統計局「労働力調査」

アメリカ：連邦統計局「Statistical Abstract of the US 2004-2005」

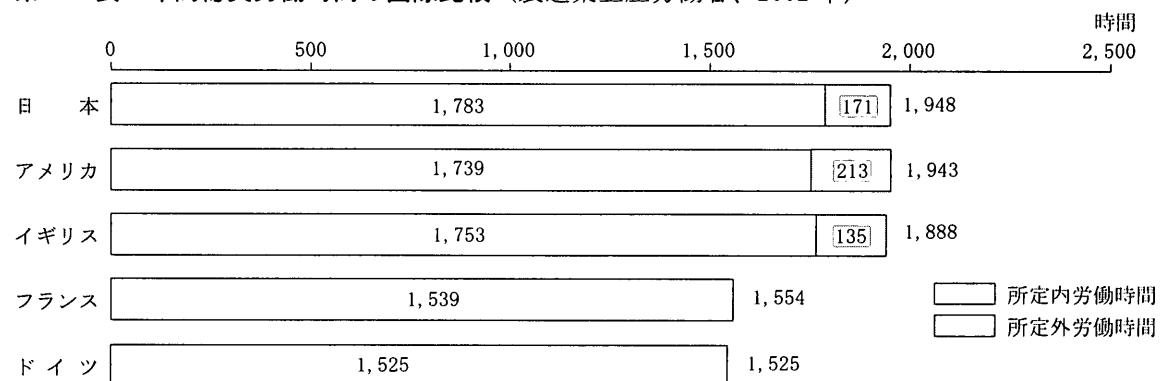
イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」

ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

フランス：国立統計経済研究所「Bulletin Mensuel de Statistique」、雇用労働社会統合省「Bulletin Mensuel des Statistiques du travail」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第371表 年間総実労働時間の国際比較(製造業生産労働者、2002年)



(注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。

2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。

3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」

諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第372表 国際労働事務所労働統計報告による週当たり労働時間(製造業)

(単位 週当たり時間)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1985年	41.5	40.5	43.7	40.7	38.6
1990	40.8	40.8	42.3	39.5	38.7
1995	37.8	41.6	42.2	38.3	40.2
1998	37.5	41.7	41.8	37.7	39.8
1999	37.4	41.7	41.4	37.5	39.7
2000	38.0	41.6	41.4	37.9	38.6
2001	37.6	40.7	41.3	37.8	37.9
2002	37.8	40.9	41.0	37.6	37.4

(注) 1 日本・イギリス・フランスは実労働時間、アメリカ・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあって労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。

支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のこととで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。

3 ドイツは、1990年3月10日以降、統一ドイツ。

4 フランスの1995年以降は、フルタイム労働者を対象。

5 1999年以前は、毎年5月の数値。時間外勤務は含まない。

6 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。

7 1989年以前はフルタイム労働者1名以上(相当)企業、1989～1995年はフルタイム労働者2名以上(相当)企業。

8 國際労働事務所「Yearbook of Labour Statistics 2003」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第373表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	1998年	2002年	2002年	2000年						
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	81.2	80.3	72.6	76.8	75.8	64.8				
賃金・俸給	62.0	62.2	65.2	67.9	65.1	58.4				
不就業給	19.2	18.1	7.4	9.4	10.7	6.5				
その他の労働費用計	18.8	19.7	23.1	23.2	24.2	35.2				
法定福利費	9.5	9.3	8.6	8.3	15.7	20.5				
法定外福利費	2.9	2.9		8.7	7.0	8.9				
退職金等の費用	5.5	6.8		1.0	0.6	2.2				
現物給与	0.3	0.3	14.5	2.3	0.4	0.1				
教育訓練費	0.2	0.3		2.4	0.5	1.5				
その他	0.2	0.2		0.0	0.3	2.1				

(注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。

2 イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。

3 日本は、厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」及び厚生労働省「就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation, March 2004」

その他は、Eurostat「Labour Costs Survey 2000 (2003 release)」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

7 國際協力

第374表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

区分	平成7年 (1995)	(単位 %)									
		8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日本	12.24	15.17	15.38	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47
ドイツ	8.78	8.89	8.90	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66
フランス	5.90	6.30	6.31	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03
イギリス	4.94	5.23	5.23	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第375表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

区分	平成11年度 (1999)	(単位 人)				
		12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
研修員等受入	2,061	2,277	1,925	1,406	1,312	1,222
国際協力事業団(JICA)	822	869	774	770	824	838
世界保健機関(WHO)	45	13	48	22	29	14
国際労働機関(ILO)	33	48	47	39	33	0
その他の	1,161	1,347	1,056	575	426	370
専門家派遣	544	440	384	338	344	256
国際協力事業団(JICA)	504	408	375	329	332	256
国際厚生事業団(JICWELS)他	40	32	9	9	12	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

8 国民所得

第376表 国民所得(総額)

(単位 億ドル)

区分	1995年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
アメリカ	64,539	68,401	72,922	77,528	82,367	87,952	89,798	92,254	96,796
日本	39,714	35,225	32,483	29,414	33,258	34,974	30,399	29,141	31,594
ドイツ	20,818	20,192	17,867	18,119	17,832	15,838	15,676	16,671	20,270
イギリス	9,914	10,511	11,824	12,836	12,937	12,822	12,866	14,224	16,358
イタリア	9,348	10,561	10,050	10,296	10,192	9,256	9,390	10,182	12,538
カナダ	4,848	5,026	5,238	5,043	5,424	6,035	5,901	6,106	7,228
スペイン	5,069	5,267	4,833	5,047	5,171	4,794	4,956	5,564	7,079
オーストラリア	2,989	3,354	3,379	3,018	3,277	3,158	3,002	3,354	4,306
オランダ	3,571	3,517	3,249	3,282	3,391	3,158	3,229	3,480	4,248
スウェーデン	2,138	2,327	2,131	2,152	2,185	2,079	1,894	2,099	2,639
ベルギー	2,423	2,348	2,134	2,181	2,183	1,980	1,957	2,127	2,614
イスラエル	2,726	2,631	2,337	2,413	2,386	2,240	2,193	2,371	—
インドネシア	1,419	1,677	3,586	10,117	9,705	16,222	21,216	21,984	24,732
南アフリカ	2,914	4,069	4,408	5,981	6,710	8,875	15,055	13,343	12,009
オーストリア	2,024	2,012	1,764	1,807	1,791	1,632	1,609	1,749	2,149
デンマーク	1,492	1,514	1,397	1,433	1,445	1,302	1,317	1,420	1,767
ベネズエラ	576	1,971	2,772	3,867	5,201	7,176	8,388	19,936	30,948
ノルウェー	1,225	1,333	1,322	1,255	1,320	1,420	1,445	1,639	1,912
フィンランド	1,015	1,013	993	1,051	1,048	989	1,005	1,101	1,342
韓国	4,529	4,849	4,439	2,868	3,738	4,357	4,128	4,748	5,231
ギリシャ	1,106	1,165	1,138	1,142	1,159	1,043	1,073	1,216	1,577
タジキスタン	1,542	1,660	2,938	2,307	2,320	2,728	2,805	3,143	3,424
ニュージーランド	487	528	535	447	462	419	425	492	658

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" September 2005

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

第377表 1人当たり国民所得

(単位 ドル)

区分	1995年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
アメリカ	24,209	25,361	26,715	28,074	29,488	31,142	31,469	32,006	33,254
日本	31,661	28,021	25,778	23,279	26,270	27,575	23,915	22,881	24,765
ドイツ	25,493	24,655	21,775	22,089	21,723	19,270	19,039	20,212	24,564
イギリス	17,114	18,108	20,328	22,015	22,121	21,865	21,796	24,023	27,551
イタリア	16,314	18,401	17,475	17,878	17,680	16,025	16,210	17,547	21,582
カナダ	16,516	16,938	17,467	16,673	17,779	19,600	18,967	19,436	22,852
スペイン	12,924	13,410	12,283	12,793	13,049	12,008	12,309	13,722	17,346
オーストラリア	16,429	18,209	18,140	16,024	17,204	16,386	15,387	16,979	21,524
オランダ	23,098	22,653	20,815	20,900	21,447	19,835	20,125	21,553	26,181
スウェーデン	24,217	26,322	24,086	24,315	24,668	23,428	21,288	23,520	29,460
ベルギー	23,903	23,126	20,958	21,377	21,359	19,328	19,034	20,593	25,196
イスラエル	38,493	37,035	32,856	33,828	33,285	31,070	30,204	32,272	—
インドネシア	725	845	1,783	4,965	4,700	7,755	10,013	10,243	11,379
南アフリカ	6,957	9,509	10,107	13,485	14,904	19,459	32,635	28,657	25,594
オーストリア	25,466	25,285	22,142	22,646	22,408	20,371	20,038	21,724	26,606
デンマーク	28,523	28,776	26,442	27,014	27,154	24,393	24,580	26,423	32,782
ベネズエラ	2,608	8,742	12,041	16,460	21,717	29,385	33,714	78,642	119,860
ノルウェー	28,115	30,434	30,021	28,325	29,590	31,617	32,026	36,107	41,887
フィンランド	19,867	19,770	19,328	20,393	20,286	19,104	19,364	21,170	25,751
韓国	10,044	10,651	9,660	6,196	8,018	9,268	8,719	9,965	10,914
ギリシャ	10,402	10,875	10,564	10,543	10,652	9,552	9,806	11,103	14,359
タ	2,643	2,814	4,927	3,830	3,812	4,446	4,523	5,022	5,422
ニュージーランド	13,149	14,045	14,070	11,664	12,008	10,811	10,853	12,371	16,284

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD “National Accounts of OECD Countries”

その他の国はIMF “International Financial Statistics” September 2005

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

